

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十四年四月十日發行

同盟旬報

第三卷第九號・四月十日發行 (No. 64)

【昭和十四年三月下旬號】

主要記事

第七十四帝國議會終る……
國家總動員法中公布勅令……
十四年度成立豫算全貌……
絹織物・燃料等公定値決定……
皇軍南昌を攻略す……
獨逸中歐制覇更に擴大……
ファッショント二十周年記念祭……
首都マドリッド遂に陥落……

同人法團社 同盟通信社發行

昭和十四年 三月下旬 重要日誌

三月二十一日(火)

武漢攻略四部隊並十四將兵に感狀

中支、錢塘江に敵前上陸

修水戰線渡河進撃戰果擴大

曾仲鳴暗殺さる

國府全國生産會議五月召集に決定

リ政府コンミューンケ發表

エストニア空相再度訪伊

グーリング空相再度訪伊

駐獨伊大使歸國

佛もチエコ資金の支拂停止

波蘭共同宣言不参加通告

英佛外相重要協議

米對獨回答發表

大島大使獨外相懇談

フアンスト大評議會

佛大統領訪英

英印新通商協定發表

同日(水)

日商に商工組合制度審議會設置

石炭増産に勞務、資材對策決定

江南戰線安義、奉新占領

國府戰地黨政委員會成立

上海英商議聯銀に抗議

滿國國境建設充備費百十一萬餘圓

佛國上海警備軍司令官更迭

メーメル返還正式通告

獨軍メーメル進駐約成立

土耳其古反獨戰線參加拒否

南京維新政府初の行政會議開催

ヒ總統メーメルへ

獨軍メーメル協定調印

洪軍メーメル進駐

獨羅新通商協定調印

英首相對獨強硬言明

フアンスト新組會議會開院

英ソ通商會議

同日(金)

鄱陽湖畔に敵前上陸吳城鎮占領

重慶、哈密間航空路開始發表

昆明大火

上海總領事館警察全體

臨時政府經濟視察團訪日

滿獨修好追加條約調印

滿國メーメル強制混用

滿鐵總裁更迭

法幣安定資金法英議會通過成立

英外相波大使會談

獨新財政計畫發表

駐西佛大使信任狀捧呈

英帝大國防會議

同日(土)

滿洲事變後行賞

第七十四議會終る

肥料配給統制規則公布

南潯線慈姑占領

青島大港を第三國船に開放

中華電氣工業會社創立

同日(月)

大別山攻略五部隊等に感狀

河南省東南部の殘敵大掃蕩

浙贛鐵道遮斷

南昌占領す

陸空軍瀋陽洛陽占領

國府重慶各機關に分散移轉命令

王龍惠外交談發表

駐支伊大使北支視察

獨宣傳相希訪問

ソ聯西部國境に増兵

對獨經濟報復說否定

佛緊急令可決

同日(火)

傷兵保護院官制改正

競馬臨時條例法關係省令公布

北洋出漁者に届出制實施

江西省政府吉安に移轉命令

國府南昌敗軍に長沙集結命令

綏靖委員會に中央軍團長投降

中支振興會社初總會

上海にテロ事件

滿國輸出作物の大増産策決定

伊農相訪英

チエコの在米戰債引續要求

英佛參謀總長會談

英首相反獨戰線結成言明

訪日獨新聞使節團出發

マドリッド陥落

同日(水)

首相時局方針闡明

糸の配給統制規則改正

梳毛糸の配給統制告示(四月一日實施)

東京府、絹・スフ織物に公定價格設定

杉の森綿糸市場立會停止

江南修水戰線武寧占領

國府、國民黨員の強制徵收

朱德第二戰區司令兼任

中國第四次聯合委員會會々議

北支開發會社初總會

天津英商議會頭拉致事件發表

上海市政府工部局に申入れ

上海の軍票手形交換開始

米航空機會社援募借款成立

クレギー・カー兩大使上海へ

佛首相ラヂオ演説

グアレンシア演説

中立法審議開始

米行政改革案成立

同日(木)

厚生省機構改正

産組中金の貸出利率最高歩合決定

日本發送電の受給電力料金決定

海空軍四省梁山空襲

中ソ學院創立

國府海門灣封鎖を各國に通告

滿國經濟部に爲替科新設

英閣議對波援助策協議

同日(金)

大島大使ロンドン訪問

米戰債物資支拂案否決

イラン國皇太子御婚儀に特派大使御差遣

勞務部を調整、賃金統制、就業時間制限

新設高工決定

名大關係八勅令公布

新南群島、臺灣總督府管轄公表

本年度最終公債四億三千萬圓發行

銅の使用制限品目追加告示

スフ糸人絹糸の配給統制除外品目追加

日滿鐵鋼販賣會社指定商排除に決定

鮮銀の公定金利一部引下げ決定

産金獎勵規則改正(四月一日實施)

國際文化振興會新役員決定

汪精衛第三次聲明發表

英首相對波援助策協議

新佛羅里達借款成立

米失業救濟費削減

米海軍第二次異動發表

排日漁業法案握潰し

佛羅里達協定調印

英首相對波援助策協議

米失業救濟費削減

米海軍第二次異動發表

排日漁業法案握潰し

佛羅里達協定調印

英首相對波援助策協議

米失業救濟費削減

同盟旬報 第三卷第九號 三月下旬號 主要目次

印は「表紙掲出」記事

宮廷

宮中皇靈祭並に神殿祭の御儀
牧方參事に御救恤金
滿洲事變の統後行賞
イラン國へ特派大使御差遣
皇后陛下御床拂

支那事變

第三國權益尊重を重ねて言明
歸還將官
武漢攻略四部隊・十四將兵
等に感狀
武漢攻略飛行部隊に感狀
大別山攻略五部隊等に感狀
白木寫眞班員戰死
戰死將校氏名

北支戰況

黃河南部京水鎮附近の敵擊破
山西南部中條山脈肅清
平陸方面に包圍殲滅戰展開
河南省東南部の殘敵大掃蕩
北支各地の掃蕩戰

中支戰況

武漢警備隊掃蕩戰々果
漢水戰線戰果
錢塘江敵前上陸
第五戰區第二路軍副司令歸順

江南戰況

修水戰況軍發表
武寧・安義・奉新等占領
高安・進賢
瑞安・吳城鎮占領
南昌攻略
南昌占領
蕪湖占領
蕪湖左岸一帶確保
中正橋畔に殺到
南昌車站突入・贛江渡河
陸續敵前渡河・南昌城門に
殺到
浙贛鐵道遮斷

南昌占領
修水連江部隊南進
南昌攻略戰々果
七日間の力戰苦闘
未曾有の特異作戦
南昌攻略の意義
南昌攻軍に長沙集結命令
南昌失陥と國府宣傳

南支戰況

西江左岸デルタ掃蕩
海南島東部中心地區掃蕩開始
【空中戰・空爆】
福州・福建・廣東兩省・汕頭・潮州・兩粵・廉州・海南島各地・南支方面等掃蕩戰
四川省梁山空襲
南昌攻略作戦に協力
陸空軍

陸空軍

山東・冀中・山西南部・臨江方面・孟津一帶・垣曲・渤海沿岸・黃河北岸杭州對岸・瀋陽・洛陽・山西省西部・徐州東北・莫干山等地掃蕩戰
南昌攻略戰に協力

國民政府

全國生產會議召集決定
戰地黨政委員會成立
支新軍事協定成立
支連絡機關州へ
重慶避難所建設に大童
重慶各機關に分散移轉命令
重慶・哈密間航空路開始發表
程潛の爆死に大狼狽
公債元利支拂延期
米國に正貨二千萬元現送
江西省政府吉安に移轉
國民黨員の強制徵求
米の中立法食止に躍起
中ノ學院創立

ヂゼル油一千トン購入
蔣・桂林に軍事會議開催
海門灣封鎖を各國に通告
朱德第二戰區副司令兼任
昆明大火
川康國際無線電臺竣工
航空路開始
航路視察團出發・川康定期
抗日戰備
南昌奪還を命令
長沙防衛に必死
第二段守備線を衡陽中心に
蔣の四月更生遊擊陣建直案
廣東軍政戰將領懲罰
汪派動靜
曾仲鳴暗殺さる
汪精衛第三次聲明
事變と列國動向
英 國
法幣安定資金法成立
英兩大使の上海會談内容豫測
佛 國
上海警備軍司令官更迭
佛印の對日鐵鎖禁輸に反對論
佛印の防備強化
コスム・佛大使上海へ
米 國
シアトルで扇鐵積荷妨害
米航空機會社接將借款成立
其他
伯國武官の職線視察談
ソ聯大使歸國
伊大使北支視察
澳門總督歸國
白耳義勇對蔣借款成立説
外紙論調

北支開發

北支開發會社初總會
軍管理工場に純益配當
天津英商議會頭拉致事件
人事發令
北京臨時政府
經濟視察團訪日
上海英商議聯銀に抗議
【蒙疆委員會】
蒙疆聯合會第十回委員會
甘卓杏仁の統制會社設立
中支支勢
中支支振興會社初總會
武勝關トンネル開通式
▲上海支勢
▲上海都市計畫愈々實施
▲上海市政府更に工部局に申込れ

第七十四議會

閉會
議會閉院式
閉院式勸語
閣僚議員等御慰勞
首相兩院議員慰勞
審議成績
關係方面談

【貴族院】

▲本會議
增稅案上程國際電通法成立
臺灣米移出管理法外五件可決
文治費追加豫算外八件成立
豫算・增稅兩法外十一件成立
豫算總會
文治追加豫算審議
文治追加豫算可決
▲特別委員會
映畫委員會

【衆議院】

▲本會議
增稅案可決
更道刷新問題質疑
宗教團體法案成立
宗便年金改正法外二件成立
十二年度決算豫算議案決定
決算委員會
建議委員會
特別委員會
豫備金支出委員會
民族衛生保護委員會
花柳病預防法外一件可決
關稅法改正委員會
北海道土功組合委員會
郵便年金改正委員會
人事調停法案委員會
非訟事件手續法改正外三件可決
宗教團體法案委員會
寺院貸付財產處分案可決
青年禁酒法案委員會
國勢調查法案委員會
國際電通委員會
愛國航空獎勵券法案可決
【各派動向】
小會派外交内治刷新要請
青年禁酒法不成立遺憾聲明
樞密院

政治・外交

▲特別委員會
映畫委員會

新支那建設

二月中の全支貿易狀況
中華航空旅客遭難機
聯合委員會
第四次聯合委員會々議
【總軍委員會】
中央軍團長投降
北支支勢
青島大港を第三國船に開放
中華電氣工業會社創立

支那事變

第三國權益尊重を重ねて言明
歸還將官
武漢攻略四部隊・十四將兵
等に感狀
武漢攻略飛行部隊に感狀
大別山攻略五部隊等に感狀
白木寫眞班員戰死
戰死將校氏名

日伊文化協定可決	〇〇
電氣廳官制案外二件承認	〇〇
國際労働機關官制廢止外三件可決	〇〇
首相時局方針闡明	〇〇
●國家總動員法發勅	〇〇
勞務需要調整二勅令公布	〇〇
賃銀統制 就業時間制限令公布	〇〇
會社利益配當及資金融通令公布	〇〇
國民精神總動員強化問題	〇〇
總動員聯盟陣容整ふ	〇〇
總動員委員會委員	〇〇
企畫院分掌規程改正	〇〇
地方長官會議五月上旬招集	〇〇
日滿支連絡機關設置考究	〇〇
經濟閣僚會議設置	〇〇
中小産業調整委員會設置	〇〇
官吏制度改正内相法相に檢討一任	〇〇
定例次官會議	〇〇
徵辨價格引下げ要望	〇〇
首相 樞府議長内府と會談	〇〇
大學肅正要望	〇〇
閣議	〇〇
臨時閣議	〇〇
定例閣議	〇〇
五相會議	〇〇
四相居殘協議	〇〇
首相外相要談	〇〇
首相首相要談	〇〇
首相首相に進言	〇〇
内閣參議	〇〇
定例參議會	〇〇
閣僚參議懇談會	〇〇
閣員參内	〇〇
往來	〇〇
法令公布	〇〇
▲内務	〇〇
護國神社一縣一社主義で指定	〇〇
關東市長會議	〇〇
都市計畫東京委員會	〇〇
東京市會十四年度豫算可決	〇〇
▲司法	〇〇

司法新施設に萬全	〇〇
司法部調査部長更迭	〇〇
文部省 體法施行準備に着手	〇〇
名大九大、京大關係八勅令公布	〇〇
教員俸給臨時國庫補助額制當新設高工決定	〇〇
▲農林	〇〇
農林省山林局關係事務分擔改正	〇〇
▲商工	〇〇
生産力擴充關係諸法令急速實施	〇〇
▲通信	〇〇
選信次官更迭	〇〇
電氣廳、航空研究所兩官制公布	〇〇
南方航空郵便料金朝鮮臺灣と同一料金	〇〇
外國電報料金改正	〇〇
鐵道運輸收入七億突破	〇〇
▲拓務	〇〇
滿洲移民準備委員會	〇〇
▲厚生	〇〇
厚生省機構改正	〇〇
傷兵保護院官制改正	〇〇
國民體力管理制度專門委員決定	〇〇
國民體力振興會理事會	〇〇
傷痕軍人の教員再教育	〇〇
軍事援護會の新年度豫算決定	〇〇
▲外交	〇〇
一息	〇〇
日伊文化協定成立	〇〇
日伊文化協定正式調印	〇〇
伊大使聲明發表	〇〇
伊外相に祝電	〇〇
日伊文化協定を歓迎(ローマ)	〇〇
日伊文化協定交換	〇〇
日伊文化協定公布	〇〇
日伊文化協定祝賀午餐會	〇〇
日ノ漁業問題	〇〇
第二回漁區競賣公告	〇〇

新南群島の管轄を臺灣總督府に	〇〇
日本諒察に嚴重抗議	〇〇
▲國防	〇〇
陸軍	〇〇
陸軍々事參議會會同	〇〇
陸軍豫備隊大將會同	〇〇
師團長會議開催	〇〇
師團副官聯隊區司令官會議	〇〇
陸軍軍需品價格對策委員會設置	〇〇
陸軍豫備隊編入	〇〇
陸軍火藥庫爆發責任者處分發表	〇〇
▲海軍	〇〇
海軍特命檢閱	〇〇
驅逐艦雪風進水式	〇〇
砲艦伏見進水式	〇〇
▲貴族院	〇〇
研究會役員改選延期	〇〇
公正會議員總會改選迄現狀維持	〇〇
燃料國策研究會	〇〇
▲政黨	〇〇
民政黨	〇〇
民政黨議員總會	〇〇
民政黨新政策檢討	〇〇
總裁問題	〇〇
政友新幹部は總裁決定後	〇〇
砂田幹事長辭表提出	〇〇
政友總務會紛糾	〇〇
總裁問題代行委員に一任	〇〇
黨内の意見を聴取	〇〇
胎中氏解黨進言	〇〇
島田代行久原氏訪問	〇〇
總務會繼續論に一決	〇〇
政友長老會議	〇〇
政友常議員決定	〇〇
政友議員總會	〇〇
政友革新同盟結成	〇〇
社大今後の方針聲明	〇〇
▲國民同盟	〇〇
國民同盟	〇〇
▲國民議員總會	〇〇
▲東方會	〇〇

議會内閣體解消	〇〇
▲人事	〇〇
宮廳辭令、紋位敘勅	〇〇
▲財政・經濟	〇〇
▲穀	〇〇
軍需品受注の配分統制	〇〇
全國生計費(二月)	〇〇
▲肥料統制	〇〇
肥料配給統制規則公布	〇〇
鋼材販賣會社設立で指定	〇〇
商廢止	〇〇
日滿鐵鋼販賣會社も指定	〇〇
▲商排除	〇〇
銅の使用制限品目追加	〇〇
人の配給統制規則改正	〇〇
人絹協定糸の新配給案決定	〇〇
スフ糸人絹糸の配給統制	〇〇
▲除外品目追加	〇〇
梳毛糸配給統制四月一日實施	〇〇
▲實業	〇〇
羊毛工業統制團體の整備案成る	〇〇
各種纖維帶給計畫(四・五年度)	〇〇
荷造包装材料の配給圓滑化要望	〇〇
▲物價	〇〇
都市卸賣物價騰貴(二月)	〇〇
原料鋼塊の關相場抑制	〇〇
●第二次絹織物公定價格決定	〇〇
絹・スフ織物公定價格(東京府)	〇〇
▲燃料・纖維・金屬・食料品公定價格	〇〇
食料品生産者販賣價格全國一律	〇〇
スフ及スフ糸の公定價格變更	〇〇
取引所で砂糖現物買付の傾向	〇〇
明年度酒糶賣渡賠償價格決定	〇〇
▲財	〇〇
十四年度成立豫算全貌	〇〇
十三年分第三種所得決定額	〇〇

▲金	〇〇
東京社員銀行勅定(二月末)	〇〇
地方金利平準化第二段階に進む	〇〇
鮮組の公定金利一部引下合決定	〇〇
▲公社債	〇〇
十三年度公債發行額内譯公債繰越發行額十六億圓	〇〇
本年度最終公債四億三千萬圓發行	〇〇
▲十四年度貯蓄目標百億圓	〇〇
▲滿鐵社債四千萬圓發行	〇〇
▲産金政策	〇〇
産金獎勵規則改正	〇〇
鮮銀金買上手敷料を無料に改正	〇〇
▲貿易	〇〇
本年第一四半期の貿易實績輸出補償法施行令規則改正	〇〇
印度の差別的綿布關稅改正	〇〇
▲市	〇〇
三月初有價證券時價總額	〇〇
東株三月限受渡高	〇〇
東京期三月限受渡高	〇〇
各市場三月限受渡高	〇〇
杉の森綿糸市場立會停止	〇〇
中央市場に糞食ふ不良卸賣業彈壓	〇〇
▲産業	〇〇
▲農漁業	〇〇
農業生産計畫遂行に帝農要望	〇〇
産組中央會及帝農の共同聲明	〇〇
鮮米の内地向移出統制の全貌	〇〇
米作所要努力調(女子勞働力増大)	〇〇
明年度肥料資金三千九百萬圓	〇〇
▲萬國	〇〇
森林火災國營保險法北海道に施行	〇〇



宮中皇靈祭並に神殿祭の御儀

【三二】春季皇靈祭の二十一日宮中では午前十時天皇陛下御親祭のもとに皇靈祭並に神殿祭の儀を行はせられ、次いで東游の儀あり正午頃御儀は滞りなく終へさせられた

宮内省木炭車を用意

【三三】長くも天皇陛下には時局下ガソリン節約に伴ふ木炭瓦斯、天然瓦斯の利用等の燃料対策に關しては常々大御心を注がせ給ふと承はるが宮内省では此の度天皇、皇后兩陛下の御内意を體し奉つて御召の御料自動車に木炭車を一臺御用意申上ることになつた

枚方慘事に御救恤金

【三四】長き邊りでは今月初旬大阪府北河内郡枚方町に於ける慘事を聽召され直ちに侍從を御差遣あらせられたが更に廿三日罹災民御救恤の思召を以つて御内帑金一封を下賜の御沙汰があつた

恭仁子女王殿下御參内

【三五】四月二日の佳き日二條御基公のもとに御歸嫁あらせられる久邇宮恭仁子女王殿下には廿四日皇族としての最後の御參内を遊ばされ賢所皇靈殿神殿に謁せられる御儀を終へさせられ、それより宮殿に御伺候あらせられたが天皇陛下には午前十一時風風間に於いて姫宮に御對面優渥なる勅語を賜ひ朝見の儀を行はせられた、次いで姫宮には午前十一時五十分大宮御所に御伺候皇太后陛下に御對面、朝見の儀を終へさせられ御假寓所へ御歸還あらせられた

支那事變

旬間大観

南昌攻略は武漢攻略に次いで全戦局に重要な意義を齎すものである。江南地區の要點であるこの南昌を、皇軍の神速果敢、修水渡河後實に一週間に於て占領した事は、河内ルートにつく重要な援將ルートである金華・桂林ルートの死命を扼したものであり、支那の内部と海岸地區を分断したものと云へよう。南昌攻略が、一般の期待よりも遙かに迅速であつたことは、皇軍將兵の勇猛は勿論、周到なる準備、絶對の企圖、訓練の正當、統帥の妙、陸海空の協力等凡ゆる條件の綜合結果であるが、更に従来の作戦と異なる奇襲作戦の特性を認めねばならぬ。即ち、その第一は最も困難な薄暮の渡河戦に成功したこと、第二は驚くべきスピード進撃を敢行したこと第三は作戦上至難至妙と言はれる急襲突破作戦を採用したこと等を擧げることが出来る。なほ、浙贛線遮断の効果は、奥地に遁入した蔣政權に對する物資特に軍需物資の流入を切斷した事になり敵の最後の動脈を斷ち斬つたものとたとへられよう。

第三國權益尊重を重ねて言明

北京【三三】北支軍司令部では廿三日午後五時半外人記者團に對し次の如き發表を行つた

最近鄭州其の他に於て日本軍飛行機が第三國教會に對して損害を與へたりとの噂あり、軍は目下その眞疑を確認すべき資料を有せざるも日本軍が從來執り來りたる作戦上の不便を忍びつゝも努めて第三國權益を尊重せんとする方針は依然これを堅持し何等變更なき事を言明する

歸還將官

- △長野野祐一 少將 廿四日門司着
△千田貞雄 少將 廿五日下午關着
△河村董中將 同日福岡飛行場着
△附近の敵陣地帯に對し第一線中隊とし夜間攻撃を命ぜらるゝや激戦既着△福榮直平少將 同日下關着

長谷川基少將 廿八日門司着△末松茂治中將 同日門司着△眞野五郎少將 同日下關着△森本伊市郎少將 三十日下關着

武漢攻略四部隊等に感狀

【三三】武漢攻略戦に赫々たる武功を樹てた宮本中隊、高橋戰車中隊、長谷川(基)部隊、片村部隊長等に對する感狀(第二回)は廿一日正午左の如く大本營陸軍部から發表された

宮本中隊

右は宮本一誠歩兵中尉の指揮に屬し武漢攻略戦中昭和十三年九月廿六日田家鎮要塞正面の要點たる黒家山附近の敵陣地帯に對し第一線中隊とし夜間攻撃を命ぜらるゝや激戦既着△福榮直平少將 同日下關着

宮本中隊

右は宮本一誠歩兵中尉の指揮に屬し武漢攻略戦中昭和十三年九月廿六日田家鎮要塞正面の要點たる黒家山附近の敵陣地帯に對し第一線中隊とし夜間攻撃を命ぜらるゝや激戦既着△福榮直平少將 同日下關着

乏しきに拘らず綿密なる計畫の下に周到なる準備を整へ之が必成を期し一度敵陣に突入するや敵の猛射及反覆する逆襲に對し孤軍奮闘勇往邁進し天明迄に縱深二千米に亘る數線陣地を突破して所名の黒家山南方高地を奪取し天明となるや反轉して抵抗持續中の敵を背射し之を潰亂せしめ所屬大隊主力の攻撃進展を促進し以て田家鎮要塞の攻略を速ならしめたり

△感狀

高橋戰車中隊 同配屬工兵部隊

右は武漢攻略中高橋清伍步兵大尉の指揮に屬し○部隊長の麾下に於て漢口に向ふ追撃に方り昭和十三年十月二十四日佐野部隊の乗車一中隊及獨立戰車中隊等と共に新洲出發黃坡に向ひ追撃を命ぜらるゝや下店黃坡間に於て一萬數千の敵縱隊中に突進して之を蹂躪し火砲二十數門を突獲せるのみならず戰機に投じ黃坡東端の舟橋を敵に追躪して之を占領し部隊主力の追撃を容易ならしめ次で

△感狀

長谷川(基)部隊 同配屬部隊

右は長谷川部隊長の指揮に屬して武漢攻略戦に従ひ九月二十一日以來○部隊右追撃隊の基幹として先づ彪泉崖陽扶尖、華山尖、望月崖等の險山峻峰に據る敵を撃破し次で九月二十五日大屋田村附近に進出するや機に投じ覆血山を奇襲攻略して敵陣地

△感狀

長谷川(基)部隊 同配屬部隊

右は長谷川部隊長の指揮に屬して武漢攻略戦に従ひ九月二十一日以來○部隊右追撃隊の基幹として先づ彪泉崖陽扶尖、華山尖、望月崖等の險山峻峰に據る敵を撃破し次で九月二十五日大屋田村附近に進出するや機に投じ覆血山を奇襲攻略して敵陣地

滿洲專變の統後行賞

【三二五】長き遼りては滿洲專變に際し恤兵、皇軍慰問等私財を獻納して舉國一致の實をあげた民間の赤誠を嘉せられて事變寄附行賞として褒章木杯、褒状等を下賜せられるが第一次の昭和六年九月十八日事變突發から同十年末までの行賞は廿五日の發表をもつて大部分終了、その数は十五萬三千八百六十六に達し、その同日第二次行賞の第一回が同時に發表された

皇太子様御歸京御參内

【三二六】二十七日葉山御用邸より御歸京あらせられた皇太子殿下には廿八日御久方振りに宮城に御參内、大奥にて天皇皇后兩陛下に御對面天機並に御機嫌を伺はせられた

イラン國へ特派大使御差遣

【三二七】長き遼りてはイラン國皇太子モハメッド・レザ・パアラザイ殿下は近く同國に於てエザプト國皇妹フアラザア内親王殿下と御成婚の儀を擧げさせられるにつき特に左の如く特派大使を御婚儀に參列せしめられる旨三十一日御付られた、尙長き邊りては御婚儀に際し御祝品を御贈進あらせられる御由に承はる

特命全權公使 中山 詳一

イラン國皇太子殿下下婚儀に特派大使として參列御仰付

外務事務官磯岡千似、公使館二等通譯官淺岡五郎、陸軍航空兵中佐高品剛、海軍少佐江口穗積

同特派大使隨員を命ず(各通)

皇后陛下御床拂

【三二八】皇后陛下には御慶事後の御肥立殊の外に勝れさせられ、卅一日御自出度く御床拂ひを行はせられた

突破の端緒を拓き引續き煤山、馬鞍山より羅盤山に至る十數軒の險難なる縱深陣地に據る敵數箇師の頑強なる抵抗を相次で撃破す、此間疲勞困憊其極に達し險峻泥濘進攻を阻むと雖一日として息まず或は右を衝き左を抜き或は歩砲一體の實を擧げ或は豪雨に乗じて敵を奇襲する等戰機を捉へて克く變轉至妙の策を盡し以て敵陣地の全縱深を穿貫突破し遂に十月二日羅盤山の要害を制し更に戰果を擴大して筈溪附近一帶の敵を撃破せり

右の行動は部隊長の強烈なる意志適切な指揮の下に歩兵部隊及配屬砲兵の不撓不屈あらゆる苦難を克服し一意任務に進進し部隊の中堅として克く一舉難關を打破し以て部隊を分斷せしめ得たるものにして其功績拔群なり

昭和十四年一月十五日

軍司令官

△感 狀

片村部隊長及片村部隊の一部
北尾部隊
岩仲工兵部隊(一部隊)
安達工兵部隊(一部隊)

右は武漢攻略戰間軍の九江附近上陸作戦に方りては北尾部隊長の指揮する作業隊は片村部隊の周到なる準備並指導の下に勇猛果敢なる行動遂にせる技能を以て昭和十三年七月二十三日未明鄱陽湖岸殷家胡庄附近に於て熾烈なる敵火を冒して波田部隊先頭部隊の敵前上陸を達成せしめ引續き不眠不休強烈なる風波を冒して部隊主力及〇〇部隊の上陸を完了して爲て軍の九江攻略に絶大なる寄與を爲

し次で機を失せず九江附近に海運地を設定して軍の至難なる集中輸送及軍需品の揚揚を圓滑ならしむると共に此間黃梅、瑞昌、贛龍山及星子方面に對する水路輸送を任じ以て軍の漢口攻略作戦準備を遺憾ならしめたり

又武漢に向ふ進攻作戦に方りては九月二十三日以後遼江船隊の基幹となり江上を挺進し或は沿江作戦部隊及海軍と協力して其水上機動に任じ武穴、半壁山、田家鎮、奉新、滄源口等江岸要地に對し敵前上陸を重ねること前後十七回に達し或は敵火を冒して機を失せず揚子江北岸部隊の補給輸送に任じ或は隨時江岸に揚揚施設を整備し富水及武山湖を利用して側方補給路を拓くと共に數百隻の臺灣及北洋漁船隊等を巧に運用して各種輸送及揚揚に任じ以て全軍の補給を圓滑ならしめたり、此間三月の久しきに亘り増水期に於ける揚子江の濁流を御し或は機雷に觸れ敵機の爆撃を蒙り或は江岸の敵火を冒し風浪に悩む等幾多の危険困難を克服凌辱し毎に積幾多の其任務を完遂し以て揚子江を根幹とする軍の武漢攻略作戦の達成に貢獻せし所極めて大なり

右の行動は多年に亘る訓練の精到海運資材の整備片村部隊長の適切なる指導を緯とし北尾部隊長の旺盛なる企圖心積極果敢なる実行力を經とし諸隊克く勇戰奮闘せる結果にして眞に皇軍獨特の精華を發揮せしものと謂ふべく其武功亦拔群なり

昭和十四年一月十五日

軍司令官

△感 狀

武漢攻略戰將兵十四名に感狀

【三二九】武漢攻略戰に勇猛果敢、拔群の武功を樹て軍司令官より感狀を授與された左記將兵十四名に對する感狀は廿日午前に達したが廿一日午後六時大本營陸軍部より左の如く發表された

陸軍工兵中尉野村茂平治
陸軍工兵伍長御園勝藏
陸軍工兵上等兵鈴木木稻吉
同服部末男、同須賀虎吉
陸軍工兵一等兵福井元吉
同星野晋次、同御調辰藏
同前田金吉

右は武漢攻略戰中〇〇部隊の排市附近富水渡河戦に方り野村工兵中尉の指揮を以て將校斥候となり富水及前岸の地形偵察を命ぜらるゝや十月二日及三日の兩夜に亘り裸體となり河幅二百米の富水を遊ぎ至嚴なる敵の警戒網を突破し丈餘の蘆荻密生せる沼澤地を隱密匍匐して巧に敵中深く潜入し沼澤地の状況を仔細に偵察し次で五日及六日の兩夜に亘り折疊舟を以て再び富水前岸に渡河し更に敵中深く潜入して攻撃地區の敵情地形を詳細に偵察して之を報告せり

右斥候の前後四回に亘り危険と困難とを冒して奮せる綿密適切なる偵察成果は當時最も考慮せる前岸の敵情地形特に沼澤地の状況を明ならしめ以て部隊渡河計畫策定上に緊急なる資料を提供すると共に渡河後の戰鬥指導に寄與せし所頗る大なり、剛膽にして慧敏熱心且沈著なる行動と其責任觀念の旺盛なるとは以て斥候の範とすべく其武功亦拔群なり

昭和十四年一月十五日

軍司令官

△感 狀

故陸軍工兵中尉 出口 榮吉

右は武漢攻略戰中昭和十三年九月下旬〇〇部隊隘口街附近の敵堅陣を攻撃するに方り部下附近の障礙を爆發して友軍戰車の突進を容易ならしめ或は暗夜豪雨を衝いて最前線に掩蓋陣

△感 狀
陸軍歩兵少尉 久保 忠
右は武漢攻略中昭和十三年七月下旬〇〇部隊の廬山北麓敵陣地攻撃に際し大隊の獅子山南方屏風岩高地の敵に對する力攻二日に及ぶも戰況意の如く進展せざるに方り自ら敵情偵察を志願し勇躍敵火の中に挺身すること約二時間具に敵陣地に侵入して偵察して其弱點を看破し以て大隊の戰鬥指揮を著しく有利ならしめ更に翌拂曉の攻撃に方りては自ら兵一名を率る主力に先ちて斷崖を攀登し敵の左側風上に進出し奇襲的に發煙して敵を撃退し大隊主力をして一兵をも損することなく同高地を奪取せしむるの奇功を奏せり、次で八月四日大隊の大礮山敵陣地の攻撃に方りては小野伍長を伴ひて不意に敵陣地の一角に突入し敵數名を斬り更に手榴彈を投じて敵兵數十を撃退し機を失はず鹵獲せる輕機關銃を以て隣接せる陣地の敵を掃射し以て大隊の大礮山附近の敵陣地奪取を容易ならしめ部隊主力の攻撃進展を有利ならしめたり

右の行動は勇猛果敢機に投じ單身克く不意に乗じて衆敵を破り以て戰勝の因を拓けるものにして其武功拔群衆の模範とするに足る

昭和十四年一月十五日

軍司令官

△感 狀

故陸軍工兵中尉 出口 榮吉

右は武漢攻略戰中昭和十三年九月下旬〇〇部隊隘口街附近の敵堅陣を攻撃するに方り部下附近の障礙を爆發して友軍戰車の突進を容易ならしめ或は暗夜豪雨を衝いて最前線に掩蓋陣

地を構築して推進砲兵の活動を遺憾なからしめ以て敵陣地攻略に多大の寄與を爲し又十月下旬部隊安川渡河に於ては斥候長となり屢々危険を冒して河川偵察に任じ渡河戰指導上有利なる資材を齎し渡河實施に方しては猛烈なる彈雨の下部下を叱咤激勵して困難なる渡河作業を完遂せり、

次で十月廿六日部隊の德安城攻撃に方り部下小隊を指揮して威力偵察に任ずるや周到なる準備を整へ隱密能く敵前近に迫り敵火の間斷を究め兵七名を選抜し率先氾濫地帯を超越して德安城東北角を奇襲し熾烈なる手榴彈戰を交へつゝ突撃路を拓き德安城の一角を占領し敵手榴彈の爲腰部に受傷せるも尙風せず軍刀を杖つき奮戰中更に一彈胸部を貫通し復起つ能はざるに至る

右の行動は戰機に投ずる勇敢適切な作業に依り我軍の戦力發揮に貢獻し又其率先頭に立つ勇猛奮進に依り敵の心膽を奮ひ友軍將兵を奮起せしめ克く戦捷の動機を拓きたるものにして軍人の龜鑑とすべく武功亦抜群なり

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

火を冒して先頭に邁進し手榴彈を以て敵を制しつゝ、嶺頂に突入して其一角を奪取し敵兵の動搖を認むるや更に突進し身に四彈を蒙り走行不能に陥るも風せず匍匐しつゝ、尙も敵に近迫して手榴彈を投じ勇戰中遂に敵砲彈の爲に斃る

上等兵の龜を率先頭進で難局に赴き勇猛果敢壯烈鬼神を泣かしむる行動は將兵の志氣を鼓舞し中隊の突撃を達成せしめ克く駝嶺の堅壘奪取の誘因を爲したるものにして眞に軍人の龜鑑なり

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

△感 狀 航空兵團司令官 將士に對し曩に航空兵團司令官より夫々感狀を授與せられ上聞に達せられたり

△感 狀 衣川飛行中隊 中隊は武漢攻略戰の準備及實施間○飛行部隊に屬し八月下旬蘆州飛行場に進進し武漢攻略の爲大別山方面作戦部隊の蘆州附近を進發するや主として○及○部隊の戰闘に密に協力して其の作戦を容易ならしめ常に空地一體となり軍の耳目として眞摯奮極に敵情を究め進路を偵察し指揮連絡に任じ或は迅速に要域の空中寫眞を撮影して補修圖を速成し或は廣く寫眞搜索を實施して適時地上軍隊に利用せしむる等眞に直協偵察隊として遺憾なく活動し地上軍隊の戰闘を極めて有利ならしめ又○部隊の商城附近の戰闘に方りては適時敵の退却企圖を偵知して其の追撃初系を要衝を占領することを得せしめたり、次で信陽攻撃に參與し錯雜なる地形紛糾せる敵情に於て克く地上部隊の戰闘指導を容易ならしめ更に大別山系の突破に方りては主として右山系突破部隊に協力し同地方山嶽地帯特有の惡氣象を克服し困難なる山地の搜索に任じ軍の戰闘指導を助成し且爆撃隊を誘導して適切有效なる爆撃を反復致行せしむる等○部隊の同山系突破戰成功に貢獻せる所實に大なるものあり、大別山方面作戦部隊の武漢に向ふ總追撃に際しては第一線に近く飛行場を躍進し錯綜せる敵情を搜索して適時之を第一線諸隊に通報誘導して武漢北方地區に於ける軍の勦滅戰をして一層光輝あらしめたり

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

△感 狀 前島飛行中隊 中隊は武漢攻略戰の準備及實施間○飛行部隊に屬し揚子江方面作戦部隊の主力方面各兵團に協力を擔任せる吉田部隊内の中隊として活躍し同部隊の擔任戰面極めて廣く狀況亦頗る困難なるものありに拘らず行動常に積極果敢克く其の戦力を最高度に發揚し地上作戦に即應して困難なる地形と錯綜せる敵情とに於て常に第一線諸兵團の志氣を鼓舞し其の進路を開拓せり就中蘆山西麓の戰闘に於ては○支隊に協力して馬廻嶺正面の頑敵敗走の機を早め○部隊の瑞昌より簞溪を経て粵漢線進斷に至る困難なる突破作戦に方りては密接に之に協力して其の突進を容易ならしめたり又○部隊の德安西方地區に於ける奮戰に際しては所屬部隊内他中隊と共に長期間に亘り連續の攻撃及補給を政行して其の戰勢發展に貢獻せる所極めて大なるものあり斯の如くして中隊は武漢攻略戰間始終一貫其の行動割切にして戰機に投じ九三式輕爆撃機をして有終の美を收めしめたり

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

△感 狀 武漢攻略飛行部隊に感狀 武漢攻略戰に際し地上部隊に協力して偉勳を樹てたる左記飛行部隊及

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日
昭十四年一月十五日

△感 狀

故陸軍歩兵上等兵 鈴木幸藏

右は武漢攻略戰中昭和十三年十月十三日蘆山南麓駝嶺附近の敵陣地攻撃に於て選ばれて斥候となるや勇躍奮進有利なる報告を齎し中隊主力の突撃に方りては率先進進して之を誘導し駝嶺の第一陣地奪取の先驅となり次で翌十四日中隊が敵陣地を深く突破し戦果を擴張せんとするや進んで斥候たらんことを志願し熾烈なる敵

△感 狀

故陸軍歩兵曹長 門間 竹雄

右は武漢攻略戰中昭和十三年九月二十日岡崎(藩)部隊の橫港灣附近敵陣地突破後兩側の地形頗る險峻なる長隘路に屬する小嶺に向ひ追撃するに方り其尖兵に屬する擲彈筒分隊長として常兵に勇躍率先して難局に當り尖兵及尖兵中隊が屢々敵の執拗なる抵抗に會ひて前進を阻止せらるゝや或は部下分隊を率る彈雨を冒し衆に先じて突進し適切なる射撃指揮を以て敵を潰走せしめ或は自ら擲彈筒を提げ挺進して敵を制壓し或は單身敵前近に迫りて之が撲滅を期する等長隘路の突進に方りて進路開拓の衝に當り終に中田舖南方高地の敵を攻撃中敵彈の爲に斃る

△感 狀

故陸軍歩兵上等兵 小林光一郎

右は輕機關銃手として武漢攻略戰に參加し常に進で難局に當り克く奮戰力闘を繼續し特に昭和十三年十月十九日陽新鎮附近望樓北側高地の戰闘に於ては適時適切な射撃を以て中隊の該高地の敵陣地奪取を容易ならしめ爾後瘴疫の爲屢々高熱に悩まされたるも敢て後退を肯せず終始自ら輕機關銃を擔ひて強行軍を續け十一月二日小嶺東方王堂嘴附近敵陣地の攻撃に方りては敵手榴彈の炸裂下小隊長と兵に猛進し其山頂を奪取する有敵の猛射を受けつゝ之を制壓し腰部に貫通銃創を受くるも毫も屈せず依然射撃を繼續して隣接部隊の攻撃進展を促進し以て中隊をして王堂嘴附近一帶の敵陣地を奪取し衆敵を潰滅せしめ而して復後起つ能はざるに至る

△感 狀

昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日

△感 狀

昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日

△感 狀

昭十四年一月十五日

昭十四年一月十五日

及器材整備其の他の地上勤務に任ずる者の中隊長を核心とする鞏固なる團結の顯現に外ならず斯の如く直協偵察隊本然の使命を完遂した上作戦の戦果に偉大なる實績を爲したるは偵察飛行隊の精華と謂ふべく其の武功は披群なり

昭和十三年十二月一日 航空兵團司令官

△感 狀

釘宮飛行中隊

偵察者 陸軍砲兵大尉 汾陽 陽光文

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

【三六】(大本營陸軍部正午發表)

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

中隊は武漢攻略戦の準備及實施間飛行部隊に屬し八月下旬彭澤飛行場に進進以來揚子江方面作戦部隊内各兵團に協力し天候の不良地形の錯雜を克服して困難な任務に服し常に空地一體の實を具現し搜索及指揮連絡に任じ且有利なる目標を搜索して軍の作戦を容易ならしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

○支隊の田家鎮要塞攻略に方りては連日之と密接に協力し適時執拗なる敵の逆襲を偵知し飛行團の戰團指導を適切ならしめ以て同支隊をして危機を脱し其の難局を打開して戦果を完うせしめたり

右は武漢攻略戦の準備及實施間に在りては毎に同一飛行機に搭乗し克く北岸部隊の黃梅發進より漢口占領に至る間終始其の作戦に適切に敵情地運の搜索指揮連絡に任じ

大別山攻略五部隊等に感狀

武漢作戦に際し大別山方面に於て活躍し赫々たる武功を樹てたる左記五部隊及び歩兵軍曹鈴木勉に對し軍司令官より感狀を授與せられたるは昨二十七日

なる部署と剛膽なる行動とを以て敢然敵を急襲するに決し各中隊亦敵情地形の不明を意とせず直に火花を目標として敵中に轟進し村落高地等に據り頑強に抵抗する敵を突破し其の據點を奪取すること六、戦果を擴張すること二軒半に及び遂に之を擊破して復信陽附近に止まる能はざらむると共に部隊長の追撃戰指揮に支障なきを得しめたり

以上金田部隊長以下の旺盛なる攻撃精神鞏固なる團結並に剛膽機敏なる行動に依り準備なきに暗夜夜襲を斷行し深く敵中を突破して之を擊破し以て任務を完遂せるは一に居常修練の精華を發揚せるものと謂ふべく武功拔群なり

仍て茲に感狀を授與す
昭和十三年十二月八日
軍司令官

△感狀

兒玉(義雄)部隊

右は兵團の葉家集附近より商城に向ふ追撃間昭和十三年九月十五日鄧家集北方險要に據る數倍の敵を擊退して一擧商城を陥れ越えて二十三日先遣隊に増加せらるゝや力戰東樓附近一帯の高地を占領し以て兵團爾後の攻撃に多大の貢獻を爲せり、次で沙窩南方大別山系の突破に方り右翼隊左第一線として俗稱大圓山の攻略に任ず、抑々大圓山は敵陣地中央の鎮鎗にして能く四周を嚴制す即ち敵は中央直系第六十一師を配し抵抗頗る頑強を極む、部隊長は十月十三日第八中隊を併せ指揮し之が攻略の命を受くるや周到綿密なる準備を盡し特に敵情地形を精査して茲に攻略の爲に堅固たる確信を得部下亦必勝の信念に満つ乃ち十三日友軍砲兵並に歩兵

重火器の緊密適切な協力の下に懸崖を攀登して突如大圓山を急襲し熾烈なる敵火反復執拗なる逆襲に屈せず激戰終日遂に之を完全に占領し敵をして大別富士一帯の陣地を放棄し敗走するの已むなきに至らしめたり

以上部隊の行動を顧みるに難局に當りて堅忍不撓志氣益々旺盛にして上下一心克く任務の達成に邁進し謀つて密動くや敏速に要衝大圓山を攻略して敵陣地崩壞の端緒を拓く其の武功拔群にして全軍の模範たり

仍て茲に感狀を授與す
昭和十三年十二月八日
軍司令官

△感狀

陸軍歩兵軍曹 鈴木 勉

○部隊の沙窩南方大別山系突破戦に方り山田(喜)部隊は左翼隊として敵陣地攻略に任じ昭和十三年十月八日多大の犠牲を以て第一線陣地を奪取し更に攻撃を續行せしめ俗稱西山高地山願陣地前至近距離に到りて頓挫し爾後の攻撃容易に進捗せざるのみならず連日連夜に亘る敵の反復執拗なる逆襲と熾烈なる銃砲火に因り太田、加藤兩中隊の如き小隊長以上悉く死傷し損害亦過半に達す、鈴木軍曹は此の間太田中隊第一小隊の分隊長として率先陣頭に立ちて奮戦し中隊の殘存せる二十數名を併せ指揮して突撃の機を窺ひ十月十五日先づ其の若干名を従へて敢然敵陣に突入し接戦格闘敵數名を刺殺し將に之を占領せんとし腰部手榴彈破片創を受け懸崖下に顛落し部下亦相次で斃れ成功するに至らず然るに軍曹は毫も屈せず尙突撃を反復し或は敵の逆襲を擊退して多大の損害を與ふ

十七日拂曉に至り敵火稍々衰ふるや單身直に起つて山頭に轟進し逆襲する敵を擊滅して之を確實に占領し西山西山附近敵陣地攻略の端緒を開けり

以上軍曹の行爲は難境に處する極めて堅忍戰機を捕捉する頗る敏慧上級幹部を失ふも志氣益々旺盛勇猛果敢克く突撃の目的を達成し遺憾なく歩兵の本領を發揮せるものと謂ふべく武功拔群なり

仍て茲に感狀を授與す
昭和十三年十二月八日
軍司令官

△感狀

四宮(義一)部隊

右は昭和十三年九月初旬兵團左翼隊の富金山附近敵陣地の攻撃に方り添田部隊の右第一線部隊として同高地の峻峰俗稱松山高地の攻略に任ず抑々松山高地は最高峰俗稱廟高地と共に敵陣地の中核を形成し其の險峻なる地形に堅固なる築城を加へ更に新鋭部隊を交代補填して頑強なる抵抗を續く之が爲不撓不屈連日敢行せし死傷續出し刺へ疫癘猖獗を極め一日には部隊の突撃兵力僅に百名内外に過ぎざるに至る、然れども四宮部隊長以下志氣益々旺盛廟高地其他各方面よりの熾烈なる敵銃砲火を胃して更に決死の突撃を敢行し力攻又力闘夕刻遂に之を占領して敵の抵抗意志を破摧し富金山附近敵陣地瓦解の端緒を爲せり、次で大別山系突撃作戦間新店附近の攻撃に方り十月十一日獨斷機に投じて要衝衝尖高地を攻略し新店東方よりする主力の突破作戦を容易ならしめ越えて省境附近の戰鬥に於ては二十四日胡家

灣附近既設陣地に據る勁敵を擊滅し分水嶺を突破し以て偉功を奏したり

以上部隊の戰鬥を顧みるに將兵一心上下一如堅忍持久勇往奮進以て千苦を凌ぎ萬難を制し屢々險要を屠り頑敵を殄す是れ眞に皇軍歩兵の精華を發揚せるものと謂ふべく武功拔群なり

仍て茲に感狀を授與す
昭和十三年十二月八日
軍司令官

△感狀

横川(止知)山砲兵中隊

右は昭和十三年九月上旬添田部隊の富金山攻撃に協力し第一線歩兵と一心同體陣地を變換すること前後七回敵重火器を破壊すること三十有餘克く歩兵の攻撃を支援して力戰旬日堅壘富金山の攻略に多大の貢獻を致せり、越えて九月二十一日同部隊の柱堡石西方地區の戰鬥に於て地形險峻敵の抵抗頑強にして又遷に抜き難きに方り中隊は獨斷敵の左側に進出急襲之を側射して著しく歩兵の攻撃を有利ならしめ翌廿二日未明第一線に膚接して陸地變換中敵機關銃及小銃の集中射を蒙りたるも沈着機敏即時有效なる射撃を以て敵を潰走せしめ直に之を追尾し獨力敵陣地を占領して退却する敵に殲滅的打擊を與ふ、然るに敵は中隊の孤立進出せるを認め其の放列を三面より包圍し逐次近續して熾烈なる射撃を加へ爲に死傷續出せしめ毫も屈せず奮闘克く之を擊退して陣地を確保し新店北側敵主陣地に對する好箇の據點を形成し爾來約一箇月同地に在りて歩兵の攻撃に絶大の支援を與ふると共に屢々執拗なる敵の逆襲を擊碎し其の間多數

の火砲機關銃等を撲滅して敵の陣地組織を破摧し以て新店附近大別山系突破の爲極めて有効に協力せり

以上部隊の行動は中隊長横川大尉統率の下に團結極めて鞏固に必勝の信念充溢し任務の遂行常に積極果敢にして克く歩兵協力砲兵の本領を發揚せるものと謂ふべく武功拔群なり

仍て茲に感狀を授與す
昭和十三年十二月八日
軍司令官

△感狀

白木寫眞班員戰死

廣東【三三】(南支派遣軍報道部發表)三月廿七日以來開始せられたる西江左岸デルタ地帶掃蕩戰に參加從軍中の軍報道部員並に新聞記者は天候の不良と惡路と闘ひつゝ危險を冒し勇敢に任務遂行に邁進しつゝあるが現在までに知り得たる損害左の如し
戰死一 サウス・チャイナ・フォート・サービス(南支寫眞配給所)寫眞技師白木俊次郎(外に重傷四輕傷數名)
▲飯野賢十部隊長戰死 奉新城外引續き同河南岸嶺頭山の頑敵攻撃中飯野賢十部隊長(東京市出身)は右大腹部に重傷を受け敵彈兩飛の中を擔架に乗り指揮を續けたるも其の後數彈を受け出血多量により二十二日午前十時十五分嶺頭山頂に於て壯烈なる戰死を遂げた
▲宮脇巖部隊長戰死 陳庄【三三】廿三日午後宮脇部隊は敵堅陣陳庄西南方高地を激戰の末占領したが午後五時三十分宮脇部隊長(和歌山縣出身)は同部隊九小野中尉と共に陳庄南方一キロ一本松高地の第一線に

進み集中する敵陣の中で敵偵察中
敵の狙撃に腹部を射抜かれ壯烈な
の戦死を遂げた

▲堀井部隊【三〇】(原隊發表)中
尉川崎吉郎(山形縣)准尉高橋直四
郎(東京市)

▲澤田部隊【三〇】(原隊發表)廿
四日宿縣にて)大尉青木善之助(徳
島縣)

▲吉岡爲一少尉戦死南昌【三〇】
廿八日南昌突入に際し陣頭に立つて
奮戦しつゝあつた布施部隊吉岡爲一
郎(東京府出身)少尉は壯烈なる戦
死を遂げた

▲谷淵少尉戦死 南京【三〇】金壇
警備隊谷淵少尉は部下〇〇名を率ゐ
て長蕩湖西南土山(金壇南方六里)

附近の敵偵察を命ぜられ廿八日未
明を期して数十倍の敵中を果敢に突
破し敵陣地を奪取したが此の際自ら
先頭に立つて指揮してゐた同少尉

(三重縣出身)は胸部に貫通銃創を
負ひ壯烈なる戦死を遂げた外戦死一
負傷十三を出し全員殆んど傷つた
が長く最後迄頑張り敵を放走せしめ
た

▲小野寺少尉戦死 徐州【三〇】二
十八日宿縣東北方王家集の敵兵約三
千を攻撃した際陣頭に立つて奮戦指
揮中であつた澤田部隊小野寺少尉

(宮城縣出身)は壯烈極りなき戦死
を遂げた

北支 戦況

黄河南岸水鏡附近の敵撃破

北京【三〇】我が〇〇部隊は京漢線
に残された唯一の敵據點鄭州を死守
せんとして黄河南岸地區に奮闘を續
ける敵第二十師第五十八旅との間に

激戦を展開しこれに殲滅的打撃を興
へた、即ち長谷川部隊は廿日夜半を
期し原武の南方八キロ五層附近より
舊黄河を渡河して廿一日拂曉新黄河
南岸石橋附近に達し附近の敵を掃
蕩しながら西進し石橋西方四キロ大
凌庄附近に堅固な陣地を構築せる敵
を急襲してこれを西方に潰走せしめ
た、この時敵は京水鎮の東南方地區
より野砲迫撃砲隊を開いて攻撃を
開始したが、我が精銳はこれを冒
して退却する敵を京水鎮に壓迫する
や敵は京水鎮北方の壘壘により頑強
に抵抗したので主力は黄河提防地區
より一部は黄河河床より敵の背後に
迂回して遂に廿一日正午京水鎮北方
の壘壘を占領、續いて黄河決潰點に
迫つて背水の陣を布いて頑強に抵抗
する敵百五十を殲滅した、この戦闘
に於ける戦果は敵遺棄屍百五十、鹵
獲品チエツコ銃廿一、小銃百五十、手
榴彈六十、被服類多数我が方負傷五
山西南部中條山脈肅清
太原【三〇】南部山西中條山脈に遁
入して餘喘を保つてゐる中央直系第
八十三師の殲滅を期し二十一日夜半
絳縣東北地區に攻撃を開始したが
空谷部隊は先づ曉夢村、柳村附近に
於ける五、六百の敵を撃破し、次い
て魯峪及びその東北陣地を攻撃續い
て敵を追つて山中深く突入、隨所
に敵を率ゐて攻撃を續け二十三日以
來反轉して西南方に向け進撃を續け
てゐる、この戦闘に於ける當面の敵
は中央直系第八十三師の外山西軍七
十一師の一部、合計約千五百で二十
二日までの敵遺棄屍百、捕虜七、鹵
獲品、小銃十、手榴彈三百、小銃彈
数千であつた、この攻撃に策應し行
〇部隊は二十三日朝冀城附近より行

動を起しその東南地區の賀水、西張
村附近にあつた敵を撃破し次いで南
張村東方の陣地に據つて山砲迫撃砲
を以てて頑強に抵抗する第八十三師
の四百及び第九十八團の一千を攻撃
之を南方に潰走せしめた、この戦闘
に於ける敵遺棄屍七十五、鹵獲品小
銃二十五、機銃二、小銃彈二千七百
その他多数

▲西中條山脈の掃蕩成る運城【四〇】
廿八日を期して西中條山脈に展開さ
れた殘敵掃蕩戦は荒鷲群の協力によ
り多大の戦果を収め廿一日略々目的
を達成した、即ち廿九日夕刻までに
運城鹽池及び解縣南方より平陸内城
北方地區に敵を追詰めた我が岩切、
橋本、黃島、藤室各部隊は廿一日拂
曉總攻撃を開始し逃走する敵十七師
百四師、獨立四十六旅等、陝西、四
川兩軍混成の敵約六千を追つて隨所
に撃破、陸の荒鷲群又これに協力し
午前午後數回に亘つて出動巨彈の雨
を敵の頭上に浴せ、この空陸一體の
猛攻に甚大なる損害を蒙つた敵は山
中深く遁入し我が各部隊は凱歌を舉
げて歸還した、この四日に亘る戦闘
に我が岩切部隊の収めた戦果は敵遺
棄屍七百、捕虜二、鹵獲品多数であ
つた、一方藤室部隊は隔南鎮(解縣
南方四里)東方に於て敵約一千を攻
撃したが敵も頑強に抵抗戦の後こ
れを東南方に潰走せしめた

▲平陸方面に包圍殲滅戦展開
北京【三〇】運城南方黄河河北岸平陸
芮城一帶には最近黄河を渡河潛入せ
る第四集團軍長孫蔚如の率ひる陝西
軍第十七師、第百七十七師、獨立第
四十六旅及び第四十七旅、四川軍第
百四師、第百七十八師並にこれら雜
軍の督戦隊として中央直系第八師等
合計三萬餘の敵が中條山脈に帶狀に
據がりつゝあるを探知したる我軍は
これが包圍殲滅を期し二十八日拂曉
東西北の三面より一齊攻撃を開始し
二十九日夕刻迄に完全な包圍網を張
り敵大部隊に對し平陸一帶に於て大
殲滅戦が展開されてゐる、即ち西北
方の藤室部隊の一部は解縣東方より
突進し第百七十七師を撃破しつゝ、二
十九日午後三時解縣南方吳家墳に突
入韓陽鎮(蒲州南方)より東進せる
一部は芮城北方大王庄に達し又その
一部は敵の第八師の主力を撃破し芮
城を占領更に二十九日午後朱呂村に
突進した、一方夏縣南方張應鎮附近
より南進せる我が木越、岩切兩部隊
はその東方の敵第百四師、第百七十
八師、西方の第十七師の敵中を突破
し右三師の連繫を完全に遮断す津渡
大臣村に入り十七師及び獨立第四十
六旅を攻撃しつゝ平陸北方に猛進を
續けてゐる、斯くて各戦線とも猛烈
なる戦闘が交へられ我が果敢なる攻
撃は隨所に多大の戦果を収めつゝあ
る

河南省東南部の殘敵大掃蕩

徐州【三〇】豫れて河南省東南部商
城附近に蠢動を續け過般蔣介石より
山東省並びに北平安安徽省に遊撃根
地設定の命令を受けた第五十七軍于
學忠麾下の百三十三百四兩師は小瀝
にも二月上旬以來逐次前進、これに
對し我が〇〇部隊は絶えず監視の眼
を注ぎつゝ一舉包圍殲滅の機を狙つ
てゐるが、遂に廿四日宿縣南方平
鎮に於て敵先頭部隊と大激戦を展開
敵は五百の死體を遺棄し先づ度膽を
抜かれて潰走、引續き廿六日は宿縣
東方〇〇地點に於て我が澤田部隊は

中支 戦況

武漢警備隊掃蕩戦

漢口【三〇】我が武漢地區警備隊は
武漢占領後湖北、湖南、江西三省に
亘り不斷的討伐戦を續行、最近殆ん

北支各地の掃蕩戦

北京【三〇】蔣介石の所謂全面的遊
撃作戰命令に依り盛んに蠢動を開始
した敵匪の機先を制し北支各地に於
ては活潑な討匪行が續けられてゐる
一、庄司令部は廿八日武安(河南
省北部)の西北方崇義附近に於て
約八百の敵と遭遇し交戦數時間の
後之を撃退、翌廿九日更に同地附
近の掃蕩の爲前進中第八路軍第五
師に屬する千五百の敵を發見激戦
八時間にして之を壊滅した、敵の
遺棄屍二百三十

一、安武部隊は廿八日午後三時半
清河(河北省南部)東南七キロ謝
爐集附近に於て山東省保安隊第一
團に屬する歩、騎兵五百を攻撃、
敗退する敵を追ひ清河の東南方十
五キロ油房で徹底的に大打撃を興
へた、敵遺棄屍三十、鹵獲品多数

一、托克托警備隊は廿八日同地東
北方廿キロ附近で綏遠民衆抗日自
衛軍郭張清匪四百を急襲し殲滅的
打撃を興へ敵遺棄屍五十、兵馬四
十を鹵獲した

どこれを清掃治安を確立したが舊臘中旬以降三月上旬迄の數百回に及ぶ討伐戰の戰果は左の如く赫々たるものがある

交戰敵兵力約九萬、敵遺棄屍八千六百七十七、捕虜四百五十二、鹵獲兵器、迫擊砲二、重機四、チェソコ機銃三十三、其他彈藥數十萬發

漢水戰線戰果

漢口【二三】安陸、舊口鎮、羅漢寺等漢水河岸一帶の要衝を占領して漢水東岸地區を完全制壓した過般の江北作戰に於て我軍の収めた戰果は左の如し

敵遺棄屍四七四〇、捕虜二七〇、鹵獲兵器(小銃)一一七二、重機一八、輕機一〇四、輕迫擊砲一八、防毒面二六、馬八九、小銃彈藥三〇〇九五、機關銃彈二九一三、手榴彈一五九〇、(その他無電機機拳銃多數)

錢塘江敵前上陸

杭州【二三】二十一日午前六時廿分突如行動を起せる〇〇部隊は杭州灣に入る大河錢塘江要衝某地點の敵前上陸に成功し目下〇〇方面に向け戰果擴大中である、我方に損害なし

長沙塘占領 杭州【二三】昨廿一日突如行動を開始した我が〇〇部隊は同日早くも錢塘江岸富陽附近の長沙塘を占領、引續き敵を急追中であるが廿二日正午迄に判明せる戰果は次の如くである、敵遺棄死體二百六十、機銃一、小銃五十九、彈藥八千その他多數、これに對し我が方の戰死は五であつた

第五戰區第二路軍副司令歸順

南京【二三】淮陰(揚州北方三十里)附近一帶に蟬踞し盛んに我が軍に抵

抗を續けてゐた第五戰區第二路軍副總司令李彥波は麾下六千並に機關銃十五、小銃四千五百挺を有する相當有力部隊であるが、此程揚州地區の我が警備隊に對し歸順を申出て來たので我軍では四月一日正式に歸順申出を受諾することとなつた

江南戰線

漢口【二三】(中支軍午後一時發表)昨昭和十三年十月上旬德安、簞溪附近より敗退せる敵は修水河南岸地區に後退し河川に據り數線數條の陣地を構築し瀋陽湖修水河口より簞溪南岸及びその西方約二十軒附近に至る峽嶼百八十軒に亘る其第一線のみにも十數個師を配置し至嚴に警戒しありたり、軍は此の敵を擊破し遠く〇〇方面に存在する敵をも合せ擊摧するため周到なる準備を整へたり

本準備の間折柄の暗れ間なき霖雨と泥濘の道路を冒し第一線將兵の勞苦は言滯に絶するものありしも遂にこの艱難を克服せり

三月中旬諸準備完了し一部をもつて十八日修水を渡河し主力は簞溪西方附近より永修附近に亘る間に展開簞溪方面の我軍は二十日拂曉より飛行隊の決死的協力と共に簞溪西方地區に於ける敵主陣地帯を、又その他の部隊は同日夕刻より増水滿漲の修水を急襲渡河々岸直接防備の數線の敵主陣地帯を突破崩壊せしめ兩方面共に敵を西南方に急追中にして二十一日夕刻には既に攻撃開始地點より十數キロの前方に進出し各所に敗敵の殲滅戰を演じつゝあり、我が快速部隊は既に〇〇方面に進出敵を追撃中なり戰場一帶は目下降雨止まざるも將兵の士氣は極めて旺盛なり

武寧占領 ▲前衛陣地悉く奪取 〇〇【二三】簞溪前面の棺材山、望廬山、張林公の三山の敵數ヶ師を包圍せる我軍の攻撃めざましく廿一日朝來包圍圈を縮小、岩崎部隊は廿一日午後零時半武寧街道の要衝陳庄を占領、棺材山、望廬山間の溪谷を北上せる成友部隊は雪崩を打つて敗走し來れる敵を擊破しつゝ、張林公の峻險を占據後西方より進出せる高木、宮脇、江島各部隊と協力、富田部隊の巨砲の掩護下に一舉望廬山の敵を挾擊全山を血汐に染つて之を占領、一方藤崎部隊は棺材山北麓より敵の背後を衝いて山上に進撃雨霽れて薄日さす午後四時半山頂高く日章旗を飄へし茲に三山の敵を完全に全滅し去つた、第一線は武寧まで三里の地點に達してゐる

▲犬齋尖占領 陳庄【二三】高木、宮脇兩部隊は廿三日午前十一時武寧防衛の敵主要陣地たる陳庄西方高地を占領、江島部隊は午後三時修水河畔の敵堅陣犬齋尖を奪取、各部隊は藤村、原田兩部隊と協力廿三日夜を徹して武寧街道を中心に戰果を擴大中である

▲陳庄西北堅陣占領 陳庄【二三】白濱、江島兩部隊は廿五日午後六時航空部隊の猛爆と藤村部隊の砲火の掩護下に陳庄西北二キロの敵堅陣松山、海嵐山、萬壽山の三山を完全に占領した

▲加白老占領 〇〇【二三】修水北岸の我が部隊は陳庄西北方に急進展を示し武寧東北面の敵最大要害たる標高二千米の加白老(陳庄西北方四キロ)の峻險を廿六日午後六時半占領、引續き敗敵を四方に壓迫中

▲武寧へ肉薄 陳庄【二三】廿七日朝來猛烈な進撃を開始した高木部隊は要地大併山の峻險を突破、午前十一時陳庄西南方約五軒の老虎頭を占領、修水に沿つて猛進中である、武寧まで後一里半戰況著しく進展を見せつゝある

陳庄【二三】陳庄西南四キロの要地老虎頭を占領せる高木部隊と呼應し武寧街道南側を進撃する井上部隊は廿七日午後四時陳庄西方三キロの港田南方高地に據り最後の抵抗を試みる敵を擊破、午後九時江島部隊は陳庄西方約四キロの街道上の要衝下庄を占領し一部隊は武寧街道を敗走する敵を追つて猛進撃中で、武寧陥落は愈々時間の問題となつた

▲頑敵武寧を死守 武寧城外【二三】武寧西方一里に迫つた岩崎、高木、井上、江島各部隊は廿八日午前より午後にかけて城外各高地により敵を猛擊中であるが城内及び前面の敵兵力は第三十軍長王陵基の指揮する四川軍中心の數ヶ師で武寧を死守の激戰は愈々熾烈化しつゝあり

▲武寧攻略 武寧城外【二三】武寧城外の岩崎、高木、井上、江島各部隊は廿八日夜に至るや武寧城目指して總攻撃を開始、一齊に砲門の火蓋を切つた、堀川、藤村、富田、原田各部隊の掩護下に凄絶極まる闇夜の攻略戰を展開、動搖せる敵をひたし押しに押し先鋒江島部隊は武寧街道を進撃、折柄雷鳴と降りしける豪雨を切つて電光石火壯極まりなき夜半十二時遂に武寧縣城東門を占領した、次いで岩崎、井上、高木各部隊は踵を接して東門外城に殺到廿九日午前三時にはさし、堅壘を誇り頑強を極めた武寧城も物凄く雷鳴裡に全く我軍の掌中に歸したが各部隊は一

歩も城内に進入せずそのまゝ城壁に沿つてグルリと縣城を包圍蟻の這ひ出る隙もない包圍網を完成、二十九日薄明り待つて一齊に四方から攻撃を再開城内の殘敵一舉殲滅を期し先鋒隊は壘を切つた洪水の如く城内に殺到した

漢口【二三】(中支軍午後一時發表)武寧東方に於て堅固なる陣地に據り頑強に抵抗し且つ逐次増加せる約九箇師の敵を攻撃中なりし我軍は空陸相呼應してこれに徹底的打撃を與へ廿九日午前三時武寧に突入し午前七時遂にこれを完全に攻略せり

▲更に長倫上奪取 武寧【二三】武寧を占領せる岩崎、江島、原田等各部隊は敗敵を急追、武寧西方一里半茶皮功の線を確保したが之れに呼應し修水南岸を西進中の池田部隊は三十日武寧南岸南市の敵を擊破し三十日午後六時武寧西南五キロ長倫上を奪取更に前面の敵を攻撃中である

▲安義・奉新占領 ▲敵の第三陣突破 鳳凰山北側【二三】廿日夜歩兵協力の下一舉修水を突破、堅陣に據つて頑強に抵抗する敵を擊破した木島、飯野兩部隊は廿一日午前九時二十分早くも敵の第三線陣地たる王谷嶺及び其の西方地區萬壽山を占領し息つて暇もなく敗敵を追撃、木島部隊は午後六時過ぎ安石(永修西南五里)を占領、一方飯野部隊は鳳凰山を固守する敵を廿一日夕刻より攻撃目下激戰中

▲安義・萬家埠占領 漢口【二三】修水を敵前渡河の後敗敵を擊摧しつゝ友軍部隊の先登を切つて虬津街安義街道を嚮進中の我が〇〇快速部隊は廿二日瀘水河畔の敵據點安義縣城及び萬家埠に突入之を占領した、安

朝來猛烈な進撃を開始した高木部隊は要地大併山の峻險を突破、午前十一時陳庄西南方約五軒の老虎頭を占領、修水に沿つて猛進中である、武寧まで後一里半戰況著しく進展を見せつゝある

義、萬家埠の敵は神速なる我が進出に全くその虚を衝かれ馮水に架した橋梁、舟橋を破壊する余裕すらなくそのまゝ、西南方に潰走、我が快速部隊は一舉馮水を渡つて〇〇に向ひ急進中である、我軍によつて馮水の兩岸河脚安義、萬家埠を制扼された結果修水、馮水兩河の中間三角地帯にある數千の敗敵は退路を遮断されて袋の鼠と化してゐる

漢口【三三】修水渡河後快速部隊の後を追ひ所在の敗敵を撃滅しつゝ、超快速の進撃を續けてゐる我が歩兵部隊は廿三日午前十一時三十分安義縣城に達し附近一帶の殘敵を掃蕩の後引續き馮水を渡河、奉新方面に向け猛進中である、又他の一部隊は廿三日正午西方二キロの地點を通過馮水南方に敗敵を急追中であるが、この日朝來江南の新戰場は片雲だに認めぬ快晴で我が精銳の意氣愈々軒昂たるものがある

▲奉新占領 ○〇【三三】我が歩兵を伴ふ快速戰車部隊は轟進また轟進を續け廿二日夜安義西南方の敵據點奉新を完全に占領、縣城高く感激の日章旗を翻へした

▲奉新城外【三三】廿日夜奇襲的修水敵前渡河を敢行し頑敵撃滅を開始した木島、飯野兩部隊はその後同河南岸の敗敵を猛追、無人の野を行く安石、鳳凰山を蹂躪し廿二日夜橋梁を奪取、廿三日正午には早くも安義を通過、廿三日午後九時四十分第九戰區の中間要衝たる奉新に突入、天地も裂けよと感激の萬歳を三唱した、修水敵前渡河以來僅かに三日間、この間全くの不眠不休を續け一氣に七十五キロの敵中を強行突破をなしたにも拘らず全部隊將兵の士氣は益々

昂まつてゐる

▲奉新突入報告書 ○〇【三三】奉新に突入せる殊勳の〇〇戰車隊長より〇〇部隊長宛て我が奉新追撃の如何に急であつたかを物語つて餘りある左の如き報告書が二十三日午後九時到達した

お蔭を以て奉新に急進し得たことを感謝す、途中幾多の敵砲兵を蹂躪捕捉しつゝ、急進突破し路上おたかも火事場の如き有様にて戦車の音響を聞くや蜘蛛の子を散らすが如く避難し道路上は荷物の山をなし全然敵なるや否やを判別し得ざるものあり乗車を要求するものあり、午後六時安義に突入東端より橋梁を通過これを確保し引續き夜間の突進を決行奉新に入ることなく永久橋及び木橋を確保せり、終夜敗殘兵出沒しこれ等を掃蕩せしもの五十數名、中には敵部隊を脱出せるか、捕へられたる際友軍部隊に捕へられたるものと誤認し再び努むるを以て怒つてくれと哀願するもの等あり、又捕へれば胸章を示してこれだこれだと友軍なることを表示する等笑止なり、これ夜間の識別困難なるによる(以下略)

▲木島、飯野部隊の辛苦 奉新【三三】快速木島、飯野兩部隊が行動開始以來修水渡河追撃戦に示した偉大な功績は我が戦史に永久に記録すべき壯舉である、即ち廿日夜電光石火修水渡河に成巧後僅かに數時間にして堅固な陣地に據り死物狂ひて抵抗する敵を撃破、第一線陣地を奪取し矢繼ぎ早く第二線陣地を確保した事實は夜間に於ける二線陣地突破として最初のことで戦史上の新記録である

る、又修水陣地突破後早くも三日目には泥濘の惡路を怒濤の如く敗敵急追、修水奉新間七十五キロを不眠不休あらゆる困苦缺乏を克服して奉新に突入、特に第三日目の如きその強行軍は言語に絶し橋梁奉新間四十七キロの難路を晝夜兼行猛進軍し〇〇部隊長も徒歩で行軍し、〇砲〇砲機關銃は分解運搬した程で此の部隊將兵の涙ぐましい辛苦は筆舌に盡し難いものがある

▲更に急追中 漢口【三三】中支軍は敵中に突入し早くも二十二日夕には奉新城に突入せり、其他の部隊も馮水兩岸地區を急追中にして本廿四日午前八時半頃には奉新城に進入し更に敵を遠く〇〇方面に追撃中なり

▲靖安占領 ○〇【三三】奉新北方の千州街を北進せる我が部隊は二十六日午後八時敵の軍事據點たる靖安を占領、更に東北方に向け追撃を續け餘家(靖安北方五キロ)に進出し、靖安に於ける敵は我が猛攻に堪へかね周章狼狽西方の山嶽地帯に敗走した

▲激戦三日 ○〇【三三】十九日未明敢然修水下流の敵前上陸に成功した青海川部隊は下流遙江縣城鎮を左に見つゝ早くも午前十一時丁家山北麓の敵第一線陣地を突破、同山第二陣に肉薄したる敵は同山一帯に亘り堅固な中心に約五千の兵を擁して同六師を中心し約五千の兵を擁して同山の敵陣より挾撃の態勢を取り頑強なる抵抗を續け更に二十日より三日間に亘り小瀨にも猛烈な反撃を試みたが、〇〇艦艇及び美濃、沼崎部隊の果敢なる砲撃下にじり／＼壓迫する村井、青海川、大澤各部隊の進撃に押されて二十二日午後六時敵の第二

高安へ進撃

高安へ進撃 瀨江々岸曾家【三三】廿六日早朝奉新を進發せる我が大部隊は廿七日午後六時破竹の勢を以て奉新西南約四十キロの高安縣城目指し猛雨をついで進撃中である

曾家【三三】廿七日朝高安縣城北方地區に於て攻撃準備中であつた園田部隊は同日午前二十時頃赤田橋附近に於て退避せる約二千の敵と戦闘中の長屋部隊増援の爲め前進敵の背後より攻撃し之を包圍殲滅し目下高安に向け猛進中である、因に赤田橋東方山岳地帯の敵は三ヶ師二萬に達して

▲鄱陽湖西岸に敵前上陸 ○〇船上を南下した〇〇隻の陸海艦船は同湖西岸傳ひ砲臺角(吳城北方六里)の突端を迂迴、掃海艇の誘導下に同角

よりの吳城に至る修水下流を進攻、途中十數ヶ所の水中鐵條網を突破しつゝ午後三時過ぎ吳城を指呼の間に望む葉家集(吳城北方二里)岸に敵前上陸し、王家集(吳城西北一里半)に進撃した村井、岩仲、青海川、福本、沼野崎の各部隊は路灘(吳城西北)の丘陵に砲列を布いて吳城西部の敵陣地に猛烈な砲撃を加へ鄱陽湖上に銃、砲、爆聲尙熾まず、湖畔の山々に響いて壯絶を極めた、陸海空の連續砲撃事實上六時間正に今次事變中のレコードである、一方佐渡原、中川、磯野各陸隊部隊は夕霧を衝いて葉家集の對岸獨洲に上陸を敢行、早くも午後八時には吳城東北一里半の令公洲を占領した、又青海川、野本、福本の各陸の精銳部隊は路灘より更に進撃修水の渡河點を能家(吳城西北三キロ)に求めて友軍の果敢な砲撃下を進撃、斯くて海軍部隊は進路を東に向け陸軍部隊は西に轉じ夫々吳城内に突入すべく進發した

▲激戦三日 ○〇【三三】十九日未明敢然修水下流の敵前上陸に成功した青海川部隊は下流遙江縣城鎮を左に見つゝ早くも午前十一時丁家山北麓の敵第一線陣地を突破、同山第二陣に肉薄したる敵は同山一帯に亘り堅固な中心に約五千の兵を擁して同六師を中心し約五千の兵を擁して同山の敵陣より挾撃の態勢を取り頑強なる抵抗を續け更に二十日より三日間に亘り小瀨にも猛烈な反撃を試みたが、〇〇艦艇及び美濃、沼崎部隊の果敢なる砲撃下にじり／＼壓迫する村井、青海川、大澤各部隊の進撃に押されて二十二日午後六時敵の第二

▲鄱陽湖西岸に敵前上陸 ○〇船上を南下した〇〇隻の陸海艦船は同湖西岸傳ひ砲臺角(吳城北方六里)の突端を迂迴、掃海艇の誘導下に同角

よりの吳城に至る修水下流を進攻、途中十數ヶ所の水中鐵條網を突破しつゝ午後三時過ぎ吳城を指呼の間に望む葉家集(吳城北方二里)岸に敵前上陸し、王家集(吳城西北一里半)に進撃した村井、岩仲、青海川、福本、沼野崎の各部隊は路灘(吳城西北)の丘陵に砲列を布いて吳城西部の敵陣地に猛烈な砲撃を加へ鄱陽湖上に銃、砲、爆聲尙熾まず、湖畔の山々に響いて壯絶を極めた、陸海空の連續砲撃事實上六時間正に今次事變中のレコードである、一方佐渡原、中川、磯野各陸隊部隊は夕霧を衝いて葉家集の對岸獨洲に上陸を敢行、早くも午後八時には吳城東北一里半の令公洲を占領した、又青海川、野本、福本の各陸の精銳部隊は路灘より更に進撃修水の渡河點を能家(吳城西北三キロ)に求めて友軍の果敢な砲撃下を進撃、斯くて海軍部隊は進路を東に向け陸軍部隊は西に轉じ夫々吳城内に突入すべく進發した

▲激戦三日 ○〇【三三】十九日未明敢然修水下流の敵前上陸に成功した青海川部隊は下流遙江縣城鎮を左に見つゝ早くも午前十一時丁家山北麓の敵第一線陣地を突破、同山第二陣に肉薄したる敵は同山一帯に亘り堅固な中心に約五千の兵を擁して同六師を中心し約五千の兵を擁して同山の敵陣より挾撃の態勢を取り頑強なる抵抗を續け更に二十日より三日間に亘り小瀨にも猛烈な反撃を試みたが、〇〇艦艇及び美濃、沼崎部隊の果敢なる砲撃下にじり／＼壓迫する村井、青海川、大澤各部隊の進撃に押されて二十二日午後六時敵の第二

陣地は動搖の色濃く遂に後退を開始したのであった

▲丁家山占領 ○○船上【三三】廿三日朝六時半青海川、福本、岩仲、村井の各部隊は敵の猛烈な抵抗を排して堅壘丁家山を完全に占領、山頂に感戴の日章旗を翻し更に進路を東にとり吳城に向け猛進撃中

▲贛江渡河 ○○船上【三三】鄱陽湖西岸に敵前上陸せる海軍陸隊佐土原、中川、磯野の各部隊は廿三日拂曉炎々と燃える吳城々内の火焔を眺めつゝ敢然贛江を渡河、午前八時頃同江東岸地帯の敵陣を突破、刻々吳城に迫りつゝあり、吳城迄の距離僅か二キロを餘すのみ

▲吳城鎮確保 ○○船上【三三】二十三日午前十時半艦艇よりの猛烈な砲撃に敵がたごろぎを始めた中を突如疾風の如く吳城東部の敵正面に上陸した磯野、中川、本川の各陸隊は前面約百メートル高地の擬装されたトーチカ陣地より猛射する機銃砲の垣を突破、午前十一時同高地の陣地を悉く占領、敵の觀測所たりし六階建の頂上高く感戴の軍艦旗を翻へした、更に主力部隊は高地に沿ひて西進、午後一時二十分吳城鎮市街に突入、手榴弾の雨を冒して進撃、尙頑強に抵抗する敵を撃退し午後五時市街の大半を確保、引續き民家に潜む殘敵を掃蕩中である

上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 海軍陸隊は本二十四日午前十時吳城鎮を完全に占領せり

▲吳城鎮攻略まで 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 鄱陽湖方面の敗殘支那軍は吳城鎮に嚴重なる防備を施して之を根據地として遊撃戰等を以て奮勵しつゝあり

し我が海軍江上艦艇は去る十八日以來頑強なる敵の抵抗を排撃しつゝ機雷原を強行突破し、或は猛烈なる彈集を冒して水路啓開を敢行、吳城鎮前面に進出し、附近一帯の敵を攻撃制壓せり、之に策應して江上艦艇掩護の下に某地點に敵前上陸を敢行せる海軍陸隊は爾來幾多の困難を冒し所在の敵を驅逐追撃し、昨二十三日午後遂に吳城鎮に突入掃蕩戰果を擴充中なり

尙本作戦に協力せる海軍航空隊の精銳部隊は連日に亘り地上及び江上部隊前面の敵陣地の據點及び吳城鎮を反覆爆砕し重大なる戰果を収めたり

▲陸海握手 鄱陽湖畔【三三】海軍陸隊は廿四日午前十時吳城鎮を完全に占領したが、之れに先ち同日午前九時四十分吳城鎮に於て陸軍○○部隊と完全な聯絡を完成、兩部隊先鋒勇士は感戴の握手を交はした

▲贛江を激江の退却 吳城鎮【三三】吳城鎮の陥落により敵が曾つて水の軍公路として信じてゐた修水河の航行權は完全に我が掌中に歸すに至つたが吳城鎮を四日に亘り、敵なげ健氣にも死守した第十六師及び保安隊十七集團約七千は皇軍の吳城鎮突入と共にジャンクによつて贛江を遡江南方に退却した

南昌 攻略

▲贛江占領 ○○【三三】修水渡河後猛然たる勢ひで南進中の我が中山、尾家、川上等の各部隊は廿四日頑敵を撃破しつゝ、轡を並べて岐山區東南附近に進出同地で美獲材料を利用して瀉水第二の支流を南進し渡河東進し、廿五日拂曉には南潯鐵道沿線の要地雷子崗を占領、更に南進を續け隨所に敵を

屠り同日午後二時には德安、南昌街道上の重要據點慈姑(永修南方四里)の敵を猛攻中である、同地當面の敵は第九十八師に屬するものであるが我軍の猛攻に雷子崗以北の敵主力は早くも廿四日退却したものと、如くである

○【三三】我が陸軍機の報告に依れば廿五日午前十時頃雷王田の東方地區には約二百の敵集團が東方に退却中慈姑方面の我軍は午後七時既に慈姑を突破しその南側を進撃中である、南昌附近の敵は廿五日午後五時頃浙贛線に沿ひ陸續として南方に退却を開始し南昌西方八キロの池上塘車站では列車が我が爆撃を受けて附近一帯火災を起し炎上中である

▲贛江左岸一帯確保 ○○【三三】去る廿三日泰新を占據した我が快速部隊は陸軍航空隊より燃料の補給を受けその誘導により途中頑敵を掃蕩しつゝ破壊された道路に架橋し一路東へ東へと進進を續けり廿七日拂曉にかけ降しける雨を衝いて山田、長尾等各部隊の掩護砲撃下で大膽にも民船を利用して果敢なる敵前渡河を開始官射する敵弾を潜つて遂に對岸蕭村一帯の彼岸に上陸、附近一帯を確保一部は息つく間もなく北轉南昌に向け進撃を開始し第九戰區の戰略的要衝南昌の陥落も愈々目睫に迫つた

▲中正橋に殺到 ○○【三三】廿六日朝南昌對岸に達した我が軍は戰車を先頭に歩兵、騎兵各部隊は贛江の中正橋畔に殺到し、敵は中正橋の中央二橋節を破壊し既に南方に敗走中である、中正橋は長さ五十米にして滿々たる水を湛へた贛江に架けられてゐる

▲南潯路部隊も中正橋に到達 ○○【三三】二十五日夜慈姑を突破した我が中山、尾家、川上各部隊は二十日朝來南潯鐵道に沿ひ所在の敵を撃破しつゝ南進を續けり二十六日午後六時二十分南昌對岸の中正橋畔に達した

▲南昌車站突入、贛江渡河 南昌對岸【三三】一路南昌目指して猛進撃を續ける南昌攻略部隊は廿六日を期して各部隊共に轡を並べて目指す南昌への突入態勢を整へた、即ち南昌前面を北東に進れた松井部隊は快速隊を先頭に午前九時廿分早くも南昌車站に突入り、津田、福本の諸部隊は午後六時頃南昌南方約十二キロの贛江左岸部路生米街を占領、同夜より廿七日拂曉にかけ降しける雨を衝いて山田、長尾等各部隊の掩護砲撃下で大膽にも民船を利用して果敢なる敵前渡河を開始官射する敵弾を潜つて遂に對岸蕭村一帯の彼岸に上陸、附近一帯を確保一部は息つく間もなく北轉南昌に向け進撃を開始し第九戰區の戰略的要衝南昌の陥落も愈々目睫に迫つた

の胡王洲の敵前上陸に成功敵を撃滅更に胡王洲と南昌市街の間を流れる小流を渡河、萬壽宮、進賢門附近より進撃、この先遣部隊に引續き○○、○○の各部隊は陸續として贛江を渡河、得勝、章江、廣潤、惠民等の江岸に面する南昌各城門に一齊に殺到した

○【三三】陸軍偵察機の報告によれば二十七日午後五時現在の體勢は中正橋附近の我が歩兵部隊は橋梁の南端に達し南昌城門に向け殺到せんとの體勢を示してをり、又中正橋上流附近の中洲上には歩兵部隊が上陸し、更に贛江を遡つて生米街附近から渡河した部隊の先頭は南昌西南城壁に迫りつゝあり城内には敵一部が残存し我軍の猛攻に右往左往狼狽の状を見せながら尙抵抗してゐる

贛江上流二十キロの地點を渡河せる部隊は東方に向け進撃中である

▲浙贛鐵道遮斷 贛江河畔會戰【三三】二十七日午後三時二十分池田部隊は浙贛鐵道分岐點輝坊黃(萬舍街東南方二里)に於て同線路を完全に爆破遮斷し又町田挺身隊も他の地點に於て同線路遮斷に威力凱歌を奏した

漢口【三三】(中支軍午後二時發表) 南昌南方十數キロの地點に於て贛江を奇襲渡河せる我が部隊は更に廿七日午後三時二十分浙贛鐵道を完全に遮斷せり

▲萬庄附近でも遮斷 ○○【三三】飛行機の偵察によれば我が有力部隊は廿八日正午頃萬庄(南昌南方二十キロ附近交叉點にて浙贛鐵道を完全に遮斷した、このため願祝同の率ゐる十八ヶ師の大軍は全くその退路を断たれ杭州灣岸蕭山より株州(長沙

陸續敵前渡河・南昌城門に殺到 漢口【三三】我が○○部隊は廿六日午後五時過ぎ南昌と對岸を結ぶ中正橋の上流三キロ王村附近より對岸の敵猛射の中を敢然贛江の敵前渡河に移り河中に横はる七郎廟洲を迂回、同五時三十分先鋒部隊は南昌西南側

陸續敵前渡河・南昌城門に殺到 漢口【三三】我が○○部隊は廿六日午後五時過ぎ南昌と對岸を結ぶ中正橋の上流三キロ王村附近より對岸の敵猛射の中を敢然贛江の敵前渡河に移り河中に横はる七郎廟洲を迂回、同五時三十分先鋒部隊は南昌西南側

陸續敵前渡河・南昌城門に殺到 漢口【三三】我が○○部隊は廿六日午後五時過ぎ南昌と對岸を結ぶ中正橋の上流三キロ王村附近より對岸の敵猛射の中を敢然贛江の敵前渡河に移り河中に横はる七郎廟洲を迂回、同五時三十分先鋒部隊は南昌西南側

陸續敵前渡河・南昌城門に殺到 漢口【三三】我が○○部隊は廿六日午後五時過ぎ南昌と對岸を結ぶ中正橋の上流三キロ王村附近より對岸の敵猛射の中を敢然贛江の敵前渡河に移り河中に横はる七郎廟洲を迂回、同五時三十分先鋒部隊は南昌西南側

陸續敵前渡河・南昌城門に殺到 漢口【三三】我が○○部隊は廿六日午後五時過ぎ南昌と對岸を結ぶ中正橋の上流三キロ王村附近より對岸の敵猛射の中を敢然贛江の敵前渡河に移り河中に横はる七郎廟洲を迂回、同五時三十分先鋒部隊は南昌西南側

陸續敵前渡河・南昌城門に殺到 漢口【三三】我が○○部隊は廿六日午後五時過ぎ南昌と對岸を結ぶ中正橋の上流三キロ王村附近より對岸の敵猛射の中を敢然贛江の敵前渡河に移り河中に横はる七郎廟洲を迂回、同五時三十分先鋒部隊は南昌西南側

南方六十キロ)にいたる間一十餘キ
ロを連れて粵漢鐵道とを結ぶ中支
大動脈は茲に完全に其の機能を失ふ
に至つた譯である

南昌占領

〇〇【三二七】廿七日午後五時五分南
昌の一角に突入した我が精銳部隊は
直ちに市内の殘敵掃蕩に移り、午後
六時四十分遂に南昌全市を完全に占
領した

南昌城門

〇〇【三二八】南昌西北端より突
入した布施、松井の兩部隊と相呼應
して津田、岩下部隊も廿八日午前市
街南端城外に流れる二本のクリン
を渡渉、南門より城内に進撃し南北
より市街中央部に迫つた、敵は昨夜
來殆んど姿を現はさず我軍は無人の
野を行くが如く南昌市街を席捲、正
午掃蕩を終了これを完全に手中に収
めた、皇軍入城と共に拂曉迄燃え續
けた市内各所の火災も止み住民の姿
も三々五々見受けられ南昌城内至る
所に日章旗翻翻と翻つてゐる

修水遡江部隊南進

〇〇【三二九】修水を遡江塗家埠
より疾風迅雷の如く進撃路を再轉し
た田村、岩村、青海川、中山、福本
の各部隊は二十七日午前九時贛江岸
を南に威風堂々進撃を開始した

艦上

〇〇【三三〇】海軍部隊と相呼應
して贛江々岸を南進中の陸軍部隊は
二十九日朝來河岸の濕地を進攻、正
午過ぎには昌邑郷南方七軒の地點を
突破した

贛江本支流分岐點占領

〇〇【三三一】贛江右岸を猛進中の青海川、岩
仲、中山各部隊は途中濕地の堅陣に

よつて頑強に抵抗する敵を屠りつゝ
廿九日午後八時吳城南方三十六軒老
鷄州を完全に手中に收め更に三十日
朝來河岸の敵を驅逐、泥濘を冒して
早くも午前十時には贛江本支流の分
岐點王家洲南方突端を占領した

贛江支流渡河張家占領

〇〇【三三二】鄱陽湖畔を南進中の岩仲、村井
浮田、青梅川、福本の各陸軍部隊の南
端より贛江の支流を渡河同午後一時
三十分、青梅川、福本の各陸軍部隊の南
端より贛江の支流を渡河同午後一時
三十分には贛江右岸の張家(王家洲南方三
キロ)を占領更に途中の殘敵に鐵槌

黃溪渡占領

〇〇【三三三】贛江岸
に沿ひ進撃又進撃の我が鄱陽湖南下
部隊は三十一日正午過ぎ樵舎前面の
對面湖に上陸、更に同江對岸の陳家
洲を同一時半手中に收めて後思つゝ
違もなく敗敵を追つて澄竹湖を陥入
れ午後七時には南昌東北方十四キロ
の黃溪渡を完全に占領した

海軍部隊進撃

〇〇【三三四】贛江制壓 上海【三三五】艦
隊報道部午後四時發表)吳城に突入
せる贛江遡航部隊は廿七日午前九時
進撃を再興、水路啓開處分の難作業
を行ひつゝ、三洲頭附近迄進出せり、
一方陸戰部隊は江上附近航路と並行
右岸の敵を驅逐しつゝ安塘湖南方に
進出廿七日夜は敵と對峙の儘警戒駐
軍せり、翌廿八日陸戰部隊は北崗敵
陣地に突入、午前六時四十五分同地
を占領、續いて敵を南方に壓迫し追
撃の手を緩めず進撃を續行、同日午
後三時三十分昌邑郷一帶を完全に占
領せり

艦上

〇〇【三三六】廿九日午前七時轟
き渡る雷鳴と冷雨を衝いて贛江右岸
を猛進中の海軍陸戰隊佐土原、中川

磯野各部隊は午前十一時には早くも
吳家洲(吳城南方卅一キロ)を突破
更に逃げ惑ふ敵を追つて正午過ぎ吳
城南方卅三キロの何家を占領後、直
ちに象湖畔を迂回して猛進午後一時
出家(吳城南方卅五キロ)の線に進
出した、又他の一隊は更に進撃の手
を緩めず午後四時頃には王家洲(吳
城南方四十キロ)を挾む分岐點附近
に進攻中である、斯くて吳城鎮進發
以來僅か二日にして敵中四十キロを
突破した快速陸戰隊の全將兵は士氣
益々奮ひ贛江を完全に壓してゐる

贛江を南下進撃中の海

〇〇【三三五】贛江を南下進撃中の海
軍陸戰隊部隊は廿九日午後五時二十
分敵の反撃を排して同江左岸の要衝
横江、塗村(吳城鎮西南方)を完全
に占領した、本朝更に江岸深く又
右岸の敵軍軍據點樵舎(南昌東北方
二十五キロ)を占領した

海軍艦艇修水遡航

上海【三三六】吳城攻
略戰に偉功を奏したる江上艦艇は更
に重要水路の啓開作業を續行中にし
てその一部は陸軍の作戦に呼應し修
水を上江昨廿六日既に徐家埠に進出
せり

艦艇吳城・南昌中間に進出

〇〇【三三七】贛江を完全に壓して威
風堂々南昌へ遡江進撃する海軍艦艇
は本日午後三時過ぎに吳城と南昌中
間の〇〇に勇姿を現はし西岸の敵を
制壓してゐる

鄱陽湖上に水路啓開

上海【三三八】(艦隊報道部午後四時發表)鄱陽湖上
に活躍中の我が江上艦隊は吳城、昌
邑郷攻略後引續き湖岸の殘敵を擊攘
しつゝ、機雷の清掃及び抗路啓開作業
を實施しつゝ、着々戰果を擴充しつゝ、

南昌攻略々戰果

〇〇【三三九】前後七日間に亘る南昌
攻略戰に於て我軍は世界戰史に類し
き一頁を飾る赫々たる偉勳を樹て二
十餘師に垂々とする敵の精銳部隊を
殆んど潰滅せしめたが二十八日正午
までに判明せる我軍の得た戰果は次
ぎの通りである

- 一、我が主力部隊の進撃した方面
敵遺棄藥屍三千二百、捕虜千四百、
鹵獲兵器(重砲九、山砲八、重機
一、輕機四十四、小銃四百、自動
車十三、馬八百)
- 二、武寧方面 敵遺棄藥屍五千五百、
捕虜八百七十、鹵獲品(速射砲一
迫撃砲十二、輕機三十七、小銃一
千七百五十)

又修水から奉新を経て南昌南方浙贛
線遮斷に至る迄の突破距離二百十キ
ロで最短距離を進撃せし部隊は百六
十キロ、戰車部隊は二百キロを突破
してゐる

七日間の力戰苦闘

南昌【三三九】敵の牙城南昌を一氣に
陥れ〇〇男兒の眞面目を遺憾なく發
揮した我が精銳部隊の榮ある勝利
は實に七日間に亘る筆紙に盡せぬ涙
ぐましい幾多の苦心と力戰奮闘の結
晶である、去る二十日世界戰史に未
だ曾て見ざる壯烈果敢な修水敵前渡
河を敢行後痛快無比の猛進撃が始つ
た、津田左翼第一線部隊、右翼第二
線の主力は渡河すると同時に其銳鋒
を永修西南方山岳地帯に向けた、南
岸山、向嶺山等敵が約五ヶ月の長き
に亘つて築いた堅固な陣地は瞬く間
に鐵脚に蹂躪された續いて息つく處
もなく強行軍だ、連日降り續いた雨
のため道路は沼の如く泥濘は膝を没

し兵も馬も車輛も泥々になつての難
行軍を續けた、逃げ場を失つた殘敵
は窮鼠の如く一日數回執拗な逆襲を
繰り返して來る、擊退しては行軍行
軍しては敵を殲滅して晝間は太陽の
直射を受け夜は冷雨の戎衣に滲みる
冷さに惱みながら敵中行進を續けた
廿三日津田、福井兩部隊が西南へ西
南へと進むのと相呼應して布施部隊
の主力は永修西南方の地點から東方
へと進撃路をとり南潯鐵路の中間地
區へ進撃を續けた一方、松井部隊の
精銳も軍主力に續いて安義縣城に迫
り、廿三日安義東方地區より新行動
を開始、奉新より南昌車站へ通ずる
軍工路上に進出一路南昌南方地區贛
江對岸に向けて進撃を開始した、こ
の間南昌防備の敵は修水を渡つた皇
軍が南潯鐵路を下つて進出するもの
と誤斷し主力を線路を中心に配備し
たため我軍が西南方へ大迂回を完成
したのに氣付く由もなかつた、斯く
て廿六日軍工路を突進南昌對岸の車
站を一氣に占據した松井部隊及び南
潯線を南下して贛江の中洲へ出た布
施部隊によつて三者挾撃の體勢を整
へるに至つた、修水渡河から僅か一
週間行軍距離約五十哩、山を越え各
を渡つて不眠不休の強行軍を續けた
我軍の將兵は脚かの疲れも見せず勇
躍南昌を望み着々渡河準備を整へた
かくて廿六日より廿七日拂曉にかけ
て砲、工、戰車の各部隊掩護の下に
贛江を續々渡河し南昌に殺到し同日
夕刻までには布施、松井兩部隊に引
續き福井、津田の各部隊も市街に進
入、同七時には完全に占領祖國にも
とよげとばかり萬歳を絶叫したので
ある、故加納、飯塚兩部隊長の弔合戰
をなしとげ部下將兵は今は亡き部隊

長や廬山戦線と華と散つた幾多戦友に今日の喜びを分たんと城内に整列し暫し黙禱を捧げたのであつた

未曾有の特異作戦

○〇【三六】修水渡河から南昌攻略に至る一週間に亘る大作戦は世界戦史に未だ見ざる絶對的記録を確立し此の特異作戦の成功により皇軍各部隊の威武は燦として輝き實に世界に誇り得るものがある、今次作戦の全般の特異性としては

○二百五十乃至三百メートルの修水河を挟んで敵と對陣した我軍は密かに周到な準備を進め一度立つや敵に對面處置をとる暇を與へず渡河間髪を容れず敵陣を撃破突破し更に敵が立ち直る隙もなく態勢の崩れに乗じて一氣に突進し戰略目的地へ突入したのである、歐洲大戰に於いて一九一七年九月ドイツ軍が敢行したりガ突破作戦がこれとよく類似してゐるが渡河後の突破は今次の我が作戦の成功を収めてゐない、又日露戦役でもこれに似た作戦はあつたが敵陣正面に於いて對峙し側背から他の迂回部隊の協力によつて始めて突破してゐる、これ等の先例に比し規模は稍小さかつたが短期間にこの大作戦の成果を挙げた事は實に驚異に値す可く特筆大書さるべきものである

○此の大作戦の準備には相當の時日を要したが此の處置を講じて敵に帯られぬ様我軍の企圖を秘匿し連日降り續く雨の中を凡ゆる困難を克服して大砲、彈藥、渡河材料を運搬し、或る時は泥濘の中を兵が砲彈を一發づゝ擔ぎ乍ら惡路を運んだ等の勞苦を重ね凡ゆる惡條件

下に作戦が成功したのも反面にこの苦心があつた、又企圖を秘匿した爲め總攻撃開始するや敵軍の周章狼狽はその極に達し二十三日の如き臨江からの敵増援隊が高安に向ひ北上中第一線の潰滅を開き行軍して来た道路をあたふたと再び南下して退却した

○作戰經過 我軍は修水河畔に出来るだけの大砲を集め而も近代の裝備の全機能を發揮し且つ二十日夕刻攻撃開始より二時間餘りの砲撃煙幕の掩護下によがて舟艇を浮べ敵前渡河し、對岸に達するや敵の第一線陣地に躍り込み撃破し夜陰に乘じ更に第二陣地を粉碎數線に亘る鐵條網、堅固なる掩蓋機銃座を撃碎した翌廿一日再び攻撃を開始し第三線陣地を奪取我が陸の荒鷲大編隊は一齊爆撃に敵陣を木葉微塵に破壊し一方第一線部隊は廿一日より猛進撃を重ね廿七日夕刻南昌占領迄激戦を交へつ二三百十キロを突破し連續一週間一日平均八里餘の進撃は稀有の奇襲進撃であつた、敵は南昌を中心に十數個師の精銳を配備してゐたがその殆んど全部は潰滅に歸し遺棄死體だけでも優に六千を越えてゐる、殊に本作戦中戦車の敵陣中の渡河や燃料の空中よりの補給は戦歴に前例のない事である

南昌攻略の意義

漢口【三五】蔣介石は南京失陥後南昌を中支方面の最大軍事據點とすべしと聯人の指導を仰ぎつゝ金城鐵壁の軍事施設を構築優秀なる兵力を以て防備強化に必死の努力を傾けると共に思想的にも抗日の本據とし我が無敵皇軍の進撃を阻止せんとした

我が精銳部隊の勇猛果敢なる破竹の進撃に難攻不落を誇つた南昌新マヂノ・デインも遂に潰滅し去つた、南昌失陥により蔣介石の中支方面に於ける抗戰體形は致命的痛撃を蒙り、南昌を據點とし揚子江遮斷後方攪亂に出てんとする敵の企圖も茲に全く破砕せしめらるゝに至つた、斯くて敵の最大軍事ルートを断つた、斯くて切斷に敵第三戰區の糧道を断つ一方江南、江西に跨る第九戰區の敵部隊を兩斷し、湖南省に蟠踞蠢動を續ける敵遊撃隊の包圍態勢を形成するに至り、中支の安寧秩序は一段と確保され偉大なる戦果を齎すと共に武漢失陥後の最大の抗日思想の根源を全く芟除潰滅し去つたのである

南昌敗軍に長沙集結命令

香港【三六】當地に達した支那側確報に依れば南昌陥落に驚愕色を失つた蔣介石は廿八日下長沙に在る第九戰區司令部官邸岳に致命を發し南昌附近にある中央軍を以て日本軍による殲滅を免れしむべく殘存部隊は即時總退却を行ひ長沙に集結すべしと命令したといはれる

南昌失陥と國府宣傳

香港【三五】桂林來電に依れば西南行營スポークスマンは三十日南昌陥落を初めて承認して次の如き談話を發表した

日本軍が今回江西西北部に増兵したの其最後の死力を盡さんがためであつたが支那軍の猛烈なる抵抗に遭つて旬日の間に一萬五千餘の戦死傷者を出した、我が方の消耗數の目的は既に達したので二十九日自ら空城となつた南昌を放棄し以て新陣地に移り次の反抗の準備をしてゐるまでだ、また軍事上か

ら言へば南昌は既に死守するの價値を失つて居り、政治上から見ても既に南昌は江西省政府の所在地ではないのであるから何等之により痛撃を感じない、南昌放棄は純然たる我が既定の持久抗戰方針に従つたものに過ぎず全戦局には毫も影響を與へない、徒に日本軍の困難を増大し彼等を以て更に深く泥中に陥れるものである

南支戦況

西江左岸デルタ掃蕩

廣東【三五】(南支派遣軍報道部發表)西江左岸地區デルタ地帯に蠢動する支那正規軍並に自警團遊撃隊、壯丁隊等合計五千乃至一萬の敵を掃蕩し同地方の治安警備の確立を開始するため三月廿七日以來進攻を開始する我が軍精銳劉田、枝村、生田の各部隊は本郷海軍部隊の協力の下に兩期の泥濘を冒して討伐に従事しつゝあり、これに對し親日安民挺身隊の有力なる部隊も協力し互に偉大なる戦果を収めつゝあり、敵の遺棄死體のみにても數百に達し、我が方の損害極めて輕微なり

海南島東部中心地區掃蕩開始

海南島【三三】海南島の殘敵主力を一氣に掃滅し全島に亘る平和を確立すべく卅日定安を發した我が竹下部隊は廣漠たる原野を突切り本島東部の中心區を進軍、正午雷鳴市(定安南方)より折柄の大雷雨中を約二里前進した時南渡江支流に突當り同地西方の岡に突如相當大部隊の敵が現はれたため砲列を布いて交戦、同夜は對峙のまま、過し明ければ卅一日愈々目標の敵王毅軍を目掛けて飛行

空中戦・空爆

☆海空軍

福州爆撃(廿一日) 上海【三五】(艦隊報道部午後四時發表)一昨廿一日海軍航空隊は二次に亘り福州を急襲し兵營、軍需品倉庫及び城内北方の無電臺を大破しこれに大損害を與へたる外發電所及び附屬建物三棟を爆砕し全機無事歸還せり

福建・廣東兩省爆撃(廿三日) 上海【三五】(艦隊報道部午後四時發表)廿三日南支方面爆撃狀況(泉州(福建省)攻撃部隊は同港内にありし軍用舟艇五隻及び普江沿岸の荷揚場附近建物數棟を及び道路路上の軍用トラック九臺を銃撃したる他興化附近に碇泊中の汽船一隻及び洛陽港岸の倉庫群を爆砕し何れも之に多大の損害を與へたり)北海を襲撃せる部隊は冠頭角砲臺附近に集結せる敵兵を爆撃せり)廉州攻撃部隊は城内外の軍事施設を猛爆これに大損害を與へたり

汕頭・潮州兩驛爆撃(廿五・六日) 上海【三六】(艦隊報道部午後四時發表)南支方面に於て海軍航空隊の油頭方面の偵察攻撃に向ひ汕頭、潮州兩驛を銃撃し機關車一、貨車數輛を始め驛構内建物二棟、倉庫を粉碎したる外、潮州港岸の敵舟艇を爆砕し全機無事歸還せり

廉州爆撃(廿七日) 上海【三五】(艦隊報道部午後四時

發表) 南支航空部隊は廿七日一部廣東南路の要衝廉州城内外を爆撃多大の損害を與へたる外他の一部は海南島の殘敵偵察を實施せり

海口西南の敵爆撃(廿八日)

○【三三】我が海軍の荒鷲は廿八日午後二時突風を衝いて海南島の南閩(海口西南三十里)及び嶺口(南閩東北三里)附近の敵に猛爆を加へこれに多大の損害を與へて全機無事歸還した

海南島各地爆撃(廿九日)

○【三三】我が海軍の荒鷲は前日に引續き廿九日午前午後二時に互り百數十度の炎熱を冒し熱風を衝いて快翔し海南島守備及び共産匪蟻踞せる甲子市(定安西南約八軒)新興市(定安西南約八軒)嶺口及び南閩等を急襲し敵軍事施設を爆撃更に椰子林に遁走せんとして右往左往する敵に爆撃の雨を降らせ多大の損害を與へた

四川省梁山空襲(同日) 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 中支方面に於て昨廿九日海軍航空隊の精銳は○航空隊司令奥田大佐指揮の下に密雲の間隙を縫ひ長驅して四川省梁山を急襲軍事施設多數を爆破し著大なる戦果を収め全機無事歸還せり

南支方面爆撃(廿九日、卅日) 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 廿九日及び卅日に於ける海軍航空隊の活躍左の如し ○北海市街東方陣地を爆撃大損害を與へたり○北部海南島を襲撃せる一部隊は嶺口中支海軍の軍事施設を爆撃し又新興市(定安西方十キロ)の倉庫群及び軍事施設を猛爆市内數ヶ所に大火災を生ぜしめたり○欽縣攻

修水南岸の敵陣地及び密雲部隊を銃爆撃し之を制壓すると共に他の攻撃部隊は數次に互り浙贛線交通機關の遮斷に出動激烈なる防禦砲火を冒し左記地點に於て驛及び軍需品輸送中の列車多數を粉碎多大の戦果を収め全機無事歸還せり○家芥驛(南昌、貴溪間)貨車線路及び軍事施設破壊 ○後港口(豐城西方)貨車數輛爆破

▲廿六日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 海軍航空隊は連日日惡天候を冒し南昌西北方地帯に於ける陸軍の作戦に協力萬家埠附近の敵陣地及び爾羅湖附近に於て渡河せんとする約三千の敵密雲部隊を銃爆撃し之に潰滅的打撃を與へたり、我が方被害なし

▲廿五日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) ○昨二十五日中支方面に於て海軍航空隊の精銳部隊は前日に引續き陸軍部隊の作戦に呼應し疎水南岸及び南潯線附近全域に互に敵陣地及び敵密雲部隊に對し猛烈なる銃爆撃を敢行これに大損害を與へたり、敵密雲部隊の防禦砲火激烈なりしも我が方被害なく全機無事歸還せり○義に吳城を完全に占領せる海軍陸隊は引續き同市の治安維持に任じ全員の士氣は益々旺盛なり、吳城攻略戦に於ける敵遺棄死體八十多數の彈雷十個、小銃十挺、その他

▲廿二日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 巽に修水渡河に成功し引續き南進中の陸軍部隊の作戦に策應せる海軍航空隊の精銳は○機は昨廿二日終日に互り極めて熾烈なる防禦機銃砲火を冒し陸軍部隊前面の敵密雲據點及び敵陣地に對し反覆銃爆撃を敢行しこれに甚大なる損害を與へたり、右爆撃中萬家埠地方に於て鈴木大尉機は遂に敵陣を蒙り勇敢にも敵陣に突入自爆せり

▲廿五日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) ○昨二十五日中支方面に於て海軍航空隊の精銳部隊は前日に引續き陸軍部隊の作戦に呼應し疎水南岸及び南潯線附近全域に互に敵陣地及び敵密雲部隊に對し猛烈なる銃爆撃を敢行これに大損害を與へたり、敵密雲部隊の防禦砲火激烈なりしも我が方被害なく全機無事歸還せり○義に吳城を完全に占領せる海軍陸隊は引續き同市の治安維持に任じ全員の士氣は益々旺盛なり、吳城攻略戦に於ける敵遺棄死體八十多數の彈雷十個、小銃十挺、その他

▲廿二日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 巽に修水渡河に成功し引續き南進中の陸軍部隊の作戦に策應せる海軍航空隊の精銳は○機は昨廿二日終日に互り極めて熾烈なる防禦機銃砲火を冒し陸軍部隊前面の敵密雲據點及び敵陣地に對し反覆銃爆撃を敢行しこれに甚大なる損害を與へたり、右爆撃中萬家埠地方に於て鈴木大尉機は遂に敵陣を蒙り勇敢にも敵陣に突入自爆せり

▲廿五日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) ○昨二十五日中支方面に於て海軍航空隊の精銳部隊は前日に引續き陸軍部隊の作戦に呼應し疎水南岸及び南潯線附近全域に互に敵陣地及び敵密雲部隊に對し猛烈なる銃爆撃を敢行これに大損害を與へたり、敵密雲部隊の防禦砲火激烈なりしも我が方被害なく全機無事歸還せり○義に吳城を完全に占領せる海軍陸隊は引續き同市の治安維持に任じ全員の士氣は益々旺盛なり、吳城攻略戦に於ける敵遺棄死體八十多數の彈雷十個、小銃十挺、その他

▲同日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 中支方面に於て海軍航空隊は前日に引續き鄱陽湖西方地區に於ける陸軍部隊の作戦に協力、

▲同日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 中支方面に於て海軍航空隊は前日に引續き鄱陽湖西方地區に於ける陸軍部隊の作戦に協力、

▲同日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 中支方面に於て海軍航空隊は前日に引續き鄱陽湖西方地區に於ける陸軍部隊の作戦に協力、

▲廿六日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 海軍航空隊は連日日惡天候を冒し南昌西北方地帯に於ける陸軍の作戦に協力萬家埠附近の敵陣地及び爾羅湖附近に於て渡河せんとする約三千の敵密雲部隊を銃爆撃し之に潰滅的打撃を與へたり、我が方被害なし

▲廿八日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 航空部隊は二十八日低雲狹視界の惡天候を冒して巡航作戦に協力するとともに浙贛線及び南昌吉安部隊の敵交通機關及び敗走する敵大部隊を攻撃し甚大なる損害を與へたり

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

▲廿九日 上海【三三】(艦隊報道部午後四時發表) 連日に互り南昌攻略陸軍部隊に協力多大の武功をたてた我が方の荒鷲は南昌より潰走する敵を撃滅すべく廿八日午後敵隊に分れ南昌南方地區一帯に出動し樟樹鎮及び新塗に於て約四百の敵退却部隊を發見之を攻撃四散せしめ更に映江附近に於て強江を巡航放走するジャンク群を發見猛爆を加へて沈没せしめ多大の効果を収めて全機無事歸還した

瀟關・洛陽猛爆撃(廿七日)
内藤各部隊は○機を以て廿七日強

○機を以て山西省西部澤州、潤城
鎮附近に集結中の敵に爆撃を加へ更

○機を以て山西省西部澤州、潤城
鎮附近に集結中の敵に爆撃を加へ更

○機を以て山西省西部澤州、潤城
鎮附近に集結中の敵に爆撃を加へ更

○機を以て山西省西部澤州、潤城
鎮附近に集結中の敵に爆撃を加へ更

○機を以て山西省西部澤州、潤城
鎮附近に集結中の敵に爆撃を加へ更

めて敵を潰走せしめた、又内藤部隊
の○機は薩室部隊の陌南鎮東南方に

▲廿二日 漢口【三三】我が陸の荒
鷲軍は廿二日早朝より瀟關に至る迄

▲廿七日 ○○【三三】陸の荒鷲秋
山、下田兩部隊は廿七日午後大編隊

▲廿八日 ○○【三三】端江上流の
河谷に遁走した多数の敵部隊が上集

▲廿九日 ○○【三三】皇軍の猛攻に
一溜もなく南昌の堅壘を突破された

▲廿九日 ○○【三三】皇軍の猛攻に
一溜もなく南昌の堅壘を突破された

あるが、我が陸の荒鷲下田、石原、前
島、田中(堯)森各部隊は三十日午

▲廿一日 ○○【三三】南昌附近の
堅陣を失つた敵は西部浙贛線及び

▲廿二日 ○○【三三】重慶來電
に依れば軍事委員會議地黨政委員會

▲廿三日 ○○【三三】五中全會
の決定に基き設立された抗日諸黨派

▲廿四日 ○○【三三】重慶來電
に依れば軍事委員會議地黨政委員會

國民政府

全國生產會議召集決定

香港【三三】行政院は廿一日午後の
同院會議に於て来る五月五日より七

育の三部及び中國工業合作協會生産
促進委員會が大會準備に着手してゐ

▲委員預備 香港【三三】重慶來電
に依れば軍事委員會議地黨政委員會

▲事務開始 香港【三三】五中全會
の決定に基き設立された抗日諸黨派

▲政治方面に於ては民衆の訓練組
織、(一)經濟方面では戰區内一部の

▲廣東分會設置 香港【三三】韶關
に先立ちオレルスキー大使よりソ聯

李漢魂は夫々正副委員長に任命され
る事となつたと云はれる

▲孫科モスクワへ 香港【三三】國
府と英、米、ソの關係調整の爲め立

▲孫科、新軍事協定調印 香港【三
三】立法院長孫科は過般蔣政府の對

▲孫科、新軍事協定調印 香港【三
三】立法院長孫科は過般蔣政府の對

▲孫科、新軍事協定調印 香港【三
三】立法院長孫科は過般蔣政府の對

のであつてソ聯側の對支援助再確約に對しては相當の代價的條件がソ聯政府より蔣政府側に提出されてゐるものゝ如く蔣政府でも慎重熟議を遂げこの程漸く態度を決定した結果これが正式調印の爲め今回孫科を才大使と前後してモスクワに派遣したものである、蔣政府側がソ聯の條件をどの程度迄受け入れたかは別明しないがソ聯がこれによつて支那に於ける共產的色彩の益々強化を圖らんとしてゐることは明らかで今後のソ支關係の發展が一層注目される

▲孫科の訪ソ效果疑問(南華日報) 香港【三三】汪精衛機關紙南華日報は本日の紙上に於て孫科のモスクワ訪問に關してその效果は甚だ疑問であるとして左の如く報じてゐる

「孫科の再度のモスクワ訪問は重慶政府がソ聯の對支援助強化を期待せんとしてゐるものであるがソ聯は目下歐洲に於て多事多端で到底極東を顧る邊なく孫科今回の訪ソの結果に對しては畢竟失望を免れないであらう又一説によればソ支新軍事協定が既に調印されたと傳へられるが之は目下の所聊か先走り過ぎである」

ソ支連絡機關へ 香港【三三】重慶來電に依ればソ支連絡定期飛行第一便たる交通部のユンケル機關號(郵便物千百廷、乘客十名搭載)は廿四日午前七時重慶發蘭州に向つた、同地で一夜を明かして廿五日哈密へ向ひ哈密でアルマ・アタよりのソ聯飛行機と連絡する、この新空路開設により重慶、モスクワ間を四日で連絡することとなつたと云はれる

重慶避難所建設に大奮 上海【三三】重慶政府は此の雨季明けと共に再び重慶の空襲さるべきを豫想し三月上旬以來再三重慶市民の退去を命じたがその甲斐なく現在尙ほ五十萬に上る民衆が狹隘なる街衢に充満してゐると傳へられる、而して一報によれば過去數週間に一萬一千の市民が退去したに對し新たに重慶に避難したものは一萬に達するに非ざれば結局政府の命令は有力分子を退去せしめた以外殆ど効果なかつたものと見られる、その結果重慶市及び衛戍關係當局は空襲避難所の増設に多數勞働者を使用その完成を急いで居り夜は各地で岩石爆破の轟音が聞え晝は市内至る所苦力土盤や石材を運び異様な風景を現出してゐると

重慶人口を強制疎散 香港【三三】重慶來電によれば重慶市當局では人口強制疎散辦法を計畫中であるが、右によれば將來重慶の人口を十五萬以内に減少せしめる方針なりと言はれる

重慶各機關に分散移轉命令 香港【三三】重慶來電に依れば蔣政府は我が空軍の重慶爆撃を恐れて二十七日各官廳に對して命令を發し、重慶に在る政府各官廳は總て向ふ一ヶ月以内に重慶から百キロ以内の地方に移轉分散すべしを命じた之により現在重慶に在る行政、立法、其他諸機關は夫々近く重慶市外に分散する事となり一部では早くも重慶退出の準備にとりかゝつた

重慶・哈密間航空路開始發表 上海【三三】重慶來電に據れば國府交通部は來る廿四日より重慶・哈密間の航空路を正式開業する旨發表した、同空路は中國航空公司の手により毎週一往復重慶より陝西省西安、

甘肅省蘭州、涼州、肅州を経て新疆省哈密に至る二千三百八十キロを二日で飛ぶ筈である

程潛の爆死に大狼狽 香港【三三】西北行營主任程潛が我軍空襲に遭つて受けた負傷から遂に死亡した事實(前號一頁参照)に大動搖を來しつゝある國民政府では後任補充問題其他の善後措置に就き連日鳩首擬議中であるが確報に依れば廿四日蔣介石腹心の軍事委員會政治部長陳誠は蔣介石の命を含んで西北行營所在地蘭州へ急行したといはれる、尙右爆撃の際程潛と共にあつた唐參謀長も爆死したと傳へられ一方軍民の動搖を虞れる蔣政府ではロイター通信を通じて右は全く無根の風説であつて唯三月上旬西安爆撃の際程潛の逃げ込んだ防空壕に日本軍の爆弾が命中して危く生理的なものを報じて居り、UP重慶電は江西省政府は既に吉安に移轉したと報じてゐる

公債元利支拂延期 上海【三三】重慶來電によれば國民政府は去る一月十五日關稅擔保公債に對し元利支拂の延期を聲明したが二十六日鹽稅擔保債務に對しても同様の處置を爲す旨發表した

國民黨員の強制徵求 香港【三三】重慶來電に依れば長期抗戰、國民精神總動員等のスローガンの下に内部的總崩れの防止に躍起となつてゐる國民政府では最近國民黨員の不足を感じ宣傳及運動に支障を來すに至つたので今般黨員徵求辦法を制定、軍隊強制徵收と同様各地方別に一定數の人員を割當各省市黨部を其の責任者としてこれに定められた數の黨員獲得並に徵求成績を毎月中央に報告する事を嚴命した

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

江西省政府吉安に移轉 香港【三三】南昌陥落に關し本日の香港支那紙は上海發の電によりこれを報じて居り、UP重慶電は江西省政府は既に吉安に移轉したと報じてゐる

中ソ學院創立 香港【三三】重慶來電に依れば孫科を會長とし支那とソ聯との文化的融合を目的とする中ソ文化協會では今般支那青年にソヴェットの訓練を興へるため中ソ學院を創立することとなつた、設置場所は重慶附近となる模様で同協會役員は既にソ聯政府を提示して寄附金を求めつつあり、初代理長には邵力子が選ばれ孫科は名譽院長となつて居り同院開設の曉は大いに生徒にロシア語及びソ聯事情の教授によるソヴェット教育を行ひ全くソヴェット化した支那青年を生み出さんとするものである

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

中ソ學院創立 香港【三三】重慶來電に依れば孫科を會長とし支那とソ聯との文化的融合を目的とする中ソ文化協會では今般支那青年にソヴェットの訓練を興へるため中ソ學院を創立することとなつた、設置場所は重慶附近となる模様で同協會役員は既にソ聯政府を提示して寄附金を求めつつあり、初代理長には邵力子が選ばれ孫科は名譽院長となつて居り同院開設の曉は大いに生徒にロシア語及びソ聯事情の教授によるソヴェット教育を行ひ全くソヴェット化した支那青年を生み出さんとするものである

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

中立法はその性質上小國が外交的便宜のため採用し得るものであつて大國の國策たるべきものでない、(○)國際道德の觀點からして若し一國が正義と非惡の中間に置かれた場合中立と言ふことは不可能である、(○)自國船主義の採用は大軍と商船隊を有する交戰國に有利にしてこれを極東に適用すれば日本に有利で支那に不利となるのみである

中ソ學院創立 香港【三三】重慶來電に依れば孫科を會長とし支那とソ聯との文化的融合を目的とする中ソ文化協會では今般支那青年にソヴェットの訓練を興へるため中ソ學院を創立することとなつた、設置場所は重慶附近となる模様で同協會役員は既にソ聯政府を提示して寄附金を求めつつあり、初代理長には邵力子が選ばれ孫科は名譽院長となつて居り同院開設の曉は大いに生徒にロシア語及びソ聯事情の教授によるソヴェット教育を行ひ全くソヴェット化した支那青年を生み出さんとするものである

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

米の中立法食止に躍起 香港【三三】重慶來電によれば國民政府は米國政府が近く新中立法を制定せんとするに對し、若し米國が中立法を適用すれば日本側に有利となるのみで支那側は不利だとなして頻りにこれを氣にして居り廿七日王寵惠外交部長の支那記者に對する談話の中にも現はれてゐるが、更に廿八日香港に在る宋子文及び國際平和運動支那支部長邵力子らは連名を以て米國前國務長官スチュムソン氏に對し中立法は支那側に不利なる旨左の如く通達した

貿易商タルゲ・ウント・シュリエツタ
商會との間にドイツ石油二千八百ト
ンの賣買契約を締結した中國信託公
司は蔣政權某要人の依頼に依り今回
更にアジア石油會社との間にドイツ
石油一千トンの取引交渉中の處、此
の程契約成立を見た事が判明した、
右契約の現品は九龍大角咀タンク貯
藏のものを引渡しジャードイン・マ
ヂソン會社の手で三月卅日より二週
間内に二千噸づゝ三回に分けて海防
經由奥地に輸送引渡しを了する管

蔣、桂林に軍事會議開催
上海【三三】重慶よりの支那側報道
に依れば蔣介石は卅日廣西省桂林に
飛び南支方面第四戰區總司令張發奎
西南行營主任白崇禧、廣東綏靖主任
余漢謀等と共に軍事高級長官會議を
開催、南支方面軍備の現状に基き今
後の抗戰計畫につき重要協議を遂げ
たと傳へられる

海門灣封鎖を各國に通告
香港【三三】重慶來電によれば外交
部は卅日重慶各國大使館に對し
日本軍の上陸を防止する爲め浙江省
海門灣は現在既に封鎖せる旨通達し
た

朱德第二戰區副司令兼任
香港【三三】軍事委員會機關紙立報
の重慶通信によれば共産第八路軍總
指揮朱德は去る二十日附を以て第二
戰區副司令官兼東南を命ぜられ、去
る廿七日山西省重慶の防地に於て正
式就任、同時に蔣委員長及び中央の
趣旨に従つて三民主義新中國建設の
ため努力する旨の通電を發した

昆明國際無線電臺竣工
香港【三三】昆明來電に依れば國民
政府交通部は對外宣傳強北の爲め昨
年八月以來昆明に國際無線電臺を設立
すべく準備中であつたがこの程工事
完成、來る七月一日より業務を開始
することとなつた

川康定期航空路開始
香港【三三】重慶來電によれば西南
諸省強化を目指す國民政府は來る四
月中旬を期して重慶、成都、康定を
結ぶ川康定期航空路を開始すること
に決定した

王寵惠外交談
香港【三三】重慶來電によれば王寵
惠外交部長は廿七日夕刻官邸に於て
支那記者と會見、國際政局の見透し
に關し左の如く語つた

歐洲政局の急激な變化は誠に意想
外である、ミューンヘン會議後未だ數
ヶ月にして斯かる結果あり今後の
政局又もとより樂觀を許さないが
併し今直ちに歐洲大戰が勃發する
とは思はれない、ドイツは現在既
に相當満腹してをり且新たにチエ
ツロを併合したので、この上衝突
の起ることを避け暫く新らしい食
物の消化を圖る一方イタリーの嫉
妬を緩和するためのフランスに對

する要求を支持するだらう、フラ
ンスがこれを拒否しイタリーが飽
く迄その要求を堅持する時は勢ひ
戰火の爆發を免れない、國際政局
の變化は斯くの如く斷定困難であ
るが全體主義國がこのやうに相呼
應して風波を起すのはその間に何
等かの默契があるものと見られ、
これに對抗する集團安全保障態
勢が速やかに樹立されなければ歐
洲は永遠に多事である、アメリカ
の中新立法は侵略者と被侵略者が
歐洲と極東を問はず一律に論じら
れてゐると聞くが、之は甚しい錯
誤と思はれる、ピットマン氏の憤
重考慮を切望する、日本は最近近
衛、宇垣を英米に派して英米を勸
誘してその東亞新秩序建設を圖ら
んとしてゐると傳へられるが英米
は日本の手段及び極東の情勢をよ
く認識してゐるから徒勞に終るで
あらう、我が外交部は近く組織機
能を擴大す可く目下研究中である

昆明國際無線電臺竣工
香港【三三】昆明來電に依れば國民
政府交通部は對外宣傳強北の爲め昨
年八月以來昆明に國際無線電臺を設立
すべく準備中であつたがこの程工事
完成、來る七月一日より業務を開始
することとなつた

先般來支那側では南昌を司令部とす
る第九戰區内への廣西軍の大規模な
移動を策し來る四月十日前後その
集結完了を俟つて一大反撃を行ふ豫
定であつた所皇軍の南昌武寧攻略が
餘りに早く遂に空しく此の兩要衝を
日本軍に奪取された爲め國府軍事委
員會では大狼狽の態で此の上は長沙
も危險に瀕して居り長沙をも奪はれ
ては致命傷であるとし南昌は致し方
なしとするも長沙はせめて四月十日
まで萬難を排して持堪へよと訓電の
雨を降らせる周章振りを示してゐる
尙ほ桂林行營主任白崇禧は二、三日
中に吉安に急行し廣西軍増援方につ
き第九戰區司令長官薛岳と重要協議
を遂げる管と傳へられる

上海【三三】重慶よりの支那側報道
に據れば南昌の陥落に狼狽した蔣政
府軍事當局は更に長沙危ふしと見て
第九戰區總司令薛岳を中心に連日之
が防禦の重大會議を續けて居る、
長沙防衛陣と、株州間の障地強化に
全力を傾注し此の線に新堡壘を築き
數百キロに亘る土壕を掘りつゝあり
現に蔣政府は五十萬の大軍と最優秀
の機械化部隊を此の方面に配してあ
るが更に貴州、雲南、四川方面より
も精銳部隊を送り湖南方面に於ては
目下此等軍隊が續々東進中であると
いはれてゐる

第二段守備線を衡陽中心に
香港【三三】當地に達した確報によ
れば軍事委員會は南昌陥落につき種
々檢討を重ねた結果、支那軍最大の
失敗は南昌を取り圍む道路及び橋梁
破壊が充分行はれなかつたことにあ
りとし今後は徹底的破壊を爲す様第
九戰區總司令薛岳に訓令を發した、

衡軍軍事委員會は南昌退却後の第二段
の守備線を中心を衡陽に置く事に決
し目下日本軍の南進阻止に懸命とな
つてゐる

北京【三三】敗戦に次ぐ收戦の結果
内外の信用全く失墜した國民政府は
對外的には對英借款に引續き米、佛
ソに對しては抗戰續行の氣勢を示す
ため對内的には一般民衆及び共產黨
に對して國民政府の擬裝力を示すた
め四月を期して全面的に遊擊線の
建直しを企圖してゐる、即ち蔣介石
は四月一日を期して中北支の全線に
亘つて對日攻勢を採ることを命令し
中支に於ては南京、杭州方面に反撃
行動を開始せしむるともに江南の
諸軍を北上せしめ陝西、甘肅の各軍
を西部戦線に進攻せしむべく三月中
旬頃から頻りに移動を開始してゐる
がこれは支那軍從來の行動が進攻命
令以前に絕對に行動しなかつた事實
及び行動を起しつゝある部隊が悉く
新編成の新部隊なる點に徴しても相
當な決意の下に行はれるものと見ら
れ國府が其軍事的運命を賭ける最後
の呼號する「四月更生」の具體的
内容は次の如くである

△南部戦線 (河南省々城附近にあ
つた于學忠は東北方延川に移動し
徐州の東北に於て既に我が○○部
孫連仲軍は東北に移動して鄭州附
近にある孫桐萱軍に合流、更に東
北進するの氣勢を示し、○京漢線
鄭城附近にあつた第四十軍は滎池
陝州附近にある孫殿英以下の諸軍
と共に黄河を渡つて山西東部路安
にある、朱德麾下の第十八集團軍

△抗日戰備
南昌遷遷を命令
香港【三三】トランス・オーシアン
重慶來電によれば支那軍事當局は當
初の南昌放棄計畫を變更、更めて南
昌遷遷のため最後の一人まで奮戦す
べき旨廿九日附第九戰區總指揮薛岳
に命令し右命令は日本軍の側面を衝
きその後方を遮断すべきことを指令
してゐるといはれる、重慶軍軍事當局
のこの新命令に對しては重慶外人筋
でも右は單に虚勢に過ぎず豫定の掩
護するの途に出たものと見る向が多
い

長沙防衛に必死
香港【三三】確實なる情報によれば

△四月更生 遊擊陣建直案
北京【三三】敗戦に次ぐ收戦の結果
内外の信用全く失墜した國民政府は
對外的には對英借款に引續き米、佛
ソに對しては抗戰續行の氣勢を示す
ため對内的には一般民衆及び共產黨
に對して國民政府の擬裝力を示すた
め四月を期して全面的に遊擊線の
建直しを企圖してゐる、即ち蔣介石
は四月一日を期して中北支の全線に
亘つて對日攻勢を採ることを命令し
中支に於ては南京、杭州方面に反撃
行動を開始せしむるともに江南の
諸軍を北上せしめ陝西、甘肅の各軍
を西部戦線に進攻せしむべく三月中
旬頃から頻りに移動を開始してゐる
がこれは支那軍從來の行動が進攻命
令以前に絕對に行動しなかつた事實
及び行動を起しつゝある部隊が悉く
新編成の新部隊なる點に徴しても相
當な決意の下に行はれるものと見ら
れ國府が其軍事的運命を賭ける最後
の呼號する「四月更生」の具體的
内容は次の如くである

△四月更生 遊擊陣建直案
北京【三三】敗戦に次ぐ收戦の結果
内外の信用全く失墜した國民政府は
對外的には對英借款に引續き米、佛
ソに對しては抗戰續行の氣勢を示す
ため對内的には一般民衆及び共產黨
に對して國民政府の擬裝力を示すた
め四月を期して全面的に遊擊線の
建直しを企圖してゐる、即ち蔣介石
は四月一日を期して中北支の全線に
亘つて對日攻勢を採ることを命令し
中支に於ては南京、杭州方面に反撃
行動を開始せしむるともに江南の
諸軍を北上せしめ陝西、甘肅の各軍
を西部戦線に進攻せしむべく三月中
旬頃から頻りに移動を開始してゐる
がこれは支那軍從來の行動が進攻命
令以前に絕對に行動しなかつた事實
及び行動を起しつゝある部隊が悉く
新編成の新部隊なる點に徴しても相
當な決意の下に行はれるものと見ら
れ國府が其軍事的運命を賭ける最後
の呼號する「四月更生」の具體的
内容は次の如くである

(共產黨)に連絡すべく北進既に黄河を渡河した。衛立煌の第十四集團軍も北上を續けてゐる。

△西部戦線 潼關及び陝西東南部の陶崎岳、李文等の諸軍はこれ又黄河を渡つて山西西南部に侵入、西安の黃綽軍及び其の東方にある范漢保軍もこれに續く模様、山西西部地区に侵入した孫楚の第八集團軍、楊受源の第六集團軍等は南北に至る一線となつて東進を開始した、(陝西省主席胡宗南は自から此の東進諸軍を指揮すべく西安を出發、陝西省中部にあり

△北部戦線 (伊克盟監内の傳作義の第七集團軍、何柱國の第二騎兵集團軍は包頭方面に向つて行動を開始、)馬鴻逵、門炳岳の寧夏軍も亦包頭方面に東北進するもの、如くである

之等諸軍の行動は一見國府の所謂全面進攻の如く感じられるが、之を詳細に検討すれば有力部隊の前面には悉く雜軍乃至土匪軍があり最近著しく増大した雜軍の爲戦費に窮した國府が之を日本軍と戦闘せしむる事に依り大整理を行ふ一力晋東、冀察兩邊區を牙城として北支に勢威を張る第八路軍根據地に中央軍を入れ西北及び山西の赤化地區を奪回せんとする計畫である事は明瞭であり、内外に抗戦の實を示すと共に共產黨に對する國府勢力確立を期する一石二鳥の効果を狙つてゐるものと見られ逆に此の戦線立直しを敢行せざるを得ず、軍費の枯渇、國共の對立激化などを雄辯に物語つてゐる

【三三】某所に遼した支那側情報に依れば廣東軍の敗戦將領は軍法會議

によつて次の如き懲罰を受けた旨報じてゐる

△廣東軍敗戦將領の懲罰
兼一五一師長 吳 希 德
二一師長、四一旅長 何 聯 芳
惠溪一帶にありて作戦勢めず敵人の登陸を拒阻する能はざりしより撤職査辨(註、免職の上審判)
獨立第二十旅長 陳 勉 吾
正果方面に在りて命を奉じて敵を側撃せるに任務の達成に努力する能はず撤職留任(註、免職するも一時留任)

一八六師長 李 振 城
増城に在りて正面作戦に當り任務の達成に努力する能はざりしより記大過一次(註、大過を一時記録す)
一六師(二六團) 葉 植 楠
羅浮附近に在りて命を奉じて敵人を側撃し任務の完成に努力する能はず撤職査辨
獨立第一團長 李 如 楓
永漢墟にありて作戦努めず撤職査辨

一五四師長 梁 世 驥
從化方面にありて適時應援に及ばず記大過一次
一四四師三團長 吳 履 遜
撤職留任裁罪立功(註、免職するも功ありにより暫く留任)
廣東憲兵區司令兼代廣州警備司令 李 江
擅に自ら撤退せるにより嚴に重辨(註、嚴重處分)
虎門要塞司令 郭 思 演
離隊して他に赴けるにより撤職糾

以上各將領は現に第十二集團軍に於て蔣委員長の命令を奉じ懲罰を實施

せんとする莫希德、何聯芳は既に軍法執行總監部に交付して審判せしめあり

汪派動靜

曾仲鳴暗殺される
河内【三三】廿一日午前二時半頃河内コロロン街二七番地の隠れ家に五人の洋服姿の支那人が現れ裏の墓所附近から煉瓦を踏臺にして塀を乗り越え斧で戸を破り、寝てゐた護衛を撃つて足に傷を負はせ、更に二階から三階へと拳銃やモーゼルを亂射し、馳上り三階の曾仲鳴の部屋に侵入、當夜曾は最近着いた夫人、娘とこれまでの住居ホテル・メトロポールから移つて寝てゐたが物音に驚いて飛び起きベッドから二米ほどある所に居た時腹部に三發、脚に一發の彈を受けた倒れ夫人も大腿部を撃たれたこの間約二十五分、曾夫妻を汪と見誤つたものかその倒れるのを見すまして四人の怪漢は二個のモーゼルと五つのピストルを遺棄して逃走した急報により警官が駆けつけ間もなくその四人を逮捕すると同時に曾夫妻と護衛外二名に手當をなし病院に擔ぎ込んだ、曾夫妻は重傷にも拘らず極めてしつかりして居り夫人は曾に手當する醫者に指圖する程の氣志であつた、曾は病院で枕邊に同志を招き預つてゐた五萬二千ピヤートルの小切手にサインした午後四時絶命した、その他の負傷者は経過良好で生命に別状はない、なほ汪は當夜は他の隠れ家に居を移して不在だつたと云はれる

▲犯人は藍衣社系 河内【三三】曾仲鳴夫妻外二名を殺傷した支那人テロ團犯人の中三名は事件直後市内に於て更に他の二名は海防街道ハドン及びジヤラム飛行場附近に於て夫々逮捕佛印警察當局で嚴重追求中である、犯人らは口を緘して語らず背後關係は依然明かでないが彼等は何れも藍衣社系統の現役軍人で約二週間前に河内に到着機を狙つてゐたもので犯人の身許は

自稱楊堂深【二八】(山東人商人雲南省發行の旅券を所持) 原壁算【二八】(廣西人香港政廳發行の旅券所持) 阮惠好【二九】 呂志誠【三五】(商人、安徽人)
外一名で彼等は何れも三月七、八の兩日海防より河内に到着、市内各所に分宿してゐたもので取調への係官に對し傲然とした「祖國を裏切つた者に天誅を加へたのだ」と洩してゐる

▲佛印側汪の身邊戒嚴 河内【三三】汪精衛の身邊に關し佛印當局としては從來汪側よりその警戒に關し何等の依頼申込みもなく又汪自身相當の警戒手段を有してゐたので單に監視の程度に止めてゐたが今回の曾仲鳴事件に鑑み且つ汪夫妻より警戒依頼の申込みもあつたと云はれ、今後十分の手段を盡し警戒を嚴重にする事となつた模様である

▲最初から曾仲鳴を狙ふ 河内【三三】曾仲鳴暗殺事件は其後犯人取調への進捗と共に右は和議派の團結切崩しのため黨の元老たる汪精衛を避けて先づ彼の腹心たる曾仲鳴を血祭りと略々最も悪質且計畫的行爲なることと明瞭した

▲南華月報重慶政府に抗議 香港【三三】當地の汪精衛派機關紙南華日報は廿二日「河内の暴行事件」と題する社説を掲げて汪精衛襲撃事件を論じ左の如く述べてゐる

「三月廿一日午前二時數名の暴徒が河内の汪先生の住宅に闖入拳銃を亂射し負傷者數名を出した、之が爲汪先生に多年隨つて居た曾仲鳴氏は遂に死した、犯人の中三名は逮捕されたが吾人は此の事件に異常なる悲憤を感じ、此處に重慶政府に對し質問を發する、汪先生は民國廿年以來忍辱以て日本に當り中國をして國防軍備充實の余裕を得せしめた、この精神この努力に依つて中華民國を今日あらしめ又民國政府を斯くあらしめたのである、抗戦以來汪先生の一貫せる精神と努力とは國家の命脈を保存せしめ民族生存の持續を求めこれに依つて國力を擁護し戦局を收拾せん事を念慮した、これが爲め共產黨、人民戦線は汪先生を以て和平主張派として攻撃した、然れども汪先生の此の精神この努力は一として中華民國の爲めならざるものではなく一として國民政府の爲めならざるものもなく又蔣介石のためならざるものもなく、而して戦ひ得ずして戦へば即ち國家をして再び戦ふ能はざらしめる所以にして再び戦ふ能はざる今日和を主張するは非なきものである、表面上重慶方面のロイタル記者に發表した談話及び王外交部長の談話に依れば皆國際的斡旋に依る東亞の和平を希望して居るが事實上は國民政府を蔣介石と各種の努力上は拂つてゐるのである、此の事實に關しては國家の機密に屬する爲こゝに明示するを欲しない、吾人が今日重慶に對し質問せんと欲する處は假令汪先生と現政府が國民黨

▲南華月報重慶政府に抗議 香港【三三】當地の汪精衛派機關紙南華日報は廿二日「河内の暴行事件」と題する社説を掲げて汪精衛襲撃事件を論じ左の如く述べてゐる

▲南華月報重慶政府に抗議 香港【三三】當地の汪精衛派機關紙南華日報は廿二日「河内の暴行事件」と題する社説を掲げて汪精衛襲撃事件

の兩派として認定され兩派の政見が相反するものであつても如何であつても暴力に訴へる必要があらうか又何を以て無防備の在野の領袖を襲撃する必要ありやといふ點である。汪先生の出國後汪先生は唯その平素の一貫した主張を發表したのみである、然るに重慶は汪先生に對し苛酷の處分をなす、此等の種の惡辣なる暴力を行ふ、此等の事件は決して共產黨の所爲とする事は出来ぬ、吾人は重慶が國民の前にこれに對し答辯せんことを深く希望する、更に又國民が重慶の手段とその意圖が何ものであるかを判断せん事を望む、吾人は中華民國は民主政治に進む事を希望し來つた、吾人は重慶に對し民主政治を行ふに當り民主政治といふものが斯る暗殺に依つて達成し得るものか否かを質問したい、如何なる暴力行為が成功しても一般民衆が汪先生の主張を支持することを妨げるものでない事は明瞭である、吾人は中國をして民族國家たらしめ民主政治を行ふには決して暴力がこれを達成せしめるものでない事を確信し斯る事件に依つて吾人の主張を消滅し得ざるものである事を明言して茲に重慶に對し以上の質問をなすものである

汪精衛第三次聲明

香港【電】曾仲鳴暗殺事件に關する汪精衛の三月二十八日附聲明は昨夜半發表された、全文左の如し
曾仲鳴先生正に臨終に際して鄭重且簡單なる次の二句を洩した、「國事は汪先生にあり、家事は我が妻にあり、今や我何等心配すべき事無し」と、曾先生と國事に對する

主張は我と全く相同じ、勿論主張する處相同じである、曾先生の死は國事の爲に死し猶國事主張の爲に死し又死に臨んで猶國事に於て余と全く同様の主張をなす之を憂慮して遂に逝いた、彼に猶も一息の餘裕あれば余は死に臨める朋友を慰め余の念じたる處を彼の念ずるところとしたかつた、余は之に應じてその最大の努力を盡し以てその主張を實現を期せんとするものである、此の主張の實現こそは國家民族生存の懸る處であるからである、余は既に去る十二月廿九日和平建議通電を以て和平を主張し、和平の主張は即ち國人の主張であり余一人の主張のみでは無い、之こそ最高機關の討論を経て以て共同に決定した主張である、此の事實を證明するものは數千となくあるが今茲にその一の例を擧げ度い

國防最高會議第五十四次常務委員會議
時間 民國廿六年十二月六日 午前九時
地點 漢口中央銀行
出席者 于右任、居正、孔祥熙、何應欽
列席者 陳果夫、陳布雷、徐堪、徐謨、翁文灝、邵力子、陳立夫、董顯光

主 席 汪精衛
秘書長 張群、秘書主任曾仲鳴
右の會議に於ける外交部次長の報告次の通り

獨逸駐支大使トラウトマンは先月廿八日本國政府の訓令により孔祥熙院長を訪問、廿九日又王部長を

訪問して本國政府の訓令に依るものとして次の如き申入れをなした即ち獨逸駐日大使は日本外相を訪問、獨逸政府が果して現在の局面を最終せんとする意図ありや又は意ありとせば如何なる條件の下に最終せんとするかを質問した、而して日本政府は次の如き條件を示し且之を中國當局に傳へん事を委嘱した、右條件は大體次の通り

○内蒙の自治
○北支非駐兵區域を擴大すべき事
但し北支行政權は全部中央に屬する事、希望とする事は將來抗日人物を以て北支政權の最高首領とせざる事、但し現在に於て若し事變終結をなすに於ては右の條件にて可なるも將來に於て北支新政權を成立せしめる意志はない、現在談判中の續産開發については猶繼續してこの問題解決に當るであらう

○上海停戰區域を擴大せしむべき事、而して擴大の程度方法に就ては日本側は未だ具體的表示をしないが上海の行政權は元のまゝに存せしむべきこと
○排日問題については昨年の張群部長と川越大使との會談に於て表示したる方針に準據して處理され度い、詳細の辦法は技術問題である
○防共問題 日本はこの問題に對し相當の辦法を講ぜんことを希望する

○關稅改善問題
中國政府は外人の中國に於ける權利を尊重するを要する云々
トラウトマン大使は孔院長及び王

外交部長と會見後蔣委員長と會見し度き旨の希望を表示し直ちにこの旨電請したところ蔣委員長も即刻トラウトマン大使と面談したき旨返事があつたので余はトラウトマン大使に隨つて南京に赴いた、その船中でトラウトマン大使と個人的に種々話合つたがその際大使は次の如き言葉を漏らした、「中國の日本に對する今回までし抵抗振りて中國の抗戰精神は既に充分表示されてゐる、今は最早そろそろ結果を附けるべき時期ではないかと思はれる、歐洲大戰當時獨逸にも拘らず自國の力量を自信する餘り敢て媾和を肯んぜずその結果は結局ベルサイユ條約調印の時期に至つて戰勝國側の提示せる條件を無條件に受け容れねばならなかつた」大使はまたヒトラー總統の意見を引用して日本の條件は心ずしも苛酷ではない旨を述べ中國の考慮を希望した

かくて十二月二日南京に到着、先づ余が蔣委員長に會見したところ蔣委員長は慎重熱慮の後余に對して「在京高級將領と一應相談する必要がある」と述べた、午後四時に至つて再び赴いて見ると既に顧祝同、白崇禧、唐生智、徐永昌などが集つてゐた、そこで蔣委員長に招致された余は獨逸大使來京の任務について報告したところ各參集者から「右條件には附帶的條件ありや否や、又我が軍軍備に對する制限條項ありや否や」との質問があつたので余はこれに對し獨逸大使の言ふところによれば右は全

く現在提出されてゐるだけの條件限りであつてその他特別の附帶條件は無い旨答へた、そこで蔣委員長は停戰すべきや否やについて先づ唐生智の意見を求めたところ唐は即答し得ず、次いで白崇禧の意見を徴したところ白は「若し只これだけの條件であれば一體何のたために戰爭してゐるのか」と言つた余はこれに對して「ともあれ獨逸大使の提出するところのは只この數箇條の條件に過ぎないのだ」と答へた、蔣委員長はそこで又今度は徐永昌の意見を質れたところ徐は「若しかゝる條件があればこれに應ずべし」と又顧祝同に問へば顧も亦之に應ずべしと答へ再び唐生智に問へば唐も各人の意見に賛同した蔣委員は遂に

○獨逸の調停は決して拒絶すべきにあらずこれは亡國の條件ではない
○華北政權等保存することを要するの二點の意見を表示するに至つた午後五時に獨逸大使が蔣委員長に會見し余はその席上兩者間の會談を通譯した、獨逸大使が蔣委員長に對し説いたところは漢口で孔祥熙王寵惠に語つたところと内容は同様である、但し現在若し行くならば將來の條件は恐らくかゝることでは濟まぬであらうとの一句が附け加へられた、蔣委員長はこれに對し次の如く述べた、「吾人は日本に對しては信を措くことが出来ない、日本は條約に平氣で違反し又その言説も當にはし難い、但し吾人は獨逸とは友好關係にあり従つて獨逸がかくの如くに調停に盡力してくれることにつ

く現在提出されてゐるだけの條件限りであつてその他特別の附帶條件は無い旨答へた、そこで蔣委員長は停戰すべきや否やについて先づ唐生智の意見を求めたところ唐は即答し得ず、次いで白崇禧の意見を徴したところ白は「若し只これだけの條件であれば一體何のたために戰爭してゐるのか」と言つた余はこれに對して「ともあれ獨逸大使の提出するところのは只この數箇條の條件に過ぎないのだ」と答へた、蔣委員長はそこで又今度は徐永昌の意見を質れたところ徐は「若しかゝる條件があればこれに應ずべし」と又顧祝同に問へば顧も亦之に應ずべしと答へ再び唐生智に問へば唐も各人の意見に賛同した蔣委員は遂に

いては固よりその誠意を信じてゐるし又獨逸が調停に立たうとする好意に對しては感謝する次第である、然しこれ等各項の條件を以て談判の基礎とし且その範圍を定めんとするに當つては尙大使閣下に於て特に獨逸本國政府に報告して戴き度い點が二つある、それは①日支談判に當つてドイツは終始調停者である事を要する事、換言すればドイツは飽くまで仲裁者として徹底してやらひ度い事、②北支に於ける行政の主權は徹頭徹尾維持されねばならない事の二點これである、この範圍に於てならばこれ等の條件をもつて談判の基礎としてもよい、つまり日本が戰勝國の態度をもつて臨み、この條件をもつて最後通牒と爲すといふ事が不可なのであると、こゝでドイツ大使は然らばもう一言加へさせて戴き度いと蔣委員長に諒解を求め「中國政府は現實に鑑み分に過ぎた要求は爲さずこのところ我を張り道さぬ方がよいであらう」と述べた、蔣委員長はそれでは同じ事であると言ひ、話を繼いで曰く、「現在の様に戦争が激しく行はれつゝある中に調停などは成功する筈がないのであるからドイツが先づ日本に對して停戦を強迫してくれる事を希望する」ドイツ大使は「蔣委員長の擧げた二點は本國に傳達するであらう、ドイツは居中調停を望むと同様に日本の希望するところも又ヒットラー總統が日支双方に先づ停戦を行はんとすることを申出でる事にある」と述べた

べた「もし日本が自らをもつて我勝因となし且つ又先づ宣傳を爲して中國が既に各項の條件を承認したと爲すが如き事があれば再び談判する事は出来ない」云々、この歸途に於いてトラウトマン獨逸大使は「今次の會談の結果は甚だ有望である」と語つた、又同大使は南京に於いて蔣委員長に對しこの條件は決して最後の通牒でないといふべた、而して同大使は船中で東京及びベルリンに打電したが今日に至る迄返答はなくその後の發展如何もこれを知る事は出来ない、余は昨年十二月廿八日國防最高會議に宛てた書翰のうち次の如く述べた「去年十二月初め南京が未だ陥落せざる以前にドイツ大使が豫め南京に赴き蔣介石に會見した時に述べた日本側の條件は斯くの如く明確でなく又之に較ぶれば苛酷であつた、而も尙蔣介石は大局を考慮して毅然として和平談判の基礎とすることを承諾した」以上徐讓の報告に就いて見るに余の述べたことの内容が極めて具體的であつたことは明けて言へば百や千では盡きるところはない、然しこれ等の事實は未だ過去には屬せず國家の利益のためには秘密を嚴守する必要がある、只ドイツ大使の調停は既に過去の事に屬し之を公表しても差支へないので一個の例としたのである、茲に於て以下三つの疑問が出るのである

①ドイツ大使の提案と近衛聲明とを比較するに獨逸大使の提案は和平談判の基礎とす可しと言ひながら何故近衛聲明はその基礎とす可からずと言ふのであるか
 ②ドイツ大使の奔走した當時は南京は陥落してをらず而も和平の議進む可しとの承認を得てゐたのである、近衛聲明の當時に於ては南京は陥落し濟南、徐州、開封、安慶、九江、廣州、武漢何れも相次いで陥落した後のことであり長沙は未だ陥落はしてをらないが自ら火を放つて焦土と化してゐた、而も前日の場合に和平の議を進めると言つたにも拘らず後の場合にはそれを不可と爲した理由は何處にあるか
 ③ドイツ大使奔走の當時國防最高會議の人々は或は南京或は武漢に居り何れも軌を一にして和平に賛意を表明した、而も近衛聲明の場合には和平を繞つて論議對立し遂に反對的立場に在るものに對し罵言讒語をも逞うし而も之を以て足れりとせずして遂にその生命を奪ひ國家のため力を效す能はざらしめるに至つた

以上の三つの疑問に對し余は回答を欲するものでない、然し和戰の大方針に關しては重ねて國民に一言せざるを得ない、人或は「既に主戰の方針を持してゐる以上和平論には應じないのだ」と言ふかも知れぬが之は通らない、國家の目的は生存獨立にあり和戰はこの目的を達せんがため手段に過ぎない、戰はざるを得ざるに至つて和平の可否はその條件によつて決せられその條件にして國家の生存獨立を妨げるならば和すべからず然らざれば和す可きである

又「中國は抗戰によつてこそ統一を達成し得る、今和を稱へるならば國家は又分裂の外ない」といふ人もあるが自分はこの説には絕對に反對である、國家の生存獨立のために抗戰をするならば別であるのであれば自分は絕對に反對である、和を主張することは國家統一を妨げるものでなく和平反對必ずしも分裂を救ふ所以でもない、又一説には「今和平を論ずることは共產黨に攪亂の機を與へる事だ」と論ずる者もあるが共產黨の攪亂政策は本來のもので和戰何れの場合でも一貫してゐる若し和平時代はこの共產黨の策謀が表面化するといふのであれば今こそ共產黨の行動を制壓するの口實といはねばならぬ、又一説には「第三國關係が中國の和平を希望しない」との説を爲す者もあるが外交は須らく自主的であり中國は自分の國民民族の生存のため和戰何れを執るかに於て自分で決定すべきであり他國の立場を考慮する必要はない日清戰爭後の屈辱的媾和はその後の我國にとつて苦難を齎したが故に我等は斯の如き一時的媾和を願はない、同時に普佛戰爭後フランスは屈辱的媾和をなしその後歐州大戰に至つてその仇を打ち大に得意となつたが我等は等しく斯の一時的媾和を願ふものではない、斯の如き停止するを知らざる循環的報復は決して永久和平の道ではない、余が誠心誠意を以て求むる處は東亞百年の大計である、余は日支兩國相聞へば即ち兩者共に傷き兩國和平すれば即ち共存する事

明々白々である事を断定して疑はない、兩國が和平の爲に共に努力すれば必ずや東亞百年の安定を來し得るであらうが然らざるは兩者ともに傷つき均しく滅亡するであらう、この點に就いては兩國人も總べて懷疑的であり乍ら而も一面確信的なものをもつてゐる、二十ヶ月の苦戰の結果は日本の消耗しなす兩國ともに傷つき共に破滅への一路を辿つてゐるが同時に共存共榮共同發展の途も又只一路である事は明々白々である、兩國有志の一時の禍福憂貶を恐れず右顧左盼し敢へてその態度を決するところがないのはどうした事であるか、余は諸君が獨立不屈不撓の精神をもつてその根幹とされん事を希望する、和平建議の第一番の犠牲者曾仲鳴先生は既に自己の致死をもつて我等が進退すべき共存共榮、共同發展の大道を照らされたのである、最後に尙論議せんとするのは次の諸事實である

(一)余が重慶を離れなければ通電を發する事は不可能だつたのである、然しながらこの危難の時に當つて重慶を離れた事は實に心苦しい事である、どうして國を離れる事が出来ようか、余が出國を欲したるは即ち余の主張の容れられん事を要求する所以を表明するためであつて決して個人などを問題として居るのではない

余の聞るところでは以上の諸主張が三月廿一日事件の主なる原因を構成して居る事は確實である、曾仲鳴氏は余よりもまだ幾春秋を瀆して居るにも拘らず志空しく逝去した事は實に惜しむべく、出来ぬ事ならば余が先に兇弾に墮れたかつた、余はこの文章を發表した後何時如何なる時に曾仲鳴氏に續いて兇手に墮れるかも知れぬがそれは余の望むところである、余の死後國民諸君は克く之ら余の遺した文字を熟讀玩味して余の主張を明

專變と列國動向

汪精衛 前號二頁「南北各地の回教」 取 律師趙一は全文取消します

確に會得して貰ひたい、之が中國の生存と獨立に不可缺の道であると同時に之が世界並に東亞永遠の平和を得るに不可缺の道でもあるのである、余の主張は現在に於ては重慶方面の採用する處となり得ない、然し將來何時の日にか余の主張が全國人民乃至は日支兩國人によつて受け容れられる事があれば余としては本望である

右法幣安定資金法案を可決した、依つて政府は同日直ちにジョージ六世の御裁可を得て法幣安定資金に關する法律公布の手續を取つた 英兩大使の上海會談内容觀測 香港【三三】重慶UP來電に依れば重慶外交消息通はUP記者に對し來るべきクレギー駐日英大使とカミ駐支英大使の上海に於ける會談内容は左の要點と觀測される

佛印の對日鐵鎖禁輸に反對論 香港【三三】再燃した佛印の鐵鎖その他各種鐵石の日本禁輸問題はその後表面的には何等の變化を見せないので最近佛印より當地に達した情報によれば佛印在住佛人間に英國が馬來その他より多量の鐵鎖を日本に賣つてゐる現状に鑑み佛印のみが斯る手段を取ることには全く意味を爲さずとし斯る方法により無益に日本を刺戟し且つは佛印自體の利益を失ふの愚を指摘して眞劍な反對論が行はれてゐると言はれる

廣州灣の防備強化 香港【三三】當地に於ける支那紙の報道によれば極東の防備に神經過敏となりつゝあるフランス當局は最近安南防備及びカムラン灣海軍根據地の建造のみに飽き足らず、更に廣州灣に強力なる海軍根據地を設ける事となり廣州灣の二大島嶼たる東海島及び碓洲島に砲臺を設け防空施設を爲す外雷洲半島の東岸佛領内の西營赤坎兩地に飛行場を設けることになつたと云はれる

英 法幣安定資金法成立

【三三】英國下院は二十四日午後法幣安定資金設置に關する法案を通過直ちに上院に廻付した、下院は先づ勞働黨ベシツク・ロレンス議員提出の修正動議を表決に附したが右は多數を以て否決され次いで政府の原案は表決なしで採擇された、勞働黨の修正動議は英國系銀行の出資に對する大藏省の利拂保證に關するものである

の修正動議を提出し更に勞働黨ベリンジャー議員より 法幣安定資金に對する英國の投資は過般のチエツコに對するクレヂツトと同様他人の手に渡るやうな虞れはないか

の質問があつた、サイモン藏相はこれに對して左の如く答へた 御提案の趣旨は諒とすしが御提案は徒らに法案を紛糾させるばかりだと考へ、安定資金は一年の期限到來後も延長されるかも知れずその際若干の調整をなす必要が生ずることも考へられる

米航空機會社援借借款成立 ハートフォード(米國コネチカッツ州)【三三】自國空軍の建直しに躍起となつてゐる國民政府は米國に於て飛行機用發動機購入の爲政府代表を通じて米國ユナイテッド・エアクラフト航空機製作會社のプラツト・ホイットネイ發動機製作所との間にクレヂツト設定交渉を進めて居たがUPハートフォード支局の報道によれば此程兩者間に總額一千五百萬弗のクレヂツトが成立したと云はれる

國

法幣安定資金設置に關する法案を通過したが右法案の審議に際しサイモン藏相と反對黨議員の間に大藏省の保證利率その他について活潑な應酬が行はれた、先づ勞働黨ベシツク・ロレンス議員より

▲上院通過、英帝裁可 ロンドン 【三三】法幣安定資金設置に關する法案は去る廿四日英國下院を通過、其後上院に於て審議中であつたが、上院は三讀會の手續を終つて廿九日

▲上海警備軍司令官更迭 上海【三三】新任上海フランス警備軍司令官アルフレツド・シュルアン・グルニエ中佐は本日午後一時來滬着任した

▲シートルで屑鐵積荷防害 シートル【三三】ポートルランド、アストリア兩港に於ける對日屑鐵積荷拒絶運動は一ヶ月に亘る紛争の末雇傭者の強硬方針によつて去る十六日漸く解決を見たが、今度はシートルに飛火し廿二日折柄入港中の川崎汽船會社の

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

國

▲上海警備軍司令官更迭 上海【三三】新任上海フランス警備軍司令官アルフレツド・シュルアン・グルニエ中佐は本日午後一時來滬着任した

▲シートルで屑鐵積荷防害 シートル【三三】ポートルランド、アストリア兩港に於ける對日屑鐵積荷拒絶運動は一ヶ月に亘る紛争の末雇傭者の強硬方針によつて去る十六日漸く解決を見たが、今度はシートルに飛火し廿二日折柄入港中の川崎汽船會社の

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

國

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

國

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

國

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

▲國務省・支那大使館否定 ワシントン【三三】蔣政權は今回飛行機用發動機購入のため米國ユナイテッド・

エアクラフト会社との間に一千五百萬弗のクレジットを設定したと傳へられるが、ワシントン支那大使館當局は廿九日クレジット問題については何ら關知せずと右報道を否定した、一方米國務省當局に於ても

若しかるクレジットが成立したとしてもそれは全くの個人契約に過ぎず、米國政府の對支クレジットには何等關係はないと語つたが、恐らくこの種の報道は支那側から出たものだらうと見る人が多い

▲國府喜ぶ 香港【三三】重慶來電に依れば米支間に一千五百萬米弗の飛行機購入に關するクレジットが成立したとの報道に關し國府方面では卅日U・P記者に對し左の如く語つた

米國に於ける今回のクレジット成立は今後更に歐米諸國の對支援助積極化を豫約するものである、之は最近の支那空軍再建工作に於ける第一歩で歐米諸國の支那に對する信用を正に裏書きしたものに外ならぬ

其 伯國武官の戰線視察談

香港【三三】北中南支に亘り限なく皇軍の活動を視察したブラジル觀戰武官フイグレド工兵少佐は歸還の途次澳門經由港に到着したが、廿一日其視察の收穫につき次の如く語つた

自分はブラジルに歸つて今次の視察旅行記を出版する積りだが、軍事上の専門家として自分は先づ日本軍の組織力の強さに驚嘆するものであり、此優秀の根源たる日本軍の士氣について研究する必要を感じた、之がため自分は日本歴史を研究して此精神の陶冶された過程を具體的に把握したいと思ふ

史を研究して此精神の陶冶された過程を具體的に把握したいと思ふ日本軍の活動は各所に亘つて實見したるが殊に漢口附近で工兵隊の目撃し活動を目撃した、日本工兵隊は歐洲の如何なる國の工兵より優秀である、又日本軍隊の行軍力も驚くべきものがある、パイアス灣上陸部隊が機銃を背負ひ炎天下に百四十五キロを進撃したのは他國兵の模倣し得ない所では感激共に徒歩で進軍したことは感激せざるを得ない、新政權要人には面會しなかつたが日本は工業國、支那は農業國であるから日支協力して新秩序建設に向ふであらうことを確信してゐる、尙ほ自分の旅行に際し日本軍當局及び外務當局が凡ゆる好意と援助を惜まれなかつたことに衷心から感謝する

ソ聯大使歸國

香港【三三】重慶來電に據れば駐支ソ聯大使オレルスキ氏は本國政府より招電に基き昨廿五日飛行機で重慶よりモスクワに向け歸國の途に就いた、右は獨逸のチエツコ併合後に於ける歐洲の新事態に關し重慶政府が各國今後の對將援助に懸念を抱き殊に去る十六日外交部長王寵惠がオレルスキ大使を訪問、ソ聯の援助強化を懇請した事實ありオレルスキ大使も現在の狀況報告のため本國政府に歸國許可を要請した結果急遽歸國したものと見られ約一ヶ月、モスクワに滞在上の再見重慶に歸任する豫定である(國民政府參照)

伊大使北支視察

上海【三七】駐支イタリ大使タリアニ・デ・マルキオ侯は廿七日早朝伊國巡洋艦コロネロニ號に便乗北支

に向つた、天津を振出しに約二週間の豫定で各地を視察の筈 澳門總督歸國 香港【三三】澳門總督バルボリ博士は來る四月二日澳門發香港經由本國へ向ふこととなつた、リスボンでポルトガル政府植民相と會見現地事情を報告、今後の澳門經營方針につき協議を遂げる筈である

白耳義も對將借款成立説 香港【四一】重慶來電によれば國府行政院長孔祥熙は卅一日重慶で「我國財政金融の過去と現在」なる演説をなした右演説に於て各國の對支借款に關し最近白耳義との間に二千萬磅の物資購入借款、又米國との間に一千二百八十萬元の借款がそれぞれ成立したと述べ將來更に新借款成立の希望があると附加してゐる

外紙論調

(伊紙) 皇軍の戰果を讃ふ ローマ【三三】南北支那に於て開始された我軍の軍事行動に關しイタリ各紙は連日長文の電報を掲載し皇軍が疾風迅雷の勢を以て敵を蕩卷蕩進しつゝあるのを稱讚してゐる

日本長期建設工作は軍事、政治各方面變を揃へて躍進しつゝあり東亞の新秩序は極めて崇高なる計畫とエネルギにあふれた國力を以て進行せしめられてゐると報じ防共陣營は洋の東西に於て正義の平和を成功裡に建設しつゝあり、デモクラシー國家群もやがて全國的にこれを容認せざるを得ぬ時期が來るであらうと豫言してゐる (伊紙) 南昌陥落の重要性強調 ローマ【三三】廿七日の南昌陥落の報は逸早くイタリヤにも傳へられ廿

八日ローマ各紙は一齊に相當の紙面に之に裂き大々的にこれを報道し皇軍の南昌占領の軍事的重要性を特に強調してゐる。イタリヤは今迄事變勃發前支那空軍建設に援助を與へ南昌にイタリヤ資本による飛行機工場を建設したことあり、從つて南昌陥落はイタリヤにとつて特に關心が深い譯である、尙イタリヤ側は近く皇軍の協力を得て南昌に人を派遣し現地を視察せしめたき意向の據である 南昌は長沙進撃の足場(米紙) ニューヨーク【三三】廿八日附ニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙

新支那建設

二月中の全支貿易狀況 上海【三五】海關發表(二月中に於ける全支貿易狀況は次の通りで前期に比し輸出入共減少を示してゐる(單位千元)

米國 二、七六四 二、三二八 獨逸 四、〇八八 五、七二六 香港 一、三六八 八、五七三 次は蔣政權下と新政權下とに分けて見れば次の通りで何れも前月に比し同一に減少歩調を辿つてゐるが二月のは前月に於てゼロであつた廣東の輸出が二月にはそれ〇三百萬元見當の數字を示してゐる點である(單位千元)

項目	一月	二月
純輸入	五、三三九	六、四三九
純輸出	六、七四四	七、〇四四
入超	一、四〇五	一、七〇五
△總輸入	一、〇〇四	七、四四三
蔣政權	六、〇〇四	七、四四三
新政權	七、四四三	八、八四三
△總輸出	四、九四〇	四、九四〇
蔣政權	四、九四〇	四、九四〇
新政權	一、〇〇〇	一、〇〇〇
△輸出	四、六六六	四、六六六
獨逸	四、六六六	四、六六六
英國	三、六三三	三、六三三
米國	一、六三三	一、六三三
△輸入	五、八〇〇	五、八〇〇
獨逸	五、八〇〇	五、八〇〇
英國	一、六三三	一、六三三
米國	一、六三三	一、六三三

△總輸入 二月 一月 蔣政權 六、〇〇四 七、四四三 新政權 七、四四三 八、八四三 △總輸出 二月 一月 蔣政權 四、九四〇 四、九四〇 新政權 一、〇〇〇 一、〇〇〇 △輸出 二月 一月 獨逸 四、六六六 四、六六六 英國 三、六三三 三、六三三 米國 一、六三三 一、六三三 △輸入 二月 一月 獨逸 五、八〇〇 五、八〇〇 英國 一、六三三 一、六三三 米國 一、六三三 一、六三三

▲搭乗者氏名 大連【三〇】遭難機
の搭乗者左の如し
天津淡路街西長吉、天津常盤街松
本勝治、東京市中野區野方町二ノ
一五七四島本四郎、東京市小石川
區原町一六今泉恒人、大連田島
町吉田親數、京城影山信吾、天津
製材會社員村田左右一、千葉縣市
川市八幡町加藤正太、舊冀東政府
(殷汝耕氏實弟)殷體新、操縱士
高橋流、他に小島通信士及機關士
▲機體引揚 大連【三二】二十四日
早朝より中華航空遭難ロケットヒド
機搜索を續けた結果午後五時に至り
大連と旅順の間の黄泥川部落の海岸
近く(深水約三十尺)に沈没
してゐることを確めたが既に日没近
くのため二十五日朝より機體引揚げ
作業を行ふこととなつた、遭難の原
因は當時は猛烈な吹雪のため難航を
續けるうち同海岸の斷崖を間近かに
發見俄かに上げ舵をとつた瞬間針路
を失ひ機尾を海中にたゞき込んで遭
難したものと見られる

▲死體發見引揚ぐ 大連【三三】遭
難機の機體引揚げに引續き乗客及び
乗組員の死體捜査に努めた結果、廿
五日後五時二十分に至り乗客加藤
正大、影山信吾、松本勝治、高橋流
小島通信士の五名の死體を發見其引
揚げに成功した

先づ豫備會議の幕が切つて落された
定期五分前維新政府副委員長梁鴻志、
溫宗堯、陳群等が會場に到着、先着
の臨時政府副委員長長王克敏、王揖唐
朱深等がこれを出迎へ一同打ち揃つ
て會場に入り梁院長の挨拶があつて
會議は開始された

南京【三六】本日午前十時より開か
れた第四次聯合委員會の豫備會議に
於て議決された事項左の如し
△和平救國運動促進要領の件
甲、實行具體案 乙、中國各新興政
權は友邦と協力し和平救國工作を
促進す、丙、各機關を動員し全國民
衆に和平奮起を促すと共に援將態
度を持続する第三國を排撃す、丁、
防共運動を更に組織化し無反省の
第三國に對しては援將の實行阻止
に努む、戊、在外華僑に對し四億同
胞と歴史ある故國を救はんがため
蹶起を促す

乙、聯合委員會和平宣言案
△英國の援將借款に對する反對聲明
の件
△民國廿九年度本曆編成に關する件
所要經費一萬七千元を離出し委員
會を組織し別に京都帝大より専門
家二名を招聘し遅くとも十月迄に
編曆を終る

△不足物資交易に關する件
△第五次聯合委員會議開催に關する
件、次期會議は五月中旬北京に於
て開催

尙會議は正午一旦閉會、梁、王兩委
員長以下一同は山田最高指揮官の午
餐會に臨んだ、午後は四時より引續
き會議開催、午前中の議決事項に就
いて案文整理を行ひ午後五時半豫備
會議終了、午後七時より行政院に於
ける政府招宴に出席した

▲本會議開催 南京【三〇】第四次
聯合委員會は廿九日の豫備會議に引
續き廿日午前十時半より維新政府接
待處に於て本會議を開催、豫備會議
に於て審議作製した第四次聯合委員
會宣言及び第三國の援將排擊聲明を
可決し同十一時半散會、斯くて第四
次聯合委員會は和平機構、援將排擊
に就いて兩政府の結束を愈々鞏固に
し多大の成果を収めて終了した

▲宣言 南京【三一】本日聯合委
員會可決せられた中華民國政府聯
合委員會第四次宣言左の如し
今や我が國新興政權の基礎益々鞏
固ならんとす、これ固より各自民
衆の熱烈なる支持と友邦の誠意あ
る提携との賜なり臨時維新兩政權
が國民黨政府の批政、惡政を一掃
し水火の中より民衆を救ひ再び天
日を仰がしむるを得たのは本聯合
委員會の寔に欣快とする所なり蔣
介石及びその黨軍閥は國政を恣に
し、私利のみを計り毫も人民の苦
痛を顧りみず惡逆無道遂に全世界
人道の公敵たる共產黨と結び隣邦
と事を構へ人民を塗炭に苦しめ水
火滅亡の淵に陥れんとせり、此の
秋天中國を見棄てざりしか時に應
じて新政權生じ順逆成敗の數自ら
明かにして黨權の壞滅は指呼の間
に迫るの感あり

聯合委員會

然るに英國、ソ聯等の國家は公然
と援將の策謀を繞らし飽く迄も東
亞民族を犠牲にし以つて戦火の延
長を計り以つてその毒計を遂げん
とす、其の險惡惡辣なるこれに越
ゆるなし、我國民衆にして既に之
等援將の關係を察知しこれが排擊
を遂行しつゝある時に當り強國の
雄たる友邦日本がこれに影響する

所毫も無き事は勿論にして英ソの
深謀如何に拘らず兩政府及び友邦
日本の防共蔣滅の進行は決して止
るものにあらず、本聯合委員會は
更にこの趣旨を天下に明示して新
政府既定の國策を擁護し、この歴
史的に一大危局を救はんとなす、斯
くして後始めて東亞に輝くべし、茲
に頑迷にして悟らず鷓鴣を争はし
めて漁夫の利を計る狡吏共賊平和
の惡魔を俱に排撃するにほ一層
の努力を拂はざるべからず、特に
茲に宣言す

▲援將排擊聲明 南京【三三】本日
の聯合委員會に於て可決發表され
た援將排擊聲明全文左の如し
臨時、維新兩政府成立の始め齊し
く聲明せるが如く、凡そ各國の蔣
政權に對する金錢、物資の貸與は
一切承認し能はざる所に於て昨年
九月兩政府聯合委員會成立に際し
ても重ねて鄭重に聲明せる所なり
當時我國民衆も歐米諸國に通電し
蔣政權に對する金錢物資の供給停
止を要請し、然らざるものは我が
國民の公敵たるべきことを宣言せ
り、然るに各援將國側は「借力殺
人」の計を施し、以て中國を犠牲
とし東洋平和の實現は彼等にとり
不利なるを懼れ益々その毒牙を伸
ばして戰期の延長を來し既に今日
迄再三巨額の借款に應じたり、今
や蔣政權既に瀕死の危機に際し又
復英國は一千万磅の借款を與へた
り、其眞意を計るに之實に財力に
より東洋平和を阻害せんとするも
のにして中國人民の戦火による重
大なる犠牲に對し恬として顧みざ
るものなり、蔣介石の惡虐非道な

中央軍團長投陸
北京【三六】去る二月下旬河南省開
封に設置された吳佩孚將軍の綏靖委
員會の工作はその後胡毓坤氏等を中
心に進展、委員會協力者の續出を見
てゐるが二十七日開封の西南にあつ
た第〇〇師第〇團長(特に名を秘す)
は部下千二百を率ゐて綏靖委員會に
歸順を申し出て今後委員會の下に統
緒工作に協力邁進する事となつた、
第〇團は中央系に屬し中央軍の分裂
を示すものとして注目されてゐる

北支情勢
青島大港を第三國船に開放
青島【三三】青島大港は來る廿五日
より第三國船に對して開放すること
になつたので加藤青島總領事は本日
次の如き聲明を發表した
日本政府は今次事變を通じ作戦上
多大の不利を忍んでも與ふ限り第

既に人民の公敵にして絕對に其
存在を許さざるところ、而して彼
の借款供給國が故意に四億の人民
を毒し之を死地に陥れるものに對
して凡そ血氣あるものは憤激之を
仇敵視せざるなし、よつて茲に切
實に宣言し事變發生以來各國と蔣
政權との間に結ばれたる一切の借
款その他契約は一律に無効なる事
は素より若し援將諸國が依然斯の
如き反平和行動に出る以上兩政府
成立當時聲明せる對第三國友好精
神も之を保持するに由なく既得權
益の尊重も又實現し得ざるにいた
る可きを聲明するものなり、民意
の存する處特に茲に宣言す

綏靖委員會
▲援將排擊聲明 南京【三三】本日
の聯合委員會に於て可決發表され
た援將排擊聲明全文左の如し
臨時、維新兩政府成立の始め齊し
く聲明せるが如く、凡そ各國の蔣
政權に對する金錢、物資の貸與は
一切承認し能はざる所に於て昨年
九月兩政府聯合委員會成立に際し
ても重ねて鄭重に聲明せる所なり
當時我國民衆も歐米諸國に通電し
蔣政權に對する金錢物資の供給停
止を要請し、然らざるものは我が
國民の公敵たるべきことを宣言せ
り、然るに各援將國側は「借力殺
人」の計を施し、以て中國を犠牲
とし東洋平和の實現は彼等にとり
不利なるを懼れ益々その毒牙を伸
ばして戰期の延長を來し既に今日
迄再三巨額の借款に應じたり、今
や蔣政權既に瀕死の危機に際し又
復英國は一千万磅の借款を與へた
り、其眞意を計るに之實に財力に
より東洋平和を阻害せんとするも
のにして中國人民の戦火による重
大なる犠牲に對し恬として顧みざ
るものなり、蔣介石の惡虐非道な

既に人民の公敵にして絕對に其
存在を許さざるところ、而して彼
の借款供給國が故意に四億の人民
を毒し之を死地に陥れるものに對
して凡そ血氣あるものは憤激之を
仇敵視せざるなし、よつて茲に切
實に宣言し事變發生以來各國と蔣
政權との間に結ばれたる一切の借
款その他契約は一律に無効なる事
は素より若し援將諸國が依然斯の
如き反平和行動に出る以上兩政府
成立當時聲明せる對第三國友好精
神も之を保持するに由なく既得權
益の尊重も又實現し得ざるにいた
る可きを聲明するものなり、民意
の存する處特に茲に宣言す

既に人民の公敵にして絕對に其
存在を許さざるところ、而して彼
の借款供給國が故意に四億の人民
を毒し之を死地に陥れるものに對
して凡そ血氣あるものは憤激之を
仇敵視せざるなし、よつて茲に切
實に宣言し事變發生以來各國と蔣
政權との間に結ばれたる一切の借
款その他契約は一律に無効なる事
は素より若し援將諸國が依然斯の
如き反平和行動に出る以上兩政府
成立當時聲明せる對第三國友好精
神も之を保持するに由なく既得權
益の尊重も又實現し得ざるにいた
る可きを聲明するものなり、民意
の存する處特に茲に宣言す

三國の權益を尊重し來つたことは周知の事實であるが今般更に第三國の平和的通商を尊重する意味において幾多の困難を排し三月二十五日より第三國船に對して當青島大港の開放を斷行することにしたのである、第三國側においては港問題につき或は第三國通商に對する差別的待遇乃至壓迫と曲解し或は支那の門戸を閉鎖するが如く誤解したものと少くなくかつたのは眞に遺憾に堪えざるどころであるが大港使用制限は全く軍事上の必要以外に何等他意なく殊に第三國の經濟的權益を冒し若くは平和的通商を阻害せんとする如き意圖は毛頭なかつたのである、今回の措置によつても帝國が如何に第三國の平和的通商を尊重するか、また帝國政府及び官吏が常にあらゆる問題につき如何に公正なる態度に出でゐるかは諒解することが出来るであらう、列國においては帝國の眞意を諒解し東亞興隆の一の道でありまた帝國不動の國策である東亞新秩序の建設に積極的に協力すること切望しました期待するものである

中華電氣工業會社創立

【青島】支那における電氣事業の復興工事に關し最近現地各工團關係業者により中華電氣工業會社を設立したが現地當局では右組合のみを以つてしてはなほ不充分であるとの見解より單一の會社を設立するやう慾願、之に對して組合設立はかねてより資本金五百萬圓の中華電氣工業會社を設立すべく準備中とのところ宣撫工作上至急實現を要するに拘らず資金調整法の關係より困難があるのを取敢へず資本金十八萬圓(半額拂込)を以つて新會社を設立することに決定廿五日大阪電氣クラブで創立總會を開催役員を決定(社長林安繁氏)直ちに支那に進出することとなつた尙同社の事業は(一)支那に於ける電氣工事の施工監督員(二)電氣器具の修理(三)電氣器械の販賣等て目下の所々の活動は主として北支に限られてゐる

北支那開發會社初總會

【青島】北支那開發會社では廿九日午後二時第一生命館與會室で第一回定時株主總會を開き左記當年度利益金處分案を附議可決、次いで(一)北支開發債券(二億五千萬圓限度)發行(三)定款變更の件(定款第六條中の件)の次に「及張家口を加ふ」を原案通り可決した(單位圓)を本年度利益金二六、二〇二、この處分 法定積立金二、六二一、従業員退職給與積立金二六二、後期繰越金二、三一九

天津英商議會頭拉致事件

天津【青島】十七日午後二時廿分天津一區牛莊路第一號英商會議所會頭(前號事報副會頭は誤)ウイオアム・商會代表者英人H・F・ダイオット氏邸の裏口より支那服を着た兎漢三名侵入電話中のダイオット氏を拳銃で脅迫侵入口に待たしてあつた自動車に押込めて太沽方面に逃走した、拉致した匪團は拉致後身代金三百萬元を要求し來れるもの後更に三十萬元に値下げ要求して來てゐる

北支軍發表

北京【青島】(北支軍發表)去る三月十四年度中には事業費として關係事業會社に對する投資二億二千萬圓、融資二億圓合計四億二千萬圓を豫定してゐるがこれが調達に關しては政府の鐵道關係器材類による現物出資一億五千萬圓及び手許資金二千萬圓餘餘の二億五千萬圓は政府元利保證の同社債券發行によつて賄ふことになつた

軍管理工場に純益配當

太原【青島】山西省の軍管理工場は現在四十六工場を算し昨年一月以來事業並に資金兩方面に互る軍當局指導下に逐次整備復舊を急ぎつゝあるが既に紡績、製粉、煙草、燃す、セメント、石炭等二十一工場は昨二三年度に於て操業を開始し特殊需要及び一般民の需要に應じ約十二萬七千圓の純益をあげたのでこの程度局では純益の一部を各管理委員(各工法經營受託者)に配當することになつた

北京臨時政府

人事發令 北京【青島】臨時政府は天津海關監督溫世珍氏の天津市長代理就任に伴ひ左の如き人事を發令した 命海關監督 程 霖 庚 命實業部次長 陸 夢 熊

經濟視察團訪日

北京【青島】長期建設下にある日本各地の産業施設の見學並に產業界第一線に活躍する各方面有力者と意見を交換する訪日經濟視察團北京市商會々長鄭泉藻、天津市商會董事徐新民氏一行廿一名は廿四日午後四時塘沽出帆の長安丸で訪日の途に上つた

王實業部總長訪日

北京【青島】臨時政府實業部總長王蔭泰氏は去る廿四日出發した訪日經濟視察團の後を追つて廿七日北京を出發訪日の途に上つた

上海英商議院に抗議

上海【青島】上海英國商業會議所では臨時政府が北支に實施した爲替管理に對し右は英國の權益に差別的待遇を爲し又門戸開放の原則に背反すとの立場から會頭ロバート・コー

とるの立場から會頭ロバート・コーの如き抗議文を發表した 三月十一日北支臨時政府の發表せる通貨規則は日本占領下の北支諸重要都市即ち北京、天津、青島、芝罘、威海衛等に於いて實施されるに至つた、この規則は圓にリンクし而して準備不足の爲外國爲替としては殆んど無價値の聯合準備銀行券の使用を強要し且つ外國爲替として一定價値を有する法幣を排除せんとする意圖に基づくものである、右規則は自ら日本の銀行の金融的獨占を意味するものであり又今後斯の如き取引が繼續するものとすれば準備不足の聯合準備銀行券に外貨準備を付與することとなる、即ち聯銀券の安定を圖らるゝがため通商を全般的に阻害し又自由を外貨に換へることの出来ない通貨で取引することの出来ない多數外國商社は閉鎖を餘儀なくされるであらう、斯くの如くこの機構は明かに英國の權益に對し差別的であり門戸開放、機會均等の原則を打破するものである、英國商業會議所としては英國の權益のみならず北支に於ける日本以外の各國の權益に害ある惡意ある企圖に對し強硬に抗議するものである

蒙疆委員會

蒙疆聯合委員會第十回委員會 張家口【青島】蒙疆聯合委員會第十回定例委員會は廿三日午前十一時より張家口蒙疆聯合委員會會議室において開催、金井最高顧問、察南、晋北、蒙古聯盟各自自治最高委員並に各委員會各部長出席、福利獎勵券發行事

青島の開港歓迎

青島【青島】青島開港に關する社説を掲げこれを歓迎して次の如く述べてゐる 青島の内港は最近一般外國船に對して開放された、これは勿論大し重要なことではないにしてもロンドンでは無條件でこれを歓迎してゐる、今日までの處日本が多く地方的な問題について外國權益を顧慮した例は殆んどなかつたが之を皮切りにこの種の満足な事態

蒙疆聯合委員會第十回委員會

張家口【青島】蒙疆聯合委員會第十回定例委員會は廿三日午前十一時より張家口蒙疆聯合委員會會議室において開催、金井最高顧問、察南、晋北、蒙古聯盟各自自治最高委員並に各委員會各部長出席、福利獎勵券發行事

蒙疆聯合委員會第十回委員會

張家口【青島】蒙疆聯合委員會第十回定例委員會は廿三日午前十一時より張家口蒙疆聯合委員會會議室において開催、金井最高顧問、察南、晋北、蒙古聯盟各自自治最高委員並に各委員會各部長出席、福利獎勵券發行事

蒙疆聯合委員會第十回委員會

張家口【青島】蒙疆聯合委員會第十回定例委員會は廿三日午前十一時より張家口蒙疆聯合委員會會議室において開催、金井最高顧問、察南、晋北、蒙古聯盟各自自治最高委員並に各委員會各部長出席、福利獎勵券發行事

業特別會...豫算編成の件(来る七月より三萬枚發行)を可決次で各部報告事項あつて午後一時散會した

新章・杏仁の統制會社設立

新章【三六】年産約一億二千五百萬斤と推定されその大半を輸出する内蒙古産の甘草並びに年約百數十萬圓を輸出する杏仁はその用途需要の激増する反面に於て無統制なる濫獲により漸次産額を減少する實情に鑑み豫ねて滿蒙組合ではこれが増産を圖り蒙古人の生活向上に資したいと産業部に對し甘草杏仁の統制的會社設立を申請中の所廿七日付許可を得た

右統制會社は純特殊會社とし資本金三百萬圓(二分一拂込)滿蒙天産株式會社と稱し社長に依田四郎氏就任、本社を新京に、赤峰、洮南、通遼に出張所を設置する計畫で四月初旬創立總會開催の豫定で蒙古民族の福祉増進策として建國以來のものだけに期待されてゐる

中支情勢

中支那振興會社初總會

【三六】中支那振興會社では廿八日有樂町第一生命館集合室に創立以來最初の定時株主總會を開き初年度利益金處分案(無配)並に一千萬圓を限度とする中支振興債券發行の件を附議可決した(單位千圓)

昭和十三年度利益金二〇、六四六右處分 法定準備金三、〇〇〇、次年度繰越金一七、三四六

▲十四年度事業資金【三六】中支振興會社第一回總會席上兒玉總裁は左の如く同社昭和十四年度事業資金計

畫につき説明した

昭和十四年度事業所要資金は總額三千四百萬圓これが資金調達方法としては一千萬圓を社内保留金に、二千萬圓は政府の鐵道關係器材類の現物による株金拂込に俟ち残り四百萬圓は次年度の一月乃至三月中の所要資金五百萬圓を併せて一千万圓程度の同社債券發行によつて賄ふことになりこれが發行方については同日の總會の承認を得、發行の時期その他は總裁一任に決した

▲子會社八社の現況【三六】中支振興會社では昨年十一月設立以來着々事業計畫を遂行しつゝあり現在迄既愈々本年度より本格的な事業活動を開始するに至つたが廿八日の第一回定時總會席上兒玉總裁より軌道に乗りつつあるその關係會社の事業内容につき概要左の如き報告を行つた

①華中鐵業會社(資本金一千万圓四分の一拂込)は我國製鐵計畫の遂行に寄與せんことを目標として昭和十三年四月八日逸早く設立せられたのであるが、昨年十月四日安徽省南山、大凹山の貯藏搬出を開始して以來、十二月末に至る三ヶ月間の出鐵量四萬三千餘噸に達し、尙漸次採掘に努めつゝある鐵礦山も數ヶ所に上つて居る、同社は當初中支に於ける鐵礦資源の統制開發を目的とし華中鐵業株式會社、名を以て設立せられたのである

客年十二月に至り、其の事業範圍を擴大し、鐵礦以外の鐵產物の開發をも併せ營むこととなり従て社名も華中鐵業株式會社と改めた

②華中水電會社(資本金二千五百萬圓、拂込二千萬圓)は中支那に於ける電氣及水道事業の統制經營を目的として、昭和十三年六月三十日設立せられ、専ら電氣及水道の復舊とその配給に努めて居る、昭和十三年末上海に於て發電設備は五萬千KW水道設備は水管延長二百九十五料を有し、同年十二月中の發電重約四百二十萬KWH、送水量三百十六萬立方米に及んで居るが近く南京、蘇州、杭州等より漢口に達する中支那主要都市全域に亘り事業範圍を擴大すべく諸般の準備を進めつつある

③上海内河汽船會社(資本金二百萬圓、拂込六十一萬一千餘圓)は中支那主要内河航路に於ける小蒸汽船及發動汽船並に之が曳船に依る運輸事業の經營を目的として昭和十三年七月廿八日設立せられ、蘇州河及黃浦江の二幹線を中心とする内河航運に従事しつゝある、昭和十三年末に於ける同社の運航船舶は小蒸汽船八十一隻解百四十隻を算へ、昭和十三年十二月に於て貨物一萬二千餘噸、船客五千八百餘人を輸送した

④華中電氣通信會社(資本金一千五百萬圓、拂込一千萬圓)は中支那に於ける電氣通信事業の統制經營を目的として、昭和十三年七月廿一日設立せられ、極力復舊工事に努めたる結果、無線電信は對日、米、香港、マニラ、大連、青島、天津、南京、蘇州、杭州、漢口及日本船舶間に直通施設の開通を了し、又日本經由で歐米各地間との通信を實施しつゝある、無線電話は上海日本間直通を完成し、市内

電話は上海、南京、蘇州、杭州、吳江、常熟の各都市に開通を見るに至つた、昭和十三年十二月末現在に於ける各地電話加入者數合計約二千六百名である

⑤上海恒産會社(資本金二千萬圓、拂込額一千五百萬圓)は上海に於ける都市建設及港灣建設事業を目的として昭和十三年九月十日設立せられたのであるが、蘇州河河口を中心として概ね半徑十五料の圓圈内に包含せらるる地域を大上海都市計畫區域となし第一期經營地域たる市政府を中心とする約四千萬平方米の土地取得を完了し、既に實測に着手した、經營地の賣却乃至賃貸は未だ準備中であるが、各方面の申込相次ぎ、昭和十三年末に於て申込の件數百數件、地域二百六十餘萬坪以上に及ぶ状態である

⑥華中都市自動車會社(資本金三百萬圓、拂込額百廿萬七千五百圓)は中支那主要都市に於ける市内乗合自動車交通の復舊並に發達を計らんが爲、昭和十三年十一月五日設立せられ、上海、南京、蘇州、鎮江の各都市に於て運轉を營みつつある、同年十二月末に於ける全路線の延長四百廿六料、運賃路長二百三十料に達し、配車百一輛を算へ業態極めて順調である

⑦華中水産會社(資本金五百萬圓、拂込額三百六十六萬五千圓)は上海に於ける生魚類の卸賣市場並に中支那沿岸を根據地とする汽船トロール漁業及汽船底曳網漁業の經營を主要目的とし、昭和十三年十一月六日設立された、同年十二月中に於ける上海魚市場の漁獲物取扱高

は、川魚、海魚、鹽乾物、貿易魚を合せて百十三萬餘斤に及んで居る、其の漁獲設備はトロール漁船四隻、底曳網船七組、運搬船五隻、曳船一隻を有し、取敢ず漁獲高月額十萬圓を擧ぐる見込である

⑧大上海瓦斯會社(資本金三百萬圓、拂込額九十八萬圓)は上海に於ける瓦斯事業の經營を目的とし、昭和十三年十二月廿七日設立せられ、新都市計畫區域に於ける瓦斯の供給を計る爲、製造工場の建設に着手すべく目下着々準備進捗中である

武勝關トンネル開通式 漢口【四一】昨秋武漢防衛に敗れた敵が敗走に當つて原形なき迄に破壊した京漢線武勝關トンネルは去る一月六日甯日以來佐藤(質)部隊が鐵道日本の面目にかけて復舊工事中であつたが僅々八十日といふ驚異的スピードを以て二十八日全く完成し三十一日午後現場に於て晴れの開通式を舉行了、目下同部隊の手で行ひつゝある武勝關北方瀕河鐵橋の復舊工事が四月中旬完成すると同時に愈々漢口、信陽間二百四十キロの全通を見る筈である

上海情勢

上海都市計畫愈々實施 上海【三三】大上海都市建設計畫については昨年九月維新政府が上海都市建設區域を指定、之が第一歩を踏み出して以來維新政府行政院上海市政府及び内政部所屬の上海復興局が三位一體となつて着々計畫を進めてゐるが、愈々四月を期して第一期建設地域の本年度第一次土地拂下を斷行し本格的な事業に乗り出すこととなつ

而して右事業計畫に就ては去る十五日行政院、上海市政府、上海復興局及び上海恒産會社の首脳部によつて構成される第一回上海都市建設諮問委員會の決定に基づき上海恒産會社が之を代行するもので、第一期事業經營地は吳淞クリーク及び市中心區を中心とする總面積四千五百七十萬平方米、土地拂下は先づ市中心區附近の高級住宅地及び吳淞工業地帯から手を着け漸次商業地帯倉庫地帯雜居地帯等にも及ぶ筈である

上海市政府更に工務局に申入れ

上海【三二九】上海特別市政府では去る十日附共同租界工務局に提出した要求に對し工務局側が回答を躊躇してゐるので重ねて之が申入をなすこととなり、二十九日市政府秘書長は共同租界工務局に市參事會議議長フランクリン氏を訪問二十八日附傳市長の書翰を手交すると共に之が善處を要望した、尙ほ上海領事團首席領事に對しても同文の書翰を以て申入をなした、書翰全文左の通り

本月十日附を以て本市政府が貴工部局宛提出せる暴動分子の取締、大西路派出所の復舊、第一特區地方法院の接收、土地臺帳の返還、青天白日旗掲揚の禁止等五ヶ條の要求に對し今日に至るも尙貴答に接せず甚だ遺憾とす
惟ふに上海第一特區地方法院と各關係國との間に締結せる協定は本月卅一日に於て滿期となる、該法院が未だ新政權に於て接收せられざる以前に於いては該法院のなせる一切の民刑訴訟判決に對し本市政府は四月一日より一律に無効と認む、貴方が本市政府の要求する

第一特區地方法院の接收に對し如何なる意見を有せらるゝや、本市政府と合作し得るや否やを即日明白に表示せられたし、本市政府は若し法院が本市政府の管轄を受くるに至らば當然従前の協定を繼續して有効と認むるものなり、尙暴動分子の取締、大西路派出所の復舊、土地臺帳の返還及び青天白日旗の掲揚の禁止等四ヶ條に關しても切實に處理せられたし
右に關し即日本政府に満足なる回答を與へられ以て厚誼を望むし合作の實を擧げられんことを望む

上海の軍票手形交換開始

上海【三三〇】中支占領地區に於ては昨年十一月一日より軍票制度が實施されてゐるに拘らず上海に於ては日銀券に關する限り昨年三月より手形交換が實施されてゐるが軍票に關しては尙この種の制度がなく軍票による商取引の増加に伴ひ邦商間には軍票現金受授の不便を除却するため軍票の手形交換實施が要望されるに至つた、この實情に鑑み正金、銀、三井、三菱、住友の六邦人銀行では愈々四月初めより軍票の手形交換を實施することになつた、交換の決済は日銀券を以て行ふか或は軍票勅定のコール・ローンによることとならうがこれにより中支の軍票制度の運用は一段圓滑になるものと見られてゐる

日を迎へた維新政府は政府宣言を發表し新東亞建設に邁進の決意を中外に開明したが、此の日前十時より行政院大禮堂に於て王克敏、朱深臨いて訓示並に説明あり、次いで各部長より夫々所管事項について説明午後零時半一旦閉會、一同山田最高指揮官の午餐會に臨んだのち午後三時再會、各省、市長より管下地方の治安産業復興其他各般の状況を報告午後六時閉會した

上海總領事館警察全燬

上海【三三二】昨廿四日午後十一時過ぎ上海虹口黃浦路の日本郵船倉庫より出火した火事は同倉庫を全燬し更にその南隣の帝國總領事館警察に延焼したのち一時下火となつたが間もなく午前三時頃再び火力猛烈となり總領事館警察を殆んど全燬し更に道一つ距てた南側の總領事館に燃え移り同館屋根から火焔を吹き出したが消防隊の消火に漸く消し止めたが本館の被害は極めて輕微の模様である、尙總領事館本館に奉安の御眞影は午前一時十分加藤領事が奉持し無事中部小學校に移し奉つた

▲抗日放火有力視さる 上海【三三三】全燒した我が上海總領事館警察は廿五日北四川路新亞ホテルに假事務所を設け直ちに事務を開始したが一方火災の原因に就いては抗日放火が有力視され、廿五日正午より總領事館内に三浦總領事、陸軍廣田大佐、海軍光延中佐、憲兵隊五十嵐中佐等參集、昨夜に引續き重要會議を開きこれが對策に就いて協議してゐる

南京維新政府

▲維新政府官吏即死 上海【三三三】廿一日午前九時二十分頃共同租界漢中路惠中飯店二百四十一號室に宿泊中の維新政府實業部内河航行船收稅吏王傑仁氏の部屋を訪れた一支那人が拳銃を亂射し同氏を即死せしめ悠々逃走した 上海【三三六】二十八日午前八時半頃上海紡織工係次長牧野中氏（三六、福岡縣出身）が自宅より出勤の途中揚梅浦平涼路の東部小學校側に差しかつたところ突然背後より便所の支那人が同氏めがけ拳銃を亂射し同氏はその場に昏倒し、直ちに最寄りの病院に收容手當を加へたが間もなく絶命した、犯人は逃走した

▲記念宣言 南京【三三六】中華民國維新政府成立一周年に當り政府當局は左の如き記念宣言を發表した
本政府成立して今や茲に一周年に我が政府、去年の今日を追想するに我が政府、去年敢へてこの重責に任じて以來奮々努力邁進して倦まず以て今日稍見べき成績を擧ぐるを得たり、然りと雖その當初期せるところに比すれば尙前途遼遠なるを痛感す、幸にしてこの一年各省市行政機構逐次生育し秩序の回復、市面の繁榮、人心の動向又復興の途に向ひて歩々前進し、治安を攪亂するものはこれを掃蕩し、和平を阻礙するものはこれを膺懲し同心協力不撓不屈邁進しあり、この點政府同人の聊か自らを信じ自らを慰めるところなり、茲に一周年記念慶祝の式典に當り我が同人は過去の工作を檢討し將來の方針を確定し言行一致銳意之に努め廣く人材を求め以て行政の機能を増進し犧牲を恐れず、苦難の環を打破す可きなり、斯くて早急に東亞新秩序を具現せしめ中國國家の完全なる獨立を期し、以て我が同人たるもの克く和平救國の重大使命に副ふ可し、神明亦この言を照覽あらん

南支情勢

廣東で大規模な製糖事業開始 廣東【三三三】事變前廣東省政府直營だつた東莞製糖工場は南支第一の優秀設備を有してゐたが、程第一の優秀設備の沃野を埋める程大量に栽培される甘蔗の製糖には手もつけず南支一帯を徒らに密輸糖の跳梁に委ねてゐたが、廣東の日支兩當局はこれが操業に關し協議中のところ準備も完了したので昨日試運轉を終了、直ちに新興南支の躍動を見せ大規模な操業を開始した

▲抗日放火有力視さる 上海【三三三】全燒した我が上海總領事館警察は廿五日北四川路新亞ホテルに假事務所を設け直ちに事務を開始したが一方火災の原因に就いては抗日放火が有力視され、廿五日正午より總領事館内に三浦總領事、陸軍廣田大佐、海軍光延中佐、憲兵隊五十嵐中佐等參集、昨夜に引續き重要會議を開きこれが對策に就いて協議してゐる

▲維新政府官吏即死 上海【三三三】廿一日午前九時二十分頃共同租界漢中路惠中飯店二百四十一號室に宿泊中の維新政府實業部内河航行船收稅吏王傑仁氏の部屋を訪れた一支那人が拳銃を亂射し同氏を即死せしめ悠々逃走した

▲記念宣言 南京【三三六】中華民國維新政府成立一周年に當り政府當局は左の如き記念宣言を發表した
本政府成立して今や茲に一周年に我が政府、去年の今日を追想するに我が政府、去年敢へてこの重責に任じて以來奮々努力邁進して倦まず以て今日稍見べき成績を擧ぐるを得たり、然りと雖その當初期せるところに比すれば尙前途遼遠なるを痛感す、幸にしてこの一年各省市行政機構逐次生育し秩序の回復、市面の繁榮、人心の動向又復興の途に向ひて歩々前進し、治安を攪亂するものはこれを掃蕩し、和平を阻礙するものはこれを膺懲し同心協力不撓不屈邁進しあり、この點政府同人の聊か自らを信じ自らを慰めるところなり、茲に一周年記念慶祝の式典に當り我が同人は過去の工作を檢討し將來の方針を確定し言行一致銳意之に努め廣く人材を求め以て行政の機能を増進し犧牲を恐れず、苦難の環を打破す可きなり、斯くて早急に東亞新秩序を具現せしめ中國國家の完全なる獨立を期し、以て我が同人たるもの克く和平救國の重大使命に副ふ可し、神明亦この言を照覽あらん

▲抗日放火有力視さる 上海【三三三】全燒した我が上海總領事館警察は廿五日北四川路新亞ホテルに假事務所を設け直ちに事務を開始したが一方火災の原因に就いては抗日放火が有力視され、廿五日正午より總領事館内に三浦總領事、陸軍廣田大佐、海軍光延中佐、憲兵隊五十嵐中佐等參集、昨夜に引續き重要會議を開きこれが對策に就いて協議してゐる

初の行政會議開催 南京【三三三】維新政府の行政會議第一日は廿三日午前十一時より行政院に於て開會された、梁院長以下各部

第四十七回 帝國議會

旬間大觀

近衛内閣から途中でバンドを引繼いだ平沼内閣最初の通常議會として、事變處理の大使命を擔つて開かれた第七十四回帝國議會は、九十四億の膨大豫算と政府提出法案八十九件の全部を呑んで、最終日たる二十五日無事幕を閉じた。

☆閉會

議會閉院式

【三二】第七十四回與亞議會は二十五日を以て終了したので廿六日日曜日に拘らず貴族院に於いて閉院式を舉行せられた、この日平沼首相を始め全閣僚、松平、小山、佐々木、金光兩院正副議長以下貴衆兩院議員は何れも禮裝に威儀を正して登院、午前十時五十分兩院に鳴り響く振鈴を合圖に各閣僚議員一同式場に參進本位に就き、かくて定刻十一時平沼首相は恭しく王座に向つて最敬禮の後、稻田内閣書記官の捧持せる勅語書を奉じ

茲に勅命を奉じまして閉院式の勅語を捧讀いたしまするの光榮を荷ひますと述べ議員最敬禮裡に優渥なる勅語

局高等官等約八百名を召され親しく拜謁仰付けられ正午豐明殿に於いて一同に對し御慰勞の思召に依り酒饌を下賜せられた

審議成績

- 正法律(鐵の輸入税免除に關する件)
一、大正十四年法律第五十一號中改正法律(關東州の生産に係る物品の輸入税免除等に關する件)
一、北海道拓殖銀行法中改正法律
一、明治四十五年法律第二十三號中改正法律(樺太に於ける石炭の採掘に關する件)
一、臺灣事業公債法中改正法律
一、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律
一、朝鮮鐵道株式會社所屬金泉、慶北、安東間鐵道買收の爲公債發行に關する法律
一、森林法中改正法律
一、林業種苗法
一、種馬統制法
一、競馬法臨時條例に關する法律
一、金資金特別會計法中改正法律
一、臺灣米數移出管理特別會計法
一、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律
一、國貨取締法
一、臨時資金調整法中改正法律
一、國庫取締法
一、軍用資源秘密保護法
一、大正九年法律第五十三號中改正法律(關稅法、關稅定率法及保税倉庫法等の朝鮮に於ける特別に關する件)
一、酪農業調整法
一、國庫整理基金特別會計法中改正法律
一、明治三十九年法律第三十四號中改正法律(國債に關する件)
一、明治四十二年法律第九號中改正法律(政府に對する保證金其他の

首相上

【三三】平沼首相は廿五日午後一時三十分宮中に參内天皇陛下に拜謁仰付けられ第七十四議會の経過その他一般政務につき委曲奏上、種々御下問に奉答して退下した

首相兩院議員慰勞

【三六】平沼首相は二十六日無事閉院式を舉行したので同日正午永田町の首相官邸に於て恒例 貴衆兩院議員招待午餐會を催し、主人側平沼首相初め全閣僚、議員側松平、佐々木貴族院、小山、金光衆議院正副議長並に政府委員等約六百五十名出席、午餐を共にした後、デザートコーナーに入るや、平沼首相起つて

を捧讀し次に松平貴族院議長勅語書を拜受し同五分滞りなく式を終了した

閉院式勅語

【三五】廿六日の議會閉院式に賜りたる勅語左の如し

會

勸語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等兎ク朕力意ヲ體シ協贊ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

閣僚議員等御慰勞

【三七】長き遼りでは第七十四議會終了に就き廿七日午前十一時五十分宮中正殿に於いて平沼首相以下各閣僚、松平、小山、佐々木、金光貴衆兩院正副議長並に兩院議員、各政府委員、各省次官、秘書官、兩院事務

と述べ議員最敬禮裡に優渥なる勅語

旨の挨拶があり之れに對して松平貴族院議長一同を代表して答辭を述べ午後二時散會した

與亞議會成果

- 【三九】第七十四回與亞議會は愈々會期満了の廿五日閉幕したが議案審議の成績を見るに政府提出の法律案は八十九件、豫算案十四件、豫備金支出の承諾案六件決算三件の多きに達し而も平沼内閣は組閣早々殆んど準備期間なき關係上米穀法案其他の重要法案を會期半ばを過ぎてから提出されたに拘らず僅かに増稅案を繞り衆議院に於て多少揉んだ以外別段の波瀾なく與亞協力の實を擧げて一件の審議未了なく全議案通過成立した、即ち豫算案十四件は全部原案可決、法律案は八十九件中原案可決七十八件、修正可決十一件、豫備金支出並決算は何れも原案承認され其の件名を表示すれば左の如くである、尙ほ議員提出法律案は三十二件内衆議院通過七件成立は一件も無く又建議案は二百四十二件内可決二百二十七件である

原案通過

- 一、昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律
一、作業會計法中改正法律
一、兌換銀行券整理法中改正法律
一、農業再保險特別會計法
一、軍用自動車検査法
一、朝鮮事業公債法中改正法律
一、海軍工廠資金會計法中改正法律
一、人事調停法
一、名古屋帝國大學創設に伴ふ帝國大學特別會計及官立大學特別會計の關涉に關する法律
一、昭和十二年法律第五十七號中改

擔保に供したる國債の買入銷却に關する件)

一、産金法中改正法律

一、地方鐵道法中改正法律

一、軌道法中改正法律

一、恩給法中改正法律

一、司法保護事業法

一、地方學事通則中改正法律

一、職員健康保險法

一、輕金屬製造事業法

一、映畫法

一、工業組合法中改正法律

一、昭和十三年法律第六十四號中改正法律(兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する件)

一、朝鮮銀行券及臺灣銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律

一、船舶建造融資補給及損失補償法

一、日本産金振興株式會社法中改正法律

一、船員保險法

一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律

一、著作權に關する仲介業務に關する法律

一、昭和十三年法律第二十三號中改正法律(關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及種々廳の各特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入る事に関する件)

一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲、公債發行に關する件)

一、昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律

一、昭和七年法律第一號中改正法律(滿洲事變に關する經費支辨の爲

公債發行に關する件)

一、支那事變に關する特別賜金として交付する爲公債發行に關する法律

一、災害被害者に對する租稅の減免徵收猶豫等に關する法律

一、登錄稅法中改正法律

一、有價證券移轉法中改正法律

一、海運組合法

一、造船事業法

一、中支那振興株式會社法中改正法律

一、健康保險法中改正法律

一、昭和十三年法律第八十七號中改正法律(本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する件)

一、昭和七年法律第四號中改正法律(輸入稅の從量稅率に關する件)

一、臨時陸軍材料資金特別會計法

一、昭和十四年度法律第二號中改正法律(昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する件)

一、兵役法中改正法律

一、滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律

一、借地借家臨時處理法中改正法律

一、北海道上功組合法中改正法律

一、公證人法中改正法律

一、明治三十五年法律第四十九號中改正法律(國勢調査に關する件)

一、郵便年金法中改正法律

一、花柳病豫防法中改正法律

一、裁判所構成法中改正法律

一、商法を引用する條文の整理に關する法律

一、米穀配給統制法

一、國際電氣通信株式會社法中改正法律

一、大日本航空株式會社法

一、帝國鑛業開發株式會社法

一、關稅定率法中改正法律

一、宗教團體法

一、寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に對する法律

一、非訟事件手續法中改正法律

一、豫算

一、昭和十四年度歳入歳出總豫算並昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算

一、豫算外國庫負擔となるべき契約を爲する件

一、臨時軍事費豫算追加(臨時第一號)

一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加(第一號)

一、昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加(特第一號)

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第二號)

一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加(第二號)

一、昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加(特第二號)

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追加第三號)

一、臨時陸軍材料資金豫算

一、昭和十三年度歳入歳出總豫算追加(第一號)

一、昭和十三年度歳入歳出總豫算追加(第二號)

一、昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加(特第一號)

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第一號)

一、昭和十二年度特別會計第一豫備金支出の件

一、昭和十二年度特別會計豫備費支出の件

一、昭和十三年度第二豫備金支出の件

一、昭和十三年度特別會計第二豫備金支出の件

一、昭和十三年度特別會計豫備金外に於て豫算外超過支出の件

一、昭和十二年度歳入歳出總決算

一、昭和十二年度各特別會計歳入歳出決算

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

一、昭和十二年度歳入歳出決算検査報告

大時局に對慮したいと思ひます、今議會開院式の際の勅語に御示しの如く國民精神の昂揚と國家總力の發揮こそ今後全國國民學つて努めねばならぬ所でありまして、私は益々此の重責を賜ふ爲に邁進する心底であります

松平貴族院議長談

第七十四議會は無事終了しました而して政府提出の豫算案、法律等はは夥しい件數に上りましたが是等が全部可決せられた事は今日の重大時機に當つて一入喜ばしいこと、存じます、斯の如き成果を挙げ得たのは全く政府と議會が時勢を深く認識して共に協力した結果でありまして即ち政府に於ては組閣後日尙淺かつたにも拘らず或は議案の整備に或は議會に於ける應答に精進致され又議會も時節柄諸種の不自由があつたにも拘らず國民の質きんとするところをよく質し議會を通じて國の内外に政府の爲さんとするところを納得せしめ得たと信ずる次第であります、政府と議會の間にこの理解と努力があつてこそ立憲政治の使命を完ふし得ると確信し誠に欣快に堪へない次第であります

小山兼議院議長談

支那事變發生以來議會開會せらるる、こと四回、今や事變は前段を終へて東亞新秩序建設の後段に入り今第七十四回議會こそ此の最新事態に對處する重大議會であつて國民は目下事變の終局が如何なる経過によつて成就されるかに注目の焦點を置いてゐるが本議會を通じて帝國の動向は國民の前に明にされ又國民の總意も本議會を通じて遺憾なく反映されたのである、今議會はかゝる議會であつ

平沼首相談

第七十四議會は無事終了致しました今議會は支那事變が新段階に入つて處もなく開かれ、我國としては事變處理上極めて重要な時期に當面して居たのであります、而して諸外國はこの議會を通して我國の國勢を見ようとし國論の動向を知らむとして其の視聽を蒐めたのであります、議員諸氏が時局の重大性を洞察して議案審議に當り國家體制の強靱を内に宣示されたことは同慶に堪へません、こゝに九十四億餘に上る豫算と増稅案、米穀配給統制法案、宗教團體法案をはじめ其の他幾多の重要法案が無事成立致しましたことは正に戦時下舉國一致、時艱突破の國民の意思が議會を通じて反映したことを立證するものであります、議會の協賛を得ました諸案件に就ては今後その有効適切な運用を期し此の重

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

關係方面談

た丈に問題の中心は外に緊迫せる外
交關係と内は百億に垂んとす。戰時
對處豫算を中心とす。物と人との關
係に終始した、外交問題は現下の微
妙なる國際關係上問ふもの問はれ
るもの慎重な考慮の下に行はれ物
動計畫については機密に互るものは
秘密會に於て詳細なる検討が加へら
れ、その回数も前例にない多數に及
んだ、その結果は東亞新秩序建設と
いふ曠古の偉業を翼賛し泰る我が國
力に些かの不安なきことが明にされ
大目的達成の爲に斷乎たる決意は愈
々新に確立されたといへる、而して
この審議の模様を顧みて特に感ずる
ことは、議員側にはその論調は著
しく指導協力的であり、政府側の
態度も眞摯熱誠を極めた、たゞ内政
方面に於ては幾許の憾みなきにしも
非ずだが、これは現内閣としては組
閣刻々のことではあり、今後内外政
策革新の實は今後の手腕に俟つべき
であらう、尙今議會は會期半を過ぎ
て政府案の三分の二以上の提出を見
たのであるが、八十九件に亘る法案
を一を殘さず而も會期延長を見ずし
て議了したことは何といつても今議
會の偉大なる功績であらう。

砂田政友會幹事長談

第七十四帝國議會は本日をもつて會
期を終了した、今期議會の使命は云
ふまでもなく東亞に新秩序を建設せ
んとする大業を翼賛し泰るに在り興
亞議會と呼ばれたのも偶然でない、
即ち會期中には東亞再建のため要す
る經費を樞軸とした九十五億餘萬圓
に達する未曾有の大豫算を始め八十
九件に及ぶ多數の法律案を政府より
提出されたのであるが衆議院は皇漢
輔翼の精神を以て和衷協力これ等全
部を可決し又議員提出法律案の大半
を議了したのであつた、その間政府
に質すべき事柄があつても事國交に
關するものは質問を控へ、専ら政府
の適切な處置に信頼するの一途に
出たこれ一に興亞の大業に寄せる衆
議院の熱誠の進りである政府はよく
この點を諒得して豫算の實施に法案
の施行に萬遺憾なきを期し外困難な
る國際環境に善處し内民力の涵養に
力め大いに皇基を振起すべきである
と思ふ、なほ會期中終始渝らざる友
情を以て協力を惜まれざりし友黨民
政黨に對しこの際深甚なる敬意を表
して置くものである。

麻生社大書記長談

今議會は政黨側の自肅自戒によつて
戰時議會として相當の成績を示した
がこの非常時局に處する政治の積極
的指導といふ點に於て政府に氣魄足
らず、ために「低調」を云々された
ことは遺憾である、例へば生産力擴
充に力瘠を入れたがらその實現に心
要な諸般の改革に少しも手を觸れや
うとせず、また物動計畫や生産力擴
充計畫の一元的運用に必要な行政社
構改革も高閣に束ねてゐる、戰時社
會立法も甚だ微温的だつた、組閣早
へばそれまでだがそれは東亞新秩
序建設に處する戰時内閣として甚だ
物足りない、議會側も決議の形式で
ても内政外交一新の氣魄を示し政府
を鞭撻すべきだつた、北洋漁業問題
や農漁業生産確保の問題で各派一致
の決議があつたが、更に根本的な外
交方針や内政改革の方途に就て議會
のハッキリした意思表示があるべき
だつた、時局はますます重大である
豫算遂行に伴ふ物動計畫だけ考へて
も容易ならぬものがある、物價政策
貿易問題、銃後施設等々爲すべきこ
とは甚だ多い、東亞新秩序建設と國
家總力の發揮の爲めに政府の一層の
努力を望むや切である、政府にして
眞に革新の大道を示し官僚潤善の弊
を除きし國民と協力するの態度を示
すならば、我等は喜んでこれを支持
するものである。

第一俱樂部聲明

第七十四議會は新年の再開に先だつ
て近衛内閣倒れ平沼内閣其後を承け
たなどの關係で追加豫算を始め重要
法律案の提出非常に遅れたに拘らず
既に長期建設の新段階に入れる支那

本會議

増稅案上程・國際電通法成
立
廿二日は午前十時十七分開
會直ちに日程に入り

貴族院

會期末期に多數議案を送附さ
れた貴族院は、増稅、米穀配給
統制その他重要法案の消化に忙
しかつたが、二十二日より連日
本會議を開き、各特別委員會も
これに併行して開會、會期ギリ
ギリに政府提出議案全部の審議
を完了して、無事その使命を果
した。なほ豫算總會は、文治果
追加豫算を分科會に移さず二十
二、二十三兩日で審議可決した

提出、衆議院送付)を上程、鹽野遞

相の説明あり質疑のため
坂本俊篤男(公正) 古來如何なる戰
争に於いても勝敗の岐るゝ所は新
銳武器を利用するかどうかにあつ
た今次事變に於いても我が空軍の
活躍が如何に陸海軍の作戰を有利
に援けたかは今更言を要しない、
本法案は世界各國に比して立派な
感がある本邦民間航空を振興し
て我が航空力を擴充せんとするに
あるが此の爲めには航空機を縱横
に活躍せしめるに足るだけの燃料
の用意がなければならぬ政府は年
額六百萬圓の補助金を出して石油
試掘を奨励しこれを以て燃料國策
確立せられたりとなすが、これ
は燃料の自給自足は期せられない
これは國民に歸屬の安心を與へる
に過ぎないものである。自分の知
る限りでは現在の計畫では不十分
なりと思ふが政府に充分なる燃料
計畫があらば承り度い

鹽野遞相

航空國策の圓滿なる遂行
にはガソリン補給の確實を期する
ことが第一條件で企畫院の物動計
畫、商工省の試掘奨励、液化計畫
案でも充分の用意がしてある

八田商相

ガソリンについては事變
以來軍用充足を第一として萬遺憾
なき様諸般の對策を講じてゐる
石油採掘についても種々奨励の方
策を講じてゐるが、もとよりこれを
以て充分なりとせず更に萬全の對
策を講ずる考へである

かくて國際電氣通信委員會に併託、

次いで
一、昭和十三年法律第八十七號中改
正法律案(政府提出、衆議院送付)
(委員長報告)

日二廿

會直ちに日程に入り

本會議

増稅案上程・國際電通法成
立
廿二日は午前十時十七分開
會直ちに日程に入り

本會議

増稅案上程・國際電通法成
立
廿二日は午前十時十七分開
會直ちに日程に入り

を上げ、高橋委員長の報告通り可決
一、國際電氣通信株式會社法中改正
法律案(政府提出、衆議院送付)
(委員長報告)

を上げ、兒玉伯の報告通り可決して
同法案は衆議院修正の通り成立、十
一時十七分休會午後一時四十三分再
開、衆議院より送付された増稅案
一、支那事變特別稅法中改正法律
案(政府提出、衆議院送付)

一、臨時利得稅法中改正法律案
(同上)

一、臨時租稅措置法中改正法律案
(同上)

の三案を一括追加し石渡藏相提
案理由を説明、質疑なく廿七名の特
別委員に付託、二時五分散會

廿三日
臺灣米移出管理法外五件可決

廿三日は午前十時十七分開
會直に日程に入り

一、昭和十二年第一豫備金支出の
件(承諾を求むる件、衆議院送付)

一、昭和十二年特別會計第一豫備
金支出の件(同上)

一、昭和十二年特別會計豫備費支
出の件(同上)

一、昭和十三年度第二豫備金支出の
件(同上)

一、昭和十三年度特別會計第二豫備
金支出の件(同上)

一、昭和十三年度特別會計豫備金外
に於て豫算外超過支出の件(同上)
の六件を一括議題とし石渡藏相提案
理由の説明あつて災害被害者に對す
る租稅減免法案特別委員會併託とい
て

一、軍馬資源保護法案(政府提出、
衆議院送付)(委員長報告)
一、種馬統制法案(同上)

一、競馬法の臨時特例に關する法律
案(同上)
の三案を一括上げ、溝口委員長の報
告あり質疑なく討論に入り

土方寧氏(無所屬) 競馬法の臨時特
例に關する法律案には反對である
其の理由は其の根本となつてある
競馬法が國民精神興との聖旨に悖
り淳風美俗に反するからである斯
の如き制度に反對意見を述べること
とは私の良心の命ずるところであ
り議員としての義務である、私は
絶対に反對である

と反對意見を述べて降壇、之にて討
論を終り採決の結果三案、全部委員
長報告通り可決

一、臺灣米移出管理法外五件可決
(政府提出、衆議院送付)(委員長
報告)

を上げ、大隈委員長の報告あつて質
疑のため

下村宏氏(研究) 本案により米價に
つれて臺灣の甘蔗も亦値下りを來
すは必然であるがこれは單に砂糖
會社がそれ丈儲けるのでなく一般
砂糖消費者も亦これによつて利益
を受けるのでなければならぬが、次
これに對する政府の方策如何、次
に朝鮮、臺灣等外地に於ける農業
の發達は内地に於ける之等農産物
の需要があるからである即ち外地
の内地移出によつて恩恵を蒙つて
ゐるのであるから今同の如く内地
の必要のため臺灣に於て石二圓當
りの米價値下りを來すも又已むを
得ないと思ふが如何、米は日本國
民の生活必需品であるから内外地
を通じて有無相通を緊密にし米穀
の過剩又は不足等による犠牲負擔
の公平化を圖らねばならぬ、事變

勃發以來農村の勞力は著しく減少
してゐるに、はらず農産物の生
産高は減少してゐない、之は農村
に於ける労働能率増進のためであ
る、今後事變が一段落つて壯丁
が歸村した場合結局農業労働の能
率が高下するか、さもなければ策業
者が出ることになるが其の對策と
しては其の餘分の勞力がだけ大陸
に滿洲に進出せしめなければなら
ぬ、日滿支を運する農業政策如何
移植民のことは今日の如く内外地
又各省割據主義では不十分之等
を綜合統一した拓殖省を設置して
さらに廣い見地から之を行はねば
ならぬ、本案を繞つて内地と臺灣
との摩擦が生じたのも結局内外地
割據の結果である、綜合計畫を立
案すればかくの如き不要な摩擦は
なくすむのである單に灣米管理
の問題のみならず廣く内外地行政
統一に關する政府の所見如何
八田拓相 米價につれて甘蔗も値下
りを生じ農家收入の減少を來して
はいけないから特に糖業令を公布
して作付反別買上價格を許可制と
し其の値下りを防止する考へてあ
る、次に内外地を通過する米穀需給
の調節については全く同感で今後
は臺灣朝鮮とも一層密接な聯絡
を保つて行く方針である、只内地
と外地との間では民度風俗の差が
あるので必ずしも同等に行かぬが
不可分の關係に鑑み密接な取扱ひ
を行はねばならぬこと勿論である
滿洲移民については政府は重大關
心を拂つてゐる、最後に本案實施
に當つては臺灣總督府と充分密接
な連絡をとり島民壓迫にならぬ萬
全の配慮をする積りである

櫻内農相 米穀政策全般としては大
體日本の内外地を通じての米産高
をもつて全需要を充たしたほ若干
の餘剰を見込む程度の計畫を適當
なりと信じ年々内外地間に於ける
増産制當をきめてゐるのである、
今日農村の能率が増進し勞力不足
を感じてゐないとは考へないが今
後多數の歸農者があれば農業労働
力は相當の過剩を生ずることは不
可能であるから滿洲北支等と連絡
を保つて分村移住計畫を實行し度
いと考へてゐる、滿洲に於ける農
業は許可制度をとつてゐるので先
づ滿洲國政府と相談せねばならぬ
ので昨年來拓務省に於て充分協議
を進めてゐる、朝鮮、滿洲と内地
との連絡も充分に注意して保つて
行く

下村氏自席より質問を打切る旨を述
べ零時十三分休會、午後二時十四分
再開、臺灣米移出管理法特別會計法
案の討論に入り

永田秀次郎氏(同和) 私は本案をも
つて臺灣米穀の移出管理を行ふこ
とが公當なりと考へて賛成するも
のである、臺灣米は生産費及び經
濟事情を參酌し買上げた價格に
石當り二圓を加へて移出するものが
本案の骨子でこれが恰も臺灣農民
の利益を一石當り二圓だけ控除す
るかの如き誤解を與へてゐるが米
穀の特殊性から見て此の點は深く
考慮を要するものがある、即ち米
は日本人の生活必需品であり其の
價格は内外地を通じて均一化せら
れてゐなければならぬ、此の爲に
今までは内地のみの犠牲に於て臺
灣米の價格を高値に維持してゐる
のである、内地米の生産費よりも

臺灣米の生産費は一石に付八圓方
安い、加ふるに臺灣は二毛作であ
つて臺灣の米穀生産者は内地の生
産者に比し非常の利益を得てゐる
此の生産費の安い臺灣米が高く賣
れるのは只内地に移出出来るが故
に外ならない、即ち臺灣は内地の
利益に多大の利益を得てゐるので
あるから石當り二圓だけ總督府で
徴收しても決して生産者の利益を
害するとは言はれない、今日戦時
下において食料品確保の見地から
米穀増産が唱導されて居るがやが
て又米穀過剩に悩む時代が來ない
とも限らない、故に本案によつて
内地と臺灣とを調整し米の増産を
圖ることが必要で臺灣の米の増産
を自然の勢に放任する時はやがて
米穀過剩時代が來た時處分に困
るから本案によつて臺灣の米作を一
定限度に抑制し餘剰の生産力を他
の農産物の生産に振向けしめ臺灣
の農業を多角經營化せしめること
は時宜に適したものである、更に
本案によつて總督府が徴收する石
當り二圓の金は全部あげて農産施
設に用ひられるのである、臺灣に
於ては米作に偏せざる他の農産物
も必要とする現在の時局に鑑みる
時は本案は國策上適當なものであ
る、最後に本案は臺灣統治に悪影
響を及ぼすとの議論があるが異民
族の統治は極めて困難であるから
當局は充分注意して本案が一視同
仁の精神に悖るものでないことを
明にせねばならぬ

と賛成意見を述べて降壇之にて討論
を終り採決の結果多數を以て委員長
報告通り可決、次いで
一、地方學事通則中改正法律案(政

府提出、衆議院送付、委員長報告) 一、青年學校令に依り就學せしめらるべき者の就業時間に関する法律案(同上)

の二件を一括上程、清岡副委員長の報告通り可決 一、關稅定率法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

一、昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入税の從量税率に関する件)(同上)

の二案を一括追加上程し松村大藏政務次官の説明あり災害被害者租稅減免委員會に併託

一、昭和十四年法律第二號中改正法律案(昭和十四年度一般會計の財源に充つる爲公債發行に關する件)(政府提出、衆議院送付)

を追加上程し松村大藏政務次官の説明あつて赤字委員會に併託最後に 一、廣告物取締に關する法令改正の請願(外廿九件)

廿四日

文治費追加豫算外八件成立 廿四日午前十時廿一分開會 直ちに日程に入り

一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)(委員長報告) 一、昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)(同上)

一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)(同上)

一、臨時陸軍材料資金豫算案(同上)の四件を一括上程、渡邊豫算委員長の報告あつて質疑に入り 小林嘉平治氏(同和) 滿洲移民は逐年夥しい増加を示して居るが之は滿洲に行けば十町歩の私有土地が與へられ更に十町歩の共有地が與

へられるといふ好條件があつたからである、然るに最近滿洲國においては之等土地私有を否認し移民は悉く永小作にするといふことである、それは土地所有の念願から出かけて行く滿洲移民はなくなつてしまふであらう、又土地制度の點から論じても敢てソ聯に倣つたものとはいはないが決して健全なる制度ではない、所有慾は人間の本能であるから之に基礎をおかない經濟機構は強固たり得ない、滿洲國に於ける日本人の土地所有權は過ぐる昭和十一年の日滿議定書に明文を以て認められて居る、この土地所有權を否認するとは以ての外である、拓相對滿事務局長

の所見如何と質して降壇、答辯のため板垣對滿事務局長 滿洲國において土地を全面的に國有にするといふことは未だ聞いて居ない、但し相當廣い未利用地があるから之を開發して大量移民を收容するためこの土地を國家が管理することになつて居る、但し土地制度は移民問題に重大な關係があるから將來の移民に悪影響を及ぼすやうな事はしない考である

八田拓相 滿洲移住地の安定を確保することは滿洲土地制度の主眼である、我國朝野の關係者と滿洲國の當事者との間に充分意見の交換を行つて日滿不可分の精神の下に滿洲國建國の趣旨を擴充して東亞永遠の平和に資するやうな土地制度を確立したい方針である

次いで 青木才次郎氏(交友) 政府は町村吏員充實助成費二百萬圓を計上して

居るが時局下町村事務膨脹の趨勢に對してこの程度の助成金では不十分である、政府は更に徹底した町村助成の對策を講ずる方針ありや、町村は國家事務の委任が輻輳して自治體本來の使命を奪はれて居る、この際町村制を根本的に改正して此の自治機能を發揮せしめる方針なきや、次に政府は官吏大學學長等を優遇する方法を講じて居るが自治に益弊し社會教育に當つて居る市町村吏員に對しては精神的にも物質的にも何等の優遇の途もない、之を優遇することは現下の情勢に鑑み喫緊の要務なりと思ふが政府の所見如何

と結んで降壇、之に對し木戸内相 この非常時に當り町村事務が非常に激増したにかゝはらず町村吏員が之に伴ふて増員せられて居ない故に之が充實を助成するために二百萬圓を計上したが政府は決して之を以て充分なりとして居る譯ではない、次に町村制改正の一方として小町村合併及び町村會議員等敘選舉の問題は將來充分なる検討を加へる方針である、最後に町村吏員の優遇については政府としても全く同感である、將來充分の盡力する心算である、中

央地方を通ずる根本的稅制改革案を來議會に提出する事になつて居る

板垣陸相 專變以來町村事務が増加したことはお述べの通りである、勳員懸召その他軍關係の事務に對し町村が力を致して居られる事に對しては陸軍としても深く感謝して居る所である

八田商相 我が國輸出の大宗は生糸及び纖維工業、纖維輕工業製品であるがこれらに必要な資材の配

給については軍需品についてその圓滑を圖つてゐる

松井茂氏(同和) 長期建設體制確立には治安の確立が第一義である、過般の上海テロ事件、更に防共問題に對處するためには單に國內のみならず國際警察の機能を發揮せねばならぬ時に立ち到つてゐる、その他思想警察、風俗警察を強化せねばならぬ、又工場警察も徹底を缺けば労働者の體位を低下し又過般の枚方陸軍火藥庫爆發などの不祥事を惹起する、かくの如き各

般の方面に亘り警察の充實を必要とする時勢に鑑み先づ警察組織を改正して首相の下に内外地を一貫した警察命令系統を樹立し非常警備組織を全國に整備すべきである次に警防組織を擴充して國民警察の實を擧げ先づ警察費はすべて國庫負擔とするが妥當である、最後に警察官の任務は益々重要となる實情に鑑み警察官優遇の道を講じられたい、自分は政府がこれらの諸施設を實行せられるものと期待してゐる

と賛成意見を述べこれにて討論を終り採決の結果右四案とも委員長報告通り可決、茲に一億九千九百餘萬圓に上る明年度文治費追加豫算は成立を見た、ついで

一、職員健康保險法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告) を上程、大森委員長報告通り可決

一、司法保護委員法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告) を上程、二荒委員長報告あり可決

一、船員保險法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告) を上程、二荒委員長報告あり可決

一、船員保險法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告) を上程、二荒委員長報告あり可決

一、船員保險法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告) を上程、二荒委員長報告あり可決

一、船員保險法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告) を上程、二荒委員長報告あり可決

院送付)(委員長報告)
を上程、大森委員長の報告ありこれを可決

一、災害被害者に対する租税の減免徴收猶豫等に關する法律案(政府提出、衆議院送付、委員長報告)

一、登録税法中改正法律案(同上)
一、有價證券移轉税法中改正法律案(同上)

の三案を一括上程、白川委員長の報告あり三案とも可決

一、中支那振興株式會社法中改正法律案(政府提出、衆議院送付、委員長報告)

一、健康保險法中改正法律案(政府提出、衆議院送付、委員長報告)

を上程、大森委員長の報告通り可決以上八案は何れも成立、かくて四時二十分散會

廿五日
米穀・増税兩法外十一件成立

最終日は午前十時十七分開會直ちに日程に入り

一、請願委員長報告
酒井請願委員長より委員會の經過並に結果を報告したる後

一、昭和十二年度第一豫備金支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付)(委員長報告)

外承諾を求むる件五件を一括議題とし白川委員長より報告あつて右六件共承諾を與へることに決定、次いで

一、輕金屬製造事業法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告)
一、帝國鑛業開發株式會社法案(同上)

の二案を一括上程、橋本委員長の報告後討論に入り
長岡隆一郎氏(交友) 本法により利

益を享くるものは日本輕金屬會社であるが輕金屬増産の爲には日本電工、日本アルミ其他既設會社を補助して其の過去の經驗と技術とを活用して増産計畫を樹てるべきである、しかして之等既設の諸會社は國產原料を使用してゐる、國防上からも國際貸借の上からも之等國產原料使用會社を先づ第一に保護助成すべきにかゝらざる可からず、政府は輸入原料を使用する日本輕金屬會社の保護のみに失せず宜しく之等既設會社をも助成すべきである

と賛成意見を述べて降壇、次いで井上匡四郎子(研究) 生産擴充は國產資源の開發によるのが原則である、現在日本で國產原料を使用するのは日滿アルミと住友系の會社のみである、政府は國產原料によるアルミニウムは外國原料によるアルミニウムに比し加工過程に於て遜色あるかの如く言はれるが其の程度は克服して國產アルミニウムの増産を圖るべきである、しかもアルミニウムの品位については國產品に何等の短所なきのみならず或る場合は却つて國產原料によつて製造したアルミニウムが優秀である、政府が殊更に日本輕金屬會社を設立して外國原料によるアルミニウム製造を偏重する理由を解するに苦しむのである、本案は將來永遠に國際收支の上にも惡影響を及ぼす案である、政府はよろしく國產原料によるアルミニウム製造に着手すべきことを要望して本案に賛成する

之にて討論を終り採決の結果兩案共委員長長の報告通り可決、次いで去る七日の本會議に於ける小林嘉平治氏(同和)の高等小學教育改善に關する質問に對し小柳文部政務次官の答辯あつて十一時五十七分休憩、午後一時四十九分再開、午前に引續き日程に入り

一、映畫法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告)
一、著作権に關する仲介業者に關する法律案(同上)
の兩案を岩倉委員長の報告通り可決次いで

一、船舶建造融資補給及損失補償法案(政府提出、衆議院送付)(委員長報告)
一、造船事業法案(同上)
の三案を一括上程、後藤委員長の報告通り可決

廿二日
豫定線札幌、増毛間鐵道速成の請願

採擇し最後に松平議長これにて議事日程全部終了いたしました、散會いたします

と宣して四時三十九分散會

交治追加豫算審議
廿二日は午前十時廿三分開會、交治追加豫算を分科會に移さず總會に於て審議することに決定松村大藏政務次官より提案理由の說明あり

三井清一郎氏(研究) 鑛計事業は年産額一億七千萬圓に達する重要産業である今日最も輸出に努力すべき事業と思ふ。然るに今日鐵力の配給に大削減が加へられ折角伸び様とする同事業は大打撃をうけてゐる。又鐵力職工は應召するもの多くために製造は減少を來してゐる。之が對策如何

樫内農相 お話の如く鑛計は我國の

輸出品中重要な地位を占めてゐるものであるから當局は大いに注意してゐる。事變下に於て遺憾乍ら鉄力の配給が思ふ様に出来ぬのは残念であるが輸出に要する鉄力は企畫院と相談して出来るだけよく配給する様にしてゐる

今井商工政務次官 輸入用の鐵については商工省は優先的に認めることにしてゐる。又國內用の鐵については應召者の爲めに其製造は不足を生じてゐるが出来るだけ其不足を除去する様力めてゐる。

三井氏 國民體位の向上の爲に混砂米を廢止する考へはないか

櫻内農相 古米を搗くには砂を混ぜる方が早く揚げるので地方ではこれが永い習慣となつてゐるが漸次混砂米を禁する様にしてゐる。しかし此權限は地方長官にあるので速に全面的に禁止されることを望んでゐる

大河内輝耕子(研究) 町村制改正案を今回提出されなかつたのは内相として甚だ機宜に適した處置と思ふが町村制について當局の考へはどうか

木戸内相 今回政府が町村制改正案の提出を見合せた理由は度々申上げたので改めて申さぬが町村制改正については鋭意努力してゐる。普通選挙の弊害についても考慮せねばならぬ、又中間機關についても今後とも研究して何等か新しい施設を要するものと思ふ

大河内子 農會と産業組合の問題であるがこれらの代表者や小學校の校長等を町村會に出席せしめると言ふ點はどうかと思ふ、經濟團體として其の領域を守ればよい、政

治に嘴を容れる必要はないと思ふ
木戸内相 町村と經濟團體との關係については産業組合、農會等が町村に於て相當勢力を有してゐる爲種々の問題が生ずるのでこれが對策を必要とする、町村と經濟團體とは各別個の團體としてその協調を圖るといふ方針で將來考究し度い
森平兵衛氏(研究) 宣撫班の活動について今少し詳細な説明を聞き度い。又軍と興亞院の仕事の分界はどの邊にあるか
板垣陸相 宣撫班は只今の處第一線の軍除特務機關に配屬せられ多岐なる業務に従つてゐる、業務の内容は各地方、時期により異なるが大體は先づ第一線特務班に屬する彼等は先づ第一線特務班に屬するある避難民に復歸を勧め又人心安定の爲布告をする、又講演其他宣傳の仕事をする、段々落着いてくると經濟生活を必要とするので農民の食糧を給與するとか、生産物の運搬をするとか金融を圖るとか其他多種多端なる仕事をするのである、又此の仕事について興亞院の手の及ばぬ地方は軍の力であるが然らざる限り宣撫工作は興亞院でやることになる。

森氏 避難民に對して文化工作は勿論必要であるが一步進んで衣食住のことを第一に考慮せられたら
鈴木興亞院政務課長 支那の農業開發、交通施設、農民の農村復歸等の各般の施設を俟つて衣食住のことは自ら解決されると思ふ
森氏 將來興亞院は軍用以外の文化工作はすべてやる考へてあるか
鈴木部長 政治經濟文化の三者の含む範圍は非常に多く且關聯する點も多いので軍が占據した所は直に興亞院が文化工作をするといふ譯には行かぬ用兵的安全は必要とせぬ地域について興亞院が専ら之に當る、目下かゝる地域は漸次増加しつゝある。
森氏 支那における事業の許可の本體は何處にあるか
鈴木部長 現地では興亞院連絡部を同地では興亞院を通じてやる
森氏 科學振興に對する文相の所見如何
荒木文相 科學については日本學術振興會で大いに努力せられ又今回は企畫院に科學部が設けられることとなつた、今日缺陷とせられる所は基礎的知識の不足に存する故に一段と基礎的研究に力を致す必要であるが經費は充分には申されぬので遺憾であるが充分努力する
かくて零時十四分休憩、午後一時廿二分再開
岩倉道俱男(公正) 今回商工省所管として本追加豫算に北樺太利權權保の經費七百三十萬圓を計上されて居るが之はソ聯が我國の利權に壓迫を加へるが爲に輸血的の豫算が計上された譯である之は北樺太の二會社の見込違ひより生じたものである條約の不履行より生じたものであるから之を補償するは當然であると同時に政府はソ聯に對し賠償を要求してよいと思ふ、又漁區の競賣の經過につき御説明を願ひ度い、今日商賣上のことは何事によらず商工省に行かなければ解決がつかぬがしかも商賣のことにつき知識のない官吏がその事務に當るから兎角の非難を生ずる

のである、又商工省は今日非常に仕事に追はれてゐる、物價が騰貴して仕事が非常に増加してゐる際商工省のみならず一般官吏の減俸復活は當然と思ふが如何
有田外相 北樺太の石油石炭に對するソ聯の壓迫は事實上事業繼續上可能な状態に陥つてゐる、條約上の義務不履行による賠償は一般的に申して勿論請求し得るのであるが個々の場合に於ては大いに考慮すべき問題である次に漁區の競賣については我國はソ聯の一方的な競賣に參加せずより生ずる結果は認めずといふ態度を採り東郷大使をして抗議せしめたが尙交渉中である
中野第二回の競賣の前に何んとか交渉を纏めたいと思つてゐる
八田商相 商工省は過去において商工業の監督の地位にあつたものが事變以來俄かに謂はゞ街頭に進出することになつた、各事業經營者に對しては商工省は親切であるべきだが一般的に不滿が生じて居ることは遺憾である。今後萬金の注意はするが何れにしても關係官吏が相當努力して居る事は事實である、經驗者を得ることは仲々困難な次第であるが仰せのことは充分考究して善處する
大河内輝耕子より臨時陸軍材料資金豫算の内容につき質しこれに對し石渡藏相谷口主計局長より答辯あり
大河内子 我國の外債は多額に上つてゐるがこれがかつてこれが利拂ひを遅延したことはなかつたが東京市電の佛債公債についてこれが發生した、これは日佛國交上面白くないことである。市電の外債の利拂ひ

は年額四十萬圓に達し政府は之を支拂ふべきものだとか或ひはモラルサポートすればよいといふ議論が生じてゐる、四十萬圓位のことと我國の體面上面白くないと思ふが何とか對策を講ぜられたら
石渡藏相 私の聞いてゐるところでは東京市と政府との間の問題は外債を支拂ふか否かにかゝつてゐるのでしかも解決されつゝある次第である、
大河内子 僅か四十萬圓位の外債のことと遅延するのはどうかと思ふが他に理由ありや
石渡藏相 外債の調達が出来ぬのでなく金フランで拂ふか紙フランで支拂ふかの問題である、東京市は紙フランを以て支拂はんとしフランスは金フランでなければ受取らぬと云つて停頓してゐる次第だが目下妥協案が出来かゝつてゐる
大河内子 東京市電の外債は政府が支拂つてやるべきものと思ふが内相の所見如何
木戸内相 御説の通り政府は援助することに決定し東京市に對しては毎年度負擔の半額について政府が援助すると云ふことを申してゐるそれ以上具體的のことは未定である
森氏 上海のテロ事件に關しては我國當局と工部局の協定によつて今後鎮壓されるものと解してよい
有田外相 上海共同租界のテロ行爲取締りに關しては日本の警察が有效なる協力をして鎮壓することにあり之に關して具體的の取極めが出来た、佛租界に對しては共同租界と同様の協力を與へることにな

つてゐる、最近一、二事件が生じた様に新聞は報じてゐるが漸次効果を擧げて行き度い
森氏 租界回收の考へはないか
外相 日本は支那に有する治外法權の撤廢、租界の返還について考慮することになつてゐる、我國が租界を返還すれば其の際には外國の租界と返還される時期と思ふ

紀俊秀男(公正) 災害土木工事は根本的に行ふことが必要であるがこれが爲には砂防工事が必要である今後の災害復舊費の補助は砂防工事を合せて行ふ考へてゐるか
木戸内相 災害復舊費は復舊工事を主として居るもので之を全面的に改良工事に向ける事は出来ぬが改良工事をやらねば復舊の出来ない工事についてはそれもやつて行きたい

矢吹省三男(公正) 逕信省の航空補助金の内容につき質、し手島經理局長、鹽野選相より速記を中止して答辯あり
矢吹男 昨年政府は電力管理案を提出せられ第一條において電力管理の目的を示されたが豊富低廉にならぬ限り電力國家管理は無意味である、然るに其後の政府の處置をみるに電力管理の目的を達し得るにや否や不安ならざるを得ない選相の所見如何

鹽野選相 豊富なる電力を供給し得るや否やについては政府は昨秋來發送電五ヶ年計畫をたて、之を實行して居る次第で電力の豊富については確信がある、又低廉といふ點についても大いに考慮して居るが昨年比して石炭の値上りのために千六、七百萬圓は餘計に支出

を要し又原案修正のために一千萬圓位課税せられることとなつたので計二千六、七百萬圓餘計の支出を要することになつて居るが之をも尙料金は現在より低廉となると確信して居る
尙矢吹男より二三質疑あつて四時廿七分散會

廿三日 文治追加豫算案可決
廿三日は午前十時廿四分開會
井上匡四郎子(研究) アルミニウムは軍用資材として特に必要であるが當局は之が資源を完全に獲得し得るとの確信の下に計畫を樹て、居るのか
板垣陸相 軍としては平戰兩時を通過しアルミニウムが量的質的又價格において満足な結果の得られるよう期待する所である

井上子 アルミニウムの工場擴張を問題とする際當局は主として外國原料を使用する會社の充實計畫を圖つて居るのは外貨獲得國際貨借改善の理想より見て甚だ矛盾する政策と言はねばならぬ、國産原料による製品が少々悪くとも尙之を奨励すべきものと思ふが如何
陸相 御意見は尤もであるがアルミニウムは現状よりみて急需に應ずるために止むを得ない

菊池武夫男(公正) この豫算をみるに大阪の工業試験所に研究費を出して居るがその細目にある光學ガラス及びパラヂウムは新たに研究を進められるものであるか、或は従来の研究を強化するものか
今井商工政務次官 光學ガラスの研究はもう少し進めたいと考へる、パラヂウムの方は未だ着手して居

ない
菊池男 パラヂウムは既に工業化してゐるものであるにかゝらず今更何故に研究費を出すのか
今井次官 研究は餘程進んで居るが工業化は出来て居ない、只今工業化のための研究費である
菊池男 商工省の機構改革について機械と化學とを一絡の課に異ならせたのであるから別々にすべきと思ふがどうか

竹内臨時物資調査局長 機構改革のための豫算について機械と化學とを同一の課にしたことについては經費の點もあり又餘り課が分れて居ては不便もあるので纏めた次第である
かくて十一時五十九分休憩、午後二時十一分再開、森平兵衛氏通信及び鐵道特別會計の一般會計への繰入れにつき訊し
石渡藏相 鐵道會計と通信會計との一般會計繰入れに關して、鐵道會計に繰であつて通信會計に繰であるといふが前者は公債發行のため繰入れの餘地が乏しいためである
次に森氏電話民營問題につき訊し
石渡藏相 電話の民營については數年前問題となつたが困難な點があるためそのまゝになつてゐる

森氏 公債の民衆化について何か當局に對策ありや、公債を持たせても直ちにそれが市場に賣拂はれる様では困るが如何
藏相 公債の實行は今年一月以來極めて順調である、従つて日銀の手持公債は非常に減少してゐる現状である、これは公債消化の順調を示す一面陪蓋がよく行はれてゐる

證據である、公債を持たせることについては政府は大いに努力してゐるが公債に親しまぬものに對しては今後公債を持つ習慣をつくらせる様當局としても努力する
森氏 今回の増税中消費税を増徴されたのは消費抑制を目的として居るのであるか、源泉課税の方が租税觀念上よいか
藏相 源泉課税を株式の配當に對する課税の意味として答へるが、今日のところそれは實行困難と思ふ
源泉課税にするに極めて不合理な結果となる

岩倉道俱男 一般官吏の減俸の復活増俸、關係の増俸に對し政府の所見如何
平沼首相 官吏の俸給は先年減じて以來そのまゝになつてゐる、しかし先年の減俸は下級官吏にはなかつた、故に減俸の復活と同時に下級官吏の待遇も考慮せねばならず又一般俸給生活者との比較の問題もあるので必ずしも御希望の様に決しかねる、關係の年俸についても同様である

渡邊汀男(公正) 現下時局に於て最も必要なのは科學の振興である、文部省の之に對する經費は三百七十萬圓で之は根本的對策は不可能と思はれる、故に此際科學院とも言ふべきものを設置して獨自の立場で研究出来る様にしたい
荒木文相 科學の基礎的研究を深める爲に科學振興調査會に諮つて努力してゐる、科學院の設立説も出たが其の代りに文部省に部を設けて三百萬圓の經費はすべて基礎的研究に充てて人員費には充てぬ様にしたい

かくて約三十分間休憩の後
出淵勝次氏(同和) 支那に於ける在留邦人の保護は從來通り外相の所管に屬するか、先般興亞院が設立されて外務省と興亞院との權限が不明である其の限界について説明されたい
有田外相 支那に於ける在留邦人の保護は興亞院が出来ても領事の職務に屬することに變りはない

出淵氏 近來支那在留邦人は著しく増加しつゝある、此等本邦人に對し支那の獨立と支那人の個性とを尊重し荷くも優越感を起すことのない様に指導することが必要である、これらに在留邦人の教育、衛生に關し充分なる援助を與へること共産思想に感染せしめざる様にすると同時に、阿片、モルヒネ等の取締りに留意することが必要と思ふ、次に在留邦人の増加のため領事館の増設は必要である、之に關して又領事の銜衛が問題である、支那の領事は行政的知識が必要であるから一般外交官をもつて當てることは不可である、又調査班を派遣されたいと思ふが如何

有田外相 在支邦人激増のためその教育等についても充分注意せねばならぬ、従來とも邦人の子弟教育は充分保護して來た、衛生も興亞院と連絡をとつてやる、共産主義の防遏阿片類の取締は今後一層努力する、領事館の増設は邦人の増加に伴ひ當然であるが現在不必要なところは廢し必要な所は増設する領事の養成は事變後特に新事態に適應した領事を養成する様特に考慮せねばならぬと思ふ、調査班の派遣は極めて必要なので何か其

の目的に適する様な方法を講じ度
出淵氏陸相、首相との間に同様な質
疑應答をなし
加藤三郎氏(研究) 輸出振興の對
策として貿易の獨占會社を造ると
いふ噂があるが如何
八田商相、貿易會社の設立について
はこれを一會社に綜合することは
いろいろの問題がある、要は今日ま
で發達せる輸出業者の長所を出
來る限り發揮させることである、
この點について配給關係の會社の
設立は目下進行中であるが貿易會
社の如きものは考へてゐない

八田拓相、南洋廳の機構を強化する意
思はないか
八田拓相、政府も現在の機構で充分
とは考へてゐない、御説の點は考
慮する
以上で質疑を終了し討論に入り島津
忠重公(火曜)より簡単に賛成の旨
の表明あり他に發言者なく採決の結
果全會一原致案を可決六時十六分散
會

【三三】廿二日は午前十時十六分開
會、三島通陽子(研究)輸入映畫の
取締につき、赤池濃氏(同和)米國映
畫、邦畫、歐洲映畫等の關係につき
紀俊秀男(公正)及び野村益三子(研
究)教育映畫につき關義壽男(公正)
入場者年齢の制限につき賀し夫々政
府委員より答辯あつて午後零時六分
休憩、一時五十分再開紀男教育映畫
と兒童の入場制限等につき、徳川義
親侯(火曜)外國に於ける排日映畫
に出演する俳優に關する取締、野村

特別委員會

【三三】廿三日は午前十時十三分開
會紀男文化映畫の認定及び教育映畫
の問題につき三島子、赤池氏より輸
入映畫取締、關男映畫委員會の内容
につき夫々質疑あり十一時三十五分
休憩、午後四時十一分再開、紀男よ
り教育映畫につき質疑あり次いで加
藤成之男(公正)及び三島子より著作
權問題につき賀し次いで討論に入り
關屋貞三郎氏(研究) 紀男、三島子
より夫々賛成意見を述べ採決の結
果、映畫法案、著作權に關する仲介
業務に關する法律案の二案共原案通
り可決、五時卅分散會

子輸入映畫の問題につき夫々賀し三
時三十分散會

【三三】廿三日は午後一時卅七分
開會、造船計畫の問題につき村田省藏
氏、(同和)海上保險問題につき橋本
氏その他秋元春朝子(研究)より夫々
質疑あり四時十四分散會

【三三】廿三日は午後一時卅七分
開會、造船計畫の問題につき村田省藏
氏、(同和)海上保險問題につき橋本
氏その他秋元春朝子(研究)より夫々
質疑あり四時十四分散會

【三三】廿三日は午後一時卅七分
開會、造船計畫の問題につき村田省藏
氏、(同和)海上保險問題につき橋本
氏その他秋元春朝子(研究)より夫々
質疑あり四時十四分散會

致可決ついで秋元子より左記希望決
議の發議あり平川逕信政務次官より
これを了了する旨を述べ可決二時四
十分散會

【三三】廿二日は午前十時四十二
分開會、十一時二分まで懇談し討論
に入り八條隆正子(研究)より賛成意
見、松村義一郎氏(公正)より反對意
見、長岡隆一(友友)より希望意見
賛成意見、丸山鶴吉氏(同和)より反
對意見、小林嘉平治氏(同和)より賛
成意見の陳述あり採決の結果多數を
以て原案通り可決、午後零時十三分
散會

【三三】廿二日は午前十時四十二
分開會、十一時二分まで懇談し討論
に入り八條隆正子(研究)より賛成意
見、松村義一郎氏(公正)より反對意
見、長岡隆一(友友)より希望意見
賛成意見、丸山鶴吉氏(同和)より反
對意見、小林嘉平治氏(同和)より賛
成意見の陳述あり採決の結果多數を
以て原案通り可決、午後零時十三分
散會

【三三】廿二日は午前十時四十二
分開會、十一時二分まで懇談し討論
に入り八條隆正子(研究)より賛成意
見、松村義一郎氏(公正)より反對意
見、長岡隆一(友友)より希望意見
賛成意見、丸山鶴吉氏(同和)より反
對意見、小林嘉平治氏(同和)より賛
成意見の陳述あり採決の結果多數を
以て原案通り可決、午後零時十三分
散會

米穀配給委員會
【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

止する産業組合と商業團體との地
位が全く反對となりこの相剋状態
が激化しないか
農相 今日日情と何ら變りはない
と思ふ、販賣組合が市場に入つた
からとて米穀商が急激の打撃を受
けるとは思はれる、賣買兩方に力
を持つ米穀商は相當やつてゆける
と思ふ

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

松村眞一郎氏(研究) 延取引の三ヶ
月の期間が短かすぎないかを考へ
ずして之が悪いといふのは余りに
淺見であると思ふが如何
櫻内農相 今日行はれて居る米穀取
引については實米取引は百分の一
位で米の知識のない者が賣買が行
ふので取締る必要があるが實際
米に關係ある人に對する便宜を圖
つたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

【三三】廿二日は午前十時十三分開
會、内田重成氏(友友)より第七條
の規定を作つた經過につき質疑あり
周東米穀局長 今後最も考へるべき
は米價の問題であり増産による供
給の確保を努めてゐるか萬一天候
の加減などにより不足の生じた時
は價格の變動が想像される故に現
在に於て最高價格の限度の規定を
設けて將來に備へるために法律的
の根據を與へたのである

るのである

絲原武太郎氏(研究) 産業組合が本

來の任務たる依託をしないで買取販賣をする傾向がある、さうして中には損失をする組合も出て来る農相の所見如何

農相 産業組合の本來の任務は農民

から依託を受ける事にあるので買取販賣になると商行爲であつて任務に背き合法規に觸れる又かくして損失をするのも違反であるについては今後とも充分なる注意と取締をする

絲原氏 産業組合は生産者の團體で

あるから生産品の蒐集が主なる仕事であると思ふ配給については一つの配給網を持つた問屋、米穀商にある程度任せて組合の方は蒐集に専念せしめては如何

農相 それも一つの方法ではあるが

現状に於ては産業組合の配給網を擴張されて居るから米穀商人のそれとの調和を圖りたいと思ふ

絲原氏 農業生産の團體と中小商工

業者との相剋を避けるため根本的の調査機關を設けるとの事であるが農村の中小階級の人々の現状からみて國家は如何に考へて居られるか特に農林省の考如何

農相 調査會に於てもこの點充分留

意する考である
伊澤多喜男氏(同成) 肥料農具その他農家を救ふべきものを低廉に供給することが焦眉の急である農相は如何に考ふるか

農相 肥料農具等を一貫して農家を

救ふことに目下努力中である
【二三】廿三日は午前十時十六分開

中島男 朝鮮の米穀會社と本邦の米

穀會社との營業上の關係如何
周東米穀局長 朝鮮に於ても内地に準じ取引所を改組して市場の經營を單一經營にする積りである

中島男 集中關係に於ては獨立して

あるか
周東局長 市場を開設するだけである、然し朝鮮米も出来るだけ内地市場に集中せしめたいと思ひ交渉中である

絲原氏朝鮮米の内地移入につき質

し
周東局長 臺灣米の統制と同様には參らぬと思ふ、朝鮮米の配給統制を本法の趣旨に沿ふやうにするには如何にすべきかについて話を進めてゐる

絲原氏 生産者の在米の調査方針如

何
周東局長 現在に於ては農業倉庫などについては申告により生産者については調査員が行つてゐる、本法施行後に於ても第四條の關係とは離れて現在の方法によつてやる積りである

尙ほ絲原氏より米穀検査につき政府

の方針を質し
松村農林政務次官 検査を統一してゐる國營検査の制度を成るべく早く斷行する考へである

中島男 最高最低の基準米價の決定

を彈力的にするため統制法改正の必要なきや
瀧川氏 高米價政策がとられて來てゐるがこれは充分研究さるべきと思ふが如何

松村次官 基準米價は米の需給若く

は物價に變動があれば後年度の途中でもこれを變更し得るのでお話し

の點は米穀統制法を改正しなくとも出来る、又基準米價は高米價政策といふ意味を含まない、資材肥料などを安くすることによつて始めて米價を安くすることが出来る

松村氏第廿四條第二項につき質し周東米穀局長、矢野大藏參事、松村農林政務次官等より答辯あり午後零時一分休憩、一時三十分再開、内田氏日本米穀會社の株式を株式市場に上場するか如何と質し、松村農林政務次官並に新倉商工省商務局長より會社の成立直後には上場しないが問題となれば實際上適當なりや否やを檢討の上決定するであらうと答へ尙ほ東郷安男(公正)、米津政賢子(研究)織田信恒子(研究)伊澤氏より米の節約問題その他につき質し

同四時三十分散會

【二三】二十四日は午前十時廿分開會
松村氏 日本米穀株式會社の出資拂込金を有せざる米穀需給調節特別會計よりするは適當ならずと認む政府は後日一般會計より繰入れる用意ありや

石渡藏相 日本米穀會社に對する政

府出資については將來適當なる機會に於て一般會計から出資することによつて善處する考である
内田氏本法による行政上の取扱の所管官廳について質し、これに關聯し伊澤、瀧川、塚本の三氏より質疑あり、松村農林政務次官、新倉商務局長より夫々答辯あり同十一時五十分休憩、午後二時二十五分開會、伊澤氏、絲原氏より質疑あつて討論

【二三】二十四日は午前十時五十分

に入り内田氏、中島男より希望付賛成意見を述べ採決の結果衆議院修正通り可決して四時九分散會

赤字公債委員會

【二三】廿日は午前十一時十八分開會矢野大藏參事より臨時材料資金特別會計法案の提案理由の説明あり西野元氏(研究)河田烈氏(公正)より法案内容につき質し藤原銀次郎氏(研究)より北支及び中支に於ける通貨の現状を質しこれに對して日高與臣陸部長北支に於ては中國聯合銀行券が出るに及んで日銀券朝鮮券の流通を禁止してこれが回収に力を入れてゐる、北支に於ては中國聯合の通貨としての機能は現在好成绩

かくて零時廿分散會

【二三】廿三日は午前十時十八分開會
藤原氏 現地に於ける軍需品の原料質上は如何なる貨幣を用ひるのか大塚陸軍主計大佐 北支では銀券を用ひ中支では法幣と交換の可能な地方では法幣を用ひるが主としては軍票を用ひてゐる

藤原氏 巨額の支出に對して軍票を

使用し圓滑にゆくか
大塚大佐 後方の安定地區で法幣を自由に交換し得る地方では軍票丈けては充分でない、軍票の價値を維持するためにその四分の一或は三分の一に當る物資を内地から送つてゐる
稻畑勝太郎氏(同和) 同じく軍票問題につき質し採決に入り陸軍軍備材料資金特別會計法案を全會一致可決、同十一時五十分散會
【三四】十四年法律第二號改正案可決
【三四】二十四日は午前十時五十分開會裏松友光氏(研究)稻畑氏より平和産業の振興の必要につき質疑ありこれに對し矢野大藏參事より答辯

あり同十一時五十七分休憩、午後一時四十二分再開

藤原氏 北支に於て聯銀券が現にパ

ーでリンクしてゐるから圓の對外價値に影響を及ぼすことゝなると思ふがその對策如何、又北支中支に於ける幣制を如何にするか

石渡藏相 聯銀券は先方が日本の圓

にパーでリンクしてゐるのである今日の場合聯銀券は崩れても直ちに圓の對外價値に響くといふものでないと思ふ

速記を中止して懇談の後、裏松子、

河田氏等の質疑あつて討論に入り橋本實斐伯(研究)の賛成意見の開陳あり採決の結果、昭和十四年法律第二號中改正法案を滿場一致可決、同三時十一分散會

増稅委員會

【三四】廿二日は午後三時廿六分開會石渡藏相より提案理由の説明あり委員より參考資料の要求あつて四時十一分散會、なほ委員長に林博太郎伯(研究)副委員長に大井成元男(公正)を決定した

【三四】廿三日は午前十時十二分開

會
橋本辰二郎氏(研究) 今同の増稅の目的については公債の利子だけを國民の負擔とするものであると政府が説明した方が國民は納得するのではないか

石渡藏相 政府としてはさういふ説

明をするわけにゆかぬ
橋本氏 船舶又は鑛業權の讓渡による收入金に對する課税に關し衆議院の修正に政府が同意したのは頗る遺憾であると思ふが藏相の所見如何

石渡藏相 衆議院の修正に同意した

のではない、貴族院に於て修正案に同意であればその通り實行すると言つたのである

橋本氏 蔵相の信念によつて政府の原案通りする積りであるか

蔵相 國民負擔に關することであるから兩院の意見であればこれに同意せざるを得ない

橋本氏 税制改革に對する蔵相の方針如何

蔵相 具體的にはこれから考へるのであるが方針としては負擔の均衡を第一とし産業政策との調和を圖り税制の弾力性をつくる、又現行の租税法規を簡易化することである

橋本氏 つぎの税制改革においては我が國の現状が増税してよいと見込から増税を行ふか

蔵相 税率のみをあげても經濟界を壓迫しては税の實收入は増加しない、税率の増加のみによつてすべてのものを片付けたいとは思はぬ自然増収を深く考慮せねばならぬと思ふ、今日増税の余地があるかなにかについては私はあると思ふ

橋本氏 相續税は増徴の餘地ありと考へるか

蔵相 税率としては高いものとは思はない、中位のものには相當な率であるが上位と下位のものに低い我が國の税法が社會政策上の方へ力を入れたので下の方は殊に低いと思ふ、唯上の方をそのままにして下の方を上げるのはやり難いことである、以上は私の感じを言つただけで今日これを引き上げるといふわけではない

橋本氏 直接税と間接税との關係如何

蔵相 委任事務は増加するといふがこれが國の事務か市町村の事務か

橋本氏 直接税と間接税との關係如何

蔵相 委任事務は増加するといふがこれが國の事務か市町村の事務か

橋本氏 直接税と間接税との關係如何

蔵相 委任事務は増加するといふがこれが國の事務か市町村の事務か

橋本氏 直接税と間接税との關係如何

蔵相 私は直接税が基礎であると思へる

橋本氏 所得税の免稅點を引き下げ直接税を所得稅單一主義にしては如何

石渡蔵相 稅刷を單一化することは其の必要を認めてこれを實現し度い然し所得單一稅では充分な稅收があがらないと思ふ、所得稅を中心にして其他の稅を考へて行く必要がある

橋本氏 我國の累進課税を止めて比例稅にする考へはないか

石渡蔵相 今日經濟組織と累進課税とは相伴つて發達したもので今日累進課税を止めると言ふ考へは毛頭ない

大河内輝耕子(研究) 來年度の稅刷整理の方針につき質し石渡相より答辯あつて正午休憩、午後一時四十五分再開

大河内子 個人の財産稅を設ける意見ありや

石渡蔵相 その點研究はするがこれを今日實行することは出来ないと思ふ

細田安兵衛氏(研究) 今回の改正案は來年の稅刷改革までの暫定的なものであるか

蔵相 大體明年度に於てもこの程度ものは持ち越されてゆくものと思ふ、來年稅刷改革を實施する豫定準備を進めるが時勢の非常な變化があればどうなるかわからぬ

大河内子 市町村の委任事務が増加して困ると思ふが稅刷整理の際にこの點も考慮するか

蔵相 委任事務は増加するといふがこれが國の事務か市町村の事務か

橋本氏 直接税と間接税との關係如何

蔵相 委任事務は増加するといふがこれが國の事務か市町村の事務か

橋本氏 直接税と間接税との關係如何

蔵相 委任事務は増加するといふがこれが國の事務か市町村の事務か

判然せぬものも相當ある、市町村團體が國に頼りすぎる點もあると思ふが尙ほ御趣旨の點は考慮する

尙ほ大岡忠綱子(研究) 三浦新七氏(同和)より質疑あり石渡蔵相の答辯あつて四時三十五分散會

▲増稅三法案可決【三三】廿四日は午前十時十九分開會

佐堂雄雄氏(研究) 蔵相は目下の所産業組合に課税の意思なき旨を答辯されて居るが中小商工業者に對して政府は補助金を出す考へはないか

石渡蔵相 産業組合の課税は相當困難を伴ふが考慮はすると答へたのである、必らず課税をすと引受ける譯には行かぬ中小商工業者に補助金を出す譯にはゆかぬと思ふ

伍堂氏 個人が寄附した場合にその金額は所得から控除した方が良くと思ふが如何

蔵相 之は將來も考慮する考へはない

細田氏 物品切手は無駄排除の意味が必要なるものと考へるが如何

蔵相 私は之を撲滅したいとは考へないが好感を持たぬ

森氏 臨時利得稅の甲乙兩稅は適當でない、稅制改革に當つて考慮されたい

蔵相 甲乙兩種及び超過所得稅の三分

者一體にして適當なものはないかと考へてゐるが御説の點は考慮する

橋本氏 公債發行の限界如何

蔵相 無制限に發行してよいとは考へない、當時の經濟狀態によつて限界が定まるが物と金の關係特に物によつて制限される

橋本氏 公債發行は今後も尙餘裕があると思へるか

蔵相 國民が時局を認識して貯蓄が旺盛であるから今日の公債の發行には心配してゐない心配は寧ろ物の關係から制限されることである

尙河田烈氏(公正)より遊興稅に關する質問あつて討論に入り小倉正恒氏(研究)橋本氏より賛成意見の陳述あり採決の決果、支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案の二案は衆議院の修正通り又臨時租稅措置法中改正法律案は原案通りいずれも全會一致可決し五時二十分開會

軍馬資源委員會

▲軍馬資源外二件可決【三三】廿二日は午前十時開會直ちに各派の態度決定のため一旦休憩、午後一時三十分開會堀切善次郎氏(研究)と櫻内農相との間に應答あつて討論採決に入り、先づ軍馬資源保護法案については次田大三郎氏(同成)が衆議院の修正に反對し他の委員は衆議院の修正に賛成、多數を以て可決次ぎに種馬統制法案、競馬法の臨時條例に關する法律案の二件につき西郷從德侯火曜會我祐邦子(研究)より賛成意見あり全會一致可決して二時十五分開會

國際電通委員會

【三三】廿二日は午後三時六分開會

併託の大日本航空株式會社法案につき鹽野通相櫻井航空局長技術部長より提案理由の説明あつて三時四十五分散會

【三三】二十三日は午前十時十一分開會、併託の大日本航空株式會社法案につき船橋清賢子(研究)淺田良逸男(公正)より民間航空の發達につき質し零時一分散會

【三三】二十四日は午前十時十二分開會、坂本篤篤男(公正)松平忠壽子(研究)水野甚次郎氏(父友)等より質疑あり零時七分休憩、午後一時四十分再開、併託案たる大日本航空株式會社法案の質疑を續行し淺田男、船橋氏より日滿支における航空行政の統一問題につき質し藤原航空局長官より直ちに統一することは困難を旨を答へついで倉知鐵吉氏(同和)より衆議院において第四條が修正された理由を質し之に對し藤原航空局長官 事變の重大性に鑑みその任務を重大視して修正されたと考へる

平川選信政務次官 政府は修正を適當としなれ然し貴族院でこの修正に同意されれば政府も之に同意する

と答へついで船橋勝太郎氏(同和)より簡單な發言あり討論に入り船橋子坂本男より賛成意見を述べ採決の結果全會一致衆議院の修正通り可決し三時十七分開會

輕金屬委員會

【三三】廿二日は午後一時四十三分開會、長岡隆一氏(交友)大河内正敏子(研究)井上匡四郎子(研究)等より質疑あり秘密會に入り四時十三分秘密會を終つて散會

【三三】二十三日は午前十時十五分開會、松田正之男(公正)井上子等より質疑あつて零時八分休憩、午後一時四十七分再開、眞野文二氏(同和)加藤敬三郎氏(研究)より夫々質疑あつて二時四十三分散會

▲帝國鑛業外二件可決【三三】廿四日は午前十時三十分開會約一時間懇談を行つて後討論に入り眞野氏帝國鑛業開發會社案につき井上子輕金屬製造事業法案につき左の如き希望決議を附して賛成する旨を述べ之に對し松田男希望決議に反對意見を述べ先づ希望決議に對する採決に入り反對二名を除く全委員賛成して可決續いて帝國鑛業開發株式會社法案、工業組合法中改正法律案、輕金屬製造事業法案の三案の採決の結果全會一致可決十一時卅五分散會

△輕金屬製造事業法案希望決議 生産擴充の資源はすべて之を國內に求むるを以て本旨とす、然るにアルミニウム生産擴充計畫において国内にその資源の存在するにかゝらず主として之を海外に依存せんとするは國策に順應せざるものと認むるを以て本案の實行に當り政府は特にこの點に留意すべし

▲青年學校委員會 兩法案可決【三三】廿二日は午後三時卅八分開會、青年學校令により就學せしめらるべきもの、就學時間に關する法律案につき田所美治氏(同和)の質疑あつて後討論に入り田所氏より賛成意見あつて採決の結果可決、次に地方學事通則中改正法律案につき田所氏より質疑あり採決の結果可決また原案通り可決四時十六分散會

▲職員健保委員會 【三三】二十一日は午後一時四十六分開會、富小路隆直子(研究)長期給付に對する國庫負擔につき尙、松平保男子(研究)河原田稔吉氏(研究)等よりも質疑あり之にて質疑を終了し二時卅八分散會

【三三】廿三日は午後一時四十分開會、直ちに職員健康保險法案、船員保險法案、健康保險法中改正法律案の討論に入り園田武彦男(公正)富小路子より賛成意見の陳述あり採決の結果全會一致可決、次に衆議院提出の民族優生保護法案につき廣瀬厚相より賛成致し難い旨の意向を表明し二時六分散會

▲民族優生法案審議未了【三三】廿五日は午後一時四十分開會、民族優生保護法案について、大森佳一男(公正)の質問に對し高野豫防局長政府としては本法案は極めて重大である慎重研究すべきである、しかし本案では不充分と思ふから政府に於て近く成案を得た上提出したいと答へかくて大森委員長より本法は會期切迫の折から充分審議の餘裕が無いから一旦休憩し度いとて二時四十四分休憩しそのまゝ流會

▲中支振興改正委員會 【三三】二十日委員附託となつた廿二日の中支那振興株式會社法中改正法律案特別委員會は午後三時九分開會、柳川興亞總務長官より提案理由の説明あり小幡西吉氏(同和)より中支の治安につき三室戶敬光子(研究)より現物出資につき立花種忠子(研究)より支那人の取扱について、武井覺太郎氏(同成)より通貨問題につき質疑あつて四時卅九分散會

【三三】廿三日は午後一時四十二分開會、足立豊男(公正) 西野嘉右衛門氏(研究) 小幡氏より夫々質疑あつて討論に入り三室戶子より賛成意見述べ採決の結果全會一致原案通り可決二時四十二分散會

【三三】二十日委員附託となつた十二日の貴族院災害被害者に對する租税の減免徵收猶豫等に關する法律案特別委員會は午後一時卅九分開會、委員長白川資長子(研究) 副委員長岩村一木男(公正)を互選決定矢野大藏參事官より提案理由の説明あり梅園篤彦子(研究) 岩村一木男(公正)より質疑あつて二時四十分散會

▲三法案可決【三三】二十三日は午後二時六分開會梅園子、岩村男より二三の質疑あつて討論に入り梅園子菊池恭三氏(公正)より賛成意見に對する租税の減免徵收猶豫等に關する法律案、登錄稅法中改正法律案、有價證券移轉稅法中改正法律案の三案と全會一致原案通り可決一旦休憩、三時五分再開同日衆議院より送付委託されたる關稅定率法中改正法律案他二件、豫備金支出承諾を求むる件六件について松村大藏政府次官より説明あり三時三十分散會

▲關稅定率改正可決【三三】廿四日は午前十時十分開會、昭和十二年度第一豫備金支出の件他五件の承諾を要する件につき梅園子より承諾を與ふべしとの意見を述べその通り決定ついで關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法律案につき梅園子、内藤久寬氏(研究)菊池氏より賛成意見を述べ採決に入り關稅定率法中改正法律案は衆議院の修

正通り、昭和七年法律第四號中改正法律案は原案通り可決、十一時四十七分散會
人事調停委員會
司法保護事業法可決【三三】二十三日は午後四時八分開會、司法保護事業法案につき討論に入り山岡萬之助氏(研究) 岩田宙造氏(同和)より賛成意見を述べ採決の結果全會一致可決四時廿九分散會

衆議院

衆議院も二十五日の最終日まで連日本會議を開き、殘る議案の處理に最後のベストを盡したつた後、既に議案大部分の審議を終つた後と忙しさの中に氣安さがあつた。三十二日問題の増稅法案を通過せしめ、二十四日郵便年金改正法案外二件の可決成立を以て政府提出法案全部に於て民政黨の山道襄一氏を立て吏道刷新に關する質問をなさしめ官僚獨善と議會能率發揮内閣官制其他行政機構の改革、官吏身分保障令の撤廢、官吏任用令改正、服務規律違反、官紀紊亂民官會社天降り人事の諸項目、特に下級官吏の優遇につき政府の所信を質したが、之が應酬の一幕は今議會の最後を飾るものとして注目惹いた。

本會議

廿二日は午前十時廿五分開會、質問を後廻しとして劈頭

一、支那事變特別稅法中改正法律案(政府提出、委員長報告)
一、臨時利得稅法中改正法律案(同上)
一、臨時租稅措置法中改正法律案(同上)
を一括上程、川崎委員長委員會の經過並に結果を報告、討論に入り中島彌圓次氏(民政)貨幣價値の堅持は國策遂行の絕對條件である、悪性インフレーションに對しては官民一致防止せねばならぬが之にブレーキをかけるものは租稅政策である、戰爭によつて利得したものに増稅するは當然である。今同の増稅案には尙戰時利得稅としての課稅方針に不合理なるものあり之については十五年度の稅制改革に際しよく訂正すべきである、物品稅に關しては修正の方が勿論よい、政府原案の物品稅が生活必需品たる齒磨、石鹼等にまで入つて居たのは奢侈抑制の限界を超えて最早行詰つたことを示してゐる、再出發すべきである事勿論だ
とて建築稅、遊興稅等その他各種稅目について檢討を加へて現行租稅體系の紛淆滑る點を指摘したる後政府は長期建設に即應すべき稅制改革の絕對必要なることを既に豫見しなければならなかつた、それにも拘らず今議會にその改革案を示し得なかつたのは誠に遺憾である「戰費は増稅によつて」との建前十五年度に於て稅制改革を斷行せん事を希望して委員長報告通り賛成する

森田福市氏(政友)政府は來年度に於て稅制の大改革を斷行するといふが大改革に當つて政府は今議會

終了後直に税制改革に關する大審議會を設置して民間の人材を簡拔し審議調査する如く官僚製原案をそのまゝ鵜呑にするやうなものではないけない、現在の税制は複雑多岐で分り難いから改革に際しては全國民に理解し得る様に税制體系を簡單化するやうに心懸けるべきである、又生活必需品と修繕品を慎重調査研究して過不足なく之に課税するやうに按配されたといふと不滿ながら委員長報告の修正通り賛成する旨を述べた

藤本捨助氏(第一) 税制の根本的改革は未だ行はれず支那事變特別税臨時利得税等によつて税収入の増加を圖つてゐる所に我戰時財政の脆弱性がある、本案は徹底的であり糊塗的である、負擔均衡の精神より云へば戰時利得にはもつと重税を課すべきである、大戦中英國は戰時利得の百分の八十を徴収した、我國では漸く法人百分の四十個人百分の廿五に過ぎぬ、大戦中の公債政策のため戦後の獨逸が成金の輩出に苦惱した事實を政府は再思三考すべきである

更に増税と物價、増税と國民の生産力等の問題に言及し原案に賛成 松永義雄氏(社大) 事變以來の増税の建前が直接税から大衆課税になりつゝあることは遺憾に堪へない明年度の税制改革においても増税を圖らねばならぬことはいよいよ明瞭である、この際には所得税第一主義を採用して増税が民衆の負擔とならぬやう努められたい、増税の負擔は生産者限りに止めるやうにせねばならぬ、止むを得ざれば増税した額

だけ物價の値上りを許す程度に物價を抑制せよ

と要望して委員長報告に賛成 道家齋一郎氏(第二) 股販産業を含めてサラリーマンの収入は一昨年三月を一〇〇とすれば昨今は八四に低下してゐる、このサラリーマンの生活を脅かすやうな洋服齒磨等に對する増税には反對せざるを得ぬ、これ修正案に賛成の理由である、最近我が國富は頗る増大してゐる二百億や三百億の公債にビクともするものではない、政府は健全財政策から轉換して公債政策を確立せよ

これにて討論を終り先づ支那事變特別税法改正案の採決を行ひ委員長報告通り滿場一致修正可決次に臨時利得税法改正案は東方會を除き多數を以て委員長報告の修正案を可決、最後に臨時租稅措置法改正案を委員長報告通り滿場一致原案を可決し午後一時休憩、同二時四十五分再開、金光副議長議長席につき吏道刷新に關する質問を許可することに決し

吏道刷新問題質疑

山道妻一氏(民政) 近來行政府の吏僚が議會の能率増進を妨げつゝあることは遺憾である政府が年末年始の休會を餘儀なくせしめてゐる如き毎期議會に於ける附帶決議並に希望條項等を殆んど無視してゐる如き全く帝國議會の立法協賛を妨害するものである首相は議會振肅の有害な法令を改廢し官吏の專權を矯正する意志はないか、我國の内閣官制を始めて一般の行政機構は五十年前の制定にかゝるもの多く今日之が全面的改革を必要とする單に運用に俟つといふ

だけでは不可である所謂四相會議五相會議の如きはむしろ法制化すべきではないか、官吏身分保障令は政黨の自肅自戒せる今日最早これを必要とせぬこれを存置すれば官吏の弊害を深刻化する首相は責任等の弊害を深刻化する首相は人心一新の爲め之を撤廢する考へはないか、近來各官廳の人事行詰り打開の爲め國策會社其他の民間會社に對し監督官廳の官吏が御手盛りで天降り式に入社することは網紀紊亂、國法冒瀆である首相は此の非違を防止する積りはないか、一、文官任用令を根本的に改正しひろく門戸を開放して人材を拔擢し採用試験令を改正して人物進出の道を開く考へはないか、

近時物價の騰貴に鑑み下級官吏の待遇を改善する意志はないか、これを現状のままに放置すれば官規上の問題を頻發する虞れはないか、滿洲に於いて今日法匪、官匪等の言葉が行はれてゐることは今後の一掃の憂慮を禁じ得ない施政の第一線に立つて民衆と接觸する官吏が誤れる優越感に墮してゐるやうなことがあつてはならぬ首相の所見如何、吏道刷新の根本は分に應じ能力に應じて大政を翼賛することが日本の道義であること

を各官吏に徹底せしめ首相は自ら閣僚を統轄し大臣は次官を次官は局長を局長は課長を課長は係長主任をといふ様に各々奮勵し苟くも官吏服務規律に背くものは容赦なく處斷し信賞必罰を明かにすれば吏道刷新は期して待つべきである首相は此の際國民代表の府たる衆

議院を通じて政府の所信を天下に公示せよ

と迫つて降壇すれば滿場屢々拍手を送つて聲援する、これに對し 平沼首相 只今山道君より民政、政友兩派を代表して吏道刷新に關しお訊ねがあつたがお述べの通り此の質問は愛國の至誠に出たもので現在のまゝでは國家の前途に憂ふべきものありとお考へになつて訊ねるとの御精神を諒承して拜聽した私は只今内閣の首班に居り官吏を統率する責任を帯びてゐる官界の如何なる部分についてその非違に對して責任をとる地位にあるのである、只今の御言説を承はり憂慮にたへぬ、かくの如きことが官吏にあつては將來國政をとる上に深憂にたへぬと考へる、現に忠勇なる我が將兵は君國の爲め第一線に奮闘し又銃後の國民は其の分に應じて國家に盡してゐるのである、私は官吏獨り其の責任を解しないものとは思はない、官吏としても國家の急に應じて國の爲に盡してゐることを官吏を代表してこゝに言明しておく、しかし官吏が事務を執る際只今お述べの様なことが絶無だとは考へておらぬ、我國は明治維新以後外國の文物を探り入れることに急であつた結果、唯人物個人主義の教育が行はれ若い人の頭を支配したことは否か難い私は山道君と共に官吏は素より國民たるものは夫々分に應じて國事に奉じ大御心に歸一する精神が其の心掛けてなければならぬ、此の根本義によつて君國に奉仕しなければならぬと考へてゐる官吏に非違の點がありとすれば主として此の

根本義を解しないのによつてと思ふ私は吏道刷新の方法として單に文書や言論によるのではなく閣僚と共に進んで自ら範を示し吏僚が正しい道を踏んで行くことを期し居り必ず其の通り誘導して行くことが出来るものと考へてゐる、これが吏道刷新に關する私の根本的な考へ方である、第一のお訊ねは官吏と議會との關係について官吏が議會の能率を妨害してゐるではないかとお訊ねである、議案を休會前に出さず休會後に提出して議會の審議權を無視してゐるとの例をあげられ吏僚が法文に捉はれた解釋をし之によつて議會の能率を妨害してゐるではないかとお訊ねであつたが私としては成る可く速かに議案を提出し事實上に於て議會の審議期間を短縮する様なことはすべきでないとお考へてゐる又附帶決議や希望條項等が悉く蹂躪されてゐるではないかとお訊ねであつたが私は過去の事は一々どうなつてゐるかよく知らない、しかし今後は慎重に考慮して其の精神を尊重して行く積りである

次は内閣制度が今日の時勢に適應せぬから之を改める考はないかとお訊ねであつた、又現在四相會議、五相會議をやつてのお説であつた、私は現在の内閣制度を變更する意志はない、四相會議や五相會議を法制化する考もない、國務の性質によつて部分的な關係に先づ諮ることとはあつても之を決定する時は閣議に於て之を決定するのであつて飽迄内閣が中心で四相或は五相會議が中心になるのではない、他

日或意味の改正が必要になるのではないかと考へてゐるが只今内閣制度そのものを變へる考へはもつて居らない

此は官吏の優越感についてであるが私は新東亞の建設に際しては優越感があつてはならぬと考へてゐる、今迄ヨーロッパ人が有色人種に臨んだ場合には優越感をもつてゐるが我國が優越感をもつて他民族にのぞむのは我國固有の精神に反するものと思ふ、日滿支を打つて一九〇と新東亞の體制を確立して行く上には指導誘掖をして行くことが必要であらう、しかしこれは徳迄導いてやるのであつてこれ

の必要はないと言ふ首相の考へは認識不足も甚しい
平沼首相 行政機構の改革については私其の必要を感じてゐる唯今具體的には云へないが或方面で考へては意見の相違である
昭和十二年第一豫備金支出の件
外承諾を求むる件五件を緊急上程し福井委員長より報告あり其の通り承諾を與ふることに決し殘餘の日程を延期して午後四時二十五分散會

日三廿

宗教團體法案成立
廿三日は午後一時廿分開會
府第四區選出議員森田政

考へる、由來我國に於ては憲法第廿八條によりその制限に反せざる限り各宗教一様に信教の自由を有するものであつて回教も他の宗教と同しく我國に於て信教の自由を有することは一點の疑もない、この宗教團體法は今日迄の我國における各宗教の宗教活動を基本として制定されたので回教は本法中に特に明記して居ないが本法成立の曉には回教も他の宗教と同様相當の條項を備ふれば教會等の規定は適用され適正なる保護を受けることは論議を俟たない
と政府の所見を表明しかつて採決の結果委員長報告通り可決確定、こゝに多年の懸案たる宗教團體法案は成立を告げた、次いで

案(輸入税の從量稅率に關する件)(同上)
一、昭和三十四年法律第二號中改正法律案(昭和三十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する件)(同上)
を緊急上程し岡崎委員長の報告あり採決に入り關稅定率法改正案は多數を以て委員長報告通り修正可決、他の二案は何れも満場一致原案通り可決確定して
一、明治卅五年法律第四十九號中改正法律案(國勢調査に關する件)(政府提出、貴族院送付、委員長報告)
を上程高橋委員長の報告通り可決成立
一、非訟手續法中改正法律案
一、裁判所構成法中改正法律案
一、商法を引用する條文の整理に關する法律案(以上政府提出、貴族院送付、委員長報告)
の三案につき牧野委員長の報告あり可決次いで日程に戻り
一、小選送業者及び日本通運株式會社法實施に關する質問
につき趣旨辯明のため
木槍三四郎氏(民政) 政府はさきに小選送業者法の立法に際し議會において同法によつて免許制を布き業者及び一般の利益を圖るものであると屢々聲明したがその實績如何といふに政府は同法を濫用し小選送業者を暴壓してゐる、これ政府がその聲明を蹂躪し議會を欺き裏切るものである
と前提して半官半民の日本通運會社の古手官吏の天降り人事の實情等を長々と述べて餘り時間を費すので議長の注意を受ける、ついで

一、昭和三十七年法律第四號中改正法律案(輸入税の從量稅率に關する件)

一、鋼材配給統制に關する質問
のため
中村高一氏(社大) 現行鐵鋼配給統
制は未だ自由主義的でない
三萬五千の小賣業者は鐵鋼の
配給を受けず困窮して居る、配給
圓滑に關する當局の具體策如何
今井商工政務次官 鋼材の配給につ
いては目下具體案を研究中である
が之が一案たる日本鋼材販賣會社
について設立準備中同會社が出
來れば現在の指定商制度は廢止す
る心算である、同社は配給統制を
強化するため設立される一種の國
策會社としての運営により鋼材の圓
滑なる配給と適正なる價格を設け
せんとするもので現在の指定問屋
と特約店の相剋摩擦は排除出來
ると思つてゐる

一、ビルマに帝國總領事館設置に關
する質問
高岡大輔氏(第一)の質問趣旨説明
あり、之に對し
清水外務政務次官 ランギーンの領
事館を總領事館に昇格することに
ついては考慮して居る、豫算の許
す限り一日も早く實現し度と思
つてゐる、マンダレーに領事館を
置くことは只今のところ考へてゐ
ない

一、人權尊重權擁護に關する質問
福田關次郎氏(民政)の趣旨辯明あ
つて倉元司法、漢那内務兩政務次官
の答辯あり殘餘の日程を延期して午
後五時卅分散會

廿四 卅四年度金改正法外二件成立
廿四日は午後一時四十七分
開會直ちに日程に入り
一、刑事訴訟法中改正法律
案(俵孫一氏外十七名提出)

一、刑事訴訟法中改正法律案(堀切
善兵衛氏外二十四名提出)
一、刑事訴訟法中改正法律案(石坂
繁氏外一名提出)
一、刑事訴訟法中改正法律案(中村
高一氏外一名提出) (以上委員長
報告)
を上げ上程、牧野委員長の報告通り
可決確定
一、水産時局對策確立に關する建議
案(高木桑太郎氏外三十八名提出)
一、東亞指導者養成機關としての大
學設立に關する建議案(木下成太
郎氏外二名提出)
一、帝國大學肅正に關する 法律案
山道襄一氏外十七名提出) (以上
委員長報告)
を一括上程、青山委員長の報告あつ
て先づ水産時局對策確定建議案に關
して討論に入り

高木桑太郎氏(民政) 政府の増産計
畫目標は米麥、木炭等の農産物及
び畜産物であつて水産物の増産に
ついては何らの具體策がないのは
遺憾である、海洋の開拓は今や大
陸政策と併行して遂行されねばな
らぬ、政府は速かに水産政策を確
立して行詰り漁村の積極的振興を
圖るべきである
とて水産行政機構の整備擴充、水産
大學の新設等につき述べ探決に入り
右建議案を委員長報告通り可決、次
いで東亞指導者養成機關に關する建
議案の討論に入り木下成太郎氏(政
友)賛成意見を述べ委員長報告通り
可決

一、帝國大學肅正に關する建議案
(山道襄一氏外十七名提出)
を上げ、提案理由説明のため
岡野龍一氏(民政) 大學肅正のため

先づ大學令第一條を改正する即ち
現行第一條では學問の研究を主と
して人格の陶冶及び國家思想の涵
養を急としてゐるが如くである、
これ本末顛倒も甚し、よろしく
條文中の國家なる文字を國體に改
めると共に其の第一目標を再確立
すべきである
と前提して政府に對し帝大改革斷行
を要請し賛成討論を行ひ採決の結果
委員長報告通り可決、次に日程を變
更して
一、郵便年金法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付)(委員長報告)
を緊急上程し庄委員長の報告あつて
可決、次に
一、北海道土功組合法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)(委員
長報告)
を上げ、坂東委員長の報告ありその
通り可決

一、花柳病豫防法中改正法律案(政
府提出、貴族院送付)
を上げ、委員長清寛氏の報告あり其
の通り可決以上三案は成立、之を
以て政府提出の諸法案に關する衆議
院の審議を全部終了して三時三十五
分散會

廿五

十二年度決算建議案決定
最終日の廿五日は午後一
時廿二分開會、小山議長よ
り宮城縣選出宮澤清作氏道
去により繰上當選せる新議員北村文
衛氏(民政)を議場に紹介せる後日程
を變更し請願六百四十四件につき請
願委員長佐保華雄氏(政友)より委員
會の経過並に結果を報告し報告通り
採擇に決定して建議案二百二十八
件につき青山建議委員長より委員會
の報告ありその通り決定し次に

一、昭和十二年度歳入歳出總決算
出決算
一、昭和十二年度各特別會計歳入歳
出決算
一、昭和十二年度國有財産増減總計
算書
につき土屋決算委員長より委員會の
報告あり採決の結果前二案は多數を
以て、又後者は全會一致決委員長
報告通り是認することに決定し二時
二分一旦休憩、午後四時五十分再開
直ちに小山議長より
第七十四議會は本日(以て會期を
終了いたしました、今議會は事變以
來第二回の通常議會であり事變以
處理、東亞建設に關する政府提出
重要豫算並びに諸法案は全部昨日
を以て議了した、これ各位の精勵
の結果でありその勞苦を謝します
と閉會の挨拶をなし同五十一分散會

決算委員會

【三三】廿二日は午前十時五十六分
開會、川俣清音氏(社大)の農地委
員會の構成運用の現況如何との質問
に對し小濱農務局長より昨年十二
月末までの調査によれば全國の農地委
員會の数は四千四百、五百で委員は自
作農が最も多く地主、小作農は略々
同数にわたつてゐる旨を答へ次で樋口
善右衛門氏(政友)河合義一氏(第一)
より質問あつて午後一時十分休
憩、午後三時半再開、河合、山田順
策(民政)兩氏より産業組合問題に
就き農林省府委員に簡單な質問あ
つて同四時二十分一旦休憩、午後四
時四十分再開松浦周太郎氏(民政)外
と大蔵、内務、政府委員との間に夫
々簡單な質疑應答を重ね六時廿八分
散會

【三四】廿四日は午前十時卅分開會
直ちに休憩午後三時廿二分再開、福
田關次郎氏(民政)より經費の節約
並に吏道の刷新に就て希望を述べ荒
木文相より善處する旨答辯あつて後
昭和十二年度歳入歳出總決算に就て
討論に入り福田氏より附帶決議を附
して承認する旨述べ稲田直道氏(政
友)井上良次氏(第一)山崎常吉氏
(第一)小野謙一氏(東方)より同
様承認を與へ今井新造氏(第二)よ
り承認に反對の旨述べ次で採決に入
らんとしたが大蔵が定數を缺くため採決を
延期し午後五時廿分散會

附帶決議
一、決算は豫算と對比すべき重要議
案なり然るに政府は常に之を輕視
し且つ責任回避の行爲あるのみな
らず資料の提出を怠り審議に支障
を來したるは遺憾なり政府はその
責任に鑑み爾今かゝることなきを
期すべし
一、官吏の賞與及手當は之が捻出及
支給に關し妥當を缺くもの多しと
せず政府は宜しく一定の基準を設
けて之が適正を期すべし
一、昭和十二年度決算を審議する
に豫算の流用及豫備金外支出並に
豫算溢貸、單價の不當等に關し從
來議會毎に警告を與へたるに拘ら
ず何等改善の跡を見ず之に加ふる
に官吏の犯罪に基く不當な支出
の件多數に上るは畢竟統制その宜
しきをを得ざるによる、政府は嚴に
之を戒飭すべし

【三五】二十五日は午前
十一時五分開會直ちに採決に入り、

一、昭和十二年度歳入歳出總決算歳入歳出決算
一、昭和十二年度各特別會計歳入歳出決算
一、昭和十二年度國有財産増減總計算の三案を既報の附帶決議を附し多数を以て承認し同十一時十五分散會

建議委員會

僱召者家族優遇建議案可決

【二三】衆議院の軍需關係各派議員の共同提案に係る「戦時又は事變に際し應召せられたる者及びその家族を戸籍上優遇せられたることに關する建議案」は二十三日の建議委員會に上程せられ小泉純也氏(民政)が起つて之が提案理由の説明に當り國民的感謝表明のため熱心にその實現を要望せるに對し倉元司法政務次官も賛意を表し結局滿場一致之を可決した尙案文は左の如くである

建議案

政府は戸籍上新族籍(例へば勳族)を創設し、戦時又は事變に際し應召せられたる者は軍人以外の從軍者、並にその配偶者兩親及び子女を之に列し、以て國民的感謝を表明せんことを望む
右建議す

特別委員會

豫備金支出委員會

【二三】二十二日の豫備金支出に關する委員會は午前十時三十二分開會、仲井宗一郎氏(民政)簡單な質問を行つた後質疑を打切り昭和十二年度第二豫備金支出の件外五件を一括し討論採決の結果滿場一致承認することに決定同十時五十分散會

民族優生保護委員會

【二三】廿二日は午前十時四十五分

開會、併託の花柳病豫防法中改正法律案につき廣瀬厚相より提案理由の説明あり高橋次郎氏(政友)より花柳病豫防に關聯して公娼制度廢止につき質し高野豫防局長、綾部厚生參事官より夫々答辯あり午後零時十五分休憩、四十分再開前に引續き高橋氏より當局は花柳病撲滅のため全國の公娼に對し漸進的に廢止を要望せしめるがこれには却つて私娼を跋扈關し慎重に研究を進められたいと要望し井上良次(社大)野方次郎(政友)北哈吉民政)諸氏と高野厚生省豫防局長との間に質疑應答あり午後四時十分散會

【二三】廿三日は午後一時五十分開會、山川頼三郎(政友)高橋、中山福藏(民政)の諸氏より花柳病豫防の強化につき廣瀬厚相、高野豫防局長に質問し同三時四十分休憩同五時三十分再開、理事師法案(議員提出)につき質案を重ね同六時三十分散會

【二三】廿四日は午後一時五十分開會併託案たる花柳病豫防法中改正法律案につき討論に入り高橋、信大儀右衛門(民政)井上の諸氏より賛成意見を述べ採決の結果左の希望條項を附して原案通り可決、引續き理事師法案を審議可決し二時四十五分散會

希望條項

一、政府は現行花柳病豫防法の根本的改正案を來議會に提出すべし
一、政府は現在地方廳にて施行中の公私娼の檢査制度を改正し入院治療費の増額を計り治療機關の擴充を期すべし

一、政府は花柳病の治療に困難なる勤勞大衆のために地方自治團體に

交付補助金を増額して公費實費の診療機關を増設擴充すべし
一、政府は花柳病の撲滅を計るため中央機關を樹立すべし
一、政府は毎年定期に花柳病の豫防撲滅の國民運動を展開すべし

關稅法改正委員會

【二三】廿二日は午前十一時廿分開會宮澤胤男(民政)世耕弘一(政友)野濤藤(社大)諸氏と尾關關稅課長との間にヒマン油關稅免除に就て質疑應答あり、午後零時十五分休憩、四時廿五分再開したが關稅定率法中改正法律案に付き修正その他の打合せをなすため直ちに散會

【二三】廿三日は午後一時廿分開會、關稅定率法中改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅の從量稅率に關する件)昭和十四年法律第二號中改正法律案(昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する件)の三案につき討論採決の決

果關稅定率法中改正法律案につき左の修正附帶決議を附しその他は全部政府原案通り可決し、同四十分散會
一、修正
本法附則を左の如く改む
「本法施行の期日は各規定に付勅令を以て之を定む」

附帶決議

政府は滿洲國よりのヒマン油原料輸入につき從來の數量確保のため適當なる處置を講ずべし
△修正の理由
ヒマン油に對しては今回百斤當り二圓九十七錢の現行稅率を撤廢せんとするのであるが之に伴ひ滿洲國に於てもヒマン油原料に對する

應當り八圓の現行輸出稅を撤廢することを適當とするので兩國に於て右に關する手續が終了するのを俟つて兩國同時に之を施行するたため右修正を必要と認めるといふのである

北海道土功組合委員會

【二三】廿二日午前十時四十分開會深澤吉平氏(民政)北勝太郎氏(第一)より組合救濟或の積極的方針につき大藏當局に訊し午後零時五分休憩、二時九分再開、深澤、松浦周太郎(民政)兩氏と坂内務省地方局長、中村北海道在木部長との間に土功組合の負債問題に關し夫々質疑應答あり同三時四十八分散會

【二三】廿三日は午前十一時十八分開會、深澤、松浦、東條貞(政友)諸氏と漢那内務政務次官、半井北海道長官との間に質疑應答あり午後零時廿五分休憩、午後二時再開會、川俣清吉(社大)東條、松浦、田代正治(政友)の諸氏と漢那内務政務次官、半井北海道長官との間に質疑應答あり同三時四十五分散會

【二三】廿四日は午後一時四十八分開會直ちに討論に入り深澤北、川俣の諸氏賛成意見を述べ採決の決果全會一致を以て可決同一時五十七分散會

郵便年金改正委員會

【二三】二十二日は午後一時五十八分開會、廣瀬厚相より提案理由説明あり各委員より參考資料の要求あつて同二時三十分散會
【二三】廿三日は午後一時三十七分開會、山崎常吉氏(第一)より法案内容に就き簡潔な質疑あつて同二時三十分散會

【二三】廿三日午前十一時

廿分開會、郵便年金法中改正法律案につき山崎、木村作次郎(政友)木原七郎(民政)の諸氏より希望意見を述べ採決の結果全會一致原案通り可決、同十一時三十分散會

人事調停法案委員會

【二三】廿二日は午後一時四十分開會商法を引用する條文の整理に關する法律案(政府提出)につき大森民事局長より商法の條文を引用してある法律は約六十種程あるがその中三十八種類の法律は今回の商法の改正により當然に改正の要を生じた、これらを一々改正するのは煩雜であるから一本の法律で改正することにした次第であるとして提案趣旨を述べ質疑に入り

古島義英氏(民政)一本の法律で片附ければ個々の法律が直つておなげれば不便ではないか
大森局長 本法案が實施になれば個々の法律が當然に修正になる仕組である

高橋義次氏(民政)一體に法令の数が多過ぎる傾があるがこれを整理する意志はないか
大森局長 法案の整理は實行したいと考へる

次いで議員提出法案の審議に移り司法書士法中改正法律案、建築士法案行政書士法案、計理士法中改正法律案、裁判所構成法中改正法律案、辯護士法中改正法律案、刑事訴訟法中改正法律案、公證人法中改正法律案の提案理由を各提出議員より順次に説明の後二時五十分一旦休憩午後三時再開内相法相共に出席不能のため直ちに散會

【二三】廿三日は午後一時五十分開會

會、非訟事件手續法中改正法律案

項を附して賛成

を促進して居りこれによつて從來猶却

いて民法改正を進めてゐるがその實

締結すると共に聖戰目的の貫徹を阻

政府提出裁判所構成法中改正法律案

(一)政府は時局に鑑み特に宗教家の

やうになれば結構と思ふ旨答へて同

司法省調査部において單行法を作る

國の軍事同盟を締結すること

原案通り可決、討論採決に入りいづれも

講ずべし(二)政府は宗教教師の資格

再開、林衛生局長より助産師法案、

次いで山崎常吉氏(第一)より現行恩

給法では一時恩給は最終に俸給を支

法中改正法律案(行政検査による捜

に付嚴重なる監督をなしその肅正に

松田海軍兩政務次官より軍としては

拂つた者の負擔とすと規定されてゐ

結果府縣の負擔が増大して困るか

採決の結果原案通り可決し同四十五

努力を以て禁ずる必要は認められて

同五十八分散會

分開會恩給法中改正法律案につき若

干の質疑あつたのみで採決に至らず

議員提出法案十二件を採決の結果各

推尾辨匠(第二)三田村武夫(東方)の

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

△司法書士法中改正法律案△同△建

諸氏より同様賛成の意を表明、採決

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

改正法律案△同△公證人法中改正

正氏(政友)より土地問題について質

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

宗教團體法案委員會

疑あり江口大藏省警備財局長の答

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

▲同教取扱方針表明【三・三】廿二日

無償にて貸付しある國有財産處分

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

▲同教取扱方針表明【三・三】廿二日

に關する法律案につき討論を行ひ紫

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

▲同教取扱方針表明【三・三】廿二日

尾等の諸氏より夫々各派を代表して

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

▲同教取扱方針表明【三・三】廿二日

尾等の諸氏より夫々各派を代表して

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

國勢調査法案委員會

各派動向

小會派 外交内治刷新要請

▲愛國航空獎勵券法案可決【三・四】

廿四日は午後一時五十分開會、併託

案愛國航空獎勵券發行に關する法律

案(安藤孝三氏外一名提出)を議題と

して安藤孝三氏(第一)より提案理由

の説明あつて討論を用ひず全員一致

これを可決、同二時散會

要請書

政府は現下の國際政局に鑑み速かに

左の方策を斷行すべし

一、防共協定を發展して軍事同盟を

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

× ×

政治・外交

旬間大觀

總親和ものをいはせて第七十四議會を無事切り抜けた政府は、連日閣議を開き議會を通過成立せる諸法律の實施と宣明せる諸政策の具體化に忙しいが、平沼首相は二十九日記者團と議會後初の會見をなし政府今後の方針を顯示した。

總動員法第六、第二十二條に基き勞務需要調整、賃金統制、就業時間制限の四勅令は三十一日公布、又昨秋來縣案の同法第十一條に依る會社利益配當及資金融通令は來る一日公布、何れも近く實施されることとなつた。精勵聯盟及政府委員會の新陣容整ひ、精神運動も急速に展開されようとしてゐる。

二十三日、日伊文化協定成つて、防共樞軸いよ／＼堅し。南支那海無主の島嶼新南群島、臺灣總督府の管轄下におく旨三十一日發表さる。

燻つてゐた政友會總裁問題、議會終了と同時に燃上り、感星耀く。かたや東方會、中野會長議員を辭し、議會政黨を白解。政友會これを何と見る？ 單に冷笑し去る譯にはゆくまゝ。

樞密院

日伊文化協定可決

▲樞府定例本會議【三・三】樞府定例本會議は二十二日午前十時より宮中東溜の間に開會、近衛、原正副議長各顧問官、村上書記官長、政府側より荒木文相、有田外相、前田鐵相、黑崎法政局長官その他參列、天皇陛下の親臨を仰ぎ奉り

一、文化的協力に關する日本國伊太利國間協定締結の件（昨秋日獨間に締結された文化協定と同様日、伊兩國間にラヂオによる文化親善交換教授、留學生の交換、文化展覽會の開催その他兩國間の文化向上に資すべき諸施設につき新たな協定を行はんとするもの）を上程、村上書記官長より審査報告

あり審議採決の結果全會一致原案通り可決、天皇陛下入御あらせられ同三十分散會した

電氣廳官制案外二件承認

▲樞府審査委員會【三・三】樞府の電氣廳官制案外二件に關する審査委員會は二十三日午後一時半宮城内事務所で開會、先づ鹽野總相より御諮詢奏請の理由並に電氣管理、日本發達電氣社設置に關する最高方針第二部長說明し、次いで補員法制局第二部長より官制案及び逓信省官制改正、外一件の勅令改正内容を説明し質疑に入り窪田、南、菅原、清水、鈴木（莊）各委員より

日本發達電氣社監督方針如何、電力監理法による一般の恩惠は大體何時頃より實現するか、火力發電に對する將來に於ける政府の方針

如何、水力發電の開發にして今後に残されてゐる部分は比較的不便の地にあるものが多いから寧ろ火力發電を使つては如何、電氣廳なる名稱は面白くない、電氣局と稱した方がよいではないか、又外局全體を通じてその名稱を統一するやう希望する

の諸點を質しこれに對し鹽野選相、補員第二部長、大和田電氣局長、藤井電氣管理準備局長等より

電氣廳に於ける監督は單純な事項ではなく、例へば電氣料金の決定

水力發電の監督等の如く政府の要望と會社の技術とを加へて國策を實現して行くものである、電力管理法による効果は現在既に擧りつゝあるがそれは一部であつて國民大部の利益の現れるのは三年後から見込である、水力電氣の補充として火力を用ふる方針については從來通りである、從來便利の場所に殘された水力は會社分立の爲未だ使ひ殘されたものが幾らかあるが、これは剩すところなしに使へるから依然として従たる位地に立つて行くのである、電氣廳の名稱は鐵道院の前身たる鐵道廳と云つた中央機關の先例もあり、又この名稱は既に耳にも聞き慣れてゐるから適當と考へる、外局全體の名稱統一については將來考慮したい



首相時局方針闡明

【三・三】政府は議會終了後連日閣議を開き議會を通過成立せる諸法律の實施並に議會に於いて言明せる諸政策の實行に關し着々これが具體化をはかりつゝあるが廿九日午後四時平沼首相は首相官邸に於て内閣記者團と議會後初の會見をなし首相の抱懐せる抱負經綸並に當面の諸問題について左の如く忌憚なき意見を吐露し、而して政府今後の施政としてその重點を國防の充實と生産力の擴充

とに置きこれが達成のためには物動計畫に全力を傾注する旨を闡明、更に物資動員と併行して今後人の動員に主力を注ぐべきことを強調したことは議會に於いて首相の機に應じて言明せる點を集約し政府今後の方針を顯示したものと見て注目される

△議會後の施政態度 政府の施政方針は既に議會において闡明して居るので今後は順次これを再體化して行くだけである、この爲に先づ第一に力を入れるべき事は國防の充實を圖ることと生産力の擴充を期することである、この爲には物資動員計畫の媒介を俟たねばならぬ、議會を通過した豫算も國防と物動計畫とが双方相俟つて初めて實行出来る豫算である、即ちその目標とする所は國防力の充實を期するために大多數の物資を國內で自給自足せしむるといふことにあつて、一々金で外國品を購入するが如き事は避けねばならぬ、故にこの生産力擴充、國防計畫の完壁を期するためには内政の改革が必要となつて来る、この重點は現在物資動員を行つてゐるがこれのみでなく例へば技術の場合とれば生産擴充のため技術動員をせねばならぬ、人の動員もせねばならぬ、従つて從來の物資動員と併行して今後は人的動員計畫をせねばならぬ事である

△統制強化、中小商工業對策 國防充實と生産力擴充のための豫算實行に當つては慎重な態度を必要とする、例へば物價政策であるが物價をこのまゝ放任する場合は豫算の實行も不可能となる恐れがあり従つて生産力の擴充も出来ぬ、よ

つてこれらについては相當の統制を必要とし或るものについては現在の統制をも強化するの必要が起る、個別の問題についての統制の範圍、程度については具體的に言へぬが、必要の部分から國家總動員法を發動させて行く考へであるのからやつて行くつもりである、經濟統制と共に中小商工業者中失職するものが出来るがこれは止むを得ぬことである、然しこれらの犠牲者は出来るだけ少くしたい、この點については農相も議會で言明して居りこの計畫も目下研究中である、産業組合の發達によつて國家に貢獻した點も多いが又中小商工業者の保護も必要である、要するに總ての國民が安穩にして行けることが日本の政治の要點である、この點については政府は十分注意を拂つてゐる

△閣僚補充 兼任の遞相、拓務兩相は補充の方針であるがまだ考へが決してないから補充の時期については云へない、内閣の改造はしない又關係の入れ替へも大體ないつもりである、近衛無任所大臣もそのまゝ當分やつて行つて貰ふ

△行政機構の改革 内閣制度は現在の組織を以て各部の連絡を圖ればそれで十分であるから、殊更變更するやうなことはしない、然し貿易行政に關する機構については色々考へて居るからいづれ具體化した、爲替は對英一志二片を飽くまで維持してゆきたい

△文官制度等改正 文官任用令は改めなければならぬが身分保障令を撤廢する必要はない、任用令改

正案は既に出来てゐるので近日決定の運びとなるだらう、議會制度の改正は府縣制、市制、町村制と併行して考へなくてはならないので未だ考慮中である

△事變處理 事變處理に就ては前内閣によつて既にその根本方針を決定確立してゐるので此の方針に従つて着々進めて行く、再度聲明を發する考へは今のところはな、又御前會議の奏請、大本營と政府との連絡會議は今差當り開く考へはない、支那に中政央府といふか中央委員會といふか、そう言つた中心のものが出来ねばならぬと思ふが直ぐ誕生するかどうか、現在支那には臨時、維新兩政府があるがこれだけではない、従つて臨時維新兩政府だけは中心政府は出来ぬ、然し決してこの兩政府を無視してゐるわけではない、東亞の新建設、支那植民地化の反對及び防共精神で我々と一致せる意見を所持し排日を止めて日本の目的に沿ふものなら我方は何人でも排斥せぬ

△日滿支連絡 日滿支の連絡統一機關例へば與亞省の如きを新に設置することは現在考へて居らぬが日滿支の連絡問題は生産擴充、物動計畫と關聯を持つて來るので考究せねばならぬと考へる、この爲には對滿事務局、與亞院、企畫院の連絡が必要として如何にしてこの連絡を圓滑ならしめるかについて目下各省との關係もあり各方面に於て研究中である、要するに新連絡機關など、機關ばかり設けるより現在の各機關の運用と連絡をよくすればそれで充分であると思ふ

△對外關係諸問題 外交の根本方針については前内閣と異らぬがこれに對處すべき具體的方法是世界の狀勢の變化に對應して變更して行かねばならぬ、然しこの點は非常にデリケートで具體的な例を擧げて話さねば解り難いが只今その具體的の例を擧げる事は避けたい、現在全體主義國家群、民主主義國家群と夫々のプロットを形成してゐるが日本主義はこれらの何れでもなく又これらと對立するものでもない、この點については既に屢次に互つて言明した通りである

日ノ漁業問題—今明言しかねるがこの問題の成行については樂觀は出来ぬが悲觀はしてゐない、日獨伊關係—日獨伊の防共協定を今後如何にして行くかといふことについては唯今お話し致し兼ねるこの問題について近く何等かの聲明を發表するといふことはないが將來その必要はあると思ふ、英米佛關係—英米佛との國交調整問題は相當むづかしい問題であるがやらねばならぬことである、唯どうやつて行くかといふ具體的意見は唯今は述べられぬ

國家總動員法發効

勞務需要調整二勅令公布

【二九】勞務者の需要を調整し軍需品の生産及び國策遂行上重要な事業の運行を圓滑ならしむる目的を以て昨年十二月の總動員會議に附議決定された從業者雇制限令(總動員法第六條に基くもの)及び工場技師養成令(第廿二條の規定に基くもの)の二勅令は此の程法制局に於いて法文化されたので廿八日の閣議

に附議決定され何れも来る廿一日、官報を以て公布され從業者雇制限令は四月二十日、技能者養成令は同日より施行されることになつた、勅令案の内容左の如し

▲從業者雇制限令案要綱
第一 雇制限の對象たる從業者の範圍

雇入を制限する從業者は左の各號の一に該當する者とする事
一、年齢十六年以上五十年未満の男子にして引續き三月以上他人に雇備せられて厚生大臣の指定する職業に従事するもの

二、年齢十六年以上五十年未満の男子にして引續き三月以上他人に雇備せられて前號の職業に従事し本令施行後に於て其の雇備を終了し且其の雇備を終了したる日より厚生大臣の指定する學校卒業者たるものに在りては一年を經過せざるもの

三、引續き三月以上工場事業場技能者養成令の養成工(以下養成工と稱す)たる者

四、引續き三月以上養成工たりし者にして養成工ならざるに至りたる日より六月を經過せざるもの

第五 市町村等に於ける吏員の採用に於て從業者を吏員として採用する場合も制限すること

第六 國又は道府縣に於ける從業者の雇入

國又は道府縣に於ける從業者の雇入には制限令を適用せざること

第七 外地に付ても前各項に準じ本制度を實施すること

第八 施行の期日は昭和十四年四月廿日よりすること但し外地に在りては昭和十四年八月一日よりすること

賃金統制、就業時間制限令公布

所轄職業紹介所長の第一の四に該當する者の雇入に在りては其の者が養成工ならざるに至る迄就業したる地の所轄職業紹介所長の認可を受くべきこと、第一の一の職業に従事せしむる爲從業者を雇入れんとする者亦同じきこと

第三 認可の取消
職業紹介所長前條の認可の申請に付不正又は虚偽の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得ること

第四 報告、臨檢、檢査
第二の認可に關し必要ある場合に於いては第二の職業紹介所長雇入に依り從業者の就業すべき地の所轄職業紹介所長は國家總動員法第三十一條の規定に基き關係人より報告を徴し又は當該官吏をして關係の工場事業場又は事務所に臨檢せしめ業務の狀況若は帳簿書類を檢査せしむることを得ること

當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしむべきこと

第五 市町村等に於ける吏員の採用に於て從業者を吏員として採用する場合も制限すること

第六 國又は道府縣に於ける從業者の雇入

國又は道府縣に於ける從業者の雇入には制限令を適用せざること

第七 外地に付ても前各項に準じ本制度を實施すること

第八 施行の期日は昭和十四年四月廿日よりすること但し外地に在りては昭和十四年八月一日よりすること

賃金統制、就業時間制限令公布

賃金統制、就業時間制限令公布

賃金統制、就業時間制限令公布

賃金統制、就業時間制限令公布

▲賃金委員官制も公布【三三】長期建設下の勞務對策として昨年十二月の總動員審議會の答申を得た國家總動員法第六條の規定に基く賃金統制令及工場就業時間制限令は其の後關係各當局間において條文の整理を急ぎつゝあつたが漸く成案を得たので去る二十六日の閣議で決定、三十一日公布され、又工場就業時間制限令は五月一日より又工場就業時間制限令は五月一日より夫々實施される、尙賃金統制令に伴ひ賃金委員官制も之と同時に公布實施されるが中央賃金委員會は四月中にその委員(三十名内)の銓衡を経て第一回委員會を又地方賃金委員會は五月中に同じく委員(十五名内)の銓衡を終つて第一回委員會を夫々開く豫定である、兩勅令及び賃金委員官制の内容左の如し

▲賃金統制令
第一條 國家總動員法第六條の規定に基く勞働者の賃金の統制は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令は左の各號の一に該當する事業に之を適用す
一 工場法の適用を受ける工場にして厚生大臣の指定する事業を管むもの

二 鑛業法の適用を受ける事業
三 其の他厚生大臣の指定する事業

第三條 本令に於て賃金と稱するは勞働者が勞務の對價として事業主より受くる給與其の他の利益を謂ふ

賃金の範圍及評價に關しては命令を以て之を定む

第四條 常時五十人以上の勞働者を

使用する工場又は事業場の事業主は賃金規則を作成し地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に同じ)に届出づべし之を變更したるとき亦同じ

賃金規則に定むべき事項は命令を以て之を定む

地方長官不適當と認むるときは賃金規則の變更を命ずることを得

第五條 厚生大臣又は地方長官は命令の定むる所に依り未經験勞働者の初給賃金を定むることを得

事業主未經験勞働者を雇入れたるときは命令を以て定むる期間前項の規定に依る初給賃金に準據し賃金を支拂ふべし但し命令に別段の定ある場合は此の限に在らず

第六條 前條の場合の外地方長官勞働者に支拂はれたる賃金の額又は出の支給方法著しく不適當と認むるときは事業主に對し將來に向つて之を變更すべきことを命ずることを得

第七條 第二條第三號の規定に依る事業の指定、第五條第一項の規定に依る初給賃金の決定並に第四條第三項又前條の規定に依る命令は賃金委員會に諮問して之を爲す賃金委員會に關する規定は別に之を定む

第八條 厚生大臣又は地方長官必要ありと認むるときは賃金の統制に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き事業主より報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、事務所其の他の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしむべし

第九條 本令は國又は道府縣の事業には之を適用せず

第十條 本令中地方長官とあるは内地に於ける鑛業法の適用を受ける事業に於ては鑛山監督局長とす

第十一條 本令中工場法の適用を受ける工場とは朝鮮臺灣又は南洋群島に在りては常時十人以上の勞働者を使用する工場、樺太に在りては工場取締規則の適用を受ける工場とし鑛業法とあるは朝鮮に在りては朝鮮鑛業令、臺灣に在りては臺灣鑛業規則、南洋群島に在りては南洋群島鑛業令とす

本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては臺灣鑛業規則の適用を受ける事業に於ては臺灣總督、其の他の事業に於ては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官南洋群島に在りては南洋廳長官とし道府縣とあるは朝鮮に在りては道、臺灣に在りては朝鮮に在りては道、臺灣に在りては州又は廳、南洋群島に在りては南洋群島地方費とす

附 則
本令は昭和十四年四月十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十四年八月一日より之を施行す

▲工場就業時間制限令
第一條 國家總動員法第六條の規定に基く工場に於ける就業時間の制限は本令の定むる所に依る

第二條 本令は工場法の適用を受ける工場にして厚生大臣の指定する

事業を管むものに之を適用す

第三條 工業主は十六歳以上の男子職工をして一日に付十二時間を超えて就業せしむることを得ず

第四條 工業主は十六歳以上の男子職工に對し毎月少くとも二回の休日を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に於て設くべし

第五條 十六歳以上の男子職工を二組以上に分ち交替に就業せしむる爲又は業務の性質上特に必要ある場合に於ては命令の定むる所に依り工業主は豫め地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に同じ)に届出で第三條の就業時間を延長することを得

第六條 已むを得ざる事由に因り臨時必要ある場合に於ては工業主は地方長官の許可を受け期間を限り第三條の規定に拘らず就業時間を延長し又は第四條の休日を廢することを得、但し命令を以て定むる場合に於ては地方長官の許可を受けることを要せず、臨時必要ある場合に於ては工業主は其の都度豫め地方長官に届出で一月に付七日を超えざる期間就業時間を二時間以内延長することを得

第一項但書の規定に依り就業せしめたるときは遅滞なく地方長官に届出づべし

第七條 厚生大臣又は地方長官必要ありと認むるときは就業時間の制限に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き工業主より報告を徴し又は當該官吏をして工場事務所其の他の場所に臨檢し帳簿書類を

檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしむべし

第八條 本令は國の事業に之を適用せず

第九條 本令中工場法の適用を受ける工場とは朝鮮臺灣又は南洋群島に在りては常時十人以上の職工を使用する工場、樺太に在りては工場取締規則の適用を受ける工場とし十六歳以上の男子職工とあるは朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては朝鮮總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし

附 則
本令は昭和十四年五月一日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十四年八月一日より之を施行す

▲賃金委員官制
第一條 賃金委員會は中央賃金委員會とす
道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會とす

中央賃金委員會は厚生大臣、道府縣賃金委員會は地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に同じ)、鑛山賃金委員會は鑛山監督局長の監督に屬す

中央賃金委員會、道府縣賃金委員會、道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會は各厚生大臣、地方長官及

檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしむべし

第八條 本令は國の事業に之を適用せず

第九條 本令中工場法の適用を受ける工場とは朝鮮臺灣又は南洋群島に在りては常時十人以上の職工を使用する工場、樺太に在りては工場取締規則の適用を受ける工場とし十六歳以上の男子職工とあるは朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては朝鮮總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし

附 則
本令は昭和十四年五月一日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十四年八月一日より之を施行す

▲賃金委員官制
第一條 賃金委員會は中央賃金委員會とす
道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會とす

中央賃金委員會は厚生大臣、道府縣賃金委員會は地方長官(東京府に在りては警視總監以下之に同じ)、鑛山賃金委員會は鑛山監督局長の監督に屬す

中央賃金委員會、道府縣賃金委員會、道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會は各厚生大臣、地方長官及

鑛山監督局長の諮問に應じ賃金統制令施行に關する重要事項を調査審議す

委員會は前項の外關係行政廳の諮問に應じ労働者の賃金に關する重要事項を調査審議す

委員會は労働者の賃金に關する重要事項に付關係行政廳に建議することを得

第二條 中央賃金委員會は厚生省に之を置く
道府縣賃金委員會は道府縣毎に、鑛山賃金委員會は鑛山監督局管轄區域毎に之を置き各道府縣又は鑛山監督局所在地の名を冠す

第三條 委員會は會長及委員を以て之を組織す

第四條 中央賃金委員會の會長は厚生大臣、道府縣賃金委員會の會長は地方長官、鑛山賃金委員會の會長は鑛山監督局長を以て之に充つ

第五條 中央賃金委員會の委員は三十人以内とし道府縣賃金委員會及鑛山賃金委員會の委員は各十五人以内とす

前項定員の外必要あるときは臨時委員を置くことを得

第六條 委員及臨時委員は關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より中央賃金委員會に在りては厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず

指名する委員其の職務を代理す

第八條 委員會は幹事を置く幹事は中央賃金委員會に在りては厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず

幹事は會長の指揮を受け庶務を整理す

第九條 委員會に書記を置く書記は中央賃金委員會に在りては厚生大臣、道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず書記は上司の指揮を受け庶務に従事す

第十條 委員會に専門委員を置くことを得

専門委員は學識經驗ある者の中より中央賃金委員會に在りては厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ道府縣賃金委員會に在りては地方長官、鑛山賃金委員會に在りては鑛山監督局長之を命ず、専門委員は會長の命を受け労働者の賃金に關する専門の事項を調査す

附 則

本令は昭和十四年四月十日よりの之を施行す

會社利益配當及資金融通令公布

【三】國家總動員法第十一條に基く會社利益配當及び資金融通令並に同施行細則は十月より實施されることとなつたが右勅令及び施行細則の要綱は左の如くである、尙施行細則に依れば資本金二十萬圓以上の會社は一定期間内に基準配當率の認定を受けるか又は昭和十三年十一月三十日以前一年以内に於ける最終の利益配當率等に關する報告書を提出し

なければならぬことになつて居る(現在之が適用會社數一萬五千)

▲會社利益配當及資金融通令要綱
第一 國家總動員法第十一條の規定に依る會社の利益金の處分、償却其他の經理に關する命令及銀行に對する資金の運用に關する命令に付ては本令の定むる所に依ること

第二 資本金(出資總額、株金總額及株式總額の合計額又は基金總額を謂ふ以下同じ)廿萬圓以上の會社は主務大臣の許可を受けるに非ざれば基準配當率を超過する率に依り毎事業年度の利益配當(基金利息又は基金配當を含む以下同じ)を爲すことを得ざること但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らざること

一、基準配當率は年百分の一(一年を一事業年度とするもの)に在りては年百分の二)以下を加へたる率に依るとき但し配當率は年百分の十を超過することを得ざること

二、年百分の六以下の率によると

第三 本令に於て基準配當率とは左の各號に規定する率とすること
一、昭和十三年十一月三十日以前一年以内に利益配當を決定したる會社に在りては第三號又は第四號に該當する場合を除き同日以前に最終に決定したる利益配當の年率但し該利益配當に際し普通の配當の外記念配當、特別配當其他名稱の有無を問はず特別の配當を爲したる會社に在りては其の申請に依り主務大臣が臨時に配當を増加したるものと認定したる部分を除くこと

二、昭和十三年十一月廿日以前一年以内に利益配當を決定したることなき會社に在りては第三號又は第四號に該當する場合を除き年百分の六

三、合併に因り設立せられたる會社又は合併後存續する會社にして昭和十三年十一月三十日以前一年以内に合併後の利益配當を決定したることなきもの(合併が昭和十二年十一月廿日以前に爲されたる會社を除く)に在りては會社の申請に依り主務大臣が合併前の各會社の利益配當の實情に基き認定したる率

四、資本金二十萬圓未滿たりし會社(資本金二十萬圓以上の會社本令施行後資本減少に因り資本金二十萬圓未滿と爲りたるものを含む)にして本令施行後の資本増加に因り資本金二十萬圓以上と爲りたるものに在りては會社の申請に依り主務大臣が從前の利益配當の實情に基き認定したる率、會社が第二の規定に基き基準配當率を超過する率に依り利益配當を爲したるときは其の率が年百分の十以下なる限り其の率を以て爾後の基準配當率とすること、但し主務大臣が第二の規定に基き許可を爲すに際し基準配當率に算入せざる旨を定めたる部分を除くこと

會社が基準配當率に滿たざる率に依り利益配當を爲したるときと雖其の會社の基準配當率は之を變更せざること

第四 主務大臣は資本金二十萬圓以上にして其の基準配當率が年百分の十以上なる會社が資本増加に因

り現在の資本金の倍額を超過する資本金の會社と爲る場合に於て必要ありと認むるときは第三の規定に拘らず其の資本増加後の基準配當率を指定することを得ること

第五 第二第一號の規定は基準配當率が第三第一項第二號の規定に依り定めらるる會社の本令施行後に於ける最初の利益配當に關しては之を適用せざること

主務大臣は第三第一項第三號若は第四號又は第四の規定に依り會社の基準配當率の認定又は指定を爲すに際し當該認定又は指定後の最初の利益配當に關し第二第一號の規定を適用せざる旨を定むることを得ること

第六 第二第三又は第四の規定に依る許可、認定又は指定にして事業の重要なものに付ては利益配當審査委員會の議を経べきこと

第七 會社は其の經營を堅實ならしむる爲經理に關し左の各號に掲ぐる事項の遵守を旨とすべきこと
一、經費支出を適正ならしむること

二、利益配當に關する制限其他の事由に依り會社の經理上生ずべき餘裕は之を必要ある資産の償却又は積立金の積立に充つること

主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し前項各號の事項に關し勸告を發し又は利益配當審査委員會の議を経て必要なる命令を爲すことを得ること

第八 主務大臣は會社の資産負債及損益の内容、利益金の處分其他の經理に關し國家總動員法第三十一條の規定に依り報告を徴し又は當

り現在の資本金の倍額を超過する資本金の會社と爲る場合に於て必要ありと認むるときは第三の規定に拘らず其の資本増加後の基準配當率を指定することを得ること

該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の状況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得ること

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべきこと

第九 本令に於て主務大臣とあるは左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外總て大藏大臣とすること

一、特別の法令に依り設立せられたる會社に在りては當該會社を監督する所管大臣

二、取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又は産金法第三條の適用を受ける事業のみを管む會社に在りては商工大臣

三、電氣事業法又は航空機製造事業法の適用を受ける事業のみを管む會社に在りては逓信大臣

四、地方鐵道法、軌道法又は自動車交通事業法の適用を受ける事業のみを管む會社に在りては鐵道大臣

五、會社の管む事業の一部に付第一號、第三號又は第四號に掲ぐる法令の適用を受ける會社に在りては當該所管大臣及大藏大臣

大藏大臣は第二、第三、第四又は第七の規定に依る許可、認定、指定、勸告又は命令を爲さんとす

時、關係各大臣に協議すべきこと

第三、第四又は第七の規定に依る許可、認定、指定、勸告又は命令

を爲さんとする時は大藏大臣及關係各大臣に協議すべきこと

第十 大藏大臣生産力擴充資金其の他時局に緊密なる産業資金の供給を圓滑ならしむる爲必要ありと認むるときは日本興業銀行に對し資金の融通又は有價證券の應募、引受若は買入を命ずることを得ること

第十一 政府は第十項の規定に依る命令に因り日本興業銀行が損失を受けたるときは同行に對し通常生ずべき損失を補償すること

第十二 第十一項の規定に依り政府が日本興業銀行に對して支拂ふべき損失補償金は國債證券を以て之を交付することを得ること

第十三 本令は昭和十四年四月十日より之を施行すること

會社利益配當及資金融通令施行細則要綱

第一 會社利益配當及資金融通令(以下之を利益配當令と稱す)要綱第二の規定に依り基準配當率を越ゆる率に依り利益配當を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を主務大臣に提出すべきこと

一、會社の本店又は主たる事務所の所在場所、電話番號商號又は名稱及代表者の氏名

二、會社の資本金額及拂込資本金額

三、會社の管む事業の概要

四、會社の基準配當率及其の決定の沿革

五、當該利益配當の屬する事業年度前四事業年度の利益配當の率

六、當該利益配當の屬する事業年度

七、當該利益配當の豫定率及其の率に依り利益配當を爲すの要ある事由

八、當該利益配當支拂開始の豫定期日

九、當該利益配當の屬する事業年度に於て政府より補助金、補給金、損失補償金其の他の交付金を受けたるときは其の交付金の名稱、金額及交付官廳名

七、其の他參考と爲るべき事項

前項の許可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべきこと

一、定款及株主又は之に準ずべき者の名簿

二、當該利益配當の屬する事業年度及其の前四事業年度の財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

三、當該利益配當の屬する事業年度の主な収入支出及資産償却の内容を知るに足る書類

四、會社の經歷書

第二 利益配當令要綱第三第一項第一號に該當する會社にして昭和十三年十一月三十日以前に最終に決定したる利益配當に際し普通の配當の外記念配當特別配當、其の他の名稱の有無を問はず特別の配當を爲したるものは本令施行後三十日以内に左に掲ぐる事項を記載したる認定申請書を主務大臣に提出し

但書の臨時に配當を増加したる部分の認定を受けべきこと

一、會社の本店又は主たる事務所の所在場所、電話番號、商號又は名稱及代表者の氏名

二、會社の資本金額及拂込資本金額

三、會社の管む事業の概要

四、昭和十三年十一月三十日以前に最終に決定したる利益配當の屬する事業年度前六事業年度の利益配當の率及其の第五號に掲ぐる特別の配當を含むときは其の部分の率

八、其の他參考と爲るべき事項

前項の認定申請書には左に掲ぐる書類を添附すべきこと

一、定款及株主又は之に準ずべき者の名簿

二、昭和十三年十一月三十日以前に最終に決定したる利益配當の屬する事業年度の財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

三、前號の事業年度後本令施行前に決算を確定したる事業年度ありときは其の事業年度の財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

四、會社の經歷書

第三 利益配當令要綱第三、第一項第三號に該當する會社は當該合併が本令施行前に爲されたものなるときは本令施行後卅日以内に本令施行後に爲されたものなるときは合併後卅日以内に左に掲ぐる事項を記載したる認定申請書を主務大臣に提出し基準配當率の認定を受くべきこと

一、會社の本店又は主たる事務所の所在場所、電話番號商號又は名稱及代表者の氏名

二、會社の資本金額及拂込資本金額

三、會社の管む事業の概要

四、會社が基準配當率として認定を受けんとする率及其の率により認定を受けるの要ある事由

五、合併前の各會社の商號又は名稱並に其の資本金額及拂込資本金額

六、合併の年月日及合併條件の概要

七、合併前の各會社の基準配當率及其の決定の沿革

八、合併前の各會社の合併前六事業年度の利益配當の率及其の中に第二、第一項第五號に掲ぐる特別の配當を含むときは其の部分の率

九、其の他參考と爲るべき事項

前項の認定申請書には左に掲ぐる書類を添附すべきこと

一、定款及株主又は之に準ずべき者の名簿

二、合併契約書の謄本

三、前號の事業年度後本令施行前に決算を確定したる事業年度ありときは其の事業年度の財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

四、會社の經歷書

三、合併前の各會社の定款
四、合併前の各會社の合併前最終の事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

五、合併後に於ける事業收支目録見書但し合併後本令施行前に決算を確定したる事業年度あるときは其の事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金處分に關する書類

六、合併前の各會社の經歷書
第四 利益配當令要綱第三、第一項第四號に該當する會社は資本金増加後卅日以内に左に掲ぐる事項を記載したる認定申請書を主務大臣に提出し基準配當率の認定を受けること

一、會社の本店又は主たる事務所
の所在場所、電話番号商號又は名稱及代表者の氏名
二、會社の資本増加前の資本金額及拂込資本金額

三、資本増加の年月日並に増加資本金額及其の第一回の拂込金額
四、會社の營む事業の概要
五、會社が基準配當率として認定を受けんとする率及其の率に依り認定を受けるの要ある事由

六、資本増加前六事業年度の利益配當の率及其の中に第二、第一項第五號に掲ぐる特別の配當を含むときは其の部分の率
七、その他參考と爲るべき事項
前項の認定申請書には左に掲ぐる書類を添附すべきこと

一、定款及株主又は之に準ずべき者の名稱
二、資本増加前最終の事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計

算書及利益金處分に關する書類
三、資本増加後に於ける事業收支目録見書
四、會社の經歷書

五、優先株其の他利益配當に付差別ある數種の株式を發行する會社に在りては第一乃至第四の申請書に記載すべき基準配當率又は利益配當の率は各株式の種類毎に記載すべきこと

六、本令施行の際現に資本金二十萬圓以上の會社は本令施行後六十日以内に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を主務大臣に提出すべしこと但し本令施行後六十日以内に第一、第二、第三又は第四の規定に依り許可又は認定申請書を提出したる會社を除くこと

一、會社の本店又は主たる事務所
の所在場所、電話番号商號又は名稱及代表者の氏名
二、會社の資本金額及拂込資本金額

三、會社の營む事業の概要
四、昭和十三年十一月三十日以前一年以内に最終に決定したる利益配當の率
前項の報告書には左に掲ぐる書類を添附すべきこと

一、定款及株主又は之に準ずべき者の名稱
二、本令施行前最終の事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金處分に關する書類
三、會社の經歷書

第七 資本金二十萬圓以上の會社は毎事業年度の決算確定後六十日以内に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を主務大臣に提出すべしこと

一、會社の本店又は主たる事務所
の所在場所、電話番号商號又は名稱及代表者の氏名
二、會社の資本金額及拂込資本金額

三、資本金額廿萬圓以上の會社は左の各號の一に該當する場合に於ては其の都度其の旨を記載したる報告書を主務大臣に提出すべきこと
一、會社の本店又は主たる事務所の所在場所、商號又は名稱及代表者の變更ありたるとき
二、資本減少に因り資本金二十萬圓未満の會社と爲さんとするとき

三、基準配當率が年百分の十以上なる場合に於て資本増加に因り現在の資本金の倍額を越ゆる資本金の會社と爲さんとするとき
四、解散(合併に因る解散を除く)したるとき

第十 第一、第二、第三、第四、第

六、第七、又は第九の規定に依り會社の提出すべき申請書又は報告書及之に添附すべき書類は各二通を提出すべきこと但し利益配當令に規定する主務大臣三以上ある會社に在りては主務大臣の數に相當する通數とすること

第十一 主務大臣必要ありと認むるときは會社を指定し其の第一、第二、第三、第四、第六、第七又は第九の規定に依り提出すべき申請書又は報告書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得ること

第十二 利益配當令要綱第九第一項第五號に該當する會社に在りては第一、第二、第三、第四、第六、第七又は第九の規定に依り提出すべき申請書又は報告書は之を同號に定むる主務大臣連名宛に作成し同令要綱第九第一項第二號、第三號又は第四號に掲ぐる主務大臣に差出すべきこと

第十三 利益配當令要綱第九第二項又は第三項の規定に依り主務大臣の協議すべき關係各大臣は左に掲ぐる大臣とすること
一、會社の營む事業に付特別の法令の適用を受け其の經營に付政

府の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣
二、會社の營む事業に付政府より補助金、補助金、損失補償金其の他の交付金を受け其の經營に付政府の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣
三、會社に屬する工場又は事業場に付工場事業場管理令、陸軍軍需監督官令又は造船造兵監督官令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理又は會計經理の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣

第十四 本令は昭和十四年四月十日より之を施行すること
第十一條發動の二委員會設置
【三】政府は國家總動員法第十一條發動に伴ひ大藏省内に利益配當審査委員會及資金融通審査委員會を設置して之が運用につき遺憾なきを期する方針であるが前者は大藏次官を會長とし各省關係局長、日銀、興銀副總裁其他學識經驗ある者合せて十五六名を以てまた後者も大藏次官を會長とし關係各省高等官、日銀興銀副總裁等十名程度を以て構成する筈である

國民精神強化問題
總動員聯盟陸空整容
【三五】政府は支那事變の新事態に對處するため東亞新秩序建設を目指して國民精神總動員運動を活潑ならしむべきにその組織體制を改めて内閣に國民精神總動員委員會を設置する一方中央聯盟役員の顔觸れを一

府の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣
二、會社の營む事業に付政府より補助金、補助金、損失補償金其の他の交付金を受け其の經營に付政府の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣
三、會社に屬する工場又は事業場に付工場事業場管理令、陸軍軍需監督官令又は造船造兵監督官令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理又は會計經理の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣

府の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣
二、會社の營む事業に付政府より補助金、補助金、損失補償金其の他の交付金を受け其の經營に付政府の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣
三、會社に屬する工場又は事業場に付工場事業場管理令、陸軍軍需監督官令又は造船造兵監督官令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理又は會計經理の監督を受ける會社に在りては當該所管大臣

新し既に有馬會長の留任、筑紫中將の理事長就任を決定したが更に理事中二氏及び幹事二氏を左の如く決定廿五日發表愈々具體的活動を開始することになった、而して同聯盟の理事會及び事務局の構成については部制に依る方針をとり、その分別は追つて理事會に於て決めることとし、それまでは常務理事を暫く空席のままとなすこととなつた

△中央聯盟理事 陸軍中將 筑紫熊七(理事長)、元大藏省主税局長 青木得三、衆議院議員 加藤綱一、貴族院議員 賀屋典宣、貴族院議員、男爵 菊池武夫、大日本青年團常務理事 栗原美能留、日本商工會議所會頭 千石與太郎、東日大每會長 高石真五郎、帝國在郷軍人會指導部長 中村慶、修養園主幹 蓮沼門三、報社常務理事 古野伊之助、衆議院議員 星島二郎、産業報國聯盟常務理事 町田辰次郎、中央教化團體聯合會理事長 松井茂、東京手形交換所理事長 森廣藏、衆議院議員 守屋榮夫、貴族院議員 吉田茂、大日本婦人聯合會々長 吉岡彌生、貴族院議員 子爵 岡郡長景、東朝大朝緒方竹虎 岡郡長景、東朝大朝緒方竹虎

△幹事 小松東三郎、湛增庸一
△總動員委員會委員
【三六】國民精神總動員委員會の官制並びに委員は廿八日の開議で決定發表を見たのでその第一回會合は四月六日午前十時より永田町の首相官邸で開催され新たな組織によつて愈々東亞新秩序建設を目指し精勵運動の方針を決定することになつた
△委員長 文部大臣 荒木貞夫

△委員 内閣書記官長 田邊治通、法制局長官 黒崎定三、企畫院次長 武部六藏、外務次官 澤田廉三、内務次官 館智二、大藏次官 大野龍太、陸軍次官 山脇正隆、海軍次官 山本五十六、司法次官 岩村通世、文部次官 石黒英彦、農林次官 小平權一、商工次官 村瀬直義、通信次官 小野猛、鐵道次官 喜安健次、郵田次官 萩原彦三、厚生次官 岡田文秀、國民精神總動員中央聯盟理事 青木得三、日本キリスト教聯盟常務議員會長 阿部義宗、貴族院議員 男爵 井上清純、佛教聯合會常務理事 今井鐵城、同盟通信社内信局長 上田碩三、國民精神總動員中央聯盟理事 子爵 岡部長景、中外商業新報社編輯局長 小汀利得、貴族院議員 小原直、日本國民高等學校校長 加藤完治、文學博士 鹿子木智三、貴族院議員 河井彌八、産業報國聯盟理事長 河原田稔吉、衆議院議員 簡井凡夫、菊池寛、萬生脩吉、元陸軍省醫務局長 小泉親彦、帝國在郷軍人會副會長 小泉六一、香取昌康、貴族院議員 伯爵 酒井忠正、貴族院議員 侯爵 佐佐木行忠、讀賣新聞社編輯局長 柴田勝衛、全國貯蓄銀行協會常任理事 子爵 瀧澤敏三、大社教會長 千家尊有、報知新聞社編輯局長 高田知一郎、東京日日新聞社編輯局長 高田元三、醫學博士 竹内茂代、衆議院議員 田子一民、國民精神總動員中央聯盟理事長 筑紫熊七、衆議院議員 堤康次郎、日本赤十字副社長 中川望、大阪手形交換所委員長 中根貞彦、大日本體育協會副會長 平沼亮三、全國産業團體聯合會長 藤原銀

次郎、衆議院議員 松野鶴平、日本商工會議所理事 松井春生、東京朝日新聞社編輯局長 美土路昌一、全國神職會副會長 宮西惟助、衆議院議員 三好榮次郎、衆議院議員 三輪壽壯、貴族院議員 芳澤謙吉、國民精神總動員中央聯盟理事 吉田茂、都新聞社編輯局長 渡部英夫
△幹事 内閣情報部長 橫溝光暉、内務省振興課長 木村清司、國民貯蓄獎勵局次長 木内四郎、陸軍省情報部長 清水盛明、海軍省海軍軍事普及部委員長 金澤正夫、文部省社會教育局長 田中重之、農林省經濟厚生部長 石黒武重、商工省商務局長 新倉利廣、厚生省文書課長 櫻井安右衛門、市川房枝、東京市市民動員部長東京市理事 大迫元繁、陸軍歩兵中佐 嘉悦基猪、産業組合主事 金井滿、大日本聯合青年團總務部長 熊谷辰治郎、日本商工會議所副理事 桑原幹根、國民精神總動員中央聯盟幹事 小松東三郎、修養園理事 白土千秋、産業報國聯盟幹事 溜島武雄、國民精神總動員中央聯盟幹事 湛增庸一、中央教化團體聯合會幹事 古谷敬二、全國町村長會主事 松村茂夫、松本徳明

△企畫院分掌規程改正
【三七】企畫院の改組擴充については過般議會において首相、陸相よりその必要を認め考究中の旨を明かにしたが今回取敢えず現行官制の範圍内においてその機能を發揮せしめるため今回事務分掌規程を改正四月一日より實施することになり廿八日の開議で決定を見た、而して今回の改訂の目標とする所は次の如く長期建設的戰時體制化を企圖したものであ

る
一、基本國策の企畫に關する事務と國家總動員計畫の設定遂行に關する事務とに夫々專念し得る様事務の分擔を定めたこと
一、各部の事務分擔は時局の要請に即應して處理するを要する點に重點を置いて定めたこと
一、從來各省で事務を縦割にしたが如きを重點主義によつて各省及び滿支間關係省を通じて綜合的橫貫的に處理することを要する業務を本體として各部を定めたものである
△企畫院事務分掌規程
第一條 總裁官房に庶務課、文書課及資料課を置き六部を左の通定む
第一部
第二部
第三部
第四部
第五部
第六部
第二條 庶務課に於ては左の事務を掌る
一 機密に關する事項
二 人事に關する事項
三 總裁及次長の官印及び院印の管守に關する事項
四 會計に關する事項
五 廳中取締に關する事項
第三條 文書課に於ては左の事務を掌る
一 文書の接受、配付、發送、編纂及保存に關する事項
二 文書の審査及進達に關する事項
三 官報掲載に關する事項
四 他部課の主管に屬せざる事項
第四條 資料課に於ては左の事務を掌る
一 圖書の保存及刊行に關する事項
二 資料の蒐集、整備、編纂及保存に關する事項
三 統計及資料の作成に關する事項
四 資源調査に關する事項
第五條 第一部に於ては左の事務を掌る
一 平戰時に於ける綜合國力の擴充運用に關する基本方策に關する事項
二 他部の主管に屬するものを除くの外前號の基本方策遂行に關する事項
三 平戰時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要事項の豫算の統制に關する事項
四 外國事情調査に關する事項
五 東亞研究所に關する事項
第六條 第二部に於ては左の事務を掌る
一 國家總動員計畫綱領その他國家總動員に關する一般方策に關する事項
二 他部の主管に屬するものを除くの外國家總動員諸計畫に關する事項
三 軍機文書の保管に關する事項
第七條 第三部に於ては左の事務を掌る
一 勞務動員計畫に關する事項
二 國民動員計畫に關する事項
三 第四部に於ては左の事務を掌る
一 物資動員計畫に關する事項
二 生産力擴充計畫に關する事項
第五部に於ては左の事務を掌る
一 資金動員計畫に關する事項

二 貿易其の他國際收支調整計畫に關する事項
三 價格統制に關する事項
第十條 第六部に於ては左の事務を掌る

一 交通動員計畫に關する事項
二 交通施設整備擴充計畫に關する事項

地方長官會議五月上旬招集

【三二】政府は組閣早々第七十四議會に直面したため恒例の組閣初の地方長官會議を開く機会を失し今日に至つたが議會も終了したので政府の對時局方針並に議會で成立せる各法律の趣旨を地方に徹底せしむるため廿八日の閣議席上木戸内相より五月全開會を招集したき旨提議した結果全閣僚これを承認決定した

日滿支連絡機關設置考究

【三三】政府は長期建設の目的達成の爲日滿支間の關係を一層圓滑ならしむることが喫緊の急務なりとして從來企業院對滿事務局、興亞院等を通じて行はれて來た日滿支間の諸連絡を更に強化する根本方針を樹立し之が具體的方策につき研究を重ねることになつた、即ち右は廿八日の閣議に於て八田商相より之に關連して發言を求めたのを動機とし各閣僚よりもそれより意見を開陳し其根本方針を決定したものであるが、右は當日具體案を得るに至らなかつたので今後の閣議に於て引續き研究を重ねることになつた。

經濟關係會議設置

【三四】八田商相は戰時低物價政策の遂行に關しこれが萬全を期するたのみには單に商省及中央物價委員會のみの取扱ひとせず内閣全體としてこれが圓滑なる運用を圖る必要があ

りとして過般來經濟關係會議設置につき平沼首相その他各閣僚の諒解を求めてゐたが三十日の閣議席上物動計畫に關聯して雜談的に意見の交換を行つた結果各閣僚とも商省の意圖を諒とし四月早々第一回會議を開くことになつた、而して右會議は物價政策のみならず中小商工業對策その他一般經濟問題を探り上げて政府の基本方針を確立せんとするもので關係閣僚は大藏、商工、農林三相を中心として内務、陸海軍を入れ又必要に應じては鐵道、厚生その他の閣僚も隨時出席する方針である

中小産業調整委員會設置

【三五】戰時産業統制の強化に伴ふ産業界の跛行状態を是正するため櫻内農相は曩に第七十四議會に於て之を調整を圖るべく大調査機關を設置する旨言明することゝあつたが、三十一日の閣議席上農相よりこれを提案していよ、此の問題をとり上げて決定し中小産業調整委員會(假稱)を設置することに決し可及的速かに具體化することになつた

官吏制度改正内相、法相に檢討一任

【三六】政府は卅一日の閣議において懸案の官吏制度改正に關し前内閣時代一應戒案を得た改正案を基礎としてこれに全面的檢討を加へること、並に木戸内相にこれが取扱ひ方を一任した

定例次官會議

▲徵辦價格引下げ要望【三七】政府は廿三日午後零時三十分より院內書記官長に於て定例次官會議を開き各省次官出席、山脇陸軍次官より陸海軍共同の軍需資材及各官廳用品の徵辦價格を引下げると云ふ事につき左

の趣旨の希望を述べたるに對し各省次官は之を諒とし協力して行く事となり同一時三十分散會した

陸海軍當局では豫て軍需資材の徵辦價格の適否が一般經濟界、特に物價問題、社會問題等に影響の大なるに鑑み其の徵辦價格を適正ならしめるに努力し來つたが近く開始せらるべき昭和十四年度の軍需品徵辦價格の決定に當つては更に各般の事情を考慮し適正なる値下に努力し政府の物價政策の強化徹底に努力せんとするものである

從つて物價券銀等に關係ある各省に於ても軍當局の意の存する處を諒とし之が低下に協力せられたい、併せて各省官廳用品の徵辦價格に就ても之が低下に關して陸海軍と協力せられんことを希望す

大學肅正望要

【三八】山道襄一(民政) 生田和平(政友) 小池四郎(第一) 簡牛凡夫(第一) 四代議士は三十日午前十一時三十分首相官邸に平沼首相を訪問鑿に議會で採擇された「帝國大學肅正に關する建議」の實行を要望辭去した

閣議

【三九】政府は第七十四議會も終了したので議會を通過成立した諸法律を遂次實施すると共に内閣獨自の政策遂行に邁進する爲廿八日より今月一杯連日閣議を開くこととなりその第一日の閣議を廿八日午前十二時二十分より首相官邸に開會、先づ平沼首相より議會中に宣明又は考慮を約し諸件に關し今後實行すべきものを各省早急に取極め閣議に附議する様可急的速かに考究され度い旨を述べ續いて木戸内相より五月上旬頃地方長官會議を開催し度き旨を述べ全閣僚これに賛成次いで企業院の分掌現定の改正を報告之に關聯して日滿支の連絡機關の強調につき全閣僚の意見の交換あり將來更に研究を續けることとなつた續いて板垣陸相より南昌戰況報告あり零時二十分散會引續き閣僚參議懇談會を開いた

臨時閣議

【四〇】廿九日の臨時閣議は正午より首相官邸に開かれ平沼首相以下全閣僚出席午餐を共にしたる後前日に引續き議會を通過成立した諸法律の實施について事務的打合せをなし更に櫻内、八田兩相より中小商工業者と産業組合との摩擦緩和につき發言しこれを中心に種々意見の交換を遂げ午後一時半散會した

四相居座協議

【四一】廿三日午前零時廿分に至つて漸く散會した

各閣僚出席、國家總動員第十一條發動に關する勅令案其他を決定これが遂行の圓滑を期すべく各般の打合せを行ひ同一時廿分散會

【四二】三十一日の定例閣議は午前十時十五分より首相官邸に開かれ平沼首相以下全閣僚出席、先づ青木企業院總裁より十四年度物動計畫に關し計數整理その他の關係上これが閣議提出は多少遅れる旨を報告諒解を求めこれに關聯して豫算實行方法につき打合せ並に意見の交換を行ひ次に櫻内農相より

中小農工商業者の調整均衡を圖る目的を以て中小産業調整委員會(假稱)を設けたい

五相會議

【四三】最近の支那並に歐洲の諸情勢及びソヴエト問題を中心に政府部内に相當活潑な動きがあり、最近數次に亘つて五相會議を開く一方有田外相は廿一日も平沼首相を私邸に訪問種々協議を重ねたが、廿二日午後八時十分より首相官邸に五相會議を開催、平沼首相、有田外相、板垣陸相、米内海相、石渡藏相出席、最近の情勢を基礎とする我方の態度につき四時間十分に亘つて重要意見の交換を遂げ廿三日午前零時廿分に至つて漸く散會した

四相居座協議

【四四】廿三日午前零時廿分に至つて漸く散會した

四相居座協議

【四五】廿三日午前零時廿分に至つて漸く散會した

四相居座協議

【四六】廿三日午前零時廿分に至つて漸く散會した

【三〇】石渡藏相、板垣陸相、八田商相は三十日の閣議散會後首相官邸に居残り平沼首相を交へて、同日の閣議で決定した總動員法第十一條發効勅令につき打合せを行つた

【三一】有田外相は廿一日午後一時三十分平沼首相を大久保の私邸に訪問、日ノ漁業交渉その他一般外交經過並に國際情勢につき詳細に報告を約三時間に亘つて重要意見の交換を遂げ同四時廿分辭去した

☆ 内閣參議

定例參議會

【三二】二十一日の定例參議會は午前十時より首相官邸に開會、安保參議以下各參議出席(町田、松岡、郷各參議缺席)支那事變處理を中心に當面の諸問題につき種々意見の交換を行つた

【三三】三十日の定例參議會は午前十時二十分開會、松岡、松井兩參議を除く各參議、平沼首相、有田外相出席外相より日ノ漁業條約の交渉經過及び歐洲の國際情勢につき説明、之に對して各參議より質疑應答あり正午閣僚と午餐を共にして散會した

【三四】有田外相は廿九日の臨時閣議散會後居残り平沼首相と會見一般外交經過並に歐洲政局について報告を要談した

【三五】荒木文相は廿八日の參議會に出席後午後二時から官邸に於て首相と會見要談を遂げた

【三六】荒木文相は廿九日午後閣議散會後居残り平沼首相との間に國民精神總動員運動に關し要談を遂げた

【三七】廿二日午前の定例參議會終了後正午より首相官邸に閣僚參議の懇談會を開き政府側より有田外相、板垣陸相、鹽野法相、櫻内農相、八田商相出席各參議と午餐を共にした

【三八】議會後初の關係、參議懇談は二十八日閣議散會後首相官邸において行はれ政府側より平沼首相以下全閣僚參議より松岡參議を除く各參議出席午餐を共にした

【三九】國民同盟の安達總裁は廿日午前八時十五分大久保の私邸に平沼首相を訪問議會終了の挨拶をかねて種々懇談の後同

【四〇】八田商相は廿九日午前八時半大久保の私邸に平沼首相を訪問、商工省機構改革案の全貌を報告説明してその諒解を求めたる後、今後強行すべき戦時低物價政策に關し戦時低物價政策の問題は單に商工省及び中央物價委員會だけのものではなく、内閣全體としてこれが強行に萬全を期せねばならぬと思ふ、過般の閣議で各省の連絡を緊密にする旨の申合

【四一】廿二日午前の定例參議會終了後正午より首相官邸に閣僚參議の懇談會を開き政府側より有田外相、板垣陸相、鹽野法相、櫻内農相、八田商相出席各參議と午餐を共にした

【四二】廿二日午前の定例參議會終了後正午より首相官邸に閣僚參議の懇談會を開き政府側より有田外相、板垣陸相、鹽野法相、櫻内農相、八田商相出席各參議と午餐を共にした

【四三】廿二日午前の定例參議會終了後正午より首相官邸に閣僚參議の懇談會を開き政府側より有田外相、板垣陸相、鹽野法相、櫻内農相、八田商相出席各參議と午餐を共にした

☆ 閣員參内

▲陸相參内【三三】板垣陸相は廿三日午後一時半官中に參内、天皇陛下に拜謁仰せつけられ所管事項につき奏上した

☆ 往來

▲原田男團公に報告【三三】西園寺公秘書原田熊雄男は二十一日午前十一時二十一分與津坐漁莊に西園寺公を訪問、議會審議狀況その他一般政局並に國際情勢について報告し同十一時十分辭去した

▲西園寺公秘書原田熊雄男は二十一日午前十一時三十分與津坐漁莊に西園寺公を訪問、議會終了後の一般政情に就て報告同十一時二十分辭去した

▲町田總裁歸京【三三】熱海で靜養中の町田民政黨總裁は廿二日午前八時五十分熱海歸京した

▲鐵相近衛公訪問【三三】前田鐵相は廿三日午前十時荻窪の私邸に近衛公を訪問要談を遂げた

▲長岡博士近衛公訪問【三三】新學士院長長岡半太郎博士は廿三日午前十一時半荻窪の私邸に近衛公を訪問就任の挨拶をなした

▲島田俊雄氏近衛公訪問【三三】政友會代行委員島田俊雄氏は廿四日午前十時荻窪の私邸に近衛公を訪問種々要談した

▲小山議長近衛公訪問【三三】小山東議院議長は廿八日午前十一時荻窪の私邸に近衛公を訪問議會終了の挨拶を懇談した

▲安達總裁首相訪問【三三】國民同盟の安達總裁は廿日午前八時十五分大久保の私邸に平沼首相を訪問議會終了の挨拶をかねて種々懇談の後同

法令公布

- △二十二日
一、地方移植植民職員制
一、地方待遇職員令中改正の件
△二十三日
一、明治四十五年法律第二十三號中改正法律(樺太に於ける石炭の採掘に關する件)
一、地方鐵道法中改正法律
一、軌道法中改正法律
一、朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收の爲公債發行に關する法律
△二十四日
一、青年學校教育費國庫補助法
一、鐵業法中改正法律
一、大正十四年勅令第二百五十六號海軍兵轉科に關する件中改正の件
一、朝鮮總督府濟生院官制中改正の件
一、昭和十四年法律第十號滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律施行に關する件
△二十五日
一、資金特別會計法中改正法律
一、軍用資源秘密保護法
一、北海道拓殖銀行法中改正法律
一、酪農業調整法
一、樺太廳師範學校官制
一、高等官官等俸給令中改正の件
一、昭和六年勅令第二百七十一號陸軍兵の兵科部、兵糧及等級表に關する件中改正の件
一、兵役法施行令中改正の件
一、海軍志願兵令中改正の件
一、海軍武官服役令中改正の件
△二十七日
一、朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練

- 所官制中改正の件
一、高等官官等俸給令中改正の件
一、恩給法中改正法律
一、昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律
一、昭和七年法律第一號中改正法律
△二十八日
一、明治三十五年法律第四十九號中改正法律
一、昭和十三年法律第廿三號中改正法律
一、臺灣米穀移出管理特別會計法
一、軍用自動車検査法
一、裁判所構成法中改正法律
一、競馬法の臨時特例に關する法律
一、國民精神總動員委員會官制
一、陸軍幼年學校令中改正の件
一、傷兵保護院官制中改正の件
一、高等官官等俸給令中改正の件
一、關東師範學校官制中改正の件
一、大連官立學校官制中改正の件
一、海軍軍官從軍服制中改正の件
△二十九日
一、災害被害者に對する租稅の減免、徴收猶豫等に關する法律
一、地方學事通則中改正法律
一、保險法中改正法律
一、南洋廳高等女學校官制
一、高等官官等俸給令中改正の件
一、南洋廳實業學校官制中改正の件
一、南洋廳小學校官制中改正の件

- 一、南洋廳公學校官制中改正の件
- 一、昭和十二年勅令第五百五十五號森林火災國營保險法を施行せざる地區を指定するの件廢止の件

△三十日

- 一、司法保護號專業法
- 一、花柳病豫防法中改正法律
- 一、昭和十四法律第二號中改正法律
- 一、登錄稅法中改正法律
- 一、中支那振興株式會社法中改正法律

- 一、旅順工科大學官制中改正の件
- 一、關東中學校官制中改正の件
- 一、大連工業學校官制中改正の件
- 一、大用自動車検査法施行期日の件 (四月一日)
- 一、軍用自動車検査法を朝鮮、臺灣及樺太に施行するの件
- 一、關東州軍用自動車検査令
- 一、軍用自動車検査法施行令
- 一、明治三十二年勅令第三百四十二號開港及開港に於て輸出すべき貨物の指定に關する件中改正の件

- 一、開港港則中改正の件
- 一、大正六年勅令第五十九號稅關支署の名稱位置及管轄區域の件中改正の件

- △三十一日
- 一、郵便年金法中改正法律
- 一、支那事變特別稅法中改正法律
- 一、臨時利得稅法中改正法律
- 一、臨時稅措置法中改正法律
- 一、臨租稅臨時職員設置制中改正
- 一、昭和三十二年勅令第四百二十四號賞勳局に臨時職員増置の件中改正の件

- 一、文部省官制中改正の件
- 一、文部部内臨時職員設置制中改正の件
- 一、京都帝國大學官制中改正の件
- 一、大正八年勅令第十五號京都帝國大學各部に於ける講座に關する件中改正の件
- 一、九州帝國大學官制中改正の件
- 一、大正八年勅令第十三號帝國大學及び其の學部に關する件中改正の件
- 一、大正八年勅令第十七號九州帝國大學各學部に於ける講座に關する件中改正の件
- 一、名古屋帝國大學官制
- 一、名古屋帝國大學學講座令
- 一、官立醫科大學官制中改正の件
- 一、電氣委員會官制中改正の件
- 一、國際勞働機關帝國事務所官制廢止の件
- 一、高等官官等俸給令中改正の件
- 一、國際勞働機關帝國事務所職員給與令廢止の件
- 一、朝鮮總督府諸學校官制中改正の件
- 一、臺灣總督府部内臨時職員設置制中改正の件
- 一、臺灣總督府地方官官制中改正の件
- 一、樺太廳高等女學校官制中改正の件

- 一、工場事業場技能者養成令
- 一、日本發送電株式會社法第十二條及第十六條並に昭和十三年法律第七十八號第一條及第五條の場合に於ける登記の手續に關する件
- 一、農業保險法施行期日の件 (四月一日)
- 一、農業保險法施行令中改正の件
- 一、産業組合自治監査法施行期日の件 (四月一日)
- 一、産業組合自治監査法施行令
- 一、金資金の運用に關する件
- 一、關東州支那事變特別稅令中改正の件
- 一、關東州臨時利得稅令中改正の件
- 一、關東州臨時地租措置令中改正の件

内 務

護國神社、一縣一社主義で指定
 【二三】勇士を祀る各地の招魂社は一日から一齊に護國神社と改名するが全國百三十一社中一縣一社主義により北海道護國神社(旭川市)他十三社を内務大臣より指定、一日附官報で告示し縣社待遇とする事になった

地 方

關東市長會議
 【二三】第廿三回關東市長會議は廿三日午前十時より桐生織物同業組合事務所に關係二十一日市長出席して開會劈頭甲府市長より皇軍將兵に對する慰問感謝電報を發するの件につき緊急動議の提出あり異議なくこれを可決、次に提出議案につき審議を行つて零時五分散會した

東京府市

都市計畫東京委員會
 【二三】都市計畫東京地方委員會は二十九日午前九時より内務省會議室に於て開かれ、館會長以下各委員出席左の三件を審議可決した

- 一、東京都市計畫高潮防禦施設及河川改修並同事業及其の執行年度變更の件
- 一、東京都市計畫道路中變更の件
- 一、町田都市計畫區域決定の件

東京市會

十四年度豫算可決【二三】昭和十四年度豫算審議の東京市會は廿日午後二時四十分開會最初警視總監の諮問にかゝる東京市警防團組織についての答申案は相當額の交付金を内務省東京府より交付され度き旨の希望條件を附し諮問案を承認、ついで昭和十四年度豫算總額三億四千餘萬圓の豫算を可決、午後二時五十五分散會した

司 法

司法新施設に萬全
 【二三】司法省が第七十四議會において協賛を得た豫算並に法律を基本として今後施設を講ずる事項は左の如くですべて銓後治安の確保と人的資源の保護を眼目においてゐる

- 一、刑事局所管
 - △經濟犯罪の取締 判事七名、檢事十七名を増員、從來法令に慣れざるの故をもつて寛大處分の方針をとつて来たが今後は長期建設國策に違反するものとして嚴重處罰する
- △思想事犯の取締 左右兩思想事犯はこれが未然防遏查察に力を注ぎ殊に今後大陸との交渉が密接となるのに對應してその方面の警戒にも留意する方針で新に判事四名檢事五名を増員する
- 一、民事局所管
 - △人事調停法の施行 遺家族間の紛争處理を主眼にその他一般家庭の事件をも圓滿に處理せんとする人事調停法は七月一日から施行の豫定で東京、大阪、名古屋等には特に數名の専任判事を置き調停委員は辯護士、軍人、教育家、其他地方名望家より選任一件の手續料を五十錢乃至一圓と定めて血族間の訴訟は銓後の法廷から抹殺する方法である
 - △鑛害調停制度の施行 鑛業法改正の結果鑛害に基く紛争事件は鑛害調停によつて處理されることになつたので各地方裁判所にこの制度を置く
 - △民法親族編相續編の改正と家事審判制度の確立 我國固有の淳風美俗と家族制度の長所保存を目的とする親族、相續兩編の改正法は次期通常議會に提出する方法で右に伴ひ家事審判法の起草を進める
 - 一、保護課所管
 - △司法保護事業法の施行 人的資源保護の目的をもつて立案された司法保護事業法は七月一日から實施の豫定でこれによつて保護事業はすべて司法大臣の指導監督下におき再犯の防止と善導に努める
 - △司法保護委員制度の確立 保護事業の側面掩護機關である司法保護委員制度は七月保護事業法施行と同時に勅令によつて規定し各府縣を單位として全國總數五千名の保

護委員を任命し犯罪防止に邁進する方法である

又宗教團體法施行準備のため各地方廳には内務省豫算をもつて屬六十一名、雇員六十一名が増員配置される

司法省調査部長井上登氏は大審院判事に復歸することになつたのでその後任には廿二日滿洲國參議を辭任した古田正武氏を起用することに決定廿五日發令される(人事参照)

文部

宗教團體法施行準備に着手

【三三】文部省多年の懸案であつた宗教團體法は第七十四議會において漸く成立を見るに至つたので關係當局において施行準備を進めることになつたが何分本法がその傳統と教風を異にする全宗教團體を規律するためには細目に互る法制上の諸準備と地方廳及び宗教團體の深き理解にまねばならぬので文部省は明年度一杯を施行猶豫期間として諸般の準備に努めることとし先づ明年度追加豫算五萬圓をもつて本省における宗教關係の陣容を擴充すると共に講習協議會を開催、本法の普及徹底に萬全を期すこととなつた即ち宗教團體法においては、(1)法人たる宗教團體の登記、(2)主務大臣より地方長官へ權限の一部委任、(3)宗教團體の合併解散、(4)本法施行の時期等に關する事項はこれを勅令によつて規定すべきことを明示してゐる外施行に伴ふ詳細な規定は省令によつて定むることになつてゐるの宗教制度調査會に諮問すべき右勅令省令要綱の起草等法制上の準備を進めるため宗教局事務課に専任書記官一名(從來は兼任)事務官一名、宗務官二名を増員する

【三三】文部省では昭和十四年度より創設せられる名古屋帝大を始め九州帝大理學部の創設及び京都帝大醫學部藥學部の設置に伴ふ官制の制定並に改正を急いでゐるがこの程成案を得たので二十一日附をもつて左記八勅令を公布することになつた

名大、九大、京大關係八勅令公布

- 一、京都帝國大學官制中改正の件
二、大正八年勅令第十五號中改正の件
右勅令により京都帝大醫學部に藥學科が設置され十四年度より藥品分析化學一講座、藥品製造學一講座が開設教授二名、助教授二名、助手四名、書記一名が増員される
又工學部に機械學一講座が開設になり教授二名、助教授二名、助手四名、書記一名が増員される外全學を通じて經費節約のため助教授一名が減員される
一、九州帝國大學官制中改正の件
一、大正八年勅令第十三號中改正の件
右勅令は九大に理學部を創設してこれに數學一講座、物理學三講座、化學二講座、地質學一講座を設け從來工學部に設置されてゐた數學及力學は二講座物理學二講座及化學二講座中純理論の講座をなす部分各一講座並に地質學一講座の四講座を理學部に移讓、工學部における残り三講座の名稱を應用理學三講座に變更することを規定するものでこれに伴ひ理學部に教授七名、助教授七名、助手十四名、書記三名、學生主事補一名が増員される外經費節約のため全學を通じて助手二名が減員される
一、名古屋帝國大學官制中改正の件
一、名古屋帝國大學講座令制定の件
一、官立醫科大學官制中改正の件
以上三勅令並に大正八年勅令第十三號中改正に關する勅令は十四年度より名古屋帝大を創設し學部は醫學部及理工學部の二學部とし醫學部は十四年四月より理工學部は十五年四月より開設せられる旨を規定するもので醫學部の教授二十四名、助教授二十一名、助手五十

二名、事務官一名いづれも名古屋は屋醫大をそのまゝ移し別に事務官一名、書記二名がこれに加ることになる
【三三】支那事變に依り充員召集或は臨時召集せられた市町村立小學校教員の應召期間中その補充として臨時増員した教員の俸給に要する經費については財政上教育上必要ありと認めらるゝ市町村に對し昭和十二年度から國庫補助金を交付することになり同十三年度の國庫補助金三十二萬一千八百二十八圓の配當については鋭意調査中のところ廿一日決定、文部省藤野普通學務局長より各地方長官宛補助金を交付の通牒を發したその道府縣別補助金は左の通りである(單位圓)

Table with 3 columns: 道府縣 (Prefecture/County), 市町村數 (Number of Municipalities/Towns/Villages), 補助金總額 (Total Subsidy Amount). Rows include 北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野.

新設高工決定
【三三】昭和十四年度高等工業學校の設置箇所は左の如く廿一日正式決定を見たが今回の増設は時局に鑑み生産力擴充の國家的見地に基づくと同時に地方的開發をも考慮に加へて特に新設諸學科が重工業關係のものであること、時局下に於ける人及物の兩要素の需給に處してその教授力の不備減退を防ぎ、その充實計を必要に迫られたところから主として工業地帯、又はこれを背景とした

地方に候補を求むることゝなつたものである。開校は六月、生徒募集は四月末から五月初めの豫定學科は各校五學科、收容人員一學科四十名各校二百名で七校で初年度一千四百名の技術者が生産力擴充の要求に應じて養成されるのである、學科は重工業關係に主力を注ぎ、中には原動機械鑛山機械等異色ある學科も設けられる

△北海道地方 室蘭△東北地方 盛岡△關東地方 助川附近△關西地方 大阪△四國地方 新居濱△中國地方 宇部、小郡附近△九州地方 久留米小學生にも武道を

【三三】文部省では過般來我國武道の最高權威大村一雄、櫻庭武、橋本正次郎(以上柔道)大塚惟精、青木政喜森田紋十郎以上劍道等の諸氏と共に武道振興に關し懇談を重ねてゐたがこれら諸大家の進言に基き來る新學期より武道を準正科として五年以上の尋高小生徒に課し全國一齊に實施することに決定した

農 林

農林省山林局關係事務分擔改正

【三二】農林省では今回森林法中改正法律、林業種苗法の二法律が成立したので廿八日付を以て山林局關係の事務分擔を改正、民有林の施業の合理化と林業種苗の統制に關する事務を林政課に於て掌らしめる爲「民有林施業の指導監督に關する事項」と「林業種苗に關する事項」を林政課所管事項の中に新たに加へた、なほ右に伴ひ林務課の所管たる公有林野の統一、管理區分及び入會整理に關する事項を林政課に移管して森林治

商 工

水、造林助成に關する事項を相關聯して實行せしめることとした

生産力擴充關係諸法令急途實施 【三三】商工省では今議會を通過成立した輕金屬製造事業法帝國鑛業會社法をはじめ工業組合法改正、鑛業法改正、保險業法改正、産金振興會社法改正の實施に關し早急にこれが準備に着手し特に生産力擴充關係の各法令はこの際急速實施を要するものがあるので、その關係勅令案及び省令の調整を急ぐこととし、問題の險業法改正に關する施行勅令その他は改正民法の實施と歩調を合はせて施行することゝなつた而して右法令施行の期日及び施行に關する勅令案省令案の骨子左の如くである。

一、輕金屬製造事業法 來る六月ごろ施行の豫定で同法公布と共に (一)輕金屬製造事業委員會官制及び同法第十八條及び第十九條の軍事、公益上の命令による損失に對する政府の補償範圍を規定せる施行に關する二勅令が公布實施されまた (二)輕金屬製造事業法施行規則が商工省令を以てて實施されるが同規則で規定する主なるものは (イ)輕金屬製造事業に關し許可をうける手續(年産アルミニウム千五百トン、アルミナ三千トン、マグネシウム三百トンの事業を營むものは許可をうける必要はない) (ロ)免稅の特典をうけるもの事業範圍及び免稅の限度等(年額アルミニウム三千トンアルミナ六千トン、マグネシウム五百トン以上)

一、産金振興會社法中改正法律 來る四月中旬施行の豫定、改正第二十五條第二項に關する勅令で規定する主なる事項は増産命令等の内容に應じたる損失決定の基準及び損失補償の方法、時期等の手續 帝國鑛業開發會社法 四月末實施の豫定で公布と共に同社設立委員會を構成して八月創立總會開催の見込、(一)關係施行令(勅令)は同法第二十四條第二項關係の損失補償の方法、時期等の手續、損失決定の基準等を規定し、(二)第三十一條關係の所得稅又は營業收益稅の免稅に於ては會社としてその旨所轄稅務署に申請せしめる等を大藏省令として公布する

一、工業組合法改正法律 六月初旬施行の豫定で、(一)施行に關する勅令では小組合を組織することの出來る小工業者の範圍(資本金二萬圓以下のものを以てて小工業者とすし、また業種によつてこれ以上を認める等) (二)施行規則(商工省令)では第八條の四關係の許可範圍許可申請手續を定める

一、保險業法改正法律 明年一月一日より實施の豫定、(一)アクチュアリの資格その他を規定する勅令と、(二)財産利用法その他を定めた施行規則(商工省令)が公布される筈

一、郵信 遞信次官更迭 【三六】小野遞信次官の日本發送電會社副總裁就任に伴ふ後任には大和田電氣局長を昇格をせしむることに決し廿八日の閣議で正式決定を見たので直ちに上奏御裁可を経て發令された(人事參照)

一、電氣廳航樹研究所兩官制公布 【三七】遞信省では今回新に外局として電氣廳及中央航空研究所を設置することゝなり一日の官報を以て官制が夫々公布される、電氣廳組織は長官制とし長官々房(總務課調査委員)の外第一部(監督課、業務課、監查課、技術課)と第二部(企畫課、電力課、水力課、火力課、水力調査課)を置き政府に於て行ふ電力の管理と從來電氣局に於て行ふ電力の管理とを從來電氣局に於て掌理して居る電氣廳に關する監督事務を統合處理するものであり又中央航空研究所は研究部(第一課第二課、第三課)及建設部(技術課、營繕課)の二部と總務課を置き航空に關する技術的的研究機關として以て世界最高の技術の獲得と最優秀なる航空機の製作とを企圖するものである

一、保險業法改正法律 明年一月一日より實施の豫定、(一)アクチュアリの資格その他を規定する勅令と、(二)財産利用法その他を定めた施行規則(商工省令)が公布される筈

遞 信

遞信次官更迭 【三六】小野遞信次官の日本發送電會社副總裁就任に伴ふ後任には大和田電氣局長を昇格をせしむることに決し廿八日の閣議で正式決定を見たので直ちに上奏御裁可を経て發令された(人事參照)

電氣廳航樹研究所兩官制公布 【三七】遞信省では今回新に外局として電氣廳及中央航空研究所を設置することゝなり一日の官報を以て官制が夫々公布される、電氣廳組織は長官制とし長官々房(總務課調査委員)の外第一部(監督課、業務課、監查課、技術課)と第二部(企畫課、電力課、水力課、火力課、水力調査課)を置き政府に於て行ふ電力の管理と從來電氣局に於て行ふ電力の管理とを從來電氣局に於て掌理して居る電氣廳に關する監督事務を統合處理するものであり又中央航空研究所は研究部(第一課第二課、第三課)及建設部(技術課、營繕課)の二部と總務課を置き航空に關する技術的的研究機關として以て世界最高の技術の獲得と最優秀なる航空機の製作とを企圖するものである

南方航空郵便料金は朝鮮臺灣と同一料金 【三三】東京サイパンパラオ四千餘キロを二日で連絡するわが南方定期航空が開始されるので遞信省郵務局は内地南洋間の航空郵便料金を内地の速達と同額にする方針であつたが南洋廳と接衝の結果朝鮮臺灣と同一料金にすることに廿七日決定した、従つて第一種の手紙は重量二十グラム又はその端數毎に三十錢、印刷書狀は六十グラムまで五十錢、葉書は十五錢、第三種乃至第五種は六十グラムまで五十錢、小包は一キロまで二圓、一キロ以上は五百グラム毎に一圓増となつた

外國電報料金改正 【三九】遞信省では外國電報の多くが無線によつて送られるため海外拂が著しく減少した來たので今回外國電報規則中の料金條項を改正して四月一日より實施する、その結果年額約百萬圓に上る料金の低減を見ることがになつた、これはワランの換算率を現行七十九錢から六十七錢に低下することに因るもので例へばニューヨーク宛の電報は現在一語二圓五十五錢が二圓四十七錢、對歐洲は一語二圓三十八錢が二圓三十錢と低下する譯である

鐵 道

鐵道運輸收入七億突破 ▲貸金 【三三】増收の一途を辿つてゐる國鐵の昭和十三年度運輸收入は待望の七億圓を樂に突破して旅客四億一千八百四十三萬三千六百圓、貨物三億二千四百八十二萬二千七百三十三圓、合計七億三千八百四十六萬二千三百七十九圓の形大なる數字を示し鐵道創始以來の收入記録を樹立した、乗車人員は十三億五千七百十萬二千八百八十五名で一億八千七百五十二萬七千八百

務局は内地南洋間の航空郵便料金を内地の速達と同額にする方針であつたが南洋廳と接衝の結果朝鮮臺灣と同一料金にすることに廿七日決定した、従つて第一種の手紙は重量二十グラム又はその端數毎に三十錢、印刷書狀は六十グラムまで五十錢、葉書は十五錢、第三種乃至第五種は六十グラムまで五十錢、小包は一キロまで二圓、一キロ以上は五百グラム毎に一圓増となつた

七十四人増、發送總數は九千七百四十
十四萬二千三百三十三人となり收
入の對前年比較は九千九百九萬四千
三百四圓、一割五分五厘の増、こ
の増收の原因は戰時下に於ける旅
貨の活潑な流動自と然的な輸送量増
加等によるもので力強い餘物を語
る證據とも云へる

拓 務

滿洲移民準備委員會

【二二】我が對滿大量移民國策の根
本方針を決定すべき臨時滿洲移民審
議會は愈々來る五月下旬東京に開催
される事となつたが拓務省ではこれ
が準備として廿九日午前十時半より
首相官邸に滿洲移民準備委員會を開
催、萩原拓務次官、原對滿事務局長
以下各省關係官約八十名出席、萩
原次官の挨拶あつた後原對滿事務局
次長を座長に推し、次いで安井拓務
局長より現地案の成立經過並びに其
大綱を説明したる後今後の方針とし
て現地案を基礎資料として日滿兩國
一體の案を作る事とした旨を述べ
更に今後の取扱につき懇談を遂げ午
後零時半散會した、而して準備委員
會としては移民國策の重要性に鑑み
現地案をあらゆる角度から根本的に
再検討する必要を痛感し、三十一日
より第一(移民區分、鮮人問題各移
民機關の統制問題、青年義勇隊の問
題)第二(移住地の行政經濟機構)
第三(土地制度問題、農業經營、保
健衛生問題)第四(移民事業處理機
關、財政經濟)第五(移住者救濟策
教育輸送問題、分村計畫、負債整理)
の各分科會を隨時開催し遅くも四月

中には眞に日滿一體不可關係を強
化するべき移民國策の基本要綱を決定
する事となつたが拓務省に於ても近
く拓務局内に滿洲移民調査部を設
して移民國策遂行の完備を期する事
となつた、尙五月下旬開催の臨時滿
洲移民審議會は首相を會長拓務を副
會長として各省次官其他關係官學識
經驗者を網羅する筈であるが右に先
立ち五月上旬日滿移民問題懇談會を
開催して各分科會に於て決定を見た
基本要綱につき隔意なき懇談をとげ
る筈である

厚 生

厚生省機構改正

▲賃金生活結核三課新設【二三】厚
生省は東亞新秩序建設の新事態に適
應する現機構の全面的改正を企圖し
三十日廣汎なる分科規程の改正を發
表四月一日より實施することとなつ
たが、その主眼とする所は過般の議
會に於て廣瀨厚相の言明せる國民生
活の安定、國民體力の向上の二大方
針を實現するにあり特に總動員法の
發動に伴ふ賃金課(勞動局)の新設
その他生活課、結核課の設置が注目
される、分課規程改正の要點左の如
し

- (1) 勞動局 (イ)指導課の新設(勞務
課を廢し指導課を設く) 勞働者
の救養、生活刷新運動及福利施
設に關する事項等勞働行政の指
導的方面を擔當せしむ
- (ロ)賃金課の新設(物價問題と關
聯して賃金問題に付て根本的檢
討を爲すため專管の課を創設し
賃金問題と併せて退職積立金及

- (2) 社會局 生活課の新設(福利課を
廢し生活課を設く) 消費經濟の調
整を圖り、社會生活を規正し以て
國民生活を安定せしむるため生活
課を新設し生活の規正、物價對策
その他生活安定の積極的方面人口
問題、社會福利施設等の事項及び
住宅供給に關する事項等をも處理
せしむ
- (3) 衛生局 資材課の新設(醫務課よ
り分離) 現在の醫務課より資材課
を獨立せしめ、醫療器材、藥品等
に關する事項を掌らしむ
- (4) 豫防局 結核課の新設(國民的疾
患たる結核對策に專念するため現
在の豫防課より癩を優生課に移管
し名稱を結核課と改む

國民體力管理制度專門委員決定

【二六】體力向上に關する重要方策
の一として厚生省に於て立案の國民
體力管理制度に就ては昨年未國民體
力管理制度が設置されて審議を行ひ
去る七日の同會議で體力検査の検査
項目、検査項目と年齢との組合せ、
検査方法の三事項につき專門委員に
付託、調査研究せしむることになり
厚生省では爾來各方面より專門委員
を銓衡中であつたが二十八日左の通
令決定發令した、尙ほ第一回專門委
員會は三十日開催される

國民體力管理制度專門委員決定
【二六】體力向上に關する重要方策
の一として厚生省に於て立案の國民
體力管理制度に就ては昨年未國民體
力管理制度が設置されて審議を行ひ
去る七日の同會議で體力検査の検査
項目、検査項目と年齢との組合せ、
検査方法の三事項につき專門委員に
付託、調査研究せしむることになり
厚生省では爾來各方面より專門委員
を銓衡中であつたが二十八日左の通
令決定發令した、尙ほ第一回專門委
員會は三十日開催される

員會は三十日開催される
△國民體力管理制度調査會專門委員
陸軍歩兵大佐 小松光彦、陸軍軍
醫大佐 鎌田調、海軍軍醫大佐
大須賀都美次、文部書記官 關口
勳、文部省體育官 岩原拓、東京
帝國大學教授 栗山重信、同 東
龍太郎、同 福田邦三、東京文理
科大學教授 田中寛一、東京高等
師範學校教授 野口源三郎、正四
位勳三等 三宅敏一、正四位勳二
等勳五級 波多野貞夫、奧村鶴吉
大森憲太、岡治道、鍋木正雄、竹
内茂代、藤村トヨ、暉峻義等

國民體力振興會理事會

【二七】國民體力振興會理事會は廿
三日午後二時から厚生省第二會議室
で開催厚生省佐々木體力局長、陸軍
省衛生課長渡邊大佐、大日本青年團
多羅尾庶務部長、同久保田體育課長
大日本武德會山本副會長、壯年國中
央會鈴木主事、女子青年團村上主事、
外各理事出席、先づ兒玉前厚生省體
力局長の辭任に依り缺員の儘であつ
た理事長の互選を行つた結果佐々木
體力局長當選したので同氏を理事長
と決定、ついで來る廿九日の評議員
會に提出すべき昭和十四年度事業並
豫算及體力檢定標準に就き種々協議
を行つた結果之が原案を作成した、
尙此の席上體力向上に關する講演會
座談會、展覽會、功勞者表彰、懸賞
論文募集等に關する意見の開陳あり
更に昨年末原田積善會の寄附になる
三萬圓の中二萬圓を基金として積立
て一萬圓を十四年度豫算に繰入れる
事に決定した

國民體力振興會理事會
【二七】國民體力振興會理事會は廿
三日午後二時から厚生省第二會議室
で開催厚生省佐々木體力局長、陸軍
省衛生課長渡邊大佐、大日本青年團
多羅尾庶務部長、同久保田體育課長
大日本武德會山本副會長、壯年國中
央會鈴木主事、女子青年團村上主事、
外各理事出席、先づ兒玉前厚生省體
力局長の辭任に依り缺員の儘であつ
た理事長の互選を行つた結果佐々木
體力局長當選したので同氏を理事長
と決定、ついで來る廿九日の評議員
會に提出すべき昭和十四年度事業並
豫算及體力檢定標準に就き種々協議
を行つた結果之が原案を作成した、
尙此の席上體力向上に關する講演會
座談會、展覽會、功勞者表彰、懸賞
論文募集等に關する意見の開陳あり
更に昨年末原田積善會の寄附になる
三萬圓の中二萬圓を基金として積立
て一萬圓を十四年度豫算に繰入れる
事に決定した

【二七】白衣の勇士の教員再教育に
關して二十七日午前十時より傷兵保
護院に於て厚生、文部兩省が打ち合
せ會を開催、厚生省側より兒玉傷兵
保護院總裁、持永業務局長、文部課
側より藤野普通學務局長、關口副課
長、木下立川東京京都兩師範學校長
等出席種々細目について協議を行つ
たが開設豫定校五校のうち四月から
先づ東京、京都兩師範學校が戰傷兵
教育を開始することに正式に決定、
他三校は九月より開校の豫定で、仙
臺、岡山兩師範學校と福岡、熊本兩
師範學校の何れか一校が候補校とし
て舉げられてゐる、一校收容人員は
何れも三十名で教員希望者は各府縣
及び陸軍病院から推薦せしめる、教
育期間は一年、修了の上は尋常科專
科の正教員の資格が與へられ名誉あ
る傷兵軍人訓導として小學兒童の前
に立つこととなるわけである

軍事援護會の新年度豫算決定

【二八】恩賜財團軍人援護會の新年
度豫算は廿二日の理事會に於て決定
を見たが、その總額は千七百十八萬
七千二百一十一圓でその主なるものは
事業助成費の百四十四萬圓、援護費
二百九十五萬圓、補導費百七十四萬
圓、事業資金繰入金九百九萬圓等であ
るがその豫算に伴ふ種々の事業計畫
は次の如くである

- △慰靈祭助成費 十五萬圓、△援護
施設助成費 十五萬圓、△中等學校
在學助成費 十一萬二千八百圓、
△傷兵軍人修養慰安費 二十七萬八
千圓、△遺族慰安費 二萬圓、
△遺族靖國神社參拜費 九萬圓、
△傷病軍人家族見舞旅費 十八萬千
三百二十圓、△歸郷軍人援護費 三
十萬圓、△表彰費 一萬二千四百七



十五圓、△銃後後援思想強化費 二十三萬二千九百圓

☆ 消息

▲新任メキシコ公使着任【三三】新任駐日メキシコ公使ビラ・ミツチェル氏(四五)はマリア夫人(三八)及令息三名を同伴二十一日後二時横濱入港の郵船宮崎丸で來朝した氏は「歐洲各國に歴任最近一ヶ年半駐英公使としてロンドンに在任してゐたが東洋は初めてである」と語つた

▲湯澤顧問歸任【三三】滯京中の北支臨時政府顧問湯澤三千男氏は二十五日後十一時東京驛發歸任の途についた

▲佛國大使次官訪問【三三】アンリ駐日佛國大使は廿一日午前十時十分外務省に澤田次官を訪問要談した

日伊文化協定成立

日伊文化協定正式調印

【三三】日伊文化協定は文化の提携を緊密化し更に右を通じ兩國の防共關係を一層強化せんとする目的の下に豫てより日伊兩國政府間に於て折衝中であつた日伊文化協定の締結は此種兩國間の意見一致を見るに至り別項の如く廿二日の樞密院本會議で可決、御裁可得、二十三日午後三時外相官邸に於て澤田次官、三谷條約、井上歐亞局長以下關係官並にスカマツカ參事官伊太利大使官員立合の上有田外相及アウリツチ駐日イタリヤ大使との間に蔵かに執行正式に調印を了したが外務省では同

時に左の如く協定全文、外務省聲明情報部長談を發表した

▲文化協力を關する日文國伊太利國間協定
大日本帝國政府及伊太利國政府は

兩國の永き傳統に基礎を置く固有の文化を相互に尊重し且兩國間の各種の文化關係を増進し以て兩國間の相互の理解を深からしむると共に既に幸に兩國を結合する友好の相互的關係を益鞏固ならしむるの希望に均し促され

第一條 締結國は其の文化關係を堅實なる基礎の上に樹立する爲努力すべく且之に付最も緊密なる協力を爲すべし

第二條 締結國は前條の目的を達成する爲學術、美術、音樂、文學、演劇、映畫、寫眞、無線、寫眞、無線放送、青少年運動、運動競技等を通じ兩國間の文化關係を常に増進すべし

第三條 前條の規定の實施に必要な細目は締約國の權限ある官憲間の合意を以て決定せらるべし

第四條 本協定は署名の日より之を實施すべく締約國の一方は十二月の豫告を以て本協定を廢棄することを得

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本協定に署名調印せり
昭和十四年三月二十三日即ち千九百三十九年、「フアシスト」曆十七年三月二十三日東京に於て日本語及伊太利語を以て本書二通を作成す

▲日伊文化協定に關する外務省聲明
客年十二月帝國政府は伊太利國政府に對し藝術、文化學術並に法學等の分野に於て兩國の間に既に存する文化的關係を鞏固にし且増進する目的を以て協定締約方を提議したのに對し伊太利國政府は欣然之に應諾し茲に本日文化協定が調印せられたのであつて本協定が防共協定に依つて日伊兩國の親善が更に緊密を加へ來り居る今日實施せらるゝこととなつたのは同慶の至りである

本協定は其の前文に於て日伊兩國の文化的關係増進の爲の協力は兩國古今の文化の眞髓を基調とするものなることを明確に宣言し本文に於ては兩締約國の立脚すべき一般の原則を設定してあるものである、本協定に記載せらるる諸種の文化的協力の關する問題の中兩國の權限ある官憲は不取致左の諸事項を協議決定することとなつてゐる

- 第一 兩締約國の一により提案せらるべき文化協力を關する發議考究の爲の委員會の設置
- 第二 兩國の文化的接近に資すべき新なる文化施設の設置及既存の此の種文化施設の維持並擴充
- 第三 本協定の指導精神に逸出し且追つて協定せらるべき範圍に於て行はるべき兩國學校教科書の補正
- 第四 政府派遣留學生に對する便宜提供
- 第五 教授並に學生交換の増進
- 第六 兩國の一に於て文化的活動に従事する者に對する相互推薦
- 第七 青少年團による交遊の増進
- 第八 圖書、雜誌交換
- 第九 兩國の文化的接近に資すべき一般並專門的文獻翻譯の相互獎勵

第十 藝術文化交流
第十一 映畫交換
第十二 交換放送
第十三 運動競技並に厚生運動による交遊
第十四 觀光事業による交遊

▲日伊文化協定に關する情報部長談
昨年末以來東京に於て日伊兩國政府當局間に交渉中であつた日伊文化協定は本日署名調印を終つて茲に成立することとなつたことは欣快に堪へない次第である

茲に日獨文化協定締結に當つて帝國政府は國際聯盟を通ぜずして友好關係にある各國と個別的に相互主義に基く双務的協定によつて對外文化協力を進め聲明したのであるが古來藝術學術等を通じ我國と特に緊密な文化的關係にある伊太利との間に獨逸に引續いて文化的協力を關する協定の締結を見たことは極めて自然の成行であつて之によつて兩國國民の文化關係が益々緊密となり相互に相手を關する智識と理解とを一層深めることとは防共協定によつて特に緊密となりつゝある兩國の諒解と友好關係の強化に資すること蓋し少からざるものがあると思はれる

の進展に寄與せんとする輝やかしき我邦の文化的使命をも鑑み其の意義の特に深きことを覺ゆるものである本協定が兩國の文化的提携の基本的方針を規定し具體的事項は必要に應じ夫々兩國の權限ある官憲間に協議決定せらるることとし適宜融通自在に活用することとしたのは日獨文化協定の建前と同様である

伊大使聲明發表
【三三】アウリツチ駐日イタリヤ大使は廿三日日伊文化協定成立に際し外務省情報部を通じ左の如き聲明を發表した

伊日文化協定に有田外務大臣閣下の署名に並んで余の名を署するは誠に欣快に堪へない所である、防共協定なる政治的協約の上に堅固なる基礎を置き且共通なる觀念と利害との自覺とに基いて益々鞏固を加ふる兩國の關係は文化と精神的相互理解との方面に於ても亦その發展を見出す極めて自然なことである、斯くて今日成立したる文化協定は兩國間の協力の新たな確認であり、更に本協定によつて凡ゆる部門に涉つて期待せらるゝ發展の新たな誓約である

伊外相に祝電

【三三】有田外相は二十三日日伊文化協定調印後左の如き祝電をチアノ伊太利に發し協定成立慶祝の意を表明した
余は本日成立したる日伊文化協定により兩盟邦國民が一層相互文化の理解を深め優秀なる兩國固有文化の融合に依り人類文化の創造的發展に寄與すべきを信ずると共に更に兩國の提携を緊密にし共同

の文化的使命達成に邁進せんことを期待し、本協定を閣下と共に衷心より喜ぶものなり

日伊文化協定を歓迎

【三三】廿二日のローマ夕刊各紙は一齊に日伊文化協定の調印を歓迎し大々的に掲載してあるが、イタリヤ官邊でも右協定は兩國の親善強化的爲に又一つ大きな礎石を置いたものとしてその調印を慶賀し廿三日次の如く語つた

日伊兩國は從來も既に交換教授

等種々の文化交流をなして來たが今回之を文化の各分野に擴充し東西兩國の新興文化を交換し得るに至つたのは同慶に堪へない、日伊兩國の親善と提携は兩國文化の完全なる理解に基礎を有するは當然で、之により兩國の政治經濟凡ゆる分野の提携結束も一層固きを加へるを信じて疑はない

日伊外相祝電交換

【三二】日伊兩國の緊密なる文化的提携を約束する日伊文化協定は廿三日東京に於て正式調印を終つたが、チアノ伊外相と有田外相は、四日文化協定の成立を喜ぶ祝電を交換、日伊兩國民が今後一層緊密なる提携を保ち相互の文化向上に資すべき事を強調した

日伊文化協定公布

【三六】「文化的協力に關する日本國伊太利國間協定」は御裁可を経て廿八日官報を以て公布された

日伊文化協定祝賀午餐會

【三〇】有田外相は三十日午後零時半より外相官邸に於て日伊文化協定成立祝賀午餐會を開きアウリチ駐日イタリヤ大使以下イタリヤ大使館員を招待、外務省より有田外相、澤田

次官以下關係官並に日伊學會會長大倉喜七郎男、國際文化振興會會長樺山愛輔伯等出席、午餐の後有田外相より大要左の如き挨拶があつた

地中海文化の華、近代文化の先驅たるルネッサンスを生んだイタリヤ文化と東洋の文化の粹を蒐めたる日本文化は共に世界文化の指導的地位を占めるものである、日伊文化協定の成立は兩國の防共協定成立と共に最も慶賀に堪へない事實である

日ソ漁業問題

【二二】第二回漁區競賣公告【二三】在浦鹽帝國總領事館より外務省への公電によればソ聯極東漁業廳は廿二日付「赤旗」紙に來る四月三日を期し第二回漁區競賣を行ふ旨公告した、之に對する我方の態度は廿三日の貴族院豫算總會に於ける有田外相の答辯により明かなる如くあく迄既定方針に基きポーツマス條約に基く我が正当なる權益擁護に邁進するに決定してゐる

新南群島の管轄を臺灣總督府に

【三一】(外務省發表)新南群島の臺灣總督府の管下に屬せしむる件につき三十一日午後五時外務省より左の如く發表された

新南群島は佛領印度支那の東方東支那海中に存在する小珊瑚礁島群であつて永年無主の珊瑚島嶼として知られてゐたもので大正六年以來我が國人は何國人にも先立つて巨額の資本を投下し恒久的の諸施設を設けて同島嶼の經濟的開發に従事し來つた、帝國政府はこれ等邦人の活動を承認し數次同島嶼へ軍艦を派遣し且つ必要に應じ各般の援助を與へ來つたのであるが従

來その行政管轄が確定せず爲めに邦人の生命財産及びその事業の保護に取締に不便があり又佛國との間に無用の紛争を生ずる恐れがあつたため斯かる不便及び不利を除くため今般同群島を臺灣總督府の管轄に屬せしむることとし三月三十日附を以て公示すると共に右の次第を三十一日澤田外務次官より在京佛國大使に通告した

日本誹謗に嚴重抗議

【二四】澤田外務次官は二十四日午前十一時半外務省にスマタニオン駐日ソヴエト代理大使の來訪を求め去る十日よりモスクワに於て開催せられたる第十八回ソヴエト聯邦共產黨大會の席上屢々日本を誹謗せる演説は兩國國交上極めて遺憾なるものなりとて實例を指摘して嚴重抗議をなしソ聯當局の猛省を促し本國政府への傳達方を要求した



陸軍

陸軍軍事參議會會同

【二五】陸軍では廿七日午前十時より陸相官邸に非公式軍事參議會會同を開催梨本元帥官、東久通中將官兩殿下を始め奉り寺内、畑、西尾各參議官並に板垣陸相、中島參謀次長山脇次官、宇佐美侍從武官長參列し陸相並に關係官より最近の戦況一般内情勢及び議會に於て成立した陸軍豫算及び關係諸法案等に關し説明あり隔意なき懇談を重ねて正午過散會した

陸軍豫後備大將會同

【二六】陸軍では廿八日午後二時より陸相官邸に於て豫後備大將會を開催、内田、柴、大井、河合、鈴木(莊)、鈴木(孝)、磯村、田中、菱川、岸本、緒方、林、眞崎、本庄、阿部、松井、松木、小磯の各大將(廿一名)出席中央部より板垣陸相、山脇次官、中島參謀長等列席板垣陸相より挨拶を述べた後町尻軍務局長より昭和十四年陸軍豫算並に議會に於て成立した諸法案について、參謀本部説明大佐より芝那の戦況につき夫々説明があり各大將より種々の質問に對し陸相より説明し、更に懇談して午後五時散會した

師團長會議開催

【二六】陸軍では恒例の師團長會議を四月四日より七日まで四日間本省に於て開催することに決定した同會議では陸相より事變完遂に就ての訓示をなしたる後豫算實施其他に關し重要打合を行ふことになつてゐるが右に關し陸軍省では廿八日左の如く發表した

陸軍省發表

▲陸軍省發表
軍狀奏上に關し防衛司令官及び内閣參議官等の御召を機會として序を以て四月四日よと同月七日に至る間恒例による師團長會議を實施せらる

師團副官、聯隊區司令官會議

【二七】陸軍では廿二日午前九時より九段軍人會館に於て全國各師團副官及聯隊區司令官會議を開催、本省側より板垣陸相、町尻軍務、中村兵務兩局長以下關係課長出席、板垣陸相より左の如き訓示があつた後町尻、中村兩局長より今回改正の兵役法其他徵兵、動員、召集業務に關する指示があつた、尙會議は引續き廿

五日まで續行される

陸相訓示

時局の前途遠慮にして軍の使命愈々重大なるの秋親しく諸官の壯容に接するは本職の欣快とする所なり、今次諸官を召集したる目的は主として兵役法規改正の趣旨並今後の軍備充實及戰地各部隊戰力の維持に關聯する徵兵動員業務に關する當局の意圖を徹底せしめんとするに在り惟ふに事變發生以來諸官は徵兵、動員、召集業務の處理に努力するの外國民の指導に付ても能く銃後の萬全を期する等其の勞苦に大なるものあるを認む、然るに今や國際關係の錯綜と大陸に於ける帝國國防圈の擴張とに鑑み事變處理目標の遂行及次期戰備準備の完成を期する爲には軍備の充實と戰地部隊の戦力維持増進とを國軍緊要の急務とするに適正に關聯する徵兵、召集業務の適正に關する處理こそは實に諸官の最も重大なる責務なるに至れり、諸官は宜しく今次改正られたる兵役法規其他徵兵動員、召集の業務に關する指示に基き研鑽を重ね之が運用に遺憾なきを期し以て彼上國軍の要求に即應せんことを期すべし

右訓示す

陸軍軍需品價格對策委員會設置

【二八】物價の高騰を抑制するには先づ軍需品の調價格を適正に低下するに當るの意見は今議會を通じて貴衆兩院に於て強く主張せられ、板垣陸相は過般議會に於てこれが對策を講ずる旨を言明したが陸海軍に於てはその後これが對策を考究してゐるが去る廿三日の定例事務次官會

議に於て山脇陸軍次官は陸海軍の協同提案として昭和十四年度豫算の使用に當り軍需資材並に官廳要品調辦價格の値下げに關し提議し各省の賛同を得た、よつて陸軍省ではいよいよ省内に軍需品價格對答委員會を設置して十四年度豫算に乘出し一般物價對策に協力する事になつた即ち一、陸軍に於ては昭和十四年度軍需資材の調辦價格決定に當つては前年度の調辦價格を超過せしめざる様制限をすると共にこの制限内に於て各般の事情を考慮しこれが適正なる値下げに努力する様管下諸部隊に指導を發した

一、更に軍需品價格昂騰の原因を徹底的に調査し、これが低下の對策を研究審議するため近く陸軍省に軍需品價格對答委員會を設置することになつた尙右の軍需品價格對策委員會の構成は次の如く決定した

一、委員長一名、委員、幹事若干名を以て組織し右の外所要に應じ臨時委員、幹事を置く

一、委員長は陸軍次官を以て當て、委員長は會務を統理し必要に應じ會議を召集す

一、委員は關係局長を以てこれに當て、委員長の命を受け研究審議に當るものとす

一、幹事は關係課長を以てこれに當て、委員長の命を受け委員會の議案の立案に當るものとす

一、臨時委員並に幹事は關係局課及び各部隊の高等官の内より陸軍大臣の指令したるものを以てこれに當てる

陸軍豫備編入
【三三】陸軍では中將六名少將二十

海軍

故方火藥庫爆發責任者處分發表
【三三】二十三日陸軍省より去る三月一日大阪府故方禁野陸軍倉庫爆發事故責任者處分を發表された(人

海軍特命檢閱
【三三】海軍本年度特命檢閱使は別項(人事)の如く永野修身大將に決定したが四月上旬より下旬に亘り旅順要港部、平壤海軍燃料廠、鎮海要港部につき檢閱が行はれる

驅逐艦「雪風」進水式
【三三】佐世保海軍工廠建造中の驅逐艦「雪風」の晴の進水式は廿四日午前十時から中村鎮守府司令長官臨場の下に舉行砂川工廠長銀斧一閃無事進水した

砲艦「伏見」進水式
【三三】長江の守りに就く皇國海軍に威容を加へる砲艦伏見の進水式は廿六日海軍大臣代理艦政本部第四部長桑原造船中將臨席の下に大阪藤永田造船所に於て舉行された

研究會役員改選延期
【三三】貴族院研究會では例年議會終了後常務委員半数の改選を行ふが本年は伯子男の各互選議員(七月十日)多額(九月十日)及學士院(九月廿

日)議員の總改選期に當つてゐるの

【三三】陸軍では中將六名少將二十

で右改選執行後まで延期することに決定した
【三五】貴族院公正會では議會終了後の四月早々幹事並に理事の改選を行ふ恒例となつてゐるが本年は所屬會員中松村義一、河田烈兩氏を除く全員の總改選期に當つて居るため來る四月六日幹事會を開いて總改選終了迄現狀を以て進む決定をなし十二日議員總會を開會して之が承認を求めることになつた

燃料國策研究會
【三五】貴族院、有志議員等を以て組織せる燃料國策研究會では廿九日午後五時より東京會館に總會を開き、坂本會長をはじめ百五十餘名出席

第七十四議會に於ける政府の言明を嚴重に監視し、極力國內油田の開発をはじめ燃料問題の解決に當る旨の申合せをなし有志の熱烈なる演説ありて同八時散會した

△町田總裁演說要旨
今期議會に提出された法案中には色々な意味に於て重大なものがあつた特に豫算は戰爭中心の昨年比して東亞の新秩序建設のため非常に膨脹し、從つて増稅その他に關する重要法案が多く提出された、殊に秘密會は本會議、豫算總會、各委員會を通じて二十四回の多きに達した、かゝることが適當なりや否やについては論議もあらうが之によつて得た材料をよく參酌して支那問題解決に對する核心を把握し國家の内外殊に國內の生産力、財政經濟の實情を國民に徹底せしめ國民全體の正しき時局に徹底せしめ國民全體の正しき時局に邁進することが事變下政黨の一大使命と信ずる、かくて我黨としての今年なすべき最も重大なことは次の二點にあると思ふ、即ち第一は支那事變處理を中心とし内外の諸國策を遂行することである、歐洲列國の現勢を観るに奈邊に落着くか全く不明であり、殊に機微の裡に動く歐洲の情勢は直ちに東亞に重大影響を及ぼすことは勿論なるをもつて吾人は細心の注意を拂つて歐洲を中心とする國際關係の推移を監視しつつ我國策の樹立遂行を圖らねばならぬ、而して豫算の實行に當り政府の責任は申す迄もないが之に協賛を與へた議會

も責任を以て政府に過誤なからしむるやう努力せねばならぬ、從つて之が實行に際し我が經濟、財政、思想方面に萬一にも意外な悪影響を來すが如きことあつては一大事であるから細心の注意と非常な決心を以て國民を指導する必要があると思ふ、第二は國內諸般の根本的改革である、即ち根本的改革は平時に於ては容易の業ではないが國民全體が支那事變處理に全力を傾注しつつあるこの緊張した機會こそその絶好の時機である、東亞新秩序建設の大事業を達成すると共に國內的に大改革を執行することは困難な事業であるが今日こそ緊張した國民の精神力を基調とし萬難を排して根本的改革を斷行すべき機會であると信ずる、然らば根本的改革とは何であるか、それは國民生活の安定を基調とするものである、即ち農村問題に於ては先づ土地制度の改革から考へねばならぬ、又中小商工業者、勤勞階級等大衆生活の安定を根本的に考へねばならぬ、從つて今年の事業として我黨は政府と協力して支那問題を解決すると共に國內の大改革をなすべきで、この絶好の機會を逸しては再びその機會は到來せぬことを考へねばならぬ、之がため來る四月の黨大會に代るべき兩院議員と評議員の聯合會迄には各機關を奮勵して大體の意見を纏めその席上大綱位は之を示して協議したいと思ふ

民政黨議員總會
【三五】民政黨は廿六日午後四時半より丸の内會館に於て第七十四議會終了後の議員總會を開き、町田總裁をはじめ櫻内農相並に黨出身各政務官及び永井、小川、大藤各常任顧問、頼木、小泉、俵外院内外總務、勝幹事長外各幹部、所屬兩院議員二百餘名出席、先づ君が代合唱の後加藤綱一氏會長席に着き、俵孫一氏より院內總務を代表し、高橋義次氏より院內幹事を代表し夫々挨拶あり續い

民政黨新政策檢討
【三五】民政黨は廿日午後一時より本部に臨時總務會を開き町田總裁、櫻内農相ほか各幹部出席、先づ第七十四議會報告書は來る四月の定例總務會に附議して發表することに決定

【三五】陸軍では中將六名少將二十



の後、東亞の新秩序建設に對應して畫期的の革新政策を樹立することに關し協議の結果去る廿六日の議員總會に於ける町田總裁の演説の趣意に基き政府を鞭撻して之に協力すべきは勿論なるも同時に一步進んで内治外交に關する諸問題即ち

- 一、財政、經濟、行政機構等の革新
- 一、思想、教育問題
- 一、農村、中小商工業者問題
- 一、勤勞大衆の生活問題等に關し今後眞に我國の進むべき根本國策を檢討樹立すること

を申合せ仍つて更に來る十日臨時總會を開いて協議の上、黨の各機關を動員し四月下旬の黨大會に代る聯合會に於いて之が具體的成案を發表するの準備を進めることに決し同四時半散會した

☆ 政友會

總裁問題

政友新幹部は總裁決定後

【二三】政友會では豫てより議會開會直後に改選さるべき新幹部の陣容につき代行委員間で寄々協議中であつたが廿二日午後八時よりこれに關し緊急代行委員會を開催、先づ幹事長問題を中心に協議を開始したが鳩山氏の推す岡田忠彦幹事長と中島氏の推す金光庸夫幹事長とが正面衝突して纏らぬため結局鳩山氏の發議で新幹部は總裁問題解決の後これを決定することになりそれまで現在の陣容を以て推移することに一決、なほ總裁問題解決のために四月中に臨時黨大會を開くことを申合せ廿三日砂田幹事長よりこの旨を公表することになつた

砂田幹事長辭表提出

【二三】政友會の幹部改選につき廿二日夜の代行委員會の決定を齎らした島田代行委員は廿三日正午院内に於て砂田幹事長と會見

代行委員は四月中に臨時黨大會を開いて總裁問題の解決を期することになつた、新幹部の選任は總裁決定後之を行ふこととするから引續き現職に留り速かに黨大會召集の準備を進められたい

新役員は選任の出来ない様な代行委員から卒然として總裁問題解決の大會召集準備を命ぜられても受けずることには出来ない、自分は脱黨を賭しても留任の考へはないのであるから速かに後任を選任されたい

とて留任の懇請を峻拒した後新幹部の人選も行ひ得ない代行委員の下に於ては幹事長の職務を遂行することが出来ぬとの理由で同日午後代行委員に宛て辭表を送達した

政友總務會紛糾

【二三】總裁問題の成行を決定するものとして注目されてゐた政友會總務會は廿六日午後二時より芝三線亭に開會、鳩山、島田、中島の三代行委員、堀切、横川、鈴木、高橋(熊)土倉、大口、岡田、原、宮脇、松野原口的全總務出席砂田幹事長及び島田代行委員から黨大會開催、役員留任の方針を決定した經過につき報告があつたがこれに對し案の如く各派各様の立場からとりどりの質問が行はれ殊に投票に依る總裁公選の可否を中心に中島派と鳩山中立聯合軍との兩派から相對立した質問が飛び出

したに對し代行委員側よりは明答を與へず、不透明のまま問題を持越したことは今後の黨情紛糾の緒を開いたものとして注目される、即ち「昨年の總裁問題が起つた際代行委員より投票に依る選舉は行はずとの命令があつたがその効果は今日も持續するか」との鳩山中立派の質問及び「大會を開くと決した上は投票によつて總裁を決定すべきである、代行委員に投票斷行の勇ありや」との中島派の質問に對し代行側よりは「昨年の質問の際には投票に依るべきでない」と考へたが今度は又事情が異つてゐるけれども今度と雖もなるべく投票に依るやうなことになるやうよく相談して見たい」と答へ、又「大會を開いて總裁を決定する確信を持つてゐるか」との質問に對し「何とか相談して纏るの見込である」と答へ、新役員が決定出来ぬ位で總裁がきめられる譯はない代行委員は辭職せよ」といふ中立派の硬論及び「四月中に相談纏らず、從つて大會が開けない場合は責任をとるや」との中島派の質問に對しては「今我々が辭職しても後任決定のため黨大會を必要とすることになりはせぬか、四月中に大會が開けぬ場合は責任をとらねばならぬと思ふ」と答へてゐる

總裁問題代行委員に一任

▲政友會總務會納る【二三】政友會總務會は議員總會に先立つて二十七日午後二時より本部に開會、鳩山、島田、中島の三代行、堀切、松野以下全本部總務出席、島田代行委員の總會開催の準備として四月中に召集の豫定となつてゐる黨大會終了まで現

役員は留任されたい旨の方針を説示したるに對し、二十六日の總務會に於けると同様、恒例に依り役員を改選すべきである、それが不可能ならば代行委員は引責すべし、黨大會を開いて總裁問題を解決する確信ありや否や、投票に依る公選を斷行するに否や、又その決意ありやの諸點につき各派から各様の意見が吐かれ紛糾を重ね、一時は會議決裂に瀕したが午後に至り折柄の前田鐵相を加へ、代行委員側にて協議の結果、代行委員は一致して誠心誠意本日

の議員總會直後から總裁問題解決法に努力し一日も早く總裁問題解決を圖ると共に追つて議員總會を開いて新役員を決定發表するから是非ともその間の措置を一任されたい

と懇請の結果改選投票回避の大勢茲に成つて總務會も收まり午後五時二十十分より幹部會に移り代行の措置に承認を與へ引續き五時半より議員總會に移つた

黨内の意見を取

▲四代行方針【二三】政友會代行委員鳩山、前田、島田、中島四氏は廿八日午後二時より本部に參集(三線亭の豫定を變更)廿七日の總務會に於ける經過を鑑み廿二日の代行委員會に於て決定した四月中に黨大會を開いて總裁問題を解決すること役員は大會議終了まで留保することの方針をそのまゝ遂行することに障害を感じたのでこの點を中心に協議の結果同方針遂行の可否及び方針遂行不能の場合如何なる對案があるかにつき黨の各機關並に長老の意見を聞いた上、代行委員としての處置を考究しやうといふことになり直ちに左の豫

定て各會合の招待状を發送した就顧問會議も日ならずして招集される筈である

胎中氏解黨進言

【二三】政友會前代議士胎中楯右衛門氏は二十九日黨の現状座視するに忍びずとして斯くの如きは曾て華かなりしことある政友會の名に執着してゐるからであるから政友會の看板を無くすることによつてこの争ひを收むる外なく政友會を解黨して看板を焚くもよし或は看板を何處かへ封じ置くも一策である、そして黨員は各自信する所によつて政治奉公に邁進すべきである

島田代行久原氏訪問

【二三】政友會の島田代行委員は廿九日午後芝白金の私邸に久原房之助氏を訪問し政友會の長老會議開催に就て種々打合せを行ふと共に總裁問題の經過を説明してその解決方に關し其の協力を求める處あつた

總務會穩健論に一決

【二三】政友會は廿日午後五時より芝三線亭に臨時總務會を開催島田、中島、兩代行委員、歸省中の堀切氏を除く全總務出席議員總會當日の紛糾した總務會の後を受け今後の黨の動向を卜するものとして注目されたが協議の結果、堀切代行委員の責任を問はんとする間田、鈴木兩氏の強硬論が破れ、松野氏を首班とする穩健論が大勢を制し總務會としては代行委員と協力し總裁問題解決に努

力するとの方針に落着いたことは従
来紛糾に紛糾を重ね歸趨の豫断を許
さなかつた党内の空氣を總裁問題圓
滿解決の方向へ轉換せしめたものと
して注目される、即ち當日は島田代
行より

我々代行委員は廿七日の總務會の
經過に鑑み廿八日代行委員會を開
いて種々協議を交はした結果、黨
大會開催役員留任の既定方針を變
更すべきや否やに就ては重ねて總
務會の纏つた意見を聞きこれを充
分尊重して態度を決したいと云ふ
に意見の一致を見た

旨を述べ總務會の協議を求めた所岡
田、鈴木兩總務は

我々の意のある所は前回の總務會
に於て盡しておいたの上は代行
委員が我々の希望に副ふやう適當
な措置をとることを希望するのみ
である、その措置も出来ないとい
ふならばよろしく引責辭職すべ
きである

との硬論を持して譲らず、結局満足
な解答を得られぬ所から退席し、島
田、中島兩代行も總務の協力を懇請
して退席の後殘餘の總務に於て協議
を重ねた結果、松野氏の主唱する種
々論が大勢を制し結局

代行委員は次の議員總會に於て新
役員を指名するといつてゐるので
あるから、それまで我々は黨の最
高機關たる義務を遂行せねばなら
ぬ、又代行委員は我々の意見を充
分尊重して、その態度決定に資し
たいといふのであるから、我々とし
ても意見を取纏め總裁問題解決
につき代行委員と協力する態度に
出るが至當である

といふに意見が一致、その結果来る

一日更に總務會を開いて具體的解決
方策に就て協議を行ふこととなつて
午後七時半散會した

政友長老會議

【三三】政友會總裁問題に關し意見
聽取のため招集された長老會議は卅
一日正午より星ヶ岡茶寮に開會、長
老側より

久原、三土、濱田の三氏（芳澤、
堀切兩氏缺席）代行側より前田、
島田、中島の三氏（鳩山氏缺席）
出席

島田代行より

本日御足勞を煩はして御參集願つ
たのは去る廿二日の代行委員會に
於て決定したる（一）四月中に臨時
黨大會を開いて總裁問題の解決を
圖ること（二）黨大會終了まで現役
委員は留任することの二項目に關し
廿六、七日の總務會の論議に鑑み
この決定を變更すべきや否や長老
の御意見を承り参考に資したいと
存じたからである、然る所長老側
には芳澤、堀切の兩氏が缺席され
又案内したる代行側でも鳩山氏が
缺席されたのでこのまゝ會議を進
むべきか否かをまづ決したいと思
ふが如何

と提議したるに對し出席者の意嚮は
黨の大事に關する意見の交換であ
るから出来るならば四代行委員が
揃つた上でなすべきである、殊に
一日を急いで爲さねばならぬこと
でもないから鳩山氏の病氣快復を
待つて再び長老會議を招集するが
よからう

と云ふことに一致したので當日は午
餐を共にし雜談を交はした程度で總
裁問題に關する意見の交換は後日に
持越され鳩山氏の病氣快復を待つて

再び長老會議を開催することを申合
せ午後二時半散會した

政友常議員決定

【三五】政友會總裁人選の母胎たる
べき常議員のうち總裁指名の分十八
名（皆川、松山兩氏は既に發表）は
廿四日の代議士會に於て左の如く發
表された

田邊七六、鈴木英雄、出井兵吉、
堀切善兵衛、板谷順助、濱田國松、
牧野良三、板野友造、福井甚三、
植原徳二郎、土倉宗明、岡田忠彦、
森田福市、河上哲太、砂田重政、
田尻生五、佐藤畢雄、東郷實

政友議員總會

【三三】總務會紛糾の後を受けて政
友會は二十七日午後五時半に至り漸
く議員總會を開會、堀切善兵衛氏を
會長に推薦したる後、砂田幹事長よ
り
議會中は色々御苦勞であつた、
自分の任期は昨日を以て満了した
在任中は種々諸君の御協力を賜つ
て感謝に堪へぬ、今後とも議會政
治の高揚と政黨の威信回復に邁進
したい

と挨拶を行ひ、留任の意思なきを表
明するため會場より直ちに退場、續
いて島田代行委員より
國家非常重大の時期に際會し、諸
君の加餐自重を祈る

旨の挨拶あり、ついで堀切會長は
役員は追つて議員總會を開いて發
表することになつてゐるから新舊
役員との挨拶は省略します
と宣すれば満場どよめき深澤、河野
兩氏が交々立つて
天下の公黨として役員は一日たり

とも缺くわけにはゆかぬ、代行委
員が新役員を決定出来ないでゐて
何の顔があつて天下の同志に見え
んとするのであるか、本日の議員
總會をそのまゝとし、直ちに新役
員人選に着手すべきである、然ら
ずんば代行自決せよ

との強硬な希望が出たが、そのまゝ、
島田代行の發聲で兩陛下の萬歳を三
唱、堀切會長の發聲で立憲政友會萬
歳を三唱して同六時半不透明の空氣
の裡に散會となり、一同打揃つて芝
紅葉館の代行委員招集に臨んだ。

政友革新同盟結成

▲有志代議士の會合【三六】堀切善
兵衛氏の名で招集された政友會の有
志代議士會は二十八日午後三時より
芝三線亭に開會、宮田、木下、板谷
助川、熊谷、田邊、福井、田尻、川
崎、八角、浮島、行吉、久山、倉元、
上田、四方、寺田、木村、青植、宮
崎、篠原、高見、小山田、吉植、原
田、佐藤、紅露、小高、原、小笠原
鶴、木暮の諸氏五十九名出席、座長
に熊谷直太氏を推し原、福井、宮崎
志賀、高見その他の諸氏から總裁問
題を纏る黨の現情に關し憂慮に堪へ
ざる旨の意見陳開があり種々協議を
重ねたが結局上田宮崎、志賀の三氏
から政友革新同盟を結成し黨首惱部
を鞭撻して總裁問題の解決に邁進す
べきであるとの動議が提出されこれ
に對し高見、板谷兩氏はこの趣旨に
は賛成であるが内容が判明せぬので
態度決定を留保する旨を述べたが多
數を以てこれを可決し實行委員長に
堀切善兵衛氏を推し革新同盟の實行
運動具體的方策は堀切委員長と熊谷
座長とに一任することに決し同八時
半散會した、而して同夜出席者の大

多數は昨年五月總裁問題發端以來中
島派と見られてゐる人々であるだけ
に今後の行動は頗る注目されてゐる

社會大眾黨

社大今後の方針聲明

【三六】社會大眾黨では二十六日午
後三時より本部に議會後初の常任中
央執行委員會を開き、東方會との合
同問題善後處置に關する件外四件に
關し三時間餘に亘つて討論の結果左
の如く決定して六時半過散會した
一、合同問題善後處置に關する件
四月十日より二十日の間に北海道
東北、關東、中部、信越北陸、近
畿、中國、九州、四國の各地方協
議會を開催し本部より三輪、河野
平野、淺沼の各常任委員出席一切
の経緯報告をすること
一、府縣會選舉對策の件 本部に選
舉對策委員會を設置して善處を期
すること
一、臨時全國大會の件 中止するこ
と

一、中央執行委員會の件 五月下旬
又は六月上旬開催すること
一、大陸視察の件 黨代議士全員並
に本部役員を網羅して四月東京發
現地に赴き皇軍の慰問をかね視察
をなすこと
尙今後の活動方針に關し左記聲明書
を發表した

△聲明書

我等は茲に第七十四戰時議會を終
了し更に新たな活動に入らんと
するものである、我等は曩に我黨
及東方會を中心とする革新的新黨
の結成を企圖したが不幸にして機
未だ熟せず遂にその成立を見るに
至らなかつた革新新黨の結成を通

じ國內改革運動を前進せしめ得なかつたことは甚だ遺憾とするところである、然し我等は今次の聖戰目的を貫通し新東亞の建設を達成せしむるの途は國內諸般の體制を革新し直に長期戰體系を確立するにあることを痛感するものである我等は新黨結成運動後の黨内陣容を結集強化して再整備すると共に時局益々重大の折柄新たなる意氣を以てあくまで國民大衆の支持と協力のもとに「國民の黨」の結集を遂げて與亞國內革新に努力を捧げんとするものである

☆國民同盟

國同議員總會

【三三】國民同盟は二十六日午後二時より本部に第七十四議會終了後の議員總會を開き先づ議會報告書起草委員に石坂繁氏を決定の後、時局に對處して臨時政務調査のため左の如く大項目を擧げて夫々主任者を決定した

- 一、外交 大竹 貫一
- 二、税制 中村 繼男
- 三、貿易 高岡 大輔
- 四、地方制度 藏原 敏雄
- 五、中小商工業對策 鈴木 正吉
- 六、土地制度改革 佐藤 啓
- 七、思想問題 伊禮 肇

△安達藩裁演説要旨

當今、支那に於ける戰局並に建設の狀勢と西歐に於ける國際的形勢とを睨み合せて稽ふるに我外交は今や斷乎、積極に轉換すべきである、授蔭

廢絶の外交と併行して友邦に對する關係は益々之を緊密にし強化すべきである日、伊文化協定成立し、更に近く獨逸との間に經濟協約の結ばれんとするは慶賀に堪へぬ、此等防共國家との間には、卒頭一步を進めて確乎たる政治的協定を遂げ東西に於ける相互の地位を重からしめ、以て世界の安定、正義の實現に寄與する所あらしめねばならぬ、近衛内閣に依りて計畧せられた國內革新の諸案は現内閣に依りて一旦清算せられ、しかし乍ら何人がいかに固執するも現状の絕對維持は出来るものではない、現に税制、地方制度並に貿易行政の改革は平沼内閣に於ても之を公約せざるを得ざるに至つてある、當局たる者、時代を徹見し民心を洞察し國家の進運を裨補すべき改革の工夫を凝すべきである、唯だ茲に行政の改革よりも先行すべき一大革新の宿題が残されてある、それは我國の政界の姿勢と形勢の改革である、我國今日の政黨分野並にその構成は實に十數年前の國內政争の遺物殘骸で與亞の大使命を遂行せんとするの現代の要求とは乖離し背反して各黨首腦たる者、茲に一大勇猛心を發起し現態を一擲して、國家の總力を發揮し得るが如き政治形勢を打ち立つることに邁進すべきである、庶政革新の第一歩である、自ら斯の事を爲さずして政府に區々たる行政改革を要求しても與亞大業の遂行への密與は到底大なることを得ない、特に有力政治家の考慮と反省とを促す

☆東方會

中野正剛氏辭任屆提出

【三三】中野正剛代議士は廿九日午後三時二十五分東京驛着上海より歸京直ちに衆議院議長會館に小山議長を訪問、議會中自己の行動が物議を醸したることについて議長の勞を謝したる後議員辭任届を提出した、なほ中野氏は同日午後四時東方會本部に於て左記聲明書を發表した

△中野氏聲明

除名問題が無事解決したことに就て、議長に御禮を申述べ更に改めて議員を辭して来た、自分は最初之を一笑に附して居たが、苟くも議長から正式の召喚を受けた以上一應歸京して諒解を求めると心算であつた、然るに不幸病に倒れたのは遺憾千萬であつたが、一行の同志青年、或は荷船に便乗して海南島に向ひ、或は三等列車に酔子詰めとなつて與地や北支に夫々旅行を續けたり、彼等は必ず新しく感激を戰勝より諸君の涙ぐまじき努力と犠牲とを見聞し傷病兵と手をとりにて語るに及び、覺えず頭が下つた、更に上海の靜養中日支幾多の人物と語り盡して一大憂悶に襲はれたる後、日支問題解決の芽生えが現地に渦巻く混亂の中に見出さるゝを感じた、自分は眞に日本に生きた政黨があるなら其の精銳を擧げて現地に押し渡り、或は將兵を鼓舞し、或は第三國と渡り合ひ、或は國民黨と四つに組む位の活動はせねばならぬと思つた、支那側には政治家の行動と元氣とが戦線にまで漲つて居るのに、日本側には之に對應する國民的行動がない自分は政治家として大責任を痛感した、東方會は元來東亞問題を中

心とし實踐的研究團體として發達して来たのであるが會長である自分が代議士であるかどうかも議會中心政黨の形勢に流れ易い傾があつた、先般の失敗は議員中心に企てられたる新政黨の最後の幻滅であつた、而して此の全責任は自分一人にある、自分は此際情勢に鑑みて斷然議員を辭し眞つ裸になりて國民大衆の中に投ぜんとする者である昨年獨伊より歸りて一年間東奔西走の結果日本全國に響動した國民運動の同志あることを確認した、自分は今回の旅行中にも到る所に青年の元氣が新日本の胎動を促進しつゝあるを目撃した、而して之のみが日本の至寶である、自分は奮力であるが一身を捧げて青年の友とならう、而して此の新與日本青年の意氣こそは日滿支は固より印度、ビルマに到る所に動き出したる青年の意氣に對應し眞に新秩序建設の基調たるべきものである、議院政治は固より否定する者でない、同志中に議員を有することとは國民運動の議會工作として必要である他日國民運動が徹底して議會の雰囲気を一變し得る見込が立つた曉には、新運動の基礎により一擧に議會進出を企てるであらう、自分は今日の場合、日本の全動向を決定すべき基本的國民運動に傾倒せんが爲、此の第一歩を踏み出すものである

三月二十九日

中野 正剛

東方會議會内團體解消

代議士會【三三】東方會は廿九日午後七時より代々木のの中野正剛氏邸に代議士會を開き所屬代議士出席中野



外務辭令

- △二十五日 特命全權公使 岡田 兼一
- 守屋 和郎
- 北田 正元

陸軍辭令

- △二十二日 陸軍中將 久村 種樹
- 佐竹保治郎
- 中川 泰輔
- 小泉 恭次
- 田村 元一
- 拍 五郎
- 陸軍少將 大塚 信昭
- 陸軍少將 館 義一
- 森本 義一
- 桑名 照武
- 河内權五郎
- 二宮 晋一
- 根上清太郎
- 湯淺 政雄
- 杉本 春吉
- 陸軍少將

財 政 經 濟

旬 間 大 觀

東亞新體制の創建を計る初の劃期的眞理議會もついに終つた。政府も政黨も亦論壇も總智を傾けて懸命な論議を交へたにも拘らず、喧嘩すぎで棒ちぎれの感のみ徒らに深く、倦しさと失意に沈み勝ちなる心をどうしやう。藤々と鳴り渡る晦冥の亞細亞の嵐。その中に立つて黎明の光を待つ民族の忍苦、願て他を言ふこと勿れ。たゞ忍ばう。たゞ直き心も、屈せず、に努めよ。古聖は謂うてゐる。一窮すれば通ずと。

議會終了と共に總動員法の全面的發動に依つてわが戦時體制に強大な整調工作が加へられることとなつた。一方肥料、梳毛糸の配給統制實施、糸配給統制の改正、産金獎勵規則改正、銅使用制限強化、北洋出漁者の届出制と數多の省令告示の施行によつて絹織物、燃料、金屬、食料品に公定價格設定を見た。綿糸清算取引は三月を以て廢止されたが、享保以來連綿として續けられて來た米相場も亦今秋頃抹殺の運命に置かれてゐる。

第一四半期の貿易戻は前年のそれに比し好兆を示すとはいへ、尙ほそこには多くの問題を胎んでゐる。

般

軍需品受注の配分統制

【二三】商工省ではかねて陸海軍兩省と密接なる聯絡を保持して地方中小工業の軍需轉換に關する指導並に助成を積極的に實行し昭和十三年度改訂物動計畫の強行に伴ふ戰時物資の統制による犠牲中小工業者の派生に拍車をかけられ爾來積極的にこれをが施策をなし、全國地方府縣をして犠牲業者の再組織化、軍需品の生産技術指導及び助成軍需品の受注斡旋等を行はしめて來たが、その間擴張、賀吳佐世保の三軍港所在地に開設された共同受注事務所は豫想外の好成績を収めたに鑑み、來る四月から商工省が本腰を入れて舞鶴、東京、

大阪、小倉、名古屋の五ヶ所に軍需品共同受注斡旋所を新設し既設の分を合して八ヶ所とし、これを中心に全國を八ブロックに分つて一ヶ年數億圓に及ぶ中小業者への軍需品受注配分を一層圓滑化することとなつたが商工省が右に要する經費として昭和十四年度豫算に計上した金額は七十五萬一千圓となつてゐる。

日商、商工組合制度審議會設置

【二三】日本商工會議所では今回新たに「商工組合制度審議會」を設置することに決定、二十二日東京、大阪、横濱、名古屋、京都、神戸、札幌、仙台、長野、前橋、甲府、大津、廣島、松山及び博多の十五會に委員を指名したが、右委員會は於ては商業、工業、同業及び貿易の現行各種組合制度を再檢討その不備

缺陥を排除是正する。共に中小商工業者と産業組合との相剋摩擦を緩和調整すべき具體的諸方策を考究するのみならず更に進んで今會議所於て遂に提出に終つた經濟會議所法案の精神に則りこの際商工業關係組合を事實上會議所の傘下に收め以て商工業關係中心團體たる會議所の實體を戰時下現狀に即應せしむべきその整備強化策をも併せ講ぜんとする積極的意圖を有して居り従つて同委員會の動向は注目される

全國生計費(三月)

【二三】(内閣統計局發表) 三月分生計費指數(昭和十二年七月基準)概況左の如し

勞働者

生計費指數	二六〇・〇	前月	二六〇・〇	前年	二六〇・〇
飲食料費	二五〇・〇	前月	二五〇・〇	前年	二五〇・〇
居住費	二〇五・〇	前月	二〇五・〇	前年	二〇五・〇
衣服費	二〇〇・〇	前月	二〇〇・〇	前年	二〇〇・〇
其他	一〇五・〇	前月	一〇五・〇	前年	一〇五・〇

給料生活者

生計費指數	二一〇・〇	前月	二一〇・〇	前年	二一〇・〇
飲食料費	二〇五・〇	前月	二〇五・〇	前年	二〇五・〇
居住費	一五〇・〇	前月	一五〇・〇	前年	一五〇・〇
衣服費	一〇〇・〇	前月	一〇〇・〇	前年	一〇〇・〇
其他	五〇・〇	前月	五〇・〇	前年	五〇・〇

配給統制

肥料配給統制規則公布

【二三】農林省では肥料公定價格の

嚴守と配合化成肥料の配給制當制の徹底を期するため、廿五日付官報を以て農林商工省令により肥料配給統制を公布した。即ち

- 一、市販の配合化成肥料の製造を四月十五日より中止せしめ爾後臨時配合肥料のみに製造を制限し同時に化成肥料に對しては原料の配給統制を行ふこと
- 一、本規則第十一條及び第十二條を發動し全肥料の嚴重なる價格取締りを斷行、既定品といへども不當價格と認めらるるものに對しては斷乎引下げの措置を講ずること
- 一、七月一日より全面的に肥料の割當制を實施し戰時下肥料政策の萬全を期すること
- 一、規定したものである、肥料配給統制規則の全文左の如し

【肥料配給統制規則】

第一條 賣渡(以下を以て肥料の製造を爲す目的を以て肥料製造業者と稱す)は地方長官の指定する臨時配合肥料(以下臨時配合肥料と稱す)以外の肥料の製造原料として硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、磷酸石灰を含む以下同じ)及加里鹽(硫酸加里及鹽化加里以下同じ)を使用することを得ず但し左に掲げる肥料を製造する場合に於て農林大臣及商工大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

- 一、窒素及磷酸を含有し其の合計量百分の二十五以上の化成肥料にして窒素十に對し磷酸十以下の比率なるもの
- 二、窒素、磷酸及加里を含有し其の合計量百分の二十五以上の化成肥料にして窒素十に對し加里五以下の比率なるもの

三、特殊磷鐵の利用を主たる目的として製造する化成肥料又は副産物として製造する化成肥料にして農林大臣及商工大臣の指定したるもの

- 四、石灰窒素を原料として製造する硫酸アンモニア
- 五、朝鮮、臺灣又は樺太に移出する配合肥料
- 六、試験研究用其他農林大臣及商工大臣の指定したる用途に供する肥料

第二條 肥料製造業者は第三條の規定に依り地方長官の許可を受けたる者の買入申込ありたる場合に非ざれば臨時配合肥料の製造原料として硫酸アンモニア、過燐酸石灰及加里鹽を使用することを不得但し地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第三條 肥料製造業者より其の製造に係る臨時配合肥料を賣渡の目的を以て買入んとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を當該臨時配合肥料の指定を爲したる地方長官に提出して其の許可を受けべし

- 一 臨時配合肥料の種類別數量、製造方法及受入の豫定時期
- 二 臨時配合肥料を製造するに要する硫酸アンモニア、過燐酸石灰及加里鹽の種類別數量
- 三 買入申込先製造業者
- 四 買入れたる臨時配合肥料の賣渡豫定時期

前項の場合に於て地方長官は前年に於て當該買入先より買入れたる配合肥料又は化成肥料の數量其他必要な事項を記載したる書面を提出せしむることを得

道府縣區域の購買組合聯合會及許可を受けんとする地方長官の指定する團體以外の者第一項の許可を受けんとするときは當該購買組合聯合會又は指定團體を經由して許可申請書を提出すべし

第四條 地方長官前條の許可を爲したるときは證明書を交付すること

第五條 肥料製造業者第二條但書の許可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を第三條第三項の購買組合聯合會又は指定團體を經由して當該臨時配合肥料の指定を爲したる地方長官に提出すべし

一 臨時配合肥料の種類別數量及製造方法並に製造及賣渡の豫定期
二 硫酸アンモニア、過磷酸石灰及加里鹽の種類別使用豫定數量
第三條第二項及前條の規定は前項の場合に之を準用す

第六條 第三條の許可を受けたる者臨時配合肥料を買入んとするときは第四條の證明書を買入先に交付すべし

第七條 硫酸アンモニア、過磷酸石灰及加里鹽の賣渡を爲す者は第四條(第五條第二項に於て準用する場合を含む)の證明書と引換ふるに非ざれば臨時配合肥料の原料用として硫酸アンモニア、過磷酸石灰及加里鹽を賣渡すことを得ず但し特別の事由に因り農林大臣及商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第八條 第三條の許可を受けたる者は毎月十日迄に臨時配合肥料の種類別に前月に於ける買入先別受入

數量、賣渡數量及月末在庫數量を當該臨時配合肥料の指定を爲したる地方長官に報告すべし

第九條 肥料製造業者は毎月十日迄に臨時配合肥料の種類別に前月に於ける製造數量、賣渡先別賣渡數量及月末在庫數量(第五條の許可を受けて製造したるものに付ては之を區別して記載すべし)を當該臨時配合肥料の指定を爲したる地方長官に報告すべし

第十條 第一條但書の許可を受けんとする者は許可を受け製造せんとする肥料の種類別に製造方法、月別製造豫定數量、原料の種類別使用豫定數量及賣渡先別賣渡豫定數量を記載したる許可申請書を農林大臣及商工大臣に提出すべし

第一條第五號の肥料を製造せんとする者は前項の申請書を朝鮮總督臺灣總督又は樺太廳長官の交付する證明書の寫を添附すべし

第一條但書の許可を受けたる者は毎月十日迄に許可を受け製造したる肥料の種類別に前月に於ける製造數量原料の種類別使用數量及賣渡先別賣渡數量を農林大臣及商工大臣に報告すべし

第十一條 農林大臣及商工大臣の指定する肥料の賣渡を爲す者は何等の名義を以てするを問はず其の指定の際農林大臣及商工大臣の指定する年月日に於ける販賣價格を、農林大臣及商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定したるときは其の販賣價格を超過する對價を以て當該肥料を賣渡す(指定前に爲したる契約に依る引渡を含む)ことを得ず但し取引所に於て賣買する場合及已むを得ざる事由に因り卸賣

に付ては農林大臣及商工大臣、小賣に付ては地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十二條 前條の肥料の賣渡を爲す者は其の賣渡に當り前條の規定に依る制限を越ゆる對價を以て當該肥料を賣渡したると同一の利益を擧ぐる目的を以て買戻約款を附し他の物品を併せ賣渡し其の他之に類する行為を爲すことを得ず

附 則

本令は公布の日より之を施行す但し第一條及第十條第一項第三項の規定は昭和十四年四月十五日より、第二條乃至第九條及第十條第二項の規定は同年七月一日より之を施行す

賣渡の目的を以て配合肥料又は化成肥料の製造を爲す者は製造場毎に同年四月十四日に於ける配合肥料及化成肥料の種類別在庫數量並に硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰及加里鹽の在庫數量を同年四月二十五日迄に製造場所在地の地方長官に報告すべし

肥料配給割當制に關し通牒

【字六】肥料配給割當制の實施に於ては廿五日肥料配給統制規則が農林、商工兩省令を以て公布されたが、右規則の實施に關し廿六日更に農林、商工兩大臣官名を以て左記の如き通牒が府縣知事宛に發せられた

肥料配給割當制實施に關しては差當り本年七月迄の時期に於ては各種肥料の中程配給機關を以て政府監督の下に道府縣別配給統制を圖ることとなつてあるが今般三月二十五日附農林商工省令第二號肥料配給統制規則が公布され肥料價格取締に關する規定は公布の日より之を施行すると共に取り敢へず四

月十五日より地方長官の指定する臨時配合肥料及同規則第一條各號に掲ぐるもの、外賣渡し目的を以て配合肥料及化成肥料の製造を爲すことを得ざるものとし本年八月以降の分よりは別紙肥料配給割當制度要項に依り割當制を實施することに決定した

【本年度實施上の注意事項】

一、臨時配合肥料は各年十一月二日附農林次官通牒に基き設定せるものに依ること

二、從來の市販配合肥料(化成肥料を含む)にして其の成分内容が臨時配合肥料と同一又は近似せるもの(臨時配合肥料の成分量に對し各成分に付其の差が臨時配合肥料の保證成分量の一割以内にして、以下なるもの)あるときは臨時配合肥料の名稱の表示の外に右の同一又は近似せる市販配合肥料の同一性又は近似性を表示すること

三、從來當該配合肥料の製造を爲したる者に限り之を認むることとし其の表示方法は地方長官の承認を受けしむること右表示方法に付ては同一のものに在りては容器的外部(裏面)に臨時配合肥料第何號なる表示文字よりも小文字を以て從來の名稱を表示する程度とし近似のものに在りては臨時配合肥料との異同を明確ならしめた上施用記載票箋とは別の票箋に從來の名稱を表示する程度とすること

三、肥料取締法に依る臨時配合肥料の製造認可に當りては從來化成肥料の製造実績を有する者に限り第二法として化成的製造方法を認むるも差支なきこと

四、肥料配給統制規則第十一條の運用に付ては追而當省の指示に依り措置すべきこと

五、道府縣内に搬入せられたる肥料の他道府縣への搬出其の他肥料の移動に關し必要あるときは適當なる方法に依り取締措置を講ずること

六、道府縣に於ける商人系統に依るものと産業組合系統に依るものととの配給數量は現在(最近一ケ年)の取扱実績を基準とし當該地方に於ける配給上の實情を考慮して最も圓滑適正に配給を期し得る様兩者の取扱區分を決定すること

七、從來當該道府縣に配給せる実績ある者は他の道府縣の者とも當該道府縣の商業組合其他地方長官の指定する統制團體に加入せしめ其の取扱數量を公平に決定すること

八、商人系統の指定團體に付ては此の際各地方の實情に應じ速に道府縣を區域とする卸商業組合の整備を圖る等統制的實力ある團體の結成を促進し本規則に依る統制實施に遺憾なからしむること

九、本年八月乃至十二月の期間に於ける道府縣の所要見込數量(當期消費見込數量の外次期に於ける消費の爲當期に配給を要する數量あるときは之を區分すること)に付ては肥料配給割當制度要項に依り取經の上本年五月十日迄に左の様式(略)に依り當省に提出すること

鋼材販賣會社設立で指定商廢止
【字三】昨秋より實施した鐵鋼配給統制の結果、民需用の鋼材配給は共販組合から指定商(八社)、指定問屋

(廿四社)、特約店(全國約四千)を経て實需家に配給されるものが五十四%、指定問屋から特約店を経由せず直接實需家へ配給されるものが四十六%で、一方官廳、軍需、輸出用及び特定大口需要は共販組合から直配されるため特約店側の小賣業者の營業は著しく困難となつて居り、商工省の斡旋によつて近く創立總會を開催の日本鋼材販賣會社(資本金三千萬圓)の出現によつて特約店の鐵鋼配給分野が如何なるかは頗る注視されてゐるが、右に關し今井商工政務次官は廿三日衆議院本會議に於て左の如く方針を明かにした

一、鋼材販賣株式會社の設立により指定商は廢止し民需用鋼材は鋼材販賣會社から指定問屋を経由し、而して必ず特約店を通じ實需家に販賣し特約店の營業分野を百%確保する、官廳、軍需、輸出用及び特定大口需要は販賣會社から直接に配給する

二、鐵鋼の切符發行の方法は從來通りとす

一、從て現配給系統たる日滿鐵鋼一指定商一指定問屋の三段階は日滿鐵鋼一指定問屋の二段階となるが取扱量配給先等を考慮して從來の指定商は大體指定販賣店と稱し中小問屋と區別する、但し實質的には問屋と何等違ふところが無い一、指定商の間屋グループへの編入に伴ふ新問屋(五)と舊問屋(十七)の販賣比率は日滿鐵鋼が適宜之を決定する

【三二】商工省では輸出用品等臨時置法に基き銅使用制限規則を制定現在では二百五十七品目に亘り銅の使用を禁止して居るが、今回更に銅の使用制限を強化することに決定、右規則第四條に基き電球口金外八品目に對し銅を以て製造することを禁止するものとす、三十一日付官報を以て左の如く告示、來る五月一日より施行することとなつた、而して今回の銅使用制限品目の追加は告示後の施行期日迄に相當の期間を設けておるので施行期日以後に於ては仕掛品の仕上げも認めざることとし、又電球に就いては古口金を使用する場合に來る十月末日迄銅の使用を許可する方針である、尙當局の推定に依れば電球の口金に銅の使用を禁止するだけでも年二千噸の節約が可能とさ

【三三】戰時鐵鋼配給の合理化のため曩に日本鋼材販賣會社の設立計畫を進めるに當り從來の指定商を全面的に排除する方針に決定したが、之と相呼應して日滿鐵鋼の一手販賣を目的とし昨年設立された日滿鐵鋼販賣會社でもかねてより指定商を全部排除することに廿一日正式決定、商工省と打合せの上近く實施することとなつた

一、現在の指定商を廢止し指定商たる三井、三菱、大倉、日商、岸本の五社は今後日滿鐵鋼の指定問屋たる地位に引下げること

【三三】商工省では輸出用品等臨時置法に基き銅使用制限規則を制定現在では二百五十七品目に亘り銅の使用を禁止して居るが、今回更に銅の使用制限を強化することに決定、右規則第四條に基き電球口金外八品目に對し銅を以て製造することを禁止するものとす、三十一日付官報を以て左の如く告示、來る五月一日より施行することとなつた、而して今回の銅使用制限品目の追加は告示後の施行期日迄に相當の期間を設けておるので施行期日以後に於ては仕掛品の仕上げも認めざることとし、又電球に就いては古口金を使用する場合に來る十月末日迄銅の使用を許可する方針である、尙當局の推定に依れば電球の口金に銅の使用を禁止するだけでも年二千噸の節約が可能とさ

【商工省告示】
銅使用制限規則第四條の規定に依り左の通物品を指定し昭和十四年五月一日より之を施行す
シャンパンクーラー、手水鉢、デイツシユカパー、電球(導入線を除く)天水桶、ナツトラツター、噴水金物、マーク類刷込板、燒串
【三二】商工省では纖維糸の配給統制實施のため一月廿三日輸出入品等臨時措置法に基き糸配給統制規則を公布二月一日より施行し同規則に基き綿糸、スフ、スフ糸、人絹糸を指定し之が配給統制を實施して來たが來月一日より梳毛糸の配給統制を實施することとなつたので之を機會に同規則を改正することとなり廿九日付官報を以て改正省令を左の如く公布四月一日より施行することに決定した、而して之が改正理由は一、從來の規則によると付則第三項(常時保有量を越へたストックの持主に對し割當票を交付せざる規定(第四項(既契約による糸の引渡にも配給統制規則を適用する規定)は、何れも本則施行(十四年二月一日)當時を基準にしてゐるが梳毛糸の配給統制は同規則に基き四月一日から行ふこととなつてゐるので、從前の規則の付則第三項第四項を適用することは實情に副ぐはなないので、今回付則第三項第四項を本文にくり入れ整理したものである

【絲配給統制規則中改正】
第二條第一項に左の但書を加ふ
但し地方長官又は統制團體は前條第一項の規定に依る絲の指定ありたる際常時保有するを必要と認め

らるる數量を越え第三條の絲を保有する工業者に對しては割當票を交付せず前はその者の割當數量に満たざる數量に相當する割當票を交付することを待
第四條の二 工業者に對し第三條の絲を販賣する者は第一條第一項の規定に依る絲の指定前に爲したる販賣契約に基き工業者に對し指定ありたる第三條の絲を引渡すことを得ず
附則第三項及第四項を削る
附則
本令は昭和十四年四月一日より之を施行す
從前の規定に違反したる行爲に付ては仍從前の例に依る

【三三】人絹リンク協定糸の配給圓滑を期する爲め現行リンク制機構を改正する要ありとして人絹聯合會を設け置して慎重研究を重ねた結果此程成案を得、各關係團體並に商工省の諒解を得たので廿七日臨時總會を開催右原案を可決、四月度より實施することとなつた、改正の要點は
一、人絹聯から協定價格を以て一定量(月四萬圓)の協定糸を人工聯へ提供せず右一定量の外に配給調整用として月一萬圓の原糸(種類、等級を限定)を提供し合計五萬圓の中人工聯で希望品種の四萬圓を撰擇然る後殘部一萬圓を元賣商に内地用として引渡し右一萬圓の調整用原糸で内部操作を行ひ協定糸配給の圓滑を期するものである、之と同時に人工聯組合員は糸の配給を受けたる後一定期間内(二、

【三三】人絹リンク協定糸の配給圓滑を期する爲め現行リンク制機構を改正する要ありとして人絹聯合會を設け置して慎重研究を重ねた結果此程成案を得、各關係團體並に商工省の諒解を得たので廿七日臨時總會を開催右原案を可決、四月度より實施することとなつた、改正の要點は
一、人絹聯から協定價格を以て一定量(月四萬圓)の協定糸を人工聯へ提供せず右一定量の外に配給調整用として月一萬圓の原糸(種類、等級を限定)を提供し合計五萬圓の中人工聯で希望品種の四萬圓を撰擇然る後殘部一萬圓を元賣商に内地用として引渡し右一萬圓の調整用原糸で内部操作を行ひ協定糸配給の圓滑を期するものである、之と同時に人工聯組合員は糸の配給を受けたる後一定期間内(二、

三ヶ月見當)に製織し輸聯、商聯に出荷する義務期間(場合に依つては罰則を規定する)を設置し思惑的保有を取締ることとなつた、改正要綱左の如し
一、人絹聯は各加盟會社をして協定糸月四萬圓を協定價格に依り人工聯に提供せしめ、人工聯は必ずこれを引取り又は所屬組合員をして引取りしむること、別に人工聯は毎月一萬圓を調整用として人工聯に提供すること
二、人絹聯の提供する人絹糸の種類等級は左の通りとす
イ、種類は昭和十三年九月一日より昭和十四年二月末日までの出荷実績に依り人工聯の指圖したるものたること
ロ、各種類の等級は一、二等品に限るものとす
但し人工聯より特に指圖したるものはこの限りにあらず
三、人工聯は輸出織物を製織する目的を以て毎月協定糸四萬圓を組合員に割當てる(期近物に充當する爲め一部保留す)
四、人工聯は受渡月の前月二十日までに各糸會社に對し種類デニールなど級別數量、配給希望月日及配給先を規定したる指圖書を送附し各糸會社は當該月に必ず出荷すること
五、人工聯は人絹聯より提供せられたる五萬圓の中四萬圓を純輸出織物用として組合員に引取らしめ殘り一萬圓は元賣商を通じ内地物用に提供すること
六、人工聯組合員は糸の配給を受けたる後一定期間にその織物を輸聯又は商聯の組合員に出荷す

本場大島紬				龍郷二五級				同昭和龜甲級				(ロ)結城紬				本場結城紬				平綿中新製品				▲天鵝絨類				品種及生産			
品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者	品名	買値	賣値	生産者
西陣鼻緒地	六・六六	六・七六	西陣	天鵝絨	三・三三	三・三三	天鵝絨	同(鼻緒)	三・三三	三・三三	天鵝絨	同(鼻緒)	三・三三	三・三三	天鵝絨	同(鼻緒)	三・三三	三・三三	天鵝絨	同(鼻緒)	三・三三	三・三三	天鵝絨	同(鼻緒)	三・三三	三・三三	天鵝絨	同(鼻緒)	三・三三	三・三三	

▲加工品

交織襟染小柄	八・〇〇	九・〇〇	一・一五
交織太田級	一・九〇	二・一五	一・九〇
交織ジャガー	一四・〇〇	一五・八〇	一五・八〇
交織上布シ	一三・〇〇	一四・九〇	一四・九〇
交織リボン	一三・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇
交織襟上布	二・〇〇	二・一五	二・一五
交織襪上布	二・〇〇	二・一五	二・一五
交織上布縫取	一四・〇〇	一五・九〇	一五・九〇
交織上布市取	一四・〇〇	一五・九〇	一五・九〇
交織上布野取	一四・〇〇	一五・九〇	一五・九〇

▲化学工業品物價委員會答申

綿	二五・〇〇	二六・〇〇	二五・〇〇
絹	一五・〇〇	一六・〇〇	一五・〇〇
毛織物	三〇・〇〇	三一・〇〇	三〇・〇〇
皮革	四〇・〇〇	四二・〇〇	四〇・〇〇
紙	一〇・〇〇	一〇・五〇	一〇・〇〇
木材	五〇・〇〇	五二・〇〇	五〇・〇〇

▲スフ織物の公定價格

【東京府】東京府スフ織物公定價格委員會の上申に基き東京府では廿九日村山大島織物、青梅正絹織物同交織物及び同物、フ織物の販賣公定價格を發表した。該價格はより生産、卸賣、小賣各業者の利益分野が明瞭になつた譯で業者の暴利行爲などは完全に防止出来ることとなつてゐる、そのうち主なものを左の如し(單位圓)

村山大島大中	二五・〇〇	二六・一五	二五・〇〇
横並品(一疋)	一八・七五	一八・七五	一八・七五
同最上等品	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇
同	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇
青梅正絹着尺	一三・九五	一三・九五	一三・九五
同(一反)	一三・七五	一三・七五	一三・七五
同交織物	一三・五五	一三・五五	一三・五五
同(一反)	一三・五五	一三・五五	一三・五五
同スフ織物	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇
同(一反)	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇
同スフ織物	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇
同(一反)	一三・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇

▲燃料・纖維・金屬・食料品公定價格

【三石】卅日第廿回中央物價委員會總會開催
一、四月以降の木炭及煉炭の最高販賣價格
一、人絹製品(第二次追加分)最高販賣價格
一、絹織物(第三次追加分)最高販賣價格
一、錫鐵板の最高價格
一、増稅品目たる砂糖、清酒、麥酒、清涼飲料水の最高販賣價格
を夫々決定商工大臣に答申した、右によれば木炭及煉炭は現在値段を五月十五日迄据置き、人絹製品は現在の市價(自制値段)より五分下げ、絹織物は物品指定の去る一月十日より五五分高、錫鐵板は現在の市價より割高であるが相場に比しては引下げとなつてゐる(例へば平板三十一番の小賣價格の建値は一圓四十三銭、間相場は二圓三十銭、公定價格は一圓五十銭)、又砂糖は現在値段に据置き増稅分は製造業者に負擔させることとし、清酒は高級品は増稅分を製造業者に低級品は消費者に負擔させたが、低級品は錢以下切捨ることとなつてゐるの一、二合

壤、一合壤は増税分の負擔は製造業者にかゝり消費分にはかゝらない、麥酒は大塚増税分一錢七厘の内二厘は製造業者に負擔せしめ結局一錢五厘の値上げを認め、ラムネは製造業者の販賣値段には増税分だけの値上を認め、卸及小賣價格に付ては増税分の値上を認めず結局増税分は配給業者に負擔させることとし、プレイング及タング話ソーダは増税分を消費者に負擔させ値上を認めたとのである

燃料物價委員會答申

一、木炭の最高販賣價格に就いては昨年八月本委員會に於て本年三月底日迄の價格に付答申したる處なるが四月以降の價格は各般の事情を慎重に考慮の上決定するの要あるを以て暫定的措置として五月十五日迄現行の儘据置くを適當と認めむ
二、煉炭の最高販賣價格に就いては昨年九月本委員會に於て本年三月底日迄の價格に付答申したる處なるが四月以降の價格は木炭同様五月十五日迄現行の儘据置くを適當と認めむ

織維品物價委員會答申

【人絹製品】
人絹製品の價格騰貴抑制方に關しては鑿に答申したる處なるが殘餘品目に就ても左記の通り最高販賣價格（織物消費稅込價格）を設定するものとする

▲廣幅物別表（甲）の規格の人絹織物（單位錢）

品種及柄	精練生地	無地染各色	横スフ無地毛葛四、八〇〇本級	六〇・一	六五	三五		
銷柄	卸賣 小賣	卸賣 小賣	横スフドビー毛葛四、二〇〇本級	六〇・八	七〇・八	七五		
	一碼 一碼	一碼 一碼	人絹ブロード	五〇・三	六	六〇		
	裏朱子紋パレス単糸四、八〇〇本級	無地裏朱子七、五〇〇本級	縫取付糸染格子サツカ	五〇・三	七三	六八		
	二〇〇本級	二〇〇本級	糸染ヨロケジヨゼット	四七・七	七四			
	同双糸四、八〇〇本級	ビス綿ボイル	糸染ヨロケジヨゼット	五〇・八	七七			
	マルチジョゼット	無地朱子チリメン六、〇〇〇本級	フレキ織（コーキツ織）並	六〇・九	九三	七四		
	東郷紗（マルチ）	絞パレス三、六〇〇本級	フレキ織（コーキツ織）上	六八・九	九三	七四		
	ビルヂング織（マルチ）	裏朱子紋チリメン	糸染綿空ライト色二分ノ一	八八・八	二七	七七		
	絞チリメン（松印級）	糸染人恋壁白地綿	糸染空ライト格子色二分ノ一	八六・八	二七	七七		
	裏朱子紋チリメン六、〇〇〇本級	糸染人恋壁白地綿	糸染ドビーコード色二分ノ一	六〇・九	六五	六六		
	二人絹朱子六、〇〇〇本級	糸染人恋壁白地綿	糸染ドビーコード色二分ノ一	六〇・八	七一	六七		
	裏朱子紋パレス六、〇〇〇本級	糸染人恋壁白地綿	糸染ノジエツト白地綿色二分ノ一	六〇・八	七一	六七		
	裏朱子紋パレス別珍加工六、〇〇〇本級	糸染人恋壁白地一色格子	同 色地綿	六〇・八	七一	六七		
	裏朱子紋チリメン別珍加工六、〇〇〇本級	糸染人恋壁白地一色格子	糸染フジエツト一色格子色地	六〇・八	七一	六七		
	二人絹綾織三、六〇〇本級	三釜紋朱子	ダイヤ高級鹽瀨經緯ダイヤ一〇	五〇・五	五七	六〇		
	風通紋織	糸染朱子入ドビー綿色地	經緯ダイヤ一〇	五〇・五	五七	六〇		
	二人絹朱子一、〇〇〇本級	糸染ドビー揚柳格子	色地ハンケチ地並	六〇・九	六四			
	無地朱子七、〇〇〇本級	糸染三重チキリ縫取付サツカ格子	半分色ハンケチ地並	六〇・九	六四			
	同 七、五〇〇本級	色地	半分色ハンケチ地上	六〇・九	六四			
	横スフ紋毛葛四釜四、八〇〇本級	糸染縫取付格子シャツカ一色二分	色地ハンケチ地上	六〇・九	六四			
	二人紋毛葛四釜四、八〇〇本級	糸染人絹鹽瀨綿色二分ノ一	半分色ハンケチ地上	六〇・九	六四			
	二人無地毛葛四、八〇〇本級	同 色地	スフ緯ブロード地スフ80×2	六〇・九	六四			
	二人無地毛葛四、八〇〇本級	同 色地	スフ緯ブロード地スフ80×2	六〇・九	六四			
	二人無地毛葛四、八〇〇本級	糸染綿ブロード色二分ノ一	糸染ドビー綿	六〇・九	六四			

李糸人絹鹽瀨	五五・三	同色地縞	五八・七〇	糸染朱子縞ジヨゼット	三三・一四三	三六	四九	同	上(經マルチ一五〇)	人絹袴地(同、關澤)	三・五五
ドビー五丁格子	五七・七	マテザ鹽瀨一色色地格子	五七・八	ベルベット入裏切紋ジヨゼット	七九・九七	一〇三・八	一〇三・八	(同)	二人金巾並	八六・九	一三三
マテザシホン(シヤクコース)	五七・七	ペンベルグ鹽瀨白地縞	(三〇)	ドビー縮緬西入	八・一二九	六三	五九・九	六	二人金巾上	六三	六
マテザ鹽瀨(經緯一五〇)	四八・八	色地縞	四〇・六〇	ペンベルグ縮緬西入	六三・三	六〇	六〇	一	別表甲規格表の「精練仕上・長」とす	三・七二	四・四
糸染白地縞鹽瀨(經緯一五〇)	四三・五	色地格子	五〇・〇・六	ペンベルグ縮緬ジヨゼット	四八・七	六三	六三	二、無地染は本染を含むものとす	並壁名古屋帯地(桐生格)	(地元問)	一・〇一
糸染色地縞鹽瀨(經緯一五〇)	五三・六	ペンブロード白地縞	五〇・〇	上等紋片縮緬	五〇・四	六五	五七・七	三、本表販賣價格の左側括弧中の金額は染色一色を増す毎の格上金額とす	鬼壁同(同)	一・三〇	一・三〇
糸染マテザ鹽瀨一色格子(經緯一五〇)	五七・〇	色地縞	六・五	ドビー縞ジヨゼット	五〇・五	六五	五七・九	とす	並壁同(同)	一・三〇	一・三〇
ペンベルグジヨゼット(經緯七五)	(三〇)	色色地格子	六・五	ペンベルグジヨゼット	四七・七	六三	五七・九	▲小幅物 別表(乙)の規格の人絹織物(單位圓)	ダブル壁同(同)	一・三〇	一・三〇
ペンベルグ揚柳ジヨゼット(經緯四〇)	四三・八	フジエット白地縞縞スフ三〇	五二・一	ペンベルグ輕日縮緬(經緯四〇)	四三・三	五九	四七・八	▲絹織物】	鬼壁同(同)	一・三〇	一・三〇
ダイヤシルク	四六・三	色地縞	四三・五	同(同)	四四・九	五九	四九・四	絹織物の價格抑制に付ては裏に答申致したる處なるが左記のものに付てもその最終販賣最高價格を決定するに適當と認む(單位圓)	大帽羽二重十匁付	八・五	一・三三
絹交織銀波(縞)	四七・三	一色色地格子	四九・四	ドビースカシ織	四四・八	五九	四九・四	▲廣幅羽二重	同 十二匁付	八・五	一・三三
絹交織朱子縮緬(同)	五八・〇	糸染師格子壁御召(伊勢崎級)	(三)	裏切紋オリエント	四四・八	五九	四九・四	品種及銘柄	同 十四匁付	八・五	一・三三
スフ交織ペンベルグ朱子	一〇九・九	ビス綾織	三六・六	糸染高配格子	六三・三	八三	六五・九	▲洋服裏地及傘地類	同	八・五	一・三三
横段絹交織サツカー	五三・八	無地朱子三六〇〇本級	三三・二	マルチ波鱗縮緬	五九・〇	七四	五九・九	品種及銘柄	同	八・五	一・三三
特優絹交織朱子縮緬(突格)	四七・四	四人一本級	二七・七	糸染ペンベルグサチン	五九・〇	七四	五九・九	▲洋服裏地類	同	八・五	一・三三
壁錦紗(絹芯)白地縞	四四・三	二人銀波	四三・〇	二人足袋朱子並(經ビス一二〇)	七五・五	六六	六六	品種及銘柄	同	八・五	一・三三
同(同)色地縞	四八・六	紋縞ポイル云々	四七・四	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	交織縞袖裏地上級品	同	八・五	一・三三
同(同)一色色地格子	五五・五	人絹平地タクロース	三三・二	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	並級品	同	八・五	一・三三
マテザ鹽瀨白地縞	五二・一	ペンベルグ揚柳ジヨゼット(經緯七三)	三三・二	セロヤン入ペンベルグ縮緬ジヨゼット	七三・〇	九	九	ハ、傘地類	同	八・五	一・三三
	六三	セロヤン入ペンベルグ縮緬ジヨゼット	三三・二	スフ交織足袋朱子並(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	品種及銘柄	同	八・五	一・三三
		セロヤン入ペンベルグ格子入ジヨゼット	三三・二	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	人絹交織雨兼用總解織	同	八・五	一・三三
		同並	三三・二	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	格子柄裏	同	八・五	一・三三
		ペンベルグ薄絹パール	三三・二	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	朱子地格子柄	同	八・五	一・三三
			三三・二	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	立縞地	同	八・五	一・三三
			三三・二	同上(經マルチ一二〇)	五三・五	六六	六六	無地上級品	同	八・五	一・三三

同 並級品
以上イ、ロ、ハに付て卸賣に於て切賣をなす場合には五分高とす
▲朝鮮向織物類(桐生)

品種及銘柄

本絹法織
同 墓本織
交織法織
同 墓本織
同 三色織
同 累織

移出港最終卸賣業者販賣價格には引渡港迄の運賃諸掛及び引渡港に於ける仲買口銭を含むものとす

品種及銘柄

キヌエヲ絹二五%
スフ七五%
日絹十番絹も、スフ
日絹P、K、二千番

日絹サーチ五百番
日絹サーチ百番富
土紡S、F、
一千番絹もスフ

富士紡三五番
細小倉
柞紡富士絹五號

日紡S、F、五十番
同S、W、二百二十番
同S、W、六百六十番
同S、W、五百五十番

鐘紡五二〇〇番
同 八〇八〇番
同 八〇五〇番

▲本絹廣幅縮緬類
品種及銘柄

御賣 小賣
(練百匁) (碼)

鐘紡六〇九〇番級パレストレープ十匁付
同 三八〇〇同朱子縮緬十二匁付
同 三三六同紋朱子縮緬十六匁付

同 二二七同紋縮緬十四匁付
同 二〇六同霞縮緬十六匁付
同 二〇〇九同揚柳縮緬十匁付

同 四〇九〇同揚柳ジョゼット十匁付
鐘紡二〇八〇番級ランヂェリークレ
ープ十二匁付
同 六七五同チェネー

同 四〇〇一同クレープニロン

▲廣幅織物類(石川縣)
品種及銘柄

本パレストレープ八匁付
佛縮緬八匁付
揚柳縮緬四、五匁付

朱子縮緬一二匁付
無地ニロン四、五匁付

鞆縮緬一二匁付
シエホン四、五匁付
紋朱子縮緬一三匁付

本紋パレス一、五匁付

紋羽二重一三匁付
佛塵一七匁付
銀波縮緬一四匁付

紋朱子縮緬二四匁付

御賣 小賣
(練百匁) (碼)

交織平地
交織平地ジョゼット
上級オーガンジー
並級 同
紋入ドビーサツカ
無地サツカ
サツカ格子
交織縮緬
交織絨縮緬二重
オパールジョゼット
交織勾配格子
交織ドビーオーガンヂ
リパーテクレ
絹紡サツカ

▲八端座布圍地、夜具地及コート地
(山梨)

品種及銘柄

正絹八端座布圍地(市松柄)
正絹八端座布圍地
同 紋織
練コート地
レインコート地
八端夜具地織
同 解織
同 紋織

交織八端座布圍地(市松柄)
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地紋織
交織八端夜具地織
交織八端夜具地織
同 紋織
同 紋織

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地
交織八端座布圍地

品種及銘柄

人絹交織壁織子並級品
同 上級品
人絹交織八重波横シボ

▲平板
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格
製造業者販賣價格

二六番五×七 二・二二 二・四六
 二六番五×八 二・四三 二・八五
 二五番五×六 二・四五 二・六九
 二五番五×七 二・四二 二・八二
 二五番五×八 二・六六 二・九五
 二四番五×六 二・四〇 二・八〇
 二四番五×七 二・三八 二・九三
 二四番五×八 二・八八 二・九六
 二四番五×六 二・八八 二・九六
 二四番五×七 二・八八 二・九六
 二四番五×八 二・八八 二・九六
 二二番五×六 二・八八 二・九六
 二二番五×七 二・八八 二・九六
 二二番五×八 二・八八 二・九六
 二〇番五×六 二・八八 二・九六
 二〇番五×七 二・八八 二・九六
 二〇番五×八 二・八八 二・九六

【砂糖】(單位圓)
 ▲甲(東京市場に於ける價格とす)
 御賣 小賣
 分蜜中双(黃双) 單位 價格 單位 價格
 百斤 二・〇〇 一斤 二・三
 分蜜三温糖(車糖) 單位 價格 單位 價格
 百斤 二・七〇 一斤 三・〇
 精製糖(三盆白) 單位 價格 單位 價格
 百斤 二・八〇 一斤 三・一
 耕地白糖(甘蔗糖及び甜菜糖を含む) 單位 價格 單位 價格
 一函(六貫) 一・三〇 一斤 三・七
 角砂糖 單位 價格 單位 價格
 一函(五封度) 五・八五 一封度 三・五
 一函 六・五五 一封度 三・七
 臺灣赤糖(玉糖) 單位 價格 單位 價格
 百斤 一四・七〇 一斤 一・六
 分蜜二番糖(赤双) 單位 價格 單位 價格
 百斤 三・〇〇 一斤 三・五
 人造玉 單位 價格 單位 價格
 百斤 一四・〇〇 一斤 一・六
 再製三温 單位 價格 單位 價格
 百斤 三・二〇 一斤 三・三
 布袋二袋 二〇・〇〇 一斤 二・五
 文化黒 單位 價格 單位 價格
 百斤 三・〇〇 一斤 三・五
 沖繩黒糖(大阪) ▲乙
 百斤 一四・七五 一斤 一・七
 同黒糖 單位 價格 單位 價格
 白下糖(東京) 單位 價格 單位 價格
 百斤 一五・〇〇 一斤 一・六

【清酒】清酒に付ては増税額分に相當する値上は認むるも左記に該當するもの、販賣は昭和十四年三月四日に於ける販賣價格を以て販賣せしむるを適當と認む、但し増税額の加算を認むるものに在りても加算の結果生ずる錢位未滿の端数は切捨つるものとす
 (イ)ニリツトル又は一升入壞詰にして小賣價格二圓五十錢以上のもの(壞詰にして之以外の容量のものは一升に付二圓五十錢の割合を以て之に準ず)
 (ロ)七十五リツトル入樽詰にして小賣價格百圓以上のもの(樽詰にして之以外の容量のものは七十五リツトルに付百圓の割合を以て之に準ず)

【麥酒】麥酒に付ては昭和十四年三月四日における販賣價格に左記金額を加算したる價格を以て販賣し得るものとす
 (イ)製造業者又は特約店の販賣に在りては大樽四打に付七十二錢右以外の容量のものは大樽一本一錢五厘の割合を以て之に準ず
 (ロ)小賣業者の販賣に在りては一本に付大樽一錢五厘、小樽一錢、樽麥酒二錢五厘、特大樽四錢五厘

【清涼飲料】清涼飲料に付ては清涼飲料の各品種に應じ左記の通り措置するを適當と認む
 (1)ラムネ(イ)製造業者の販賣においては昭和十四年三月四日における販賣價格に一石に付一圓五十錢を加算したる價格を以て販賣することを得(ロ)製造業者以外者の販賣に於ては從來通り昭和十四年三月四日に於ける販賣價格に依るものとす
 (2)サイダー 凡ての販賣に於て昭和十四年三月四日に於ける販賣價格に一本(二合壞)に付一錢を加算したる價格を以て販賣することを得
 (3)プレントソーダ、味付ソーダ 凡ての販賣において昭和十四年三月四日における販賣價格に一打に付六錢を加算したる價格を以て販賣することを得
 (4)タンク詰ソーダ 凡ての販賣において昭和十四年三月四日における販賣價格に一本(二斗入)炭酸瓦斯一匙使用)に付一圓五十錢を加算したる價格を以て販賣することを得

【食料品の生産者販賣價格全國一率】
 【三三】商工省では卅日の中央物價委員會の答申に基き増税品目たる砂糖、清酒、麥酒、ラムネ、サイダー、プレントソーダ、タンク詰ソーダに就ては製造業者の最高販賣價格のみを全國的に均一に適用するため一兩日中に物品販賣價格取締規則に基き商工大臣告示を行ふことになつた、御及び小賣物價格は運賃格差があるに於て告示せず、地方廳の地方物價委員會に一任し地方の公定價格を適用せしめることとなつた
 【三三】商工省ではスフ糸公定價格

【棉花、綿糸最高標準價格】
 【三三】商工省發表)廿七日附育報告示、同日以降適用の棉花、綿糸及國用綿糸の最高標準價格左の通り(單位圓、アラビヤ文字は番手を示す)
 一、棉花(三月一七月渡) 五四・〇〇
 二、綿糸(三月一七月渡)
 (イ)單糸一八未滿 七三・五 10大・五
 16 一七・五 16 一七・五 20 三〇・五
 30 三三・五 40 三三・五
 (ロ)双撚絲 20 三三・五 32 二八・五 42 三三・五 44 三〇・五 60 四六・五 81 五八・五
 三、國用綿糸(三月一七月渡)
 (イ)單糸一〇 一三・四・五 16 一七・七 20 二二・八 30 二七・五 40 三三・五

【食料品物價委員會答申】
 砂糖、清酒、麥酒及清涼飲料に付ては今般増税せらるることとなりたる處之等物品の増税額分に相當する價格の引上は之を認むるとするも之を機會とする増税額分以上の値上りに付ては嚴重に之を抑制するは勿論更に之等物品の生産費、配給費等を考

察し價格の抑制を圖ること亦必要なるを以て左記對策を講ずるを緊切なりと認む
 ▲甲(東京市場に於ける價格とす)
 御賣 小賣
 分蜜中双(黃双) 單位 價格 單位 價格
 百斤 二・〇〇 一斤 二・三
 分蜜三温糖(車糖) 單位 價格 單位 價格
 百斤 二・七〇 一斤 三・〇
 精製糖(三盆白) 單位 價格 單位 價格
 百斤 二・八〇 一斤 三・一
 耕地白糖(甘蔗糖及び甜菜糖を含む) 單位 價格 單位 價格
 一函(六貫) 一・三〇 一斤 三・七
 角砂糖 單位 價格 單位 價格
 一函(五封度) 五・八五 一封度 三・五
 一函 六・五五 一封度 三・七
 臺灣赤糖(玉糖) 單位 價格 單位 價格
 百斤 一四・七〇 一斤 一・六
 分蜜二番糖(赤双) 單位 價格 單位 價格
 百斤 三・〇〇 一斤 三・五
 人造玉 單位 價格 單位 價格
 百斤 一四・〇〇 一斤 一・六
 再製三温 單位 價格 單位 價格
 百斤 三・二〇 一斤 三・三
 布袋二袋 二〇・〇〇 一斤 二・五
 文化黒 單位 價格 單位 價格
 百斤 三・〇〇 一斤 三・五
 沖繩黒糖(大阪) ▲乙
 百斤 一四・七五 一斤 一・七
 同黒糖 單位 價格 單位 價格
 白下糖(東京) 單位 價格 單位 價格
 百斤 一五・〇〇 一斤 一・六

屋及び下關等における倉荷證券又は傳票取引の價格とす△生産者又は代理店、特約店及び卸賣業者間の取引における金利、運賃は買受人の負擔とす△特約店卸賣業者間等には物價調整業者協力制度等により取引系統の紊亂を來さざる様適當の措置を講ぜしむべきものとす
 【清酒】清酒に付ては増税額分に相當する値上は認むるも左記に該當するもの、販賣は昭和十四年三月四日に於ける販賣價格を以て販賣せしむるを適當と認む、但し増税額の加算を認むるものに在りても加算の結果生ずる錢位未滿の端数は切捨つるものとす
 (イ)ニリツトル又は一升入壞詰にして小賣價格二圓五十錢以上のもの(壞詰にして之以外の容量のものは一升に付二圓五十錢の割合を以て之に準ず)
 (ロ)七十五リツトル入樽詰にして小賣價格百圓以上のもの(樽詰にして之以外の容量のものは七十五リツトルに付百圓の割合を以て之に準ず)
 【麥酒】麥酒に付ては昭和十四年三月四日における販賣價格に左記金額を加算したる價格を以て販賣し得るものとす
 (イ)製造業者又は特約店の販賣に在りては大樽四打に付七十二錢右以外の容量のものは大樽一本一錢五厘の割合を以て之に準ず
 (ロ)小賣業者の販賣に在りては一本に付大樽一錢五厘、小樽一錢、樽麥酒二錢五厘、特大樽四錢五厘
 【清涼飲料】清涼飲料に付ては清涼飲料の各品種に應じ左記の通り措置するを適當と認む
 (1)ラムネ(イ)製造業者の販賣においては昭和十四年三月四日における販賣價格に一石に付一圓五十錢を加算したる價格を以て販賣することを得(ロ)製造業者以外者の販賣に於ては從來通り昭和十四年三月四日に於ける販賣價格に依るものとす
 (2)サイダー 凡ての販賣に於て昭和十四年三月四日に於ける販賣價格に一本(二合壞)に付一錢を加算したる價格を以て販賣することを得
 (3)プレントソーダ、味付ソーダ 凡ての販賣において昭和十四年三月四日における販賣價格に一打に付六錢を加算したる價格を以て販賣することを得
 (4)タンク詰ソーダ 凡ての販賣において昭和十四年三月四日における販賣價格に一本(二斗入)炭酸瓦斯一匙使用)に付一圓五十錢を加算したる價格を以て販賣することを得
 【食料品の生産者販賣價格全國一率】
 【三三】商工省では卅日の中央物價委員會の答申に基き増税品目たる砂糖、清酒、麥酒、ラムネ、サイダー、プレントソーダ、タンク詰ソーダに就ては製造業者の最高販賣價格のみを全國的に均一に適用するため一兩日中に物品販賣價格取締規則に基き商工大臣告示を行ふことになつた、御及び小賣物價格は運賃格差があるに於て告示せず、地方廳の地方物價委員會に一任し地方の公定價格を適用せしめることとなつた
 【三三】商工省ではスフ糸公定價格
 【棉花、綿糸最高標準價格】
 【三三】商工省發表)廿七日附育報告示、同日以降適用の棉花、綿糸及國用綿糸の最高標準價格左の通り(單位圓、アラビヤ文字は番手を示す)
 一、棉花(三月一七月渡) 五四・〇〇
 二、綿糸(三月一七月渡)
 (イ)單糸一八未滿 七三・五 10大・五
 16 一七・五 16 一七・五 20 三〇・五
 30 三三・五 40 三三・五
 (ロ)双撚絲 20 三三・五 32 二八・五 42 三三・五 44 三〇・五 60 四六・五 81 五八・五
 三、國用綿糸(三月一七月渡)
 (イ)單糸一〇 一三・四・五 16 一七・七 20 二二・八 30 二七・五 40 三三・五

【二】 双換—44元〇五

取引所で砂糖現物買付の傾向
【三】 商工省では卅日目の中央物價委員會に於て砂糖の最高價格を生産者販賣價格、特約店販賣價格、最終卸賣販賣價格及び小賣販賣價格の四種に分ち決定し、更に物品販賣價格取締規則に基き来る四日付官報を以て之を公定價格として告示することとなつたが、この砂糖公定價格制實施に關聯して目下關係業者間に「砂糖取引所に於て砂糖を買つた場合は如何に取扱はれるか」が問題となつてゐる即ち

物品販賣價格取締規則による公定價格は輸出向販賣と取引所に於ける賣渡とは適用されないので取引所で公定價格以上に賣買されても違反とはならない、然し現物の受渡を得た場合之を場外に最高價格以上で販賣するときは違反となる

と商工省當局では解釋してゐる爲め小賣業者が取引所で生産者公定販賣價格並みて砂糖を買付けて之を消費者に小賣公定價格で賣れば特約店や卸賣商を経由しないだけにそれだけのマージンを利益し得るので、今後小賣商は卸商から買はず砂糖取引所で現物を買ひ漁ることとなるものと見られる、併乍らかゝる傾向が一般化するれば問屋、卸賣業者はその營業を極度に窮されることとなるので、商工當局では對策を講ずる方針である

東商物價委員會に參與會設置

【三】 東京商工會議所では政府の中央物價委員會の擴大強化に呼應して民間獨自の立場より之に全面的協力をなすべくききに物價委員會を設

置したが今回更に同委員會の補強のため同委員會に參與會を設置することに決定、左記十四氏を參與に委嘱した

- 飯田清三、金原賢之助、佐倉重夫、杉浦耕作、高木友三郎、高橋龜吉、東畑精一、長岡保太郎、福田庸雄、増地庸治郎、村上義一、膳桂之助、高島誠一、中村忠彰

明年度酒類賣渡、賄價價格決定

【三】 專賣局は昭和十四年度のアルコール賣渡並に賄價價格を左の如く決定、三十一日付官報を以て告示四月一日より實施することとなつた新賄價價格は現行の十三年度價格に比し各種とも大巾に引上げられてゐる(單位圓、坪當り價格、但括弧内は石換算價格)

Table with columns for alcohol types (酒類) and prices. Includes categories like 啤酒 (Beer), 葡萄酒 (Wine), 燒酎 (Shochu), and 芋酒 (Cassia wine). Prices are listed in units of 1000 and 10000.

財政

Table showing budget details for various categories (九四, 九五, 九六) including items like 糖蜜 (Syrup), 原料 (Raw materials), and 其他 (Others) with their respective amounts.

十四年度成立豫算全貌

【三】 昭和十四年度豫算是廿四日貴族院本會議に於ける第二號追加豫算の成立をもつて全部成立を告げたが、内譯左の通り(單位千圓)

Table listing budget items and amounts for the 14th fiscal year, including 第一號追加豫算 (First supplementary budget), 第二號追加豫算 (Second supplementary budget), and 臨時軍費豫算 (Temporary military expense budget).

である、而してこれが財源として政府は支那事變特別稅、臨時利得稅の改正により約二億の増稅を行つたが財源の大部分は公債發行に仰ぐ方針でその發行豫定額左の如し(單位千圓)

財政

即ち約六十億に近い公債發行の豫定で、これに前年度來の未發行公債(本年二月二十日現在において一般、特別兩會計を通じて六億七千四百萬圓)を期することとなつた

Table showing the 13-year division of third-year income determination (十三年分第三種所得決定額) with columns for various income categories and their amounts.

所得階級別	納税人員	所得金額
千二百圓以下	三〇,六一三	二九七,五五九
千五百圓	三〇,〇八七	三五一,二四〇
二千圓	三六,七〇七	三八二,二三三
三千圓	三六,四〇一	三六二,四四三
五千圓	二〇,七九〇	三五二,四八八
七千圓	七,七九九	二九五,二六四
一萬圓	三,三二九	二四二,七〇〇
一萬五千圓	一,五九九	三三〇,九六二
二萬圓	一,四一一	一五九,九四五
三萬圓	八,九二五	一四一,三一一
四萬圓	三,三三三	一〇八,八八二
五萬圓	二,三三三	八八,三三四
七萬圓	一,四三三	八二,三三九
十萬圓	一,四三三	七四,七四三
十五萬圓	七五	五二,二六六
二十萬圓	七五	四六,一〇一
三十萬圓	七五	四六,一〇一
五十萬圓	一〇六	三三,一一〇
七十萬圓	一〇六	三三,一一〇
百萬圓	六五	二〇,四九九
二百萬圓	四八	一六,七七一
三百萬圓	一五	一六,六八八
四百萬圓	一五	一六,六八八
四百萬圓を超ゆるもの	一六,六八八	一六,六八八
合計	一,六七三,八〇七	三,九三六,一八三

金	融	△貸出
割手	一,〇八三,七四〇	一,〇八三,七四〇
手貸	三,三三三,八八一	三,三三三,八八一
證書貸	三,九〇二,四八二	三,九〇二,四八二
當座貸	三,四三三,一〇三	三,四三三,一〇三
合計	一〇,七五二,六〇六	一〇,七五二,六〇六
△有價証券	三,四三三,一〇三	三,四三三,一〇三
△有價証券	三,四三三,一〇三	三,四三三,一〇三

東京社員銀行勘定(二月末)
【三・七】東京手形交換所調査(二月末現在)同所社員銀行及代理交換委託者勘定は預金増勢鈍化貸出減少を示してある(單位千圓、△印減)
△預金 二月末 前月比 前年同月比
當座 七〇,二七〇,一六七
特當 九七九,六五五 一六,〇〇二
通知 五五九,八三六△三,二三三
定期 三,二〇〇,二七七 九三三
諸預金 四四九,四六六 三三,三六六
合計 四,〇〇八,一〇五 一九九,九五七
△貸出 二月末 前月比 前年同月比
割手 一,〇八三,七四〇△三,〇七一
手貸 三,三三三,八八一△六,七〇〇
證書貸 三,九〇二,四八二△一,四一八
當座貸 三,四三三,一〇三△三,〇〇九
合計 一〇,七五二,六〇六△二〇,八〇三
△有價証券 三,四三三,一〇三△二,六一六
△有價証券 三,四三三,一〇三△二,六一六
△預金有高 三三三,五五九 △六,三三三
△預金有高 三三三,五五九 △六,三三三
△預金有高 三三三,五五九 △六,三三三

日本銀行營業週報

【三・六】三月二十五日現在日銀週報によれば月末接近に伴ふ兌換券發行代理店勘定

【三・七】三月二十五日現在日銀週報によれば月末接近に伴ふ兌換券發行代理店勘定

再調整を圖る方針である。鮮銀の公定金利一部引下げ【三・三】朝鮮銀行では保證準備三千萬圓の擴張を機會に鮮内に於ける低金利を促進する爲公定金利の一部を左の通り引下に決定、四月一日より實施することに決つた

一、國債並に商業手形を擔保とする貸付利率日歩一錢以上(二厘下げ)

一、國債以外のものを擔保とする貸付利率日歩一錢二厘以上(二厘下げ)

一、當座貸越及びクロスポジション日歩一錢二厘以上(二厘下げ)

一、なほこれにより日銀の準備金利と一厘開きとなつた

地方金利平準化第二段階に進む

【三・三】政府の地方金利平準化工作は順調に進行し廿八日の大阪に於ける地方銀行と産組との金融懇談會を以て昨年六月以來のそれは一段落するに至つたが、更に大藏省は議會終了を機會に進んで第二段階の工作に乗出し一層地方金融機關のコスト低下促進を圖ることとなつた、即ち今日までの第一次工作の結果は全國的に大體三分四厘乃至三分八厘の間に地方金利が誘導されるに至つたが、なほ平準化工作の目標たる地方協定金利定期預金三分五厘は全國的に完全には實現して居らないので、今後の第二次工作としては引續き農林省府縣當局、地方信聯、日銀等の協力を得て地方産業事情から今日なほ比較的高金利にある九州、東北、北海道を中心に一層の低金利誘導に努め、また今日既に一般的に比較的低金利にある地方に於ても、なほ例外的に高利種目の存するものに付てそ

政府勘定 四三,三七七 四三,四四三
 特殊現金 七六六,六二六 三二,一五七
 其 他 三,四八八 四一,九七七
 合計 三,四八八 四一,九七七

【備考】右記兌換銀行券中鮮銀及臺銀券の支拂準充當額 二六七,九七七
 △兌換券【三・六】(日銀調査)三月十一日九日兌換券發行高平均左の如し(單位千圓) 本週 前週

發行高 三,二九九 三,〇七三
 正貨準備 五〇一,二七二 四〇一,一七九
 保證準備 一,六八〇,四四九 一,七七七,四四五
 公債 一,一三三,一一〇 一,〇七四,四〇一
 證券 三三〇,七七二 三三〇,七七二
 手形 一五九,一四七 一五九,一四七

限外發行高 四,四四七 四,四四七

一、產組合中央金庫の昭和十四年度前半年貸出利率最高歩合は左の原案通り三十日附を以て認可され、因に新利率は前記利率に比し低利大勢に順應し夫々年利一厘、日歩五毛の引下げとなつてゐる

一、定期貸付 年五分六厘以内

イ、證書貸付 年五分六厘以内

ロ、手形貸付 日歩一錢四厘五毛以内

二、年賦貸付 年五分七厘以内

三、手形割引 日歩一錢四厘五毛以内

四、當座預金貸越 日歩一錢五厘五毛以内

五、短期貸付 日歩一錢五厘五毛以内

社債

十三年度公債發行額内譯

【三・三】大藏省では昭和十三年度最終公債四億三千萬圓を別項の如く廿一日發行することとなつたが之を以

高の増加並に米券發行による手持公債の増加が目立つてゐるがその他は、大した變化はなかつた

△負債の部

月末接近に伴つて兌換券發行高は前週比著増を示し政府當預は微増一般預金の増加は米券償還資金が月末準備資金として待機してゐることに基く

△資産の部

公債手持高は一億六千萬圓を増加した、また代理店勘定の増加は政府支拂の地方浸透を反映したものとみられ、その他の四千万圓増は米券未準備を含んでゐるためである(單位千圓)

△負債の部 廿五日現在 前週末

資本金 六〇,〇〇〇 四〇,〇〇〇

積立及損益 一,一六四 一,一六四

兌換銀行券 二,三三三,〇〇〇 二,〇〇〇,〇〇〇

政府預金 三,四三三,一〇三 三,四三三,一〇三

政府當預 二,〇〇〇,〇〇〇 二,〇〇〇,〇〇〇

小額紙幣引 一〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇

換準備預金 三三三,三三三 三三三,三三三

其 他 三三三,三三三 三三三,三三三

一般預金 一八七,〇〇〇 一八七,〇〇〇

其 他 一〇,四九九 一〇,四九九

合計 三,四三三,一〇三 三,四三三,一〇三

△資産の部

未拂込資本 一五,〇〇〇 一五,〇〇〇

現金及地金 五〇一,二七二 五〇一,二七二

金貨地金 五〇一,二七二 五〇一,二七二

其他 五〇,〇〇〇 五〇,〇〇〇

外國爲替基金 一〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇

外國爲替基金 一〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇

刺引手形 四〇,七七二 四〇,七七二

政府一時貸金 二,九七三 二,九七三

貸付金 二〇,六六六 二〇,六六六

外國爲替貸付金 三,九三三 三,九三三

債 一,五三三,三三三 一,四三三,三三三

代理店勘定 三三,三三三 三三,三三三

本年度中に發行される公債額は一般會計六億九千九百十六萬七千圓、特別會計三十八億三千三百三十三萬圓(内支那事變公債三十七億五千圓)合計四十五億三千五百萬圓となるわけである、而して昭和十三年度の公債發行豫定額は昭和十二年より繰越分を含めて六十五億五千六百八十五萬二千圓であつたので差引二十億に於て豫定額中發行されなかつた部分である、十三年中發行公債内譯左の如し(單位千圓)

Table with 2 columns: 公債種類 (e.g., 一般會計, 道路事業公債, 震災善後公債) and 金額 (千圓). Total amount is 699,916,700.

十四年度への公債發行繰越額 【三二】大藏省では昭和十三年度最終公債として年度末の三十一日に總額四億三千萬圓(日銀引受二億八千萬圓、預金部引受一億五千萬圓)を發行することに決定したが之を以て本年度公債發行額は四十五億三千五百萬圓となつた、従つて昭和十二年度より繰越額を加へた十三年度公債發行豫定額六十五億五千六百八十五萬二千圓から右金額を控除した二十億二千六百三十五萬二千圓が昭和十三年度未發行額となる、而して更にその中から一般特別兩會計の公債發行不要額(自然増収による不要額を含む)合計三億五千萬圓を差引き結局十六億七千餘萬圓見當が十四年度への繰越發行額となる計算である

本年度最終公債四億三千萬圓發行 【三三】大藏省發表 政府は三月三十一日の實行を以て昭和十三年度新規公債發行豫定殘額中三億三千萬圓及支那事變公債一億圓合計四億三千萬圓を左記要項の通り發行した (一)十三年度新規公債發行豫定殘額分 國債名稱 三分半利國庫債券(ラ) △發行價格 額面百圓に付九十八圓 △發行日 昭和十四年三月三十一日 △償還期限 昭和卅一年六月十五日迄(十七年三ヶ月) △利率 年三分五厘 △利子支拂期 六月十五日及十二月十五日の二回 △初期利子(昭和十四年六月十五日渡)額面百圓に付七十三圓 △發行方法 大藏省預金部引受一億三千萬圓 日本銀行引受 二億圓 △利廻歩合 複利 三分六厘五毛、單利 三分六厘八毛 (二)支那事變公債分 國債名稱 支那事變國庫債券(リ) 號△發行額 額面一億圓 △發行方法 日本銀行引受 △發行價格、發行日、償還期限、利率、利子支拂期、初期利子、利廻歩合等三分半利國庫債券に同じ

米券借換發行 【三三】大藏省發表 三月二十五日支拂期日の米穀證券(第八十七回)一億八千六百萬圓は内二百萬圓を現金償還し殘額一億八千四百萬圓は左記要項の通り之を借換發行に決定した

證券の名稱 米穀證券(第八十九回)、發行額 額面一億八千四百萬圓、割引歩合 日歩六厘五毛、發行日 昭和十四年三月二十五日、支拂期日 昭和十四年五月二十五日、發行方法 日本銀行引受 【三三】大藏省發表 四月一日支拂期日の米穀證券(甲ぬ號、甲る號、甲を號)一三一、二二七、九六四圓九八は内二、二二七、九六四圓を現金償還し殘額一二九、〇〇〇圓は左記要項の通り借換發行に決定した

一、米穀證券(第九十回) 發行額 額面四千九百萬圓、割引歩合 日歩六厘五毛、發行日 昭和十四年四月一日、支拂期日 昭和十四年五月二十五日、發行方法 日本銀行引受 一、米穀證券(第九十一回) 發行額 額面八千萬圓、割引歩合 日歩六厘五毛、發行日 昭和十四年四月一日、支拂期日 昭和十四年六月二十四日、發行方法 日本銀行引受

蠶糸證券借換發行 【三三】大藏省發表 三月二十五日支拂期日の蠶糸證券(第五回)百七十七萬圓は左記要項の通り借換發行に決定した 證券の名稱 蠶糸證券(第六回)、發行額 額面百七十七萬圓、割引歩合 日歩六厘五毛、發行日 昭和十四年三月二十五日、支拂期日 昭和十四年五月二十五日、發行方法 日本銀行引受 【三三】大藏省發表 四月一日支拂期日の蠶糸證券(五、二、五、二、八、四、四、七、六)を現金償還し殘額五、二、三〇、〇〇圓は左記要項の通り借換發行に決定した

和十四年三月二十五日、支拂期日 昭和十四年五月二十五日、發行方法 日本銀行引受 【三三】大藏省發表 四月一日支拂期日の蠶糸證券(五、二、五、二、八、四、四、七、六)を現金償還し殘額五、二、三〇、〇〇圓は左記要項の通り借換發行に決定した

發行額 額面五百二十三萬圓 △割引歩合 日歩六厘五毛 △發行日 昭和十四年四月一日 △支拂期日 昭和十四年五月二十五日 △發行方法 日本銀行引受 【三三】滿鐵第六十三回社債四千萬圓の發行條件は二十三日興銀から左の如く發表されたがうち親引は一千萬圓である 發行總額 四千萬圓 △利率 年四分三厘 △發行價格 額面百圓に付金百圓 △期限 十三年但し三ヶ年据置後毎半年金四拾萬圓以上償還又は買入銷却し期限迄に完済 △申込期間 四月四日より同月六日まで △拂込期限 四月廿五日 △引受募集會社 興銀、橫濱正金、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、野村各銀行及三井、三菱、安田、住友各信託

第九條 探鑛獎勵金交付の指令を受けたる者は探鑛日誌を備へ掘鑛の狀況及地質鑛床の狀態を記載すべし 第十一條中「様式第三號」を「様式第三號、様式第四號又は様式第五號」に改む 第十五條中「又は製鍊場」を創る第十五條の二、獎勵金の交付を受け設置したる選鑛場の事業主は工事完成の日より五年間毎月の事業の狀況に關し様式第六號に依る事業月報を翌月十五日迄に商工大臣に提出すべし 前項の事業主前項の期間内に其の事業を廢止又は休止したるときは遲滞なく其の旨を商工大臣に届出づべしとの休止したる事業を再び開始したるとき亦同

☆ 産金政策 産金獎勵規則改正 【三三】商工省では十四年度産金獎勵金として十四年採鑛獎勵金の十三年度より百二十萬圓増額の三百萬圓、同選鑛所及製鍊所設置獎勵金を百十七萬圓より二百九十四萬圓増額を「豫定の延長、深度若は孔深」に改む

て之を機會に産金法に基き去る昭和十二年十月公布施行された産金獎勵規則を改正することとなり四月一日付官報を以て改正省令を公布即日施行することとなつた 【産金獎勵規則中改正】 第二條中「坑道掘鑛に要したる費用の半額以内にして」を削り同條に左の二號を加ふ 三 金鑛を目的とする試鑛に在りては孔深一メートルに付十五圓 四 砂金を目的とする試鑛に在りては錐孔一本に付五圓 第七條中「豫定の延長若は深度」を「豫定の延長、深度若は孔深」に改む

第十八條中「様式第四號」を「様式第七號又は様式第八號」に改む
第二十條第一項中「様式第五號」を「様式第九號」に改む
第二十一條第七號中「探鐵費又は選鑛場又は製鍊場」を「選鑛場又は製鍊場」に改む
様式第一號乃至様式第五號を左の如く改む
(様式略)

附則

本令は公布の日より之を施行す
本令施行前探鐵獎勵金交付の指令を受けたる者に付ては仍從前の例に依る

▲改正骨子【三】商工省では別項の如く産金獎勵規則を改正したが改正骨子左の如し
一、産金増産獎勵金は從來堅坑、水

平坑道のみ交付されてゐたが、勞働力不足の折柄之のみでは不充分なので今回ボーリングに付ても獎勵金を交付することに改正した之により技術的にボーリングによる外ない砂金及黒物鑛床の開發にも獎勵金が交付されることとなる譯で獎勵金額はボーリング深度一米に付十五圓を限度とする、但し砂金の場合一本に付五圓とする
(第二條の改正)

一、從來製鍊所に對しては獎勵金を交付後商工省に對し毎月作業の状況、實績報告をなすこととなつてゐたが選鑛所に付ては獎勵金を交付したる後操業實績の報告義務を課してゐなかつた、今回之れを改正して選鑛所に對しても完成後五ヶ年を限り報告義務を課することに決定、條文を追加し第十五條の二を新に制定

一、從來獎勵金交付申請書の様式は極めて繁雜であつたので今回豫算書の様式は廢止することに決定、右に伴ひ附則中の「様式」の全部並に本文第九條、第十一條、第十二條、第十八條、第二十條、第二十一條の七を改正する
鮮銀金買上手數料を無料に改正

【三】(朝鮮總督府發表)朝鮮銀行に於ては金地金の買上げに際し分析、鑑定、其他の諸費用として從來純金の量目一瓦に付一錢の實費手數料を徴收して來たが産金集中の狀態に鑑み四月一日よりこれを撤廢し無手數料にて取扱ふこととなつた、尙ほ鮮銀の金買入れは毎日十四、五萬圓に達してゐる

貿易

本年第一四半期の貿易實績
【三】三月下旬貿易は輸出の伸長に依り珍しく出超を示現しこれを以て本年第一四半期貿易を終了したが本年第一四半期貿易を概観するに輸出は六億八千九百七十六萬二千圓輸入は七億五千七百四十六萬六千圓にしてこれを前年同期に比すれば輸出は八千四百七十七萬五千圓(一割四分)、輸入は八千四百四十六萬二千圓(一割三分)を夫々増加してゐる而して本邦輸出貿易は昭和十二年の最盛期を時として漸次降り坂を辿り十三年に於いては輸出總額二十八億九千六百餘萬圓にして前年に比し四億二千二百餘萬圓、即ち一割三分方の著減を示して居り、この輸出減少傾向は本年に入つても引續き繼續するものと一般に悲觀的豫測が行はれてゐたがこの豫想は本年第一四半期

に於ては少くとも相愛にすぎなかつたことが立證され、本年に於ける貿易の前途を頗る明朗ならしめて居る今第一四半期貿易の増加の内容を内地分重要輸出入品について見るに左の如く前年同期に比し木材の十割六分八厘増加を始めとし罐詰詰食料並に機械類の激増が目立つてゐるが、木材、機械類は圓ブロック向が殖えた結果であり又綿糸の著増に對し綿布が可成り減少してゐるのが注目されて居る(單位千圓、△印減少)

輸出補償法施行規則改正
【三】商工省では輸出振興方策として輸出補償法に基き爲替銀行の買取つた輸出形に對し損失補償をなしてゐるが事變以來輸出補償形は激増し昨年四月以降本年三月迄に輸出補償を受けた形は荷爲替形のみでも六萬件を突破し金額に於て一億四千餘萬圓に達し、爲替銀行並に輸出間には現行輸出補償の手續が複雑であり且貨物引換證を船荷證券と同一に扱はぬ等輸出金融上不便が少なくなかつた、依つて右爲替銀行並に輸出商はかねて商工省に對し現行輸出補償法の施行規則改正方を陳情中であつたが商工省では右要望を容れ今同次の如く輸出補償法施行規則を改正することに決定目下大藏省と折衝中である、即ち從來爲替銀行は買取つた補償形を先づ買相場には邦貨に換算しその代り金を輸出商に支拂ひ正金の電信賣相場により之を邦貨に換算しその額面百圓に付き一日二厘七毛(引受渡條件手形)乃至一厘(支拂渡條件手形)の補償料を輸出商より徴收の上商工省に對し之を納付してゐるが、銀行にとつては爲替相場を右の如く買と賣の兩者によつて邦貨に換算補償料を算出することと極めて面倒であり又商工省としても銀行の輸出補償申請に付買相場と賣相場との兩者を一々計算しなければならぬ不便があるので今回之を改正し補償料の算出も正金電信爲替相場によることとし買相場一本を基準とするに決定現行輸出補償法施行規則第二十條、第二十二條、第二十八條、第三十三條を改正する(右の如く補償料を賣相場によらず買相場により算出することは實質的

に補償料が軽減されることとなる)又從來輸出補償の適用を受けるものは船荷證券を附せられた手形に限られてゐたが今回滿洲國及中華民國輸出補償法の適用を擴充することとし輸出補償法施行規則第二十七條を改正することとした

中支關稅改正に現地業者の希望
【三】日滿支經濟提携の進展に伴ひ現在の不合理な中支關稅改正の要望につき大阪商工會議所では日商の諮問に應じ意見決定のため在阪各當業者に改訂希望の稅率を諮問すると共に現地業者の意向を照會中との程現地側より左の如き回答があつたので近く對支問題調査員會を開き右資料を基礎として意見を決定することとなつた

本年一—三月、前年同期比

生糸	七、四二〇	△五%
綿織物	八、八〇〇	△七%
絹織物	一〇、〇〇〇	△三%
人絹織物	二、六〇〇	△二%
綿糸	一、〇〇〇	△三%
罐詰詰食料	八、五〇〇	△四%
毛織物	一〇、九〇〇	△八%
陶磁器	四、四〇〇	△六%
機械	四、一五九	△六%
木材	一五、三〇〇	△一六%
其他雜品類	三、一七〇	△七%
計	六三、三三二	△五%

次に第一四半期輸出貿易中の一月乃至二月迄の統計によれば香港を含まざる圓ブロック向け輸出は前年同期に比し四割五分を激増してゐるに對し第三國向けは一割四割の減少に當つてゐる

△根本原則
關稅改正に當つては從來の財政偏重主義を是正、商工業の發展を第一とすると共に海關金單位を廢止しその他稅關法規則稅及び手續の整理統合を必要とする而して特に次の點に留意すること

一、從價稅の納稅基準は申告書の送狀價值によること
二、課稅物件の價格は同業會より提出の公定相場を標準價格として査定すること

▲輸入稅の改正
人口については日滿支經濟携上現行滿洲國輸入稅率を參酌して適當に引下げることと原則とし特に次の諸點に留意すること
1、建築用材、生活必需品の稅率を低下すること
2、品目の分限を適當適正ならしめると共に從價稅、重量稅の均衡を圖ること

對外貿易(三月下旬)

輸出	一〇、八〇〇	九、五五〇	六九、七三三
輸入	九、七四〇	九、九七〇	七五、四六六
輸出	二〇、八四〇	一、〇〇〇	一、四七、七三六
輸出	二〇、八四〇	一、〇〇〇	一、四七、七三六

邦對外貿易概算左の如し(單位千圓)
三月下旬 前旬 本年累計
輸出 一〇、八〇〇 九、五五〇 六九、七三三
輸入 九、七四〇 九、九七〇 七五、四六六
輸出 二〇、八四〇 一、〇〇〇 一、四七、七三六
輸出 二〇、八四〇 一、〇〇〇 一、四七、七三六

合計 二〇、八四〇 一、〇〇〇 一、四七、七三六
輸出 二〇、八四〇 一、〇〇〇 一、四七、七三六

3、輸入商品の課税單位を現地の商習慣に即せしめること

輸出税の改正

輸出税は全廢を理想とするが財政上必要な場合は關稅免除主義を採用し税率表掲記の品目のみに課税する外次の諸點に留意すること

1、輸出皆無又は僅少の物は整理すること

2、綿製品の輸出税は全部廢止すること

轉國稅の改正

轉國稅も亦全廢を理想とするが少くとも棉花並に在支邦人工場製品に對するものは至急廢止すること

印度の差別的綿布關稅改正

【三三】第二次日印通商協定は來年三月末を以て滿期となるので外務當局に於ては近くこれが、第三次日印協定交渉に當り印度に於ける英國製綿布類の特惠關稅引下げ工作が行はれるのではないかと豫測されてゐたところ別項の如く印度政府は英印協定を改訂（世界情勢）インド其項參照し英國製綿布に對する特惠關稅率を從來の從價二割五分乃至二割から一割七分乃至一割五分に引下げを行ふに至つた、外務當局としては日印協定改訂交渉を間近に控えて印度政府がかゝる差別的態度をとつたことに對し遺憾の意を表し、公電到着を俟つて右事實を確めたる上印度政府に對し抗議する筈である

重光駐英大使の報告

【三三】新英印通商協定の内容に關しては廿三日カルカッタ出先當局より外務省に公電があり、大體既報の如きものであるが同日重光駐英大使よりの右問題に關する報告は次の通りである

印直に假實施方發表された、而して有効期限は昭和十七年三月末日にして以後六ヶ月の豫告を以て廢棄されざる限り自動的に繼續するものとされる、印度政府は四月早々の英國綿布に對する關稅率の引下げ及び其の他英國品に對するオツタワ特惠稅率の修正を實施する段取りである

輸出海産物水組の販賣商除外に反對

【三七】農林省では輸出海産物の生産、出荷、販賣の一元統制のため漁業法に基き去る十五日公布の農林省告示によつて海産物生産者及漁業組合系統團體其他水産業關係者をしむべく命令を發した、然るに同組合の構成分子からは販賣商人が除外されて居り而も農林省は同組合の販賣機關として近く獨占的販賣會社（日本海産物販賣株式會社）を設立することとなつてゐることを農林省側で要求するものと見られる

貿易轉運所更に十一ヶ所増設

【三七】貿易組合中央會では貿易伸展に寄與するため昭和十二、三兩年度を通じ海外樞要の地二十六ヶ所を選びそれぞれ貿易轉運所を設置し本邦商品の販路開拓に努力してゐるが十四年度新規計畫として今秋十月頃までに更に十一ヶ所に亘り右貿易轉運所を増設し貿易の積極的伸長を期することになつた

日貨排斥で南洋華僑の倒産續出

【三六】廿八日大阪府立貿易館入報によれば排日貨運動の結果華僑自體が受けた損害は邦人の蒙つた損失より更に大なるものがありシンガポール方面では華僑の倒産が續出して居る即ち今回の不買運動はこれまでに繰返されたものに比し非常に長期に亘るためこれによる打撃は從前に比し頗る深刻に既にシンガポールのみで實に七十餘軒に及ぶ華僑が倒産しこの外料理業カフェー煙草商等の犠牲者を算へる時は驚くべき數に上つてゐる

市場

三月初有價證券時價總額

【三三】（東株取引所調査）三月初現在本邦有價證券時價總額左の如し（單位百萬圓）

株式 三〇、〇九〇

債券 二七、五八〇

國債 一五、七四〇

地方債 二、三三〇

社債 六、四二七

外債 三、〇三九

合計 五七、六七〇

尙當月現在に於ける株式拂込金額及債券未償還額を標準として左記各期の値上り値下り推定額左の如し

昭和三年七月に比し 四二・元値下り

同 五年十月 一七・七元値上り

同 六年十一月 一七・四元値上り

同 十一年三月 八・七元値上り

同 十二年五月 四・八元値下り

前月 〃 六三・元値上り

東株三月限受渡高

【三三】東株長期三月限受渡高は繰上分とも銘柄百四十六種、株數四十七萬五千九百四十株、代金二千四百九十七萬六千七百九十圓、一株平均六十一圓五十三錢で、之を前月に比較すれば銘柄七種減、株數六萬四千六百六十株、代金百六十八萬三千九百三十圓を夫々増加し一株平均は六圓七十二錢安である

東京米三月限受渡

【三三】東京米當限は強弱双方の整理商内が進捗したので取組は漸減し三十五圓七十四錢の新安値を現はし八十二圓と不受に納會した、受渡高は三千四百石で受渡値段は三十六圓十錢、渡方は深川筋、受方は餘由

マハラ潰屋筋であつた

米取引引員過半数廢業か

【三六】米穀配給統制法の議會通過と共に内地の米取引はすべて日本米穀會社に集中され、享保以來連綿として續けられて來た米相場は抹殺されることとなつた、現存の米穀取引所は全部を新會社に吸收されるが取引員の進退如何が殘された問題の一として注目されて居る、即ち新會社の市場員として殘る事、轉賣資金の融通を受ける事等の途が開かれては居るがどの程度まで營業の意義を見出し得るか疑問として廢業を希望して居る模様で既に數名の休業者を出して居る有様であるが此の進退問題は案外早く決定するのではないかと見られて居る、尙新市場の開設は種々の準備を要する點から十一月の新米穀年度頃になるものと豫想されてゐる

各市場三月限受渡高

【三三】各市場三月限受渡高左の通り

大阪綿布 受渡 受渡値段

名古屋綿布 二・六五

東京砂糖 一・八〇

大阪砂糖 三・〇〇

横濱生絲 一・〇〇

神戸生絲 一・〇〇

豊橋乾繭（上格） 一・〇〇

一萬四千九百貫 一・〇〇

尙は東京綿絲、大阪綿絲、名古屋綿絲、大阪綿絲、東京綿布、東京人絹、大阪人絹、福井人絹、豊橋乾繭並格黃繭は受渡なし

杉の森綿糸市場立會休止

【三六】東京米穀商品取引所杉の森市場に於ける綿絲清算取引は綿業統制の大嵐に捲き込まれて最後に殘さ

れた三月限立會も廿九日前場限りで遂に市場より姿を消す事となつた、同市場は大正六年五月五日創立され綿業界華かなりし頃は仕手も東西三市場を中心として活躍、出来高は一日三萬四、五千枚を突破する程の勢であつたが事變の長期化と戰時經濟の徹底的強化で仕手の離散と共に市場性を全く喪失するに至り商内は出来不申が續き遂に創立以來廿三年目で立會休止となつた譯である、取引員定員五十名中殘餘廿七名は捲土重來を期してゐる

アングラ兔毛引上げ

【一三】東京アングラ兔毛會社では事變下農村に於ける養兔副業の重要性に鑑み兔毛の増産を圖り、且つ統後農村の生産確保の爲アングラ兔毛買入價格の値上を計畫中であつたが來る四月一日より左記價格により農村養兔家より買上げる事に決定した

銀柄

- 一等品 七錢五厘 (四厘上)
 - 二等品 六錢五厘 (五厘上)
 - 三等品 五錢五厘 (五厘上)
 - 四等品 (上) 五錢 (六厘上)
 - 四等品 (下) 四錢五厘 (六厘上)
 - 柳毛 上 五錢五厘 (二厘上)
 - フエルト極上 三錢五厘 (一錢上)
- (備考) 上は刺毛を除却、下は刺毛を混入

砂糖元賣商組合組織

【二三】砂糖配給機構は物品販賣取締規則指定と近く決定すべき定額段設定によつて根本的に修正される氣運にあるが之れに對處すべく特約販賣店十六店は東京砂糖元賣商組合を組織する事となり廿二日協同の結果堤商店發起人代表として早急に東京府へ認可申請する事となつた

▲砂糖特約店苦境【二三】從來砂糖小賣商の利益率は一割三分を認められてゐたに對し今回の公定値段によつて中双の如き八分四厘強に縮小されたため之が補填には仕入値段の低下以外に道なくその方法として統制圏外の割安な清算市場を利用するか乃至は強大な共同仕入組合を組織し直接會社と賣買契約を結ぶか何れに於て現在の特約店(中間業者)は除外される運命にあり而も製糖會社は從來の戻し制度を撤廢することに決定する等特約店と製糖會社との關係漸次稀薄化し此儘では板挟みとなつて特約店は没落の外なくその對策に腐心し取敢へず取引所解散論さへ出てゐる

新茶初取引

【二三】靜岡縣下の新茶初取引は四月下旬に行はれる豫定であるが廿一日午前九時靜岡縣志田郡藤枝町八木萬次郎商店に新茶走り約二百八十匁が出廻り御祝儀商内として眞替金百圓にて商談成立した

養鶏飼料値下げ

【二三】養鶏飼料の値下げについては農林省と各關係業者間に諒解なり二月廿日の發令により事情の許す範圍に於て自發的に値下げを行ふ事になつてゐたが、廿一日關係業者は一齊に内地穀中五十斤布袋に就いては三圓二十五錢、五十斤俵入に就いては二圓九十五錢と夫々五錢方の引下げを行つた

中央市場に糶食不買卸賣業強壓

【二三】生鮮食料品の價格並びに需給調整に關聯し中央卸賣市場に於ける配給機構の改善に就いては糶に議會でも問題となつたが最近中央卸賣市場内外に於ける類似業は青果、魚

類の如何を問はず次第に増加の趨勢を示し中央卸賣市場の相場を基準として荷主側には幾分値上りの仕切を送り買入人には特殊なサービスと板場を手心を加へて中央市場に對抗する有様でこれが爲特殊の加工品及びワサビ類の促成物、或は蝦、蛤類は中央市場の賣上げを是るかに凌駕する時さへ言はれ、而もこれ等類似業者は何れも場内の茶屋を利用し場内に搬入し買出人と聯絡を取るなど傍若無人の行爲に出て居り經節の如きは東京へ入荷の内大部分は産地と類似業者の取引であり鱈、鮪、蝦等は市中三十數軒の類似業者(築地、小田原町方面)と市場と對立してゐる状態である、市當局としては近く卸賣會社側と協議の上根絶策を講ずる事になつた

毛編糸小賣商聯等設立認可

【二三】商工省は二十九日付を以て日本手編毛糸小賣商業組合聯合會、日本人織絲元賣商業組合及び日本リース卸賣業組合の設立認可の指令を發した

大阪黃銅材料販賣組合創立

【二三】大阪市及堺市一圓の銅關係販賣業者は豫てより大阪黃銅材料販賣商組合を結成することとなつて居たが三十日同組合創立總會を開き組合長に伊藤久之助氏を選任した

産 業

☆ 農 漁 業

農業生産計畫遂行に帝農要望

【二三】帝國農會では二十五日より二十七日に至る三日間道府縣農會幹

事主任技師約二百名を丸の内帝農事務所に招集して農業生産計畫に關する協議會を開催、左記決議を可決、關係當局に陳情善處を促すこととなつた

△決議(要旨)

- 一、農業用物資の供給確保並配給機構の整備
- (一) 農業生産資材を精密に調査し其の必要量を優先的に確保し得る様物動計畫を樹立すると共に之が配給の確實迅速を期すること
- (二) 右資材の配給に關しては總て農林省に於て專管すると共に之が配給は農業者團體をして擔當せしむる様配給機構を整備すること
- (三) 右配給に際しては切符制度を採用する等適當なる方法により不合理なる取引の絶滅を期すること
- 二、農産物並に農業用物資價格政策の更改
- 三、農村部落團體助成の綜合化
- 第七十四議會に於て成立したる生産計畫に關する國庫助成金は直接系統農會を通じて其の指導下にある農家組合に之を交付し其の機構を整備擴充せしめ計畫生産遂行に遺憾なからしむること
- 四、農業生産計畫指導職員の整備充實
- (一) 農業生産計畫實施に關する郡市農會駐在職員を各郡市一名以上増員すること

(二) 町村農會技術員の整備充實を圖ること

産組中央會及帝農の共同聲明

【二三】産業組合中央會では帝國農會の農業計畫生産協議會に呼應して廿七日全國支會並道府縣聯合會協議會を開催、協議に入つたが農業生産並農家生活必需資材の供給確保に關し左の如き帝國農會との共同聲明書を發表すると共に肥料問題、農材水産必需物資確保に關する決議並陳情書を可決し、二十八日關係當局に之が實現方の陳情を行ふこととなつた

△共同聲明書(要旨)

- 一、肥料、飼料、農機具、石油、石炭、被服其の他農業必需品に關しては其の原料に逆り一般民需資材中より優先的に之を確保するやう物動計畫を樹立すること
- 二、右必需品並に其の原料は總て之を直接農業者團體に割當て該團體をして其の生産並に配給を擔當せしむると共に今後一層其の組織の整備を圖ること
- 三、右必需品の價格は生産原價に基き之を公定し不合理なる價格による取引に對して萬全の措置を講ずること

鮮米の内地向移出統制の全貌

【二三】朝鮮米の内地移出統制策に關しては過般農林、拓務兩省並に總督府間に意見の一致を見届に至つたが、東上中の總督府湯村農林局長の歸任によりこの程の全貌が明かにされた、即ち總督府は近く鮮米主要移出港に移出組合を組織し内地向移出の自治的調整を行はしめると共に移出米調整令(假稱)を公布して必要なる場合には之を發動し中央の米穀事情に即應する統制を行ふこと

となつたものであるが、その要綱左の如し

- 一、移出組合員は移出業者及び生産業者とす
二、組合加入はこれを強制しないが組合員以外の者の移出を許さない
三、組合の地域は現在の米穀検査所の所在地を範圍とす
四、組合は總督府の監督下に置く
五、日本米穀會社の市場のある土地に於ては右市場員外のものと取引を許さず
六、朝鮮米穀市場會社とは當分の間全然關係なき組合とする
七、細目に關しては更に業者と協議の上決定す

總督府としては右の如き方法をもつて内外地を通ずる米穀の一元制の統制に協力することとなつたが鮮米は臺灣米とは全くその事情を異にしてゐるので移出數量並に價格に關しては内地の統制下に置くことに絶對反對の態度を最後まで堅持し、結局この點に付ては總督府の主張通り大體の諒解に到達したものである

米作所要勞力調 (女子勞働力増大)
【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

男女別割合について見れば勞力においては昭和十二年の男六〇・二三%女三九・七七%は同十三年には男五八・九五%女四一・〇五%となり米作における女子勞働力の重要性の増大傾向が明瞭に指摘されてゐる
(備考)全國に於ける水稲作所要勞力調
昭和十一年 男 三、一六六、〇五五 女 三、八八五、〇九三 計 七、〇五一、一四八
昭和十一年 男 三、一六六、〇五五 女 三、八八五、〇九三 計 七、〇五一、一四八

Table with 4 columns: 段當勞力, 段當勞賃, 一人當勞賃, 男女割合. Rows for 昭和十一年 and 昭和十二年.

Table with 4 columns: 段當勞力, 段當勞賃, 一人當勞賃, 男女割合. Rows for 昭和十一年 and 昭和十二年.

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

【三】農林省では廿二日貴院の米穀配給統制法案特別委員會に資料として全國における水稲作所要勞力調並に米作における段當男女別所要勞力、勞賃及び一人當勞賃比較調(昭和十一年一十三年)を提出した、同資料によれば水稲作に投ぜられた總勞力(推算)は昭和十二年の五億八千八百萬人を最高點として翌十三年は五億六千九百萬人へと激減の線に迫つてゐるが男子の勞働力が激減したため、事變による農村勞働力の變化を物語つてゐる、また段當り

し漁場に到着したる旨を通知すべし
前項の者は漁業鑑札の交付を受ける
迄漁業鑑札を保持せずして其の漁業
を営むことを得昭和十四年に限り第
一條の届出を爲したる者に付亦同じ

☆ 鑛 業

製鐵事業評價委員會

【三二】 商工省では廿九日商相官邸
で製鐵事業評價審査委員會を開催、
先づ日鐵の資源開發會社設立計畫の
經過報告を聴取せる後之に關聯して
左の諸方針を決定した

- 一、日鐵所屬の鑛山並に其他の内鮮
所在鑛山の現物出資を中心に資本
金五千萬圓の資源開發會社を設立
すること
- 一、そのため三井系の釜石鑛山、輪
西鑛山兩會社所有の各鑛山を買収
すること
- 一、右買収のための具體的評價決定
に關して特別委員を擧げること
(八田會長一任)

四一 六月鋼材生産當割率據置

【三三】 日本鋼材聯合會では來るべ
き四一六月に於ける鋼材生産制當に
關し先般來協議を進めた結果本年度
物動計畫の決定が依然遷延してゐる
今日、現行一―三月に於ける生産割
當比率を大體その儘續行する方針に
決定した

石炭増産に勞務、資材対策決定

【三四】 戦時下石炭増産の國策的使
命遂行の爲石炭鑛業聯合會では廿日
廿二日の兩日に亘り加盟各社の勞務
資材擔當者を招集、厚生、商工兩省
よりも關係官多數出席、左記事項に
つき協議の結果夫々成案を得たので
近く監督官廳に陳情實行に移すこと
となつた

- △勞務擔當者會議申合事項
- 一、賃金委員會對策の件
- 一、總動員法第六條の賃金規則に對應
の爲聯合會及び各地鑛業會内に專
門委員會を設け相互連絡して炭鑛
勞務者に對する賃金福利施設及び
給與情況を調査すること
- 一、勞務統制に關する件
- 一、右に關して現在地方別の集計はあ
るが同一基礎の上に立つた全國的
統計なき爲今同賃金及び就業狀態
に關する全國的統計を作成するこ
と

一、生計費調査の件

【三五】 炭鑛勞務者の普通生活基準を
調査すること

一、出炭計畫の遂行に要する勞務者
配備員數調査の件

【三六】 炭鑛勞務者の普通生活基準を
調査すること

一、資材會議協議事項

【三七】 本年度に於ける開鑛炭輸入
計畫については曩に開鑛鑛務局の副
支配人ブライヤー氏が東京、開鑛炭
販賣會社との間に數次に亘つて折衝
を重ねた結果一先づ送炭可能數量を
二百萬噸と決定、内地製鑛業者方面
の本年度需要額約二百五十萬噸に對
する不足額は現地に於ける需給見透
しに餘裕を生じたる場合にのみ内地
向増送を行ふ旨を約し今日に至つて
ある、然るにその後現地より増送に
關し何等具體的の回答を齎らしてゐな
いので愈々開鑛炭販賣會社笠原專務
は近日中渡支し現地關係當局及び鑛
務局側との間に具體的折衝を行ふこ
となつた、即ち販賣會社側は現地の
需給狀態が依然窮乏で對日増送が
不可能な場合には現在天津附近の紡

- A、代表資材の選定及び單位の
決定
- B、物價指數基準時期の決定
- C、各地方物價集計方法の決定

- 一、資材品質に關する件
- 一、國產資材の品質低下の恐れあり、
これが對策を講ずること
- 一、現行配給統制の運用に關する件
- 一、統制品種に資材追加の件
- 一、死藏鐵鋼材の融通利用に關する
件

鐵鋼材の讓渡は法の禁する所であ
るが資材拂底の際、各炭鑛死藏品
の賣買融通を計り利用の途を開く
必要あり之れが對策を講ずること
一、民有林間伐材斡旋に關する件
なほ現在の個別的應急的計畫の矛盾
撞着を避くる爲二年乃至三ヶ年に亘
る綜合的物價計畫を樹立する必要あ
りとし、之が善處方を當局に陳情す
ることとなつた

開鑛炭の輸入交渉で笠原氏渡支

【三八】 本年度に於ける開鑛炭輸入
計畫については曩に開鑛鑛務局の副
支配人ブライヤー氏が東京、開鑛炭
販賣會社との間に數次に亘つて折衝
を重ねた結果一先づ送炭可能數量を
二百萬噸と決定、内地製鑛業者方面
の本年度需要額約二百五十萬噸に對
する不足額は現地に於ける需給見透
しに餘裕を生じたる場合にのみ内地
向増送を行ふ旨を約し今日に至つて
ある、然るにその後現地より増送に
關し何等具體的の回答を齎らしてゐな
いので愈々開鑛炭販賣會社笠原專務
は近日中渡支し現地關係當局及び鑛
務局側との間に具體的折衝を行ふこ
となつた、即ち販賣會社側は現地の
需給狀態が依然窮乏で對日増送が
不可能な場合には現在天津附近の紡

☆ 纖維工業

梳毛糸各社生産當割率決定

【三九】 羊毛工業會では廿一日理事
會並に正會員會を開き梳毛糸並に紡
毛糸計畫生産實施に伴ふ同會員會へ
の割當基準に關し協議し左の如く割
當委員會原案通り決定した

一、五月度以降の梳毛糸各社生産割
當基準は梳毛糸生産機械設備能力
並に同設備價格(投下資本)を夫
々五十%宛として割當する

【四〇】 梳毛工業會へ割當の五月度民需
用紡毛糸生産量百萬封度の各社
(同會加盟紡毛糸生産會社二十社)
への割當は生産實績に依る

綿工聯新役員選任

【四一】 綿工聯では紡織織布部門の
加入に伴ひ廿四日臨時總會を開催、
商工省より美濃部織維工業課長其他
關係官出席、名倉常務理事司會の下
に定款變更の件等の諸議案を附議可
決、次いで美濃部課長の推薦に基き
左の諸氏が役員に選任された

- △理事 一關桂三(東洋紡)、三村和
義(大日本紡)、井上潔(鐘紡) △
監事 友田久雄(富士紡)、渡邊定
治(常任、綿工聯) △評議員(定
員十四名) 一(工聯側) 寺田松三
郎、山脇虎彦、村上喜兵衛、姫井
三龜男、酒井賴一、淺田磯一、石
田佐吉(紡聯側) 宮島清次郎、伊

☆ 其 他

全國工場統計詳報(十二年)

【四二】 商工省では工場調査規則に
基き調査せる昭和十二年中國工場
統計の詳報を廿九日發表したが之に
よると同年七月勃發の支那事變の影
響を反映し如實に戰時經濟體制への
編成替の跡を物語つてゐる、即ち

一、業種別職工數割合を十二年末
在と前年末と比較して見るに平和
産業たる紡織工業、窯業、印刷及
製本業、食料品工業に於ては職工
數減退し軍需産業たる金屬工業、
機械器具工業、化學工業は増加を
示してゐる

一、業種別生産額の割合を十二年末
と前年末と比較して見るに紡織、
窯業、印刷製本、食料品の各工業
部門は減退し時局産業たる金屬、
機械器具、化學各工業部門は増加
の跡が著し

一、十二年中一時間當り職工賃銀の
總平均は十三錢であるが各工業部
門別に見ると紡織工業は八錢と最
低位を示し、化學工業、製材及木
製品工業、食料品工業は夫々十三
錢、機械器具工業は十八錢、金屬
工業は二十錢であり、最高は瓦斯
電氣業の二十三錢である

- 藤忠兵衛、豊田利三郎、三輪常次
郎、神社柳吉、堀文平、南後一△
統制委員(定員廿名、申十五名選
任) 一田中重藏、中村彌太郎、川
村榮三郎、鶴田督亮、村瀬長三郎
酒井眞次郎、皆川正藏、大塚笹一
國武金太郎、榊野龍太郎、土井耕
太郎、宮代彰、村上義太郎、秋田
市太郎、原藤右衛門

職工數割合(%)	昭和三年		昭和二年	
	十一年	十二年	十一年	十二年
總數	100.0	100.0	100.0	100.0
紡織工業	33.2	33.7	33.8	33.8
金屬工業	10.6	10.5	10.6	10.6
機械器具	10.5	10.5	10.5	10.5
窯業	3.8	3.8	3.8	3.8
化學工業	11.0	11.0	11.0	11.0
木材製品	3.7	3.7	3.7	3.7
印刷製本	2.1	2.1	2.1	2.1
食料工業	6.3	6.3	6.3	6.3
瓦斯電氣	0.3	0.3	0.3	0.3
其他	6.6	6.6	6.6	6.6

生産額割合(%)	昭和三年		昭和二年	
	十一年	十二年	十一年	十二年
總數	100.0	100.0	100.0	100.0
紡織工業	33.7	33.8	33.8	33.8
金屬工業	10.6	10.6	10.6	10.6
機械器具	10.5	10.5	10.5	10.5
窯業	3.8	3.8	3.8	3.8
化學工業	11.0	11.0	11.0	11.0
木材製品	3.7	3.7	3.7	3.7
印刷製本	2.1	2.1	2.1	2.1
食料工業	6.3	6.3	6.3	6.3
瓦斯電氣	0.3	0.3	0.3	0.3
其他	6.6	6.6	6.6	6.6

次年度繰越五十七件)で、補助金を交付されたもの、内譯左の如し

種別 件数 交付金額(圓)

皮革代用品の研究 三 10,000

ゴム同 八 11,500

金屬同 三 5,600

纖維同 三 2,700

其他同 三 2,700

合計 18 150,000

【三三】重要肥料業統制法實施以來相次ぐ肥料統制の強化に伴つて硫酸石灰窒素、過磷酸等の化學肥料の生産は伸縮み状態に陥り一時供給過剰をさへ豫想された硫酸も自給をさへ懸念されるに至つたがカーバイドを基本とする石灰窒素は關聯工業への轉換が容易なる爲め價格抑制により妙味喪失して他の時局産業に轉換する會社が續出して居る、即ち揖斐川電氣は石灰窒素工場(年産六千噸)を全休轉してカーバイド、合金鐵製造に轉換し、昭和肥料は前年石炭製業八萬噸を七萬噸に減産してカーバイド、合成醋酸、鑄鐵等を生産又電氣化學工業は前年の十萬六千噸を十萬噸丁度に押へて同様カーバイド等電氣爐工業に轉換して居り又信越窒素は石灰窒素の先行き懸念からマグネシウム工業に轉換すべく新計畫を進めて居る、右の如く石灰窒素生産會社の事業轉換に伴ひ本肥料年度に於ける石灰窒素生産高は前年に比し二割方の減産を見る筈

次に十二年中の生産額に對する原材料使用額及び在庫額の割合を見るに

一、原材料使用割合に於ては紡織工業が七割八分四厘と首位を占め第二位が製材及木製品工業の六割八分二厘、最低位が機械器具工業の五割二厘である

二、在庫額の割合は印刷及製本業の一分六厘が最低位で紡織工業の四分二厘に次ぎ最高は食料品工業の一分四厘である

三、原材料使用の生産額に對する比率

四、在庫額の生産額に對する比率

大阪兩工業試驗所に對し十四年度總額七十二萬七千圓の補助金を交附に決定、右豫算は追加豫算として既に今議會の協賛を得た、奨励金交附の内譯左の如し

一 大阪工業試驗所一合成ゴム(コラブレイン)、バナジウム(砂鐵より製造)の製造研究奨励並に再生ゴムの規格統一のために十四年度に總額七萬八千圓の補助金を交附し又光學硝子製造研究のために二十一萬八千圓の奨励金を交附する

二 東京工業試驗所一カーバイドよりアルコールを生産する研究、大豆蛋白質より人造羊毛を製出する研究、水晶石よりアルミを電解する研究、雲母以外の原礦石より電氣絶緣物並に點火栓を製造する研究(主として航空機用のもの)のために十四年度總額四十三萬一千圓を交附する

【三二】(商工省特許局發表)昭和十三年度中代用品發明研究補助金の交付申請件数は八百六十八件(うち

【三一】(商工省特許局發表)昭和十三年度中代用品發明研究補助金の

【三〇】日本發送電會社と電力供給會社並に事業會社との電力供給契約については此の程電力供給量の決定を了し更に電力料金につき逓倍省の査定を求めてゐたが卅日最後の決定を行ひ卅一日正式發表と共に夫々受給當事者に通牒し茲に電力管理下最初の發送電の電力供給契約締結の手續を完了した、即ち日本發送電の受電、供給別に其の概要を見ると受電契約数は總數百三件、キロワット數三百廿四萬キロワット、關係事業者四十二事業に上り、其の内電力管理法の附則により當然契約の承継されるもの並に之に準じて承継の取扱を受けるもの合計卅七件、新規に政府により電力料金の決定されたもの六十六件、百四十五萬キロワットに達する、而して之等受電料金の新規分承継分合計は概括して一キロワット當り年四十七、八圓見當になる、次に日本發送電から供給する電力の契約は總數百五十五件、供給キロワット數は三百四十四萬キロワット、關係事業者七十事業を數へるが、其の内法規上當然承継されるものと之に準じて承継の取扱を受ける契約とが合計八十三件、新規契約は七十二件、二百五十八萬キロワットとなつてゐる、次いで右政府決定の供給電力料金の概要を観るに、各地帯に於ける料金の均衡に留意したことが推察される、例へば常時電力に付ては本州中央部五十サイクル系は一キロワット時一錢九厘程度、同六十サイクル系は一錢八厘程度となつてをり、之等は孰れも其の代表的料金率である、尙決定した供給料金を常時電、特殊電力を合計した總供給電力量に相當する見れば其の平均單價は一キロワット時當り一錢六厘餘に當り、必ずしも豫期の如くでないとしても現行料金に比して相當低減せられたことになつてゐる

☆海運業

英國海運改革案への我が觀測

【三〇】廿八日英國下院に於てスタレー商相より發表された英國海運補助計畫案は本邦海運界に對しても少なからざる反響を與へたが本邦海運業者の同計畫に對する一般的觀測は大體左の如くである

一、世界貿易量の増大が期待し得ない以上今回の補助を以つてしても英海運界の根本的改革は期待し得ない、尤も幾分の活氣は與へ得るとしてもこの効果は知れたものである、殊に造船費、運航費、船用品の昂騰は依然同案の遂行を阻害せざるを得ない

二、併乍ら日本海運の動向に最も敏感なる英海運の標的が漸次印度以東に推移しつつある今日に於ては當然日本海運業者としてこの補助計畫に無關心たり得ない、殊にイギリス置籍船に對する購入緊縮政策は他山の石として深く内省を必要とする

三、空運の進出に國際海運界脅威

【二九】市内某社入報によると、汎米航空會社では太平洋橫斷航空路の擴充を期し從來のチャイナ・クリツパー號、フイリッピン・クリツパー號(旅客定員各四十八名)並にホンコン・クリツパー號(旅客定員三十名)の他に最近號工せる旅客七十人乗の巨人飛行艇ボーイング・クリツパー(號)を就航せしむべく豫て諸般の準備を進めてゐるが、本月初以來の試験飛行の結果が良好だつたので愈々卅日(日本時間)桑港を出發、香港に向け處女飛行の途に上ることとなつた、同飛行艇は、全

備重量三七、四〇〇噸、搭載量一五、三〇〇噸、航線距離五、〇〇〇料、巡航速度毎時二四、二料、旅客定員七二名(寢臺設備の場合約四〇名)と稱せられるが同社は更に同飛行艇の就航を機會に右航路の旅客運賃を引下げることに決定し最近沈滞傾向にある國際海運界に新たな脅威を加へるに至つた、即ち汎米航空會社は桑港、香港間片途運賃従來九百五十料を七百三十九料と約二割二分の大巾引下げを行つたが之を日本郵船の桑港、横濱間三百四十料、桑港香港間四百五十料(各一等船客運賃)に轉寄せし來たり更に同航路所要日數については汎米航船の東航廿二日西航廿六日に比して驚くべき短縮である、更に一方大西洋橫斷航路に於ても空運の進出は目覺ましいものがあり、ニューヨーク、ザンプトン同航路に就航すべく目下試験飛行中のヤンキー・クリッパー號も六月より定期飛行を行ふ豫定である

日本大西洋同盟生糸プールを更改

【一】日本大西洋同盟では豫てより本年末を以て滿期となる日本北米大西洋生糸プールの更改に關し加盟各社間の意向を徴して居たが今同次の通り決定した

一、加盟各社現行比率は現行通り存續すること

一、現在極東—米國大西洋岸航路を休航して居るアメリカン・プレジデント(舊稱ダラーライン)所屬のプール割當比率は之を加盟各社現行比率に應じて按分して割當ること

一、アメリカン・プレジデントが右航路を復活した場合ダラーラインに割當てゝゐた比率を與へると郵船が日伊貨物航路開設の促進と日伊文化協定並に日滿伊通商協定成立により三國間の貿易改善及び文化助長の見地より日本近東伊大列航路開設を計畫中であつたが愈々來る四月中旬から貨物定期路を開設することに決定した而して同航路使用船は函館丸、室蘭丸、馬拉加丸(何れも重量八、三〇〇噸)の三隻で航海度數七回以上とし第一船函館丸は來月十六日第二船室蘭丸は來る六月三日横濱出帆の豫定である

海運自治統制委員會特別委員會決定

【三】三十日開催の海運自治統制委員會に於て海運自治統制強化策に關し研究するため十五名より成る特別委員會を設置することに決定したが同委員會の顔觸れは村田會長の指名により卅一日左の如く決定した

名により卅一日左の如く決定した
煙茂、澤井謙吉、大久保賢治郎、谷口正雄、田中卯三郎、辻鈔吉、山口豐、納賀雅友、矢吹禎一郎、荒木忠雄、佐々木忠一、河野常八、森岩五郎、田邊淺市、山縣勝見

歐洲向貨物の戰時保險料率引上

【三】海上保險一木會では去る廿三日以來實施されたロンドン海上保險組合の戰時保險料引上げ(歐洲極東間往復とも百圓に付き五十錢より七十五錢に改訂)に追隨して今同左の如く歐洲航路貨物の戰時保險料を引上げることゝ決定、來月一日より實施することゝなつた

一、日本より地中海經由歐洲各港向貨物については往復航路とも百圓につき從來の二十五錢を三十七錢五厘とする

一、パナマ運河經由歐洲向貨物は同じく從來の二十錢を三十二錢五厘とする

會社

資金審査會七十九件許可

【三】(日銀發表)前週中の臨時資金調整法に依る處理件數は七十九件で、うち主なるもの左の如し(單位千圓)

△増資—新潟硫酸二、〇〇〇(四分一拂込)
△拂込—佳友アルミニウム製鍊二、五〇〇、日本火藥製造一、〇五〇、日本火工三三七三〇、新潟電力三、〇〇〇

錦華紡、東亞重工業會社を創立

【三】錦華紡では既報の如く重工業方面に進出するべく過般來青島にある杭東鐵工廠と提携し紡織並に一般工作機械製造の新會社設立を計畫中であつたがこの程愈々右鐵工廠を母體として資本金二百萬圓(内拂込百萬圓)の東亞重工業會社を設立することゝなつた、來月早々創業の豫定で取敢へず五噸の電氣爐一基を設備し紡織を製造する

日本輕金屬會社創立

【三】日本輕金屬會社創立總會は廿日開催、定款を附議承認の後、役員を左の如く選任した、尙本社は當分東電ビル内に置くがである

△社長 小林一三△副社長 中川末吉、田邊七六△常務取締役 上島清藏、山田康太郎△取締役 西村小次郎、小村千太郎、田中良雄、山下太郎、新井章治、岡部榮一、高橋本枝、西田傳五郎△監査役 杉本五十鈴、大澤佳郎、鈴木與平

萩原孝吉、大河原榮之助
日鐵、三井所有の全鐵山を買収

【三】懸案の一大資源開發會社設立問題は今回商工省の斡旋により日鐵と三井との間に略々諒解成立し日鐵は三井所有の鐵山を完全買収することゝなつたので愈々今月中に日鐵創立當時の評價委員會(池田、郷、各務、俣、吉田の各氏が委員)に際し正式決定した上月頃創立總會を開くことゝなつた、即ち日鐵では鐵山及朝鮮に於ける鐵鑛、粘結用炭、石灰石、マンガン鐵の開發を目標とする一大資源開發會社を設立すべく企圖し、既に三井との間には釜石鐵山及び北海道炭礦汽船係の輪西鐵山を新會社に吸收する方針に兩社委員の評價委員會で決定してある、之が將來への保證等を要求し、之に對し日鐵は配當率は親會社同様年七分とするも之が保證は不可なりと見解を抱いてゐたが、兩社の意見一致せず今日に至つたが、最近この種の難點を一氣に解決するため三井所有の鐵山を日鐵が完全買収することゝ兩社の意見一致したもので之が買収價格は評價委員會の決定に俟たなければならぬが大體(釜石鐵山)東海上×〇、九三

明治火災×二、四〇〇、三
三菱海上×二、四七
東明火災×二、三六
東京海上×〇、九三
越 一、九〇
日本水産 五、三七
南洋拓殖 一、〇〇
日 海 郵 船 〇、六
日 活 〇、七
國際汽船△六、六元
新興キネマ 無配
(註)×は十三年度利益金で繰越金を含む、△は船價銷却に充當

懸案の資源開發會社は先づ日鐵、三井の間で設立されることゝなつたが、問題の茂山については既に三菱が四百五十萬圓を投じ開發に着手しつゝあるのが容易に參加を肯んぜず今後の問題として殘されることゝなつた

京濱電鐵、東京高速鐵道の配下に

【三】東京高速鐵道では將來に於ける東京地下鐵との合併計畫の前提として、その經營を補強する意圖から今回京濱電鐵(資本金一千五百萬圓内拂込一千三百二十萬圓)の總株數三十萬株(五十圓全額拂込株十萬二千株、四十圓拂込株十九萬八千株)のうち過半數の十五萬一千株(五十圓全額拂込株五萬株、四十圓拂込株十萬一千株)を買収に決定、卅一日その受渡を完了したが、之を以て京濱電鐵は今後同社の支配下に處することゝなつた

會社當期利益金並配當率

社名	當期當期	前期	配當率
三月下旬中發表分左の如し(△印減)	千圓	千圓	制
明治火災	×二、四〇〇	×二、四〇〇	二・〇
三菱海上	×二、四七	×二、四七	一・五
東明火災	×二、三六	×二、三六	二・五
東京海上	×〇、九三	×〇、九三	一・六
越	一、九〇	一、九〇	一・〇
日本水産	五、三七	五、三七	一・三
南洋拓殖	一、〇〇	一、〇〇	〇・六
日海郵船	〇、六	〇、六	〇・七
日活	〇、七	〇、七	〇・六
國際汽船	△六、六元	無配	無配
新興キネマ	無配	無配	無配
(註)×は十三年度利益金で繰越金を含む、△は船價銷却に充當			

社會・文化

☆學術・文化

電氣試驗所式高速通信機完成

【三三】現在我國で使用してゐる機械的自動通信機は最大限毎分八百字の送受信しか可能ではないが今回毎分和文では六千字、歐文では七千五百字を送受信する高速通信機が通信省電氣試驗所原口猷一技師の努力で完成した、遞信省でも近く「電氣試驗所式高速通信機」として實際業務に採用することとなつてゐる

壯丁學力調査發表

【三三】廿一日文部省では昭和十三年壯丁教育調査の概況を發表した、この調査は同年四月十六日より七月三十一日に亘り全國二千四百四十二ヶ所に設けられた調査場で實施されたもので主なる結果は次の通りである
△教育程度情況 中等學校卒業に達せざる者が約五十三萬人、全壯丁の約八六％、中等學校卒業以上の者が約八萬六千人、全壯丁の一四％、最も多數を占むるものが高等小學校卒業者の十七萬人、これに次ぐのが青年學校本科卒業業者十一萬人、小學校卒業七萬五千人で數年來同一傾向を續けてゐる、小學校を卒業しなかつたものは不就學者の二千四百六十七人、途退學者の一萬一千三百六十七人、合計一萬三千八百二十八人で全壯丁の二・三％に當る

△學力情況 第一部修身公民科、第二部國語、第三部數學として壯丁の學力調査と同一の問題を小學校、高等小學校、青年學校の兒童に與へ壯丁の學力と比較觀察したが、第一部

では兒童生徒の方が壯丁よりも低率である、就中教育勸語の一節の空いてゐる所に正しい文章を記入させる問題あり、又同様「君が代」の歌詞の空いてゐる所に正しい文字を記入させる問題の正答率が壯丁、兒童共に七〇％實數にして約三十六萬人、あることは注目される、(第二部)正しい文字を記入させる小學校二

に三二％ 實數にして十七萬人、後三六六萬人は解答出來なかつた、概して壯丁は書取が最も不良、文字使用に關するものが稍々良好、文章や語の使用法が兒童生徒に比して低下してゐる、(第三部)數學では簡単な引算、加へ算等は成績が良いが日常生活に關した應用問題が不良だつた、(中等學校卒業以上の壯丁について)第一部をのみ課したが、帝國臣民た

る男子の兵役義務年齢を正答したものが三十八％、「近視眼、遠視眼を補正する眼鏡は凸レンズか凹レンズか」を知らないものが約五〇％であることは考慮を要する

△結論 (一)國民教育の水準は年々上昇してゐる、(二)市部では教育程度の高者も多いが低い者も非常に多い、大衆實務青年に對して教育機關が普及徹底しない結果である、(三)壯丁の學力は兒童成績に比して低い、學校教育の效果は卒業と共に年々低下する傾向にあることを立證する、(修身公民科の知識に比して理科、國語、時事問題、國語數學等の知識が少い)

【三三】國際文化振興會では新年度前に役員改編を行つた結果副會長郷誠之助男が顧問に常務理事岡部長景子が副會長となり理事長は樺山愛輔伯が辭任して理事となり後任に永井松三氏を選任決定した

☆檢察・裁判

【三三】戦時下の物資統制のため商工省では昨年来各種目に亘り臨時措置法に基く省令を公布し全國的に綿糸布初め多數違反者の檢舉を見たが右省令公布前の契約で取引が公布後の有罪に對して反對の無罪説が少なく禁綿事件を初めこの種事件の公判は常に論争が絶えない有様であるが廿九日大審院刑事一部久保田裁判長は國策の見地から斷乎として有罪に軍配をあげ新判例として公示したことは將來のこの種犯罪に對する指針となるものとして注目されてゐる

事件は富山縣下新川郡泊町所在泊紡績株式會社が大坂市の中山織布株式會社に對し昨年三月一日省令公布前の契約だからと同年五月四日から同六月二十日までの間に混紡糸五百十七俵(價格四萬四千九百九十圓餘)を割當票なしに引渡したことが違反に問はれ會社は罰金四千圓社長中山定次郎氏(四八)は同五百圓、専務中谷義三郎氏(五七)は同千圓の判決を蒙り、大審院では久保田裁判長は決言渡しをうけたが不服上告したものである、大審院では久保田裁判長係りて審理の結果二十九日正午本件に對し上告棄却を言渡したので原刑の罰金が確定したが其の際裁判長は綿糸配給統制規則第四條の割當票と引換に非ざれば販賣することを得ず

との條文を説明し左の要旨を判例として公示した

この割當票と引換に非ざれば販賣をなすことを得ずとは割當票と引換に非ざればははゆる現實に賣買は勿論既成の賣買契約による綿糸の引渡を爲すを得ずとの意なりと解するを相當とすべく斯く解することこそ臨時措置法の精神に適合し所謂國策に合するものと云ふべし

☆雜

消防組最後の表彰式

【三三】三百年の傳統を誇つた消防組も警防團の誕生により今月限りを以つて江戸消防史からその名を消すことになつたが警視廳及東京府消防協會ではこの町火消しの功績を永久に記念するため二十五日警視廳で消防功勞者並びに本年度優良消防組の表彰式を舉行了、日本消防協會の表彰を受けたものは總數三四、三二二名の多數に上つて居り其の主なるもの左の如し

一、特別功勞者 足立、千住組橋本幸吉、青梅、水川村組頭木村信三、荒川、日暮里組頭田宮惣左衛門の三氏

二、永年勤續者 三十年以上、芝三番組頭平井龜吉氏外三百九十名

帝國飛行協會總務理事更迭

【三三】帝國飛行協會では廿一日評議員會及び理事會を開いて前總務理事四王天延孝中將の後任及び一名缺員の副會長推選につき協議の結果阪谷會長に一任となり同會長から陸軍中將堀丈夫氏を副會長兼總務理事に推選同中將の承諾を得清場一致で可決した

▲森田政義代議士【三三】大阪府選出政友會所屬代議士森田政義氏は廿一日午後五時四谷區北伊賀町の自宅で決心症のため急逝した、享年五十六

▲觀世左近氏【三三】能樂觀世流の宗家觀世左近(本名清久)氏は去る十四日山都より歸京後急性肺炎で澁谷區向山町一七の自邸で病臥中であつたが、二十一日午後七時半逝去した、享年四十五

▲松村諦成氏【三三】日本絹織取締役社長兼大日本紡、日本レーヨン、新日本レーヨン各社取締役松村諦成氏は豫て風邪のため自宅大阪市住吉區帝塚山中二の八七で療養中とところ急性肺炎を併發二十二日午前十時半逝去した、行年六十八

▲豊岡圭資子【三三】貴族院議員子爵豊岡圭資氏は病氣のため二十二日午後五時五十分澁谷區八幡通り二の二の自宅で逝去した、享年六十六

▲杉村陽太郎大使【三三】特命全權大使杉村陽太郎氏は一月廿日歸京後結腸周圍炎に肋膜炎を併發慶應病院に入院加療中であつたが廿四日午前一時四十五分逝去した、享年五十六

▲佐多芳久博士【三三】佐多病院長醫學博士佐多芳久氏は廿七日夕刻芝區西久保巴町の同病院内で腦溢血で倒れ手當中であつたが二十八日午前十時二十四分逝去した、享年五十四

▲田中光顯伯【三三】昭和七年以來靜岡縣庵原郡蒲原町中五九二の別荘に隱棲中の田中光顯翁は去る二十日朝より風邪にて高熱を續け食慾なく衰弱甚しく二十八日午後六時五十分

訃

スポーツ

逝去した、享年九十七

全國選抜中等野球

大毎主催第十六回全國選抜中等野球大會は全國二十校の選手参加の下に廿六日から甲子園球場に於て華々しく火蓋を切つた、成績左の通り

【第一日】(二十六日)

中京商	010020040
海草中	0010001000

【第二日】(廿七日)

日大三中	0000200000
海南中	0030000000A

【第三日】(廿八日)

高松商	0010010000
高松	0000010000
平安	0000140000

【第四日】(廿九日)

島田商	0011000000
島田	0011000000

【第五日】(三十日)

平安中	0100000000
岐阜商	0000310000

【第六日】(三十一日)

東邦商	0022070315
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A

【第七日】(一日)

東邦商	0000000001
浪華商	0000000001
東邦商	0022070315
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A
小倉工	110000001A

【第八日】(二日)

北神	000040000A
浅野	000000101

浅野	000000101
北神	000040000A

浅野	000000101
北神	000040000A

岐阜商	000000000A
岐阜	000000000A
下関	0000000000

島田商	0000000010
吳	000000000010
島田	001100000000

海南中	0000000000
海南中	0000000000
東邦商	0000001035

中京商	021000000A
中京	0011000000
徳島	0011000000

平安中	0100000000
平安中	0100000000
岐阜商	0000310000

島田商	0000000000
熊本	0000000000
熊田	0010000000

早慶スキージ	0000000000
早慶	0000000000
早慶	0000000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000
大野	0100000000

澤スキー場に於いて舉行した、成績左の通り

転 (鈴木功行(野澤)五分一秒二 (森) (野澤) 三分二秒六 (富井(野澤) 三分二秒二)

新複合 (森貫(野澤) 四七八 (富井(野澤) 四六六 (鈴木(野澤) 四五六)

東西OB對抗ラグビー (第十回全日本東西対抗OBラグビー戦は廿六日午後二時半から花園球場において舉行、關東東々々勝ち連覇を遂げた)

關東19 (810) 9 關西 (119) 9

堀口、網野に反則勝 (堀口對網野十二回戦は廿五日午後六時半から國技館で舉行、堀口對網野戦は堀口六封の差を物ともせず三回迄リードし第四回網野ロープレーを二回繰返し更に第五回にも再度ロープレーしたので結局堀口の反則勝となつた)

十二回戦 (無) 二反則一網野(無) 四堀口(無) 五回三秒

大相撲十五日制決定 (大日本相撲協會では今年五月場所から期間を二日間延長、十五日制を實施する事になりこの旨廿二日正午協會から正式に發表された)

全米アマ・レスに我が二世優勝 (サンフランシスコ) (全米アマチュア・レスリング選手権大會は廿五日夜當地萬國博覽會内ホールで舉行、この日六人の我二世レスラーが出場、四人は一回戦で敗退し残り二人は八度級トム・伊本(カリフォルニア・フラー)トントンジュニャー・カレル

ヂ)選手は決勝戦に於いてウイルス・スクリブナー(カリフォルニア・シャーマン・インステテュート)を僅かに四分一秒でフォールして堂々選手権を獲得一二三封度級藤岡選手準決勝又ウエルンダー級ブルーノ選手は意外にも決勝でウオルター・ジャコブ選手(紐育イサカY.M.C.A.)にフォールされた)

決勝成績左の通り (一一二封度級 (一一八封度級 (トム・伊本 フォール (オールド・ジャコブ フォール (ブルノ・ウオルター フォール (ブルノ・ジャコブ 六分四秒)

全米室内水上第一日 (コロムバス(オハイオ州) (全米A.A.U室内水上競技選手権大會第一日は三十日當地オハイオ州立大学プールで九大學生チーム、十五俱樂部チーム二百五十選手参加の下に舉行、此の日の決勝は百五十碼背泳、一

百碼自由形、三百碼個人混泳、一米飛板飛込の四種目であつたが百五十碼背泳ではキープアが首位を占め、百碼自由形ではワイックが連続覇権を獲得三百碼個人混泳、飛板飛込はクラーク、パトニツクが夫々連覇した、成績左の如し

(百五十碼背泳決勝 (アドルフ・キープア(無所属)二分三秒三(世界新記録) (百碼自由形決勝 (ピーター・ワイック(ニューヨーク・A.C.) 五分一秒

(三百碼個人混泳決勝 (アンデイ・クラーク(デトロイト・A.C.) 二分二秒六) (一米飛板飛込決勝 (アル・パトニツク(無所属) 一分三三)

全米學生室内水上 (アン・アール(全米)第十六回全米學生室内水上競技選手権大會は二十四、五の兩日に互り當地ミシガン大学プールに於て舉行されミシガン大學は總計六十五點を擧げて優勝した、當大會に於て更新された記録左の如し

(三百碼混泳 (プリンス・トン大(バンドウエー、ホッフ、バーク) 三分四秒五(大學新記録) (二碼百平泳リチャード・ホッフ(プリンス・トン大) 三分三秒 (世界室内新記録) シカゴリレー招待競技會 (米陸上界インドア・シカゴ) (最後の最後を飾る大競技會として有名な第三回シカゴリレー招待競技會は二十五日當地で舉行、優秀記録左の通り) (棒高跳 (アール・メドウス(南加火俱) 四米三六(世界室内新記録) (四十碼高障礙 (アラン・トルミツチ(ウェン大) 五分一秒一(世界室内新記録) (六十碼高障礙 (アラン・トルミツチ(ウェン大) 七秒三(世界室内タイ記録) (五十碼 (ウィルバー・グリアア(ミシガン州大) 四分三秒三(大會新記録) (ドナルド・ラツシュ(インディアナ州警察A.C.) 四分一秒五(大會新記録)

滿洲國

人事發令

▲樋口重工業科長を駐日理事官に
 ▲新東京【二三】滿洲國政府は日滿産業緊密化に伴ひ動物計畫其他産業部關係事務に就き日本との折衝事務處理の爲かねて駐日大使館に産業部關係理事官一名を常駐せしめることとなり、既に右に伴ひ官制の改正を行つたが、初代理事官に樋口重工業科長を起用する事となり廿三日左の通り發令した

産業部理事官

樋口 太郎
 任大使館理事官 命日本大使館勤務
 ▲塚本濱工教授、奉天技術院長に
 新東京【二三】國立大學奉天鐵工技術院長は廿七日の國務院會議に於て左の如く決定即日發令された

濱松高等工業學校教授

塚本玄門
 任國立大學奉天鐵工技術院長 (簡任二等)
 ▲哈爾濱學院長決定 新東京【二三】滿洲國政府は廿一日の持廻り國務院會議で左の人事が決定した

舊哈爾濱學院長

三毛 一夫
 任國立大學哈爾濱學院長 (簡任一等)
 郵政總局理事官兼交通部參事官
 宮本 武男
 任奉天郵政管理局長 (簡任二等)
 奉天郵政管理局長 中島 俊雄
 依願免官

經濟部に爲替科新設

新東京【二三】滿洲國政府では最近に於ける爲替行政の重要化に鑑み從來經濟部金融科で行つて來た爲替事務を分離して獨立の科爲替科を新設する事となり廿三日の政府公報を以て

經濟部の分科規程の變更を發表した

☆外交・國防

▲滿獨修好追加條約調印
 新東京【二三】昨年五月十二日伯林で調印された滿洲國及び獨逸國間の基本關係を規定した滿獨修好條約の實施に關し豫て新東京に於て外務當局と駐滿獨逸ワグナー公使との間に、又伯林に於て獨逸外務省と駐獨滿洲國呂宜文公使との間に商議が行はれてゐたがこの程兩國政府間に合意成立、本廿四日午前十一時半國務總理官邸に於て張國務總理とワグナー公使との間に前記修好條約追加條約の調印を了し左の通り兩國政府の共同コミニケが發表された

康徳五年五月十二日附滿獨修好條約實施の爲め本日新東京に於て滿洲國全權委員張國務總理大臣と獨逸國全權委員ワグナー公使との間に最惠國待遇に關する追加條約調印せられたり

國境建設充備費百十一萬餘圓

新東京【二三】滿洲國政府は本年度一般會計豫算に國境建設充備費として百十一萬二千圓を計上、近く國務院會議に於て正式決定の筈である、右追加豫算は國境地帯の道路建設材料及び木材の購入に充當される筈である

聯艦頻々不法越境

新東京【二三】東部滿洲國境方面に於ける聯艦の越境が頻々たる折柄又廿三日午前八時五十分頃聯軍用機三機は東寧北方第十七號界標前空より越境、約十キロ領空侵犯の上滿洲

國內の地形偵察を行ひ修マザオロソフ方面に飛翔した、更に同日正午過ぎ同機軍用機一機は綏芬河前面第三トンネル附近より越境綏芬河上空に現はれ偵察の上ソ聯領に引返した度重なるソ聯側の不法行為に外務當局は重大なる關心を示し、廿四日午後下村在哈特派員を通じソ聯政府に嚴重抗議を發した

又も外蒙兵越境

新東京【二三】去る三月十八日から廿日までに三日間に亘り装甲自動車トラック乗用者等約十臺に搭乗せる外蒙兵がボイルノール西方約八十料の滿洲領アラガボルカ附近に越境し來り附近の滿人に對し同地北方の地點に不法にも退去を要求せる事件あり、更に之に先立ち三月十一日外蒙軍飛行機三機が同地南方約三十料の滿領地點を偵察した事實が判明し極めて計畫的な不法行為とされてゐる、右に關し滿洲國外交部は直ちに在哈爾濱下村特派員をして嚴重抗議を行ふこととなつた

☆財政・經濟

二月中貿易概況

新東京【二三】經濟部發表滿洲國の二月中貿易概況は輸出八千五百萬圓、輸入一億一千百萬圓で、差引入超二千六百萬圓を示し、前年同期に比し輸入は四百萬圓の増加に留まり、輸入は三千四百萬圓を増加してゐる、從つて貿易収は前年同期の百萬圓出超に比し表面的に悪化してゐる、併しこれを表面を除く第三國に就て見れば前年同期に比し輸出入とも並行的に微減して居り差引八百萬圓の出超で、前年に比し出超額は百萬圓を増加してゐる、從つて二月中の貿易

収の悪化は日本よりの輸入著増に原因してゐるので日滿プロットより見た國際收支収は前年より好調にあるわけである、産業五ヶ年計畫遂行上の資材輸入の激増から、日本からの輸入は前年同期の五千六百萬圓に比し三千萬圓著増してゐるのは注目される、品目別に見れば大豆が三千百萬圓の輸出で、大體前年同期と變りなくその他の豆は三百萬圓で前年より二百萬圓増加し玉蜀黍は四百萬圓で三百萬圓増加、大豆糟は一千百萬圓で三百萬圓増加である、輸入品では機械及び裝置の千百萬圓を筆頭に車輛及び部分品が八百萬圓、鐵礦六百萬圓、人織織物五百萬圓と夫々前年同期の倍額近く増加してゐる

三月中旬貿易概況

新東京【二三】三月中旬貿易は輸出二千六百七十三萬圓、輸入三千九百一十一萬圓、差引入超一千二百三十八萬圓にして前年同期に比し輸出一千五百七十五萬圓、輸入一千七百七十九萬圓を夫々増加してゐる

第三國向輸出不振

新東京【二三】年初以來滿洲國政府當局の第三國向け輸出増進方策も案外功を奏せず最近輸出の鈍化は漸く顯著となり此際根本的對策の樹立が各方面に熱望されてゐる、即ち昨年十月より本年三月に至る上半期の對第三國輸出は大豆輸出に於て六十三萬噸と推定され前年同期に比し八萬噸の減少である、これが原因として獨逸を除く第三國向けに於いて二十二萬噸の減少を來した爲め、この内デンマーク、スウェーデン、オランダに於ける著減は滿洲大豆の獨り高により落花生又は米國大豆に移行した結果と見られ、又英佛のそれは

主として政治的理由に基づくものと見られる、又大豆以外諸品目の輸出減退は一層甚しく昨年十月より本年二月迄の輸出額一千萬圓で前年同期の二千五百萬圓に比し實に六割減少を示してゐる、この間にあつて上海の圓安を利用する支那向輸出のみ旺盛にして十月より二月までの總額二萬一千噸に達し昨年度輸出量を凌駕するに至つた、斯くて下半年豫想に對しても目下の所悲觀説多く大豆は前年同期に比し二割減を豫想されてゐるが輸出餘力そのものは相當餘裕を示してゐるので今の内に根本的積極工作を施せば局面打開容易なりとしその實施を要望されてゐる

滿洲航空路擴充

奉天【二三】滿洲航空會社では四月一日より定期ダイヤの改正を斷行するに決定廿二日發表した、今回の改正は中央部と國境方面各線間連絡の緊密化を主眼とし滿洲航空路に劃期的擴大充實を齎らすものである、新航路は奉天、齊齊哈爾、滿洲里、孫吳(週三往復)と牡丹江、勃利、密山(週四往復)の二循環航路で回数増加航路は佳木斯、黑河、漠河間の月二往復を四回、方正、佳木斯、富錦間の週四往復を七回に増加する、從つて新東京を中心に北緯國門、北滿及び滿蒙の全面的重要な都市の連絡が可能となつたわけである

原棉・綿製品統制法公布

新東京【二三】原棉及び綿製品の輸入制限に伴ひ綿製品配給の不圓滑及び價格の昂騰を示しつゝある現状に鑑み政府はこれが民衆に及ぼす悪影響を顧慮して原棉、綿製品統制法を制定し、國內生産品及輸入品の配給並に價格の統制を圖ることとなつたが

國務院議、參議府會議等の國內手續を完了し、廿五日附愈々原棉、綿製品統制法を公布實施した、統制法全文の如し

第一條 本法は原棉及綿製品の配給を圓滑にし價格を適正ならしむると共に綿業の健全なる發達を圖るを以て目的とす

第二條 原棉（打掃用棉花を除く以下同じ）を輸出し又は輸入せんとする者は産業部大臣の許可を受けべし但し關東州へ輸出し又は關東州より輸入せんとするときは此の限りに非ず

第三條 産業部大臣の指定する者に非ざれば棉花統制法第二條第一項の指定を受けたる者（以下棉花收買業者と稱す）又は原棉を輸入したる者より原棉を買受けることを得ず但し産業部大臣の許可を受けたるときは此の限りに非ず

第四條 前條の指定を受けたる者は重要産業統制法第一條第一項の許可を受けたる綿絲紡績業者（以下綿絲紡績業者と稱す）以外の者に原棉を販賣することを不得ず但し産業部大臣の許可を受けたる者に販賣するときは此の限りに非ず

第五條 第三條の指定を受けたる者に非ざれば綿製品を輸出し若は輸入し又は綿絲紡績業者若は産業部大臣の指定する綿織物、綿メリヤス製造業者（以下指定製造業者と稱す）より綿製品を買受ける事を得ず但し産業部大臣の許可を受けたるときは此の限りに非ず

第六條 第三條の指定を受けたる者は綿絲紡績業者、指定製造業者又は産業部大臣の指定する元賣捌業者（以下元賣捌業者と稱す）以外

の者に綿製品を販賣することを不得ず、但し産業部大臣の許可を受けたる者に販賣するときは此の限りに非ず

元賣捌業者は小賣を爲すことを得ず、但し産業部大臣の許可を受けたる者に販賣するときは此の限りに非ず

第七條 第三條の指定を受けたる者は毎年原棉に付ては其の買受け又は販賣すべき數量綿絲製品に付ては其の輸出し若は輸入し又は買受け若は販賣すべき種類及び數量を定め産業部大臣の認可を受くべし、之を變更せんとするときは亦同じ

第八條 棉花收買業者、第三條の指定を受けたる者、綿絲紡績業者又は指定製造業者は何等の名義をもつてするを問はず産業部大臣の定める價格に相當する對價をもつてするに非ざれば原棉又は綿製品を販賣することを不得ず

元賣捌業者又は綿製品販賣業者は何等の名義をもつてするを問はず産業部大臣の定むる價格を超越する對價をもつて綿製品を販賣することを不得ず

第九條 産業部大臣は公益上又は統制上必要ありと認むるときは棉花收買業者、原棉の輸出又は輸入を爲す者第三條の指定を受けたる者綿絲紡績業者、指定製造業者、元賣捌業者又は綿製品販賣業者に對し原棉又は綿製品の販賣に關し必要な命令を爲すことを得

第十條 産業部大臣必要ありと認むるときは棉花收買業者、原棉の輸出若くは輸入を爲す者、綿絲紡績業者、指定製造業者、元賣捌業者其の他綿製品の取扱業者をして其の業務につき報告を爲さしめ又は所部の官吏をしてその營業所、倉庫その他の場所に臨檢し金庫、帳簿其の他の文書物件を檢査し若くは關係人を訊問せしむることを得

第十一條 原棉の輸出若は輸入を爲す者、綿絲紡績業者指定製造業者又は元賣捌業者若くは本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは産業部大臣は第二條の許可若くは第五條、第六條第一項の指定を取消し又は營業の停止を命ずることを得

第十二條 左の各號の一に該當する者は五千圓以下の罰金に處す

一、第二條の許可を受けずして原棉を輸出し又は輸入したる者

二、第三條、第五條又は第六條第二項の規定に違反したる者

三、第八條の規定に違反したる棉花收買業者、綿絲紡績業者、指定製造業者、元賣捌業者又は綿製品販賣業者

前項の場合に於て犯罪に係る原棉又は綿製品にして犯人の所有し又は所持するものは之を沒收す、若くは其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價格を追徴す

第十三條 棉花收買業者、綿絲紡績業者、指定製造業者、元賣捌業者又は綿製品販賣業者第九條の規定による命令に従はざるときは千圓以下の罰金に處す

第十四條 第十條の規定により命ぜられたる報告を爲さず、若くは虚偽の報告を爲し又は所部の官吏の尋問に對し答辯を爲さず、若くは虚偽の答辯を爲したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

第十五條 前三條の規定の適用に付ては康徳五年勅令第二百二十五號行政法規の罰則適用に關する件による

第十六條 本法に於て綿製品とは綿絲、綿織物又は綿メリヤスを謂ふ前項の綿絲、綿織物又は綿メリヤスにはステープルファイバーを混用したるものを含む

附則 本法は公布の日より之を施行す

▲全滿織布規格統一に乘出す 新京

▲滿洲國産業部では綿業統制法の公布と並行的に綿布同業者の自治的組合結成を促進、遠隔地業者への配給並びに公道價格の浸透を圖らんとして、而して全滿に於る綿布製造業者は約二千を越えるものも豫想され、現在製造されてある織布は規格が全く統一されてをらず、從つて價額の不統一を來たしてゐる

のて當局は近く織布規格の統一に乗り出し織布業技術の向上を圖る事となりこれが具體案を考究中である、而して具體的方法としては綿聯が中心となり、地方同業組合自體をして自治的に行はしむる方針で目下細目考究を進めてゐる

件ふ部局令の説明があつた後、①統制事務の會員委託に關する件、②統制品取引規約に關する件、③綿絲布價額調整資金に關する件、④統制法現發布當日工場の休轉に關する件等に就き審議し統制法の運用に萬全の協力を申合せた、尙綿業統制法第五條に依り綿業聯合會が綿製品を買上げ得る綿織物、綿メリヤス製造業者として左の三者が廿五日付産業部令で追加指定された

東洋紡績、内外綿、滿洲福紡

關東州でも綿業統制實施 新京【三三】滿洲國政府が廿五日附を以て綿業統制法を公布したに呼應して關東局に於ても同日關東州臨時原棉及び綿製品統制規則を公布し滿洲國側と歩調を一にすることとなつた

滿洲國でもスフ強制混用 新京【三三】綿絲布の需要増大に鑑み政府はスフ強制混用に就き準備中であつたがスフ輸入に關しては既に内地側と協定成り愈々四月中旬より強制混紡を實施する事となつた、尙四月以降の原料スフは大體一ヶ月二百萬ポンドづゝ輸入可能と見られてゐる

水力資源調査 新京【三三】産業五ヶ年計畫による水力發電計畫は現在工事中の鴨綠江水豊、第二松花江、大豊滿、鏡泊湖水豊、及び未着工の渾江の合計百三十五萬キロワットが豫定されてゐるが東邊道の開発進捗による電力需要の激増に即應するため水力電氣建設局調査課では渾江の根本的調査を急ぎ二月初旬以來三班より成る調査班を派遣第一班は既に調査を完了、第二、三班も四月中旬までには現地調査を終

り六月までに全般的綜合調査を完了することになつた

無爲替輸入を許可することとしこれ

北鮮から鞍山への送電決定

社に臨時總會を開催、資本金を従來

鮮農入殖資金計畫

輸出用作物の大増産策決定

開拓種子配給資金三倍に躍進

滿拓年度資金計畫

滿拓電業事業費五千萬圓

鮮滿拓殖より投資することとし

一、大豆については昨年度收穫量が

一、訓練所及び地方事務所増設費

一、物品資材購入費

一、前年度借入金償還

四月二千、五月四千八百、六月五

一、蘇子、蓖麻子、胡麻の三品目に

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

一、ポミー等に就いては圓プロツク

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

麻袋輸入を大豆輸出とリンク

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

一、物品資材購入費

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

一、前年度借入金償還

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

一、物品資材購入費

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

一、前年度借入金償還

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

滿鐵總裁更迭

四月二千、五月四千八百、六月五

世界情勢

旬間大觀

ドイツのチエコ併合に續く次の問題はメーメル返還要求、ポーランド廻廊問題であらうと豫期されて居たが果せる哉ドイツはメーメル・ドイツ人の自發的要求として之を斷行、リトアニア政府は廿二日を以て之が正式返還を通告した、一方波蘭に對してはダンチヒの返還、波蘭廻廊に軍用道路建設、波蘭の對ソ態度の明示等を要求しその代償として獨逸國境の保障、獨逸友好條約の五ヶ年延長を申入れたと報ぜられポーランドの去就が注目されて居たが英佛を盟主とする包圍陣營を完成工作は遂にこの波蘭の首鼠兩端に乗じて三國軍事同盟を結成、チエコ・バルカン英首相は三十一日の下院に於て波蘭の獨立保障を聲明しこゝに英國の傳統的大陸不介入政策は一擲せられ英外交政策上一大轉換を劃した、然し事實問題として英の爲し得る範圍は精々借款供與の域を出でざるべく、之に對して廿六日のムソリーニ演説は早くもアルバニア進出の萌芽を匂はせ、東歐バルカンを繞つての包圍陣營結成に腐心する洪佛を牽制、歐洲の政情は今や刻々に窮地に迫込まれつゝある

獨逸中歐制霸擴大

メーメル復歸

英紙メーメル問題豫想
ロンドン【三三】廿一日のデーリー
テレグラフ紙の外交記者はチエコの併合を完了したドイツは今や鋒を北に轉じてメーメル地方の回復に乗出すことゝならうと次の如く報じてゐる

ドイツの東南歐に對する進出は國際環境の悪化によりチエコの併合を以て茲當分は斷念しなければならぬまいがドイツはこれに代つて次の工作としてリトアニアに對する進出を開始すべくドイツのメー

メル地方還附要求は今や差違つたものと豫想されてゐる、リトアニアは現在の所ドイツの斯る進出に對し有効な反撃を加へる用意は出来てゐないやうだがリトアニア本國にドイツの手が延びるやうなことがあればポーランドが重大なる關心をなすであらう、但し歐洲政局に於ける次の大問題は結局イタリアの對佛要求であらう

メーメル・ドイツ人強硬要求説

【三三】ドイツのチエコ制覇と關聯してメーメル獨立運動が俄かに活潑化したと傳へられる折柄廿一日コゾノに達した報道によればメーメル在住のリトアニア官吏はドイツのメーメル併合がいよいよ近く實現することを怖れ早くも家族を續々メーメル市外に避難せしめてゐる模様で東プロシアのドイツ軍が數日來リトアニア國境に集結メーメル制壓の態勢を示してゐるとの風説が頻りに行はれてゐる、一方メーメル在住のドイツ人は近くリトアニア政府に對し

メーメル問題發展

【三三】リトアニア政府はメーメル獨立運動の急展開に對處するため廿一日コゾノに臨時議會を召集對策を協議した、コゾノ外交界の消息によればリトアニア外相ウルブシンス氏が廿日ローマからの歸途ベルリンに立寄りリトアニア外相と會見した際ドイツ側から今後五日以内にリトアニア人は全部メーメル市内から撤退する様強硬要求を行つたと言はれ、リトアニア政府が右の要求を受諾する場合にはドイツはリトアニア國境の不可侵並にメーメル港のリアニア人による使用の自由を保障する用意がある旨を言明したと傳へられる

最後通牒獨逸否定

【三三】ドイツ政府がメーメル獨立問題につきリトアニア政府に「最後通牒」を送つたとの報道が頻りに海外で流布されてゐるがドイツ官廳は廿一日これを否定して「斯る風説は全く事實無根である」旨言明した

メーメル返還要求

(メーメル知事肯定)

【三三】メーメル獨立に關するドイツ政府の對リトアニア最後通牒説が頻りに傳へられる折柄メーメル知事ガイクトル・ガイリウス氏は廿一日ドイツ政府がリトアニアに對しメーメル返還の強硬要求を提示した事實を肯定し次の如く言明した
ドイツ政府はリトアニア政府に對しメーメルをドイツに割讓する様強硬要求を提示して來た、リトアニア政府は目下これが回答につき慎重に検討を重ねてゐるが恐らく明廿二日にはドイツ政府に對し正式回答の運びとならう

メーメル返還原則に承認

【三三】廿一日リトアニア政府は臨時議會を開いてメーメル返還に關するドイツ政府の要求を討議した結果遂にメーメル無條件返還に關するドイツの要求を原則的に承認するに決定した模様である、消息筋の傳へる處によればリトアニアはメーメル返還によりドイツ側より自國國境の保障に對する確約とメーメル港の一部使用權を保留するものといはれる

リ政府コミュニケ

【三三】ドイツのメーメル地方返還要求に關しリトアニア政府は廿一日夜公式コミュニケを以つて本問題に關する現在迄の經過を左の如く發表した

リトアニア政府は廿一日午後二時より閣議を開催、ウルブシンス外相よりメーメル地方返還問題につき最近同外相がリトアニア外相と行つた會談の内容に關する詳細な報告があつた、ウルブシンス外相の報告によればリトアニア外相はドイツ政府を代表してウルブシンス外相に對しメーメル地方の右返還を以つて問題を平和的に解決する唯一の正當な方法と思惟する旨を述べた、リトアニア外相は更に、獨逸の合意による協定によつてメーメル地方返還の取極めが成立した曉にはドイツはメーメル港に於けるリトアニアの經濟的權益を廣範圍に認めざる旨を附言した、又リトアニア外相は右の解決方法はメーメル地方のドイツ人住民の希望とも一致し從つて將來リトアニア獨逸間の親善關係に大いに貢獻するであらうと述べた、更にウルブシンス外相の報告によればリトアニア外相は問題の紛糾を避ける爲急速な解決を必要と考へる旨を強調した、ウルブシンス外相の報告後閣議は長時間に亘つて閣議を行ひ午後七時散會した

メーメル返還に決す

【三三】リトアニア政府はドイツのメーメル地方返還要求に對してその態度を決定すべく慎重協議中であつたが廿二日迄にドイツの要求を容れるに決しコミュニケを以て次の如く發表した

リトアニア政府はドイツ政府の要求に應じてメーメル地方をドイツ

に返還するに決定し、尙リトアニア政府代表はメーメル地方返還の手續に關しドイツ政府と打合せのため二十二日コヴノ發ベルリンに向ふこととなつた

メーメル返還の経緯

コヴノ【二三】リトアニア政府がメーメル返還を決定するに至る迄の経過に付DNB通信コヴノ支局が廿二日までに集め得た情勢一般は概略左の通り

リトアニア政府はリツペントロツプ獨外相よりウルプシス外相への申入れにつき廿一日午後閣議を開催して慎重討議を重ねた結果愈々返還要求に應ずべき旨を決定するや廿一日午後十時ミロナス首相及びウルプシス外相は議會の秘密會に臨み右閣議決定に至る迄の詳細を報告、同意を求めたところ一時紛糾に陥つたが午前零時廿分に至り遂に政府決定通り可決同時にメーメルをドイツに返還する旨の正式コミニケが發表せられた

一方メーメル條約の締約國たる英佛兩國に對してはリトアニア政府より直ちに返還決定の旨を通告したが英佛兩國よりは右返還がリトアニア政府の自發的意思によりドイツの要求に應諾したものであれば何等反對する筋合でない旨を言明、又ソヴェト聯邦並にポーランドも同様リトアニア政府よりの通告に接してドイツ政府の行動がメーメルのみ限定されるならば一切反對せずとの回答があつた模様である、廿三日未明にはメーメル駐屯のリトアニア軍隊は早くも引き揚げを開始し廿二日正午には政府は全國に對し戒嚴令を施行し國民全般に治安と秩序を維持すべきやう要請した、尙リトアニア政府は廿二日も午前九時より閣議を續開引續き善後策を協議中である、ドイツ政府は廿二日朝來實質的接收工作に着手、行政機關その他メーメル地方リトアニア官吏のドイツ人による更迭も順調に完了した、廿二日リトアニア側前メーメル地方長官ウイクトニエ・ガイリウシ氏は引上げに對しメーメル地方在住リトアニア人に對して布告をなし今回の歸國變更に當りメーメル地方内リトアニア人は無益の衝突を避け秩序を維持する様自重せられたいと勸説した、なほリトアニア國軍に就役中のメーメルドイツ人は近き將來に於てその兵籍より解除されることとなる模様である

英議會の経過説明

ロンドン【二三】チエモの併合に引續きドイツは愈々メーメル地方の返還を承認せしめたるに成功したがホーア英内相は廿二日下院の質問時間に於て今回のメーメル問題に關して「メーメル返還に關するドイツの要求はリトアニア政府に交付されたのであるか」との質問に答へてチエンバレン首相に代つて左の如き答辯を行つた

リトアニア外相ウルプシス氏は過般ベルリン訪問の際ドイツ側よりメーメル地方即時返還の要求を受け行ひ同時に右に關し何等かの抵抗を行ひ若しくは諸外國の援助を要請するが如きことあればドイツ側は直ちに軍事的解決を以てこれに當るべしといふ威嚇を受け四日間の期限附て右に對する回答を要求せられたのである、又リトアニア政府は今回のメーメル地方に關するドイツ側の要求を受諾したならばこれ以上の要求は行はないとの通達も受けた、斯くしてリトアニア政府はドイツ側の要求を無條件に受諾するに至つたのである、猶今回のメーメル返還に關しリトアニア政府は英國政府と何等の連絡をも取らなかつた

メーメル議會復歸決議

メーメル【二三】リトアニア政府がドイツの要求を容れた結果ドイツに返還されることとなつたメーメル地方では二十二日午後六時より地方議會を開きドイツ復歸を正式に決議する事となつた

メーメル【二三】二十年振りで祖國ドイツに復歸したメーメル地方では廿二日午後六時より最後の地方議會を開きドイツ復歸を満場一致正式に承認した、議會は先づメーメル地方のナチス黨指導者のノイマン博士より同地方が一九一九年リトアニア領となつて以來再びドイツに返還される迄のドイツ住民苦闘の歴史を述べ次いでドイツ住民を代表してヒトラ

1總統に送る感謝の電報を讀上げた、續いて議會はドイツ復歸を正式に承認する旨の決議を通過しこれを以つて議會はその存在理由が消滅した結果解散することとなつた、尙メーメル地方のドイツ返還決定と共に同地方の治安維持のためドイツより送られた警官隊の先鋒は廿二日夜トラツクで住民の歡呼を浴びつメーメル市に到着した

メーメル混亂狀態

ベルリン【二三】廿二日のドイツエールゲマイネツァイツング紙メーメル特電は同地方が既にドイツへの移讓を豫想して混亂狀態に陥つてゐる旨次の如く報道してゐる

メーメル地方のニダヤ人は既に大

恐慌を起し續々リトアニア本土に

メーメル略史

【二三】メーメル地方はドイツ東プロシヤの東北端に位し人口約十五萬大戦後ヴェルサイユ條約によつてドイツから引離されリトアニアに移讓されたものである、一九二四年リトアニアと日伊英佛四國との間にメーメル保障條約が成立、メーメル地方はリトアニアの主權の下に立つと共に幾多の地方的自治を享受し得ることとなつた、メーメル港はリトアニア唯一の海港としてその經濟的價値は大きいが元來その住民の大部分はドイツ人でありナチス・ドイツの大ドイツ建設運動の展開に伴ひドイツへの復歸が眞先に論議に上つた所である、殊に一九三五年十月メーメル地方議會に於てドイツ派議員が壓倒的勝利を占めて以來はメーメル地方のドイツ併合要求運動が一段と熾烈化し昨年十二月のメーメル選挙に於てドイツ派議員が廿五の議席を獲得してリトアニア人議員四名に對し壓倒的多数を占めるに至り同地方のドイツ併合は既に時期の問題と見られてゐたものである

エストニア外相訪獨

ベルリン【二三】エストニア外相セルター氏は廿一日夜ウルシヤよりベルリンに到着した、メーメル問題、ダンチヒ問題を繞りバルチック諸國の風雲急を告げてゐる折柄ドイツ政府首腦と會談、之等問題につき協議

を遂げるものと見られる

☆獨・リ新友好條約

リトアニア代表出發

コヴノ【二三】リトアニア政府はメーメル地方ドイツ復歸に關する細目交渉のためベルリンに派遣すべき代表としてウルプシス外相、外務省メーメル地方法律顧問ペトケヴィシウス氏、内閣法律顧問クリヴィカス氏を任命一行は直ちに廿二日午後二時特別仕立の飛行機でコヴノを出發しベルリンに向つた、一行はベルリン到着の上スキルバ駐獨リトアニア公使並に駐在武官等をも加へ直ちにリツペントロツプ外相と會見、今後のメーメル港に於ける兩國の經濟的協調、ドイツ政府に依るリトアニア國境保障等の諸問題に關し協議に入つた

獨・リトアニア條約成立

ベルリン【二三】ドイツ政府は廿二日午後來着せるウルプシス外相以下リトアニア政府代表三名とメーメル返還に引續き善後措置に關し折衝を行つてゐたが廿二日夜に至りドイツリトアニア兩國間に不可侵協定を含む新友好條約が成立兩國代表による署名が行はれた、かくてドイツ・リトアニア兩國はメーメル問題を解決新しい條約によつて友好的に結ばれる事となつた

獨・リ新協定の内容

ベルリン【二三】メーメル地方返還に關するドイツとリトアニア間の正式協定は廿二日午後ベルリンに來着したリトアニア外相ウルプシス氏とリツペントロツプ獨外相との間に調印されたがその内容は次の通り

一、メーメル地方をドイツに併合す

一、メーメル地方よりリトニア軍及び警察を即時撤退する
一、メーメル港を自由港としリトニアの經濟的便宜を計る
一、獨・リ兩國は相互に不侵略を誓約する

☆獨軍進駐

獨軍メーメル進駐
ベルリン【二三】ドイツ政府官邊は廿二日リトニア政府がドイツの要求を容れメーメル地方の返還を正式に通告して来た結果ドイツ國防軍は廿二日夜を期して一齊にメーメル進駐を開始する旨言明した

メーメル【二三】メーメル地方返還に關するドイツ、リトニア間の正式協定は二十一日午後ベルリンに於て調印されたが右協定に基き東プロシヤのチルジトに待機中のドイツ軍隊は二十三日拂曉三時半を期してメーメル河に架つたケーニギン・ルイゼ橋を渡り武歩堂々晴れのメーメル進駐を開始した、メーメル市内では夜を徹してドイツ軍の到着を待ちわびてゐたドイツ人市民が歡呼してこれを迎へ午前五時には完全にメーメル市内の占領を了した

ヒ總統メーメルへ

ベルリン【二三】メーメル地方は遂に廿年振りに祖國ドイツに復歸することとなつたがヒトラー總統はこの新たに大ドイツの版圖に入つたメーメル地方を親しく視察するに決し廿二日ベルリン發列車でバルチツク海のスワイネミニンデ港に向つた
ベルリン【二三】ヒトラー總統は廿年振りに祖國に復歸したメーメル地方視察のためレーダー提督を帶同廿二日午後七時バルチツク海に臨む

スワイネミニンデ港から戦艦ドイツエランド號に乗艦、一路メーメル港へ向つた、ヒトラー總統坐乗のドイツエランド號はアドミラル・シュペー一號、同アドミラル・シニール號、巡洋艦三隻、二驅逐艦隊、三水雷艇隊に護衛されつゝ堂々舳艫相叩んで出港したが今同メーメル地方乗込に當り特に軍艦に依つたのはポーランド國內通過を避けると同時にドイツ海軍をして大ドイツ建設に参加せしめんとする意圖によるものと解せられる

▲ヒ總統メーメルに第一歩
メーメル【二三】メーメル地方視察のヒトラー總統は廿二日午前十時スワイネミニンデ港から歡迎氣分溢れるメーメル港外に到着した、次いで午後二時總統は先着のドイツ國防軍及びメーメル・ドイツ人の熱狂的歡迎裡にメーメル市内へ晴れの第一歩を印した、次いで午後二時廿分ヒトラー總統はレーダー提督を從へてメーメル劇場に赴きバルコニーから雲集する群衆の歡呼に答へた後メーメル・ナチス團體指導者ノイマン氏から公式の歡迎挨拶を受けた

ヒ總統獅子吼

メーメル【二三】メーメル視察中のヒトラー總統は廿三日午後二時廿分メーメル劇場のバルコニーから雲集するメーメル・ドイツ人の祖國復歸につき次の如く一大獅子吼を試みた

メーメルのドイツ人諸君、全ドイツ民衆の名に於いて今日茲に挨拶を述べること無上の欣快とするものである、諸君は今日諸君が夢寐にも忘れることの出来なかつた祖國ドイツに復歸することとなつ

たのだ、諸君は凡ゆる意味で國民的體面を缺いてゐた古いドイツのために永く放置されてゐたが今や體面を重んじ自己の運命を國外に委ねることなく斷乎としてこれを開拓せんとする新しき強力ドイツの復歸したのだ、今日より新ドイツの背後には八千萬餘のドイツ人が毅然と控えることになつた、諸君は今日以後一體となつて勞働と忠誠と希望とを共にし若し必要あらば犠牲をも共にすることとなつた諸君は永く國內紛争に基因するドイツの無力の犠牲となつて来た、だが今や新なドイツ人共同社會が苦惱の中から誕生したので、我々は此の共同社會が再び崩壞の憂を患ふことのない様斷乎たる決意をもつてこれを防衛しよう、我々は他國に對し徒らに危害を加へんとするものではないが我々に加へられた不正は飽迄これを拂ひ除けねばならぬ、而して我々は今や事實上この不正を排除せんとする我々の目標に到達したのである、余は諸君を我が大ドイツ國の懷に喜んで迎へ入れよう

ヒ總統凱旋

ベルリン【二三】二十年振りに祖國ドイツに復歸したメーメル地方視察のため二十一日夕ベルリン發メーメルに赴いたヒトラー總統は往路同様巡洋艦ドイツエランド號に搭乘二十四日午前九時十五分スワイネミニンデ港到着、直ちに特別列車でベルリンに向ひ同正午晴れの凱旋を行つた

今後の歐洲情勢

ベルリン【二三】チェコ併合、メーメル接收によつてドイツの歐洲制覇は既に完成したかの觀がある、これ

に懲いた英佛兩國はドイツのルーミア進軍說、ダンチヒ廻廊回收說等を放送してドイツ包圍陣の再建を計畫したがその宣傳の喧騒なるに反して實行は零と云ふ有様である、歐洲に英佛兩國が號令した時代は既に去つて少くとも東南歐諸國はドイツの威風に靡きつゝあるといひ得よう、ドイツを中心とする今後の歐洲政局の動向を觀測すれば次の通りである

一、獨伊關係の冷却が傳へられてゐるが英佛陣營に對抗する獨伊の協力は却つて強化すべくギリシヤ空相の活躍も期待されてゐる
一、ポーランドは地形的にはドイツに包圍された形だが獨ソ兩國何れを選ぶかとなれば勿論ドイツに接近すは必定である、尤も明朗な對獨關係の爲には早晩ダンチヒ廻廊問題は解決する要がある、ポーランドも英佛兩國の無力が白日の下に曝らされた今日英・佛・プロツクに束縛されるの愚を見て従來の自主的外交を進むだらう

一、ルーミアニアは英佛兩國がソ聯と組む限りこれと協力するはずがない、ドイツはルーミアニアに對し經濟提携で接近する方針と言はれる其他バルカン諸國も今同の事件で反獨りになつたと云ふことは無い
一、スカンジナビア諸國はドイツの進出を煙たく思ひながらも今更ら英佛兩國と行動を共にして紛争に捲込まれることは極力避けたい意向と見られる

一、ヒトラー總統は政權獲得以來この六年間に今日程英國に對して強硬な態度でぞんだことはない、英獨海軍協定はまだ正式に廢棄されてはゐないが廢棄の意志表示は

☆各國動向

獨

メーメル返還は當然
ベルリン【二三】リトニア政府は廿二日遂にドイツの要求を容れメーメル地方をドイツに返還するに決したがドイツ外務省スポークスマンはリトニアの今回の決定を歡迎して左の如き見解を表明した

リトニア政府が今回メーメル地方のドイツ返還を決定したことは問題の最善の解決策をとつたものとして頗る欣快に堪へない、メーメル地方はドイツ國民から奪ひ去られたものであるから何人もドイツが同地方の返還を要求する權利を否定し得ない

ダンチヒ問題即決の意なし

ベルリン【二三】メーメル地方のドイツ復歸に續いてヒトラー總統の行動はダンチヒの回復要求となつて現はれておらうとの觀測が行はれるに至つたがダンチヒ廻廊問題に對するドイツ政府の解決方法は結局はメーメル地方に對してつた同様の方式となるべく、その際はやはりポーランドに對し海港利用の條件を最大級に考慮する方法と云はれてゐる、但しダンチヒに對するドイツの工作は一般に想像されてゐる程差迫つた問題とはなつてゐないやうで廿二日グズベルス宣傳相もドイツはダンチヒ問題を即決する意向なきことを明

示して次の如く述べた
廻廊は當然何時かは解決すべき問題だがこれは適當の時期に解決することとならう

波蘭

ダンチヒも興奮
ダンチヒ【二三】メーメル地方がドイツに返還されるに決定したとの報道は廿二日ダンチヒ全市に傳はりドイツ人は何れもダンチヒのドイツ復歸の日近しとばかり既に異常な興奮振りである、數日前まではダンチヒのドイツ人もドイツへの復歸が實現するまでは相當の時日を要するとの観測に一致してゐたが今彼等は口々にドイツ復歸を呼號し當局の制止も殆んど無益の状態である、ダンチヒではメーメルに續くものはダンチヒであらうとの観測が専らである

伊太利

イタリヤ沈黙

ローマ【二三】チエコ問題を中心に時局重大の折柄ドイツが又もやメーメル地方の併合に成功したとの報はローマ外交界に多大の衝動を與へた、イタリヤ官邊は依然沈黙を守り批評を避けてゐるが昨廿一日夜のフアシスト大評議會であくまで獨伊樞軸を堅持これをイタリヤ外交の基礎とするに決定してゐるのでイタリヤの態度には何等變化なきものと見られる、唯メーメル問題に關しては日、伊、英、米四國の參加してゐるメーメル保障條約ありチエコ問題とは異つた外交問題が生ずるのではないかと觀測してゐるともあれドイツの駁々としてやまざる積極的建設態度は各方面をアツといはしてゐる

英國

メーメル合併に英國自主

ロンドン【二三】ドイツのチエコ合併に續くメーメル地方の併合は英國政界に多大の衝動を與へてゐるが英國政府としてはドイツのリトアニア回復に對しては特に積極的な行動に出る意向は持たぬやうである、即ちダンチヒ並にメーメル地方は元來がドイツの領土であり住民もドイツ人が多數を占めてゐる關係を考慮しチエコ合併後英國が各國に働きかけてその實現に努力してゐる侵略反對共同宣言案にも右の兩地方は特に除外されてゐる程である

英國のメーメル併合論

ロンドン【二三】ドイツのメーメル合併につき廿三日の英國各紙はいづれも社説を掲げメーメル住民が壓制的にドイツ人である點チエコ併合の場合とは異つて幾分理由は認められるがその遣り方は相變らず誓約に違反し且つ恐喝的であるとドイツの進出は今後も繼續すべく對獨包圍陣の完成は焦眉の急であるとしてゐる、メーメルのドイツ復歸そのものが現はれてゐるがリトアニアに就いては同國はドイツの屬國となるに等しく従つてポーランドも亦ドイツに包圍せられる状態であると述べてゐる

佛蘭西

波に重大影響

パリ【二三】廿二日のフランス各紙はルブラン佛大統領の訪英に多く紙面を割きメーメル問題は比較的小さく取扱つてゐる、論評を行つてゐるものは大體今回のドイツのメーメル合併は形式上合法

を裝うてゐるが條約違反なることは明白である一塵非難しつゝもさりとてどうすることも出来ぬことを認め主としてポーランドにとつての大問題なりと論じてゐる、主な各紙の論調左の通り
△タン紙 今回のドイツの舉が非法なることは明かである、然し乍らメーメル合併は既に前から豫期されてゐたことではバルチック諸國に對するドイツの脅威が一層具體的になつて來るばかりでなく特にポーランドに對しては北と南の兩側から包圍の態勢にありダンチヒ返還要求も遠からず問題となるだらう、今回のメーメル合併は歐洲の新政態に對してその態度を決定する必要に迫られてゐるポーランドに對するドイツの警告と見るべきであつて今後數日間のポーランドの出様如何は大いに注目しに値する
△エクセルシオール紙 メーメル特殊地帯の保障國中イタリヤはベルリン・ローマ樞軸を依然として固く守つてをり、英佛兩國も現在の狀態ではどうにも出来ぬから結局問題はポーランドの出様如何にかつてゐる

米

メーメルと米政府の態度

ワシントン【二三】ウエルズン米國務長官代理は廿三日新聞記者團との會見に於てドイツのメーメル合併に對する米國政府の態度を明らかにして次の如く語つた
米國政府は註リトアニア公使ザディキス氏を連じリトアニア政府からメーメル地方は合法的手段によつてドイツに移讓された旨通告を受けた、米國政府は既成事實と

してはこれを諒承するが斯る方法による讓渡を承認するか否かについては回答しなかつた
「米國はメーメル問題に對し如何なる態度をとるか」との質問に對しては
ドイツはメーメル地方を「合法的手段」により獲得した、然し世界は米國が脅迫と抑壓の下に行はれた領土の獲得に對して如何なる態度をとるか知つてゐる筈である
尙メーメル移讓に關するリトアニア政府の對米通告は國務省から財務省に廻附され財務省はメーメルからの輸出品をドイツ商品と見做すか否かを決定することゝならう

リトアニア政變

リトアニア政變
コゾノ【二三】メーメル地方のドイツ返還の衝に當つたりトアニアのミロナス内閣は廿七日總辭職を執行した、後繼内閣の組織は元國防相ラスキス將軍に委囑されたが同將軍がこれを拒否した結果現參謀總長ツェルニウス將軍がこれに續いて組閣工作を開始した、ツェルニウス將軍は國內革新派の巨頭で單一政黨論者であり同將軍が組閣に成功すれば現存各政黨の分解作用が起り舉國一致の國民黨結成の機運が醸成される事とならう

- 副首相 ビザウスカス氏(新)
 - 外相 ウルプシス氏(留)
 - 内相 スカカス代將(新)
 - 法相 タモサイチア氏(新)
 - 藏相 ストクシス將軍(新)
 - 文相 ビストラス氏(新)
 - 農相 クリクスシウチス氏(新)
 - 逓信 ゲルマナス氏(留)
 - 國防相 ムステイキス大佐(留)
- 新内閣は與黨反對黨打つて一丸とせる各派聯合内閣で就中反對黨領袖ザウスカス、ビストラス、クリクスウチス三氏の入閣が注目される

波蘭問題

三國軍事同盟結成へ

英波會談の成果
ワルシャワ【二三】十九日ワルシャワに到着した英國經濟使節ハ下ソン貿易長官は廿日、廿一日の兩日に互りベツク波外相、クイアトコウスキー藏相及びポーランド銀行總裁レオン・パラスキー博士等と長時間の會談を行ひ英波兩國間の貿易促進策、對波經濟援助政策等につき協議を遂げた、右會談は中歐の新危機に面して英國側の對獨包圍陣完成の政治的意味も含まれるものとして注目されてゐるがハドソン貿易長官は廿一日會談終了後記者團との會見に於て今回の英波會談は極めて満足すべき空氣の中に行はれたと發表した、ワルシャワに於ける英波會談の内容として傳へられる所は左の通りである
一、英波貿易の促進策、即ちポーランド産木材及び卵の英國への輸入促進及び英國製精製品のポーランド向け輸出増進

一、ポーランドの軍需製産並に國防充實のために新設されたサンドミエルク工業地帯開發のため英國側の對波投資を考慮すべきこと
一、獨包圍陣に對するポーランドの意向打診

但し右のポーランド今後の政治的意向打診に關してはベツク外相はポーランド現在の外交政策を急激に變更することを拒否したと傳へられドイツの植民地問題、資源問題等に関する論議も何等の成案を得ず、これらの政治的問題は四月ベツク外相訪英の際に討議されることになつたといはれる

▲ハドソン長官モスクワへ
ワルシヤワ【二三】ハドソン英貿易長官はワルシヤワに於てポーランド政府當局と英波通商關係の調整に就き種々折衝中であつたが廿二日午前九時廿分ワルシヤワ出發モスクワに向つた

▲ポーランドに對獨強硬熱
ワルシヤワ【二三】ポーランド政府はチエコ制覇に續くドイツの疾風迅雷的メーメル合併によつて多大の衝擊を受け最早ドイツの確約だけに信をおいてゐる事は出来ないとしこの際國民は一致團結して外敵の侵入企圖を挫折せしめねばならぬとの強硬論が次第に有力化して居る、一方社會、農民、國民民主各黨は政府に對しこの際反對黨の要望を容れて眞の舉國一致強力内閣を組織すべきだと主張してゐる、ワルシヤワでは廿三日から廿六日の三日間に亘り大々的に防空演習を行ふこととなつたが亂れとぶ戦争のデマと共に國內は漸く動搖を示しソヴェト聯邦からの放送はこれに加へてポーランドの不安を醸す様な猛烈な煽動を行つてゐる

▲ポーランド英佛に接近せん
パリ【二三】ドイツのメーメル併合はバルチック諸國に對する覇權確立の第一歩で東方政策の他の一翼であるとしてフランス政府は愈々對策に腐心してゐるがドイツを中心とする中欧今後の動向につきフランス政界の觀測を綜合すれば次の通り
一、ドイツはメーメル併合によりバルチック海に於けるジブラルタルを得てリトアニアを植民地化する事とならう、かくバルチック諸國に於けるドイツの勢力が強化すればポーランドも勢ひドイツに包圍さるべくドイツとソヴェト聯邦との間の摩擦は一層直接とならう

一、ポーランドは從來首鼠兩端の態度を持してゐたがベツク波外相の勢力均衡政策は今日の事態では完全に失敗に歸した、尤も英佛ソ聯間に完全な提携が成立すればポーランドの抱込みにも全然絶望ではあるまい、この意味でベツク外相のロンドン訪問は良き機會とならう

▲ポーランド危機
ワルシヤワ【二三】ポーランドはドイツのメーメル合併を頗る重大視しドイツのポーランド包圍政策は今後一層積極化されるだらうとして將來を危惧してゐるがメーメルとドイツ合併がポーランドに與へる影響としてワルシヤワ政界消息通の觀測を綜合すれば次の通り
政治的に見ればドイツのポーランド包圍は更に北方に延びたことを意味し經濟的にはポーランド、リトアニア兩國の貿易の出口が塞がれたことを意味しポーランドの權益は重大脅威を受けるに至つた

昨年四月の波紛争によりポーランドが獲得した所はドイツの今回の進出により殆んど打ち壊されてしまつたわけである
▲波軍動員説
ワルシヤワ【二三】ドイツのチエコ併合、メーメル接收以來ポーランド政府は異常な緊張振りを示しつゝあつたが廿四日ポーランド軍の一部に動員令が下つた模様である、軍の配置は勿論秘密に附されてゐるが専ら北方リトアニア、プロシア方面國境警備の増強にありと云はれてゐる

▲ドイツの對波通牒説
ロンドン【三三】メーメル併合に次ぐドイツ政府の進出はダンチヒにあるといはれてゐる折柄廿七日付ニュース・クロニクル紙掲載のワルシヤワ特電はヒトラー總統が去る廿四日ポーランド政府に通牒を送りダンチヒ問題解決につきポーランド政府の考慮を求めた旨報道して注目を惹いた、右報道要旨左の通り
ドイツ政府は去る廿四日ポーランド政府に對しダンチヒ問題解決に關する獨波協定を示唆した通牒を送り
一、ダンチヒ港使用權はポーランドに止めるがその他の權利はこれをドイツに讓步する
一、ダンチヒ高等辦務官を廢止する

二點につきポーランド政府の考慮を求めたといはれる、目下ポーランド政府は右通牒に基き慎重審議を行つてゐるが確關するにポーランド最近の反獨共同協約不参加聲明及び波瀾國境に行つた大規模な軍事的措置はこの通牒に對し考慮されたものといはれる尙其他の各紙も同日右問題に關聯してポーランドの動員説其他を報道した、主なるもの次の通り
▲デリー・ヘラルド紙 確關するに前週ワルシヤワに於て獨波間に外交會談が行はれたがその際ドイツは今やダンチヒ問題解決の機熱せる旨の提議を行つた、之に對しポーランド側は拒絶的態度に出でポーランドは現在の所ダンチヒの現狀變更の如何なる企てにも同意し難き旨を通告したと云はれる、而してポーランドは萬一を慮つて一部の動員を政行現在既に百萬人以上が召集されてゐると傳へられ以上が召集されてゐると傳へられ以上が召集されてゐると傳へられ以上が召集されてゐると傳へられ

▲獨要求説を波當局否定
ロンドン【三三】ドイツの對波ダンチヒ返還要求説が頻りに英國紙に依つて流布されてゐるがロンドン駐劄ポーランド公使館は廿八日コンミンニケを發表、右報道は事實無根なる旨左の如く否定した
最近英國紙はダンチヒ返還要求並にポーランド廻廊斷道建設許可に關するドイツの對波通牒説を頻りに流布してゐるが右報道は全然事實無根である

▲獨波離間宣傳を獨重視
ベルリン【三三】英國の各紙がドイツのダンチヒ返還要求説を傳へると共にこれと關聯してポーランド政府の強硬態度並にその動員説を頻りに宣傳してゐることに對しドイツ政界では右を以て英國が圓滿なる獨波關係をことさらに攪亂破壞せんとする企圖の現はれなりとして頗る重大視してゐる、即ち英國政府はドイツの進出を阻止せんとして英佛ソ波四國の反侵略共同宣言を成立せしめんとしたがポーランドの反對並にソヴェトの曖昧な態度で失敗に終りこの失敗に焦つた英國は今度は事實無根の報道を捏造してポーランド國民に反獨思想を植ふつげんと試みるに至つた、獨波兩國の關係は一九三四年一月の獨波不侵略協定によつて規定されてより更にこれは去る一月リッペントロップ外相の訪波により再確認されたばかりである、最近ポーランド内で行はれてゐるドイツ人に對する迫害行為は頗る遺憾なことではあるが然しこれとてその背後に英佛兩國の手の動いてゐることを見逃すことは出来ない、ドイツとしてポーランドが強力な國家として存在を續けることが東歐の平和を保障することに不可欠であることを充分に認識してをり、ドイツのこゝろを充分に認識してをり、ドイツのこゝろを充分に認識してをり、ドイツのこゝろを充分に認識してをり

一、昨秋ポーランドがチエコから獲得したテツシエン地方のオーデル、ベルグをドイツへ讓渡する
一、ポーランド廻廊を横斷してドイツがドイツ本土と東プロシヤ間に公道を建設するのを許可する、この要求に對しポーランドはダンチヒ問題を協議する件は應諾したがその他の要求は拒否したと言はれる

一、ダンチヒ港使用權はポーランドに止めるがその他の權利はこれをドイツに讓步する
一、ダンチヒ高等辦務官を廢止する

二點につきポーランド政府の考慮を求めたといはれる、目下ポーランド政府は右通牒に基き慎重審議を行つてゐるが確關するにポーランド最近の反獨共同協約不参加聲明及び波瀾國境に行つた大規模な軍事的措置はこの通牒に對し考慮されたものといはれる尙其他の各紙も同日右問題に關聯してポーランドの動員説其他を報道した、主なるもの次の通り
▲デリー・ヘラルド紙 確關するに前週ワルシヤワに於て獨波間に外交會談が行はれたがその際ドイツは今やダンチヒ問題解決の機熱せる旨の提議を行つた、之に對しポーランド側は拒絶的態度に出でポーランドは現在の所ダンチヒの現狀變更の如何なる企てにも同意し難き旨を通告したと云はれる、而してポーランドは萬一を慮つて一部の動員を政行現在既に百萬人以上が召集されてゐると傳へられ以上が召集されてゐると傳へられ以上が召集されてゐると傳へられ

▲獨要求説を波當局否定
ロンドン【三三】ドイツの對波ダンチヒ返還要求説が頻りに英國紙に依つて流布されてゐるがロンドン駐劄ポーランド公使館は廿八日コンミンニケを發表、右報道は事實無根なる旨左の如く否定した
最近英國紙はダンチヒ返還要求並にポーランド廻廊斷道建設許可に關するドイツの對波通牒説を頻りに流布してゐるが右報道は全然事實無根である

らう、ドイツ政界ではポーランドを反獨陣營に参加せしめんとする英國の企圖は結局失敗に終るであらうと確信しポーランドに對する眞の脅威はドイツ側からでなく寧ろソヴェエト方面から迫るであらうと見、この意味で最近頻りに畫策されてゐる英ソ接近交渉は大いに注視すべきであるとしてゐる

複雑な波外交の現状

ワルシャワ【三三】中欧の形勢はドイツのチエコ並にメーメル併合により一應落着を示した如くであるがポーランドの關する限り未だ不安は全部解消したとは言へず萬一ドイツがポーランドに對しその領土權を侵す如き要求を提出する場合はポーランドが敢然起つて反撥する可能性が多分にあるとされてゐる、ドイツは去る一月重ねて獨逸不可侵條約を認した月のムダナチヒ、ポーランド、廻廊及びシレジア等に對する失地回復の念は全く忘却してしまつた譯ではない、唯今日ポーランドは整備された三十萬の常備軍と三百萬の豫備軍を有する大陸軍國でありドイツも輕々に手出しをするの不利を充分知悉してゐるが故にこれらを最後に處理する事にしたものとみられてゐる、而してドイツの東進政策は英佛兩國の虚に乘じ豫定通り進行してゐると見られるから次は當然ポーランドに鋒先が向けられると見るのが當つてゐるであらう、これが果して失地回復か又はベルリン・ローマ樞軸の参加後進かは未だ窺知できないところである、ポーランド政府當局は目下ドイツの不可侵條約尊重の意圖を認めながらも萬一の貪言を警戒し北部東部の他に最近西部ドイツ本

土國境線にも兵力を集中し萬一に備へてゐる、目下歐洲外交界の問題となつてゐるポーランド、ルーマニア兩國間の相互援助條約の効力問題も右はソ聯を目的とした共同防衛であるとの建前からルーマニアがドイツ、ハンガリー兩國と衝突した場合に援助の義務なしとして介入を忌避するであらうと確實なる筋では見えてゐる、又英國政府の提唱する對獨共同宣言案にしても確實な保障と緊急事態に即應する適用手段が明確に規定されねば参加出来ぬと冷淡な態度をとつてゐる、ともあれポーランドは最近ドイツの壓力に當面して現在に如く歐洲強國間の勢力均衡に依存するといふ中立的態度を左右執れかに判つきり決定すべき時が遂に來た様である、ポーランド政府は目下國內の反對派懷柔に努めてゐるが政府部内にも親佛、親獨兩派あり又國民間にも未だ意見の一致を見てゐない、ドイツ好きといはれるベツク外に、ドイツ好まざるといふ所も點々あり、然し乍ら一般的に國民の反獨熱は自國の實力過信も手傳つて漸次高くなりつゝあるから若しドイツがチエコ及びメーメルと同じ手段でポーランドの「直接な利益」を侵すならば思ひがけぬ武力衝突の危険性があり、ポーランド軍がよくドイツの進撃を喰ひ止め得たならばその時こそ英佛兩國もやむなく武力干渉を餘儀なくされることになり第二の大戦の危機は濃厚と見られてゐる、然らばポ

ーランドの云ふ「直接の利益」とは何を指すか、少くもダンチヒは含まぬものと見られる、これを要するに今後の成行はドイツの態度如何といつても獨立維持が根本でチエコの轍を踏まず戦ふべき時は戦ふことが國を救ふ所以であることによく承知しつつ然も他國のために火中の栗を拾はず責任當局は紛争回避に極力努めてゐらう、但しポーランドは和戰妥協執れの場合にしても最後の壯志を決めるには相當の時間と内政上の困難が伴ふことは記憶するべきである

波蘭朝野に反獨熱

ワルシャワ【三三】ドイツ外務省當局は廿八日ポーランド國內に於けるドイツ少數民族に對する迫害行為につきポーランド側に對し警告を試みたがこの對波聲明はチエコ制覇以來ドイツが初めてポーランドに對する意圖を表明したものととしてポーランド官邊の關心を惹いてゐる、ポーランド各紙も右を以て獨波關係轉換の第一シグナルであるとなし政府系、反對派共一齊に攻撃的論陣を張つてゐるが主なる論評は次の通り

△ヴァイツプールのワルシヤウスキ紙(報道紙) ドイツ政府今回の聲明はポーランドに對する警告であらうがこれはドイツが何かなさんとする前に必ず打つ例の術策である、ポーランドの歐洲に於ける地位が高まつた上にベツク外相のロンドン訪問もありポーランドが反獨プロックに加入するかも知れないの危惧からこれを阻止するためドイツは在波ドイツ少數民族の壓迫と言ふ事實無根の報道を口實に

ポーランドを牽制しやうとするのだらう、だがポーランド政府の外交政策は獨自の見解に立ちこれ他國の機嫌を損ずると否とに關知するものではないのである、ドイツがポーランドの周圍に進出して來たことが我がポーランドの利益に反するのでポーランドは右に對し反動的に出たに過ぎずドイツは何も驚くにはあたらぬ

波の國境保障確約か

英、波の國境保障確約か【三三】ポーランド政府は英國側の對獨包圍陣參加勸誘に對し英國がポーランド國境保障を確約してゐないことを理由にこれが参加に氣乗薄の態度を示してゐるが外交通ルチナツクス氏が廿四日英國側から得た情報によれば英國政府は遂にポーランド側の要求を容れ英國はポーランド國境に對し特殊の且直接的保障を與へる用意がある旨をポーランド政府に確約したと傳へられる

△クリエール・スゼルゾオニ紙(政府系) 獨波關係の悪化はドイツを困難な地位に置くこととならう、ポーランドの外交方針は同盟條約、不可侵條約の尊重、プロック不加入にある、ポーランドは必要とあれば何時でも挑戰に應ずる用意がある

△ジュニニツク・ナロードニ紙(有力紙) チエコ、メーメルに用ひた手をポーランドにも適用しやうとしてもそれは不可能であらうドイツが眞摯な態度に出ればポーランドもその申入れに應ずる用意があるがドイツはポーランドが飽迄自己の力に依存する國家であることをよく認識する必要がある

ポーランド人心不安

ワルシャワ【三三】最近ドイツの東進政策の鋒先が漸くポーランドに向けられたと傳へられ、少數民族問題を中心とするポーランド國民の不安と昂奮とは亂れ飛ぶデマに煽られて彌が上にも高まり、其の國防熱も漸次熾烈の度を加へつある、来る四月五日募集開始豫定のポーランド防空公債に對し三十日既に三千ズロチの應募額があつたことはこの空氣を反映するものであらう、尙獨波關係に關し人心の不安を反映してデマ

が亂れ飛んでゐるが政府當局は頗る慎重な態度をとり沈黙を守つてゐる 英外相波大使會談 【三三】駐英ポーランド大使ラジンスキ氏は廿四日外務省にハリファツクス外相を訪問、ボンネ佛外相の訪英に伴ふ英佛會談の結果を聴取して種々意見を交換した、ポーランド政府はドイツのメーメル合併とスロヴァキア保護國化に刺戟されドイツの進出に對する對策を苦慮してゐる模様でラジンスキ大使もこれに關聯して英、佛、ソ聯等の反獨陣營がどの程度迄強化される見透しがあるかにつき對獨共同宣言案の成行きと關聯して英國側の意向を打診したものと見られる、尙四月三日にはベツク・ポーランド外相がロンドンに乘込む豫定でベツク外相の訪英によりポーランド政府の態度も漸次明確とならう

英閣議對波援助策協議

英閣議對波援助策協議 【三三】英國政府は廿日午前首相官邸に緊急閣議を開催、ベツク波外相の英國訪問を控へて英國の對波援助問題につき重要協議を遂げた、協議の内容は明かでないが英國政府はドイツの對波進出に備へてポ

ロンドン【三三】英國政府は廿日午前首相官邸に緊急閣議を開催、ベツク波外相の英國訪問を控へて英國の對波援助問題につき重要協議を遂げた、協議の内容は明かでないが英國政府はドイツの對波進出に備へてポ

イランド國境の安全保障を眞剣に考
慮してゐる模様で本日の閣議に於い
てもこの點につき英國政府はポーラ
ンドが第三國の侵略を受けた場合に
ロツグ・ブリアン不戦條約に基きポ
ーランド國境を保障する旨の宣言を
發表するに決定したと傳へられる、
政府は閣議散會後更に外交委員會を
召集討議を續行したが一方ハリファ
ツクス外相は外務省にラヂンスキー
波大使の來訪を求め對波國境保障問
題につき英國政府側の意向を傳達し
た、インスキツツ自治領相もこれと
前後してロンドン駐在の各自治領代
表を招き、英本國の對波積極策につ
き自治領側の諒解を求めめる等政府部
内の動きは漸く活潑となつてゐる

英政府根本方針決定

ロンドン【三三】チエンバレン首相
は廿九日夜首相官邸にジョージ六世
並にエリザベス皇后を晩餐會に御招
待申上げたが終つて突如閣議を召集
廿日午前十一時から開會した緊急閣
議は前後二時間二十分に亘り刻下の
國際情勢につき協議を遂げた、引續
き下院で政府の外交委員會が開催さ
れ、インスキツツ自治領相は自治領
各代表を招致して協議したが閣議に
先立ち勞働黨領袖グリーンウッド、
自由黨首シムクレーア兩氏も夫々チ
エンバレン首相と會見した、かくて英
國政府は慎重考慮二週間の後遂に根
本方針を決定し、首相は廿一日
の下院で重大聲明を發表すると傳へ
られる、同時にヒトラー總統がポー
ランド政府に最後通牒を叩き附けた
とか、ドイツ軍がボメラニア、シレ
ジアに集結したとかの報道が頻りに
流布されてゐるがドイツはダンチヒ
からポーランド廻廓に進出しやうと

してゐる模様で英國政府としては新
たな侵略阻止の爲めフランス、ポー
ランド、ルーマニアとの間に反侵略
同盟を締結し波羅兩國に對する侵略
行動が始まると同時に自動的陸軍
と空軍を以つて兩國援助に蹶起する
決意を傳へられる、既にケナート英
大使はベック波外相と會見して右方
針を傳達した様子だがラヂンスキー
駐英大使も午後ハリファツクス外相
と會見して根本方針の打合せを了し
たと見られる、細目は四月四日ベツ
ク外相の來訪を俟つて決定されよう
が本日の緊急閣議では右方針が全會
一致の支持を受けた模様で明廿一日
下院に於ける首相の聲明は豫想以上
に強硬なものとなつてゐる、英
國政府は既に地方義勇軍の擴充並に
戰時編成を決定したが同時にトラフ
アルガー・スクエアのヘルソン像
や「シテイ」のロイヤル・エクスチ
エンジ前など目抜き場所は「國
防は市民の手で」と大書した大きな
ビラを掲げるなど逐次準戰時氣分が
濃厚となりつゝある

英提案を波受諾説

ロンドン【三三】ドイツの中歐進出
に對應して對獨牽制に焦慮しつつあ
る英國政府は最近英佛波羅四國同盟
を關係諸國に提案した模様であるが
確固するに從來反獨陣營への参加に
躊躇の色を見せたる波ポーランド政
府は遂に英國政府の右提案を受諾す
るに意を決し廿日深更その旨回答を
寄せ來つたといはれる、更にルーマ
ニアの受諾も殆ど確實と期待される
が消息通によれば先づ現存の波羅同
盟をドイツよりの侵略に對しても適
用し得るやう改訂し、更にこれに加
へて英佛は波羅兩國の孰れかドイツ

英政府の態度決定

一、ダンチヒの接收
一、ポーランド廻廓に長さ三十哩の
自動車道路を建設しドイツ領を連
絡すること
一、ソヴェトとの關係清算
を要求した事實が確認された結果、
英國政府は過去廿四時間内に急激に
對策を決定し愈々チエンバレン首相
が下院に於いて英國政府の重大方針
を聲明することとなつた、廿日夜ポ
ーランド政府よりルーマニア政府と
の相互援助條約を強化しドイツ軍侵
略の場合にも適用するに異議がない
旨回答を接受すると共にチエンバ
レン首相は内閣外交委員會に計つた後
グリーンウッド、ドールトン、アレ
クサンダー等勞働黨領袖及びシンク
レア自由黨首等野黨の領袖を官邸に
招致し種々懇談した、一方ハリファ
ツクス外相は外務省當局に徹宵待機
する事を命令したが廿一日午前九時
四十五分頃から外交委員會を、又正午
明案の内容を最終的に決定したが、聲
明の細目はベック波外相の來訪を俟つ
て決定される模様で英國政府の援助
義務はダンチヒ並に廻廓地方につい
ては適用されぬとの観測も傳へられ
る、更にベック外相は英國政府に對
し軍事器材整備費として二千萬磅の
借款を申込むのではないかとも言は
れるがソヴェト、ルーマニア、ユー

ゴースラヴィア各國と英國政府の援
助義務との關係等も今後の外交折衝
で決定されよう、孰れにせよ首相の
強硬聲明で英國政界の緊張も一先づ
落着くものと見られる
▲英首相聲明の意義 ぱり【三三】
チエンバレン英首相は廿一日下
院に於てドイツの進出阻止にことな
つたが右聲明の意義に關しフランス
の外交消息通ベルチナツクス氏は廿
日次の如く觀測してゐる
チエンバレン首相は廿一日午前下
院に於て對獨重大聲明を行ふ筈で
あるがこの聲明の實質的意義はポ
ーランド、リトアニア、ルーマニ
アの獨立のために英國は敢然戰
ふ決意を闡明することにある、従
來ソヴェトをその目標としたポー
ランド、ルーマニア間の軍事同盟
がドイツの侵略に對しても有效な
るものと規定されてゐたならば英
國は敢てかゝる重大決意を採らう
とはしなかつたであらう、以上が
即ち英國が去る十六日から開始し
續いて三月廿日の正式提案となつ
た外交折衝の第一段階の結果であ
る、今後行はるべき交渉の第二段
階は主としてソヴェトが如何なる
役割を演ずるかにつきその確約を
獲得するにある模様である、ソヴ
ェトは去る三月十七日ルーマニア
の防衛に協力する旨同意したが右
に關し最善の方法はソヴェトがポ
ーランド及びルーマニア兩國に對
して軍需品を供給することだらう
かくて今回の英國の外交活躍の結
果は佛波軍事同盟及び佛ソ相互援
助條約の甦生となつて現れて來る
かも知れぬ

首相聲明内容慎重審議

ロンドン
【三三】チエンバレン首相は廿一
日下院に於てドイツの進出阻止に
關する重大聲明を行ふことに先だち
がチエンバレン首相はこれに先だち
午前九時四十五分より内閣外交委員
會を開き前後一時間餘に亘り首相聲
明の内容につき慎重協議を重ねた、
政府は更に正午より閣議を開催して
聲明文案を附議、正式に決定した上
チエンバレン首相が午後三時から四
時の間に下院に臨み聲明を發表する
段取りである、尙外交委員會は外交
問題討議のため特に關係關係を集め
て閣内に設置された機關でその類
はチエンバレン首相、サイモン藏
相、ハリファツクス外相、モリソン
ランカスター公領尙書、チャトフイ
ールド國防調整相、インスキツツ自
治領相、ホーア内相、スタンレー商
相、パトラール外務次官等である

英首相對波援助聲明

ロンドン【三三】チエンバレン首相
は廿一日午後三時下院本會議に於て
英國はポーランドの獨立が脅威され
る場合同國に對し可能な凡ゆる援
助を與へる事を確約した旨重大聲明
を行つた
▲首相聲明内容 ロンドン【三三】
廿一日の英國下院に於て勞働黨首代
理グリーンウッド議員より
最近の國際情勢の緊迫に鑑み首相
は全般的憂慮の念を減ずる爲何等
かの確言を與へる事は出來ないか
との質問があつたのに對しチエンバ
レン首相は英國政府にポーランド援
助の用意ある旨重大決意を發表すと
共にフランス政府も同意見であると
諸君も御承知の通り目下或種の協

議が外國政府との間に進行しつつある、右の交渉が終了する迄の間に於ける英國政府の立場を明かにするため余は本院に對して右の期中中に明らかにボーンランドの獨立を脅威する行動が執られ且つボーンランド政府が國力を擧げてこれに抵抗する必要がある場合には英國政府は直ちに全力を盡してボーンランド政府を援助することを義務と感ずるであらう事を申し上げねばならぬ、英國政府はボーンランド政府に對して右の限度迄の言質を與へたのである、こゝに一言したいことはフランス政府も亦此の間に關し英國政府と同じ立場にありフランス政府は此の事を闡明する權能を余に與へた事である、ボーンランドに對する攻撃が計畫されてゐると言ふ噂は承知して居る、但し余は此の噂につき何等公式には確報に接してゐない、従つて政府がかゝる風評を眞實としてゐるは明かであつたと思ふ、余が申明述べた事は目下行つてゐる協議が完了する迄の中間期間のみに關するつもりである事も明かとなつたと思ふ、政府はソ聯政府始め諸外國政府と目下協議中でありハリフアツクス外相は本日前朝ソ聯大使と極めて長時間に亘り協議を行つた余は英國政府が執りつゝある行動方針はソヴェト政府の充分な諒解と支持を受けてゐるものと信じて疑はない

次の一議員より
右の政策に關しては政府は自治領と協議したか
との質問があつたのに對しチエンバ

レン首相は左の如く答へた
自治領に對しては常に充分情報供給した、更に余は英ソ兩國政府はイデオロギーの問題で何等の障礙物のない旨を確言するに躊躇しない
▲首相聲明下院の質疑應答 ロンドン【三三】チエンバレン首相は廿一日午後下院で對波援助の重要聲明を發表したが右聲明に引續きチエンバレン首相とグリントッド労働黨主代理を始め反對黨員との間に對ソ關係國際會議案、その他の對獨牽制工作について興味ある應酬が取交されチエンバレン首相の新外交政策が一層明瞭にされると共に反對黨も現下の重大時局に鑑み懇々と表面的には右政策支持に傾いてゐることが明瞭となり法目を惹いた、質疑應答内容左の通り

△グリントッド議員 余は只今チエンバレン首相の爲された聲明より生ずべきあらゆる可能性を本院が十分認識してゐるものと確信する右聲明は恐らく過去四半世紀中に本院で爲された最重要な聲明の一つとなるであらう、かゝる聲明が發表された直後それについて多くを語ることは困難であるが余は聲明の中で充分明瞭にされなかつたと思はれる若干の點についてチエンバレン首相にお尋ねしたい、チエンバレン首相の聲明は侵略を阻止乃至制止する政策への第一歩と見做して差支へないのであらうか若し然りとすれば政府は右の取極めな活動を開始する意向であるか政府は更にソヴェトの價値を特に重視するものであるか、政府は平

和防衛のため最大の協力を攝取するといふ賢明な目的を以つて右の態度に出る意向はないか、政府は更に侵略に反對して平和の側に集合する用意あるすべての國を直ちに國際會議に招請する意向はないか

△チエンバレン首相 余の聲明が中間期間とも呼ばれるべき時期に於いての政府の態度を明かにせんとすの意圖の下に爲されたことは充分明かにされたと思ふ、諸君も御承知の通りベツク波外相が來週ロンドンを訪問される豫定で、その際英國政府はグリントッド議員のいはれる通り侵略が現實に起つた場合それを阻止し更に合理的で秩序ある協議方法を代置する準備として最大の協力の集積を目指す諸措置についてベツク外相と協議する機會が與へられるであらう、英國政府は更にソヴェトを含む諸外國の政府と協議を行ひつゝあり現にハリフアツクス外相は今朝駐英ソヴェト大使マイスキ氏と頗る有益な會談を行つた、余は英國政府の行動方針はソヴェト政府の完全な諒解及び支持を受けてゐるものと信ずる
△グリントッド議員 右は政府がソヴェトをも含むすべての國よりの最大限の協力を歓迎するといふ意味であるか
△チエンバレン首相 左様である、政府は最大限の協力を歓迎する、余は國際會議について申上げるのが失念したが政府の意見では國際會議の問題は單なる便宜の問題を過ぎない、我々は理論上の問題を論じてゐるのではないから國際會

議案が最善の方法となればそれを採用するに躊躇しないであらうしそれ以上我々の目的達成に有効適切な手段が発見されれば國際會議は開かずともすませるであらう更にチエンバレン首相は一議員の質問に答へて對自治領關係につき左の如く述べた

自治領政府とは常に十分連絡をとつてゐる、更に余は英ソ兩國政府間にはイデオロギーの問題で何等の障礙物もない旨を確信するに躊躇しない
次いでベリンジャー労働黨議員が起つて
余はチエンバレン首相が新外交方針を遂行するのに最適の人であるか否かに關し疑問を抱く
と首相攻撃の辭を述べたのに對し労働黨サートル議員は直ちに起つて此の重要時期に際して英國の政務を見るには他に首相として適當な人物があるかも知れぬ、しかし若しチエンバレン首相が至純且眞摯に何等の精神上の留保條件なしに平和の友を驅り集める新政策の遂行が必要と信ずるならば余は彼が平和の人として世界的名聲を得てゐる事實に鑑み恐らく彼が首相として最善の人であらうと思ふ
とチエンバレン首相に正面から反對するのは避ける意味の言葉述べた

された、即時自動的に軍事的援助を公約した點に於いて英國政府今回の聲明は大戦前の三國協商に比し百尺竿頭一步を進めて居るとは消息筋の一致した見解である、聲明の要點次の通り
一、ボーンランドに對する即時且つ自動的な軍事援助の公約
一、但しボーンランドの獨立が脅威され且つボーンランド政府が國軍を以つて抵抗する必要がある場合との條件付きとなつてゐる
而して獨立と言つたゞげて領土保全との字句がないためダンチヒの割讓「ボーンランド廻廊」を通過する自動車路建設の場合には今回の協約は發明の文言では英國政府が和戰の決定をボーンランド政府に委ねた結果となるがこれ等の細目はベツク波外相の來訪を俟つて取り極められよう、チエンバレン首相の聲明は要するに緊急の事態に對處する中間的措置で既に英外務省では佛波兩國間の一九二一年の同盟條約に準據したボーンランド政府との軍事同盟案が出来てゐるとも言はれ、それもベツク波外相の來訪を機會に見ることゝならざ、英國政府としては更に出來ればルーマニア、ユーゴスラヴィア、トルコ、デンマーク等の各國とも同様の條約を締結したい意向の様であるがソヴェト政府との同盟乃至國際會議案又は反侵略宣言案等も抛棄され譯ではないと稱してゐる、尙英外務省ではチエンバレン首相の聲明と相前後して記者團を招致し聲明の趣旨につき説明を加へたがその際特別に聲明に先立ち米國政府と充分協議した旨を強調した、聲明に先立ちチ

英外交政策の重大轉換
ロンドン【三三】チエンバレン首相は廿一日午後下院に於いて英佛波三國間の事實上の軍事同盟を發表したが右聲明により英國の國境はライオンから遙か東のザイェツラ河畔に移り十九世紀以來英國政府の傳統に「光榮の孤立」は完全に清算

エンバレン首相は野黨の協力を希望し三閣僚の椅子を提供して入閣を欲

英首相演説と波の態度

ワルシヤワ【三三】チエンバレン首相のポーランド援助に關する重大聲明

波政府見解表明

ワルシヤワ【三三】ポーランド外務省はチエンバレン聲明に對し卅一日

足の意を表した。ポーランド政府はチエンバレン首相の聲明に對して極めて満足を表

英首相言明を米重視

ニューヨーク【三三】チエンバレン首相が卅一日の英國下院でポーラン

獨政府筋の觀測

ベルリン【三三】チエンバレン首相が卅一日下院に對しポーランド援助

米米國政界は一般に好感をもつてこれを迎へてゐるがウォオムスプリン

佛も全的に歓迎

パリ【三三】フランス政界はチエンバレン首相の對波援助聲明を双手を

英首相演説とソ聯

モスクワ【三三】チエンバレン首相の對波援助聲明につきソヴェト政府

の生温るい政策にあきたらず思つてある米國の自由主義理想主義者を喜

獨政府筋の觀測

ベルリン【三三】チエンバレン首相が卅一日下院に對しポーランド援助

チエンバレン首相の言明にある「ポーランドの獨立が脅威された場

獨政府筋の觀測

ベルリン【三三】チエンバレン首相が卅一日下院に對しポーランド援助

が從來の東歐不介入主義を一擲して積極的對獨攻勢の態度に出たもの

いてゐるがドイツDNB通信社は廿一日右チエンバレン首相の聲明に對するドイツ政府筋の意向につき次の如く述べてゐる

英佛兩國の緊密な同盟關係から判斷すればポーランドが第三國の攻撃を受けた際英國も亦フランスに續いてこれが援助に赴くであらう

とは既に世界各國の等しく豫期してゐた所だがチエンバレン首相が今日突然斯る言明を行つたことは全く諒解に苦しむ所であることは各國間に不信の種を植ゑつけることによつて徒らに國際關係の係紛糾を招來しやうとするにあるを斷ぜざるを得ない、尤もチエンバレン首相はポーランドが今直ちに侵略の危險に曝されてゐる譯ではないと頻りに辯明してゐるが斯る辯明によつて英國政府今回の言明の眞意が隠蔽される譯のものではあるまい、要するに英國政府は小國に對して如何にも援助の用意がある様に吹聴してゐるが結局民主主義國の例に洩れずいざといふ場合には演説や抗議の程度に止まることにならう、何れにせよドイツは外國側の抗議如何に拘らずその中歐に對する進路を斷々乎として邁進するのみである

英獨新聞論戰

ベルリン【三三】英國各紙は連日に互りドイツ軍隊のポーランド國境集結說、ダンチ自由市返還要求說等頻りがドイツの對波進出說を傳へてゐるがドイツ官邊は廿一日右英國新聞の反獨宣傳は英國政府の意圖する反獨陣營結成を容易ならしめるための陰謀であるとして次の如く反駁した

英國各紙がドイツ軍隊のポーランド國境集結の如き虛報を傳へてゐるのは故意に國際關係を紛糾せしめんとする意圖に出たもので英國政府の反獨聲明を容易ならしめんとする陰謀に他ならない、斯る聲明は徒らに歐洲の雰圍氣を毒するものと云へよう

ドイツ各紙も右英國側の新聞宣傳に對抗して盛んに反英論調を掲げて居るに殊に廿一日にはベルリナ・ロカール・グライツァイガー、ドイツ・チエンバレン、ツァイトウング、ハルゲマインツァイター、ドイツ・ツァイトウング、フレイムデンブラット等が一齊に社説をもつて英國新聞の反獨報道に應酬した

ヒ總統反駁演説を行はん

ベルリン【三三】チエンバレン首相が廿一日の下院に於て行つたポーランド援助の重大聲明に對するドイツの出方は頗る注目されてゐるがヒトラー總統は一日午後五時ウイールベルク海軍の新鋭戰艦ツォン・テイルビツツ號(三萬五千噸)の進水式に列席、獅子吼を試みチエンバレン首相を駁撃する強硬演説を行ふものと期待されて居る

英佛波參謀本部會議進行説

ワルシャワ【三三】英國政府はドイツのポーランド進出を事前に阻止するため廿一日遂にポーランド援助の重大決意を聲明するに至つたが廿一日ワルシャワ外人筋に入つた報道によれば英佛波三國參謀本部は既に折衝を開始しポーランドが第三國の攻撃を受けた場合に備へて三國陸軍、空軍の共同作戰につき意見の交換を重ねてゐると言はれる、更に英佛兩國は一旦有事の場合ダンチに近いポ

ーランド領グダニア港に軍艦を派遣する意向だとの説も行はれるなど英佛兩國の對波援助示威に關する報道はチエンバレン首相の重大聲明と呼應して頻りに流布されドイツの對波要求を牽制せんとする意圖を露骨にしてゐる

波外相を佛へ招待

パリ【三三】ベツク波外相は来る四月四日ロンドンを訪問することになつたが確關するにボンネ佛外相は廿一日ベツク外相に對し英國訪問の折フランスにも立寄られ度旨招待を發した模様である

波外相パリ訪問發表

ワルシャワ【三三】ポーランド政府筋は廿一日ベツク外相のパリ訪問を肯定し佛波兩國政府はベツク、ボンネ兩外相の會談を考慮してゐる旨左の如く述べた

フランス政府のイニシアテイズに從ひ佛波兩國政府はベツク、ボンネ兩外相の會談につき考慮してゐる、未だその時日は決定されてゐないが右は決してベツク外相のロンドン訪問と關聯あるものではない

獨・ス新協定調印

ベルリン【三三】チエコ併合に伴ふドイツとスロヴァキアの關係は各方面の注目を惹いてゐるが廿三日ベルリンに於てリツペン・トロボ外相とスロヴァキア首相チント博士との間に新協定が調印されこれによりスロヴァキアは今後政治上並に軍事上ドイツの保護下に置かれることとなつた

波・リ不可侵協定交渉説

ワルシャワ【三三】ドイツの進出に伴ひポーランドの態度は注目されてゐるがワルシャワ消息通方面ではポーランド、リトアニア兩國間には目下多年の宿怨を水に流して不可侵協定を締結すべく交渉が進められてゐると云はれる、政府筋では右報道を

確認も否定もしないがポーランド新聞は兩國の國交關係強化の重要性を専ら強調してゐる

スロヴァキア

スロヴァキア首相訪獨
ベルリン【三三】スロヴァキア自由政府副總理アダルベルト・ツカ氏並にズルカンスキー外相は廿一日ブラチスラヴァからベルリンに到着した

兩氏はスロヴァキアの新事態に對する具體的對策殊に大ドイツ・プロツク經濟への編入方策につきドイツ政府首腦と協議する豫定である、尙消息通の語る所に依ればツカ副總理はスロヴァキア首相に、チント首相は同大統領に夫々就任するに決定したといはれる

キア政府間の協定は廿三日リツペン・トロボ外相とチント、スロヴァキア首相との間に締結されたがスロヴァキア國は右協定により今後廿五年に互りドイツの保護國として軍事外交の兩方面に互りドイツ政府の支配の下に置かれる事となつた、ドイツ、スロヴァキア協定は五項目から成りその内容次の通り

一、ドイツはスロヴァキアの政治的獨立並に領土保全を保障する

一、ドイツはスロヴァキアに對する保護を有效ならしめるためスロヴァキアの西部國境から東部は小カルパト山脈、白カルパト山脈及びジャヴォルニク山の東端を繋ぐ線に至る地域に於て軍事要塞を構築する權利を有する、スロヴァキア政府は右要塞構築に必要な地域をドイツの自由使用に委ねると共にスロヴァキア駐屯のドイツ軍兵力についてドイツ側の決定に一任する、スロヴァキア政府は右ドイツ駐屯兵の使用すべき食糧並に武器につき一切の徵稅を免除する

一、スロヴァキア政府はドイツ軍との提携諒解の下にスロヴァキア軍を組織する

一、スロヴァキア政府はドイツ外交政策の線に沿つて外交方針を遂行する

一、右協定は締結の日より即時効力を發生し有効期間は廿五年とする、但し協定當事國の双方が延長に同意する場合にはこの限りに非ず

獨スロヴァキア清算協定成る

ベルリン【三三】スロヴァキアは去る廿三日成立した獨スロヴァキア協定によつて正式にドイツの保護國となつたがドイツ政府は右の保護協定

を決定すべきドイツ政府とスロヴァキア政府との間に締結されたがスロヴァキア國は右協定により今後廿五年に互りドイツの保護國として軍事外交の兩方面に互りドイツ政府の支配の下に置かれる事となつた、ドイツ、スロヴァキア協定は五項目から成りその内容次の通り

に基きスロヴァキア政府との間に兩國の經濟關係を規定する爲着清算協定の調印を了した旨廿五日發表した右清算協定はスロヴァキアの對獨輸出増加を目的としたものでスロヴァキアと舊チエコ領たるボヘミア、モラヴィア、ズデーテン地方との間の貿易は無關稅となつてゐる他、ドイツ人顧問がスロヴァキア政府の經濟財政機關に協力する事も規定されてゐるが關稅同盟に關しては觸れてない

☆ ス・洪國境問題

洪軍スロヴァキアに進入

ブーラグ【二三】ハンガリーとスロヴァキアの國境地帯はスロヴァキアがドイツの保護の下に置かれるに至つた後も國境未定のため小競合を續けてゐたがハンガリー軍隊は廿三日午後突如機械化部隊を先頭にルチニアとの國境に近いコンチエ、ウングヴァール方面からスロヴァキア領内に進入、附近のスロヴァキア部隊を排除しつゝ、瞬く間に國境から十五軒の地點まで前進した、ハンガリー軍隊突然の越境に同方面守備のスロヴァキア軍隊は一時退却を餘儀なくされスロヴァキア飛行機一臺もハンガリー軍のため射落されたと傳へられる、ハンガリー軍側は事前にドイツ政府の諒解を得て今回の軍事行動に出た旨述べたのである模様だが一方スロヴァキア側も獨りためハンガリー軍に對抗し得ないためドイツ政府に救援を求めたとも傳へられてゐる

洪政府コミュニニケ

ブタペスト【二三】ハンガリー政府は廿三日ハンガリー軍のスロヴァキア領進出につき左の如きコミュニニケを發表した

ハンガリー軍は廿三日スロヴァキア領に進出しウィング溪谷西方の諸要地を占據した、ハンガリーとスロヴァキアとの國境は未だ確定されをらず今後ハンガリー、スロヴァキア兩國の混合委員會が不祥事件の再發防止の爲適當な措置を講ずることとならう

スロヴァキア外相抗議

ブタペスト【二三】スロヴァキア外相デユルカンスキー氏は廿三日ハンガリー外相チャーキー氏に宛てハンガリー軍のスロヴァキア國境侵犯につき電報を以て抗議した、これに對しチャーキー外相は直ちに事件の眞相調査を開始する旨次の如く回答した

ハンガリー政府は直ちに事件の眞相調査を開始、調査の結果はこれをスロヴァキア政府に御通知申上げる、但しこの機會を利用してスロヴァキア政府が對し東部國境が未だ確定してゐない事實につき注意を喚起するものである、従つて今次國境不祥事件はハンガリー及びスロヴァキア兩國の國境警備兵間の意見の相違に依り惹起されたものと思惟する

國境紛争局地的に解決

ブタペスト【二三】ハンガリー軍が廿三日スロヴァキア領内に進入し附近村落の占據を開始した結果スロヴァキア問題の再悪化が懸念されてゐたが廿三日夕刻に至りハンガリー軍は漸次撤退を開始しハンガリー領内に歸還しつゝありと傳へられ事件は局地的に落着く模様である

洪の對隣邦外交關係(外相報告)

ブタペスト【二三】ハンガリー外相チャーキー氏は廿三日ハンガリー議會の外交委員會に於て今回のハンガ

リー軍のルチニア占領に關する報告演説を行つたがチャーキー外相は右演説中に於てドイツの協力に感謝すると共にユーゴスラヴィア、ルーマニアとの外交關係を説明し特にルーマニアに對しては今回のルチニア問題に際し同國の態度にも拘らずハンガリー政府は飽迄もルーマニアと平和的に友好關係を確立したき希望を有する旨左の如く述べた

今回の事件に際し若しドイツの支持がなければ、ハンガリーは今日の如き結果を收めることは出来なかつたであらう、ユーゴスラヴィアの態度は撤頭撤尾公正であつたがルーマニアは不幸にもハンガリーが第三國の意向如何に拘らずルチニア地方を占領する旨の決意を示した時可成り曖昧な態度を取つた、當時ハンガリー政府はハンガリー軍の國境集結が何等ルーマニアを目的にするものでないこと及びルーマニア國境の安全を危殆に陥し入れるが如き軍事的行動を避ける旨ルーマニア政府に對し確言したのであつた、しかるにルーマニア政府が理由もなく軍事措置を採りガブエノク外相が取り來つた從來の諒解政策を踏襲する意志がないことを明らかにしたのは遺憾である、ハンガリー政府は國境紛争に依つて種々面白からぬ事態が生じたにも拘らず飽迄ルーマニアとの友好的關係を確立せんとする決意を有し且つ兩國の利益に關する問題を直接に協議する意向を有するものである、但し若しルーマニアの要求が力を背景とするものであればこの協議も拒否する他はない、ハンガリー政府は平和に

對して最も強き關心を有するものであり出来るならば中歐に於ても再び相互諒解主義が恢復されることを切望し斯くして紛争を避けるためにはあらゆる努力を盡す決意である

洪提案をスロヴァキア拒絶

ブタペスト【二三】廿三日のハンガリー軍のスロヴァキア領越境事件に關聯しハンガリー政府は廿四日スロヴァキア政府に對し國境劃定共同委員會を設置すべき事を提案し來つた、之に對しスロヴァキア政府は廿四日閣議を開催對策を協議した結果スロヴァキア、ハンガリー間の國境はチエコスロヴァキア時代と何等變更ありと認め得ぬを理由に右ハンガリー側の提案を拒絶するに決した此の旨ハンガリー政府に回答を發した

洪の態度改まる

ブタペスト【二三】廿三日のハンガリー軍のスロヴァキア領越境事件は中歐の政情に新たな波紋をなげかけたものであつたが廿三日締結のドイツ、スロヴァキア間の新協定によつてスロヴァキアが軍事的にドイツの支配下におかれる事が發表されるやハンガリー側は俄かにその態度を改めブタペスト放送局はハンガリー軍は廿四時間以内にスロヴァキア領を撤收するであらうと放送した、政府筋では越境ハンガリー軍は既に撤兵を開始しハンガリー軍によつて占領せられたソプラントエ、カルナ、ロツトカの諸地方は既にスロヴァキア軍の手によつて奪還せられたと發表した

スロヴァキア依然不穩

ブタペスト【二三】スロヴァキア領に進入したハンガリー軍はスロヴァキアをドイツの保護國とする獨スロヴァキア協定が成立すると共にハンガリー領に撤退したと傳へられたが國境地方の不安は未だ去らず廿四日の夜から廿五日の朝にかけてハンガリーの飛行機は二回に亘りスロヴァキア國境地方を爆撃した、右に對しスロヴァキア外相デユルカンスキー氏はハンガリー政府に對して直ちに抗議したがスロヴァキア政府は目下頗りに國內に於て義勇兵を募集しつゝあり一方ドイツ政府に對してもこの旨報告してドイツ軍の來援を要請したとも傳へられる

洪ス國境劃定乗出し

ブタペスト【二三】ハンガリー、スロヴァキア間の國境紛争は未だに納まらず兩國軍相互間に小競合を續けてゐるが確固するに兩國の國境劃定に關する混合委員會は来る廿七日ブタペストのハンガリー外務省で開かれることに決した模様である、スロヴァキア政府は國境劃定に當つては平等なる立場に立つて協議を進めスロヴァキア、ルチニア間の境界は現狀維持を希望してゐるに對しハンガリー政府は自國民の多数居住する數地域をハンガリーに割譲する様要求したハンガリー軍は大部分撤退したが尙少數の部隊は依然紛争地域の占據を續けてゐる

洪・ス衝突の死傷數

ブタペスト【二三】ハンガリー政府は最近のハンガリー、スロヴァキア兩國軍隊の衝突に際しハンガリー軍隊及び國民の損害は死者二十三名負傷者五十五名に達した旨二十七日正式に發表した、尙同じく右戰團に於

てスロヴァキア兵三百六十名及びモ
ラウイア兵二百十一名を捕虜とした
旨同時に發表された

獨・通羅商協定

獨羅通商協定調印延期

【三二】過般來ブカレスト
に於いて進行中の獨羅通商交渉は
兩國代表間に漸く意見の一致を見
愈々近く調印の運びとなつてゐたが
ドイツのチエコ制覇に關聯してド
イツがルーマニアに對し經濟的最後通
牒を提示した等種々無責任な反獨宣
傳が第三國方面で流布されてゐる事
情に鑑み獨羅兩國政府は廿一日中歐
情勢が鎮靜を見る迄右通商協定の調
印を一時延期するに決定した、同時
にドイツ側代表ウオルター氏以下
訪羅經濟使節團は廿二日ブカレス
トを出發、一旦歸國の途につくこと
となつた、因に今回の獨羅通商交渉
は昨年十二月調印された獨羅通商協
定を補足すべき追加協定の締結を目
的としたもので交渉は殆んど成立
ルーマニア側はドイツに對しルーマ
ニア油田の一部をドイツが獨占的に
採掘することを許容すると共にルー
マニア國內に於ける大豆の栽培を承
諾する等ドイツに對して相當程度の
讓歩を行つてゐるといはれる、尤も
ルーマニア油田全部の獨占的採掘に
關するドイツ側の要求はルーマニア
の拒否する所となつた模様である

獨羅通商交渉好轉

【三三】ブカレストに於
いて進行中の獨羅通商交渉は大綱成
立し調印間際になつて外國筋の無責
任な風説に鑑み一時打切りを傳へら

れたが廿二日最後の會談に於いて再
び情勢は好轉愈々近く兩國代表の間
に調印を見る運びとなつた、よつて
昨廿一日には一旦歸國を決意したド
イツ側代表ウオルター氏以下の訪
羅經濟使節團は調印迄ブカレストに
留まることとなつた、尙右交渉成立
の結果ドイツは最近頗る緊張を見て
來てゐる獨羅關係の調停斡旋に乗り出
すに決し獨羅兩國に對して國境方面
に集結した軍隊を撤退するやう勸告
中といはれる、これに關してカリネ
スキニ羅首相は廿二日次の如く語つ
た

ハンガリーは全軍を動員しルーマ
ニアはこれに對する警戒の措置と
して國境軍を増軍したのに過ぎな
い、從つて撤兵は先づハンガリー
側から開始すべきである、情勢が
好轉すればルーマニアは十日乃至
一週間内に豫備兵の動員を解除す
る豫定である

▲ルーマニア國境軍増強 ブカレス
ト【三二】ルーマニア政府はドイツ
の進出を恐れ種々對策に苦慮してゐ
るが廿一日隣邦の措置に對抗、國境
警備の軍隊を増強した旨首相官房よ
りコンミュニケを以て左の如く發表
した

ルーマニア政府は樞密院の決定に
基き豫備兵數ヶ部隊を國境警備に
増強した、但し之等部隊は國境線
から若干距離たる地點に也し侵略的
軍事行動擊退を目的とするもので
隣邦諸國が動員目を中とするれば
ルーマニア政府も直ちに之等部隊を
引き揚げ除隊せしめる方針である

尙政界方面ではハンガリーのルテニ
ア地方占據に伴ふドイツの態度につ
きドイツはハンガリーを使嫉しトラ

ンシルヴァニア地方を回復せしめる
のではないかと危惧してゐる

發に努め林業を促進する
一、ドイツはルーマニアに對し鑛業
機械及びその他設備を供給する
一、ルーマニアに於ける銅、黃鐵
クロム、マグネシウム及びボ
ーキサイト鑛山開發のため獨羅合
辦の鑛山會社を設立する
一、ルーマニア油田開發並に配給の
ため獨羅合辦の石油會社を設立す
る

【三三】過般來ブカレス
トに於て折衝中の獨羅通商交渉は愈
々成立、廿三日午後五時ドイツ經濟
使節團長ヤン・ウオルター氏とガ
フエニコ羅外相との間に獨羅新通商
協定の調印を了した、今次の通商協
定は昨年十二月締結された兩國通商
協定の追加協定をなすもので調印後
ガフエニコ羅外相は左の如き談話を
發表した

▲獨羅通商協定内容 ブカレス【三
三】獨羅兩國の經濟關係の緊密化を
企圖する通商協定は廿三日午後七時
ブカレストに於いて調印され同時に
コンミュニケを以てその全貌が發表
された、右に依れば新通商協定は石
油を初めルーマニアの自然資源開發
のため兩國の組織的協力を確立せる
ものでコンミュニケの要旨左の通り
獨羅兩國政府は兩國相互の利益の
ためルーマニア産業促進の爲め次
の各項の取極めを決定した

一、ドイツは農業及び林業に關する
經驗を以てルーマニアを援助し且
つ必要なる産業用具を供給す
一、ルーマニアはドイツ指導の下に
家畜飼料、麻類栽培其他農業の開

一、ドイツはルーマニアの陸海並に
空軍に對し武器を供給する
一、本協定は批准後一ヶ月にして効
力を發生し一九四四年三月卅一日
迄存續、滿期の一年前前に廢棄通
告がなされぬ限り自動的に無期限
に延長されるものとする

相は廿七日下院本會議に於て一議員
の質問に答へ右協定は政治的條項を
含まぬと諒解する旨次の如く言明し
た。

ルーマニア政府は英國政府に對し
最近締結を見たドイツ・ルーマニ
ア通商協定は何等政治的條項を含
まず且ルーマニアは、右條約に調
印した事によつて經濟的獨立を喪
失したもものでは無い旨通告し來つ
た、ルーマニア政府は今日も尙英
國よりの通商使節が派遣される事
を待望して居り英國政府としても
依然右通商使節を派遣する意向で
ある

▲獨羅通商協定成功
【三三】廿三日ブカレスト
に於て調印された獨羅新通商協定は
ドイツの東南歐政策の大成功といふ
べく英佛を以て顔色なからしめたも
のである、ドイツ向輪向は從來ルー
マニア全貿易額の五割を占めルーマ
ニア第一の顧客であつたが今回更に
その地位を強化し經濟開發をも含む
廣汎なる通商協定を締結したもので
ある、今後ルーマニアは政治的にも
小協商的性格を脱却し漸次親獨的傾
向に轉じドイツのウクライナ進出政
策に於けるドイツの衛星的存在とな
るとみられる、新通商協定の要點左
の通り

一、油田採掘は從來英米資本の獨占
下にあつたが今後ルーマニア資本
がドイツの資本及び技術と結合し
採掘製油に當る

一、ルーマニアは從來軍事輸入の四
割まで舊チエコのスコダ工場に仰
いでゐたが今後ドイツの手で充分
にルーマニア軍擴資材を供給する
一、ルーマニアの工業化は又ドイツ
の貿易の進長擴大であるとの認識

一、政治條項を含まず ロンドン【三
三】ドイツのチエコ進出に引續いて
締結された獨羅通商協定はドイツの
中歐より更にバルカンへ進出を意味
するものとして英國に於ても多大の
注意を拂つてゐるがチエンバレン首

に基づきルーマニア側で欲すれば
資本投下も盛んに行ふ
一、ドイツは現在大豆を十萬噸ル
マニアから買つてゐるが今後その
増産を援助し且買付を保証する

ヒト統羅公使引見

ベルリン【三三】ヒトラー總統は廿
一日新任ルーマニア公使クルチエス
コ氏を引見した、クルチエスコ公使
は會見に際し獨逸兩國經濟關係の緊
密化に努力する旨述べたに對しヒト
ラー總統は最近締結された獨逸通商
協定の意義を強調し兩國の緊密なる
經濟關係はこれによつて保障される
であらうと語つた

佛羅協定成立

新佛羅協定成立

パリ【三三】フランス政府は獨逸通
商協定の締結に伴ふドイツ勢力のル
ーマニア進出に對抗して過般來パリ
に於いてルーマニア政府代表との間
に新佛羅通商協定の締結方につき折
衝を重ねてゐたが今回交渉成立し廿
一日午後協定調印の運びとなつた、新
協定はルーマニア石油の對佛輸出額
を従來の二倍に増加すると共にル
ーマニア農産物の輸入税率引下げ等
ルーマニアをフランス側に誘引するた
めフランス政府が相當程度の讓歩を
行つたものと言はれる、更にフラン
ス政府はユーゴスラヴィア政府と
の間にも同様農産物輸入税率の引下
げて骨子とする協定締結の交渉を進
めてゐる模様で來る四月一日正式調
印の豫定と傳へられる

佛羅通商協定正式調印

▲佛羅通商協定正式調印
パリ【三三】過般來パリに於いて佛
羅兩國代表の間に折衝中であつた佛
羅通商協定は愈々成立廿一日零時

廿分フランス外務省でボンネ佛外相
と駐佛ルーマニア大使タタレスコ氏
との間に正式調印を了した、調印後
タタレスコ大使は協定締結に對し滿
足の意を表し左の如く語つた
ルーマニアは自國民の生活程度
を向上せしめるために農産物及び
礦産物の輸出市場の擴大を必要と
する、更にルーマニアは自國の鑛
山業及び爾餘の工業開發を促進す
るため外國資本の投下を必要と
する、しかしルーマニアは絶対に
他國に對して自國領土内の獨占權
を與へぬであらう、ルーマニアは
如何なる經濟的隸屬も早晚政治的
熱屬に發展し勝ちなことを知つて
居るが自國の政治的獨立及び領土
完整は斷乎擁護する決意を有する
ルーマニアは本日調印された佛羅
通商協定は兩國間の經濟的協力擴
大の第一歩となることを期待しそ
の意でこれを歓迎するものである

佛羅文化協定調印

ブカレスト【三三】佛羅兩國は廿日
調印を見た佛羅通商協定締結交渉と
並行的に佛羅文化協定締結方に関し
交渉を進めてゐたが廿一日に至りブ
カレストに於てルーマニア外相ガフ
エンコ氏とルーマニア駐佛大使チ
エリコ氏の間と同協定調印が行はれ
た、新文化協定は佛羅兩國の精神・
藝術・文學の諸方面に互り親交を深
める事を目的としたものである

獨伊樞軸と

バルカン諸國

ゲリリング空相再びイタリアへ
ベルリン【三三】チエコ問題突發の

ためその訪伊計畫を中途にして急遽
ベルリンに引揚げたゲリリング空相
は事態も一段落となつたので廿一日
午後再び北伊サン・レモに向ケベル
リンを出發した、ゲリリング空相は
一先ブサン・レモに着落いた上近日
中にローマを訪問イタリア政府首腦
と重要協議を行ふものと見られる
駐獨イタリア大使歸國
ベルリン【三三】駐獨イタリア大使
ベルナルド・アツトリコ氏はドイツ
のチエコ制覇の經緯並にその後の事
態の推移に就きイタリア政府に詳細
報告を行ふ爲急遽ローマに歸還する
こととなり廿一日ベルリンを出發歸
國の途についた、アツトリコ大使は
出發に先立ち廿日ヒトラー總統、リ
ツペントロップ外相及びゲリリング
空相を歴訪今回のドイツの中歐制覇
に關しドイツ政府の眞意を聴取して
ゐる

ヒト統ム首相に書翰通達か

ベルリン【三三】駐獨イタリア大使
アツトリコ氏はドイツの中歐進出に
關する經緯につき本國政府に報告を
行ふため廿一日ベルリンを出發歸國
の途に就いたがベルリンAP支局が
イタリア大使館から得た情報によ
ればヒトラー總統はアツトリコ大使
の歸國に先だち二十日總統官邸に同
大使を引見、チエコスロヴァキアに
對して採つたドイツ今回の行動につ
き詳細に事情を説明したムソリーニ
首相宛の書翰を手交、ムソリーニ首
相に傳達する様々に依頼したと言は
れる

獨洪經濟協定説

ベルリン【三三】權威ある筋から確
聞するにドイツ政府は目下ハンガリ
ー政府との間に經濟協定締結交渉を

進めてゐる模様である、交渉は既に
相當進捗し近く調印の運びとなる模
様だが右經濟協定は最近成立した獨
逸經濟協定にも匹敵する程重要なも
のといはれる
ゲツベルス宣傳相希訪問
ベルリン【三三】ゲツベルス宣傳相
は廿七日ベルリンを出發數日間の豫
定でブダペスト及びアネ訪問の途
事となつた、ドイツの東漸政策が次第
に明瞭となりつゝある折柄ゲツベル
ス宣傳相のハンガリー及びギリシア
訪問は注目されてゐる

獨宣傳相伊農相訪談

ブダペスト【三三】ハンガリー、ギ
リシア歴訪の途にあるドイツ宣傳相
ゲツベルス博士は廿八日午後ブダペ
ストに到着した、ゲツベルス宣傳相
は休暇を利用してギリシアを訪問す
る事となつて居りそのブダペスト抗
問も全く私用と云ふ事になつてゐる
爲譯頭には別に政府側の出廻りもな
かつた、一方イタリア農相エドモ
ンディ・ロツツ・ニ氏もハンガリー農
業相ミハエル・テルキー伯の客とし
て廿八日午後十一時ブダペストに到
着の豫定でロツツ・ニ農相はブダ
ペストに滞在各地を視察の後廿一日
ローマに歸ることとなつて居りハン
ガリーを中心に獨伊兩國政客の往來
漸く頻繁を加へ來つた事は注目され
る

獨法交歡

グダペスト【三三】ハンガリー・ギ
リシア歴訪の途にあるドイツ宣傳相
ゲツベルス博士は廿八日ブダペスト
に到着したが廿九日夜テレキー洪首
相はゲツベルス宣傳相歓迎の晩餐會
を開催、右晩餐會にはハンガリー側
からテレキー首相以下チャキー外

相ホーマン文相等の關係が出席、獨
洪交歡の一夕を過した

波洪通商協定交渉

ワルシャワ【三三】ポーランド政府
はハンガリー政府との間に新たに通
商協定を締結する事となりポーラン
ド側通商使節團は廿九日ワルシャワ
發ハンガリー首都ブダペストに赴く
事となつた、新通商協定はルマニア
地方のハンガリーへの併合を主とす
る最近の領土變更を考慮して締結を
見る模様である

チエコ新保護領

チエコ併合は最善の解決

――ハハ前大統領の論文――
ベルリン【三三】ベルリンの有力雜
誌「オイローペイツシユ・レヴュエ」
は廿九日發刊の誌上にボヘミア・モ
ラヴィア新總監フォン・ノイラー
男並にチエコ前大統領ハハ博士の
論文を掲載したが兩者共に獨チニ兩
民族の融合による洋々たる前途の希
望を強調、就中ハハ前大統領が従
來のチエコの政策が不自然であつた
ので新事態によりチエコ民族の將來
は保障されたと述べたのは注目され
る、兩論文の要旨次の通り
△フォン・ノイラー總監論文
ドイツ國民がその保護に委ねられた
國民の誇りと名譽を傷けず又その
自然的權利を尊重しつゝその國民
の信頼を得んと努めてゐることを
全世界に示すことは吾人の務めて
ある、ヒトラー總統がボヘミア及
びモラヴィアの兩地方に與へた活
動の範圍極めて廣汎でチエコ民族
の平和且自由な發展を保障し兩地
方を新文化、經濟上の繁榮に導

くに足るものである、殊に此の兩地方に於てはドイツ・チエコ兩民族が深く共通の根を下してゐるから尙更然りである。若しチエコ國民が過去廿年間の教訓を顧みなければ今日チエコの運命を遺憾としてゐるが如く見せかけてゐる國々が過去に於て如何に大膽に彼等自身の目的の爲めにチエコ國を悪用してゐたか直ちに明らかとならう、ヒトラー總統は今回の擧げによつて秩序と安全と公正と相互の諒解とを齎す前提條件をチエコ國民のために創造したので、余の新總監としての使命はこのヒトラー總統の命令を實行することにある。

△ハハー前大統領論文 余はボヘミア・モラヴァ地方の新政體は與へられた條件の下に於て最善の解決策であると信ずる、蓋しこの新政體はチエコ國民をして過去に於ける多くの失望の過誤の後に遂に彼等自身の安寧を計る爲の平和を發見せしめたからである、ヒトラー總統はブラグ城に於けるチエコ代表との會見に於てチエコ國民はドイツとの誠實なる協力によつて幸福なる將來を期待し得る旨を確約せられた、余はヒトラー總統のこの言を固く信ずるものである、余は自らの責任を歴史の審判に委ねてゐるが余の良心は何らやましい所はないのである、我がチエコ國民の多くは漸次我々の過去に於ける政策が多くなつて見えて單に損失のみを齎すことが多くなつてゐる、將來の發展の基礎は築かれたのだ、かゝる基礎がやがて各

人にとつての満足と平和と幸福の基礎を形作ることを希望しよう
新保護領總督の權限發令
ベルリン【二三】ドイツ政府は曩にボヘミア及びモラヴァ保護領初代總督として前外相ノイラート男を起用するに決したが廿二日政府は總統布告を發布しボヘミア及びモラヴァ總督の資格並に權限を申外に闡明した、布告内容左の如し
一、ボヘミア及びモラヴァ兩地方總督はヒトラー總統個人の公式代表たると同時にドイツ政府代表たるの資格を有す
一、總督フォン・ノイラート男は直接ヒトラー總統に對し責任を負ひ總統よりのみ命令を受く
英經濟誌論評
ロンドン【二三】英國の二大經濟雜誌スタチスト並にエコノミストはドイツのチエコ合併に關し最近刊の誌上で夫々次の如く論じてゐる
△スタチスト ドイツが經濟的に逼りし軍事費の捻出に苦勞してゐたのは明らかでシャハト經濟相の罷免は此の苦境を平和的に打開する努力の放棄を意味する、今回ドイツがチエコに對して行動を起した動機は主として經濟的であるが更に他の動機はルテニア地方の現状維持が愈々困難となりポーランド及びハンガリーの共同國境の實現を長く阻止出来ぬ情勢となつたのでドイツが先手を打つてスロヴァキアを手に入れんとしたことにある、ドイツはチエコの合併で經濟的にも軍事的にも威力を増大したとしても更に侵略計畫を持つてゐるとするならば今後一年間がこれを

實行すべき機會であらう
△エコノミスト誌 現政府の對獨政策は當初より誤つてゐたと云ふの外なく英獨通商交渉の如きは延期と云ふやうなまねるゝことになく取消すべきで兩國産業聯盟間の話合も既に無價値である、ドイツは一日にして英國の一年分の軍擴事業を完成したのに等しく、英國としては再軍備に邁進すべきであるが此の爲にはイーデン前外相の提唱する様に舉國一致政府を樹立すべきである

佛もチエコ資金の支拂停止
パリ【二三】英國政府は去る十七日英國金融團體に對しチエコの在英資金の支拂を一時停止する様要請したがフランス政府も英國政府の處置に倣ひ廿一日フランス國內各銀行に對し若しチエコの有價證券乃至金を保有してゐる場合にはその引渡を見合はせる様要請した
チエコの對米債引續要求説
ワシントン【二三】ドイツのチエコ併合に對し米國政府は去る廿一日公式聲明を以てその不承認方針を明かしたがハル國務長官は廿八日の定例會見に於て米國は舊チエコスロヴァキアの對米債引續についてドイツと交渉する可否を考究中なる旨左の如く言明した
國務省は目下舊チエコスロヴァキアの對米債總額一億八千七百萬弗の引續をドイツに要求すべきや否やにつき考慮中である、何れにしても國務省としては先づ以て中歐に於ける新しい政治情勢に關する各種の法律的要素を検討しなればならぬと考へる

對獨包圍工作

(對獨包圍工作の一翼としての英佛波三國軍事同盟結成については前掲「波蘭」の項参照)

反侵略共同宣言案

波蘭共同宣言不參加通告
ロンドン【二三】英國政府はドイツの中歐制覇に對抗して英佛ソ波四國の反獨共同宣言を企圖し更にバルカン諸國にも呼かけて活潑な外交活動を開始したがポーランド大使ラザンスキー伯は廿一日午前英國外務省を訪問、ポーランド政府は反獨共同宣言に關する英國政府の提議には賛成し難い旨通告した
ポーランドとしては現在なほ佛波相互援助條約が充分有效でありポーランドはその獨自の立場からルーマニアとも協力を圖り得る立場にあるからこの際特にかゝる相互援助の共同聲明に参加する必要を認め難い
かくポーランドが英國の提案を拒否するに至つた理由はポーランドとしては共同宣言參加がドイツに對する挑發行爲としてドイツ政府を刺戟することを恐れた爲であるとされ、尙右英國の反獨共同宣言は先づ英佛ソ波四ヶ國を中心にして計畫されてゐるもので宣言參加國はその中のいづれの一國が第三國よりその侵略を受けた場合にも共同してその侵略國に對抗する旨を約することを内容としたものであることが判明した
土は友獨線參加を拒否
イスタンブール【二三】ドイツのル

ルーマニア制壓を危惧する英國政府はその對策に腐心し着々東歐諸小國との折衝を進めつゝある模様であるが信すべき筋の報道に依れば英國政府は他ドイツの侵略の危険に曝されてゐる諸國に對する共同防衛を講じ得べき何等かの協定を結び度き旨申入をなしたと傳へられる、之に對してルコ政府高官筋はトルコはバルカン協定の範圍以上に出る如き義務を負ふ意志は全然ないと洩してゐる、即ちバルカン協定はトルコ、ルーマニア、ギリシャ、ユーゴスラヴィア間に締結され右四ヶ國中の一國が他國を侵略する場合のみ締約國の共同援助を約すのみでトルコのルーマニアに對する立場は之以上に出でないといふにある

ギリシヤは自重的態度
アテネ【二三】東南歐政局の極度の不安を繞りバルカン諸國の態度が漸次注目焦點となりつゝあるが、廿二日ギリシヤ政府筋ではギリシヤは飽迄も自重してバルカン平和政策を堅持しバルカン協定國外より如何なる外交的申入れのある場合も之に應じない方針である旨を強調し反獨陣營參加反對を示唆した
中歐安全保障案提示説
ロンドン【二三】ルブラン佛大統領は廿一日午前パリを出發ロンドン訪問の途に上つたが同行のボンネ外相はロンドン到着の上直ちにハリファツクス外相を外務省に訪問、ドイツの中歐進出に對處する英佛兩國の共同對策につき協議を開始することとなつた、英佛兩國外相の會見では先づハリファツクス外相から中歐諸國の安全保障に關する英國案を提示フ

イスタンブール【二三】ドイツのル

ランス側の意見を求める筈であるが右英國案はルーマニアを初め英國案に賛成する中歐諸國に對し一般的援助の確約を與へることを骨子とするもので特に軍事援助の義務を負担したもてはならないと言はれる、英國政府はフランス政府との折衝を遂げた後更にポーランド、ソヴェト聯邦とも同様協議を行ふこととならうが既にトルコ政府からはルーマニアが侵略の犠牲になつた場合には進んでこれが援助に立つ用意がある旨を英國政府に通告して來たと言はれる、政府は更に米國政府とも緊密な連絡を取つて中歐安全保障の確立に躍起となつてゐるが廿一日のボンネ外相との會談が豫想通り進捗した場合には明廿二日議會に對して政府の態度を公式聲明する運びとならう

佛外相重要協議
ロンドン【三三】ルブラン佛大統領に扨後し英國を訪問したボンネ外相は廿一日午後ロンドン到着直後ハリファツクス英外相と會見約一時間に亘りドイツのチェコ併合後の歐洲情勢の新展開に對處する英佛共同措置につき協議を遂げた、席上ハリファツクス英外相はボンネ佛外相に對し英國政府の意圖を餘す所なく通達した事實に鑑み英國政府は今後防禦的相互援助の國策を採るに至つた旨左の如く傳へた模様である

英佛兩國がドイツの攻撃に對して相互援助を約するは勿論、ドイツのポーランド、ベルギー及びスイスに對する攻撃が起る場合には英國政府は直ちに全力を傾注してこれが防衛に當る
一、ドイツのルーマニアに對する政

勢に對しては英佛兩國當局は目下ルーマニア其他バルカン諸國政府に對しドイツのルーマニア攻撃が起つた場合の之等諸國政府の意向を打診中で英佛兩國のルーマニアに對する態度の最後の決定は之等諸國の回答が出發した後とならう
尙明廿二日にはチェンバレン首相を交へボンネ・ハリファツクス第二次會談が行はれる筈である

駐英羅公使報告の爲歸國
ロンドン【三三】英國のドイツの包圍外交を繰り連日活潑な活動を續けて來た駐英ルーマニア公使ザイルグ・テイレア氏は廿一日午後ハリファツクス外相と重要協議を遂げた後本國政府と打合せのため明廿二日一旦歸國することとなつた、テイレア公使はブカレストに一日滞在の上急遽ロンドンに歸任する豫定である

佛外相英首相と懇談
ロンドン【三三】ルブラン大統領に扨從してロンドンを訪問したボンネ外相は廿二日午後英下院に於てチェンバレン首相と會談した、右會談には英國側からはハリファツクス外相ストラング中歐局長、フランス側からはコルラン駐英大使、ビエール・プレツシー外相秘書等も同席しドイツのチェコ並にメーメル併合に伴ふ英佛兩國としての對策就中英國政府提案の反侵略共同宣言案に關し約一時間半に亘り意見の交換を遂げた

反侵略宣言案との態度
ロンドン【三三】ドイツのこれ以上

の進出を阻止する爲英國政府から佛ソ波三國に提案された反侵略共同宣言案は既にポーランド政府の拒否する所となつたが在ロンドンのソヴェト筋の語る所によればソ聯政府は結

局宣言案を受諾するだらうといはれてゐる、尤もソ聯としては宣言の内容が英國案の企圖する

歐洲の平和を危殆ならしめる脅威ある場合には直ちに侵略阻止の措置に關し協議を開始する

といふ如き生硬いものとすると同時に宣言參加國の義務を更に明確にすよ希望はしてゐるが然しこれ等は希望條件でありソ聯の宣言參加に不可欠な條件ではないとしてゐる

反侵略共同宣言案の内容
ロンドン【三三】英國政府はドイツのチェコ併合を契機として侵略反對の共同宣言を企圖し各國政府の意向打診に努めつゝあるが廿二日ロンドン政界消息の傳へる所によれば右宣言案は僅か數行の簡單なもので

平和を愛好するすべての國を組織化し侵略の脅威の接近を認められた際には直ちに「侵略阻止の措置に關し、調印國間に協議を開始する旨を規定したものといはれる、尙ニニュース・クロニクル紙の外交記者ヴァーノン・バートレット氏は二十二日の日紙上で宣言案成立の見透しに關し左の如き悲觀的見解を述べてゐる

英國政府が打診中の各國は英國の保證をドイツの約束程度にしか買つてゐないやうである不斷に侵略の脅威に曝されてゐる國にとつては次の侵略が實際に起つた場合に侵略反對宣言の調印國が協議を開き、かゝりし約束は既に聯盟規約に明白に規定され更に不戰條約にもその趣旨は盛られてゐるが現在侵略反對を提議しつづある英國

政府自身が右の諸條約を殆ど無視し來つたてはないか

英定例閣議
ロンドン【三三】英國政府は廿二日午前十時よりダウニング街十番地の首相官邸に定例閣議を開き、英國政府の提案に係る侵略行為反對の共同宣言案に對する自治領及び各國政府の回答内容を検討した後本問題に關して種々協議を重ねた

國際會議案に進展りか
ロンドン【三三】ドイツの進出阻止の新策として英國政府から佛ソ波三國に提議された反侵略共同宣言案は早くもポーランド政府の拒否する所となつてその成立が危まれてゐるが確認するにこの宣言案は結局實現せざにこれに代つて侵略に反對するあらゆる國を侵略事件が起れば即時糾合して至急ロンドン乃至パリに各國會議を開く案が急速に實現の運びとなる模様である、この反侵略各國會議案は最初ソヴェト政府によつて提案されたものだがハリファツクス外相も廿一日の閣議後は英國側の最初の案たる英佛ソの反獨宣言案を棄て専らソヴェト案に基づいて會議の招集につき準備を進めるといはれる

れば消極的ではあるが焦眉の急に應ずる第一歩の措置と解してゐる同宣言への參加勧誘も西歐諸國の外に北歐諸國にも行ふであらうとの説がある、但しこれらの諸國は中立堅持の立場にあるので宣言の實際的意義を考慮した上で參加可否か態度を決定せんとしてゐる、フランスはメーメル返還の實物救訓及びルーマニアに對するドイツの壓迫が北歐、バルカン諸國を反省せしめる材料たらんことを希望してゐる、又フランスはドイツの植民地要求及びビタリアの失地回復要求に對抗する積極的手段として關係主要國間に限定せる政治、軍事經濟提携策を具體化する事を希望して居りその協議し眞の集團的對策を一段として國際會議召集説も行はれてゐる

國際會議案
ソヴェト反獨會議肯定

モスクワ【三二】ドイツのチェコ進出と關聯してソヴェト聯邦の反獨國際會議提唱説が頻りに傳へられて折柄ソヴェト政府は廿一日タヌ通信社を通じて反獨國際會議開催に關する英國政府との折衝經過を初めて公表、英國政府が時期尙早であること理由に國際會議の召集に反對を表明した事實を明かにした、タヌ通信社の報道要旨次の通り

英國政府は去る十八日ソヴェト政府に對しルーマニアが武力侵略的脅威に曝されるに至つた事情を述べ斯る際略が現實に行はれた場合ソヴェト政府はルーマニアに對し如何なる行動を採る意向かを問合

る

る

る

る

る

せて来た、これに對しソヴエト國
府は英國、フランス、ポーランド
ルーマニア、トルコ、ソヴエト聯
邦等關係國がこの際國際會議を開
催、事態の真相を糾明すると共に
各國の立場を充分検討することを
適當と思惟する旨回答したるが英國
政府は斯る提案は時期尙早である
として之を拒否したのである、尙
ソヴエト政府は別にポーランド乃
至ルーマニアから援助を求められ
た事實は無くこれ等兩國に對し援
助を申出でた事實も無い

▲英ソ折衝繼續發表の意義 モスク
ワ【二三】ソヴエト政府は廿一日タ
ス通信社を通じて反獨國際會議開催
に關する英國政府との折衝經過を初
めて公表したがモスクワ外交部は右
タス通信社の發表をもつて歐洲政局
に對するソヴエト政府今後の外交方
針を示唆したものとこれを重視
し活潑な批評を加へてゐる、尤もこ
れ等批評は何れも臆測の範圍を出で
ず區々に岐れてゐるがドイツ政府に
對してはポーランド並にルーマニア
が通んでソヴエト政府に對し援助
を要請して來ない以上ソヴエト聯邦
の側から積極的に紛糾に介入する意
向は無い旨を間接的に言明すると共に
他方英佛に對しソヴエト政府は歐洲
平和確保のため進んで國際的協力に
應ずる用意がある旨を闡明、一石二
鳥の効果を得たものであるとの
觀測が有力であり西歐民主主義諸國
の動向如何に拘はらずソ聯は独自の
外交方針を堅持する旨を黨大會で
言明した方針の最初のあらはれと解
する向きが多い

伊紙事態を樂觀せず
ローマ【二三】廿一日のトリブーナ

紙は獨伊兩國に對する英米佛ソ聯等
の包圍陣形成の機運に關し社説を掲
載イタリヤは須らく時局を樂觀せず
最悪の場合に處する準備を忽にしま
い様強調した、要旨は次の通り
英國の輿論は舉つて政府を支持し
その對獨敵視感情は頂點に達して
ゐる、英國の再軍備も大仕掛に行
はれてゐるが實質的には未だソ
ヴエトと開戦する準備が出来てゐない
ところこの際興味があるのは英
國政府の親ソ政策で、英國の政治
家達がソヴエト聯邦と攻守同盟を
結ばんと主張しこれが貫徹に奔走
してゐる事實は最も注目し得る
他方米國は民主主義國家に對して
最大限の援助を與へんとし得る
就中チエンパレンの演説は注目す
べきものである、我々は此の際時
局を樂觀してはならぬ、昨年九月
のミュンヘン協定が再び繰り返され
ると思つてはならぬ、慎重且つ堅
き決意を以て最悪の場合に處する
準備をなすことが必要である

ソ聯紙の歐洲政治論
モスクワ【二三】ソ聯は最近ドイツ
のチエノ併合後の歐洲情勢の新展開
に對し國際會議開催のイニシアテイ
ブを取るなど盛んに暗躍を續けてゐ
るが二十五日の共產黨機關アラウダ
紙は最近の歐洲政局の推移につき言
及しドイツ今後の進出により苦汁を
嘗めるのはソ聯ではなくフランスと
同盟關係にある小國であるとして左
の如く述べてゐる
英佛兩國はドイツはたゞ東へのみ
膨脹するとの計算の下に自國の新
聞によつてソ聯領ウクライナのル
テニアへの併合といふ笑ふべき計

畫をまき散らしたが事實ドイツの
侵略から直接の脅威を受けるのは
ソ聯ではなくてフランスの同盟國
である、即ちポーランド、ユーゴ
スラヴィアそして最後にルーマニ
ア等の國々がこれである、ドイツ
がルーマニアに對して行つた經濟
的要求の内容は今後ドイツがポー
ランド、ラトヴィアに對して行ふ
要求を示すもので結局是等の國を
ドイツの半植民地化せんとする方
策を描くものである、ルーマニア
今回のドイツへの屈服は更にこれ
等諸國が所謂民主主義的大國から
何らの援助も得られないといふ注
目すべき事態を示唆した、要する
にドイツは國內の困難打開のため
熱病的な外交上の冒險をやつてゐ
ると云へよう

英政府對策に苦慮
ロンドン【二三】英國政府は廿二日
午前十時から定期閣議を開催二時間
四十分は互り反侵略宣言案に關する
關係各國の反響につき検討を加へた
確論するにソヴエト政府は原則的
には之に異議はないが宣言案の協議條
項が瞬時に既成事實を建設するヒ
トラー總統從來の手法に對し全く無
力なることを指摘し國際會議案を固
執してゐるといはれる、一方ポーラ
ンド政府は宣言案に参加する結果必
然的にドイツ政府と對立關係に陥る
ことを指摘し代償として軍事上の公
約を宣言案に入取れることを要求
され、尙ロンドン政界ではムソリ
ニ首相が外交爆弾を投下する番だ
との豫感が相當強くヒトラー、ム
ソリーニ兩巨頭が近くウィーンで會
見するだらうとか、チエノ其他につ
きフランス政府に讓歩の用意がある
とか種々の臆測が流布されてゐる

ソ聯西部國境に増兵
ワルシャワ【二三】モスクワよりの
情報によればソ聯は目下ラトヴィア
中と云はれる、右ソ聯兵は白ロシア
軍管區から送られてゐるもので兵輸
送列車はオルシャ驛を通過してゐる
ため同驛附近は列車輻輳し急行列車
ノール・エクスプレスは廿七日ワル
シャワに三時間延着した、ソ聯の右
國境方面への増兵はドイツがラト
ヴィアに對し何事か交渉を開始した
ためと傳へられる、尙ソ聯はルーマ
ニア國境ベツサラヴィア方面にも兵
力を増強して居るが之はハリコフ及
び北コーカサス軍管區から増派され
たものである

英首相對獨強硬言明
ロンドン【二三】チエノパレン首相
は廿三日下院に於てドイツの新展開
進出を契機とする歐洲情勢の新展開
について承認し得ない旨次の如く英國政
府の強硬態度を言明した
英國政府はドイツ政府最近の行動
に鑑みドイツが今後ともかかる努
力を繼續して歐洲を制覇せんとし
或ひは更に次の目標に迄進まんと
する意向であるか否かを問題とせ
ざるを得ない旨を既に明かにした
ドイツの意向に關するこの解釋が

たは魯に對しては、チエノパレン首相
は閣議の席上以上の經緯を説明した
が閣僚の間から重大時局に鑑み宣言
案を修正して英國政府の公約を明確
にするか乃至國際會議を開催しては
如何との意見がかなり有力に提言さ
れた様子である、然しサイモン藏相
は同盟を締結して戰爭に引込まれる
ことを懸念し參戰か否かの決定は最
後まで英國國民の決定に留保する必要
あることを述べ一定限度以上の公約
特にソヴエトとの軍事同盟に反對し
たと傳へられる、チエノパレン首相

たは魯に對しては、チエノパレン首相
は閣議の席上以上の經緯を説明した
が閣僚の間から重大時局に鑑み宣言
案を修正して英國政府の公約を明確
にするか乃至國際會議を開催しては
如何との意見がかなり有力に提言さ
れた様子である、然しサイモン藏相
は同盟を締結して戰爭に引込まれる
ことを懸念し參戰か否かの決定は最
後まで英國國民の決定に留保する必要
あることを述べ一定限度以上の公約
特にソヴエトとの軍事同盟に反對し
たと傳へられる、チエノパレン首相

たは魯に對しては、チエノパレン首相
は閣議の席上以上の經緯を説明した
が閣僚の間から重大時局に鑑み宣言
案を修正して英國政府の公約を明確
にするか乃至國際會議を開催しては
如何との意見がかなり有力に提言さ
れた様子である、然しサイモン藏相
は同盟を締結して戰爭に引込まれる
ことを懸念し參戰か否かの決定は最
後まで英國國民の決定に留保する必要
あることを述べ一定限度以上の公約
特にソヴエトとの軍事同盟に反對し
たと傳へられる、チエノパレン首相

正しいとすれば英國政府は過去に於ける例に見るが如く今回の事件に對しても亦平和を愛好する英國其の他の諸國はドイツの企圖に對して對抗策を講ずるであらうと言明せざるを得ない、政府は今回のドイツの行動に關し關係諸國と商議を遂げてゐるが其の結果につき未だ公表する運びに至つてゐない、尤も政府はドイツがその對外貿易を擴張するため合理的努力を繼續する場合敢てこれを妨害する意思は毛頭ないことを茲に明言する、更に政府はその政體につき相對立する思想を抱懐する國家プロックの對立を歐洲に誘致せんとしてゐるのでもないのである、我々は獨立國家の暴力の脅威によつてその獨立を放棄せざるを得ない様な企圖には斷じて同意することは出來ず斯る企圖を實行に移さんとするものに對しては凡ゆる手段に訴へて反對する決意を有する

反對共同戰線の障礙

パリ【二三】廿一日のタン紙は歐洲政局の新政階に關し論説を掲げドイツの膨脹に對する西歐と東歐の共同戰線の困難なる事實を指摘すると共に來るべき戰爭の破壞性を警告、次の如く論じてゐる

ドイツ今回の擧げにより國際關係は實力萬能時代になつてしまつた、英佛兩國の實力は假令英の陸軍、佛の軍需工業及び在留外人問題に弱點はあるにせよ如何なる場合にも對處し得るものであり米國も又中立法を英佛に有利に改正しやうとしてゐる、しかしドイツの東南進出を抑へるのは英佛のみの力で

は不可能でそれにはドイツの脅威を直接感じてゐる諸國の協力が必要である、之等諸國はドイツの脅威を明確に意識してをり之に抵抗する力を多少宛持つてゐるが同時に又之等諸國の防禦力を鈍らしてゐる二つの要素の存在を認めねばならぬ、即ちソヴェットの共産化の結果隣接諸國がソヴェットの赤化工作を恐れてをりドイツの脅威だけが問題となつてゐるのではない、それにイタリアが假令今回のドイツの擧げにより獨伊提携の實益を疑ふ傾向が幾分なりとも見え出したにせよ兎も角今の處はベルリン・ローマ樞軸を固く守りドイツに從屬してゐることこの二つが西歐諸國と東南歐諸國との聯絡を困難にし外交上軍事上種々なる影響を生み出してゐる、さりとてこの際ドイツが歐洲の大部をその支配下に置かうと試みてゐることが狂氣の沙汰であることは歴史の教へるところである、今迄何人も眞面目にドイツを閉塞させやうと考へたものはない、ヒトラー總統の著「我が國争」中に於て民族主義と同様に主張されてゐる生存地域の問題は特惠的通商關係によつて確保し得るものであり、之に反して強奪は強奪者自身に對しても永續的繁榮を齎した例がない、それ故に無謀な計畫を廻らしてゐるものは戰爭が全世界にそして先づ第一に獨伊に對して齎らすべき恐るべき慘禍を前にして慎重熟慮せんことを希望する、他方心の底から平和的なフランス國民は冷靜なる態度を持しつゝその全エネルギーを緊張せしむべきである

對獨包圍陣に反對(スイス紙論評) ジュネーヴ【二三】今次のチエコ問題を繞る中歐の危機に伴ひ、英佛兩國はソ聯を引き入れ對獨防禦プロックを結成せんとしてゐるが廿二日のジネーヴに傳へられてゐるが廿二日のジネーヴ各紙は孰れもこれに對して反對を表明しソ聯との提携及び對獨包圍政策の不可なることを指摘してゐる、主な各紙の論調左の通り

△ジュネーヴ・ド・ジュネーヴ紙 世界大戰に際して民主主義擁護を主張して立つた聯合國側に專制國の標本ロシアが参加したことは心理的に聯合國側の一大弱點であつたのみならず戰爭に於ても實際に立たなかつたではないか、今日チエコ問題を基因として英佛兩國が狂暴なる獨裁國ソ聯の協力を求めんとするのは正に大戰當時の失敗をその徳繰返さんとするものである、現在ソ聯の實力は大したものでない、ボルシェヴィズムはスペインに、中歐に、將又極東に於て失敗を重ねてゐる、更に又ルーマニア其他歐洲諸小國はソ聯と事を共にする結果はソ聯を敵とする結果より更に恐ろしいものがあることを熟知してゐる筈だ

△スイス紙 現在最も注意すべきは所謂イデオロギー戰爭に陥らないこと及びソ聯の乗ずるところとならないことである、現在駐英マイスキュー・ソヴェト大使はチエコ問題に關聯し國際會議開催を提唱したとのことであるがソ聯としては本問題を口實に往年の神聖同盟と同様歐洲に干渉の機會を作らんとすの魂膽に外ならない而もソ聯は直接ドイツと國境を接してをらぬから戰爭勃發の際はポーランド、ルーマニアや英佛諸國等が直接失面に立ちソ聯のために火中の栗を拾はされるに過ぎないこととならうドイツの進出も恐ろしいことだらうがこれに眩惑されてイデオロギー戰爭に陥つたり對獨包圍政策をやすることは嚴に差控へるべきである

英のソ聯抱込に佛紙反對 巴黎【二三】英國政府が對獨壓迫にソヴェトと協力せんとしてゐるのに對し廿一日、廿二日の兩日フランス言論界に之に疑惑を懷くもの反對意見を表明するもの等續出してゐるがその主なるもの次の通り

△マタン紙(右翼系) 主筆ステファン・ローザンヌ氏署名廿一日付)英國でソヴェトをも仲間に入れやうとする策動があるのは吾人を不安ならしめる、ソヴェトには信頼を置くことが出來ず従つて協力は出來ぬ

△ジュネーヴ紙(中立、外交部長サンブリス氏署名廿一日付)ソヴェトは紙の上だけでは恐るべき國かも知れぬ、然しポーランド、ハンガリー、ルーマニアはソヴェトに對して大いに不安を抱きドイツとソヴェトの間に挟まれて果して何れを撰ぶか分らぬ

△アクシオン・フランセーズ紙(王黨系、廿二日付社説) 英國がソヴェトに誘ひかけてゐるのは間違ひであらう、蓋しソヴェトの目的は赤化にあるのみならず列國をして相互に戰爭せしめ自らは渦中より遠ざからうとする惧れが充分にある

△パチ・ジュネーヴ紙(社會黨機關、廿一日ロンドン特電) 英國保守黨方面に於てはソヴェトの軍事的實力も列らず又その眞意も奈邊にあるかも知れないのでソヴェトと同盟關係に入るが如きは不可との意見が行はれてゐる

△エクスセルシオール紙(中立、廿二日付社説) ソヴェトの歐洲會議案が成功しなかつたのは全體主義に對するイデオロギー的企圖が却つて獨伊樞軸を強化するのみならず中東歐の諸小國を結束せしめることは困難であり又これら諸國はソヴェトの援助をドイツの侵略に劣らず恐れて居り一旦入つた後は容易に出て行かぬ惧れのあるソヴェト軍隊の入國等は絶対に欲してゐないためである

△ジュネーヴ紙(中立、廿一日付社説) フランス共産黨が俄かに政府攻撃を停めて専らソヴェトの提携を鼓吹し始めたのは愛國心からではなく何ぞは構はず大戰争を惹起さうとする意圖から出たのである

△ジュネーヴ紙(右翼系、主筆ベールビー氏署名廿二日付社説) 張鼓峰の時も昨秋九月のチエコ問題の時もその無力さを如實に示したソヴェトを當てにするのは甚だ危險で英國のソヴェトの協力量の如きは了解に苦しむものだ

△パリ【二三】廿三日のフランス各紙は引續きソ聯との協力に關して論議してゐるが賛否兩論對立してゐる、反對論要旨左の通り

△マタン紙(中立系) ソ聯の協力が如何なるものであるかはスペインの例を見ればよく解る (なほ同紙ジュネーヴ特電はスイ

スモソ聯との協方に反対する旨報
じた)
△ジュネラル紙(中立系) ポーランドはソ聯赤軍の援助を絶対に欲してゐない

△アチ・ジュネラル紙(右翼系、同紙主筆ドラ・ロツク氏署名) ソ聯は何處もかまはず大戦争を捲起し而して自からはそれに加はず混乱に乗じて赤化革命を達成しようとする目論んでゐる

△ジュネール紙(右翼系) ポーランドルーマニア、ユーゴスラヴィア、トルコ等諸國が對獨プロツク参加の氣配を一旦見せながら次々と逃げ出して行つたのはソ聯と關係がつかぬを恐れた爲である

△アクション・フランセゼ紙(右翼系) ソ聯は口先では反獨の氣勢を擧げてゐるが實際は依然としてドイツと緊密な通商關係を繼續しマンガン其他を多量供給してゐるのを見てソ聯にドイツと戦ふ意志があるものと思はれない

一方賛成論の要旨左の通り
△ウーガル紙(左翼系) ソ聯との協力問題は社會論とは全然無關係のものである、ソ聯の實力が如何なるものであるにせよ獨ソ提携といふ恐るべき場合を考へれば何んとしてもソ聯を味方に引入れて置かねばならない

△エポツク紙(右翼系) ドイツがルーマニアを侵略した場合直接にルーマニアを助けることが出来るのはソ聯だけである以上ソ聯との協力を拒むことはルーマニアを見殺しにすることを意味する

反獨四國宣言案流産か
ロンドン【三二六】英國政府はドイツ

の中歐制覇を牽制するためフランスソヴェト聯邦、ポーランド等關係列國を誘つて反獨陣營の結成に躍起となつてゐるが保守系週刊紙オプザイヴァーの外交記者は廿六日の同紙上に於て英國の企圖する英佛波ソ聯四國の共同宣言案は佛波ソ聯三國が夫々の理由からこれに氣乗薄の態度を示してゐるため結局流産に終らうと次の如く觀測してゐる

英國政府の企圖してゐる英、佛波、ソ聯四國宣言案については先づポーランドが難色を示してゐる様に、ポーランドとしては自國がドイツの進出の犠牲となつた場合關係各國が直ちに商議を開始するといふ様な生温いことしか期待出来るべきでないことは當然だらう、一方ソヴェト政府はドイツの侵略が行はれた場合乃至侵略の脅威が迫つた場合直ちに軍事的援助に出ることを主眼とする強硬な提案を行つてゐるらしいが、ポーランドが獨ソ兩國の間に處して中立を維持しやうといふ傳統的な外交方針を現在も棄て切つてゐない以上このソヴェト側の提案も亦ポーランドの歓迎するところではあるまい、事實ポーランドの輿論は如何なる目的のためにしるソヴェト赤軍がポーランド援助に赴くことを歓迎してゐない、更にフランスも亦英佛兩國はドイツが西歐諸國に侵略の鋒先を向けた場合に限り軍事的援助の義務を負担すべきだとの説に傾いてゐるので四國宣言案については餘り執着をもつてゐない、最後にソヴェト聯邦は今回の反獨戰線結成に當り極東を除外して歐

洲だけの問題とすることに一應納得したがドイツの侵略を有効に阻止するためにはドイツが東歐に向ふにしろ西方に進出するにしろ英ソ兩國は對獨軍事行動の義務を負担する必要があると主張してゐる模様でドイツの侵略が現實の問題となつた場合英國は尠くもドイツに對して即時宣戰を布告すると共に英國海軍を出動させドイツ沿岸の封鎖を實行せねばならぬと強調してゐる模様である、かく關係各國が夫々自國の立場を主張して譲らない以上反獨四國宣言案は結局流産の憂目を見たと言へやう

對獨經濟報復説否定

ロンドン【三二七】ドイツの最近の中欧への進出に對する對抗手段として英國の對獨經濟壓迫が屢々論じられてゐるがパトラー外務次官は廿七日下院本會議に於て英國としてはかかる報復策をとる意圖なき旨左の如く言明した

政府は最近の國際情勢の變化に即應して事態の再檢討を行つたがその結果英國としてはドイツに對する報復的經濟手段は取らぬ意向である

モズレー氏獨植民地返還論

ロンドン【三二七】英國フアシスト同盟會長モズレー氏は廿七日デリンガム(ケント州)の集會に於いて國際政局につき一場の演説を試み獨植民地即時返還を勧告して左の如く述べた

英國領有の舊獨領植民地はドイツの利益でこそあれ英國に對しては負擔に過ぎない、英國國民は平和を欲してゐるが英國財界は戰爭を望んでゐるのである、此の兩者の

中間に位し政府の政策は絶えず動搖して止まないものである、余は勸告するが英國は宜しく東歐問題に干渉せず、その代り獨伊英佛四國間の軍縮平和協約確立に邁進すべきである、これこそ即時平和を確保する道である、かくすることによつて英國は世界各地にかけずり廻つて援助を求める如き愚を演じなくて済むであらう、ドイツと英國とは此の世界に於て仲よく肩を並べて存続して行くことの出来る國なのである

英佛參謀總長會談

パリ【三二八】英國參謀總長ゴート將軍はフランス參謀總長ガムラン元帥の招待に應じ廿八日ロンドンよりパリに到着した、ゴート將軍は數日間フランスに滞在しフランス陸軍の演習を參觀する外マゾア要塞線をも視察する豫定であるが今回の訪佛の主なる使命はフランス陸軍首腦と會談し侵略防止のため英佛共同軍事措置を協議するにあるものと見られ囊のルブラン大統領の訪英に引續き英佛兩國參謀總長の會談は英佛の軍事提携の緊密化を一層明示するものとして注目される

英首相反獨戰線結成言明

ロンドン【三二九】チェンバレン首相は廿八日午後下院に於て一議員の質問に答へて反獨戰線結成につき目下各國政府と交渉中なる旨下院の諒解を求めて左の如く述べた

英國政府は最近の事態により惹起された諸問題につき他國政府との間に折角交渉を繼續中である、かかる折衝の秘密を保つ事の絕對必要な所以は諸君がよく諒解される所であらう、我々が關係各國政府

の最後の見解を接受する迄は余は完全な見解の表明は出来ぬのであるから諸君もそれ以前に余に對し言明を求めらるる事はないであらう、我々は協議相手の各國政府に對し英國政府の用意の程を完全に開明した、政府は問題の緊急性を充分理解して居り出来るだけ早く結論に到達することを希望してゐる次第である

英反獨對策に躍起

ロンドン【三三〇】チェンバレン首相は反獨對策の要請に鑑み近くドイツの中歐制覇に對する英國政府の根本對策を發表するものと豫想されるがこれに先立ち廿八日午後下院に於て英國政府は目下關係各國との間に鋭意交渉を續けて居る旨報告すると共に政府の企圖は單に列國と協議する範圍を遙かに越えてゐる旨を變更せんとする企圖に對し無關心たり得ぬ場合には如何なる方法で武力行使を阻止するかにある、英國政府としては既にベルギー、オランダ、スイス、ポーランド並にルーマニアの諸國に對する侵略に對しては敢然斷起するに方針を決定したといはれ更に英佛兩國間には周到且つ具體的な軍事同盟を締結する意向であるといはれる、ゴート參謀總長が參謀本部の智囊を總動員して獨佛國境のマゾア線視察に赴いたのも右方針の現れだが同時にポーランド、ルーマニ

の最後の見解を接受する迄は余は完全な見解の表明は出来ぬのであるから諸君もそれ以前に余に對し言明を求めらるる事はないであらう、我々は協議相手の各國政府に對し英國政府の用意の程を完全に開明した、政府は問題の緊急性を充分理解して居り出来るだけ早く結論に到達することを希望してゐる次第である

ア兩國間にはドイツ軍の侵略に對する相互援助の防禦同盟締結を懇望し表面個別の乍ら事實上の四國同盟に依つてドイツ今後の進出に對抗する方針と傳へられたる、又ゾグエトとの軍事同盟については閣内には勿論對界方面に強硬な反對があるためゾグエト軍の援助は戦争の後期に於いて一層効果的だとの名目で暫くこの問題に觸れぬ様子である

英閣議對策協議

ロンドン【二六】チエンパレン首相はドイツの中歐進出に怯えた關係各國を糾合して頻りに對抗策を講じてゐるが既に大體成案を得明廿九日午前の定例閣議に附議決定される模様である、尤も閣議開會迄に關係各國政府との交渉につき報告が出揃はぬ場合には今週末再び閣議を開催して最後の決定を下すこととならう、チエンパレン首相は廿八日夜の保守黨有力團體「一九二二年會」に出席して政府の方針を説明したがチャーチル、イーデン等保守黨議員團三十餘名は動議を提出、重大時局に鑑み強力な外交政策の遂行と強力内閣の結成を要望したといはれる

四國相互援助條約企圖

(佛官邊の意向)

パリ【二五】ドイツの中歐制覇に刺戟されて英佛兩國政府は關係各國を誘ひ頻りに反獨包圍陣の結成を急いでゐるがフランス官邊ではベツク波外相の英國訪問を機會に愈々英佛波羅四ヶ國の相互援助條約の形を具體化する事を期待してゐる模様で廿一日この間の事情につき次の如く語つた

英國政府の提唱になる反獨包圍陣結成の動きはフランス政府の示唆

によつて英佛波羅四ヶ國政府間の相互援助條約の締結といふ具體的形を採つて波外相に訪れて来た、今回愈々ベツク波外相の訪英を俟つて四國相互援助條約の締結を見ることとならう、ユーゴスラヴィア政府も亦後日これに参加することになるかも知れないが現在迄の所では全然この交渉の局外に立つてゐる

英ソ諒解成立説

モスクワ【二三】去る廿八日迄五日間に亘る英國通商代表ハドンソ貿易長官とゾグエト政府首腦との會談は英ソ通商條約締結の可能性その他兩國間の友好促進に對して極めて良好なる成果を得たと傳へられたがアヴァス通信モスクワ支局は右の外ボランダを繞る中歐の事態、就中ドイツの動向に關しても重要意見が交換された旨左の如く報道してゐる

過般のハドンソ英國貿易長官とゾグエト政府首腦との會談は英ソ兩國の政治的友好關係を緊密ならしめた許りでなくドイツの進出を阻止する方策についても意見の一致を見た模様である、ゾグエト政府方面ではボランダが侵略を受ける如き事態に迄立至るとも援助のためソ聯軍隊のボランダ領内通過を拒絶するとのボランダ政府の意向は尊重すると稱してゐるがゾグエト政府はドイツがボランダを侵略する如き場合は何時たりともボランダに對し武器供給による援助を與へる用意あるものと解される

米對獨回答發表

米政府對獨回答發表

ワシントン【二二】ウエルズ國務長官代理は廿日午後駐米ドイツ代理大使ハンス・トムゼン氏に對しドイツのチエコ併合通牒對する回答を手交したが米國務省の回答内容は廿一日に至り發表された、米國務省の回答の骨子はボヘミア・モラヴィア兩地方の併合は法的根據なしとして之を承認する事を拒否したものであるが右回答には今回のドイツの行動を強硬辭句を列ねて攻撃した去る三月十七日の國務省聲明の寫を添へてゐる點が特に注目されてゐる

對獨回答全文

國務省が廿一日發表した對獨回答全文は次の通りである

三月十七日付貴國拜誦、同書翰に於て閣下は貴國政府の訓令に基き米國務省に對し三月十六日貴國政府によつて發せられたボヘミア、モラヴィア兩地方を保護領とする旨宣言せる布告の内容を通過された

米國務省は右兩州が今や事實上ドイツ政府の統治下にある事實は了知するも米國務省としてはかかる政治に對して何等の法的根據をも承認しないものである

米國務省が從來機會ある毎に聲明した通り世界の平和は各國が法に基く秩序を擁護することによつてのみ確保され得るものである、人類的の自由と民主主義の原則の上に立ち且つ之を信條とする米國務省としてはチエコ共和國の獨立達成以來特に米國民と緊密且つ親善關係にあつた國民の獨立國々民として享有してゐた諸々の自由を一時奪ひ去つた今回の行動に對し米國務省の非難の意を表明せざるを得ないものである、斯る場合に於ける米國務省の態度は從來極めて明瞭であつた、米國務省は常に條約並に誓約の神聖尊重並に他國の内政不干渉を強調して居り又機會ある毎に武力侵略の政策を難詰し來つた、今や專横なる不法行爲と獨斷的暴力が世界平和と近代文明機構を脅威しつゝあるは明らかな事實である、こゝ數日間於ける事態の進展は米國務省の唱道する右の諸原則を飽迄も遵守することが絶対必要であることを立證するものである

對獨回答發表事情

ワシントン【二三】米國務省は廿一日ドイツのチエコ併合不承認の對獨回答全文を發表したがそれと同時にボヘミア、モラヴィアの最新事態を宣示したドイツ政府の對米通牒をも發表した、米國務省の對獨通牒は一般的にチエコ併合を否認したのに止りドイツの對米通牒中

今後外國に於ける前チエコ國の外交代表は失格と認める

の部分は特に言及してはならないが米國務省がドイツ今回の行動に如何なる法的根據をも認めない以上それ

は當然チエコの米國駐劄代表問題に觸れるものだとな國務省筋では言つてゐる、尙米國務省が對獨回答中に三月十七日のドイツ非難聲明の寫を添へた事は右聲明を外交文書の位置迄高めたものと見て注目されてゐる、對獨回答通牒發表後ウエルズ國務次官は新聞記者團と會見したが對獨回答に觸れるを避け記者團から米國務省は反獨共同宣言發表計畫につき英國又はゾグエトから何等かの通知を接受したかの質問に對して

大統領の對獨態度

ワシントン【二三】米國務省は廿一日愈々ドイツのチエコ併合不承認の對獨通牒を發し中歐の最新事態不承認の態度を明かにした同日ルーズヴェルト大統領は新聞記者團との定例會見に於て右對獨通牒の發表に對する批評は一切行はなかつた、唯ルーズヴェルト大統領が音頭をとつてドイツに對する一般的經濟ポイコトを示唆したとの噂に對しては「根據なきものである」としてこれを否定した、次いでルーズヴェルト大統領は米國自身が其の小麥輸出に對して

は當然チエコの米國駐劄代表問題に觸れるものだとな國務省筋では言つてゐる、尙米國務省が對獨回答中に三月十七日のドイツ非難聲明の寫を添へた事は右聲明を外交文書の位置迄高めたものと見て注目されてゐる、對獨回答通牒發表後ウエルズ國務次官は新聞記者團と會見したが對獨回答に觸れるを避け記者團から米國務省は反獨共同宣言發表計畫につき英國又はゾグエトから何等かの通知を接受したかの質問に對して

助成金を與へてゐるにも拘らずドイツ商品に對してそれが輸出助成金を與へられてゐると言ふ理由で關稅率を高めてこの輸入を制限せんとするのは何故であるかとの質問に對してこの兩者の間に何等の關聯はないとドイツ商品輸入制限増加の合法性を主張した

米國の不承認主義

ニューヨーク【三三】ニューヨークタイムズ紙は廿二日紙上に「米國の不承認主義」と題する社説を掲載しチエコ併合不承認に關する廿一日の對獨通牒を以て一貫せる米國の不承認政策の現れとし全體主義國家の行動を精神的に抑制する効果があらうと左の如く論じてゐる

昨廿一日發表された米國政府の對獨通牒は何等法律的根據なしとの理由でドイツのボヘミア、モラヴィア兩地方支配の主張を斷乎拒絕したがこれは最近には日本の滿洲征服、イタリアのエチオピア征服の際、又以前には日本の對支廿一條要求、更にそのシベリア占領當時米國政府の取つた態度と完全に一致するものである、米國の不承認の警告が過去に於て日獨伊の征服を阻止し得なかつたのは事實だが今回の通牒は少くとも米國外交策として首尾一貫して居るもので又征服者が掠奪により利得することを困難ならしめることにより彼等を抑制せんとするものである

ハル長官も聲明

ワシントン【三三】風邪のためフロリダ州の別墅に引籠つて靜養中のハル國務長官は廿四日病癒えてワシントンに歸還したが長官は直ちに新聞

記者團と會見、ドイツのチエコ制覇を中心と目まぐるしく展開してゐる歐洲政局につき初めて意見を發表した、ハル長官は右會見に於いて歐洲に於ける法律秩序の破壊を難詰、國際貿易の發展による平和維持の必要を強調したが特にドイツの名を擧げることとはなかつた、長官の言明内容は次の通り

フロリダに引籠つて病氣の靜養中も國際情勢の展開に絶えず注意を拂つてゐたが最近歐洲で相次いで起つた事件には特に強い衝動を禁じ得なかつた、これ等の事件は世界平和を著しく脅威するが如き性質を内包してゐるものである、かくの如く國際的無秩序の證據が歴然と現れて來た以上各國民が法律秩序を維持し健全な經濟關係を確立することが現在程緊急に要求されてゐることはないと言へよう、我が米國は特に數年來凡ゆる方法によつて法律秩序を維持し健全な經濟關係を確立するに努めて來たが今後とも平和機構に對する脅威に對抗して世界平和の確保に邁進する決意である、實際健全な經濟關係の確立を俟つて、初めて世界平和を確保することが出来るのである、米國の各市民、各國體は必ずやこの重大且つ緊急な事業を達成するため誠實且獻身的に政府と協力することゝ確信する

獨印度進出說

ニューヨーク【三三】チエコ併合に續いてメーメル地方の回復要求等々ドイツの相次ぐ進出により全歐の政

治體制は今や根本的に改變せんとしてゐるがドイツの進出説は今度は米洲にも飛火し廿二日のヘラルド・トリビューン紙はブルト・リコ島サン・ホアン發電としてドイツはドミニカ共和國に潜水艦根據地を設けることとしてゐる旨次の如く報道して

サント・ドミンゴからサン・ホアンに達した報道によるとドミニカ共和國はドイツとの間にドイツに對して潜水艦の根據地を提供する協定を締結せんとするといはれる、右協定によるとドミニカ共和国はカリブ海に活躍するドイツの潜水艦に必要な燃料を供給することになつてゐる

大島大使獨外相と懇談

ベルリン【三三】大島駐獨大使は廿日夜一兩日前チエコ巡遊から歸來したリッペンントロップ外相を訪問長時間に亘り懇談を遂げた、大島大使はリッペンントロップ外相に對してドイツ今回の中歐進出につき祝意を表すと共にチエコ併合後に於けるドイツの對極東貿易關係の調整策等につき意見を交換した模様である

新財政計畫發表

【無利息公債發行】ベルリン【三三】ドイツ政府は急速なる國土の膨脹と國防力強化の必要なる國庫支出の増大に對處すべく今回新たに劃期的財政案を構立するに至り廿四日ラインハルト大藏次官は所謂「新財政計畫」を發表した、この計畫の核心をなすものは無利息公債即ち「租稅證券」の發行で本年五月以降從來ドイツ財政の膨大要求を補填して來た利子附赤字公債を新發行の無利子公債に置換へんとするもの

である、この無利息公債は來るべき國稅納入に或る限度を限つて使用することを許し又政府、地方團體、鐵道、通信關係其他の公共事業の支拂にも充當し得る規定になつて居り政府が稅收入の一部を前借する仕組みである、ラインハルト次官は廿四日記者團との會見に於て右新財政計畫の内容につき次の如く語つた

今日迄の公債發行額はドイツ經濟の生産力及びその擔稅能力に比し遙かに少額であつた、今回の無利息公債「租稅證券」の發行により政府はなほ數十億マルクの財政補填をなし得るものと信ずる、一方國民社會主義經濟の原則からいつても政府がその膨大財政を賄ふに年々公債利拂額を増加して行かねばならぬといふ事實は何等かの方法により訂正されねばならなかつたのである、といつて又かゝる緊急手段により公債市場が民間經濟から閉出しを食ふ様な結果に陥ることは阻止しなげればならなかつたのである、右の如き趣旨から政府は將來の稅收増加を見越して之を前借する方法によつて歳入不足を補填するの途に出で今回の「租稅證券」を發行するに至つた譯である、従つて從來の「交付證券」は五月一日以降は發行を停止するもので新「租稅證券」も金融市場の事情を考慮し特に必要不可避の場合に限り發行されるものである

國立銀行外人株主禁止

ベルリン【三三】ドイツ國立銀行中央委員會は廿日午後理事會改選後最初の會合を開いたが席上經濟相兼國立銀行總裁フンク博士は中歐制覇成

れる大ドイツ國今後の新經濟方策につき一場の演説を試み、獨伊政治的提携の經濟的協同への發展並に北海より黒海に至る大經濟圏確立の必要を力説した、フンク經濟相は更に近く發布さるべき國立銀行條例に言及し外國人がドイツ國立銀行の株主となることを禁止する意向である旨左の如く言明した

ヒトラー總統は近くドイツ國立銀行の活動並に資本組織を規定する國立銀行條例を發布するがこの條例によれば今後外國人はドイツ國立銀行の株式を所有し得ないこととなる、現在四千萬マルク以上外國人所有株式に對しては適當な賠償を行つてこれをドイツ側に回收することにならう

なほフンク經濟相は中東歐大經濟圏確立及び英伊兩國との經濟交渉に關して次の如く述べた

中歐に於ける新秩序の發展により政治が經濟活動の新たな活路を拓くに至つたドイツが今日世界最大の工業國であることは自他共に認める處であつて北海より黒海に至る諸國がドイツの工業的發展により利益を享くべきは誰しも疑はないであらう、他方獨伊の政治的精神的友好の緊密なる紐帶が今後益々經濟的協同に向ふべき趨勢にあることも又理の當然で、ましてや兩國の經濟政策が何れも同様の體系的組織を有する關係上その提携は一層當然の歸結といふべきである、今回の獨羅通商協定の締結は右の如き中東歐經濟活動の新たな發足の魁をなすものでありこの協定により獨羅兩國の天然資と勞働力とは兩國共通の目的の爲



に計画的に動員されるであらう、ドイツは國際通商關係調整の爲に英佛兩國とも折衝を開拓してゐたが最近の政治的事情の爲に中断されるに至つたのは甚だ遺憾である中歐に新秩序の確立を見た今日この種折衝を復活せしめることは以前にも増して必要である

獨の民族政策闡明

フリック内相演説
ベルリン【三三】フリック内相は廿日ローゼンベルク黨教育宣傳部長の外交團並に外國新聞記者團招待宴に於てドイツ國內に於ける外國少數民族問題に關し一場の演説を試み少數民族問題に對するドイツの政策を闡明したが特にポーランド在住ドイツ少數民族問題に觸れたことは時節柄注目された、フリック内相の演説要旨次の通り

我が國民社會主義の政權掌握以來ドイツに於ては國民及び民族の問題が吾々の主要課題となるに至つた、民族問題の理想的解決は純粹な一民族一國家の實現にあるは言を俟たないが現在歐洲に於てはこれは願つても叶はざることであるかくて現状の下に於ては各國相互が自國內少數民族の權利を尊重しこれに壓迫迫害等を加へない様注意するより仕方がない、この意味に於てドイツ政府はドイツ國內少數民族を公平に取扱ふ決意であるが他國政府に於てもその國內のドイツ少數民族に對し同様の扱ひを以て臨まれるやう希望する、これに關聯しドイツ國內他民族が甚だ惠まれた境遇にあるに反し他國在住ドイツ少數民族が屢々芳しからざる待遇を受けてゐることは遺憾

である、ズデーテン地方は勿論のこと今回保護領としてドイツ國內に編入されたボヘミア、モラヴィアに於てもチエコ人はあらゆる點でドイツ人同様の權利を享受してゐる、ドイツ領内ポーランド人に就いても同様である、だが残念ながらポーランド内ドイツ少數民族が好待遇を受けてゐるとは言ひ難い、一九三七年十一月の獨波少數民族協定は問題を完全に解決することが出来なかつた、獨波兩國は最近も屢々兩國相互少數民族の問題に就き折衝を開始したが余は此の折衝が満足なる結果に到達する様切望して止まない、この他ユーゴスラヴィア、デンマーク、ハンガリー諸國とも國內の少數民族問題で圓滿なる解決に到達することを希望するものである

訪日新聞使節伯林出發

ベルリン【三三】昨年日本新聞使節團の訪獨の答禮として極東の盟邦日本を訪問することとなつたドイツ新聞使節一行、團長ウエスト・ドイツチャー・ベオバハター紙編輯長ウツケルンケンパー氏他十三名は廿七日ベルリンに勢揃ひし廿八日午前九時三十分ベルリン、アンハルター驛を出發一路訪日の途に上つた、一行は廿九日北イタリア、ゼノア出帆のドイツ汽船グナイゼナウ號で印度洋經由日本に向ひ四月廿五日横濱着の豫定で五月一杯を内、鮮、滿支の視察に當て事變下日本の眞の姿を各方面より攝取した後六月一日横濱出帆の鎌倉丸で渡米、約一週米國を視察の上七月八日ドイツ船オイロ一號で歸國することとなつてゐるなほ一行は日獨親善の第一線に活躍するドイツ有力紙の編輯長或は一流記者で報道陣の代表者であるだけにその日獨兩國親善に寄與する處大なるものがあるであらうと期待されてゐる、一行の氏名次の通り
△宣傳省代表ミルデンシニタイン氏
△外務省代表ワルター・總領事△ウエスト・ドイッチャ・ベオバハター紙編輯長ウインケルンケンパー氏△ライルグ氏△ノエルキツシャー・ベオバハター紙代表クラントツ氏△エツセナ・ナツイオナール・ツアイツング紙代表シユナイダー氏△フランクフルター・フォルクスブラット紙編輯長シュネターベ氏△トランス・オチアン通信社代表バスターアン氏△ドイツチャー・フエアラク社(ドイツチエ・アルゲマイン・ツアイツング)代表モスドルフ氏△ニーダーゼヒツンエ・ターゲスツアイツング紙代表プロク氏△ベルリナー・ペルゼンツアイツング紙代表・オン・メーデム氏△ヴェラ・フアラック社代表ルーフ氏△ハンブルガー・フルムデンブラット紙代表ミハエル氏、以上十三名に海軍大將が附添ひ更に日本滞在中は東京駐在DNB社特派員ワイゼ氏が一行に参加する筈である、尙一行は平沼首相、有田外相、日本新聞協會總裁清浦伯宛ての贈物を携帶してゐるといはれる

獨新聞長官の挨拶

ベルリン【三三】宣傳省新聞局長官デイトリヒ氏は廿八日同盟を通じて訪日ドイツ新聞使節團の出發に當り日本の招待に對し感謝の意を表すと共にドイツ新聞使節團の派遣は必ずや日獨親善の強化に貢獻するものと確信する旨日本國民に對し左の如く挨拶した
我が新聞代表團の訪日出發に際し先づ日本政府の懇切なる招待に感謝の意を表するものである、千古の文化を有し近世に於て大躍進を遂げた日本に我がナチス・ドイツは新聞界の中堅人士を派遣し得たことは余の最大の喜びである、今日世界文化の敵たるボルンエグイズムに對抗して日本と共同戦線に立つてゐる我がドイツの新聞使節團が友邦日本の社會、經濟、政治等各方面を具に視察しこれを我が國民に傳へる結果は必ずや日獨兩國の親善的親帯を更に強化するであらうことをドイツ國府は確信して止まない

井上侯伯林出發

ベルリン【三三】日本古美術展開催の使命を果した訪獨日本文化使節井上三郎侯は東大文學部助教授兒島喜久雄氏を同伴廿八日午前一時ベルリンのゾー驛發りに向つた、出發に際して井上侯は語る
ドイツ政府の絶大な援助により日本古美術展覽會も大成功で今日迄に既に入場者は五萬人を越えてゐる有様である、私は文化使節としてヒトラー總統始めナチス政界要路者には殆ど全部會見して十分に兩國文化關係に就いて談じ合ひました、今後文化提携を強化することに皆の意見は一致してゐることを知つて實に力強く思つた譯です、私は都合により閉會に先だち出發しますが今日からは民衆デーとして入場料も半分であるから全入場者は七萬を越えるでせう、これは實に大成功といふべく日本各方面でも満足して頂ける結果を擧げ得たものと喜んでゐます
日本古美術展大成功裡に終了
ベルリン【三三】二月廿八日よりベルリンに於て開催された日本古美術展は廿一日大成功裡に終了した、廿一日の最終日迄の入場者数は六萬五千を超え無料入場者を加算すれば裕に七萬人に達する見込で一九三六年オリエンピックの開催中のドイツ大美術展覽會二ヶ月の入場者を凌駕する一萬である、ヒトラー總統始めドイツ政府首腦は開會式當時觀覽したガルト文相は前後三回、ヒムラー親衛隊長は二回、又會期中にヘス副總理、ダレ農相、ヒトラー・ユーゲント指導者フォン・シーラツハ氏等來場いづれも感激の言葉を殘して去つた、一般人の最も嘆賞したのは御物「立葵圖」の衝立、等伯の「竹材猿猴の圖」雪村の「風濤の圖」光琳の「白梅」風神雷神の圖「光悅の「風雨草家の圖」光琳、應舉のスケッチ歌麿、北齋の浮世繪等であつた、戦後の印象派、表現派の影響ある畫家は特に金剛寺「日月山水の圖」を賞讃した、展覽會終了に際し世話役のキエヌネル國立博物館長、福井教授は交々語る
日本古美術展は豫期以上の大成功でした、ドイツ藝術愛好家と一般民衆に日本美術の粹を紹介することが出来日獨兩國國民の諒解を更に深めたことを非常に喜んでゐる、美術専門家も多數來てゐるが非常に有益であつたと激賞してゐた、日獨兩國今後の政策にも必ずや良き影響を與へるであらうと思はれる

日獨學徒大會終る

キツツビユーヘル【三二】日獨文化提携の魁をなす日獨學徒大會は去る十三日來テコロル地方のスキー場キツツビユーヘルのホテル・エーレンバツハーエにて於て開催中であつたが廿一日多大の成果を収めて閉會した、大會解散に當り獨逸側代表としてナチス黨學生聯盟指導者シエール博士及び日本側代表として大島大使に代つて出席したベルリン大使館一等書記官神田泰太郎氏は交々立つて學徒による日獨親善強化の必要を強調次の如く述べた

シエール博士 日獨兩國の親善強化の見地から豫て兩國相互に留學生の待遇につき緊密な連絡を執る必要が痛感されてゐるが今回の大會を契機として今後兩國内に留學生連絡係を設け在獨日本留學生と在日ドイツ留學生に共通の問題を檢討し相互の便宜と親善を圖つて行き度いと思ふ、又現に獨伊學徒間に行はれてゐる如き學術討論會をも今後は日獨學徒間に時々開催する様にしたい

神田一等書記官 駐獨日本大使館は今後日獨兩國學徒の提携に對しては喜んで出來得る限りの援助をなす積りである
更に交換教授荒木光太郎博士もベルリン日本研究所を代表して一場の演説を試み
防共協定並に文化協定の精神を生かして日獨兩國間に完全な文化提携を達成するにはベルリン日本研究所も大いに力を致し度いと挨拶した、かくて大會は盛會裡に日獨兩國國歌を齊唱幕を閉じた

イタリヤ

伊紙佛の宣傳に應酬
ローマ【三三】廿一日のイタリヤ政府機關ジヨルナレ・デイタリヤ紙は訪迫せる佛伊關係に關し社説を掲げフランスの反伊宣傳に應酬して次の如く論じてゐる
フランスの各新聞雜誌はイタリヤの国力及び決斷に關してイタリヤを侮辱せる言辭を弄してゐるが斯の侮辱が果してフランスにとり賢明なものであらうか、何れにせよイタリヤは戦争を恐れず如何なる挑戰にも應ずる準備がある、イタリヤ國民は侮辱された事實を決して忘れず、すべてを解決する日が來た時には必ず之を敵に投げ返すであらう

東阿植民地國境調整
— 英の對伊提議 —
ローマ【三三】駐伊英國代理大使ノエル・チャールズ氏及びエヂプト代理公使ホスニイ・オマル氏は廿二日午後キヅ宮にチアノ伊外相を境間、東アフリカに於ける英伊兩國植民地間の國境調整に關し左の如き二通の覺書を手交した

一、伊領東アフリカとソマリランドケンヤ等英領植民地との國境再確定に關し英國政府の意向を述べたもの
二、伊領東アフリカとエヂプト・スダン間の國境調整に關し英埃兩國政府の意見を開陳したもの

これに對しチアノ伊外相は考慮の上同答する旨答へ意見を終了したが右は昨年十一月效力を發生した英伊協定に附隨する事項に關するものであり、英國はこの先手を打つことにより佛伊兩國間の紛争發生を防ぐと共に佛伊兩國間の關係を改善し戦争氣候への悪化空氣を緩和せんとする英國の苦肉の策と見られてゐる、尤もこの問題につきイタリヤ政府は一切意見發表を差控へてゐる
▲英大使再び伊外相と懇談
ローマ【三三】駐伊英國代理大使ノエル・チャールズ氏は前日に引續き廿三日キヅ宮にチアノ外相を訪問、前日イタリヤ政府に提示した東アフリカに於ける英伊兩國植民地間の國境調整問題其他一般の歐洲情勢に關し約廿分に亘り懇談を遂げた

伊外相波大使會見
ローマ【三四】チアノ外相は廿四日午後ドルゴソウスキー、ポランド大使を招致中歐の情勢に關し意見の交換を行つた、ドイツ包圍を指す國際宣言書等英國の策動に對しポランドの態度が注目される爲之が打診を行つたものと見られる
サン・レモ【三三】再度イタリヤを訪問することとなつたゲーリング空相は夫人同伴廿二日午後六時卅分特別仕立の列車でサン・レモに到着、地方當局者並に多數群衆の歡呼を浴びて宿舎に向つたが今回ドイツの保護領となつたボヘミア人のサン・レモに留者約五百名が大舉驛頭にゲーリング空相を出迎へ熱誠な歡迎振りを示したことは時節柄多大の注目を惹いた

大評議會開會
ローマ【三三】中歐政局の新展開に對處してイタリヤの態度を闡明すべきフアシスト大評議會は廿一日午後十時よりヴェネチア宮に開催されたヴェネチア宮正面階段にはムソリーニ首相親衛の黒シャツ隊が騎馬で整列、宮前の廣場に密集した群衆の歡呼裡に到着する評議員連の一々にぬきはなつた短刀を捧げて敬意を表し嚴肅な光景を現出した、ムソリーニ首相は午後十時より數分前裏口より到着、かくて歴史的大評議會は定刻午後十時開會直に議事に入つた

封鎖に對抗せよ
ローマ【三三】イタリヤ政府機關ジヨルナレ・デイタリヤ紙は廿二日紙上に同紙主筆ガイダ氏の「封鎖に對抗せよ」と題する社説を掲載、過

後三時間に亘つて協議を行つた結果左の政策を決定した
イタリヤ政府は今後ともベルリン・ローマ樞軸に基政く策を全面に堅持する
大評議會決定の意義
ローマ【三三】廿一日のフアシスト大評議會散會後發表されたコミニケによれば同評議會會では
一、ドイツのチエコ併合に對してはローマ・ベルリン樞軸による政策を堅持する
一、英佛のボルシェヴィズムと共同戦線に對しては飽く迄抗争する
一、最近の中歐に於ける事態は總てヴェルサイユ條約に因由するものなる事を認める
と云ふ三點を決定したのであるが右三點はイタリヤ政府が當面する國際政局に對する態度を明かにしたもので廿三日の議會開會式に於けるイタリヤ皇帝エマヌエーレ三世の演説及び廿六日のフアシスト黨廿周年記念日に於けるムソリーニ首相演説の先驅をなすものと見られる、要は國民の結束を促しイタリヤが獨伊樞軸のラインに沿ひ今後の行動を決定することを明かにしたものと云ひ得る、外交界の觀測によればイタリヤのこの毅然たる態度は必ず英佛兩國に相當の反響を與へ時局は危機一髪のところである、即ちイタリヤの態度により政局の見透しはついたとしてゐる

大評議會開會
ローマ【三三】中歐政局の新展開に對處してイタリヤの態度を闡明すべきフアシスト大評議會は廿一日午後十時よりヴェネチア宮に開催されたヴェネチア宮正面階段にはムソリーニ首相親衛の黒シャツ隊が騎馬で整列、宮前の廣場に密集した群衆の歡呼裡に到着する評議員連の一々にぬきはなつた短刀を捧げて敬意を表し嚴肅な光景を現出した、ムソリーニ首相は午後十時より數分前裏口より到着、かくて歴史的大評議會は定刻午後十時開會直に議事に入つた

大評議會開會
ローマ【三三】中歐政局の新展開に對處してイタリヤの態度を闡明すべきフアシスト大評議會は廿一日午後十時よりヴェネチア宮に開催されたヴェネチア宮正面階段にはムソリーニ首相親衛の黒シャツ隊が騎馬で整列、宮前の廣場に密集した群衆の歡呼裡に到着する評議員連の一々にぬきはなつた短刀を捧げて敬意を表し嚴肅な光景を現出した、ムソリーニ首相は午後十時より數分前裏口より到着、かくて歴史的大評議會は定刻午後十時開會直に議事に入つた

大評議會開會
ローマ【三三】中歐政局の新展開に對處してイタリヤの態度を闡明すべきフアシスト大評議會は廿一日午後十時よりヴェネチア宮に開催されたヴェネチア宮正面階段にはムソリーニ首相親衛の黒シャツ隊が騎馬で整列、宮前の廣場に密集した群衆の歡呼裡に到着する評議員連の一々にぬきはなつた短刀を捧げて敬意を表し嚴肅な光景を現出した、ムソリーニ首相は午後十時より數分前裏口より到着、かくて歴史的大評議會は定刻午後十時開會直に議事に入つた

日行はれたフアシスト大評議會の決議を解説した後イタリヤはドイツと共に一路その目標に向つて邁進するその信念を左の如く披瀝した

「獨伊樞軸は不變不動でこの紐帯は外交的諒解に止まらず不測の變事勃發の際も當然適用さるべきものである。獨伊兩國の紐帯こそ革命的な新しき文明でありして獨伊を祖ふ民主主義國家群の軍事的經濟的攻撃への唯一の保障だから英佛のドイツ攻撃は即ちイタリヤへのそれでありフランスのイタリヤ攻撃は即ちドイツ攻撃を意味する、一層明確に云ふならば英米佛はソ聯と共に獨伊を封鎖せんとし

伊の地中海制覇は當然

(獨「外交通信」強調)

ベルリン【二三】廿一日夜のフアシスト大評議會がベルリン・ローマ樞軸の強靱性を強調したのに對しドイツ外務省機關「外交通信」は廿二日ドイツの中歐制覇とイタリヤの地中海制覇の要求は自然の理である旨次の如く述べてゐる

ドイツとイタリヤは民主主義國の僞稱的言辭の犠牲となるを欲しない、獨伊兩國はあらゆる國民に對しその國民的權利を尊重し、その

福祉の爲に援助の手を差延べるであらう、ドイツが中歐に對して責任を感じイタリヤが地中海の保護に任せんとするは自然の理に従ふものである、前回の世界大戦に於てイタリヤが聯合國の一員であつては西歐民主諸國はイタリヤに對し僅かながら地中海に於ける權益を讓渡したのであるがそれさへ何時の間にか取上げてしまつてゐる、西歐諸國の政治家達は最近二三年程は全く事態の推移を誤認しヨーロッパの健全な發展を希望する我等の要求に對し認識不足を暴露してゐる

新組合議會開院

羅馬【二三】盟邦イタリヤが組合國家として力強くその第一歩を踏出すフアシスト組合議會第一回開院式は廿三日午前十時半より皇帝エマヌエレ三世、ヘレナ皇后親臨の下に嚴肅に舉行された、この日エマヌエレ皇帝にはウンベルト皇太子以下各皇族を従へさせられ定刻議場に親臨遊ばされ刻下の國際政局に處するイタリヤ外交の基調を闡明する重要勅語を給つた、ヘレナ皇后にも皇太子妃以下各皇族妃遊ばせられ、貴賓席に近くには我が白鳥大使以下各國大使が

は我が白鳥大使以下各國大使が何れも正装に威儀を正して控へる、ムソリーニ首相以下居並ぶ各閣僚の顔も今日は晴れやかに見渡す議場には寂として聲なく全國から參集した六百八十二名の新議員は緊張した面持で勅語に聞入る、やがて勅語を終へさせられて皇帝が退場されるや議場は期せずしてどつと國歌「ジョッ

イネットツァー」の嵐に包まれこの感大な防共樞軸の一大示威はフアシスト結黨廿周年記念日にはまことにふさはしい光景であつた

伊皇帝開院勅語

羅馬【二三】イタリヤ國王兼エチオピア皇帝エマヌエレ三世は廿三日午前十時半新フアシスト組合議會の開會式へ臨み現下の國際政局に對處すべきイタリヤの外交政策につき勅語を賜つた、皇帝は先づエチオピア帝國の建設を契機にイタリヤの外交方針が確乎不動の基礎に立つた事情を述べられ飽迄ベルリン・ローマ樞軸を堅持して政治的、經濟的並に文化的提携すると共に日本、滿洲國、ハンガリーとも防共協定に基く諒解を深めるに至つた旨を言明された後歐洲政局今後の展開を爲すべき佛伊關係については去る十二月十七日フランスに對して通牒を送りイタリヤ政府の不動の要求を提示した旨を初めて明らかにされた

羅馬【二三】イタリヤ國王兼エチオピア皇帝エマヌエレ三世は廿三日午前十時半第一回イタリヤ組合議會開院式に臨み勅語を賜つたが右勅語に於いてエマヌエレ三世はイタリヤ不動の外交政策を左の如く闡明された

イタリヤはエチオピアを征服してエチオピア帝國建設の偉業に着手したがこの事實はイタリヤ外交政策の基調に決定的影響を與へずにはゐなかつた、對伊經濟制裁は我がイタリヤが決然聯盟を脱退すると共に終焉したが次いで一九三六年十月我がイタリヤはドイツとの間にベルリン・ローマ樞軸を結成、政治的、經濟的並に文化的提携を

堅くするに至つた後樞軸は更に日本、ハンガリー及び滿洲國に擴張されこれ等友邦との理解は愈々深きを加へてゐる

六國との間には一九三八年四月十六日英伊協定を締結したがこれによつて英伊兩國の關係は正常に復歸し關係強化の基礎が確立されたフランスとの關係については政府は既に一九三八年十二月十七日公式通牒を提示してイタリヤ側の態度を明確にしたが佛伊兩國間の懸案は未だに兩國國交を乖離してゐる状態にある

次にスペインとの關係については現にイタリヤ、スペイン兩國間は今後とも最大限度に協力を續け得る立場にあるのである

イタリヤ政府がアルバニア、ユーゴスラヴィア、ポーランド及びピンスの諸國と特に緊密な友好關係を確立してゐることも欣快に堪へない

最後に我がイタリヤは斷じて永久平和といふが如き架空の言辭に惑はされるものではないがイタリヤ王國の資源の全面的開發を確保する見地から見ても出来るだけ永久平和が持續することを衷心希望するものである

伊皇帝勅語に英樂観

ロンドン【二三】第一回フアシスト組合議會開會式に於けるイタリヤ皇帝エマヌエレ三世の勅語は逸早くロンドンに傳へられたがドイツの中歐進出に次いでイタリヤの對佛要求提示説が頻りに流布されてゐる折柄、皇帝が特に對佛關係につき昨三八年十二月十七日の對佛通牒に於いてイタリヤの立場を明確に闡明した旨を

「戦ひに對する準備」

(伊紙論調)

羅馬【二三】イタリヤ政府機關ジヨルナレ・デイタリヤ紙は廿三日の紙上に「戦ひに對する準備」と題するガイダ主筆の社説を掲げイタリヤ軍備の完成と防共樞軸強化の根本方針を強調し左の如く論じてゐる

イタリヤは永續的平和を希望するものだが現下の情勢ではこれは到底望む可くもない、イタリヤは精神力と軍備とにより其の權利を護る方法を知つてゐる、更に短刀直入に云へばイタリヤは今や戦ふ準備は一切完了したのである、イタリヤは舉國一致精神的に結束し自給自足政策により軍備を整備し何更に獨伊樞軸は勿論歐洲ではユーゴスラヴィア、アルバニア、ポーランド、ハンガリー、スイス、スペイン等と協力、東洋では日本及び滿洲國と固き提携をすることにより空前の國力を持つに至つたのである、ムソリーニ首相は自國

の力と其の將來の發展力とをフア
シスト・イタリアに教へた、イ
タリアは又成文化された協定や條
約よりも各個の利益を以て結びつ
いた仲間の方が如何に眞實に協力
し得るかを學んだ、本日新議會開
院式に於けるエマヌエレ三世陛下
の勸語はイタリアが必要とする限
り如何なる犠牲を拂つてもその權
利と平和擁護の爲に敢然として邁
進する決意があることを明確に國
民は勿論全世界に示されたもので
イタリアの行くべき途はこれに
より決定的に明確となつたのであ
る

佛紙の對伊協調論

佛紙の對伊協調論
【三三】最近フランス各紙上に
は對伊關係に關してはイタリアと話
合をつけることが望ましいと云ふ意
見が現はれて來たがこの問題に對す
る意見は尙對立してある、即ち共產
黨機關紙ユマニテ、社會黨機關紙ポ
ピュラー其の他極左系新聞は從來
からイタリアがドイツの支持を得て
間もなくフランスに迫つて來るに違
いなく主張してあるがこれに反し
最近イタリアの協力が必ずしも絶望
でないとい説く新聞も急に増加して來
た二十三日主要紙論調左の通り
△レヴィニョリツク紙(右翼系)イタ
リアがドイツと結んだのはエチオ
ピアの問題の爲で今ではイタリア
の利益はドイツのそれと決して合
致してゐない、イタリアは昔から
政治的交渉が好きだから一九
一五年の如き大芝居を再び打たぬ
と限らぬ
△アナ・ブルー紙(報道紙)ドイツ
がイタリアにはお構ひなしに勝手
に自分の計畫を實行してゐるのを

良く知つてゐるムソリーニ伊首相
がこのまゝで行けばイタリアまで
ドイツの屬國同然になつてしまふ
勢にあることに氣が付かぬはずが
ないからフランスとしては遅過ぎ
ぬ間に早く適當の工作を試みるべ
きてである
△ブチ・ジュルナル紙(右翼系)英國
ではイタリアがドイツの膨脹の危
険を悟らぬはずがないからイタリ
アとの協定がいまだ全然絶望では
ないと見てゐる
△アクシオン・フランセズ紙(右
翼系)イタリアの新聞が何と書き
立てようともイタリアが眞正面か
らフランスに立向つて來るまでは
イタリアとの協力について絶望す
べきではない
なほユール・ヌーヴェル・オールド其
の他數紙がポーランドに對するドイ
ツの脅威を強調し切りにポーランド
の奮起を促してゐることも相當目立
つてゐる

英佛の迷夢を醒さん

英佛の迷夢を醒さん
【三四】イタリア政府機關紙
ジョルナル・レ・ディタリア紙は廿四
日の紙上に於いて「政局の主要點と
題するガイダ主筆の社説を掲載した
がこれはイタリア政府の植民地回復
要求の提出を暗示するものとして注
目せられてゐる、その要旨次の通り
チエコ分割問題が急速に解決を告
げずであらうことは今や明瞭とな
つた、民主主義プロツクの全體主
義國家包圍工作は完全に失敗に歸
した、ドイツは對獨包圍陣から羽
搏きして飛出した、そして彼等
民主主義プロツクの目は今や樞軸
の他端であるイタリアに向けられ
れ始めた、其處で吾等は政局を正

確に定義づける必要がある、イタ
リアの求める平和は通り一遍の表
面的なものではなく眞實のものであ
る、正義の平和は現在歐洲を支配
してゐない、英佛兩國の求める平
和はイタリアの必要と權利を無
視してゐる、早い例がフランスの
領土回復要求に對するフランスの
拒否的態度の如きはこれである、
問題をもつと廣く見るならば民主
主義國家群は世界平和の爲に多少
の犠牲をしのんでもなまざればなら
ぬ國際正義の確立等に關しては唯
一言も觸れようとしなない、チエコ
問題の次に解決を要する問題が多
多々控へてゐる、その内最も重大
なるものはイタリア關係の事項であ
る、これは遠からず英佛の迷夢を
覺すべく時局に登場するであらう

對佛要求を敷衍

對佛要求を敷衍
一ガイダ氏英紙に特別寄稿
ロンドン【三五】ロンドンの有力週
刊紙サンデー・デイスパツチは廿五
日紙上にジョルナル・レ・ディタリア
紙の主筆ガイダ氏の特別寄稿を掲載
してゐるが、ガイダ氏は右寄稿中で
佛領植民地問題に關するイタリアの
政策を論じ特にチエニス、スエズ、
ジブチの重要性を強調して左の如く
述べてゐる
イタリア政府は未だ其の對佛要求
の條件を明確に決定してゐないが
その要求の中心を爲すのはチエニ
ス、スエズ、ジブチの三地方に對
するものである、而してこの地方
に關するイタリアの政策は次の如
くである
一チエニス問題 フランス政府が
チエニス地方居住のイタリア人
の國民的權利の保護の完全な保

障を與へ彼等に對する壓迫を止
める場合にはイタリア政府も又
フランスのチエニスに對する保
護權を承認するものである
一スエズ問題 イタリア政府はス
エズ運河會社の構成が新しく情
勢の發展に適應して改正される
様に要求する充分の權利を有す
る筈である
一ジブチ問題 イタリア帝國が佛
領ジブチに關してはフランス政
府もイタリアと協力せねばなら
ぬ筈である、然るにフランス政
府は毫も協力の態度を示さず却
つてジブチに残存する反伊分子
を保護しつゝあり又鐵道及港灣
に於ける關稅障壁を高めたので
あつた、これらの諸問題が解決
せざる限り伊佛關係が平靜にな
ることはあるまい、フランス政
府が今迄に示して來た非妥協的
態度に徴すればこれらの問題が
急速且つ平穩に解決されると思
ふ信念を抱くことは困難である

☆フアシスト結黨紀念祭

☆フアシスト結黨紀念祭
フアシスト結黨二十周年
【三六】歐洲の風雲急なる折柄盟邦
イタリアは二十三日フアシスト結黨
二十周年記念日を迎へて二十年前
結黨當時のイタリアの無力時代を想
起し今日ムソリーニ首相の威風地中
海を壓してゐる國運の躍進を祝すべ
く朝野を擧げて祝祭氣分に酔つてゐ
るがムソリーニ黨首の下に結束した
フアシスト黨が今日の偉業を達成す
るに至る迄る創業の苦闘を偲んでみ
よう
一九一九年イタリアは戰勝ではあり
ながらその財政經濟は大戦の打撃に
より深刻なる危機に見舞はれ國內の

秩序は亂れて政府の威信地に墜ちた
この時奮起した少數の若者達は祖國
イタリアを破壊しつゝある社會主義
者に對する憎惡に燃えて當時は一介
の新聞記者に過ぎなかつたムソリー
ニ氏の傘下に馳せ參じ一九一九年三
月二十三日ミラノ郊外ピアツア・デ
ル・サン・セポルコロの小暗い會議
室でフアシスト戰團(フアツシ・
イタリアニ・デイ・コンパテイメン
ト)を結成して祖國再建の烽火を舉
げるに至つたのである
ムソリーニ氏の「強固なる意志と正
確なる計畫」に導かれるこの一握り
の青年達の運動は燎原の火の如く全
イタリアに擴がり一九二一年五月
には議會選舉戰で大勝を博したのを
手始めに同年十一月フアシスト國民
黨に擴大再組織し、二二年六月には
パリテ少年團とフアシスト青年前衛
隊を組織する等躍進に躍進を續け二
二年十月廿八日にはムソリーニ黨首
は廿萬の黨員と共にかの有名な歴史
的ローマ進軍を發行、ムソリーニ首
相はイタリアの政權を掌握するに至
つた、越えて二四年選舉法を改正議
會の多數黨として不動の地歩を固め
てゐるが、以て來たイタリアの歴史は即
ちフアシズムの歴史となり大ローマ
帝國建設の宿望は歩一歩とムソリー
ニ首相によつて前進し今日イタリア
の繁榮を獲ち得るに至つた、今その
經過を重要事件別に略述すれば左の
通り

イタリアの政權を掌握したムソリー
ニ首相は先づ國內の結束、國力の恢
復成るを待つて一九二五年より大ロ
マ帝國達成の大理想を目指して一
路積極外交に乗り出し再び歐洲最強國
の一つとして地中海を睥睨するに至

つた、一九二九年十一月ローマ教皇との間にラテラン條約を締結六十年間のイタリア政府と教皇廳との確執を解き、三十四年十二月にはローマ議定書の締結によりオーストリアとハンガリーの獨立を保障し、三五年ストレーザ會議に於ては英佛と協力ドイツの再軍備宣言を對するべく共同戰線を張る等その勢力の伸長は先づナチス政權によつて俄かに再興の意氣に起ち上つて來たドイツと覇を争ふに至つた、然るに一九三五年のモトピア遠征はフアシストイタリアをして對英抗争の爲にナチスドイツと提携せしめるに至り、三六年スペイン内亂の勃發は歐洲に於けるボルシエヴィズムの危険に逸早く目醒めつゝあつたナチス、フアシスト兩黨をしてその提携を益々緊密なものたらしめた、かくて相次いで聯盟を脱退した兩國は三六年十月ベルリン、ローマ樞軸を結成し三七年九月ムンリーニ首相がベルリンを訪問するに及んで同樞軸は確乎不動のものとなつた、次いで三七年十一月六日イタリヤは日獨兩國との間に防共協定を結びコミンテルンの世界破壊工作に對する防衛を築くと同時に民主主義國家群に對して新世界秩序建設の正義を振り擧げて民族生存の權利を主張してゐる、最近に至つては三八年四月十六日英伊協定を締結して英國との國交を調整する一方九月ミュンヘン協定に於て斷乎ドイツのズデーテン併合を支持し英佛を屈服せしめた後ドイツとの緊密なる聯繫を保ちつつフランスに對し強硬植民地要求を提出する氣勢を示して地中海制覇の時機到來を待つてゐる

フアシスト黨略史

【二二】フアシスト結黨二十周年紀念祭は廿六日全イタリアの歡呼の裡に盛大に舉行されたがこの機會にイタリヤ・フアシスト黨史を略記すれば左の通り
一、一九一九年三月廿三日ミラノ市近郊サン・セゴロコ廣場に於いて黨の前身フアシスト戰團團結成る
一、一九二一年五月議會戰に大勝を博し餘威をかつて社會主義に打撃を加へ、二二年十月廿八日歴史的ローマ進軍を敢行
一、政權獲得と共にムソリーニ首相はフアシスト全黨員を激勵し國軍の再組織（二二年）フアツシヨ勞働憲章の發布（二七年）ローマ教皇との間にラテラン條約を締結（二九年）等國內整備に主力を集中す
一、次いで三〇年以後國內整備成ると共に次第に歐洲の強國として力を外國に伸張、ローマ議定書（三四年）ストレーザ會議（三五年）等一九三五年中頃迄ダニューヴ諸國を抑へ反獨戰線を布く
一、一九三五年末エチオピア遠征開始と共にイタリア外交は遂に百八十度の廻轉をして防共の大旗を掲げてナチス、ドイツと固く提携（三六年十月）するに至りドイツは中東歐、イタリアは地中海へと征覇に邁進、今日迄スペイン内亂を戦ひ抜き第二ローマ帝國建設を目指して堂々英國を歴し、又古き歴史の不正改訂のためフランスに對しシュニス、ユルシカを要求し年來の宿志達成に渾身の努力を傾倒してゐる

平沼首相祝電

【二三】イタリヤ・フアシスト黨は廿三日結黨廿周年記念日を迎へ盛大に祝典を擧げることとなつたが平沼首相は帝國政府並に日本國民を代表してステファニア通信社を通じてムソリーニ黨首に宛懇篤なる祝電を送つた、祝電全文次は通り
イタリアに於けるフアシズムの勃興は近世世界史上の一大驚異である、祖國愛に燃える國民の團結力が如何に艱難の國運を打開し國際政治に清新にして潑刺たる改造の推進力を興へ人類文化と世界平和の達成に寄與するかを實證するものとして貴國民の愛國心の顯示に對し我國民は衷心敬慕の念禁する能はざるものがある、顧みるに世界大戰の終末に際しイタリアが當面してゐる困難は極めて深刻なるものがあつた、戦線に肩を並べた盟邦はイタリアを裏切り參戰の代償として興へた誓約を履行せず國民を失望の淵に陥れると共に無力を暴露せる政府及び議會の權威は地を拂ひ其の間にボルシエヴィズムの兇手は北伊地方を風靡し國運の前途暗澹たるものがあつた、此の時に當り戦線より歸還して此の國情の不安を目撃したる同愛の士は期せずして相集り「イタリア・フアツシヨ戰團」を結成した、これ實に一九一九年三月廿三日であつて吾等既往を回想し感慨特に深きものあるを覺えるのである、大戦の生殘者が祖國の現状を駭然とすに忍びず壞滅と屈辱へ陥落せんとしつゝあつた祖國を救済し自ら祖國の榮光を擁護せんとして蹶起せる此の燃ゆるが如き熾烈なる精神があつたからこそ爾來幾多の艱難を突破し大ローマの盛時を今日にかへし地中海を「我等の海」

たらしめるの理想に向つて着々實現の歩を進めつゝある躍進イタリアの現在を見るのが出來たのである、それにつけても我が國民が尊敬して居るのはムソリーニ首相の毅然たる人格と卓越せる政治手腕である、一九一九年ボロミタリヤ紙削刊以來イタリア國民の高邁なる精神の昂揚に努めフアシスト運動の主動的原動力となつてフアシスト國家を完成した其の熱情と慧智とに對し感銘せざるを得ないのである、今や日伊兩國は防共の盟約を結び人類文化の仇敵たるボルシエヴィズム防遏の使命を擔つてゐるが過去に於て赤魔掃滅の戦士として偉大なる功績を遺したイタリアを友邦として持つ事は我國の誇りである、將來ともに相携へて人類の福祉増進と世界平和の増進に寄與せんことを希望して已まざるものである、茲にフアシスト運動、發祥の記念すべき佳日に當り我國の深甚なる敬意を貴國及び貴國民に傳達せられんことを貴國通信社に求むる所以である

▲伊紙平沼メツセーザを禮讚
【二四】イタリヤ各紙は廿三日今日のフアシスト黨廿周年に際し我が平沼首相からムソリーニ首相に寄せた祝賀メツセーザを大きく掲載し日本はイタリアの眞友であると強調して防共樞軸の強固さを謳歌し特に次の諸點を指摘してゐる
一、イタリアは外交政策を一新して世界平和に貢獻してゐる
一、日本國民はムソリーニ首相に敬服しその事業を禮讚してゐる
一、日伊兩國は結束して共產主義を防禦し世界の文明擁護してゐる

▲ムソリーニ首相の返電
【二五】ヒトラー總統は廿五日盟邦イタリアのフアシスト黨廿周年紀念祭に當りムソリーニ首相宛祝電を發したがムソリーニ首相は廿六日直ちに返電を發しヒトラー總統の好意を謝し併せて獨伊關係の強靱性を強調し左の如く述べた
フアシスト黨廿周年紀念祭に當り貴下が送られた友好的祝電に對し余は茲に深甚の謝意を表す、我が獨伊兩國の革新的運動は新しい政治原理に依つて愈々固く結合され舊世界の反動的乃至保守的状態を動搖せしめつゝある、同時に我々の革新的動向は新たな基礎の上に立つ歐洲文明の健全な發展を擁護達成せしめんがため人類共同の敵としてボルシエヴィズムの危険と闘ひこれを打倒すべく愈々伸長しつゝあるは眞に同慶の至りである

▲ヒトラー總統に祝電
【二六】ヒトラー總統は盟邦イタリアがフアシスト結黨二十周年を迎へたのに當り廿五日ムソリーニ首相に左の祝電を送つて慶祝の意を表した
我がドイツ國民は獨伊兩國の正當な發展と當然の要求とを阻まんとするあらゆる企圖に對しイタリアの側に立つてこれと闘争するであらう、イタリア國民は憎悪と無理解とから出發して獨伊兩國の當然にして且つ死活的な決意を破碎せんとしもつて世界平和を攪亂せんとする策謀に對し立派に自衛の戦ひを闘ひ抜いた、今後とも斯かる策謀に對してはドイツはイタリアと同じ理想の立つて致然起つてイタリアの側に立つて決意である

▲ヒトラー總統に祝電
【二七】ヒトラー總統は盟邦イタリアがフアシスト結黨二十周年を迎へたのに當り廿五日ムソリーニ首相に左の祝電を送つて慶祝の意を表した
我がドイツ國民は獨伊兩國の正當な發展と當然の要求とを阻まんとするあらゆる企圖に對しイタリアの側に立つてこれと闘争するであらう、イタリア國民は憎悪と無理解とから出發して獨伊兩國の當然にして且つ死活的な決意を破碎せんとしもつて世界平和を攪亂せんとする策謀に對し立派に自衛の戦ひを闘ひ抜いた、今後とも斯かる策謀に對してはドイツはイタリアと同じ理想の立つて致然起つてイタリアの側に立つて決意である

▲ヒトラー總統に祝電
【二八】ヒトラー總統は盟邦イタリアがフアシスト結黨二十周年を迎へたのに當り廿五日ムソリーニ首相に左の祝電を送つて慶祝の意を表した
我がドイツ國民は獨伊兩國の正當な發展と當然の要求とを阻まんとするあらゆる企圖に對しイタリアの側に立つてこれと闘争するであらう、イタリア國民は憎悪と無理解とから出發して獨伊兩國の當然にして且つ死活的な決意を破碎せんとしもつて世界平和を攪亂せんとする策謀に對し立派に自衛の戦ひを闘ひ抜いた、今後とも斯かる策謀に對してはドイツはイタリアと同じ理想の立つて致然起つてイタリアの側に立つて決意である

▲ヒトラー總統に祝電
【二九】ヒトラー總統は盟邦イタリアがフアシスト結黨二十周年を迎へたのに當り廿五日ムソリーニ首相に左の祝電を送つて慶祝の意を表した
我がドイツ國民は獨伊兩國の正當な發展と當然の要求とを阻まんとするあらゆる企圖に對しイタリアの側に立つてこれと闘争するであらう、イタリア國民は憎悪と無理解とから出發して獨伊兩國の當然にして且つ死活的な決意を破碎せんとしもつて世界平和を攪亂せんとする策謀に對し立派に自衛の戦ひを闘ひ抜いた、今後とも斯かる策謀に對してはドイツはイタリアと同じ理想の立つて致然起つてイタリアの側に立つて決意である

▲ヒトラー總統に祝電
【三〇】ヒトラー總統は盟邦イタリアがフアシスト結黨二十周年を迎へたのに當り廿五日ムソリーニ首相に左の祝電を送つて慶祝の意を表した
我がドイツ國民は獨伊兩國の正當な發展と當然の要求とを阻まんとするあらゆる企圖に對しイタリアの側に立つてこれと闘争するであらう、イタリア國民は憎悪と無理解とから出發して獨伊兩國の當然にして且つ死活的な決意を破碎せんとしもつて世界平和を攪亂せんとする策謀に對し立派に自衛の戦ひを闘ひ抜いた、今後とも斯かる策謀に對してはドイツはイタリアと同じ理想の立つて致然起つてイタリアの側に立つて決意である

☆ム首相獅子吼

ベニト・ムソリーニ

フアシスト廿周年記念祝賀祭
ローマ【三・天】フアシスト黨廿周年記念祝賀祭は廿六日ムソリーニ大運場に於いて舉行された、定刻午前十時半全國から集つた六萬五千の生え抜きのフアシスト黨員代表及び黨團の主席、各國大公使その他合して十萬の大衆を前にしてムソリーニ首相は國際情勢に處するイタリア外交政策につき待望の大獅子吼を開始した

ム首相強硬態度表明
ローマ【三・天】ムソリーニ首相は廿六日フアシスト黨廿周年記念祝賀祭に際して待望の内治外交に關する獅子吼を試みたがその中植民地要求を纏る佛伊關係につきチユニス、ヂプチ、スエズ等の問題を「懸案」と思惟する旨を述べイタリアは自國の神聖な權利が承認される迄は斷じて平和のイニシアティブを採らぬであらうと強硬態度を表明し更に獨伊樞軸の強靱性を謳歌した

ム首相演説全文
ローマ【三・天】ムソリーニ首相の演説詳細左の通り

フアシスト革命は未だ終つてゐない、否今開始されたばかりである我々が過去廿年間に建設したフアシズムの業績は今後何世紀にも亘つて存續するであらう
一九一九年三月廿三日、ミラノに於ける結黨式は共產主義の暴威の中にささやかなものに過ぎなかつた、一九三九年三月廿三日、統一され、訓練され、海の彼方に雄飛しつづつあるこの大イタリアの盛儀を見よ
茲に重要なのは我々が既に成し遂げた所ではなく、我々が今後成さんとするところにある、フアシズムの意志は如何なる障礙をも乗り越えて進むであらう
諸君はフアシスト革命を防衛する前衛であることを銘記されよ、フアシスト革命は歐洲政局重大化の最中に廿周年記念日を迎へた、我々は彼の恐怖とヒステリーの混合した戦争心理には斷じて拘はらぬであらう、されば我々の進むべき道は明かである

職業的平和主義者の最も唾棄すべき活動により將來「平和」なる言葉は賤金のやうに極端に屢々使用されることとならう、フアシストは恒久的平和は文明の破滅と考へる、イタリアは自己の最も神聖な權利が認められる迄は斷じて平和のイニシアティブをとらぬであらう
一、イタリアが英佛からのワルツへの誘ひに應じた時代は全く過去のものとつた、この時代を想起せしめるだけでも我々並に全イタリア人に對する侮辱である、バルリン・ローマ樞軸に氷

を差さうとする試みは子供染みてゐる、獨伊樞軸は二大國民の聯携である、最近中歐に相次いで起つた諸事件は必然の産物である、余は敢て斷言する、若し將來全體主義國家に對して統一戰線が結成される場合があれば全體主義國家群は敢然殊戦に應じ全線に亘り反撃を試みるであらう
一、余はゼノア演説に於てイタリアとフランスの間に障壁の存することを述べた、この障壁は今や充分打ち壊された、かくて一兩日に或は數時間中に光輝あるスペイン軍は最後の打撃を加へるであらう、フランコ軍の勇敢なる將兵は我々の敵等がフアシズムの墓と期待してゐたマドリッドに最後の打撃を與へてゐる、今やマドリッドは共產主義の墓地となりつづつある
一、我等は一九三八年十二月十七日の通牒に於てフランスに關する問題に關し我々は世界の裁決を求めた、我々には世界がこれを拒否してはなかつた、世界がこれを拒否してはなかつたことを望むものである、この問題とはチユニス、スエズ、ヂプチを謂ふ、フランス政府はこの問題に關し、常に「斷じて不可」といふ態度を繰返し示してゐるがフランス政府がこの問題の簡単な討議さへ受諾することを拒否するもそれはフランス政府の自由ではあるがフランス政府が出来る態度を固執すればする程佛伊間の溝は深くなりこれを埋めることが困難となつてもフランス政府は不平

をいつてはならぬのである、我々は最早佛伊兩國間の關係をラテン民族の兄弟關係と呼ぶことを欲しない、國と國との關係は力の關係であり、國と國との關係は力の關係の方針を決定する要因となるからである
一、地理的、歴史的、政治的、戰略的に見て地中海はイタリアにとつては生命線である、余が地中海と呼ぶのはスラヴ人よりも遙かにイタリアの權益のないアドリア海をも當然含むのである
一、「我等は更に多くの大砲を、軍艦を、そして飛行機を作らねばならぬ」これが我々の合言葉である、我々はあらゆる手段を盡し如何なる代價を支拂ひ、「文明的な生活」を犠牲にしてさへも軍備を完成せねばならぬ、我等が強力であれば我々は友人と親密になり我々の敵からは尊敬されることとなる
一、我々は昔より「備へなきものに不幸あり」と云はれてゐる事を記憶せねばならない、光輝ある黒シャツ黨員よ、我々は過去に於て國つたと同様將來も國つてであらう、もしイタリアの權益とフアシズムの權益が危殆に瀕する事があれば我々は喜んで吾々の血を流すであらう
一、諸君の勇氣、諸君の犠牲、諸君の信念を以て諸君は歴史の車輪に一押を加へたのである、余は諸君に問ふ諸君は名譽を求めるか、諸君は報酬を求めむか、諸君は快適なる生活を望むか、諸君の前に「不可能」の言葉ありや(聽衆一齊に「否否」)

「信ぜよ、服従せよ、而して闘へ」と云ふ三語こそは過去、現在、將來を通じ勝利の秘訣なのである
ム首相演説の重要點
ローマ【三・天】フアシスト黨廿周年記念祝典に於けるムソリーニ首相演説中注意すべき要點左の通り
一、バルリン・ローマ樞軸を制かんとする陰謀は兇戯に類する
一、全體主義國家群を敵としてデモクラシー國家群の結束するのは吾々に挑戦するものと看做す、然かもその結果は世界の各方面から反撃を受けるであらう
一、昨年ゼノアに於ける演説で佛伊兩國はスペインに於いてパリケードを挟み對峙するといつたがマドリッド陥落に依りこのパリケードは數日中に取り去られよう、今後フランスの出兵一つで一切決定する
一、佛伊間の問題は要約すれば、チユニス、ヂプチ、スエズ運河の三問題に盡きる、フランスがこれら問題解決のため會談開始を拒否することは自由だがこれに依り佛伊兩國間の溝は愈々深められ遂に埋め難いものとなることを承認せねばならぬ
一、地理的、歴史的、政治的、軍事的に地中海はアドリア海と共にイタリアにとり最も重要なものである
一、吾等は吾等の主張貫徹に依り世界の眞の平和を招來するため陸海空三軍の大擴張を必要とすることを宣言する
一「信ぜよ、服従せよ、然して闘へ」

—この吾等の信條は吾等に勝利を
確約するであらう

☆ムソリーニ演説反響

歐堅張緩和に貢獻（ローマ政界觀測）
ローマ【三二】ローマ政界の觀測によればムソリーニ首相の演説はフランスに對するイタリアの要求の限度を示しスペインを繞る佛伊紛争は既に終を告げた故直ちに佛伊交渉開始に應じようとの示唆をなしたものと見て注目されてゐる。總てを平和的に解決せんとする意志表示を行ふ一方最近ドイツの措置により不安に陥つた歐洲時局に平和の空氣を吹込んだものとされこれにより第二次歐洲大戰の暗雲は一先づ一掃の形で一般の意表外に出たムソリーニ首相の演説は歐洲危局救済へのクリーン・ヒツトとして好評である

獨政界は歓迎

ベルリン【三二】廿六日フアシスト黨廿周年記念祭に於けるムソリーニ首相の演説は逸早くベルリンに傳へられドイツ政界に多大の感銘を與へたが殊にムソリーニ首相がベルリンローマ樞軸の強靱性を強調し獨伊兩國の斷乎たる決意を世界に向つて披瀝したことは頗る好評を博してゐる

消息通信はイタリアが今回のムソリーニ首相の演説を通じて遂にチヌニスジブチ、スエズ運河の三地方に對する要求を初めて公言した事實に注目しこれらの植民地問題は遅かれ早かれ何等かの回答を要求するに至るであらうと見てゐる

英官邊でも好感表明

ロンドン【三二】英官邊ではムソリーニ首相の演説が豫想外に協調的なりとして好感を示してゐる、就中ムソリーニ首相が豫て傳へられた如き

コルシカ、ニース等に對する要求に言及しなかつたことは今後佛伊兩國間の懸案を外交交渉によつて解決する可能性を多分に加へたものとして注目されてゐる、一方政界消息通信の觀測に依れば英國政府は佛伊間の諸問題解決のため種々斡旋に努めてゐる模様で目下左記の如き解決策を考慮中と傳へられる

- 一、チヌニス在住のイタリア人に少數民族を保障する
- 一、イタリアのアヂス・アベバ鐵道に對する權利増大を保障する
- 一、イタリアのスエズ運河管理に對する發言權を増加する

佛官邊も歓迎

パリ【三二】ムソリーニ首相の演説は佛伊關係の將來を決定するものとして重視されてゐたがフランス官邊ではムソリーニ首相の演説が概して協調的である點を多としこれによつて佛伊問題が初めて外交交渉の基礎の上に置かれたとして廿六日夜次の如く語つた

廿六日のムソリーニ首相演説は佛伊問題を始めて外交的基礎の上に置いたものであり、又植民地要求問題の範圍を定めたものとして注目すべきである、但し今回の演説文ではイタリアの要求が果して領土割譲を要求するものかどうか明らかでないからこの點が判明する迄は佛伊交渉の見通しを豫言することは尙早であらう、何れにしてもムソリーニ首相の演説は佛伊和協の途を開いたものでダラディエ首相は恐らく来る廿九日のラヂオ演説に於いて之が回答としてフランス側の態度を明かにすることとならう

向タン紙は廿六日の社説に於いてフランス側としては外交交渉を拒否するものでない旨左の如く論じてゐるフランスは決して國際協議を拒否するものではない、唯これを拒否したことがありとすればそれは領土保全並にフランス帝國就中チヌニスに於ける主權に影響するが如き意圖の要求に接した場合に限るのである

佛政界の觀測

パリ【三二】パリ政界ではムソリーニ首相の演説が穩健なのに安堵すると同時にイタリアの佛領植民地に對する要求が始めて公式に提示された結果愈々佛伊間に外交交渉が開始されるものと期待してゐるが外交通ベルチナツクス氏は廿六日ムソリーニ首相の演説及び佛伊交渉の見通しについて左の如き比較的強硬な觀測を下してゐる

フランス政府半官筋の見解によればムソリーニ首相の演説中特に注目すべきは左の諸點である

- 一、ムソリーニ首相はイタリアの佛領植民地に關する要求を漠然と柔軟性及び伸縮性を持たせて規定したに過ぎずイタリアが眞剣に對佛交渉開始を考慮してゐるかどうかは未だ疑問の餘地がある
- 一、チヌニス問題についてはイタリアの要求する讓歩の限度がはつきりしない、チヌニス在住のイタリア人はフアシストによつてフランスの支配を顛覆するために利用されて居り從つてフランスは同地方のイタリア人の特權を増加するどころかむしろ削減したい立場に在る

一、ムソリーニ首相が地中海はイタリアの勢力範圍と述べたことはイタリアが地中海に關し殆んど無制限の要求を提出する前觸れと云ふことはない

更に佛伊交渉の見通しについてはフランス内には二派の見解が對立し一部ではイタリアに對して新通牒を送りイタリアの要求の内容を更に具體的に明示するやう要求することが最も賢明な方法であるとの意見が有力であるがこれに對して他の一部ではイタリアは未だ眞剣に實行を欲する要求をフランスに提示した譯ではなくフランスは獨伊共同の大規模な進出計畫に當面してゐる次第であるから對伊交渉を自から進んで開始せんとするは獨裁國を益々増長させるばかりだとの強硬論が擡頭してゐる、而して廿九日行はれるダラディエ首相の演説はこの双方の見解を綜合して政府の正式態度を闡明することとなるものと思はれる

パリ【三二】パリ政界では廿六日のフアシスト黨廿周年記念祝賀祭に於けるムソリーニ首相の演説は豫想通り情勢の急迫にも拘らず何等具體的要求を提出して居らず問題は將來に持越され佛伊間の橋は未だ切断されずとの見解が有力である、政界消息通の見解を綜合するに左の通り

而して以上三地方についてのフランスの讓歩範圍は既に明瞭でイタリアがフランスの讓歩程度の何處が不満だか明かにされない以上言葉の遊戯に過ぎない

△首相演説と英紙

一、ムソリーニ首相演説で問題は當分現狀維持となり今後の發展は復活祭（四月九日）迄待つ外はない

ロンドン【三二】廿七日の英國紙一般の論調は今回のムソリーニ首相の演説は意外に穩健であるとし、ムソリーニ首相は特にイタリアは當分平和を必要とし、懸案の解決には外交折衝に應ずる意思あることを言明してゐるから若しフランスがイタリアの斯かる提案に耳を藉す用意があるならば佛伊兩國間の諸問題は平和裡に解決し得る可能性ありと觀測し大體樂觀的であるが特にタイムズ紙が若し佛伊兩國が英國の仲介を必要とするならば英國政府は留保條件付きで斡旋の勞を執る用意があると述べてゐるのは注目される

△首相演説と佛紙

パリ【三二】廿七日パリ各紙は何れも廿六日のムソリーニ首相の演説に論評を加へ特にムソリーニ首相がチヌニス、ジブチ、スエズに言及せるを取上げて論じてゐるがその主なるもの次の通り

△ブチ・パリジャン紙

ムソリーニ首相はチヌニス、ジブチ、スエズに對する具體的要求を明言しなかつたが察するにムソリーニ首相は心中すでにチヌニス、ジブチ、スエズ及びイタリア權益を擁護すべき成案を有して居り又ジブチ、スエズに關しては何等かの實質的權益を

確保せんとすの意圖を有するものと豫想される

△フイゴロ紙 フランスは断じて一九三三年のラヴァール・ムソリーニ條約以上にイタリアに對し譲歩しないであらう

△プテ・ジュナル紙 ムソリーニ首相が對佛要求の具體的内容を明示しなかつたのは今後問題を外交折衝によつて解決せん爲に餘裕を残したものと見るべきである

△【三三】廿六日の夕刊タン紙は廿六日フアシスト黨結成廿周年記念日に於けるムソリーニ首相の演説を批評した社説を掲げ次の如く述べてゐる

フランスは今迄に國際的話し合ひを拒絶したことはなく唯自國領土及び殊にその帝國の主權下にあるチユニスに對する不當な主張に對しては斷乎反對し來つたまでであるイタリア新聞がコルシカ、ニース、サザオニアと叫んだのに比すればムソリーニ首相のチユニス、デブチ、スエズは極めて穩かなりといふべきである、これらについては一體何を欲するのだからか未だはつきりしてをらぬが廿六日のサンデー・デイスパツチ紙上に現はれたガイダ氏の主張によればチユニスに於けるイタリア人の權利保護、スエズ運河に關するイタリアの要求承認、ジブチに於ける佛伊協力にあるが如くである、執れにせよイタリア側の正式の申出を待たねば何とも言へないがイタリア新聞並にムソリーニ首相の演説がこれらの要求をもつと穩かな調子に運んだであらう

獨伊樞軸は兩革命の提携(獨紙)

ベルリン【三三】二十六日のムソリーニ首相の演説は二十七日ベルリン各紙共一齊にこれをトップ記事として掲載何れも論評を加へてゐるが月曜新聞「モンターク紙」は獨伊樞軸の意義につき次の如く論じてゐる

ベルリン・ローマ樞軸は尋常普通の意味に於ける同盟とはその趣を異にしてゐる、即ちそれは共通の目的を有するナチス、フアシズム兩革命の提携に他ならない、一方民主主義陣營は所謂「侵略者に對する締盟」を企てゐるが右は彼等自ら所謂「挑戦せられざる攻撃」を好んで準備する意圖を有することを表明せるものである

伊も英の調停を期待

ローマ【三三】廿六日のムソリーニ首相の演説によりイタリアの對佛要求がスエズ・チユニス・デブチの三點であることが明瞭となりフランス各紙も對伊關係で交渉の餘地あることを認め一先づ戰禍の危機は去つたと安堵してゐるがローマ外交界の觀測ではスエズ問題は至難ではないがチユニス及びデブチに關してはフランスの對英關係もあり、フランスが果してイタリアの満足する程度の譲歩を考慮し得るやに就き相當の困難が豫想されてゐる、一旦小康を告げてゐる時局も佛伊兩國交渉の曉には再び危局に當面すべきは明白で前途は樂觀し難いとなしてゐる、要するに問題はフランスの譲歩程度だがイタリアの三要求に關しては英國も直接間接に之に關係を有するので適當の機會にフランスと會談して譲歩案に示唆を與へ仲裁に出ることゝなら

全ての地を正しき所屬へ(ガイダ主筆論説)

ローマ【三三】イタリア政府機關「ヨルナル」・デイタリア紙は廿七日の紙上に「全ての地を正しき所屬へ」と題するガイダ主筆の論説を掲げ廿六日のムソリーニ首相演説に關聯してイタリアの植民地要求の内容を敷衍し左の如く論じてゐる

ムソリーニ首相はその演説に於てイタリア國策としての歐洲平和政策を示し全體主義國家が如何なる國にもまして計畫的戰爭を欲してゐないことを明白にした、眞の平和は政治を基礎として各國家の諸權利を満足せしめるものであることを要する、その諸權利の中心にイタリアに關する限りフランスからの領土回復を含むものである、ムソリーニ首相はこれをチユニス、デブチ、スエズ運河の三語で表現した、イタリアは歐洲を覆へんとするものでなく一九一五年に無視し去られた植民地に關する主張の承認を求めてゐるのみである、英國が時局を傾に樂觀してゐるのにも恐らく此の爲であらう、然しながらイタリアは以上の要求が満たされぬ限り今後如何なる國際平和會議にも參加しない決意を有することを忘れてはならぬ、イタリアはその決意を以てドイツと手を握りその外交政策を堅持しその地中海政策を遂行せんとするものである、英佛兩國は地中海でイタリア程大きな利害關係を持つてゐない、英佛兩國は他の地域で本國との關係を保ち世界との接觸も出來るが四千五百萬の國民を持つイタリアの生命線は地中海が唯一といつても長いのである、故にイタリア

アはその權利擁護の必要から英佛兩國の東アフリカに於ける軍備状況に關心を抱きスペインの共產勢力撃滅の必要を感じ來つたのである、アフリカの環境はイタリアのシチリア島に隣接するのみならずその中部は實にイタリア國民の當然國家權力を有する所なのである他國が準備する限りイタリアも軍備擴張を恐れないし又それを行はせることも恐れない、イタリア國民はムソリーニ首相の言つた通り偉大なる祖國の權利回復のために進んで生命を捧げ一切を犠牲として邁進する決意を有するものである

伊の植民地要求は正當

ローマ【三三】廿八日のメツサジェロ紙は「正義と權利」と題する社説を掲げイタリアの植民地要求の權利に關し次の如く論じてゐる

世界の輿論はムソリーニ首相の演説によりイタリアのフランスに對する要求の基礎が判明したことを諒としてゐる、ロンドン・タイムス紙はムソリーニ首相の演説を以て歐洲情勢轉換のシグナルとなし第三國の援助と賢明な外交によりイタリアの要求は満たし得べきものであるとなしてゐる、大戦後フランスが取得した領土は餘りに大なるに比しイタリアは一旦承認されたものさへ又否認されて結局何物をも獲なかつた、かくて地中海の不均衡は今日に持越されたのがイタリアの要求全部が容れられなくてはならない、列國はこの點に留意しイタリアの要求の最小限度を認めるであらう

☆ダラデイエ演説

對伊外交交渉の用意あり(佛首相ラヂオ演説) パリ【三三】廿六日のフアシスト黨廿周年記念祭に於けるムソリーニ首相の演説に對しフランス側が如何に反應を以て迎へればから多大の興味を以て迎へられおたがダラデイエ首相は廿九日夜ラヂオを通じてフランス全國に放送、對伊問題を始め歐洲の危局に對處するフランスの外交方針を闡明した、ダラデイエ首相は先づフランスの外交方針は平和維持をその基調とする旨を強調した後刻下の重大問題たる佛伊關係、佛獨關係、英佛關係等につきフランスの立場を詳細に説明した

就中佛伊關係についてはムソリーニ首相の演説に答へてフランスは外交交渉によつて問題の解決を希望してゐる旨大要次の如く述べた

は先づ相互信頼の缺除から来る國際不安の憂ふべき現狀を述べた後フランスの欲するものは平和であること

一九三五年のラヴァル・ムソリーニ協定は佛伊兩國間に横はる各種の問題を解決するために締結されたものであるが昨年十二月十七日

述べ又エチオピア征服の合法性を強調したものであつた、フランスは自國の領土に於ては或は又自國の當然な權利についても一歩も譲

一九三五年のラヴァル・ムソリーニ協定は佛伊兩國間に横はる各種の問題を解決するために締結されたものであるが昨年十二月十七日

ムソリーニ首相の言に反駁を加へてゐるがフランス外務省は此の争點を明らかにする爲二十九日夜昨年十二

一九三五年の佛伊協定の基礎をなす各細目條件は事實上は一

權利を賦與した故に佛伊關係は最早一九三五年の佛伊協定に基礎をおき得ぬものである

一九三五年の佛伊協定の基礎をなす各細目條件は事實上は一

佛伊關係がエチオピア戦争前と同様であるとの態度を續け兩國現在の行詰つた關係を切開せんとしな

佛伊關係がエチオピア戦争前と同様であるとの態度を續け兩國現在の行詰つた關係を切開せんとしな

終つては佛伊交渉の餘地が全然なくなつて終ふてはないか」と述べてゐる、尙タン紙の社説次の通り

イタリアではグラディエ首相の演説により佛伊交渉の餘地がなくなつたと見えてゐる様であるがグラディエ首相が明言した如くフランスは一九三五年のラザアル・ムソリーニ協定の精神に則りその範圍内の提議ならば取り上げる用意があるのだから右の條件は特に注目されるべきものである、即ちその意味は佛伊双方のなすべき譲歩が一九三五年の協定に於けるが如く相互に必要な均衡を保つ様な提議ならばこれを取上げる用意があるといふのであつて換言すればフランスに對するイタリアの要求はその代償としてそれに對應する反對給付をフランスに與へねばならぬといふのである、フランスは一度開始されれば總ての國民を恐るべき慘禍の中に投入しつゝにはおかぬ戰爭を欲してはゐない、それなればこそ平和の道に堅く留まらんとする諸國の協力を提唱したのであつてこれは力に依つて世界を支配せんと企てる者に對する平和協力の精神を以てなされた必要な警告である

佛首相演説と獨裁論調

ベルリン【三三】グラディエ首相のラザアル演説に對するベルリン各紙の批評は大體に於て同演説がイタリアの對佛要求に何等満足すべき回答を與へてゐないことを指摘、歐洲政局の緊張はこれによつて少しも緩和されなかつたと述べてゐる、主なるもの左の通り

ベ紙 グラディエ首相の演説に徴すればイタリアの要求はフランスによつて拒否されたわけだ、右演説と同時に發表された昨年十二月のチアノ伊外相の對佛通牒によつて見るもフランス側はイタリアの要求を充分知り盡してゐることが明らかである

△ペルリナー・ロカールアンツァイガー紙 フランスは一般的政治論の領域に逃げ込んで歐洲の再組織を目指して闘つてゐる諸國の政策に對し明確な回答を與へることを避けようとしてゐる、今回のグラディエ首相の演説もその當然の結果として我々を満足せしめるものではなかつた

△ハンブルグ・フレムデンブラツト紙 イタリアが會つて始めてその要求を明かにした時にフランスが行つた「断じて否」と云ふ回答はダブチ、チニス、スエズに關するイタリアの要求を依然として認めようとなし今回のグラディエ首相の演説に於て再び繰返されたわけである

△歐洲の難局
ローマ【三三】三十一日附ポロ・デイ・ローマ紙は「歐洲の難局」と題する社説を掲載し歐洲に再び政治的變動が來るべきことを暗示した、社説要旨左の通り

歐洲の國際政局は今や最も困難な時期に到達した、佛伊關係はフランスの誤解により危期に當面する一方中部歐洲は又もや異變あらんとしてゐる、即ちスロヴァキアとハンガリーの關係は危期刻々近づきつつあり又ポーランドの態度は浮動してゐる、ワルシヤワではドイツ少數民族が續々逮捕されてゐる、ポーランドは一九三七年獨波協定に依りドイツと友好關係を維持する方針らしいが同國內の少數民族に對して何らの權利をも認めまいとして居り又ダンチ廻廊不割讓の方針は飽く迄堅持する意向らしい、他方ベツク波外相は重要協議のため稱しチェンバレン英首相と協議すべくロンドンに飛ばつたとして居り次の爆發が近づきつつあるを豫感せしめるものがある

伊紙佛の態度を攻撃
ローマ【三三】イタリア政府機關ジヨルナレ・デイタリア紙は廿一日の紙上に「フランスに答ふ」と題するガイダ主筆の論説を掲げ現實の前に目をつぶらんとするフランスの頑迷な態度を非難しフランスがその方針を改めぬ限りイタリアは第二の手段に出るより他なき旨左の如く論じてゐる

フランスは一九三五年の佛伊協定有效論で終始しエチオピア戰爭以後の政情の變化に目をつぶつてゐるがこれは理由にならぬことであつて佛伊交渉開始を無期延期せんとする意圖に外ならぬ、吾人は此のフランスの態度を以つてイタリアと友好の條件で佛伊關係打開を移せざるものと認め第二の手段に依る他なきを遺憾とする

伊首相演説

ローマ【三三】ムソリーニ首相は廿一日南伊カラブリアのコセンザに赴き一萬の農民大衆を前に演説を行つたが特にイタリア帝國發展に對する不動の意思開明をして次の如く述べたイタリアの敵共は我がイタリアの將來に對し笑ふべき豫言をふりま

いたが斯かる豫言はすべてイタリア國民の意志力と信念により完全に崩壊し去つたてはないかイタリアは何時までも地中海の俘虜の地位に甘んじてゐることを欲しないのだ

△首相強硬演説
ローマ【三三】南イタリア動員狀況視察のため南下したムソリーニ首相は廿一日午前十時半からメツツン海峡に臨む小邑レジョ地方民衆の前に三十分に亘り獅子吼を試み國際政局に對するイタリアの強き態度を左の如く闡明した

外國の勢力下に入りその言語、風俗、法律等の影響を受ければ弱くなる、かゝる國民は亡び國粹を確保する者のみ榮える、我等はかゝる境遇に在る同胞(チニス)に在るイタリア人を指す)を救はねばならぬ、汝等之を片時も忘るゝことなれ、常に準備して時期の到るを待ちかくて最後の勝利を確保せよ、國家も人民も一つもの、軍隊も人民も同じものだ、渾然一丸とならねばならぬ、若き國民よ背囊を背負ひ、武裝して起て、イタリアの國運進展を阻害するあらゆるものを打て、最後の勝利は我等のものだ

波伊通商協定成立か
ベルリン【三三】ポーランドの半官的通信社インストラ通信の報道によれば今回ポーランドとイタリアとの間に通商協定が成立したが右協定中にはポーランドのイタリアに對す鐵鋼輸出割當をかなり増額する旨の規定が含まれてゐると、蓋し從來の協定によればポーランドの對伊鐵鋼輸出割當額は一千二百五十萬ラフであつ

白鳥大使晚餐會
ローマ【三三】白鳥駐伊大使は廿日夜帝國大使館邸にチアノ外相夫妻以外務省首腦部並にその夫人連を招待大晚餐會を開催した、チアノ外相夫人は最近まで病氣引續中て病後外交界に顔を出したのは當夜が初めてであり日伊兩國外交界の花形が水入らずで歡談、防共協定、文化協定で結ばれる日伊親善風景を展開した

伊紙訪日機準備進む
ローマ【三三】昨年十一月日伊親善飛行の途次シリア海岸に不時着壯圖挫折したイタリア有力紙スチンパ主筆の訪日飛行はその後翌辱を期して着々再舉の準備を進めてゐるが愈々準備完了訪日イタリア機は天氣が良ければ来る四日前一時ローマ郊外モンテ・チエリオ飛行場を出發南方コースを一路日本に向け訪日親善飛行の途に就くこととなつた、訪日機は既に数日前からローマ、ナポリ上空で夜間練習飛行を行つてゐるが雪辱の意氣物漲つ着陸地を減らしてロンドンのレコードを破る計畫を樹ててをりこのため機體にも大改造を施した由である、豫定通り行けば東京には日本時間六日早朝到着する筈である

柏熊夫人好評
ローマ【三三】フアシスト婦人藝術家團體主催「各國民謡演會」は廿九日午後五時からコンフイノストリ

アのホールで開演、ドイツ、イタリ
ア、ルーマニア、スペイン、日本の
五ヶ國のソプラノ歌手が華々しく競
演した、日本代表にはローマ滞在中
のソプラノ歌手柏熊君子夫人が出演
し山田耕筈氏の「春の歌」「松島音頭」
及び「島の娘」を歌ひ聴衆の喝采を博
した、尙柏熊夫人は元の石橋君子嬢
である

スペイン

佛大使信任状呈送延期

ブルゴス【二三】初代駐西佛大使に
任命されたペタン元帥は去る十七日
ブルゴス到着以來未だフランコ將軍
に對する信任状呈送を行つてゐない
が廿二日ブルゴスに於ける消息通筋
より確聞する所によれば信任状呈送
延期の眞因はフランコ政府が過般佛
領テュニスのビゼルト港に進入した
人民戦線軍艦隊の即時引渡しを要求
した所フランコ政府はスペイン不干
渉委員會の協定を楯にスペイン内亂
の完全終結迄これが引渡しを拒否し
た結果の交渉紛糾に基くものと言は
れその成行は注目されてゐる

佛大使信任状捧呈

ブルゴス【二三】ブルゴス駐劄フラ
ンス大使ペタン元帥は廿四日ブルゴ
スに於てスペイン國民政府元首フラ
ンコ將軍に對し信任状を捧呈した、
信任状捧呈に當りペタン大使は佛西
兩國が傳統の友好關係に結ばれてゐ
る事實を強調したがこれに對しフラ
ンコ將軍はペタン元帥の如き新興ス
페인精神の眞の理解者をフランス
大使として迎へることは欣快に堪へ
ない旨を述べた

佛フランコ政府に軍艦引渡し

ブルゴス【二三】フランス政府はス
페인・フランコ政府を正式承認す
ると共に露にフランス領内に抑留し
たスペイン人民戦線所屬軍艦の引渡
し問題につきフランコ政府當局と折
衝を重ねてゐるが廿五日兩者の間に
諒解成りフランコ政府はテュニスの
ビゼルト港に抑留中の人民戦線軍
艦を全部フランコ政府に引渡すこと
となつた、因に英國政府はジブラル
タル軍港に抑留した人民戦線軍艦逐
艦ホセ・ルイス・デイエス號を同じく
フランコ政府に引渡すに決定既にそ
の旨を発表してゐる

和平交渉經過

フランコ政府和平協議拒否
ブルゴス【二三】スペイン人民戦線
政府のベステイロ外相は去る十八日
マドリド放送局を通じてフランコ
政府に對しミアハ内閣は不當ならざ
る條件が確保される限り即時和平交
渉に應ずる用意がある旨を通告した
がフランコ政府當局は之に對し廿一
日ブルゴス放送局を通じて回答を發
し完全な勝利が確保されるまでは飽
迄鬭争を繼續する意向で中途半端な
和平交渉に應ずる用意はない旨次の
如く聲明した

事態がこゝに立至つた今日、和平
折衝の如きは一切無用であらう、
我が國民政府は今次のスペインの
革命戰の當初より祖國スペインの
尊い血を流した幾多青年の最高の
犠牲に對し正當に之に報ひねばな
らぬ義務を痛感して居り完全な勝
利を確保する以外之に報ひる途は
ないと確信する、事實完全な勝利
に至る以前中途半端な和平を締結
すれば必ずや將來に禍根を残すこ
ととならう

伊西長期駐兵密約説

ローマ【二三】スペイン人民戦線政
府の和平申し出てによりスペイン内
亂は完全終了に近づきフランコ政府
は愈々強化されるに至つたが確聞す
る所によればムソリーニ首相フラン
コ將軍の兩國首腦間には戦争終了後
もイタリヤ軍隊をスペインに留め相
當長期間駐兵し更に多數の教官を派
遣してスペイン軍備強化に協力する
諒解が成立したと云はれる、有力筋
では伊西兩國の完全提携によりイタ
リアの地中海に於ける勢力は一段と
強化され完全制覇に近づいたとなし
てゐる

マドリド無條件開城か

パリ【二三】ブルゴス方面よりの情
報によればフランコ政府代表とマド
リドより派遣された人民戦線政府
代表との間に人民戦線軍の孤壘マド
リド引渡しに關する協定が廿三日
成立しフランコ軍は愈々廿五日午前
を期して堂々マドリド入城を行ふ
こととなつたと傳へられる、即ち去
る十八日のミアハ内閣の和平聲明放
送に引續きマドリド政府代表カリ
ヨ内相及びオルテガ將軍は無條件降
伏を申出てるため廿三日空路ブルゴ
スに到着、フランコ政府のスネル内
相及び外務省代表と折衝の結果マド
リド開城に關し左の如き内容の取
極めが成立したといはれる

一 人民戦線政府はフランコ政府を
スペインの正當政府として承認し
フランコ將軍をスペインの元首と
して認める
一 人民戦線政府は麾下の軍隊全部
を解散し武器の引渡しを行ふこと
を約する
一 フランコ軍のマドリド入城に

先立ち人民戦線政府は市内の爆發
物其他危險物を取除く

折衝は廿三日深更に至るも續行され
てゐるが人民戦線側は人民戦線首腦
のスペイン退去に際して保護を與へ
るやう要求したといはれる、尙マド
リド政府は市内の權威の及ぶ範圍
マドリド政府のみでマドリド
開城後と雖もその他の人民戦線地域
では尙フランコ軍に若干の抵抗を試
みる者があるべき旨を述べ豫め諒解
を求めた模様である

フランコ側も和平折衝確認

ブルゴス【二三】フランコ政府はマ
ドリド政府との間の和平交渉進行
の事實を極力否定してゐるが廿四日
夜にはブルゴス半官筋でも人民戦線
側の申出によりマドリド政府代表
との間にマドリド開城の折衝が開
始されたことを肯定するに至つた、
右半官筋によればブルゴスではフラ
ンコ政府側の提示した條件に對する
人民戦線側の回答を待つて居り、そ
の内容如何によつてはフランコ軍は
マドリドに無血入城し得るものと
期待してゐる、一方萬一ミアハ内閣
がフランコ側の條件を容れぬ場合に
は斷乎マドリド總攻撃に移る準備
を整へてゐる模様である

フ軍コルドバ總攻撃

ブルゴス【二三】スペインの各地に
於ける人民戦線軍の殘敵を掃蕩中の
フランコ政權軍は友邦イタリヤのフ
アシス結黨廿周年祝祭の盛儀に呼
應し廿六日未明南方コルドバ戦線一
帯に亘り總攻撃を開始した旨ブルゴ
ス政府より發表された

撃を開始したフランコ軍はモレナ地
方からネガダ山脈を通じて地中海
岸に到る全長三百五十キロに亘る戦
線を數ヶ所に分れ空軍の掩護の下に
前進を續けてゐる、フランコ軍がマ
ドリド乃至ガレシヤ戦線に進
出するものと期待されてゐた人民戦
線軍は虚を衝かれたかたちで殆ど抵
抗を試みることなく頻りに後退、フ
ランコ軍は破竹の勢で進撃を續けて
ゐる

フ將軍人民の降服勸告

ブルゴス【二三】スペイン全土の制
壓に邁進しつつあるフランコ將軍は
廿六日ラヂオを通じて人民戦線の勢
力範圍内に在る全民衆に呼びかけ
時抵抗を停止すれば寛大な處置を以
つて臨むであらうと左の如く述べた
カタロニア戦線に於けるフランコ
軍の輝かしき勝利により赤色政權
が完全に敗北したことは今やスベ
イン國民大多數の認める所となつ
た、フランコ政府は過去に於いて
スペイン赤色軍乃至左翼政黨に加
擔したといふ事實だけを以て罪と認
めぬとの寛大な態度を執り現實に
罪惡を犯した者以外は全部處罰を
免れしめる方針である、しかし今
後も抵抗を續けることは罪惡で唯
不必要な流血の慘に導くだけであ
らう、従つてフランコ政府は赤色
戦線支配下の土地にあるすべての
人民に對して抵抗を停止するやう
勸告する、執ればせよフランコ軍
の偉力の前には抗戦は無駄であら
う、更に罪を犯した者に對しては
斷乎たる處置を以て臨むことを附
言する

人民戦線空軍降服申出
パリ【二三】マドリドに據る人民

戦線政府は過般和平聲明を發し抗戦
拋棄の意向を示したガマドリド國
防會議書記長デル・リオ文相は廿六
日ラヂオを通じてフランコ軍に對する
降服の「象徴」として人民戦線軍の所
有する空軍を引渡す旨を放送した、
これによつてマドリド開城の日が
愈々近づいたことが察せられる

和平交渉行惱み

ブルゴス【三・二六】フランコ政府は最
近人民戦線ミアハ内閣の間にマドリ
ド開城について折衝を進めてゐた
が廿六日にはミアハ内閣の全權代表
がフランコ政府側の提出した條件に
對するマドリド政府の回答を携へ
ブルゴスに到着した代表は約二時間
に亘りフランコ政府側と協議を遂げ
後再びマドリドに向つて歸還の途に
ついたが確聞するにフランコ政府は
ミアハ内閣の回答に満足せず右會見
に於てはマドリド即時開渡しか然
らざれば交渉打ち切りかの二者の内執
れか一を選ぶやう迫つたといはれる

マドリド引渡交渉決裂

マドリド【三・二六】人民戦線最後の
城砦マドリドに據るミアハ内閣は
過半來フランコ政府との間に休戦交
渉を進めてゐたが廿六日夜に至りマ
ドリド防衛委員會議書記長デル・リ
オ文相はラヂオを通じて右交渉は空
軍引渡し及び人民戦線側首腦のスペ
イン退去問題に絡んで遂に決裂した
旨發表した、ミアハ内閣は先づ自己
の擁する空軍を降服の徴としてフラ
ンコ軍に引渡し次いでマドリドを
開け渡すことに同意したといはれた
が今回の發表によれば人民戦線側が
引渡しの時期に關し暫時猶豫を求め
たのに對しフランコ政府はこれを拒
絶し交渉は失敗に終つたものである

人民戦線和平條件に不満

マドリド【三・二七】スペイン内亂愈
々大詰に近づくと共に和平休戦の氣
運擡頭し過般來マドリドに據るミ
アハ政府とフランコ政府との間に休
戦交渉が進められてゐたが廿七日マ
ドリドのミアハ政府は人民戦線側
が提出した和平降服條件に對するフ
ランコ政府側の回答内容をラヂオを
通じて發表し回答文中の四項目は人
民戦線側にとり受諾し難きものなる
旨を強調した、人民戦線側が難色を
示せるフランコ政府回答中の四項目
とは左の通り

- 一 フランコ軍の命令に服従せず飽
迄抗戦を續ける將校及び兵士は犯
罪人と見做す
- 一 思想擁護のため戦争に参加する
者はこれを有罪と見做す
- 一 一九三六年七月十七日スペイン
内亂勃發當時左翼政黨に加入活動
しフランコ軍に對し反抗態度を示
せる者に對しては如何なる保障を
も許與せず、右政黨とは共和聯合
よりイベリア無政府聯盟に至る一
連の左翼政黨を意味する
- 一 犯罪人の服役期間については何
ら保障を與へず右犯人の改悛の狀
現はれるまで服役せしめるものと
す

伊空軍損害發表

ローマ【三・二七】イタリア政府は廿七
日スペイン内亂勃發當初以降一九三
九年三月廿二日に至る迄のスペイン
戦線從軍のイタリヤ義勇軍の損害は
總計八十八臺に達したと發表した、
内譯左の通り

戰闘機	七十五臺
偵察機	十一臺
爆撃機	二臺
偵察機	八十八臺

マドリド陥落

★マドリド陥落
ブルゴス【三・二七】人民戦線軍の孤城
マドリドを守るミアハ内閣との休
戦交渉が決裂した結果フランコ軍は
斷乎マドリド攻略戦に移り廿七日
南方トド戦線よりマドリド方面
に向つて進撃を開始した、フランコ
軍前線よりの報告によれば同軍先鋒
は早くも人民戦線軍の防禦線を突破
して數哩前戦したといはれる、一方
マドリドに撤退防衛委員會議は四
圍の情勢鑑みマドリド撤退の可否
について討議を開始したが撤退問題
を繞り同委員會議と共產派との間の確
執が再燃した結果マドリド市内で
は盛んに政府軍と共產派との間に衝
突が繰り返されてゐる模様である、
尙昨廿六日開始されたコルドバ戦線
の總攻撃も順調に進みフランコ軍は
破竹の如く進撃を續けてゐる、更に
フランコ軍の一部別動隊はタラヴェ
ラ及びトレド方面より南下進軍を
開始しタグス河を渡り敗走する敵を
追つてナヴァア及びヘルセサに向つて
前進中である

マドリド市民撤退開始

マドリド【三・二七】マドリド開け
渡し交渉が遂に決裂に終つた結果フ
ランコ軍は愈々マドリドの攻略戦
に移つたがマドリド防衛委員會議
書記長デル・リオ文相は廿七日ラヂオ
を通じて全市民に對してマドリド立
退きを開始するやう悲痛な命令を發
した、これと同時に防衛委員會議は過

般事態の急迫に備へて臨時動員され
た市民兵の召集も解除した、かくて
マドリド防衛軍は既に戦意を喪失
したものの如く内亂勃發以來二年半
に亘つてよくフランコ軍の猛攻を支
へた人民戦線の孤城マドリドの陥
落も最早時日の問題と見られるに至
つた

マドリド開城正式發表

マドリド【三・二七】マドリド防衛
の人民戦線軍首腦は廿八日遂にフラ
ンコ軍のマドリド進攻體勢の前に
抗戦を放棄、二年半に亘つて死闘し
た赤色首都の開城を決意しマドリ
ド防衛委員會議は午前七時四分マド
リド並に中部スペイン地區防衛の
人民戦線軍は無抵抗でマドリドを
フランコ軍に開放することに決定せ
る旨を正式に發表した

開城決定後のマドリド

マドリド【三・二七】スペイン人民戦
線政府は廿八日遂にフランコ軍の威
力に屈し中部スペインに於ける最後
の據點マドリドを放棄したが開城
決定が發表されると同時に市内は早
くも降伏の徴の白旗とフランコ政府
の三色旗で埋められ久しい窮乏の生
活から解放される市民は互にナチス
風の舉手の禮を交してフランコ軍の
既に入城を迎へる氣分が横溢してゐる、
輕裝に武器を擲つて競つて逃亡を圖
りつゝあり逃亡兵はマドリド郊外
に群りヴァレンシアへの道路は非常
に混亂振り子を呈してゐる、更に市内
の商店は既に人民戦線政府發行紙幣
による取引を拒否してゐる、國防委
員會委員長カサド大佐も首都を後に
したと云はれ又ミアハ首相は既にヴ
ァレンシアに逃亡したと傳へられる

尙前スペイン共和政議會議長ベスタ
イロ氏は廿八日ラヂオを通じて全市
民に向つて放送を行ひ極力平靜を保
つやう左の如く要請した
マドリドはこれ以上の無用の流
血を避ける爲めフランコ軍の手に
開け放された、これを以つてスペ
イン内亂は終を告げたのである、
市民各位は出來得る限り平靜を保
たれたい

フランコ將軍四月一日入城豫定

ブルゴス【三・二七】赤色首都マドリ
ドは廿八日遂に首都防衛軍の屈服に
よつてフランコ軍の手に落ちたがフ
ランコ將軍は來る四月一日を期し晴
れのマドリド入城を行ふ豫定とい
はれる

★マドリド進入開始
マドリド【三・二七】フランコ軍マド
リド攻略軍司令部は廿八日午後二
時四十五分フランコ軍先鋒部隊が赤
色首都マドリドに進入を開始した
旨ラヂオを通じて左の如く發表した
フランコ軍は廿八日午後二時四十
五分より市街西南部マンザレス河
に懸るトレド橋を渡り旗鼓堂マ
ドリド市内に進入を開始せり

★マドリド入城
マドリド【三・二七】過去二年有半に
亘りスペイン民族が血で血を洗つた
内亂を輝し勝利を以て終幕せしめ
たフランコ軍は廿八日午後歩武堂々
市民の歡呼を浴びて歴史的マドリ
ド入城を行つた、この日首都入城の
榮譽を擔つたのはリオス、カパー、
ローザン各部隊長に率ゐられたフラ
ンコ軍第十五、第十六、第八十一の
三師團でデロス・モンテロス將軍總
指揮下に續々入城し颯々引きも切ら
ぬ有様で夜に入つた、人民戦線側マ

ドリッド防衛軍は既に前夜或は廿八日早朝マドリッドを抛棄して退却しカサド国防委員會長及びその幕僚達もフランコ軍の入城に先立つてマドリッドより逃亡してゐたが二年餘の内亂に疲れ果てた市民達も國民革命軍の晴れ入城を迎へて俄かに活氣附き全市祖國スペイン誕生の首途を祝して息づいてゐる

伊軍堂々マドリッド入城

【三六】スペイン戦線従軍中のイタリヤ義勇兵は各地に轉戦目覺しい活躍を續けてゐるが廿八日ローマに達した情報によればリツトリノフレツチイニ兩軍團に屬するイタリヤ軍二萬は十八萬のフランコ軍と共に廿八日午後三時堂々マドリッドに入城を開始したといはれる

ム首相マドリッド陥落を祝福

【三六】スペイン赤色政權の孤城マドリッド陥落の報はイタリヤ全土を湧立たせてゐるがムソリーニ首相は廿八日午後七時半ヴェネチア宮のバルコニーから廣場に參集した數萬の民衆に向つてマドリッド陥落を祝しフアンシズムの勝利を謳歌する一場の演説を行ひ怒濤の如き民衆の歡呼に應へて同じ演説を數回繰り返した、ムソリーニ首相の演説要旨左の如し

スペイン軍はイタリヤ軍と共に廿八日マドリッドに入城した、スペイン戦争は茲に終つた、然もボルシエグイズムの敗北に終つたのである(イル・ドゥチエール・ドウチエールの大歡聲起る)イタリヤとフアンシズムのすべての敵は斯くの如く殲滅される、否斷乎殲滅せねばならぬ、全國民は余と共に眞直ぐに進め!

ヒ統帥フランコ將軍に祝電

ベルリン【三六】ヒトラー總統は廿八日フランコ軍のマドリッド入城の報に接するや直ちにフランコ將軍に祝電を送りマドリッド陥落こそはボルシエグイズムの破壊に對するスペイン國民軍の永き闘争に勝利の終止符を打つものとして次の如き祝辭を述べた

全ドイツ國民はスペイン國民軍の輝しき成功に對し衷心より敬意を表する、今やスペインには闘争の過去數年に亘りスペイン國民軍の爲した不屈不撓の努力とその多大なる犠牲に酬ふべき建設の新时代が到來せることを信じて疑はざるものである

マドリッド公共施設無事接收

【三六】廿八日フランコ政府はマドリッド全市の占領を完了しつゝある旨左の如くラヂオを通じ發表したフランコ軍は著々マドリッド全市を占領しつゝある、フランコ政府當局はマドリッドの全公共施設を無事接收したがマドリッド市民は熱狂的歡呼を以てフランコ軍の入城を歓迎しフランコ將軍萬歳の聲は巷に滿ちてゐる、マドリッドの上空にはフランコ軍の飛行機が絶間なく縱横に飛翔してゐる

マドリッド軍政長官任命

【三六】赤色首府マドリッドを完全に占領したフランコ政府は廿八日マドリッドに入城した國民革命軍第十六師團長エドワルド・ロザン大佐をマドリッド軍政長官に任命し同時にマドリッドに監禁中の政治犯人を全部釋放した

國民革命政府の決意

【三六】フランコ政府はマ

ドリッド完全占領によりスペイン内亂に於ける最後の勝利を確保したが廿八日午後フランコ政府内相セラノ・スネル氏はラヂオを通じスペイン國民革命政府の決意に就き次の如く注目すべき演説を内外に放送した

マドリッド陥落迄

【三六】バルセロナ陥落後孤城落日の運命にあつた人民戦線最後の據點

マドリッドもフランコ軍のひた押しに押す包圍作戦に堪へ兼ね二十八日遂にフランコ軍の掌中に歸することとなりスペイン内亂史上重要な部分となすマドリッド攻略も呆つ氣な幕を閉ぢた、元來マドリッドは赤色スペインの中樞として一九三六年七月フランコ將軍がモロツコに革命の旗を擧げて以來終始攻撃の目標となつてゐたが爾來二ヶ年半戦線がスペイン全土に擴がりフランコ軍は着々戰果を收めたのに拘らずマドリッド攻略戦は全く膠着状態に陥つて今に至つたものである、マドリッド攻防戦史左の如し

一、一九三六年八月モロツコの對岸マラガに上陸したフランコ軍は長驅マドリッドに肉薄致し猛烈極まる攻略戦の火蓋を切つた、十一月七日には息をもつかせぬ空陸からの總攻撃によつてフランコ軍はマドリッド郊外に到達、マドリッド陥落は二十四時間以内に迫るとすら傳へられたが人民戦線軍もマドリッド防衛司令官ミアア將軍の下に結束、新に佛ソ等の人的物的援助を背景によく抵抗包圍軍擊退に成功した、この際攻防の砲火に依りマドリッド西部市街の三分の一は全く廢墟に歸した

フ政權動向に英政府危懼

【三六】マドリッド陥落の結果スペイン問題は又もや歐洲戦局の中心問題となりつゝあるが目下ロンドン政界には去る十八日英國皇帝に信任状を捧呈したばかりの新駐英フランコ政府大使アルバ公が更迭され近く歸國するだらうとの風評が傳はり之を繞つてフランコ政權の動向につき種々の憶測が行はれてゐる、就中右はフランコ政府が英佛を遠ざけ獨伊防共樞軸に一層接近する前兆ではないかと憂慮してゐる向きもある、尙新任駐西英國大使モリス・ピータンソン氏は近日中に先立ち赴任する豫定であるが赴任に先立ち二十七日ハリファアツクス外相と會見

したフランコ軍の旭日昇天の勢の前にマドリッドの人民戦線部内は漸く自壞作用を起すに至り抗戦、和平の二派に分れ遂に三月六日共産打倒のクーデターが成功しマドリッド司令官セグスマンド・カサド大佐の下に國防會議が成立、次いでネグリンに代るミアハ内閣が組閣されるに及んでフランコ政權との間に積極的な和平交渉が開始された

一、だがフランコ政權は飽くまで即時無條件マドリッド開城を要求して止まず爲めに二十六日ブルゴスに於ける兩政權の和平交渉は決裂しフランコ軍は二十六日未明ムソリーニ首相のフアンシズト結黨二十周年記念演説に呼應し堂々西南トレド街道、西北ブルゴス街道、東南ザレンシア街道、東北サラゴツサ街道の四方より進軍、マドリッドは全く袋の鼠と化した

フ政權動向に英政府危懼

【三六】マドリッド陥落の結果スペイン問題は又もや歐洲戦局の中心問題となりつゝあるが目下ロンドン政界には去る十八日英國皇帝に信任状を捧呈したばかりの新駐英フランコ政府大使アルバ公が更迭され近く歸國するだらうとの風評が傳はり之を繞つてフランコ政權の動向につき種々の憶測が行はれてゐる、就中右はフランコ政府が英佛を遠ざけ獨伊防共樞軸に一層接近する前兆ではないかと憂慮してゐる向きもある、尙新任駐西英國大使モリス・ピータンソン氏は近日中に先立ち赴任する豫定であるが赴任に先立ち二十七日ハリファアツクス外相と會見

したフランコ軍の旭日昇天の勢の前にマドリッドの人民戦線部内は漸く自壞作用を起すに至り抗戦、和平の二派に分れ遂に三月六日共産打倒のクーデターが成功しマドリッド司令官セグスマンド・カサド大佐の下に國防會議が成立、次いでネグリンに代るミアハ内閣が組閣されるに及んでフランコ政權との間に積極的な和平交渉が開始された

フランス政府が獨伊輻軸に傾かんとする恐れあるに對し率制策を協議したといはれる

マドリッド陥落とソ聯紙

モスクワ【三三】ソ聯共產黨機關紙ブラウダは廿九日の紙上に「スペインの英雄的首都マドリッドは裏切られた」と題する論説を掲げ人民戦線軍の敗北の責任を英佛に轉嫁すると共にスペイン労働者の抗戦は「積極的成果」を擧げたとの如き牽強附會な辯解を試みてゐる

英佛兩國は赤色スペインを裏切りフランス諸國のスペイン干渉の責任を負ふべき英佛兩國に對して國際労働者は斷然抗議を發せねばならぬ、スペイン内亂は全世界に共產主義の新たなる昂揚を齎し「積極的成果」を擧げたのであるから赤色スペインの英雄的抗戦は決して無駄には終らぬであらう

米もフランス政府承認か

ワシントン【三三】マドリッド陥落に伴ひ従來フランス政府不承認を固持して來た米國政府が今後如何なる態度に出るかは極めて注目されるがハル國務長官は廿八日記者團との會見に於てマドリッド陥落に關聯してフランス政府承認を仄かしつゝ米國の對スペイン態度につき左の如く言明した

國務省は目下スペインの實狀に關する最近の資料を蒐集中であるがフランス政府承認問題はその後を考慮されることゝならう
一方政府有力筋ではフランス政府承認よりはスペインに對する武器禁輸解禁が先とならうとて左の如く語つた

國務省ではスペインに對する武器輸出禁止を近く解除すべく準備を進めてゐる、武器禁輸解禁はフランス政府承認を待つ必要なくルーズヴェルト大統領が戦争の終了を認めれば直ちに解禁を命ずる権限を持つてゐる

赤色軍各地で降服

マドリッド【三三】赤色首都マドリッドの落城によつて人民戦線軍は最後の止めを刺された形で最早完全に戦意を喪失して各地で續々フランス軍側に投降しつゝありヴァレンシアに逃げ延びたマドリッド防衛委員會の面々も抗戦放棄を決定してヴァレンシア開け渡しを考慮中といはれる
フランス軍はマドリッド確保に續いて息つく間もなく赤色地帯の殘敵掃蕩に着手してゐるが廿九日には戰略上の要地シウダード・レアル及びキウエンカの重要都市を難なく占據地方政府を接收した、更にアシホエズには人民戦線側の義勇軍が大砲及び戦車を率いてヒョックリ姿を現したが同市が既に敵の手中に落ちてゐるのを見て驚いて直ちにそのまゝ投降した、一方マドリッド市内に入城したフランス軍は市民に對する食糧配給に大重であるが市民の約九割は久しい窮乏生活の結果榮養不良に陥つてゐる有様である、更にマドリッド防衛委員會のベステイロ前臨時大統領及びブラダ大佐は逃げ遅れてフランス軍の手に逮捕されたと傳へられた

ヴァレンシア陥落

ヴァレンシアも遂に陥落
ブルゴス【三三】赤色首都を膽くも無抵抗で明け渡した人民戦線軍は最後の據點ヴァレンシア港に據り一戦

を試みる意圖をも遂に放棄したものの如く二十九日午前ヴァレンシアの放送局は人民戦線軍は遂にヴァレンシアをフランス軍に明け渡すに決した旨放送した

フランス一色のヴァレンシア

ヴァレンシア【三三】フランス軍快速部隊は廿九日午後五時殘敵を掃蕩しつゝ人民戦線軍最後の孤城ヴァレンシアに入城した、バルセロナ、マドリッド陥落に續いてヴァレンシアも遂にフランス軍の掌中に落ちたが人民戦線軍の三大據點は完全に抹殺されたわけであるがヴァレンシア市内はフランス政府の國旗で飾られフランス等がトラックで市内を巡邏し市民はフランス式敬禮を行ふ等前日迄の陰鬱な突氣が拂拭され一夜にして明朗なフランスの町と化した

スペイン平定名實共に確立

ブルゴス【三三】スペイン戦局も愈々大詰となりフランス軍の精銳部隊はマドリッド攻略の餘威を驅つて廿九日ヴァレンシア・シウダード・レアル、アルバセタ、カルタヘナ等人民戦線軍最後の要衝を相次いで占領した、フランス政府はこれら占領都市の公共施設を接收すると共に治安維持に努めてゐるがフランス軍の快速部隊は更に引續き殘餘の地域の掃蕩を急進に完了しつゝあり今やフランス政府のスペイン全土制覇は名實共に確立するに至つた、尚マドリッド陥落によりミアハ政府の各首腦はヴァレンシアに落延びたがミアハ首相及びカサド外相を除く國防委員會の全委員はヴァレンシア陥落の際フランス軍に逮捕されミアハ首相及びカサド國防相のみは幸じて空路アルゼ

リアのオランに逃走した模様である一方コルドバ戦線に於てもフランス軍は廿九日サグント及びバーザを占領した

人民戦線首相アルゼリア落ち

オラン【三三】フランス軍のヴァレンシア占領により人民戦線軍最後の據點を捨て逃走したスペイン人民戦線政府ミアハ首相及びカサド國防相は廿九日午前十一時空路ヴァレンシアよりアルゼリア地中海岸のオランに到着した、尚ミアハ首相及びカサド國防相を除く國防委員會の全委員はヴァレンシア陥落の際悉くフランス軍に逮捕された模様である

ム首相が將軍に祝電

ローマ【三三】人民戦線派の手にあつたスペインの全都市がフランス軍に降服したとの報に接しムソリーニ首相は廿九日付フランス將軍宛マドリッド陥落を祝して左の如き祝電を發した
マドリッド占領により最後の勝利に達した機會を利し余はイタリア國民と共に衷心より祝賀の意を表す、血を濺いだ大なる努力から自由のスペインが結束して強く立ち上る日は來た、伊西兩國間に結ばれた絆の永遠に動することなきをここに確かめつゝ、イタリア首相ベニト・ムソリーニ

尚イタリア政府は廿日を以て友邦國民主義スペインの勝利記念日とし全國に國旗を掲げ祝賀するやう命令を發した
伊皇帝フランス將軍に御祝電
ローマ【三三】イタリア皇帝エマヌエレ三世はフランス軍のスペイン全土制覇に當り廿日フランス將軍に宛

て新興スペインの誕生を慶祝されたいの祝電を發せられた
貴國軍が輝し勝利の裡に英雄的事業を完了せんとするにあたり余は貴國將士に余と余が國民の賞讃を送ると共に偉大なる貴國の復興により文明と正義の勝利が確保されたことを慶祝する

駐スペイン大使館閉鎖

モスクワ【三三】フランス政府のスペイン全土制覇愈々確立すると共に人民戦線政権は名實共に抹殺されつゝあるが最近モスクワのスペイン大使館は閉鎖されパウロソ代理大使以下館員一同は數日前極秘裡にモスクワを引上げた模様である

米も近くフランス政府承認

ワシントン【三三】英佛兩國のフランス政府正式承認以來米國の同政府承認も單に時日の問題と見られてゐたがマドリッドがフランス軍の手に歸するに至り米國の承認は極めて近い將來であらうと見られるに至つた右につきハル國務長官は廿九日の定例會見に於て
スペイン情勢の急速な發展に對しては注意を拂つてゐるが必要な材料が取り揃ふ迄は米國の處置につき言明出來ない
と述べた、右置は現在スペインに對し施行してゐる武器輸出禁止の解除問題を特に含むものと見られてゐるがこれとて單に手續の問題で右禁止を解除し一應國交關係を元に戻すと共に遠からずフランス政府承認の擧に出るものと見られてゐる

フランス

大統領一行歸佛
パリ【三三】四日間の公式英京訪問

を終へたルブラン大統領夫妻はボン
ネ外相以下隨員と共に廿四日午後四
時廿五分特別列車でパリ北停車場に
到着した、驛頭にはジャンヌネー上
院議長、エリオ下院議長、ダラデー
エ首相以下各閣僚、英國大使館員等
が道に北停車場からエリゼー宮に
至る沿道には多數の群集が集り熱狂
的に「ルブラン大統領萬歳、英佛萬
歳」を唱へて盛んな歓迎振りを示し
た

緊急司令決

パリ【三・七】フランス政府は廿四日
英國訪問より歸還したルブラン大統
領出席の下に廿七日午前エリゼー宮
に國務會議を開催、歐洲政局の新展
開に對處する對策を協議した結果過
敏上下兩院を通過した國防全權委員
法に基きフランス國防強北を員的と
する一聯の緊急令を可決し即日次の
如き五つの大統領令を發布した
一、海軍兵員の増加
一、召集方法の變更
一、海軍技術員の増加
一、沿岸防備の強化
一、産業動員の爲の特別融資

尚ボンネ外相は右國務會議席上國際
事情に關して説明を行ひ特にルブラ
ン大統領に扈從しロンドン訪問の際
英佛兩國首脳間に行はれた英佛會議
の成果につき詳細報告を行ひ之に對
してダラデーエ首相はルブラン大統
領のロンドン訪問は英佛協調の強化
に貢獻した旨慶祝の辭を述べた

植民地防備強化を強調

パリ【三・七】フランス政府は國際政
局の緊迫に備へて植民地防備對策に
腐心しつゝあるがマンデン植民相は
廿九日下院植民地委員會に臨みフラ
ンス政府が最近採れるフランス植民

地防備強化措置を報告し特に印度支
那と佛領ソマリランドの防備強化の
必要を強調して左の如く述べた

佛領ソマリランド及び印度支那は
フランス軍のバレアリック島占領
並に日本軍の海南島占領によりそ
の防備強化が特に必要となつた、
就中印度支那の防備は最近著しく
増強されたが政府は更に毎年飛行
機百五十臺、發動機四百基の製作
能力を持つ航空機製作工場の設置
を企圖し目下その完成を急いでゐ
る

東京パリ間飛行計畫

パリ【三・六】フランス鳥人アルベ
ル・ドニ氏は今回パリ東京間新機
の新記日樹立を企圖し廿八日愛機を
操縦してパリ郊外のル・ブルジョ
飛行場に到着、訪日飛行の準備を日
始した、備完了を俟つて近く日程
一萬五千キロ翔破の壯途に上る筈で
ある

陸翔破の新記録樹立を目指してフラ
ンス鳥人アルベル・ドニ氏は廿八
日、パリを出發、壯途に上る豫定で
あるといはれる、ドニ氏は昭和十一
年秋及び昭和十二年二月ペロー氏と
共にパリ、ハノイ、東京間百時間翔
破懸賞飛行に参加し惜しくも失敗し
たが今回の壯舉は右の雪辱飛行であ
りパリ、サイゴン間を好調を以て一
氣に翔破した上は更に東京へも飛來
する豫定である、ドニ氏今回の使用
機はコードロンC六二〇型シムーン

機で同機の性能は低翼單葉四人乗旅
客機、最大時速三百十斤、巡航時速
二百八十斤、航程距離三、三〇〇斤
ルノール型ベンガリ・シックス二百二
十馬力發動機一個を備へる優秀機で

ある
鋼管市場の組織化

パリ【三・二】最近フランスの鋼管製
造業者と問屋業者間との間に鋼管市
場の組織化について會議が行はれて
居たが最近漸く意見の一致を見るに
至つた、右はフランス國內鋼鐵取引
業者組合の例に倣ひ販賣區域の割當
價格の協定等をなさんとするもので
ある

イギリス

佛大統領訪英

佛大統領訪英の途に

パリ【三・三】ルブラン佛大統領は昨
年七月十九日の英帝ジョージ六世の
パリ御訪問に對する答禮として廿一
日朝八時十五分パリを出發夫人を同
伴特別列車で英國訪問の途に就いた
一行にはボンネ外相以下各閣僚が
頭にはダラデーエ首相以下各閣僚が
見送つて盛大な歡送振りであつた、
一行は午前十一時廿五分カレール直
ちにニト・ダジュニル號に乗船して
運送艦六隻と陸軍機十五機の護衛を
受けつゝ一路ドーバーに向つたが
英國から海峽の途中まで同様驅逐
艦六隻と英軍用機十五で機で出迎へ
た、尚英國側では皇帝、皇后の名代
として皇弟グロスター公をドーヴァ
ーまで差遣せられ、コルバン駐英フ
ランス大使も同様出迎へのためドー
ヴァーに向つた

佛大統領ロンドン着

ロンドン【三・三】ルブラン佛大統領
はフランス汽船コト、ダジュニル
號に搭乗大人を同伴してボンネ外相
はじめ隨員の一行と共に廿一日午後

零時五十分英國軍艦の廿一發の禮
砲轟中をドーヴァーに着したが大
途中ドーヴァーまで出迎へたグロス
ター公及び駐英コルバン大使等と共
に直ちに特別列車でドーヴァーを出
發、午後二時五十分英國官民の熱
誠な歡迎裡にロンドンに到着した、
驛頭には英帝ジョージ六世陛下並に
エリザベス皇后が出迎へさせられ
ルブラン大統領は英國皇帝、皇后と共
に直ちにバッキンガム宮に向ひ午後
三時廿九分バッキンガム宮に入つた
英京の歡迎

意を示した、バッキンガム宮殿に到
着するや宮殿前廣場にはぎつしりと
所狭きまでに群衆が詰めかけ警官の
制止も聞かず「英國萬歳」、「ル
ラン大統領及びジョージ六世が現は
れ民衆の歡迎に答へて茲に英佛交馳
は最高調に達した感があつた、續い
てルブラン大統領は午後四時四十五
分メリー皇太后を訪問、午後五時卅
分ロンドン市長の歡迎宴に出席、次
いで午後六時フランス協會々館の落
成式に列席した後バッキンガム宮殿
に歸還、同夜は英國皇帝御主催ル
ラン大統領歡迎大晩餐會がバッキン
ガム宮殿に開催され英佛國元首は兩
國親善提携を強調する演説を交々行
つた

英佛兩國元首の演說

ロンドン【三・二】ロンドン公式訪問
中のルブラン佛大統領のために廿一
日夜バッキンガム宮殿に於て英帝ジ
ョージ六世御主催の歡迎大晩餐會が
催されたが席上英佛國元首は起つて
夫々兩國の親善提携を強調する演説
を行つた、演説要旨左の通り

△ジョージ六世演說 英佛兩政府
は昨今全世界に起りつゝある凡て
の重大問題につき友好的解決に到
達せん」と最善の努力を傾注してゐ
る。然も英佛兩國はこれ迄國際關
係を規定すべき正しい原則に背馳
するが如き協定を締結することは
ないであらう、英佛兩國に多年存
續して來た民主制度は自由と正義
の精神の表現であり英佛兩國共に
結ぶ契であつた、英佛兩國が其に
法律支配を尊重すると云ふ共通點
に繋がれて居り兩國の政治家は全

く相互信頼の精神を以て平和促進の爲協議を行ふこととならう。英佛兩國國民の持つ相互信頼、勇氣及び知性は一旦緩急の際は一層明確に發揮されるのであるが今日の難局も之によつて打撈することも不可能ではないであらう

△ルブラン大統領 國際法の原則が反古同然に侵犯されることは英佛兩國の共同の關心事である、英佛兩國は多年同一の原則により堅く結び付けられてあるがこれらの同一の原則とは即ち法律の尊嚴、人間の性の尊重、條約の誓約の尊重、思想及び言論執筆の自由、他國の國內事項に對する不干渉、平和の愛好等を指すのである。若し之等の原則が世界の如何なる部分に於ていあつても侵される事があれば英佛兩國の輿論は忽ち憤激し夫々自國政府に對し國家の安全を確保し平和を促進するため國防の増強を要求するものである、之を要するに英佛兩國の政治家は國際信義の回復の爲努力を拂ひつゝある事をこゝに強調せねばならぬ

佛大統領領略
【二三】訪英中のルブラン大統領は廿三日午前十一時ウエストミンスターの英國議事堂に赴き上下兩院議員全員參列の下に盛大なる歡迎を受けた後無名戰士の墓に花環を捧げたが次いで自動車を驅つてウイザー・ベス皇后に謁見した

佛大統領領略途に
【二四】四日間のロンドン公式訪問の豫定を滞りなく終へ英佛領夫妻はボンネ外相以下の隨員を從へ廿四日午前九時五十七分ザイクトリア・ステーション發りに向けて歸途に就いた驛頭には英帝ジョージ六世エリザベス皇后チェンバレン首相以下多數の英政府高官が見送り驛の周圍には數千の群衆が蟻集し熱誠籠る歡迎振りを示し英佛親善の風景を現出した

英佛會談の成果
【二五】フランスの有力紙タン紙は廿三日の紙上に於いてルブラン大統領に從つて渡英したボンネ外相と英國政府首腦との會談の結果につき社説を掲げ英佛提携が益々強化されるだらうことは確實であると次の如く論じてゐる

今々の英佛會談の結果については種々の觀測が行はれてゐるが會談の議題となつたものはいづれ早急に決定し得る性質の問題ではなくルーマニアに對する保障の如きもポーランドとソ聯の協力無しには解決出来ぬ問題であるから今直ちにそれが可能となると思へぬ今之所ソ聯の援助についてはその反面之に伴ふ危険がある關係上ポーランドもルーマニアも二の足を踏んでゐる、然しながらいづれにせよ英佛の結合が絶對的であることだけは疑ひの餘地なく又兩國に取つて直接の問題である西歐諸國に關しては既に充分な保障が與へられてゐる、即ちベルギー、オランダ、スイスに對する侵略に對して英佛が無關心であり得ぬことは明白で先づ西歐に於いて全體主義諸國の進出に對する第一の障壁が固く打立てられねばならぬ

英帝國國防會議
【二六】英帝國府は廿四日午前首相官邸に英帝國國防會議を開き、チェンバレン首相官邸の下にハリアフアックス外相、サイモン蔵相以下關係閣僚列席國際政局の急轉に伴ふ國防強化策と徵兵制實施問題に關し檢討を行つた、確言するに今回のルブラン佛大統領の訪英を機會に行はれた英佛會談の結果は英國が更に軍事的義務を負擔するに至つたものである事は疑ひなしとされチェンバ

レン首相は此の義務遂行の爲徵兵制を採用せんと決意して居ると傳へられる之に對し労働黨側は徵兵制には反對でもしチェンバレン首相が徵兵制を固執するならば労働黨はチェンバレン首相の傘下に協力内閣を作つて之に参加する事は拒否するものと見られ一方チェンバレン首相は保守黨の絶對多數を便りに徵兵制に押し通す意向と言はれる、從つて廿四日の帝國國防會議は専ら徵兵制採擇問題に關し討議が重ねられたものと解されてゐる

徵兵制を纏り政情不安
【二七】反侵略宣言案が流産に歸し國際會議案亦具體化しないため英國政府は事實上拱手の形で四月四日ベック波外相の訪英を待つ外ない有様であるが外交政策の轉換と徵兵制の實施を繞り内閣は可成り重大な局面に直面してゐると傳へられ、確言するにホア・ベリシヤ陸相チャットフィールド國防調整相、ウツド空相は徵兵制度を主張し全世界に對するゼスチユアとしても徵兵制度を實施せねばならぬとの意見が閣内に強いがサイモン蔵相は大戦の際に對して反對し辭職した當時の所信を變へず徵兵制實施に決定すれば辭職する決意と見られる、ソザエト政府との軍事同盟案についてもサイモン蔵相、ホア内相が極力反對しハリアフアックス外相、スタンレー商相等と對立してゐる模様である、以上内外の重大局面を收拾出来ない場合チェンバレン首相が挂冠して總選舉までハリアフアックス外相が首相の地位に就きチャーチル及びイーデンの兩氏を加へて内閣を強化するのではないかとの報道さへ流布されてゐる

海關補助計畫發表
【二八】スタンレー商相は廿八日下院に於て英國海運振興のため補助金支出並に融資を含む左の如き廣汎な補助、五ヶ年計畫を發表した

一、英國不定期船補助金として今後五ヶ年に亘り毎年二百七十五萬鎊を支出する
一、冷凍船及び客船以外の不定期貨物船が英國に於て建造される場合は船主に對し一千萬鎊を限り向ふ二ヶ年間に亘り以て融通する
一、不定期貨物船建造助成のため今後五ヶ年間に亘り毎年五十萬鎊を補助金として支出する
一、總額二百萬鎊を以て英國に船籍を有する船舶を購入入籍すること等船舶が未だ航行に堪へ得るも若し政府が買上げなければ外國に賣却され或は解體される恐れがあるためそれらを購入して有事の際に具へんとするものである

▲英海運補助案の影響
【二九】本日下院でスタンレー商相から發表された海運補助五ヶ年計畫は國防並に經濟の兩見地から立案されたもので英國政府の海運界に對する積極的保護態度の表明と最近の地

際政情不安を多分に反映したものと
して頗る注目される、即ち國防上の
見地から英國現在の所有船舶數では
一朝有事の際には忽ち不足を告げ通
商路の保護は愚か食糧輸入さへ困難
となる恐れがあるので、一方に於い
て新造船を奨励すると共に他方平時
に於ては採算のとれない古船をも政
府の負擔の下とするの際に備して緊
留して置かんとするものである、換
地すれば英國海軍界最近のモットー
となつて居る「緊船し造船せよ」を
實現したものである、次に經濟上の
見地から見て近年英國海運界は日本
ドイツ、イタリア、米國等に壓迫さ
れて漸次衰運に向ひつゝあつたが政
府は傍觀的態度を探り然も海運界の
一部にさへ政府の保護干渉を喜ばぬ
向があつた、然るに事態は最早放置
を許さぬ程度に悪化したものと見ら
れる、併し乍ら専門家筋では今回の補
助案を以てしても英國海運界の根本
的立直りは困難でその効果としては
これ以上他國海運の進出を防止する
に役立つ程度ではないかと觀測して
ゐる尤も補助案の發表を待つて手控
へられてゐた新造船及び修理の註文
が一齊に輻輳すべく更に近年諸外國
に奪はれてゐた新造船註文が再び英
國に復歸すべく英國造船界は當分好
影響を受けてあらう

☆ 經濟

英印新通商協定細目

ロンドン【三三】英印通商協定は二
十日倫敦にて調印、直ちに假實施方
が發表された、有効期限は一九四二
年三月末日にして以後六ヶ月の豫告
を以て廢棄せられざる限り自働的に

印度當業者は不満
ボンベイ【三三】英印新協定に對し
は依り決定せらるべし

▲日本に對する影響 ボンベイ【三三】
英印通商協定は遂に成立したが
この結果印度紡績は對英關稅引下げ
と過般實施の綿花輸入稅倍増徵收に
如くてある

以上は日本品に有利の品目であるが
依然としてイギリス品に特恵があり
本邦品に不利な品目をあげると左の
如くてある
如く答へた
日本の業者は協定を嚴守して居り
狀態の變化に應じて次年度に於て

繼續するものとす、印度政府は四月
早々英國綿布に對する關稅率の引下
げ及びその他英國品に對するオツタ
ワ特惠稅率の修正を實施す、主なる
點は左の通り
一、新協定初年度に於て對英國綿布
基準關稅率を從價二割より一割五
分に引下げ（捺染のものは二割五
分一割七分五厘に、生地物に對す
る稅率も同様の割合を以て引下
げ）
二、二年度以降の稅率は綿布の對印
輸出及び印棉の植英輸入量にリ
クさせ
イ、印棉輸入量が一定量に達する
事を條件に對印綿布輸出量五億
碼迄は基準稅率に依り
ロ、若し五億碼を越ゆる場合には
翌年度に於ける綿布稅率を適宜
引上ぐべく
ハ、又對印輸出量三億五千碼を下
廻る時は翌年度に於て基準稅率
より二分五厘方の引下を見るべ
し
三、印棉の英國輸入量は一九三九年
度五十萬、四〇年度五十五萬其の
後毎年六十萬俵とす
イ、前記二のロ、ハ、に依る綿布
輸出量の調整の目的には五萬俵
を以て綿布二千五百萬碼に相應
するものと看做すべし
ロ、但し稅率の自動的調整の行は
るゝは棉花輸入量の減少が前記
標準額より一九三九年度十萬俵
以後毎年十五萬俵を越えざる場
合に限る、若し超過せる場合に
は翌年度の稅率は英印政府の協
議に依り決定せらるべし

印度側は一般に不滿の意を表し殊に
綿業に關する部分は一方面的にランカ
シャーを利するもので印度當業者の
意見を無視したものと非難してゐる
國民會議派機關ボンベイ・クロニク
ル紙は廿二日の社説に於て立法議會
は新協定に對する批准を拒否せよと
結論して左の如く述べてゐる
新協定の最重要部分たる綿業につ
いて見るに英國近年の統計より見
て何らの努力なしに特惠基本稅率
を均霑し得るに對し印度は現在よ
り英國綿製品を一億ヤード多く買
ふことを要し、さもなれば基本稅
率よりも更に二パーセント半の引
下げをせねばならぬ、これは一方
的に英國側を利し印度は全部を失
つたもので他方棉花輸入稅の倍額
徵收と共に印度綿業にとつて大打
撃である、これを互惠と稱するは
滑稽で英帝國主義がその屬國に課
した不公平の一例である、立法議
會がその批准を拒否することを信
ずるものである

▲日本に對する影響 ボンベイ【三三】
英印通商協定は遂に成立したが
この結果印度紡績は對英關稅引下げ
と過般實施の綿花輸入稅倍増徵收に
如くてある

による原棉商の爲に二重の打撃を受け
不滿濃厚であるが立法議會で批准拒
否するも總督は實施權を有してをり
又一説には議會で問題化するも否拒
定には行くまいとの説もあり同協
定の實施は必要と見られ、更に同
協定の保護關稅率は本月末で期限
となり行の更新に於ては必ず更に該
内容が具現さるべきは必至で更に該
協定により印度は殆んど義務的に英
國品の購入を増加せねばならぬ結果
當然外國品殊に日本品輸入抑壓が企
圖さるべきものと見られ、綿糸、人
絹等の關稅引上げが早くも憂慮され
且今回の英印會商で英印とも日本綿
布壓迫態度に出ることもその當然の
歸結であり英印協定は日印會商の前
途に暗影を投じたものと云はねばな
らぬ
カルクツタ【三三】新協定によれば
イギリスはオツタワ協定により特惠
關稅をうけてゐた百六品目は二十品
目に大減少を見、この結果日本品と
イギリス品が同じ關稅率の適用をう
ける事となるので我が率は有利とな
れるものと思はれる、その主なる商品
目をおげると左記の通りである
菓子、罐詰、ビール、化粧品、生
フィルム、鉛筆、自轉車タイヤ及
びチューブ、紙類、文房具、毛糸
毛織物、絹、人絹靴下、モメリヤ
ス、傘及び部分品、陶磁器、タイ
ル、電球、球狀鐵器、アルマイト
金物類、機械類（但しミシンを除
く）、樂器、刷子類、玩具、喫煙用
具
更に保守黨議員ライオンズ氏は
日本のメリヤス輸出業者は過去に
おいて協定を事實上遵守して來た
かどうか、或は日本からの輸入が
協定數量を著しく超過してゐない
か、この問題は場合によつては關
稅諮問委員會に附議すべきである
と述べこれに對しクロスカ官は左の
如く答へた
日本の業者は協定を嚴守して居り
狀態の變化に應じて次年度に於て

印度側は一般に不滿の意を表し殊に
綿業に關する部分は一方面的にランカ
シャーを利するもので印度當業者の
意見を無視したものと非難してゐる
國民會議派機關ボンベイ・クロニク
ル紙は廿二日の社説に於て立法議會
は新協定に對する批准を拒否せよと
結論して左の如く述べてゐる
新協定の最重要部分たる綿業につ
いて見るに英國近年の統計より見
て何らの努力なしに特惠基本稅率
を均霑し得るに對し印度は現在よ
り英國綿製品を一億ヤード多く買
ふことを要し、さもなれば基本稅
率よりも更に二パーセント半の引
下げをせねばならぬ、これは一方
的に英國側を利し印度は全部を失
つたもので他方棉花輸入稅の倍額
徵收と共に印度綿業にとつて大打
撃である、これを互惠と稱するは
滑稽で英帝國主義がその屬國に課
した不公平の一例である、立法議
會がその批准を拒否することを信
ずるものである
カルクツタ【三三】新協定によれば
イギリスはオツタワ協定により特惠
關稅をうけてゐた百六品目は二十品
目に大減少を見、この結果日本品と
イギリス品が同じ關稅率の適用をう
ける事となるので我が率は有利とな
れるものと思はれる、その主なる商品
目をおげると左記の通りである
菓子、罐詰、ビール、化粧品、生
フィルム、鉛筆、自轉車タイヤ及
びチューブ、紙類、文房具、毛糸
毛織物、絹、人絹靴下、モメリヤ
ス、傘及び部分品、陶磁器、タイ
ル、電球、球狀鐵器、アルマイト
金物類、機械類（但しミシンを除
く）、樂器、刷子類、玩具、喫煙用
具
更に保守黨議員ライオンズ氏は
日本のメリヤス輸出業者は過去に
おいて協定を事實上遵守して來た
かどうか、或は日本からの輸入が
協定數量を著しく超過してゐない
か、この問題は場合によつては關
稅諮問委員會に附議すべきである
と述べこれに對しクロスカ官は左の
如く答へた
日本の業者は協定を嚴守して居り
狀態の變化に應じて次年度に於て

よく協定數量に調整を行つて來てゐる

英財界訪米使節を派遣

ニューヨーク【三六】ダウ・ジョーンズ通信ロンドン支局の報道によれば...

☆濠洲

濠洲戰時航空路を調査

シドニー【三六】濠洲聯邦政府國防相兼空相ソビー氏は戰時航空路調査のため...

ソ聯外交は消極的

ソ聯の恐獨態度—ワルシャワ【三六】ドイツ今回の東歐進出に對しソ聯は豫想外の狼狽振り示してゐるが殊にチエコ併合は...



スタールン書記長が共產黨大會の開幕頭ドイツは英佛兩國の軟弱態度の爲東歐進出を止めて西歐に向つた...

爲に操らんとしてゐる英國さへも不思議がつてゐる、ソ聯各紙は從來ドイツに對し...

ソ聯はドイツのチエコ及びルーマニア進出並に近東への發展に對して何等積極的な防衛策をとるまい...

歌劇會、宴會等で歓迎攻めにして大いに歡待に努めた、然しいつも傳的態度を變へて新聞などではこの...

「英佛は日獨兩國とソ聯との戰爭勃發を計畫してゐるが余はこの衛策に斷じて乗らぬ」との見解を黨大會に於て表明し...

ソ聯はドイツのチエコ及びルーマニア進出並に近東への發展に對して何等積極的な防衛策をとるまい...

市に大新聞を經營するスクリツプ・ハワード氏に目下歐洲にあり過去五週間に亘つて歐洲諸首都を歴訪、チエ...

ソ聯を訪問、スタールン書記長とも會見し全世界の新聞界を變動したが今回のソヴェト印象記は痛烈にソ聯...

モスクワはソ聯のモスコウ・ウインドラー氏であるがそのモスコウによつて判斷するとソ聯は從前現代の諸...

が発見されたのである、以上は別に新しい事實ではないが現在の狀態は十年來の最悪のものである、...

結果であり一つは國力の主要部分を赤軍建設に集中した結果である、然しながら廿年餘に亘る軍隊...

今日に於いてはスタールンの考へ行ふ所は即ちロシアの考へ行ふ所である、ヒトラー總統ですら自國民をかくも完全に自己の統制下に置いてはゐない、ヒトラーの支配するのは文化、教育、智能の程度の高いとされてゐる國民であるのに反しソヴェトの大衆は過去

ハワード氏のソヴェト印象記 ニューヨーク【三五】全米二十五都

市に大新聞を經營するスクリツプ・ハワード氏に目下歐洲にあり過去五週間に亘つて歐洲諸首都を歴訪、チエ...

今日に於いてはスタールンの考へ行ふ所は即ちロシアの考へ行ふ所である、ヒトラー總統ですら自國民をかくも完全に自己の統制下に置いてはゐない、ヒトラーの支配するのは文化、教育、智能の程度の高いとされてゐる國民であるのに反しソヴェトの大衆は過去

數千年の間虚けられ無智蒙昧に留められた國民である、少しでも頭を擡げる者は悉く肅清され更に最近二年間には肅清者の肅清が行はれたが最も完全に徹底的に肅清されたのは共產主義それ自體であらう、マルクスやエングルスが頭に描いた如き共產主義は今日のソヴェトには存在せずその代りにその變的な新型たる國家社會主義が近代的官僚の手によつて實施されてゐる、その官僚群から新しい專制階級が誕生し汲々として權力を維持し冷やかに特權を行使してゐるソヴェトに於て次に來るものは何であらうか、外國の軍事通及び英佛の政治家の見解によればソヴェトは膨大な軍隊と數的には極めて強力な空軍を擁するにも拘らず現在既に吹き飛ばされた希望の如きものであり當面の反ソファシズム陣營の一翼としての存在價值は拭ひ去られて了つてゐる

英貿易長官ソ聯で活躍
モスクワ【三三】ハドソン英國貿易長官は去る廿三日モスクワ到着以來ソヴェト政府關係當局との間に英ソ兩國の經濟關係促進に關し協議を進めてゐるが廿五日は、ミョカン貿易人民委員と協議を續行、正午にはリトヴィノフ外務人民委員主催の午餐會に出席した、ハドソン長官とソヴェト政府との間の交渉は現在までの所では純然たる經濟問題に限られてゐる模様だがドイツのチエコ制覇を契機に英ソ接近の氣運が激化してゐる折柄ハドソン長官は漸次政治問題に關しても談合が進めることゝならう

英ソ通商會談

ハドソン長官モスクワ着

モスクワ【三三】ハドソン英國貿易長官はポーランド政府當局との會談を終へ二十三日早朝ワルシャワからモスクワに到着した、ハドソン貿易長官はモスクワに於てソヴェト政府當局と會談英國のソヴェト聯邦に對する片貿易を是正するため一九二六年の英ソ通商條約を修正する様提議する意向と傳へられるがドイツ最近の中央進出を契機に英ソ兩國政府が急速に接近の態度を示してゐる折柄ハドソン長官は更に當面の政治問題についてソヴェト當局と意見を交換することゝならう

ハドソン長官とソヴェト首腦との會談の經緯に關し廿七日夜左の如く發表した

ハドソン英貿易長官はミョカン外務人民委員、リトヴィノフ外務人民委員と數次に互り會談しモトフ人民委員會議長とも會見した、今回の會談に於て英ソ兩國代表は英ソ兩國通商關係の現状並に今後の兩國貿易促進の可能性につき充分討議した兩國代表は各自の意見を夫々隨意なく披瀝しその結果若干の重要意見の相違が明かとなつたがこれ等は近くロンドンで關される交渉に依り最少限度に縮減されることと豫想される性質のものである、兩國代表は國際政策についても同様友好的な意見交換を遂げ兩國政府の態度諒解に大いに寄與する所があつたが又平和強化に關する相互の立場についても夫々共通點を見出すことが出來た更に兩國政府代表とソヴェト政府首腦との個人的接觸は疑なく英ソ關係親善並に平和問題解決のため國際協力確立に資するであらう

第十八回共產黨大會

ソ聯共產黨規約修正案可決

モスクワ【三三】聯邦共產黨第十八回大會は廿一日午後中央委員會書記會議を閉じ、先づシユヅエムニツク代表議員より新中央審査委員の類觸れを讀み上げた後無記名投票で大會史上初めての満場一致を以てこれを承認した、次いでアンドレーフ議長より閉會を宣言、スターリン萬歳の聲と拍手裡に會期十二日にして本大會はこゝに閉幕した、本大會の主要決定事項左の通り

防空等の事務につき軍隊機關と協力せしめる
第三次五ヶ年計畫修正案可決
モスクワ【三三】ソ聯共產黨大會廿一日の會議は共產黨規約修正案を可決すると共に第三次五ヶ年計畫に關するモトフ案も廿二名より成る小委員會案に基き修正を加へこれを可決した、修正案は原案と大した變化はないが多少の數字的改正を加へてゐる

一九四〇年度計畫數次
△全工業生産額 一、八四〇億留
△全工業年平均增加率 一四・四％
△全工業年次平均增加率 一四・四％
△生産財增加率 一五・七％
△消費財增加率 一一・五％
△全農業生産額 三百五億留
第二次五ヶ年計畫に比し五・二％の増加△本次五ヶ年計畫に於ける全國民經濟に對する投下資本總額 一、九二〇億留
内譯△工業へ 一、一一九億留
生産部門へ 九三九億留
消費部門へ 一八〇億留
△運輸事業へ 三三三億留
△農業へ 一一〇億留
△新規及び修繕工業への投下資本總額 一、九三〇億留

ソ聯黨大會閉幕

ソ聯最高會議幹部會議

モスクワ【三三】第十八回ソ聯邦共產黨大會は廿一日午後中央委員會書記會議を閉じ、先づシユヅエムニツク代表議員より新中央審査委員の類觸れを讀み上げた後無記名投票で大會史上初めての満場一致を以てこれを承認した、次いでアンドレーフ議長より閉會を宣言、スターリン萬歳の聲と拍手裡に會期十二日にして本大會はこゝに閉幕した、本大會の主要決定事項左の通り

- 一、スターリン書記長のソ聯内外情勢報告採擇
- 一、共產黨規約改正に關するシユヅエムニツク案修正採擇
- 一、第三次五ヶ年計畫に關するモトフ原案修正採擇
- 一、共産黨中央委員額觸れ
- 一、モスクワ【三三】第十八回ソ聯邦共產黨大會は二十一日中央委員會、中央審査委員の改選を行つた後閉幕したがソヴェト今後の内治外交の動向を實質的に支配すべき新中央委員は七十一名、同委員候補六十八名及び新中央審査委員五十名の陣容である、新中央委員の類觸れをみるに肅清工作の跡歴然たるものがありスターリン書記長の腹心に依つて固められ就中「壊滅」の著者として有名な作家アレキサンダー・ファアデーフ、張鼓峰事件の立役者グレゴリー・スタール二等大將の中央委員會入り、注目される主要類觸れ左の通り
- 一、黨書記長 スターリン
- 一、聯邦人民委員會議長 摩托ロフ
- 一、國防人民委員 ワラシエフ元帥
- 一、重工業人民委員 トラザノフ
- 一、ラザール・カガノヴィツチ
- 一、ソ聯邦最高會議幹部會議長 カリーニン
- 一、黨中央委員會書記 アンドレーフ
- 一、貿易人民委員 ミョカン
- 一、内務人民委員 ベーリア
- 一、最高會議附屬指導委員 長
- 一、ゲオルグ・マレンコフ
- 一、聯邦會議外交委員長 ジュダノフ
- 一、國防人民委員部長 X フリス
- 一、ブジョフ元帥
- 一、聯邦人民委員會會議副議長 プルガーニン
- 一、リトヴィノフ

次長 ポチヨムキン
航空機工業人民委員
ミハイル・カガノヴィツナ
コミンテルン執行委員
マヌイルスキー

黨委員額増減
モスクワ【三三】第十八回全聯邦共
産黨大會は廿一日終了し黨中央委員
會黨員七十一名同委員候補六十八名
中央審査委員五十名が選出された
中央委員の内第十七回大會から残つ
たものは僅か次の十六名に過ぎず肅
清工作が如何に激烈であつたかを歴
然と物語つてゐる

アンドレーフ、バダエフ、ペーリ
ア、ツラシロフ、ラザール・カ
ガノヴィツチ、ミハイル・カガノ
ヴィツチ、カリミニ、リトヴィ
ノフ、マヌイルスキー、ミコヤ
ン、クルーシエフ、シユベルニ
ク、ジュダノフ

又前同まで委員候補で今回委員とな
つたものは左の六名である
バジロフ、ブジヨフ、ブルバ
ニン、ゴフスキ、メヒリス、
ポスコレツシエフ

△委員候補で前同から残つた者
インベルグ、ナカロフ
△中央審査委員で前同から残つた者
ガアイアジミルスキー
尙前回の中央委員エジョフ、委員候
補たりしエゴロフ、リユーエル等
が何處にも選挙されてないのは注目
されてゐる

ワラシロフ極東行か
ワラシロフ【三三】廿四日モスクワ
からワルシャワに達した情報によれ
ば國防人民委員ワラシロフ元帥は

近く極東第一赤色軍團及び第二赤色
軍團を檢閲した後更にウラジオスト
ツクの要塞を視察する豫定でこれを
機會に極東軍の大規模な演習が行は
れるのではないかと言はれる
ソ聯全人口暫定發表
モスクワ【三三】ソ聯國家計畫委員
會は去る一月十七日を期して全國一
齊に舉行された全聯邦國勢調査の結
果に就き廿五日その暫定結果を發表
した、これによればソヴェト聯邦の
現人口は一億七千二百六十六名であ
る、なほ調査の確定的結果は四月中
に發表の運びとなる豫定だが昨年一
月實施された國勢調査の結果は遂に
發表を見ずに終り本年新たにやり直
したもので一九三五年發表の人口に
較べれば過去四ヶ年にソヴェト聯邦
人口は四百三十七萬八千の増加を見
たこととなつてゐる

アメリカ

中立法改正問題

次の問題は中立法改訂
ワシントン【三三】ウエルズ國務長
官代理は廿一日の新聞記者團との會
見に際し米國と英佛其他諸國との間
に如何なる話合が進められてゐるか
との追究的質問に對し
米國は如何なる國とも意見の交換
と回答、ひた隠しに隠してゐるがソ
ヴェト聯邦の提案に對しては英國と
同様米國としても乘氣でないので米
國としては對獨態度については三月
十七日の聲明、對獨高關稅率の賦課
等により一應なすべきことが終つた
ので次の問題はピットマン上院外交

委員長提案のラインに沿ひ中立法を
改訂し萬一の場合に於ける英佛援助
の途を講ぜん規定するにあるも歐
洲の事態如何によつては上下兩院の
中立法討議を促すに改訂を期せよ
とする意向だ、然しその情勢が急速
の進展を見ない限り中立法改訂は
相當の討議期間を要する見込みで一
ヶ月若しくはそれ以上に及ぶこと
ならう、何れにしても注目すべきは
中立法案の趣旨そのものが對歐洲關
係を中心とするところでありそれが改
訂も専ら歐洲の情勢を考慮してゐる
ことと日本を含む極東問題に對する
考慮は殆ど無いといつてよい位であ
る、假令ピットマン案が通過すると
しても日本に對する影響は大體現在
と變らないといふのが消息通の見方
で現金拂自國船舶輸送の規定により
英佛に都合のよい方法を探つたのが
ピットマン案の骨子である、而して
斯く改訂を見た中立法が萬一の場合
米國の參戰を誘致する機運を一層増
すか否かはその場合の情勢及び戰爭
の性質如何によつては米國としてもな
し得る最大限を協定したものと見ら
れクレヂット供與を禁止且米國船舶
をして運輸を禁止するが故に戰爭に
捲き込まれる危険を除くものなども
言へる、然しこの點は各種議論の岐
れる所て上下兩院の討議の中心をな
す點も如何にして米國の參戰の危険
を除くかに集中せよ

新中立法案委員會受理

ワシントン【三三】米國上院外交委
員會は廿二日ピットマン上院外交委
員會提出の新中立法案を受理、非公
開會議で協議した結果來る廿九日正
式に右新中立法案の審議を開始する

ことに決定した來る廿九日の初會議
では公聽會出席の人物と日取りを決
定することによつた重要な討議は
來週末から再來週にかけて行はれる
が中立法改訂の賛否を繞つて激しい
論戰が展開されるものと豫想され
る

トーマス議員現金自國船主義反對

ニューヨーク【三三】米國上院外交
委員長ピットマン氏提出にかゝる新
中立法案に對し早くも賛否兩論百出
しその成行が注目されてゐる折柄、
國際協力派の國將民主黨上院議員
E・D・トーマス氏は廿五日對支援
助委員會に出席現行中立法の現金自
國船主義條項に反對する旨の左の如
き論難演説を試みた
現行中立法の現金自國船主義は非
道徳的である、宜しく新中立法は
大統領に對し侵略國向け輸出禁止
の權限を賦與すべきである

ボラー議員對英提攜を反駁

ワシントン【三三】廿五日共和黨の
大立物ボラー上院議員は孤立主義の
立場から米國の對英提攜氣運を反駁
して次の如く演説した
ヒトラー總統によつて英國程有難
い友好國はない筈だ昨春ヒトラー
總統が獨逸合邦の準備を着々と進
めてゐた時にも英國政府の代表
はオーストリアは強大國に歸屬せ
しめる方が歐洲平和の爲だと言明
してドイツ政府に對し暗にオース
トリアの併合を勸説しており又日
本が滿洲に進出したときにも英國
は之を秘かに支援し日支事變の遠
因を作つたのだ、更に今回のチエ
コ解體に際しては英國はナチスの
教理と實踐が全歐洲に及ぼす危険
なる影響力の甚大なることを一度

別個の中立法修正案

ワシントン【三三】米國の中立法修
正問題は既にピットマン上院外交委
員長から上院に提出され今期議會の
最重要議案となつてゐるが上院民主
黨議員ホーマー・ボーン氏は廿五た
ピットマン中立法案とは別に現行中
立法の改訂法案を來週議會に提出す
る豫定なる旨發表したボーン改訂案
の主要修正箇所は次の二點である

も警告したことはなかつた、新た
にナチスの支配下に置れるに至つ
た諸民族の中には必ずやるの新しい
き主人に對し道義的敵愾心を懷い
てゐるものがあるに違ひないにも
拘らず解體チエコの善後處置に際
して英國は之等諸民族に對する適
正なる待遇と保護を講すべき何等
の提案をもなさずしてドイツの行
動を見送つたのだ米國は内からも
外からも米國を戰爭に捲込まんと
するあらゆる策動に動かされんと
して居りその爲米國は増稅の重
消耗し失業者は千萬に上つてゐる
我々が米國民としての責任を負つ
てゐることは勿論だがその内でも
米國自體の秩序を維持することは
最高の國民的義務と言へよう、米
國の外交政策は飽迄モロー主義
を基調とすべきで歐洲戰爭に對し
て金や軍需品を供給したり前途有
爲の米國青年を歐洲帝國主義の陰
謀の犠牲に供することは斯くてこ
れを許すことは出来ないのだ、我
々はこの際歐洲の民主主義國の眞
に意圖する所がナチス主義の破壊
ではなくして實は各國の帝國主義
野望の實現にあることをよく理解
せねばならぬ

一、現金拂自國船輸送條項を中立法發勸の場合命令條項とする
一、現金拂自國船輸送條項の適用を受ける物資に制限を附さぬこととする

マクレイノルズ、シユウエレンバツハ、ジレット議員等上院の外交委員の有力者達は中立法修正問題に關し漸次慎重な態度に變りつつありビツトマン中立法案の如く現行中立法を根本的に修正するのではなくボーン案の如き小修正案の支持に傾きつつある模様である

中立法案と各派の態度

ワシントン【三三】米國上院外交委員會は愈々廿九日ビツトマン上院外交委員長提出にかゝる新中立法案の審議を開始するか廿五日のニューヨーク・タイムズ紙はワシントン支局の調査としてビツトマン案を纏る上院外交委員の各贊否色分けを詳細に報道、ビツトマン案の通過は全く逆路し難い形勢にある旨左の如く述べてある

ビツトマン新中立法案を纏る上院外交委員の各意見を色分けするに大體左の六派に分れて居り廿九日から同法案の審議を開始する外交委員會では早くも猛烈な論戰が豫想される、即ち

- 一、武器その他一切の貨物の交戦國向け輸出に對し自國船現金主義を擴大適用するビツトマン案に賛成のもの
ビツトマン(民主)、ガツフニイ(民主)、コナリー(共和)、各議員

一、戰爭阻止のため極めて廣般なる國際的協力を主張し大統領に對し議會の承認を條件として侵

略國のみに對し輸出禁止の權限を賦與せんとするトーマス修正案を支持するもの
トーマス(民主)、ベツパー(民主)、シレット(民主)各議員

一、現行中立法の廢棄に賛成し如何なる新中立法案も結局は不充分なるを現れないとの建前から何等代案を提出せざるもの
マレー(民主)、ルイス(共和)、ボラー(共和)、ハイラム・ジョンソン(共和)各議員

一、何等の新提案を行はず現行中立法の規定通り軍需品以外の貨物に對する「現金自國船主義」の適用を五月一日以降は消滅せしめんとするもの
カツパー(共和)、ラ・フォレット(進歩)、レーノルズ(民主)各議員

一、ビツトマン中立法案の眞の目的は來るべき歐洲大戰に際し一方に味方するにありとしてビツトマン案に反對のもの
ホワイト(共和)、シツプステツド(農民労働)

一、新中立法案の公聴會開催意見を差し控えてあるもの
ハリソン(民主)、ザアン・ナイ、シユウエレンバツハ(民主)、グリーン(民主)、ザアンデンバ、グ(共和)

一、戰爭阻止のため極めて廣般なる國際的協力を主張し大統領に對し議會の承認を條件として侵

くに大體左の通りである
一、ビツトマン案は政府が現金自國船主義を執る限り如何なる物資でも輸出を禁止しないことにしてあるが決して精神的壓迫までも禁じたものではなく従つて日本の支那に於ける都市爆撃に鑑み禁止した飛行機の對日輸出の如きは新法案通過の場合も禁止を繼續せしめよう

一、制海權を握る國に有利であるといふのは事實であるが支那の海岸線を殆ど日本が抑へた今日支那に目立つて不利になるとは思はれない、ラングリン經由支那に入る軍需品まで抑へるためには日本は先づ宣戰布告をし軍艦を印度洋まで出しかゝらねばならぬし日本がそこまで手を擴げようとしてゐるかどうか疑問だからである、但し將來日ソ戰爭勃發の場合はビツトマン案が日本に有利なことは確かである

一、クレヂット禁止規定が若し嚴格に適用されれば日支双方に若干打撃を與へやう、日本では既に現金自國船主義に依る取引が多いが一部の代金支拂時期に關して餘裕を得てゐた向が不便を感ずるに至るべく、他方支那も精神的壓迫の望みを失ふわけであるが實際は新法律運用當事者の手心一つで可なり自由が利くであらうことは現在日支紛争に對して中立法が適用されてゐない事實から推しても大體推察出來やう、而してその手心は日本に關しては嚴格に、支那に關しては出來るだけ寛大にといふ傾向を帯びるものと見られる

中立法修正案内容

ワシントン【三六】廿九日より開催される米國上院外交委員會では曩にビツトマン委員長から提出された新中立法案を中心に討議が進められることとなつたが同案に對抗して廿八日ナイ(共和黨)、ボーン(民主黨)、クラーク(共和黨)の三議員から現行中立法の修正案が提出された右委員會に附託されることになつたので委員會席上に於ては活潑な論戰が展開されることにならうと豫想される、ナイ議員等により提出された修正案の内容を要約すれば左の通りである

- 一、現行法に於て大統領のみが有する戰爭狀態の存在認定權を大統領のみならず議會にも附與する
- 一、大統領若しくは議會が戰爭狀態の存在を確認した後中立法が發動する迄の期間を規定する部分に「即時」の字句を挿入すること(ビツトマンは此の期間を廿日とする)
- 一、中立法發動の場合は現金自國船規定を軍需品のみならず他のすべての物資に對しても擴張適用する

中立法審議開始

ワシントン【三六】廿九日より始まる米上院外交委員會の中立法案審議に於ては孤立主義に對する贊否兩論の正面衝突の器音が豫想され外交政策の根本に遡つて論戰の火花を散らすものと見られてゐるが確論するに政府筋では大體ビツトマン案を支持し多少の修正を以てこれを通させようと思はれてゐる模様である、これと對立し現行法の修正を以て済ませようといふのが共和黨議員ナイ一派が廿八日新修正案を提出した所以である

あるがその内容たるや現金自國船主義を一般物資にまで擴張する等ビツトマン案に著しく接近した形跡があり結局現金自國船主義が新法の根幹をなすに至るのではなからうかとの觀測が有力化しつつある

一、武器軍需品を戰時のみでなく平時に於ても輸出を禁止し外國紛争と徹底的絶縁を計る案これはナイ共和黨上院議員の主張だが目下の如く軍需工場員の主張を計り而も製品の處分に苦してゐる米國の實狀には適應しない案と評されてをり實現の可能性乏しい

一、中立法を完全に廢棄し大統領の自由裁量に一切を委ね様とする案これはキング及びハミルトン・ルウイス兩民主黨上院議員をこれれ提出にかゝるものだがこれは外國戰爭に参加を極度に嫌ふ多數國民の感情と一致せず少くとも今議會は通過不能と觀測される

一、交戦國の内侵略的と見られる一方だけに武器のみならず一般商品の輸出を禁止せんとする案、これは民主黨議員トーマス氏の主張だがかへつて中立精神に反し米國をして戰爭に捲込む危險を増大するものと孤立主義者のみでなく各方面から反對が多く實現しない

一、右諸案の受けた非難を出來るだけ除いて作つたビツトマン上院外

交委員長の折衷案、即ち現行法は廢棄する代り現金拂自國船舶規定主義を擴大し武器と一般商品との別無く現金賣外國船積出し方針を勵行する案その要點は

イ、宣戰布告の伴ふと伴はざるを問はず第三國間に戰爭が開始された場合には戰爭勃發から卅日以内に大統領は交戰當事國を指名せる布告を發する義務を有す

ロ、大統領が右の布告を發した後米國船は布告に指名された交戰國向けの旅客その他の物質を輸送することを得ず、第三國を運じて交戰國に輸送される場合も右に同じ

ハ、交戰國向けの武器その他商品はすべて取引契約中に含まれる凡ゆる權利義務が米國人の手から外國人に移讓され終るまでは米國の港を出港し得ない、又米國船に積載して出港することも許されない(所謂現金自國船主義)

ニ、米國民は交戰國に船籍を有する船舶に乗船することを得ず、交戰國に對してはクレジツトを供與し得ず、但シラテン・アメリカの一國が非アメリカ國と交戰する場合は此の限りに非ず

ヘ、大統領は交戰國の潜水艦乃至武装商船が米國の海港を使用することは制限し得る權限を有すこれは見掛けは公平であるが歐洲に關し將來適用の場合を想像すれば明らか

に英佛兩國の利益となるものであり全體主義國家の進出を牽制防止しつづし中立法の建前を嚴守せんとする政府有力筋の意向と一致する

ものであり恐らくこれが若干の修正を経て通過するのではないかと見る向きが多い、次にこれの日支紛争に對する影響については適確な評なくピットマン自身が過般記者連から質問されて答へた言葉には誇張が含まれてゐて充分な判斷材料とするに足らないと云はれるが少くとも現在の案で行けば日支紛争の現状に重大な變化を及ぼすものではないと見る向が少くない、即ち同案を日本に不利と解する筋では同案が一般商品にも現金拂自國船舶規定を勵行しやうとする點を重視してゐるが然し日本の物資購入は現在既原則として現金拂自國船舶規定になつてをり僅かに商品の種類により代金支拂時期に關し若干の餘裕を與へられてゐるものがあるに過ぎず而も總額は決して巨額ではない、それ故日本に不利でも致命的なものであり得ない、又一方支那がクレジツトを得られなくなるから日本に有利だといふものがあり又日本が武器、軍需品を公然輸入し得る様になるから有利だ

と云ふ者もあるがこれは單なる條文の表面の解釋に過ぎず實際は國務省が輸出業者へ非公式通告を出し對日輸出遠慮方を要望することもかねてやれるわけだし他にも隨機の便法はいくらもあるわけである、要するに歐洲に於ける事態を關心の中心として造つた新中立案がどの程度までの影響を日支に與へるかについてはもう少し同案の成行を見且つ同案實施に際する當局者の心構へを條中に入れて判斷して行く外はないと云ふのが先走りをして見た真面目な觀測の像である

ワシントン【三・二九】内外注視の裡に

中立法關係諸法案の審議を開始する上院外交委員會は廿九日午前十時愈々開會、審議順序や公聽會に出席を要請する類觸れ等を包む日程細目を決定するための協議に入つた

中立法案の審議慎重
ワシントン【三・二九】上院外交委員會は愈々廿九日から問題の中立法關係諸法案の審議を開始したがピットマン委員長が自己の提案を含む數個の中立法修正案を直ちに討議せんとしたにも拘らず委員會は表決の上先づ公聽會を開催することに決定し四月五日から各方面の専門家を招致して公聽會を開くこととなつた、右はピットマン案の通過は一致に豫想されてゐる所だが議會としては廣く輿論に問ひ慎重に審議を運ばんとするもので現行中立法の「現金拂自國」船條項が失効する五月一日以前に最後の表決を見るか否かも疑問とされてゐる、この間中立法修正の動向を決するものは歐洲の情勢如何にあるが議會の空氣は依然として米國の戰爭参加を防止する工作に多大の關心を示してゐるのでピットマン案は結局活潑な討議の後幾多の附帶條件附て成立するのではないかとの觀測が有力である

中立法審議日程決定
ワシントン【三・二九】上院外交委員會は廿九日から愈々問題のピットマン中立法案以下一聯の中立法關係諸法案の審議を開始したが廿九日は先づ議事日程に關し次の各事項の決定を見た

一、公聽會を開くことなく直ちに中立法關係諸法案の審議を開始すべしとのピットマン委員長の提案は十一票對九票を以て否決

一、四月五日から公聽會開始に決定し、公聽會には一般人の傍聴を禁止し新聞社用としては後列證言の速記録を手交すべしとのピットマン委員長の提案はこれ亦否決

一、公聽會開催期間を二週間に制限すべしとの民主黨グリーン議員の提案は否決

一、公聽會に招請すべき證言人の名簿作成並に公聽會議事進行の爲ピットマン(民主黨)、ボラー(共和黨)、ジョーシ(民主黨)三委員からなる小委員會を任命

委員會終了後ピットマン委員長は記者團に對し次の如く語つた
余が公聽會開催に反對したのは中立法關係諸法案に關する政策上の諸問題は既に明らかにされてゐると信じてゐるからである、現行中立法の現金拂自國船主義條項は五月一日に滿期失効するが外交委員會はそれまでには何等かの法案を上院本會議に廻附することとなら

新中立法案を早くも修正
ワシントン【三・二九】ピットマン上院外交委員長の提案にかゝる新中立法案は廿九日から上院外交委員會で審議が開始されたがピットマン委員長は審議に先立つて新中立法案の内容に重大修正を加へた旨廿一日次の如く發表した

余は余の提案にかゝる新中立法案を修正して中立法發動に關し議會に對しても大統領と同様の權限を附與することとした、これによつて新中立法案を繞る論争の一つは解決されたことと信ずるが然しこれに續いて武器其他軍需品を今回改組統合を規定してゐる

國船」條項によつて交戰國に賣却するか或は全然賣却を禁止するか問題となつて來てあらう

尙ピットマン上院外交委員長が當初の意志を變じ戰爭狀態の認定を大統領の權限のみに限定せずこれを議會にも與へんとしたことは所謂「嚴正中立」派議員に對する重大なる讓歩と見られる

戰債物資支拂案否決
ワシントン【三・二九】米國上院はロツジ共和黨議員の提案に係る「諸外國は對米戰債を軍需品によつて支拂ひ得る」旨規定した法案を審議中であつたが廿日表決の結果四十八票對十八票を以てこれを否決した、一方上院は同日から戰略上重要な軍需品の購入貯藏に關する法案の審議を開始した

行政改革案成立
ワシントン【三・二九】ルーズヴェルト大統領のニュー・ディール政策の重要一環をなす行政改革法案は去る廿二日白熱的討議の末上院を通過其の後兩院協議會で審議中であつたが廿九日遂に妥協案に到達し上下兩院共にこれを承認したので直ちにホワイトハウスに送附された、兩院協議會案は上院案に大統領の行政命令發布後六十日以内に右大統領を拒否し得る權限を議會に與へる旨の修正を加へたものである、因に行政改革法案は大統領に政府各機關を改組統合し得る權限を與へるもので過去數次に亘り議會に提出されるものがルーズヴェルト大統領の熱心なる要請にも拘らず其の都度葬り去られた問題の法案である今回の改革案は從來に比し極めて小規模であるが左記政府機關の改組統合を規定してゐる

一、公聽會を開くことなく直ちに中立法關係諸法案の審議を開始すべしとのピットマン委員長の提案は十一票對九票を以て否決

一、公聽會開催期間を二週間に制限すべしとの民主黨グリーン議員の提案は否決

一、公聽會に招請すべき證言人の名簿作成並に公聽會議事進行の爲ピットマン(民主黨)、ボラー(共和黨)、ジョーシ(民主黨)三委員からなる小委員會を任命

委員會終了後ピットマン委員長は記者團に對し次の如く語つた
余が公聽會開催に反對したのは中立法關係諸法案に關する政策上の諸問題は既に明らかにされてゐると信じてゐるからである、現行中立法の現金拂自國船主義條項は五月一日に滿期失効するが外交委員會はそれまでには何等かの法案を上院本會議に廻附することとなら

中央統計局、國家資源委員會、
人産業改革局、國家緊急評議會、
森林開發局、米國職業紹介局、
邦通商物品會社、聯邦住宅局、
家庭農場電氣局、國家電力政策委員
會、農村電化局

失業救済削減

ワシントン【三三】下院本會議は事
業促進局關係豫算案を審議してゐた
が廿一日總額一億弗に上る本年七月
一日迄の事業促進局關係豫算案を二
百九十票對百十票の差を以て可決、
直に上院に廻附した、表決に先立ち
右豫算總額を五千五百萬弗に減額す
べしとの共和黨議員の修正案は否決
された、尤もルーズヴェルト大統領
は去る三月十四日敬書を通じて右期
間中の事業促進局豫算として一億五
千萬弗の支出を要請してゐたもので
今回の下院の表決により大統領の企
圖する失業救済策は又しても議會方
面の反對により大縮減の憂目を見る
事になつた譯である

海軍首腦第二次異動發表

ワシントン【三三】米國海軍省は去
る十五日作戰部長及びアジア艦隊司
令官の更迭を發表したが更に廿一日
次の如く海軍首腦部の第二次異動を
發表した

第九戰隊司令官、海軍少將
ヘイン・ユリス

任大西洋艦隊司令官、海軍少將
チャールズ・コートニ

任歐洲艦隊司令官、海軍少將
ロバート・ゴムリ

任作戰部附、海軍少將
アルバート・ジョンソン

任作戰部次長、海軍少將
アルバート・ジョンソン

練習艦隊司令官、海軍少將
アルバート・ジョンソン

任作戰部次長、海軍少將
アルバート・ジョンソン

練習艦隊司令官、海軍少將
アルバート・ジョンソン

練習艦隊司令官、海軍少將
アルバート・ジョンソン

練習艦隊司令官、海軍少將
アルバート・ジョンソン

任海軍將官會議議員
排日漁業法案提り續し
サクラメント【三三】目下開會中の
カリフォルニア州議會にヨートイ下
院議員より提案された排日漁業法案
は郷軍(アメリカン・リジジョン)
が國防上の見地から之を支持し又産
業別組織會議も日本人漁夫が勞働總
同盟系組合員たる關係上之を支持し
一方日本人漁業家に關係ある雜誌業
者、日本人を使つてゐる米國人漁業
家及び勞働總同盟は之に反對し微妙
な波紋を描いてゐたが廿一日下院の
漁撈委員會は秘密會で審議の結果六
票對五票の差で握り潰しとなつた、
ヨートイ議員は飽く迄同法案の本會
議通過を圖るといきまいて居る

駐米伊大使信任狀捧呈

ワシントン【三三】新任駐米イタリ
ア大使アスカニオ・デイ・プリンチ
ービ・コロンナ博士は廿二日午後
八時、コロンナ大統領に會見、イタリ
ア皇帝の信任狀を捧呈した、確聞す
るに右信任狀捧呈式に於てコロンナ
大使は「イタリア國王及びエチオピ
ア皇帝陛下」の御稱號を使用したの
に對しルーズヴェルト大統領は「イ
タリア國王陛下」の御稱號のみを使
用し米國政府のエチオピア併合不承
認態度を明らかにしたといはれる、
尚コロンナ大使は信任狀捧呈後約一
時間に亘つてルーズヴェルト大統領
と意見の交換を行つたが恐らく近
中歐の事態につき懇談が遂げられ
たものと見られ注目されてゐる

クリッパー機試験飛行

ボルチモア【三三】汎米航空會社が
最近完成した空の巨鯨ヤンキー・ク
リッパー機は大西洋橫斷定期旅客空
路就航を眞近に控え廿六日午後二時
三十四分ボルチモア空港出發大西
洋橫斷試驗飛行の壯途についた、ヤ
ンキー・クリッパー機は重量四十二噸
米國が世界に誇る空の巨鯨であ
るが今回の搭乗者は乗組員十二名、
陸海軍その他乗客九名合計廿一名で
カリソリン四萬二千三百三十ガロンを
搭載、先づ廿七日早朝アゾール群
島のホルタ港に到着、次いでリスボ
ン、マルセイユ、サザンプトン經由
目的地フォインズ(アイルランド)
に向け飛行する豫定である
ホルタ【三三】大西洋橫斷試驗飛行
の途に著いたヤンキー・クリッパ
ー機は早くも航路の半ば以上を翔破し
東部標準時二十七日午前八時七分東
大西洋アゾール群島ホルタ港に安
着した

☆ 經 済

アメリカ生活費指數

ニューヨーク【三三】アメリカ産業
審議會調査、二月中月央に於けるア
メリカ生活費指數は八五・一で前月
月央に比し〇・三の低落である、因
に右は全米の食料、衣服、家賃、燃
料、照明、其他生活必需品につき一
九二三年の平均を基準一〇〇とした
ものである

△備考 過去の比較を示すと左の通
り(各月月央)

一九三三年	一〇三	昨年三月	六・七
三三年	七三	四月	六・八

三四年	六五	六月	六・七
三五年	六三	五月	六・五
三六年	六三	八月	六・九
三七年	六二	十一月	六・六
三八年	六七	二月	六・八
三九年	六五	一月	六・四
	二	月	八五・一

獨逸製手袋に關稅重課

ニューヨーク【三三】アメリカ政府
はドイツ壓迫策としてドイツ商品に
對し二割五分の輸入附加税を課する
事となつたがアメリカの手袋製造業
はこれによつて好影響を受けるもの
と見られ業者はこの機を利用して大
量的に斯業の回復を圖るべく着々計
畫を擧げて居ると言はれる、蓋しア
メリカの手袋輸入高の大半はドイツ
及びチエコのもので例へば一九三三
年の輸入高總計百四十萬六千六百
年中ドイツ及びチエコ合計は九十
一萬五千ダースと總計の六割二分を
占めその中最も多いのはチエコの綿
編手袋で七十萬ダースに達して居る
からである、これに次いで多いのは
日本からの輸入であるが昨年中の日
本からの手袋輸入高は左の通りであ
る(單位千ダース)

綿クロロセ編手袋

一、キヌローセ編手袋 一六五、
二、キヌローセ編手袋 一八
九、人絹編手袋 一八
荷支那からの輸入は綿クロロセ編四
萬三千ダースに過ぎない

獨逸銀の預金を假差押へ

ワシントン【三三】アメリカ財務省
主稅局は去る三月十五日ニューヨーク
に準銀に寄託されてあるライヒスバ
ンクの預金に對し假差押への處分を
爲したことを今廿一日發表した、尤
も右措置は徵稅手續上必要とする普
通の措置に過ぎず他に何等政治的意
味を含むものでない旨當局より同時
に辯明を行つてゐる、向かかする手
續が履まれるに至つたのは一九二四年
より一九二七年に至る期間にライヒ
バンクがアメリカで行つた商業取
引に關しライヒスバンクが正規の稅
金を納入してゐない結果であつてこ
の意納金額は現在十四萬四千ドル以
上に及んでゐる、而してこれが支拂
ひに關し過般來ライヒスバンクとの
間に折衝が行はれてゐたが埒が明か
ずよつて主稅局では法律の定む所
によつてその債權擁護の爲め今回の假
差押への處分に出でたものであると

金流入阻止策は米經濟に有害

ワシントン【三三】最近對米金流入
はワシントン上りそれが國內經濟に及ぼ
す影響を憂慮する聲が起りつゝある
がモーグソン財務長官は今廿三日
上院銀行通貨委員會委員長ロバート
ワグナー氏に書翰を送り對米金流入
を阻止せんとするが如き方法は如何
なるものと雖も米國經濟に有害なる
影響を及ぼすであらう旨述べてこの
問題に對する政府の態度を示唆する
所あつた

金流入新記録

ニューヨーク【三三】歐洲政情遲延
に及び歐洲資金の對米流入は最近又
今廿一日に至る二十四時間内に成立
した金現送契約は總計一億一千六百
萬ドルの巨額に達し一日間の現送契
約としては記録破りのものであつた
右はヨーロッパ方面より米國向けに
出帆する汽船四隻に大體積込まれる
ものであるが當地金融業者の見る處
によればかかる巨額の外資流入は歐
洲多數諸國の中央銀行が戰爭勃發に

備へてその資金を安全保管並に物資買付けのために對米現送を急いである結果である、一方かゝる巨額の外資流入によりアメリカとしては國內的にもや厄介な問題が派生しつつある、それは例の過剩準備の問題であるその額は三十五億ドルに達してあるが春には恐らく四十億ドルを突破し夏までは更に五億ドルを増加しようとする豫想されて居りこれが對策は焦眉の急と見られてゐる

ヨーロッパ通貨一齊軟化

ニューヨーク【二三】獨波關係を繞りヨーロッパ政局が新たなる緊迫を告げたため今廿一日のニューヨーク外國爲替市場に於てヨーロッパ諸國の通貨は俄然賣壓を被り軒並引馳みを見た、尤も爲替安定資金の大董の活躍の爲實際の値動きは市中に止められフランス、フランは十六分一ポイント安、ギルダは二ポイント安で前日急落したスイス、フランは挺入れが利いてかへつて一ポイント半高、ベルガは四分一ポイント高を示した、併し上海ドル及びビルピーはかゝる買支へがなかつたため底意軟弱を呈してゐた

ニューヨーク株式急落事情

ニューヨーク【二三】最近稍々落付を見せせてゐたニューヨーク株式市場は今廿日のはじめ軟調の後引際に至り急激な賣物の波に襲はれて俄然崩落し主要株は二弗乃至四弗或はそれ以上の急落を告げ一時テツカーは四分も遅れるといふ混亂を呈したがこれについてブローカー一連は揣摩臆測を逞しふしてゐるが一般には次の諸原因が指摘されてゐる

- 一 外國筋の賣物が再び多量に上つた事

一 獨波關係はドイツ官邊の否定にも拘はらず緊迫の度が加はりつつあると傳へられる事

一 廿九日夜のグラデアイエ佛首相の放送演說に對しイタリに不滿の色が濃い事

一 市場がいつもになく脆弱で買氣が乏しかつた事

要するに以上の如き弱材料が輻輳したにせよ餘りにも下げ足が急速であつたことは目先好ましくない傾向だとされてゐる

ウォール街で外貨暗取引旺盛

ニューヨーク【二三】過般來歐洲政局緊迫の結果として外國通貨を公定相場より遙かに安い相場で兩替を行ふ所謂の暗取引が最近ウォール街に於て盛んに行はれるやうになり大いに注目を惹いてゐる、かゝる取引は外國よりの避難あり、思惑筋、輸出入業者、或ひは外貨の密輸筋の間に横行はれ、そこで建つ相場は驚く程値中の開きを示してゐる、特に或る種外貨の如き公定相場の半値以下で兩替が行はれてゐる

農務省豫算下院通過

ワシントン【二三】アメリカ下院本會議は今廿八日總額十一億五千六百萬ドルに上る農務省豫算を可決即日萬ドルに同附した、その中主なる項目は次の通り

- 一 價格調整補助金二億五千萬ドル
- 二 農産物の輸出補助計畫のための支出六千萬ドル、右の中には大統領の勸告せる棉花輸出計畫に基づく補助金も含まれて居る
- 三 盾網買入値引上
- 四 クリーブランド【二三】レバブリック及びオーチス兩製鋼會社は今廿一日屠鋼五萬トンを購入したがトン當

りの買入價格は前回より七十五セント乃至一ドル二十五セント方引上げられてゐた

米國産の絹

ファイラデルフィア【二三】ファイラデルフィア・ペブリック・レッツジャーと題する社説を掲げ米國蠶業の發達を指摘し米國は近く國內の絹需要全部を自國産生糸を以て自給し得るに至るであらうと左の如く述べてゐる絹の代用品は既に日本蠶業にとり由々しい問題となつてゐるが一九三五年以來蠶を孵化し三分の一オンスの卵から今日までに百萬オンスの生糸を得るに成功した、ニューヨーク市の蠶業家ジョン・ウスター氏の如きも又日本の強敵となる要する絹全部を自給し得るといふ確信を有しその證據として米國産の生糸で九十四個の米國々旗を作りこれを幾多の愛國團體に配布してゐる、尤も生糸の生産費の點で米國は日本の低貨銀と競争し得るや否やは疑問であるが少くともウスター氏の實驗は日本の生糸業界に於ける積年の霸權が自然の恩惠による獨占でないことを或程度まで證明するものだ

極東航路に米政府船乗出

ワシントン【二三】アメリカ政府はシヤトル極東航路がカナダ及び日本の汽船省に獨占されてゐるに鑑み過般來アメリカ汽船の同航路に於ける活躍を策しつつあつたが今廿九日アメリカ政府海軍委員會はパシフィック・ノースウエスト・オリエンタル汽船會社をシヤトル極東間の汽船航路代表會社として指定、同社をして

右航路に於けるアメリカ汽船の活動を増大せしめる事となつた、海軍委員會は同社に對し八千トン乃至九千トンの政府保有貨物船四隻を貸與、近く就航の筈と言はれる

社會保險稅引下

ワシントン【二三】モーゲンソー財務長官は今廿四日下院議入委員會にステートメントを送附し右の主に於て最近一部に擡頭しつつある社會保險法に基く課稅率を引下げよとの要求に答へ財務省も今後三ヶ年間に亘り同法に規定されてゐる課稅率を引下げる事に賛成なる旨表明左の如く述べてゐる



アラニーヤ外相歸伯

リオデジャネイロ【二三】ブラジル外相アラニーヤ氏はワシントンに於て米國政府との間に米伯經濟協定を締結し廿三日朝ニューヨークより汽船アルゼンチン號でリオデジャネイロに到着、官民の熱狂的歡迎裡に歸伯した、アラニーヤ外相は上陸直後新聞記者團と會見米伯經濟協定の主要項目たるクレヂット問題、中央準備銀行問題等につき大要次の如く語つた

一、クレヂット問題 輸出入銀行より獲得した一千九百廿萬弗のクレヂットは長期低利で從來の例に反しブラジル政府の裏書なくして直接ブラジル銀行に供與されるものであるが一千万弗のクレヂットの方はブラジルの政府及び個人商社に對する米國からの商品賣込みに關するもので從來の如き現金取引に代り利率は年五分以下、期間は五年乃至十年である、勿論アラジ

Table showing tax rates for various countries: 一九三〇—一九三一年 1% 一九三二—一九三三年 1% 一九三四—一九三五年 2%

行はれると共に印度各州政府及び各地團體等では各州政府總辭職の氣構へを見せたり

有してゐる以上同協定實施を繞る立法議會對總督今後の關係が注目される

新英印協定實施強行

善處を要望、斯くて一小王國の紛争は一瞬にして全印度の重大政治問題化するに至つたのである

邦人十八名は黒瀨貿易斡旋所長の幹に於て廿五日及廿六日の土曜、日曜を利用してタゴール翁の經營するベンガル洲サンテンケンタンの國際學園を見學した

在留邦人タゴール翁訪問

印度議會豫案否決
ボンベイ【三三】印度立法議會は鹽稅の引下げを主張して廿四日の會議で政府の豫算案を否決するに至つた

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人十八名は黒瀨貿易斡旋所長の幹に於て廿五日及廿六日の土曜、日曜を利用してタゴール翁の經營するベンガル洲サンテンケンタンの國際學園を見學した

德里の佛教寺院供養式

印度議會豫案否決
ボンベイ【三三】印度立法議會は鹽稅の引下げを主張して廿四日の會議で政府の豫算案を否決するに至つた

カルカッタ【三三】德里からの報に據れば去る十八日德里に於て今同新たに建立された佛教寺院の會堂供養式が營まれた

英印協定批准拒否

ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

シヤハト博士印度へ

英印協定批准拒否
ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

第二パレスチナ會議開催説

英印協定批准拒否
ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

シヤハト博士印度へ

英印協定批准拒否
ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

シヤハト博士印度へ

英印協定批准拒否
ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

シヤハト博士印度へ

英印協定批准拒否
ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

シヤハト博士印度へ

英印協定批准拒否
ニユー・デリー【三三】過般成立をみた新英印通商協定に對しては印度側に相當の不満があり印度立法議會の批准如何が注目されてゐたが廿八日開會の印度立法議會は審議表決の結果五九票對四七票で新英印協定の批准を拒否した

カルカッタ【三三】カルカッタ在留邦人等には因縁淺からざるもなつた

事する意圖を懐いてゐたことが判明した

一、在留日本人に對し特別の制限を加へた事實なく且つ日本國內に於ける警察取締に較べれば要塞構築後のシンガポール政廳の措置は決して不當ではない

シンガポール【二三】シンガポールに於ける英國官憲の邦人壓迫事件に對する英國政府の對日回答は廿二日シンガポール各紙に掲載されたが在留邦人はいづれも右回答は事件の核心に觸れてゐないとし英國政府の誠意を缺いた態度に憤慨の態である岡本總領事としては事件が既に本國政府間の交渉に移されてゐるので今後の處置に對しては政府の訓令を仰ぐことゝし問題の成行を注視することゝなつた

イラン皇太子御成婚

【二三】イラン國皇太子殿下御成婚記念式典は四月十七日から二十五日まで首都テヘランに於いて國をあげての歡喜と祝福のうちに舉行されるが去る三月十五日エヂプトのカイロに於て御内輪の御結婚を挙げさせられた皇太子殿下には姫宮エヂプト國皇妹ファウジ殿下並に御同道のナズリ皇太后と御共にエヂプト王室用ヨットにて海路四月十五日午前イラン縱貫鐵道の終端ウアングルシヤパール港に御着遊され宮廷特別列車に御乗車同地御發アフワニスにて御晝食、途中フンテイマシニキ・ドワルード・アラーク・クムの各驛で各官公吏、軍隊、少年團學生等の歡呼に答へさせ給ひ、この皇太子妃殿下に因んでイラン國皇帝レザ・シャヤー・パハラビ陛下が同國南北縱貫鐵道最後の連絡驛御命名あらせられたアハ

英 英地方義勇軍を戰時編成 (首相發表)

【三〇】英國政府は歐洲政局の急迫に備へて最近盛んに軍備擴充を急いでゐるが今回地方義勇軍の定員を増加の上戰時編成して人員を倍加するに決しチェンバレン首相より廿九日午後の下院に於いて左の如く發表した

英國政府は現在平時編成にある地方義勇軍の定員を十三萬より十七萬に増加した上直ちに同軍を戰時編成とするに決定した、戰時編成は平時編成の二倍であるから以上の措置により地方義勇軍の人員は三十四萬となる豫定である、所期の人員を出來得る限り短時間に得る必要を國民に徹底せしめるには多大の努力を要する故余は議員諸君がこれに就いて政府に助力を與へられるやう要請する

これに對して勞働黨領袖グリントウツト議員は

余はチェンバレン首相の今回發表された措置を歓迎し且つ政府が志願制度に變更を加へぬ意向を表明されたことを多とする

チェンバレン首相はこれに對して政府の意圖を更に闡明して

志願制度が未だ利用し盡されてはゐないことは將來政争に際して明らかとなるであらう、吾人は志願制度が英國の現在の必要を全部満たすに十分なることを事實によつて證明する結果となつと信ずる

最後に自由黨首シムクレー議員も政府支持の態度を左の如く表明した

自由黨は全力を盡して政府を援助するであらう

世界軍擴競争

(註)地方義勇軍(Territorial Army)

とは英國に於いて正規軍の補助組織として存在する義勇志願兵制度で有事の際には國內防備に當る外陸軍擴充の源泉となるものである、志願兵は日常の業務の餘暇に訓練を受ける外、年に數回定期召集を受ける仕組みになされてゐる、世界大戰の少し前に創設された大戰に際しては數々の勳功を擲てたが最近列國の軍擴に對處して盛んに機械化され特に防空に關しては重要な施設となつてゐる

【三二】英國政府は最近尙大建艦計畫を發表して海軍擴張を急ぎつゝあるが廿一日のデイリー・エクスプレス紙は同紙海軍記者の情報として一九四三年には英國の軍擴計畫の完成の結果極東艦隊が出現するであらうと左の如く報道してゐる

英極東艦隊出現を期待

英國國防當局は日本の建艦六ヶ年計畫に對抗して極東の海軍力増加を企圖しつゝあり一九四三年には東洋艦隊の出現が期待されてゐる

英國國防當局代表は近く濠洲に會して英帝國極東國防會議を開催、セイロン島のコロンプゴ以東の防備強化を討議する豫定でその際東洋艦隊の問題も必然的に議題となるものと豫想される

【三三】英國政府は來る四月十四日より關係自治領代表を招集してニュージランド首都ウェリントンで太平洋國防會議を開催することとなつたがインスキップ自治領相は廿二日午後下院に於いて右會議に對する英國代表の氏名を左の如く發表した

【三三】シンガポールを中心とする英國支那艦隊東印度艦隊其他陸海空聯合の攻防大演習は去る十六十七の兩日に亘つて行はれたが演習終了後各司令官はシンガポール根據地に集合、演習の結果殊に支那東印度兩艦隊の聯繫成績につき意見を交換、重要協議を行つた、折柄歐洲情勢が急を告げつつある際とて今回の演習に關しては一切外部に發表せず極秘に附されてゐる、廿一日各艦は無電操練による標的飛行機クイン・ビー機に對する實彈射擊演習を行つたが廿二日も引續き各砲臺では同標的機を使用して對空射擊演習を行ふ豫定である、尙今次演習に參加した水雷敷設艦マッドウエー號、驅逐艦ドレイク號は廿一日香港に向ひ潜水艦十三隻、驅逐艦ダンカン、デアアモンド、ダッチェス、デライト各號は廿二日中に香港に、東印度艦隊ノーフォーク號、巡洋艦アンチエ

【三三】英國政府は來る四月十四日より關係自治領代表を招集してニュージランド首都ウェリントンで太平洋國防會議を開催することとなつたがインスキップ自治領相は廿二日午後下院に於いて右會議に對する英國代表の氏名を左の如く發表した

【三三】シンガポールを中心とする英國支那艦隊東印度艦隊其他陸海空聯合の攻防大演習は去る十六十七の兩日に亘つて行はれたが演習終了後各司令官はシンガポール根據地に集合、演習の結果殊に支那東印度兩艦隊の聯繫成績につき意見を交換、重要協議を行つた、折柄歐洲情勢が急を告げつつある際とて今回の演習に關しては一切外部に發表せず極秘に附されてゐる、廿一日各艦は無電操練による標的飛行機クイン・ビー機に對する實彈射擊演習を行つたが廿二日も引續き各砲臺では同標的機を使用して對空射擊演習を行ふ豫定である、尙今次演習に參加した水雷敷設艦マッドウエー號、驅逐艦ドレイク號は廿一日香港に向ひ潜水艦十三隻、驅逐艦ダンカン、デアアモンド、ダッチェス、デライト各號は廿二日中に香港に、東印度艦隊ノーフォーク號、巡洋艦アンチエ

【三三】シンガポールを中心とする英國支那艦隊東印度艦隊其他陸海空聯合の攻防大演習は去る十六十七の兩日に亘つて行はれたが演習終了後各司令官はシンガポール根據地に集合、演習の結果殊に支那東印度兩艦隊の聯繫成績につき意見を交換、重要協議を行つた、折柄歐洲情勢が急を告げつつある際とて今回の演習に關しては一切外部に發表せず極秘に附されてゐる、廿一日各艦は無電操練による標的飛行機クイン・ビー機に對する實彈射擊演習を行つたが廿二日も引續き各砲臺では同標的機を使用して對空射擊演習を行ふ豫定である、尙今次演習に參加した水雷敷設艦マッドウエー號、驅逐艦ドレイク號は廿一日香港に向ひ潜水艦十三隻、驅逐艦ダンカン、デアアモンド、ダッチェス、デライト各號は廿二日中に香港に、東印度艦隊ノーフォーク號、巡洋艦アンチエ

【三三】シンガポールを中心とする英國支那艦隊東印度艦隊其他陸海空聯合の攻防大演習は去る十六十七の兩日に亘つて行はれたが演習終了後各司令官はシンガポール根據地に集合、演習の結果殊に支那東印度兩艦隊の聯繫成績につき意見を交換、重要協議を行つた、折柄歐洲情勢が急を告げつつある際とて今回の演習に關しては一切外部に發表せず極秘に附されてゐる、廿一日各艦は無電操練による標的飛行機クイン・ビー機に對する實彈射擊演習を行つたが廿二日も引續き各砲臺では同標的機を使用して對空射擊演習を行ふ豫定である、尙今次演習に參加した水雷敷設艦マッドウエー號、驅逐艦ドレイク號は廿一日香港に向ひ潜水艦十三隻、驅逐艦ダンカン、デアアモンド、ダッチェス、デライト各號は廿二日中に香港に、東印度艦隊ノーフォーク號、巡洋艦アンチエ

スターは廿四日セイロンに、支那艦隊旗艦セント號、巡洋艦サフォーク號、哨戒艦フルマス號は卅日香港に夫々引揚げることとなり、又航空母艦イーグル號、驅逐艦ダリーング號は四月十二日から極東各地巡航の途につくため夫々シンガポールを抜錨する豫定である

獨逸 獨王力艦二隻目進水近し

新鋭三萬五千噸級主力艦G號はヒトラー總統親臨のもとに來る四月一日グイヘルムスハーフェン軍港に於いて進水式を舉行することになつた、新主力艦G號は去る十四日進水したビスマルク號に續く二隻目の三萬五千噸級主力艦でドイツ海軍擴張の親チイルビツ提督の名に因んでアドミラル、フオン、チイルビツ號と命名される筈である、因みに新主力艦G號はビスマルク號と同様排水量三萬五千噸、備砲。三十八糎砲八門、十五糎砲十二門、速力三十ノット以上の性能を有する優秀艦である

瑞西 現役兵在役期間延長

ベルン【三三】スイス聯邦議會は二十七日國際情勢の緊迫化に鑑み現役兵の在役期間を若干延長する件を可決した

米 米國米國防追豫算案下院通過

ワシントン【三三】下院豫算委員會は廿二日國防關係事業費を中心とする總額一億八千五百六十七萬二千弗の追加豫算案を採擇し本會議へ廻附したが下院本會議は即日滿場一致でこれを可決直ちに上院に送附した、追加豫算案の要旨左の通り(單位千弗)

佛新銳驅逐艦近く竣工

佛新銳驅逐艦近く竣工
パリス【三二】フランスは列國の建築競争に呼應し著々海軍増強に邁進しつつあるがフランス建艦計畫中一九三八年度建造豫定の最新鋭驅逐艦四隻「アントレピッド」「テメルール」「オビニアル」「アアンテューレ」の建艦工事は近く完了、フランス海軍に一威容を加へることになつた、新艦は何れも一七、七二噸、備砲五・一時砲六門、廿七糎高射砲四門、十三糎高射砲四門の新鋭驅逐艦である

米 沿岸防備強化費

沿岸防備強化費 一、〇〇〇、〇〇〇 六、五五九

一、海軍關係

一、建艦費不足分追加 三、七〇〇
一、空軍關係
一、グアージニア州ラングレイ・フィールド飛行場の航空研究所の強化費 二、四〇〇
一、其他の各省豫算追加

米陸空軍強化案兩院通過

ワシントン【三三】總額三億五千八百萬弗上る陸軍航空強化法案は兩院協議會を経て夫々上下兩院へ再廻附されたが廿二日兩院とも異議なくこれを承認、直ちにルーズヴェルト大統領の署名を求めるとともにワシントンへ廻附した、陸軍航空強化案の内容左の通り
一、陸空軍を充實し常備機數を最大限六千臺に増加三億弗
一、パナマ運河防備強化二千三百七十五萬弗
一、軍需産業従業員養成三千四百五十萬弗

陸軍豫算案上院通過

ワシントン【三三】上院本會議は去る三日下院より廻附された總額四億九千八百八十八萬八千弗に上る一九三九一四〇年度陸軍豫算案を審議して夫々が廿四日一千三百三十萬一千弗を追加して總額五億一千三百十八萬九千九百九十九弗としてこれを可決直ちに上院本會議に送附した、上院議出委員會によつて追加された一千三百三十萬一千弗の使途内譯は次の議り(單位千弗)
一、航空研究費 一、〇〇〇
一、州兵舍新設補助費 一、五七五
一、兵器廠機械購入費 六、〇〇〇
一、豫備士官訓練教育費追加 二、一八三
一、その他 二、七四三

陸軍豫算案上院通過

ワシントン【三三】上院本會議は去る三日下院より廻附された總額四億九千八百八十八萬八千弗に上る一九三九一四〇年度陸軍豫算案を審議して夫々が廿四日一千三百三十萬一千弗を追加して總額五億一千三百十八萬九千九百九十九弗としてこれを可決直ちに上院本會議に

一、沿岸防備強化費

一、沿岸防備強化費 七、〇三三、五五九
一、太平洋海岸 百九十八萬五千弗
一、パナマ運河 三百三十一萬三千弗
一、ハワイ島 四百三十三萬三千弗
一、新陸軍兵舍建設費 八百五十九萬五千弗
一、陸軍情報費 十二萬五千弗
一、航空研究費 百萬弗
一、州兵舍新設補助費

米海軍追加豫算要求

ワシントン【三三】ルーズヴェルト大統領は廿七日下院に書翰を送り明年度海軍追加豫算一千九百五十七萬五千弗の計上を要請した、追加豫算内譯左の通り(單位千弗)
一、新航空機購入費 四、二六六
一、ノーフォーク訓練所改造費 一、〇〇〇
一、ニユー・ロンドン潜水基地改造 三、三三三
一、其他 四、七五五
一、四萬五千噸級建造豫算提出がワシントン【三三】米國海軍はルーズヴェルト大統領の同意を得て愈々四萬五千噸級主力艦二隻の建造に着手することになつたが本年度にはその第一次建艦計畫として四萬五千噸級主力艦二隻を建造すべくその豫算は本會議に提出されるものと見られる、四萬五千噸級主力艦の第二次建造計畫も既に考慮され明年度以降の議會に同型主力艦數隻の建造豫算が提出されるものと見られる尙海軍當局では米國海軍は今後は老齡主力艦の廢棄毎に四萬五千噸級主力艦を建艦し代艦せしむる計畫であると語つてゐる

一、沿岸防備強化費

一、沿岸防備強化費 七、〇三三、五五九
一、太平洋海岸 百九十八萬五千弗
一、パナマ運河 三百三十一萬三千弗
一、ハワイ島 四百三十三萬三千弗
一、新陸軍兵舍建設費 八百五十九萬五千弗
一、陸軍情報費 十二萬五千弗
一、航空研究費 百萬弗
一、州兵舍新設補助費

一、沿岸防備強化費

一、沿岸防備強化費 七、〇三三、五五九
一、太平洋海岸 百九十八萬五千弗
一、パナマ運河 三百三十一萬三千弗
一、ハワイ島 四百三十三萬三千弗
一、新陸軍兵舍建設費 八百五十九萬五千弗
一、陸軍情報費 十二萬五千弗
一、航空研究費 百萬弗
一、州兵舍新設補助費

一、沿岸防備強化費

一、沿岸防備強化費 七、〇三三、五五九
一、太平洋海岸 百九十八萬五千弗
一、パナマ運河 三百三十一萬三千弗
一、ハワイ島 四百三十三萬三千弗
一、新陸軍兵舍建設費 八百五十九萬五千弗
一、陸軍情報費 十二萬五千弗
一、航空研究費 百萬弗
一、州兵舍新設補助費

一、沿岸防備強化費

一、沿岸防備強化費 七、〇三三、五五九
一、太平洋海岸 百九十八萬五千弗
一、パナマ運河 三百三十一萬三千弗
一、ハワイ島 四百三十三萬三千弗
一、新陸軍兵舍建設費 八百五十九萬五千弗
一、陸軍情報費 十二萬五千弗
一、航空研究費 百萬弗
一、州兵舍新設補助費

度分豫算を要求するものといはれる
 ワシントン【三六】米國海軍は過般
 來有史以來最大の軍艦四萬五千噸主
 力艦の建造を考慮中と傳へられたが
 ルーズヴェルト大統領は四萬五千噸
 主力艦二隻建造に關する極限を賦與
 した旨二十八日ホワイト・ハウスよ
 り發表された、尙右主力艦二隻は即
 時起工の見込みである

四萬五千噸主力艦の性能

ワシントン【三六】米國海軍は世界
 海軍軍擴競争に對處、その優勢を持
 する必要上今回四萬五千噸級超弩級
 艦の二隻建造を決定したが、四萬五
 千噸級超弩級艦の建造は世界建艦史
 上今回の建造を以つて矯矢とするだ
 けにその細目設計は世界注目目的と
 なつてゐた所廿九日海軍消息通から
 得た情報に依れば新主力艦は左の性
 能を有するものといはれる

一全長 八百六十呎

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

一噸位 八百六十噸

發表した

米國海軍は近々尅大なる蚊艦隊を
 建造する豫定であるが右蚊艦隊は
 水雷其他の輕兵器を積載、非常な
 高速度を有して敵艦を近距離から
 攻撃するに用ひられるものである
 現在建造計畫中の艦型は全て三百
 噸を越へざるもので左の二種ある
 一自動水雷艇(艇長五十四呎乃至
 七十呎)
 一驅潜艇(艇長百十呎乃至百六十
 五呎)

米新航空母艦設計

ワシントン【三七】米國の對佛軍用
 機供給問題は米國の外交政策と關聯
 して今期米議會の最大政治問題にま
 て發展したか米國のフランスに對す
 る軍用機の供給は其後も依然として
 續けられてゐるもの、如く廿七日駐
 米フランス大使館員、漏らす所によ
 りればフランス政府は今回グレン・マ
 ルチン航空機製造會社との間に發動
 機二基付マルチン輕爆撃機百臺の新
 購入契約を結んだ、因みに今日まで
 のフランス政府の米軍用機購入臺數
 は七百十五臺に上つてゐるといはれ

日本にも備へよ

ワシントン【三六】米國海軍は四萬
 五千噸級主力艦の建造を發表して各
 方面にセンセーションを捲き起して
 るが續いて廿九日海軍省は近く尅
 大「蚊艦隊」を建造する旨左の如く
 ニューヨーク【三五】廿四日のニュ
 ーヨーク・デリー・ミラー紙は「米

國艦隊の眼は日本に向けられる

題する社説を掲げ米國は歐洲のみに
 捉はれず日本にも充分備へべきこと
 を強調、左の如く論じてゐる
 現在大西洋にある米國艦隊の一部
 を太平洋に廻航すべきか否かの問
 題は米國海軍を當惑させてゐる、
 歐洲の戦雲に徴し米國艦隊が東西
 洋にあるのは幸ひの如く見えるが
 歐洲戰爭が勃發すれば日本はこれ
 に乘じ太平洋に於て更に注意を要す
 るの關切も知れず殊に注意を要す
 るのは關南印度である、從つて戰
 略家のうち或る者は米國艦隊の少
 く共一部を太平洋に廻し萬一に備
 へよと主張してゐる

米空港網整備要請

ワシントン【三三】米國政府は空軍
 整備と共に民間航空獎勵にも躍起と
 なつてゐるが民間航空局は廿四日下
 院に對し空港網整備のためその第一
 着手として一億二千五百萬弗の支出
 を承認する様要求、次の報告書を提
 出した

米國全土に亘り適切なる空港網を整
 備するためには總額四億三千五百
 萬弗の費用をもつて現在の空港數
 二千二百を一舉に三千に増加する
 ことが必要だが民間航空局は少く
 もその第一着手として議會が一億
 二千五百萬弗の支出を承認、政府
 をして空港網擴充に積極的に乗出
 すことが出来る様取計らはれたとい

ニューヨークに巨大ドック

ワシントン【三三】米國海軍作戦部
 長リ・提督は廿三日下院に對し書簡
 を送りニューヨーク港に建設されるべ
 き大型乾ドックに對する政府の助成
 金支出を要請した書簡要旨左の通り
 將來建造されるべき最大の軍艦乃至

は商船をも收容し得られるやうな

巨大な乾ドックをニューヨーク港
 に建設する計畫があるが余はこれ
 に對し政府が助成金を支出するよ
 うを要請する、乾ドックの建造豫算
 は六百五十萬弗であるが内三百五
 十萬弗は政府の助成金に依りたい
 而してその殘額は乾ドック建造に
 つき既に賛意を表明してゐる民間
 商社が擔當する筈である

オークランド軍需貯藏所強化案

ワシントン【三三】米國下院海軍委
 員會は曩に下院を通過した海軍貯備
 強化案とは別個に總額六百五十萬弗
 に上るカリフォルニア州オークラン
 ド要塞の海軍軍需貯藏所強化案を審
 議してゐたが廿一日これを可決直ち
 に下院本會議に回附した、右オーク
 ランド海軍軍需貯藏所強化案が成立
 した曉にはカリフォルニア州メー
 ア・アイランドの海軍根據地を補強
 するものとして太平洋防備に重要な
 役割を演ずることとならう

軍需品貯藏法案上院通過

ワシントン【三三】米國上院は過般
 來審議中の軍需品購入貯藏法案を廿
 一日修正の上可決、これを下院に過
 附した、右法案は今後四ヶ年計畫を
 以て軍需資材の整備を行はんとする
 ものでその主要内容次の通り

- 一、陸海軍は毎年一千萬弗を以て戰
 略的軍需資材を購入貯藏し得
- 一、毎年五十萬弗の豫算を以て戰
 略的軍需資材の國內豫算を開發す

軍需資材確保法案可決

ワシントン【三三】下院陸軍委員會
 は廿一日軍需資材確保法案を可決し
 た、同法案は向ふ四ヶ年間に亘り米
 國內にて生産し得ざる軍需資材を總
 額一億弗迄要求し得る權限を政府に

賦與するもので之等資材の輸入方法

直接購入による
 一、過剩生産農産物との交換による
 一、列國の戰債支拂の一部として現
 品給與を受ける
 等の諸手段によるもので先づ第一
 年度の直接購入額はルーズヴェルト大
 統領の要請に基き一千萬弗以内とす
 るといふのである、尙二月廿四日上
 院陸軍委員會に於ても同内容の法案
 が可決されてゐる

國際會議

國際著作權專門家委員會延期か
 バリ【三三】國際著作權會議第三回
 專門家委員會は來る四月ブリュッセル
 で開催される豫定だったがベルギ
 ー政府は最近に於ける歐洲政局の紛
 糾に鑑み右專門家委員會を七月迄延
 期するに決定したと云はれる、從つ
 て本年未開催豫定の國際著作權會議
 總會も來年に延期されることとなら
 う、尙第三回專門家委員會出席の日
 本代表姉崎博士は既に十九日東京を
 出發歐洲に向つた

國際錫第二季割當

ロンドン【三三】國際錫委員會は豫
 定の如く今廿二日ロンドンに會合、
 本年第二季(四月六月)の錫輸出割
 當につき協議の結果基準割當の四十
 パーセントに決定した、右は現行本
 年第一季の輸出割當即ち自由市場提
 供用基準割當の三十五パーセント、
 パツファ・ブール提供用十パーセン
 ト合計四十五パーセントに比し五バ



1セントの引下げであるが、パツファ
1・プールの提供用割當は不明である
なほ本日の委員會合に於て現在割
當を超過せる加盟國の輸出分に關す
る處分につき取極めが行はれた旨發
表された、委員會の次回會合は來る
四月廿七日ヘーグで行はれる筈であ
る

歐洲ワイヤ輸出好調

エッセン【三三】國際ワイヤ・カル
テルのワイヤ製品輸出は豫想
されてゐる如く去る二月中には若干
の諸國向けに季節的活況を呈して注
目を惹いてゐる、即ち同カルテルの
中央販賣關たる國際ワイヤ輸出會社
(I.W.E.C.O.)は多數歐洲諸國殊に
オランダ、スカンデナヴィア、イギ
リスから可成りの受注があり、歐洲
以外の諸市場からの注文も緩慢乍ら
見直しを示しアメリカ品との競争が
あつたにも拘らず南米からも稍々多
量の注文があつた、尤も若干の市場
特にアメリカとの競争市場に對して
は國際ワイヤ輸出會社は植引を行は
ざるを得なかつたと言はれてゐる



世界飛行スピード新記録

バルリン【三三】デイトール「航空大
尉は卅一日單發ハインケル單座戰闘
機を操縦川料のコースに於て時速七
四六・六六の驚異的スピードを出
して世界新記録を樹立した、從來の
國際記録は一九三四年十月イタリ
アのフランセスコ・アジエロ氏の樹立
した七〇九・二〇九秒で今回の新記
録はアジエロ氏の記録を破ること平
均時速三七秒である、ヒトラール總統
はデイトール大尉に對し特に祝辭を

呈してその功を賞した因みに記録樹
立に使用された飛行機の發動機は
一・一七五馬力であつた

トピック

華府名物「櫻祭」の盛況

ワシントン【三三】米都ワシントン
の名物ボトマツク河畔の日本櫻はこ
こ二三日が満開で、市主催の「櫻週
間」が空も晴れた今日卅一日賑かに
始まつた、昨年は日支事變の影響も
あつて櫻祭の女王を選ぶこともなく
萬事控目であつたが、今年は斯う言
つた行懸りをさりと捨てて大々的
に櫻の春を謳歌することとなつた、
この日朝七時「曉の櫻祭」と稱し滿
開の櫻樹の間をぬつて踊る櫻踊りが
此の日のプログラムの皮切りとなつ
てゐるので早朝から大變な人出、此
の踊りの次に海軍陸戰隊軍樂隊の野
外演奏、其の他音楽餘興が終日續け
られる、午後四時半にはワシントン
社交界の花形で又歌手としても有名
な美しいペギー・タウゼンド嬢が
バックレイ上院議員以下多數社交界
の名流を集めた公園内の式場で女王
の冠を授けられる、式場には美しい
日本の着物を着けた大使館員夫人、
令嬢達が更に色彩を添へる筈で此の
美しい催しの情景はラヂオを通じて
全國に放送されることになつてゐる
更に夜に入ると大花火の催しがあり
今日の人出は十萬を下らぬ見込みで
ある、櫻週間に米國各地から押寄
せる見物は五十萬を越えようといは
れワシントンのホテルといふホテル
は満員の盛況、殊にワシントンの諸
新聞は寫眞と共に連日「日本櫻」と
特に日本の名を忘れず書立て往年東

京市が送つた親善の櫻花は今年も見
事にその使命を果してゐる
海龍號遭難か
サンフランシスコ【三三】ハンメル・
ハンメル號に續く太平洋ジャンク横
斷第二陣として米國の著名な冒險旅
行家リチャード・ハリバートン氏を
船長とする百噸ジャンク「海龍」號
は去る二月初旬香港を出帆サンフラ
ンシスコ萬國埠を目指して漂泊の南
太平洋横斷のスタートを切つたが、
去る廿五日遭難の無電を發した儘消
息不明となつたのでその安否が邊か
に氣遣はれるに至つた、即ち去る廿
五日太平洋を横濱に向け航海中のブ
レザデント・クローリツチ號は「海龍」
號より南太平洋洋ミッドウェイ島西方
百哩の海上で颶風に逢ひ遭難中との
無電に接したがこれを最後として同
號からの無電報告はばつたり杜絶え
てしまつた、マツケイ無電會社では
卅日遭難現場近海を航行中の汽船全
部に對し搜索依頼の無電を發する一
方サンフランシスコのハリバートン
氏側近者は米國海軍に同號救助のた
め南太平洋方面にある軍艦を現場に
派遣するよう要請するなど頻りに救
助策を講じてゐる、因みに海龍號に
はハリバートン船長以下米國人十名
支那人四名が乗り組んでゐる

「國際通信聯盟」

日本 同盟通信社

滿洲國 通社

英國 ロイター社

米國 A.P.P.社

フランス U.P.社

ドイツ D.N.B.社

ソヴェト ソヴェト社

イタリア ステファニ社

ポロランド P.A.T.社

外二十ヶ國代表の二十社

同盟旬報

(毎月三回發行)

定部 卅五錢 送料壹部
半年分 五圓五十錢 一錢五厘
壹年分 拾圓 半以上上の
社費は送料別本

編輯發行 大川幸之助

東京市京橋區淺草町三丁目十二番地一
印刷所 株式大倉印刷所

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 法人同盟通信社

同盟通信社發行刊行物に關
する御用はすべて左記宛に
御願ひします。

東京市銀座西八ノ九

【同盟通信社別館】

社團 同盟通信社出版部
振替貯金口座
東京八五〇〇番

營業專用

銀座(57) 三九七

經濟週刊報 編輯部

時專年鑑 銀座(57) 六〇七八

寫眞新聞編輯部

銀座(57) 二二三〇

同盟旬報編輯用

銀座(57) 六〇七九

專 用 電 話

內閣印刷局發行圖書 (昭和14年3月現在)

內閣	
官報	1部 0.05 1ヶ月 0.95 1ヶ外 3.00
	1部 0.05 1ヶ年 2.40
週報	1部 0.05 1ヶ年 2.40
	昭和十二年上篇(1號—37號) 1.85 下篇(38號—63號) 1.30 昭和十三年上篇(64號—89號) 1.30
週報合本	1部 0.10 1ヶ年 4.80
	昭和十二年上篇(1號—37號) 1.85 下篇(38號—63號) 1.30 昭和十三年上篇(64號—89號) 1.30
寫真週報	1部 0.10 1ヶ年 4.80
	〔月刊〕法令全書 { 送料内地 0.14 0.40
〔月刊〕官廳刊行圖書月報	{ 送料 0.06
	昭和十四年用職員手帖 0.40
職員錄	昭和十三年7月現在 { 送料 3.80 0.30
	第七十三回帝國議會議事速記録集 { 送料内地 3.80 0.38
昭和典禮要録(第十版) 3.00
	昭和十三年列國國勢要覽 0.15
〔月刊〕統計時報 0.35
	昭和十二年人口動態統計 { 1.40 送料内地 0.14
〔月刊〕企業畫 0.30
	昭和十二年列國資源撮要 第四號 { 0.45 送料 0.09
重要鑛物資源資料目錄 1.00
	全國公私試驗研究項目要覽 昭和十二年第六號 2.20
地方財政改善ニ關スル內閣審議會中間報告 1.80
外務省	
條約彙纂 一般國際條約集 第二卷第八部 8.00
大藏省	
英文日本財政經濟年報(1937年) 2.00
大藏省第六十三回年報	3.00 { 送料内地 0.14
	昭和十一年日本外國貿易年表 { 中篇 5.00 送料内地 0.22 下篇 3.00 送料内地 0.14
昭和十二年日本外國貿易年表	上篇 5.00 送料内地 0.22
	主稅局第六十四回統計年報書 { 1.40 送料内地 0.10
昭和十三年調金融事項參考書	2.00 { 送料内地 0.14
	昭和十二年國債統計年報 { 2.20 送料内地 0.10
昭和十四年帝國豫算綱要	0.25 { 送料内地 0.03
	國債法規 { 12.00 送料内地 0.22
陸軍省	
帝國及列國の陸軍(昭和十四年版) 0.30

中部支那明細圖	{ 送料 0.05 0.03
支那事變下に再び陸軍記念日を迎へて	{ 送料 0.15 0.06
海軍省	
東亞新秩序の建設と帝國海軍	{ 送料 0.10 0.03
文部省	
國體の本義 0.35
國體の本義解説書	各册 0.20
明日の政治	
我が國體	各册 0.20
我が子	
孝	各册 0.20
孝	
教學叢書	{ 第一輯 0.55 第二輯 0.45 第三輯 { 送料内地 0.50 0.10 第四輯 { 送料 0.45 0.06
教學叢書特輯第一篇	{ 送料内地 0.90 0.10
學校體操教授要目 0.15
日本諸學振興委員會 研究報告	{ 第一編(教育學) 0.85 第二編(哲學) 1.00 送料内地 0.10 第三編(國語國文學) { 1.10 送料内地 0.10 第四篇(歷史學) 0.90 送料内地 0.10
	青年學校關係法令追録
青年學校教授及訓練要目(職業科)	{ 0.65 送料内地 0.10
保存行政關係法規 0.60
農林省	
米穀關係法規 0.25
水產會關係法規 0.30
輸出水產物取締關係法規 0.80
輸出水產物ノ生産並ニ輸出統計表	{ 0.90 送料 0.06
中華民國北支中支新政府並滿洲國 0.35
水產物輸入關稅及同輸入統計表	{ 送料 0.03
米國ニ於ケルレイヨン關係業取引 0.25
取締規則ト織物內容表示問題	{ 送料 0.03
商工省	
昭和十二年工場統計表	{ 6.50 送料内地 0.22
輸出入品等ニ關スル臨時措置(第一、二、三回) 0.90
ニ關スル法律及關係法規集(加除訂正版)	{ 送料 0.06
厚生省	
退職積立金及退職手當法關係法令 0.12
會計検査院	
會計検査法規 0.70
昭和十二年帝國決算統計 4.50
南洋廳	
南洋廳法令類聚 9.00

申込所

內閣印刷局直賣所
全國各地官報販賣所
全國書店(週報寫真週報は)
驛賣店にもあります

發行所

東京市麴町區大手町
內閣印刷局

電話(丸ノ内)(23)351—359
振替 東京 19000

★ 版年四十和昭 ★

同盟通信社調査部編

昭和十四年版

時事年鑑

☆四六倍判八百五十餘頁
☆美麗箱入本製本特製

『時事年鑑』は凡ゆる年鑑と百科辭典を一冊に壓縮した我國唯一の綜合大年鑑であります。その内容は今更申すまでもなく飽く迄も『時事年鑑』二十年の傳統を生かすと共に本社獨特の組織と完備せる通信網と相俟て本社調査部總動員の上取材したその豊富なる資料、正確なる統計數字を以て誇り得る最新のものとして確信致します。『昭和十四年版時事年鑑』は政治、外交、軍事、財政、經濟、交通、労働に更に文藝、美術、スポーツ等に、事變下日本の凡る實相と國際非常時局の情勢を克明に記録しつくしたもので、總ての年鑑中の王座『標準版』の自信を以つて世に贈るものであります。敢へて銀行、會社、工場、學校は勿論御家庭にも是非一部を御備へになる様お奨めする次第であります。

目次

皇位	爵位	氣位	政治	貴族	衆議院	行政	國會議員	陸軍	海軍	支那	外交	財政	專賣	經濟	戰時	銀行	郵便	商社	貿易	産業	戰時	
勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章	勳章
室宮	功象	治象	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會	院會
農林	農業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業	林業
工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業	工業
礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業	礦業
運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸	運輸
航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空	航空
勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務	勞務
教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育
出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版	出版
警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察	警察
衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生	衛生
藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術	藝術
庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園	庭園
美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術	美術
演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝	演藝

送料
海地方
外方
六十三
錢

定
金
一圓
五十
錢

價
至
急
申
込
下
さい

東京市京橋區同盟通信社發行所
電話 五七三〇九番
電話 五七三〇九番
電話 五七三〇九番

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

同盟通信社

電話代分器設置(57三二二番) 振替貯金口座東京八五〇〇番